日野市議会会議録

平成６年第１回定例会

第１号～第14号

３月９日 開会
４月14日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1887270

平成６年　第１回定例会日程

３月　９　日	（水曜日）	仮議席の指定、会議録署名議員の指定、会期の決定、日野市議会議長選挙、会期の延長
３月１０日	（木曜日）	日野市議会議長選挙、会期の延長
３月１１日	（金曜日）	日野市議会議長選挙、会期の延長
３月１４日	（月曜日）	日野市議会議長選挙、会期の延長
３月１５日	（火曜日）	日野市議会議長選挙、議席の決定会議録署名議員の指名、日野市議会副議長選挙、会期の延長
３月１６日	（水曜日）	日野市議会副議長選挙
３月１７日	（木曜日）	日野市議会常任委員会委員の選任、日野市議会議会運営委員会委員の選任、日野市議会平成６年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙、東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙、南多摩斎場組合議会議員

1887270

		の選挙、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙、日野市農業委員会委員の推薦、日野市消防委員会委員（議会選出）の選任、会期の決定、所信表明、行政報告、諸般の報告
3月18日	（金曜日）	議案上程、請願上程
3月31日	（木曜日）	議案審査報告
4月 1日	（金曜日）	議案審査報告、請願上程、議案上程
4月 4日	（月曜日）	一般質問
4月 7日	（木曜日）	一般質問
4月13日	（水曜日）	一般質問
4月14日	（木曜日）	一般質問、議案上程、請願上程

平成６年
第１回定例会

日野市議会会議録目次

○３月９日　水曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 3
仮議席の指定 …… 3
会議録署名議員の指定 …… 3
会期の決定 …… 3
（選挙）
日野市議会議長の選挙について …… 4
会期の延長 …… 4
延会 …… 4

○３月10日　木曜日（第２日）

出席議員 …… 5
欠席議員 …… 5
出席説明員 …… 6
議事日程 …… 6
開議 …… 7
（選挙）
日野市議会議長の選挙について …… 7
会期の延長 …… 7
延会 …… 8

○３月11日　金曜日（第３日）

出席議員 …… 9

欠　席　議　員 …… 9
出　席　説　明　員 …… 10
議　事　日　程 …… 10
開　　議 …… 11
（選　挙）
日野市議会議長の選挙について …… 11
会　期　の　延　長 …… 11
延　　会 …… 12

○３月14日　　月曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 13
欠　席　議　員 …… 13
出　席　説　明　員 …… 14
議　事　日　程 …… 14
開　　議 …… 15
（選　挙）
日野市議会議長の選挙について …… 15
会　期　の　延　長 …… 15
延　　会 …… 16

○３月15日　　火曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 17
欠　席　議　員 …… 17
出　席　説　明　員 …… 18
議　事　日　程 …… 18
開　　議 …… 19
（選　挙）
日野市議会議長の選挙について …… 19
議席の指定について …… 22
会議録署名議員の指名について …… 23
日野市議会副議長の選挙について …… 23

会　期　の　延　長 …… 23
延　　会 …… 24

○３月16日　　水曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 25
欠　席　議　員 …… 25
出　席　説　明　員 …… 26
議　事　日　程 …… 26
開　　議 …… 29
（選　挙）
日野市議会副議長の選挙について …… 29
会　期　の　延　長 …… 32
延　　会 …… 32

○３月17日　　木曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 33
欠　席　議　員 …… 33
出　席　説　明　員 …… 34
議　事　日　程 …… 34
開　　議 …… 37
（設置・選任）
日野市議会常任委員会委員の選任について …… 37
日野市議会議会運営委員会委員の選任について …… 37
日野市議会平成６年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会
の設置及び委員の選任について …… 37
日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について …… 37
（選挙・推薦・選任）
東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について …… 38
東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙について …… 38
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について …… 39
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について …… 39

南多摩斎場組合議会議員の選挙について …… 40
南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について …… 41
日野市農業委員会委員の推薦について …… 41
日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について …… 43
会期の決定 …… 45
所信表明 …… 46
行政報告 …… 123
諸般の報告 …… 123
散会 …… 123

○３月18日　金曜日（第８日）
出席議員 …… 125
欠席議員 …… 125
出席説明員 …… 126
議事日程 …… 126
開議 …… 131
（議案上程）
議案第１号　平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認について …… 131
議案第２号　日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について …… 132
議案第３号　日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について …… 136
議案第４号　第３次日野市基本構想の制定について …… 139
議案第５号　政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について …… 139
議案第６号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 164

議案　第　7　号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 164
議案　第　8　号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 168
議案　第　9　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 168
議案　第　10　号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 168
議案　第　11　号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 168
議案　第　12　号　平成5年度日野市一般会計補正予算（第4号） …… 171
議案　第　13　号　平成5年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） …… 182
議案　第　14　号　平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号） …… 184
議案　第　15　号　平成5年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第4号） …… 187
議案　第　16　号　平成5年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号） …… 189
議案　第　17　号　平成5年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号） …… 191
議案　第　18　号　平成5年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号） …… 193
議案　第　19　号　平成6年度日野市一般会計予算 …… 194
議案　第　20　号　平成6年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 211
議案　第　21　号　平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 211
議案　第　22　号　平成6年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 211
議案　第　23　号　平成6年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 211
議案　第　24　号　平成6年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 211
議案　第　25　号　平成6年度日野市老人保健特別会計予算 …… 211
議案　第　26　号　平成6年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 …… 211

議案　第27号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について …… 219
議案　第28号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について … 219
議案　第29号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について …… 221
議案　第30号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について …… 221
議案　第31号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結について …… 221
議案　第32号　（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の変更について …… 224
議案　第35号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 226
議案　第36号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 226
議案　第37号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 226

（報　告）

報告　第1号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 230

（請願上程）

請願　第6－1号　通学路の安全確保に関する請願 …… 231
請願　第6－2号　旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願 …… 231
請願　第6－3号　堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願 …… 231
請願　第6－4号　年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願 …… 232
請願　第6－5号　「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂する

ことを求める意見書」を国にむけて提出すること
を求める請願 …… 232
請願 第6−6号 全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見
書採択を求める請願 …… 232
請願 第6−7号 多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 …… 232
散会 …… 233

○3月31日 木曜日（第9日）
出席議員 …… 235
欠席議員 …… 235
出席説明員 …… 236
議事日程 …… 236
開議 …… 241
（議案審査報告） （総務委員会）
議案 第4号 第3次日野市基本構想の制定について …… 241
議案 第5号 政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開
に関する条例の制定について …… 241
議案 第6号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について …… 241
議案 第7号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて …… 241
議案 第35号 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について …… 241
議案 第36号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について …… 241
議案 第37号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について …… 241
（厚生委員会）
議案 第8号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について …… 246

議案　第　9　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 246
議案　第　10　号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 246
議案　第　11　号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 246
（建設委員会）
議案　第　27　号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について …… 248
議案　第　28　号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について … 248
議案　第　29　号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について …… 248
議案　第　30　号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について …… 248
議案　第　31　号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結について …… 248
（一般会計予算特別委員会）
議案　第　19　号　平成６年度日野市一般会計予算 …… 249
延　　会 …… 273

○４月１日　　金曜日（第10日）
出　席　議　員 …… 275
欠　席　議　員 …… 275
出　席　説　明　員 …… 276
議　事　日　程 …… 276
開　　議 …… 279
（議案審査報告）　（一般会計予算特別委員会）
議案　第　19　号　平成６年度一般会計予算 …… 279
（特別会計予算特別委員会）
議案　第　20　号　平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 287

議 案　第 21 号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 287
議 案　第 22 号　平成６年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 287
議 案　第 23 号　平成６年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 287
議 案　第 24 号　平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 287
議 案　第 25 号　平成６年度日野市老人保健特別会計予算 …… 287
議 案　第 26 号　平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 …… 287
（取り下げ）
紹介議員の取り下げの件 …… 289
（継続審査）　（文教委員会）
請 願　第 6−5 号　「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願 …… 289
請 願　第 6−6 号　全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願 …… 289
（厚生委員会）
請 願　第 6−4 号　年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願 …… 290
請 願　第 6−7 号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 …… 290
（建設委員会）
請 願　第 6−1 号　通学路の安全確保に関する請願 …… 290
請 願　第 6−2 号　旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願 …… 290
請 願　第 6−3 号　堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願 …… 290
（請願上程）
請 願　第 6−8 号　多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願 …… 291
請 願　第 6−9 号　南平一丁目〜二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情 …… 291
（撤　回）

議案　第33号　日野市助役の選任について …… 291
議案　第34号　日野市収入役の選任について …… 292
（議案上程）
議案　第38号　日野市監査委員の選任について …… 292
議案　第39号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 293
延　　会 …… 294

○4月4日　月曜日（第11日）
出席議員 …… 295
欠席議員 …… 295
出席説明員 …… 296
議事日程 …… 296
開　　議 …… 297
（一般質問）
小島　久議員
1．通勤地獄の緩和をめざして …… 297
簾野　行雄議員
1．東京都保健医療計画の改訂と市内医療施設の充実について …… 307
2．西平山区画整理に関連する諸問題について …… 314
鈴木美奈子議員
1．米の輸入自由化に反対し、米不足による不安を解消させ、市民への米の確保と、保育園、学校、市立病院、特養老人ホーム等に対する対策を …… 321
2．黒川清流公園より多摩平7丁目市役所寄りに散策路と、中央線に地下道を設置し、市民の足の便をはかれ …… 335
板垣　正男議員
1．大坂上都営住宅建てかえと在宅福祉サービスセンター設置について … 337
2．日野市立総合病院の将来像について …… 343
3．学校図書館の充実について …… 350
橋本　文子議員

１．幼児を連れた市議会傍聴者のために保育の保障を …… 358
２．市民の切望する「女性センター」建て替えについて、市側の見解を問う …… 360
吉冨　正敏議員
１．福祉行政について問う …… 368
２．まちづくりの方向性について問う …… 371
散　　会 …… 374

○４月７日　　木曜日（第12日）
出　席　議　員 …… 375
欠　席　議　員 …… 375
出　席　説　明　員 …… 376
議　事　日　程 …… 376
開　　議 …… 377
（一般質問）
沢田　研二議員
１．21世紀をも見据えた日野市の財政基盤確立について問う …… 377
江口　和雄議員
１．人にやさしいまちづくりの視点で当面の行政課題を問う …… 396
２．公共施設等の適正配置について問う …… 406
小山　良悟議員
１．財源確保に全力を（その１） …… 411
２．情無用の森田市長、突然の市立病院長解任問題を問う …… 419
佐藤　洋二議員
１．ＪＲ中央線〝仮称西豊田駅〟開業について再度問う …… 428
２．老後の生活　二題について問う …… 436
⑴老人給食の増配食について
⑵高齢者就業相談日の充実について
夏井　明男議員
１．日野市議会議員選挙（平成６年２月27日執行）をふりかえって …… 445
２．東京都高齢者福祉施策の補助行政と日野市の対応 …… 452

３．行政の本流 …… 456
散　　会 …… 466

○４月13日　　水曜日（第13日）
出　席　議　員 …… 467
欠　席　議　員 …… 467
出　席　説　明　員 …… 468
議　事　日　程 …… 468
開　　議 …… 469
（一般質問）
馬場　繁夫議員
１．所信表明及び保健福祉計画について問う …… 469
２．真の市民参加推進について問う …… 486
内田　　勲議員
１．豊田南口駅前開発と区画整理事業の見通しについて問う …… 492
２．通学区域に関する教育委員会等の考え方と市民要望について …… 501
佐瀬昭二郎議員
１．「第３次基本構想」など諸施策について …… 514
竹ノ上武俊議員
１．どんな名前でも消費税の増税には反対せよと問う …… 533
２．年金生活者への低家賃政策を更に充実せよと問う …… 542
３．バス便の改善と「日野駅行き」バス停に屋根がけを …… 549
天野　輝男議員
１．区画整理事業の進め方を問う …… 552
２．交通網の不便地域のミニバスの運行を問う …… 563
宮沢　清子議員
１．難聴児童のために普通校へ集団補聴器の設置を …… 566
２．児童扶養手当は18歳以上でも高校在学中なら援助の拡充を …… 566
３．公共事業（住宅等）を定期借地権で推進を …… 566
散　　会 …… 567

○４月14日　　木曜日（第14日）
出　席　議　員 …… 569
欠　席　議　員 …… 569
出　席　説　明　員 …… 570
議　事　日　程 …… 570
開　　議 …… 573
（一般質問）
執印真智子議員
１．学校給食等、公給食へ日野産の米・小麦を！ …… 573
２．リサイクル条例制定後のゴミ減量状況を問う …… 584
中谷　好幸議員
１．町の中に重度障害者の生活施設を！ …… 594
２．一小学校区に一児童館を！ …… 603
米沢　照男議員
１．文化、スポーツ施策の充実について …… 613
２．南部病院の用地確保と今後のとり組みについて …… 629
３．滝合橋北側道路の改修について …… 633
菅原　直志議員
１．学校における「空き教室」の利用について …… 633
２．福祉のまちづくりに向けて …… 643
３．水道水について …… 643
４．ガン検診制度について …… 646
田原　　茂議員
１．駅周辺の今後の駐輪場建設計画を問う！ …… 651
２．日野市立総合病院の建て替えは、16万市民の願いである「救急医療・
高度医療」を兼ね備えた病院に！ …… 658
奥住日出男議員
１．市立総合病院の建て替えについて問う …… 668
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 676
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 676

スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 676
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 677
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 677
（請願上程）
請 願　第 6－10 号　公園建設に関する請願 …… 677
（議案上程）
議員提出議案 第１号　住宅・都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書 …… 678
議員提出議案 第２号　細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書 …… 678
議員提出議案 第３号　地方分権の推進に関する意見書 …… 678
会議の閉会について …… 679

3月9日　水曜日　（第1日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第1号）

3月9日　水曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	佐瀬昭二郎君	4番	吉冨正敏君
5番	馬場繁夫君	6番	旗野行雄君
7番	小島久君	8番	森田美津雄君
9番	佐藤洋二君	10番	中谷好幸君
11番	内田勲君	12番	田原茂君
13番	渡邉馨鴻君	14番	江口和雄君
15番	菅原直志君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	宮沢清子君
25番	天野輝男君	26番	福島盛之助君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成6年3月9日（水）
午前10時開会

日程第1　仮議席の指定
日程第2　会議録署名議員の指名
日程第3　会期の決定
（選挙）
日程第4　日野市議会議長選挙について
追加日程第1　会期の延長について
本日の会議に付した事件
日程第1から第4及び追加日程第1まで

午前10時13分　開会

○議会事務局長（落合　豊君）　　おはようございます。

議会事務局長の落合でございます。

本日は、改選後初めての議会でございますので、従前の例に従いまして私から参集の御案内をさせていただきました。

したがいまして、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員さんが臨時に議長の職務を行っていただく、こういうことになっております。

ただいまの出席議員中、旗野行雄議員さんが年長の議員さんでございますので御紹介を申し上げます。

旗野議員さん、どうぞ議長席にお着きいただきたいと思います。

○臨時議長（旗野行雄君）　　ただいま御紹介にあずかりました旗野でございます。何分にも不慣れでございますが、地方自治法第107条の規定によりまして臨時議長の職務を行うことになりました。何とぞ、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員30名であります。定足数に達しておりますので、ここに平成６年第１回日野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程第１、仮議席の指定の件を議題といたします。

仮議席の指定の件につきましては、議事進行上、臨時議長において指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

これより日程第２、臨時議長における会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により臨時議長において

天　野　輝　男　君

板　垣　正　男　君

を指名いたします。

これより日程第３、日野市議会議長選挙における会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。日野市議会議長選挙における会期については、本日一日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（旗野行雄君）　　御異議ないものと認めます。よって、日野市議会議長選挙における会期は、本日一日と決定いたしました。

これより日程第４、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時18分　休憩

午後４時42分　再開

○臨時議長（簇野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月10日まで一日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は３月10日まで一日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後４時44分　延会

3月10日　木曜日　（第2日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第2号）

3月10日　木曜日　（第2日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	佐瀬昭二郎君	4番	吉冨正敏君
5番	馬場繁夫君	6番	旗野行雄君
8番	森田美津雄君	9番	佐藤洋二君
10番	中谷好幸君	11番	内田勲君
12番	田原茂君	13番	渡邉馨鴻君
14番	江口和雄君	15番	菅原直志君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	宮沢清子君	25番	天野輝男君
26番	福島盛之助君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

7番　小島久君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成6年3月10日（木）
午前10時開議

（選挙）
日程第1　日野市議会議長選挙について
追加日程第1　会期の延長について

本日の会議に付した事件
日程第1及び追加日程第1まで

午前10時12分　開議

○臨時議長（筑野行雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第１、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（筑野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時13分　休憩

午後４時42分　再開

○臨時議長（筑野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（筑野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を３月11日まで一日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（筑野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は３月11日まで一日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（筑野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後４時44分　延会

3月11日　金曜日　（第3日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第3号）

3月11日　金曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	佐瀬昭二郎君	4番	吉冨正敏君
5番	馬場繁夫君	6番	旗野行雄君
7番	小島久君	8番	森田美津雄君
9番	佐藤洋二君	10番	中谷好幸君
11番	内田勲君	12番	田原茂君
13番	渡邉馨鴻君	14番	江口和雄君
15番	菅原直志君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	宮沢清子君
25番	天野輝男君	26番	福島盛之助君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年3月11日（金）

午前10時開議

（選挙）

日程第1　日野市議会議長選挙について

追加日程第1　会期の延長について

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第1まで

午前10時17分　開議

○臨時議長（簇野行雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第１、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時18分　休憩

午後４時42分　再開

○臨時議長（簇野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月14日まで３日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は３月14日まで３日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は３月14日の日程といたします。

次回本会議は３月14日月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後４時44分　延会

3月14日　月曜日　（第4日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第4号）

3月14日　月曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	佐瀬昭二郎君	4番	吉冨正敏君
5番	馬場繁夫君	6番	旗野行雄君
7番	小島久君	8番	森田美津雄君
9番	佐藤洋二君	10番	中谷好幸君
11番	内田勲君	12番	田原茂君
13番	渡邉馨鴻君	14番	江口和雄君
15番	菅原直志君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	宮沢清子君
25番	天野輝男君	26番	福島盛之助君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年3月14日（月）
午前10時開議

（選挙）
日程第1　日野市議会議長選挙について
追加日程第1　会期の延長について

本日の会議に付した事件
日程第1から追加日程第1まで

午前10時12分　開議

○臨時議長（箕野行雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時13分　休憩

午後４時52分　再開

○臨時議長（箕野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時53分　休憩

午後８時22分　再開

○臨時議長（箕野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月15日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は３月15日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簇野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後８時24分　延会

3月15日　火曜日　（第5日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第5号）

3月15日　火曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	佐瀬昭二郎君	4番	吉冨正敏君
5番	馬場繁夫君	6番	旗野行雄君
7番	小島久君	8番	森田美津雄君
9番	佐藤洋二君	10番	中谷好幸君
11番	内田勲君	12番	田原茂君
13番	渡邉馨鴻君	14番	江口和雄君
15番	菅原直志君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	宮沢清子君
25番	天野輝男君	26番	福島盛之助君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年3月15日（火）

午前10時開議

（選挙）

日程第1　日野市議会議長の選挙について

追加日程第1　議席の決定について

追加日程第2　会議録署名議員の指名について

追加日程第3　日野市議会副議長の選挙について

追加日程第4　会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1から追加日程第4まで

午前10時27分　開議

○臨時議長（箴野行雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第１、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箴野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時28分　休憩

午後４時50分　再開

○臨時議長（箴野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箴野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箴野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時51分　休憩

午後８時33分　再開

○臨時議長（箴野行雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箴野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（箴野行雄君）　ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に吉冨正敏君と森田

美津雄君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簗野行雄君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に吉冨正敏君と森田美津雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（簗野行雄君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（簗野行雄君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（簗野行雄君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（田中正美君）　それでは、ただいまより点呼をいたします。

沢田　研二議員〔投票〕	執印真智子議員〔投票〕
佐瀬昭二郎議員〔投票〕	吉冨　正敏議員〔投票〕
馬場　繁夫議員〔投票〕	小島　　久議員〔投票〕
森田美津雄議員〔投票〕	佐藤　洋二議員〔投票〕
中谷　好幸議員〔投票〕	内田　　勲議員〔投票〕
田原　　茂議員〔投票〕	渡邉　馨鴻議員〔投票〕
江口　和雄議員〔投票〕	菅原　直志議員〔投票〕
小川　友一議員〔投票〕	土方　尚功議員〔投票〕
橋本　文子議員〔投票〕	板垣　正男議員〔投票〕
鈴木美奈子議員〔投票〕	奥住日出男議員〔投票〕
夏井　明男議員〔投票〕	黒川　重憲議員〔投票〕
宮沢　清子議員〔投票〕	天野　輝男議員〔投票〕
福島盛之助議員〔投票〕	小山　良悟議員〔投票〕
一ノ瀬　隆議員〔投票〕	竹ノ上武俊議員〔投票〕
米沢　照男議員〔投票〕	簗野　行雄議員〔投票〕

以上でございます。

○臨時議長（箕野行雄君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（箕野行雄君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（箕野行雄君）　これより開票を行います。

吉冨正敏君と森田美津雄君の立ち会いをお願いいたします。

〔開　票〕

○臨時議長（箕野行雄君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（落合　豊君）　選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数　30票

有効投票　30票

無効投票はございません。

有効投票中

一ノ瀬　隆議員　9票

福島盛之助議員　21票

以上でございます。（拍手）

○臨時議長（箕野行雄君）　以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって福島盛之助君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福島盛之助君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

福島盛之助君、議長席にお着き願います。

これをもって議長を交代いたします。大変未熟でございましたが、御協力ありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（福島盛之助君）　私、ただいま名誉ある日野市議会の議長に御推挙いただきました福島盛之助でございます。

私はもとより浅学でございまして、経験不足、能力不足ともにみずから認めるところでありますが、皆様方の理解ある協力によりまして、スムーズな議会運営と16万市民の

幸せのために全力を傾けたいと思いますので、よろしく御指導、御鞭撻のほどお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

お諮りいたします。この際、議席の指定の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議席の指定の件を議題といたします。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

○議会事務局次長（田中正美君）　それでは朗読いたします。

１番	江口　和雄議員	２番	佐藤　洋二議員
３番	菅原　直志議員	４番	渡邉　馨鴻議員
５番	吉冨　正敏議員	６番	小島　　久議員
７番	小川　友一議員	８番	森田美津雄議員
９番	佐瀬昭二郎議員	10番	中谷　好幸議員
11番	沢田　研二議員	12番	田原　　茂議員
13番	宮沢　清子議員	14番	執印真智子議員
15番	土方　尚功議員	16番	天野　輝男議員
17番	奥住日出男議員	18番	橋本　文子議員
19番	板垣　正男議員	20番	鈴木美奈子議員
21番	内田　　勲議員	22番	馬場　繁夫議員
23番	夏井　明男議員	24番	黒川　重憲議員
25番	福島盛之助議員	26番	簏野　行雄議員
27番	小山　良悟議員	28番	一ノ瀬　隆議員
29番	竹ノ上武俊議員	30番	米沢　照男議員

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしました。

議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。この際、会議録署名議員の指名の件を日

程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

1番　江　口　和　雄　君

2番　佐　藤　洋　二　君

を指名いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時50分　休憩

午後11時52分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、日野市議会副議長選挙の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月16日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会期は３月16日までと１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時55分　延会

3月16日　水曜日　（第6日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第6号）

3月16日　水曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成6年3月16日（水）
午前10時開議

（選挙）
日程第1　日野市議会副議長の選挙について
（設置・選任）
日程第2　日野市議会常任委員会委員の選任について
日程第3　日野市議会議会運営委員会委員の選任について
日程第4　日野市議会平成6年度一般会計予算特別委員会・

特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第　5　　日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について

（選挙・推薦・選任）

日程第　6　　東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について

日程第　7　　東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙について

日程第　8　　東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について

日程第　9　　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について

日程第　10　　南多摩斎場組合議会議員の選挙について

日程第　11　　南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について

日程第　12　　日野市農業委員会委員の推薦について

日程第　13　　日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について

追加日程第１　会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第１及び追加日程第１まで

午前10時24分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午後１時36分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（福島盛之助君）　ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に中谷好幸君と田原茂君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に中谷好幸君と田原茂君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（福島盛之助君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（福島盛之助君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（田中正美君）　それではただいまより点呼いたします。

1番　江口　和雄議員〔投票〕	2番　佐藤　洋二議員〔投票〕
3番　菅原　直志議員〔投票〕	4番　渡邉　馨鴻議員〔投票〕
5番　吉冨　正敏議員〔投票〕	6番　小島　　久議員〔投票〕
7番　小川　友一議員〔投票〕	8番　森田美津雄議員〔投票〕
9番　佐瀬昭二郎議員〔投票〕	10番　中谷　好幸議員〔投票〕
11番　沢田　研二議員〔投票〕	12番　田原　　茂議員〔投票〕
13番　宮沢　清子議員〔投票〕	14番　執印真智子議員〔投票〕
15番　土方　尚功議員〔投票〕	16番　天野　輝男議員〔投票〕
17番　奥住日出男議員〔投票〕	18番　橋本　文子議員〔投票〕
19番　板垣　正男議員〔投票〕	20番　鈴木美奈子議員〔投票〕
21番　内田　　勲議員〔投票〕	22番　馬場　繁夫議員〔投票〕
23番　夏井　明男議員〔投票〕	24番　黒川　重憲議員〔投票〕
26番　旗野　行雄議員〔投票〕	27番　小山　良悟議員〔投票〕
28番　一ノ瀬　隆議員〔投票〕	29番　竹ノ上武俊議員〔投票〕
30番　米沢　照男議員〔投票〕	25番　福島盛之助議員〔投票〕

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福島盛之助君）　これより開票を行います。

中谷好幸君、田原茂君、立ち会いを願います。

〔開　票〕

○議長（福島盛之助君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（落合　豊君）　選挙の結果の報告を申し上げます。

投票総数　　30票

有効投票　　29票

無効投票　　1票　　無効投票は白票でございます。

有効投票中

宮沢清子議員　　19票

板垣正男議員　　10票

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって宮沢清子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮沢清子君に本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

新しく当選されました副議長のあいさつを求めます。

〔副議長　登壇〕

○副議長（宮沢清子君）　　ただいま副議長の御推挙を賜りました宮沢清子でございます。微力ではございますが、市民の負託にこたえるべく鋭意努力をしてまいりたいと思っております。今後とも議会の議員の各位の皆様を初め理事者の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。（拍手）

○議長（福島盛之助君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後1時50分　休憩

午後4時49分　再開

○議長（福島盛之助君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時50分　休憩

午後６時55分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を３月17日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会期は３月17日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後６時57分　延会

3月17日　木曜日　（第７日）

平成６年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第７号）

3月17日　木曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年3月17日（木）
午前10時開議

（設置・選任）

日程第1　日野市議会常任委員会委員の選任について
日程第2　日野市議会議会運営委員会委員の選任について
日程第3　日野市議会平成6年度一般会計予算特別委員会・
特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
日程第4　日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について

（選挙・推薦・選任）

日程第　5　　東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について

日程第　6　　東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙について

日程第　7　　東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について

日程第　8　　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について

日程第　9　　南多摩斎場組合議会議員の選挙について

日程第　10　　南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について

日程第　11　　日野市農業委員会委員の推薦について

日程第　12　　日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について

日程第　13　　会期の決定

日程第　14　　所信表明

日程第　15　　行政報告

日程第　16　　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第16まで

午前11時33分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任についてはお手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第２、日野市議会議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任についてはお手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し直ちに本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会議会運営委員会委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第３、日野市議会平成６年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の設置及び委員の選任についてはお手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し直ちに本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成６年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第４、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の設置及び委員の選任についてはお手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第５、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都11市競輪事業組合議会議員に黒川重憲君、小山良悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君が東京都11市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、小山良悟君に本席より会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第６、東京都４市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都４市競艇事業組合議会議員に黒川重憲君、小山良悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、小山良悟君が東京都11市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、小山良悟君に本席より会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第７、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に内田勲君を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました内田勲君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました内田勲君が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました内田勲君に本席より会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第８、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に土方尚功君、内田勲君、馬場繁夫君、一ノ瀬隆君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました土方尚功君、内田勲君、馬場繁夫君、一ノ瀬隆君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました土方尚功君、内田勲君、馬場繁夫君、一ノ瀬隆君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました土方尚功君、内田勲君、馬場繁夫君、一ノ瀬隆君に本席より会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第９、南多摩斎場組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩斎場組合議会議員に小川友一君、夏井明男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小川友一君、夏井明男君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました小川友一君、夏井明男君が南多摩斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小川友一君、夏井明男君に本席より会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第10、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩農業共済事務組合議会議員に森田美津雄君、土方尚功君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました森田美津雄君、土方尚功君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました森田美津雄君、土方尚功君が南多摩農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました森田美津雄君、土方尚功君に本席より会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第11、日野市農業委員会委員の推選の件を議題といたします。

お諮りいたします。推選の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって推選の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に奥住日出男君、旗野行雄君、一ノ瀬隆君、奥住芳雄君を指名いたします。

本件については、ただいま指名推選いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず奥住日出男君の退席を求めます。

〔17番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。奥住日出男君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって奥住日出男君を推選することに決しました。

奥住日出男君の除斥を解きます。

〔17番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、旗野行雄君の退席を求めます。

〔26番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。旗野行雄君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって旗野行雄君を推選することに決しました。

旗野行雄君の除斥を解きます。

〔26番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、一ノ瀬隆君の退席を求めます。

〔28番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。一ノ瀬隆君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬隆君を推選することに決しました。

一ノ瀬隆君の除斥を解きます。

〔28番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、住所、日野市栄町五丁目６番地の10、生年月日、昭和４年９月23日、氏名、奥住芳雄君を指名いたします。

お諮りいたします。奥住芳雄君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって奥住芳雄君を推選することに決しました。

これより日程第12、日野市消防委員会委員（議会選出）の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市消防委員会委員に小島久君、小川友一君、森田美津雄君、中谷好幸君、夏井明男君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず、小島久君の退席を求めます。

〔６番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。小島久君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって小島久君を選任することに決しました。

小島久君の除斥を解きます。

〔６番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、小川友一君の退席を求めます。

〔７番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。小川友一君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって小川友一君を選任することに決しました。

小川友一君の除斥を解きます。

〔７番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、森田美津雄君の退席を求めます。

〔８番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。森田美津雄君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって森田美津雄君を選任することに決しました。

森田美津雄君の除斥を解きます。

〔８番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、中谷好幸君の退席を求めます。

〔10番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。中谷好幸君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって中谷好幸君を選任することに決しました。

中谷好幸君の除斥を解きます。

〔10番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　次に、夏井明男君の退席を求めます。

〔23番議員退席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。夏井明男君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって夏井明男君を選任することに決しました。

夏井明男君の除斥を解きます。

〔23番議員着席〕

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時55分　休憩

午後２時21分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第13、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（天野輝男君）　議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど、初めての議会運営委員会が開かれました。私が委員長に選ばれました。副委員長には板垣正男議員が就任されました。よろしくお願いいたします。

議会は公正で中立、また効率的な議会運営を心がけて責任を果たしてまいります。よろしくお願い申し上げます。

議会につきましては、今月９日に招集されました平成６年度第１回定例会議会の期日は32日間を延長とし、４月18日までと決定いたしました。

なお、議案等につきましては36件ございます。一般質問につきましては23名の方が通

告をしております。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を４月18日まで32日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から４月18日まで、期日32日間延長することに決しました。

ここで理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。助役。

○助役（前田雅夫君）　去る２月１日付で人事発令を行いました。次のとおり説明員の変更をいたしますので、御報告を申し上げます。

企画財政部長、大崎茂男、水道部長、土方重男、学校教育部長、谷正幸、以上のとおりであります。どうぞよろしく御指導のほどお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これより日程第14、所信表明を行います。理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　平成６年度所信表明を申し上げます。

本日、ここにご参集されました議員各位に対し、先の日野市議会議員選挙における、栄えあるご当選をお祝いをし、本市の発展のために、今後のご活躍とご指導をお願い申し上げます。

さて、平成６年第１回定例会の開催に当たり、日野市政に臨む私の所信と新年度予算の概要を申し述べて、議員各位と市民皆さんに、一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

＜市政に取り組む基本姿勢＞

私は、市長就任の時から、「憲法を市政に生かし、16万市民のいのちとくらしをまもる」こと、また「緑と清流をとりもどし、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを市政運営の基本姿勢として、「人間尊重」の理念のもと、一貫して市民本位のまちづくりに専念努力してまいりました。今日の市勢水準に到達し得ておりますことを、感慨深く感謝しております。

今日、我が国の経済情勢は、いわゆるバブル経済崩壊とその後遺症の中で、最近には

急激な国際貿易の円高、コメを主体とする農産物輸入の一部自由化など、見通し厳しい、多くの問題に直面しております。

また、前例を見ないほどの高齢化社会の進行、女性の社会進出、定年後の雇用不安、週休２日制による自由時間の増大など、新しい社会問題となってその解決が求められ、市民意識の変化と価値観の多様化とともに、新しい行政課題をつくっております。

こうした時代認識のもと、ミクロとマクロの環境問題に関連したリサイクル施策の推進、都市農地の公共性確保、緑と清流の保全、公共下水道の整備普及、土地区画整理事業の推進などに、引き続き具体的展望をもって行政運営に当たる考えであります。

一方に、数年来の景気低迷によって、大幅な歳入減が予測され、地方財政にとって厳しい状況となっていますが、改めて、財政の効率的運用に努めるとともに、市民の英知と職員の能力を結集して、市民憲章に掲げる五つのまちの目標実現に向かってまい進する所存であります。

＜当面する行政課題＞

本市は、昨年、市制施行30周年の年に当たりましたが、この間の人口動態と都市化への予見の中で、第２次基本構想・基本計画に基づき、将来展望に立つ都市基盤の整備と人間性豊かなまちづくりの諸施策を進めてきたところであります。

また、本年度は新たに、21世紀を展望したまちづくりの指針となる、第３次基本構想を制定してまいります。

今、人口動態が定着する中で、高齢化社会の進行を迎え、保健福祉の諸施策とともに、生涯学習を保障し、人間性を豊かにする諸施策が求められていることを認識しております。

子どもからお年寄りまで、安心して暮らせる風土づくりに向けて、自然環境を生かしながら、その条件整備を引き続き推進していく考えであります。

次に当面する行政課題について申し述べたいと思います。

一つ、将来を展望する都市基盤整備

土地区画整理事業は、都市基盤整備を進める上で、最も有効な手法として、永年にわたり積極的に進めてまいりました。予定した市施行事業はすべて事業化に着手し、組合施行も新たに数事業を進めるところであります。

これらの事業の施行にあたっては、多摩川、浅川、丘陵地など、恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、緑地の積極的保存と、また河川・湧水を利用した親水環境の整備など、自然と調和した環境づくりを進めるとともに、魅力ある商店街の形成、駅前広場

の整備を行ってまいります。

公共下水道事業につきましては、浅川処理場、八王子処理場の稼働により、市内の広範囲な地域に供用の拡大を進め、早期に下水道普及率100％をめざして努力してまいります。

都市農業につきましては、先般の「生産緑地法」の施行によって、一定の宅地化進行は止むなしと考えますが、都市構造としての農地の重要性を特色づけるために、市民農園や農業公園などの利用を追求してまいります。

ごみの減量化と再資源化は、当面する重要な課題に位置づけて、具体的な方式の開発に努めてまいります。

昨年12月、「日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づいて、「日野市廃棄物減量等推進審議会」に諮問をしたところであります。

住宅問題につきましては、高幡市営住宅の建替え、借上公共賃貸住宅事業の拡大を進めてまいります。

また、モノレール事業の促進、（仮称）西豊田駅、都立美術館、自然保護センター、日野税務署の誘致などについても、引き続き努力してまいります。

二つ、高齢化社会に対応する地域福祉

高齢化社会が進行する中で、高齢者福祉の水準を高める諸施策は具体的な課題であります。

本年４月には、特別養護老人ホーム「浅川苑」に続き、栄町高齢者在宅サービスセンターを開設し、高齢化社会へ向けての先駆的な役割を果たすことになります。

昨年５月に発足した、「日野市保健福祉計画調査委員会」から、本年２月23日、「日野市保健福祉計画について」の答申を受けましたので、この答申に基づいて、近く「日野市保健福祉計画」を策定いたします。

今後とも国や都の施策に合わせながら、保健福祉計画に基づいて事業推進をはかってまいります。

健康と医療の問題につきましては、市立病院の建替えと南部地域診療施設について取り組みを進めてまいります。

また、国際化時代に対応するため、市民の国際交流活動のセンターとなる、「日野市国際交流協会」を発足させ、その活動を開始したところであります。

文化、スポーツ、レクリェーションなどの生涯学習、健康づくりのための施策につきましても、一層の充実をはかってまいります。

3　行政運営の能率を目指して

市民意識の多様化の中で、行政に求められる期待が大きくなっております。

財務計画のＯＡ化、週休２日制に伴う窓口業務の電話サービスなどをスタートさせたところでありますが、私は日頃職員に対して「親切、清潔、能率」をモットーとする職員意識の高揚を呼びかけて、効率の良い行政サービスこそ重要と考えております。

そのためには、自治体職員としての意識と認識の徹底をはかるため、内部研修の機能を高める所存であります。

＜平成６年度の主要事業と予算について＞

平成６年度の国の一般会計予算規模は、73兆817億円で、前年度に比べ7,268億円、1.0％の増となっております。

厳しい経済情勢を踏まえ、景気回復を目指した予算とされておりますが、所得税減税政策の結果、税収は53兆６千億円余となり、前年比７兆６千億円の減となっております。

その減税に対応して、公債を３兆１千億円発行し、建設公債の10兆５千億円を加え、公債発行額は、５年度に比べて５兆５千億円、67.8％増の積算であります。

平成６年度東京都の予算規模は、６兆8,350億円で、前年度に比べ1,762億円、2.5％の減となり、前年度に引き続きマイナス予算となっています。特に、法人二税は、前年度比17.9％減で、４年連続マイナスとなり、財政調整基金及び減債基金の全面取り崩しで賄う内容であります。

本市の平成６年度予算編成をめぐる財政環境も、国、都と同様に一層厳しい状況におかれております。一般会計の総額は、426億１千２百万円で、前年度当初予算に比べ13億３千３百万円、3.0％減の内容であります。

市税収入は、283億７千６百万円で、前年度３億３千５百万円、1.2％のわずかな伸びで、その内市民税は、前年度比２億８千５百万円、1.7％減の見込みであります。

都市計画税については、現行の軽減税率をさらに延長することといたします。

このように、税収その他の歳入財源の厳しい中でありますが、行政水準を低下させないため、財政調整基金による財源補填を行うとともに、公共施設建設基金、職員退職手当基金から、それぞれ目的に沿う所要額を繰り入れることといたしました。

なお、国の減税政策に伴う市民税の減収については、その詳細は明確にされておりません。いずれにせよ、地方自治体にとって大きい負担となるものと考えられます。

歳出予算については、経常経費を厳しく節減し、財源の重点的配分を行い、市民福祉の向上と市勢発展の事業を進めるものであります。

7つの特別会計の総額は、306億4百万円で、前年度比0.9%増となっております。

次に、基本計画に沿って、平成6年度の主要施策について申し述べます。

1　生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち

都営栄町団地内に建設を進めてまいりました「栄町高齢者在宅サービスセンター」が完成し、デイホーム、入浴サービス、ショートステイなどの業務を開始し、在宅福祉施策の一層の充実を図ります。

高齢者に対する福祉、保健、医療サービスを体系的に推進するため、「高齢者サービス調整チーム」を設置いたします。

精神障害者通所訓練施設（仮称）「第二たんぽぽの家」の補助、「島田療育センター」の送迎用バスの運行費の補助も行います。

また、喉頭がんの検診を新たに開始し、がん検診事業を一層充実いたします。

市立総合病院建設事業を進めるために、基本計画策定に必要な調査を実施いたします。

2　豊かな人間性を育てる教育と文化のまち

小中学校の施設整備については、第四小学校校舎の大規模改修を進めるとともに、第三小学校及び滝合小学校の屋内運動場の大規模改造、旭が丘小学校の外壁改修を行います。

また、昨年の条例改正により、教職員研究資料室を教職員研究室に改組し、事業の充実を図ります。

学校給食に伴って発生するごみを分解処理するための装置を、さらに小学校2校に導入し、試用を拡大いたします。

小中学校の移動教室や修学旅行における児童生徒の健康管理のために、臨時看護婦を派遣するための予算措置をいたします。

市民のレクリェーションの機会を拡大するため、「沼津・海の家」に加え、新潟県の佐渡において「両津・海の家」の事業を開始いたします。

総合体育館の建設構想を進めるために、「（仮称）仲田総合体育館建設計画委員会」を設置いたします。

3　自然と調和する安全・快適なまち

土地区画整理事業は、万願寺、高幡、豊田南、万願寺第二、西平山及び東町の6地区の市施行事業を進めるとともに、組合施行事業に対する指導助成については、日野駅北ほか4組合を加えて、9組合に実施いたします。

公共下水道整備事業では、さらに管渠の整備を進めるとともに、供用地区での下水道

使用切り替えに積極的に取り組んでまいります。

水と緑の関係では、向島用水親水路整備事業、平山用水ふれあい水辺整備事業を完成させます。

雨水の流出抑制や地下水のかん養のために、雨水地下浸透施設設置補助事業を開始いたします。

３年計画で整備を進めて参りました防災通信システムも、平成６年度をもって完了いたします。

市営住宅の建替え事業については、高幡団地を完成させるとともに、下田団地についても、２年計画で事業に着手いたします。借上公共賃貸住宅については、新たに１棟分の整備助成を行います。

ごみ減量対策では、生ごみ堆肥化事業の試みとして、容器の設置助成を開始いたします。また、冷蔵庫などの廃棄物に含まれている、フロンガスの回収事業に取り組みます。

４　活気ある産業と豊かな消費のまち

農業振興策の試みとして始めた、萬蔵院台りんごの里事業補助を進めるとともに、生産緑地の保全や市民レジャーの場の確保のために、市民農園事業をさらに進めてまいります。

商業振興では、商店街振興組合等の設立に対し指導助成を行うとともに、資金補助を進めてまいります。

５　参加と連帯でつくる市民自治のまち

市営高幡団地の建替え、都営落川団地の建設に合わせ、それぞれ地区センターを開設いたします。

また、市税の納入を口座振替でできるようにするため、市税口座振替システムの設計・開発を進め、平成７年４月から利用可能にいたします。

市内連絡バスについては、南平路線の早期開設に努力いたします。

なお、日野市企業公社については、行政サービスの補完機能を充実するため、その組織を法人化したいと考えております。

以上のことを申し上げて、議員各位と市民皆さんの一層のご理解をいただき、本年度の事業が達成できますことを願い、私の平成６年度に臨む所信表明といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　　初めて質問をさせていただきます。

ただいま市長から平成６年度の所信表明を伺いました。大変、力強く感じた次第でございます。（「うそだよ」と呼ぶ者あり）本当でございます。ただ、幾つか質問をさせていただきます。

今、市長の所信表明の中で、６ページにあります「行政運営の能率化をめざして」、つまり市長は、常々、職員に対しまして「親切、清潔、能率」、これは従来と変わらない姿勢でございますけれども、そういうことを呼びかけている。しかも「効率の良い行政サービスこそが重要」、このように述べていらっしゃいます。

私は、過去、市長と御一緒に行政の一員として仕事をさせていただきました。何度か市長にも申し上げたこともございますけれども、つまり、市長が思っている能率、いわゆる効率のよい能率、それから部課長、職員が思っている、いわゆる能率、そういうようなところが必ずしも一致していない、このように思っておったわけであります。したがいまして、それらの点につきましては、庁議なり部課長の御意見なりをよく聞いて、そして行政を執行することが、さらに私は効率のよりよい行政に結びつく、このように思っているわけであります。したがいまして、その辺につきまして、御見解があれば承っておきたい、このように思うわけでございます。

まず、そのことから御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたび、幹部職員から議会議員に転向をされた、今までの信頼する幹部部下でありました小島議員から適切な質問を受けたところであります。

日ごろ、組織の責任者として、組織職員が生き生きと本来の事業に向かう認識と、それから職員意識を持って市民サービスに努める、これは言うまでもありません。その中で、組織が増大をし、組織職員の数もふえるということでありますから、全体的な日野市職員の一つの気質といたしましては、私は非常によくこたえて頑張って従っているというふうには思っております。

ただ、世の中の社会情勢がどんどん変わってまいりますし、行政もそれに対応する、充足、機敏な意識のまた変化も必要であります。とかく一般的に言われている言葉として「行政当局というのは組織が肥大すればするほど能率が悪くなる」、また「一たん肥大した組織を簡素化するということは極めて難しい」、こういう一般的な見られ方があるわけでありまして、何とかそういうことに拘束されないで、市民の需要に的確にこたえる、このことに努めてまいっておることは、言うまでもありません。内部から見られて、いろいろ御意見のあることも承知をしております。（「答弁になってないよ。肝心

なことを答えなさいよ」と呼ぶ者あり）職員の組織の内部からの意見を謙虚に聞けということも極めて重要なことでございますので、全くそのつもりで努めておるわけであります。

日ごろ感じておりますことは、もっと内部の研修をいろんな形で進めよう、一般的な研修は十分やっているわけですが、先日、庁議において（「研修の以前の姿勢が大事なんだよ」と呼ぶ者あり）ちゃんとお聞きください。

例えば、日野市の特色のある仕事として、老人給食という仕事をやっております。これは、日常的な方式としては一応整っておるわけでありますが、やっぱり職員自身が出向いて、ときどき直にお会いをする。そして福祉という仕事の今の焦点あるいは認識をどう持つべきか、私も配食に出ていくから幹部の皆さんもぜひひとつ昼の時間、出向いてほしいということを伝えました。

それから庁議という仕組みがございますから、この庁議の仕組みは、政府で言えば閣議に相当する。したがって、組織だけを精通しておるということだけでは、まだ不十分だ、日野市が全体、どういう方向に政策として、また市政発展の方向として動いていくか、このことをお互いがまたどんな角度からでも発言のできる、そういう勉強も、ともにやろうではないかということも言っておる状況でありまして、御指摘のとおりなるべくこたえられる、いわゆる能率の高い、効果の上がる、こういう行政そのものをつくっていきたい、このことを今後とも努めてまいりますので、一層、御意見、御指導をよろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　少し長いんですよ、市長、もう頭が疲れちゃうんです、私。要するに、意見は意見として出た場合には、ぜひひとつ耳を傾けて、肝心なことだけを聞いて、肝心な答えだけを答える、そういうふうにしていただきたい。つまり、よく聞いて対応していただきたい、このように要望しておきます。

引き続きまして、したがって、そういう点から言いますと、今の市長の所信表明の10ページにあります、いわゆる自然と調和する安全・快適なまちづくり、これは、これからますます区画整理事業の手法によってまちづくりに取り組んでいく姿勢、高く評価いたします。

そこで、私から提案でございますけれども、現在、区画整理は1課から第3課まで、それぞれ市施行、組合施行、それぞれのポジションによって執行しているわけでありますけれども、ぜひひとつ、これだけの事業を抱えているわけでありますから、都市整備

部から分離させまして、いわゆる組織を見直していただいて、区画整理部に昇格させてこの事業を執行する、そういう考えがあるかどうか。組織改正と含めまして、区画整理１課から３課まである課を統合いたしまして、部に昇格する意思があるかどうか、端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのような考えを持っております。簡単にお答えします。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。ぜひそのようにお願いをしておきたいと思います。

それから、大変細かい質問で恐縮でございますが、先ほど所信表明の中で、一つ、二つ、あるいはその次は３になりましたけれども、どういう表現がよろしいのかわかりませんけれども、ぜひひとつ、統一をしていただきたいと思います。

それから「生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち」の部分のところで、いわゆる栄町高齢者在宅サービスセンター、名称は「さかえちょう」という、そういう名称でよろしゅうございましょうか。その辺のところだけお尋ねいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく正確に数字あるいは町名、用いることは大切だと思っております。栄町の場合、内部で多少、意見も聞きました。「さかえちょう」でもいいし「まち」でもいい、そういうことでありましたので、なるべく統一をして使うようにしたい、こう考えております。もう一遍、確認をして、「まち」にするか、「ちょう」にするか、これを確定をいたします。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。終わります。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　それでは、市長の所信表明をお伺いして、この中でお話をされている内容と、今回の一般会計予算の予算組み、そしてその事業を進める中で、その執行体制、手法、いろいろあるんで、整合がとられていない部分が多く見受けられるわけでありますけれども、骨格で何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、予算書との関係で、４ページの中で、市長は「早期に下水道普及率100％をめざして努力してまいります」こういうふうにおっしゃっています。

そしてまた10ページに、土地区画整理事業はいろいろ、万願寺とか豊田南とか、いっ

ばい今６地区でやっている、組合施行事業に対する指導助成については日野駅北ほか４組合を加え、今までやっていた区画整理事業に対して４組合を加え、９組合に実施いたします、こういうふうに表現しています。私も積極的に下水道事業を進めるのだろう、区画整理事業も進んでいくのだろう、こういうふうに期待をしていました。当然、事業が進められる中では、財源の裏づけがなくては事業ができないということは、再三、市長に指摘をしてきました。どの程度、普及率100％に向けて、どの程度予算措置がとられているのか。区画整理事業を４地区加えたらどの程度予算がふえたのか見ていくと、予算書の中の土木費で、区画整理費、前年度対比で8,200万、減額予算が組まれておる。それで下水道費は、100％にすると市長がおっしゃっているにもかかわらず7,100万弱が減額予算がされている。予算措置がとられないで、どうやって100％目指すんですか。区画整理事業を４地区加えて、予算を減額してどうやって区画整理事業を進めるんですか。

まず、企画財政部長から、なぜ減額になったのか、要するに市長の執行部と予算のかなめであります企画財政部とどんな調整がとれているのか、御説明いただきたい。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御答弁申し上げます。

予算編成におきましては、市の主要な施策、それも優先度、緊急度、そういうようなものをもとに詰めておるところでございます。

御質問の中で、都市基盤整備事業の中の下水道事業、あるいは区画整理事業でございます。この事業は、事業量が膨大でございますし、また期間、それと財源が相当かかるわけでございます。下水道の100％、あるいは区画整理事業の完了、あるいは今後の継続等につきましては、膨大な予算が伴う中で、現状の財政計画との見合いの中で、その主要な施策を十分勘案して、財政の許す範囲での予算編成を行っておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　どうも今の説明を聞きますと、厳しい財政状況の中で事業をいっぱいやっているから減額にした、というふうな説明でよろしいですか。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、市長にお聞きします。あなたは、さきの市長選挙で「21世紀が見えてきた。下水道100％を実現します。1998年度までに下水道100％を実現します」――ここに「早期に下水道を100％をめざして努力してまいります」こう言っているんです。あなた、

市民に対して公約しているんですから、ここは早期ではなくて「1998年度までに実現します」と書けばいいじゃないですか。なぜ書かないのか、なぜ予算を減額したのか、区画整理事業と含めて市長の方から答弁いただきたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問、特別会計事業として区画整理事業、あるいは公共下水道事業、まさに最重点施策として事業が進んでおるということは、御承知のとおりだと思っております。年度、年度の財政事情のこともありますので、目指す目標ということは全く変わらないわけでありますが、年度によっての一定の施行可能な範囲があります。（「市民にうそをついちゃだめだよ」「市民をだますな」と呼ぶ者あり）全体としての努力目標に何ら変更を加えるものではありません。これからも引き続き100％を期して努力をするということを、御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　深くこれ以上、また予算の場で質問しますので、今回は所信表明ですから、深くは私も質問しません。

今、何人かの方から、市民をだますなという声が出ました。私もそう思うんです。それで一般会計の繰出金、いわゆる工事費でしょう、それは。要するにそのお金がなくて事業は執行できない。市長は、もしこういうふうにして「事業を進めます、100％にします」と言うんなら、財政が厳しくてもその事業には予算をつけていくのが当たり前でしょう。予算もつけないで、こういうふうな市民をだますような提案を出さないようにしてくださいね。あなた、責任者ですから。これ、新しく市政に参画する市長だったらば、自分の政治のプロセスとかスタンスの中で、そういうふうに「努力します」は結構だ。20年もやっている市長がこういうふうなことを書けば、市民は、ああ市長が言うんだから間違いないだろうと思って、あなたに期待しているわけですよ。そしてまた、今回あなたを支持した多くの議員は「5年後には下水道100％にします」とうたっているんですよ。それで市民の皆さんに訴えているんです。それで、市長、こういうふうな予算措置をとらないということは、行政の責任者として非常に無責任だと私は思うんです。

やっぱし言ったことは、それらしい予算をつけていく。そうして予算がつかなかったら、この場で「今、厳しい財政状況の中で市民要望の高い下水道事業も区画整理事業も少し進捗をおくらせながら健全財政の中で、今の日野市の財政をやっていく」ぐらいのことを書くのが当たり前で、のうのうとこんなことを書いておいて、予算もつけないということはない。反省してください。（「選挙用のだましだ」「反省だけじゃだめだよ」

と呼ぶ者あり）一応この２点に関しては、また一般会計の予算の方でもう少し細かくお伺いをしたい。いっぱいあるんですけれど、余り確認をすることは避けます。

昨年でしたか、一昨年でしたか、私、日野市の企業公社の件で一般質問をしました。そのときに、現在、企業公社で行っている委託業務には、公益法人、いわゆる市長が再三、法人化をすると言っていた法人化が難しい、東京都の地方課の方の見解が出た。その中で、要するに職務権限の範囲で、理事長で市長と適当に公有財産を対応されては困りますよ、という指摘をさせていただきました。

今回、その企業公社が法人化に向けてスタートを切るということで、私は少しは進んだかなというふうに思いました。しかし、まず前段で、前助役の砂川助役さんが退任いたしました。この企業公社の理事長は、どなたが指揮をとっておられるのか。

それから、そのときにも私はお話をしましたけれども、企業公社のやっている業務の主管課が、要するに業務分担を庁内の主管課と企業公社との分担をしっかりとられたか、前段で、その２点とあわせて、企業公社の社員の体制を聞きたい。

それと、３月１日付で日野市の広報の中に、企業公社の職員募集ということを、これ、広報に載りました。これに何人ぐらいが応募して、何人採用したのか、採用の見込みがあるのか、以上、数点お聞きします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　企業公社に関しての御質問でございます。企業公社につきましては、御質問のとおり公益法人か財団法人がとれればというようなことで研究いたした経緯がございます。しかしながら、その業務の内容等に整合しない点もあるというようなことから、財団法人化は難しいということになりましたので、その後、法人化としては、株式会社をつくるというような研究をいたしておるところでございます。それで今年度といいますか、平成６年度は法人化といいますと株式会社という方向にいたしたいというふうな考えでおります。

前段の、理事長あるいは庁内との連携等につきましては、企業公社、現在は無人化でございますけれども、内規といいますか、若干ございまして、それぞれの業務等をうたっておるところでございます。

それで、理事長は前の助役の砂川さんがやっておりましたが、現在、空席になっております。元職員でありました藤波が常任理事ということで行っております。それに体制といたしまして、組織といたしましては、固有の職員と、市の再雇用の職員とで組織しておるところでございます。（「何人」と呼ぶ者あり）市の再雇用につきましては、３

名でございます。それから独自の職員ということにつきましては、現時点といいますか、ことしの時点ですけれども、３人。それと市の役所との関係でございますが、一応企画課が、この企業公社との調整といいますか、窓口になっております。

御質問の中で、市の広報で職員募集をしたというような内容でございますけれども、行いまして、公社といたしましても独自の募集でございますが、23人の応募があったというような内容でございます。

落としました。何人採用したか、まだ採用にまでは至っておりません。選考の段階でございます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、前段で質問をさせていただいたので、逐次お話しいただきました。また改めて企業公社に関しては一般質問をしたいと思っているんですけれど、確認をしておきたい。数点、ちょっと確認をしておきたいことがあります。

市長の主張している企業公社の意味合い、要するに今まで行政サービスに精通した職員を再雇用する場としてこういうようなものをしていくというふうなことで、その辺は理解ができます。しかし、あなたの職務権限の範囲で、いろいろなあなたの外郭団体に野放しの中で職員がふえていく状況では、我々議会人としてチェックができない部分がたくさんあるんです。

そこで、この企業公社設立に対して出資金が予算の中で3,050万計上されています。この3,050万で、企業公社が法人化として、株式会社として設立された。その株式会社は、あくまでも行政サービスには違いがないけれども、一つの利益を追求する法人格として位置づけていいのか、これが１点。

そして、今後、一般会計から、もしこの企業公社が赤字を出した、そうしたら委託料だけではなくて、赤字補てんをこれから、私たちの大切な税金からこの企業公社に赤字を補てんするようなことが今後ないのかどうか、あくまでも企業公社がやっているのは委託業務でありますから、まさにペーパーマージン、ほとんど何もやらない、その業務だけやるわけですから、そこへまた我々の予算の中から補てんがされるようなことはないのかどうか。

その２点、市長からお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

日野市企業公社、私の考え方では、いわゆる経営的感覚で業務運営に当たらせる、し

たがいまして、特に企業という言葉を用いておるわけであります。

市のいろいろな内部に委託をする事業がありますし、行政に経験のある、また能力のある職員の再雇用の場も確保するという意味では、いわゆる行政全体のトータルとして成果を上げるということは、もう言うまでもありません。

したがいまして、今、問われた二つの質問、企業的センスで、とにかく経営という形で、なるべく損失のなく……経営的な合理性を持つということと、それから赤字補てんというのはなるべくしない状態で（「なるべくじゃなくて、しないんだよ」と呼ぶ者あり）考えたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長、その程度で、この企業公社の件は結構です。

基本的に、私は今の公共施設とかいろんな施設を管理運営して、業務委託して、それがペーパーマージンで委託料をやっていくんだと思いますけれども、市の職員の方々の再雇用の場とか、行政サービスに精通した人たちが市民のそういうふうな施設を利用したり、もう一度、再雇用の場を与えて市民サービスを充実していく、この問題に関しては、私もそんなに大きい問題じゃないと思うんです。

しかし、こういうふうな外郭団体があることによって、一般財源の中からいろんな意味で、人件費を含めて、いろいろ赤字補てんがされるようであっては、これからの財政運営上、非常にうまくはないんじゃないですかということを私は言いたい。

ですから、株式会社で3,000万も出資してやるんですから、これが人件費に１年で消えちゃったようなことがないように、責任者として指導していただきたいんです。もしこれが１年で消えるようなことがあったら、これは、この法人は要らなくなると思うんです。その段階でまた、私の方は４年間任期がありますから、これを見守っていきたいと思いますので、しっかりやっていただきたい。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それを確認させていただいて、この企業公社の件は終わりたい。

それでは違った観点で質問します。

８ページですが、税収その他の歳入財源の厳しい中でありますが、行政水準を低下させないように財政調整基金による財源補てんを行うとともに、公共施設の建設基金とか退職金手当基金をそれぞれ目的に沿う所要額を繰り入れることにいたします、こういうふうに書いてある。

そこで、お聞きをしたい。それぞれの基金の取り崩しに対して、この市長の所信表明の中では、目的に沿う所要額を繰り入れる、取り崩しをすると。実際、公共施設建設基

金が、どの事業の目的に沿った取り崩しがされたのか、１点お伺いしたいとともに、私たちの日野のまちの財政のバロメーターであります経常収支比率が平成４年度は79.5％、決算時でありました。平成５年度の見込み数値、そして平成６年度の予算を組む中で、この経常収支比率をどの程度見込んだ中で予算組みがされたのか、以上、３点お伺いします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お答えいたします。

まず、第１点目の御質問でございます。基金の取り崩し状況でございます。平成６年度は、財政調整基金、４億円、取り崩すことにしております。これは一般財源としての目的でございます。

次に、公共施設建設基金を12億取り崩すことにしておりますが、これは下水道事業にすべて充当するという（「下水道に100％ですか」と呼ぶ者あり）はい。12億ということです。

それから、もう一つは、職員退職基金がございますが、これを４億円取り崩しますが、これも職員の退職金に充てるために取り崩す。

あと、環境緑化基金が3,594万5,000ほど取り崩しますが、これは環境緑化協会の事業運営に充てるというような目的で取り崩す予定にしております。

次に、経常収支比率の件でございますけれども、御質問のとおり、平成４年度につきましては、経常収支比率は79.5％でございました。５年度はどうなるかということでございますが、まだ最終補正予算あるいは決算等が終わっておりませんので、あくまでも見込みでございますが、82％台になるんではないかというふうに予想してございます。

新年度はどのような状況かということにつきましては、新年度は一般会計予算だけで分析してございますけれども、新年度の一般会計予算での経常収支比率は83.1％、こういう数字になってございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　企画財政部長、大変恐縮ですが、もう１点、教えていただきたいことがあります。

一般的に、その自治体の財政運営を推しはかる一定の財源を、その事業別にしっかりと適切に、的確に、弾力性を持って運営されているか、これが財政経常収支比率だと思うわけです。一般的に、財政力指数というふうな指数があるのは御存じだと思いますけ

れども、財政力指数というものが市の健全財政に値するのか、それをはかる数値として財政力指数が用いられるようなことがあるのかどうか、ちょっと勉強したいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　財政の分析といいますか、状況を知る一つの手段としてといいますか、数値として財政力指数というものがございます。この財政力指数の内容でございますけれども、これは市長が定めます地方交付税の算定におきまして、基準財政収入額並びに基準財政需要額を一応積算するわけでございますが、これも収入額と需要額に対する比率が財政力指数ということで出てきております。1.0が、入り（収入）と需要（支出）の方と均衡するということで、財政力指数が1.1とか1.2とかいうことですと、財政の収入の方が上回っているということで、財政的に余力があるというふうに判断されておるものでございますけれども、この一つの算定につきましては、自治省の基準でやっておりますので、全国の平均的なもの、あるいは地方交付税を積算するための手段にもなっておるわけでございますが、人口10万人当たりの標準的な数値として出しておる収入並びに……収入じゃなくて、需要でございます。収入については実額見合いを見ておるわけでございます。

需要につきましては、ですから標準的な支出金ということでございますから、それぞれの自治体によっては実態が必ずしも標準的に合わない点があるかと思います。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今の企画財政部長のお答えですと、財政力指数というものは、あくまでも標準的な財政収入を標準的な費用でどうした率がある、総体的にそういうふうになっていていいと思うんです。ということは、幾らいっぱい財源があっても、計画がなかったり、無秩序に使っていたり、市民要望にこたえた事業に適切に予算措置がとられていかなければ、健全財政とは言えないと私は思います。

いわゆる財政力指数は、そのまちの財政を示すものである、財政の力を示すものであって、その恵まれた財源をいかに有効に適切に運営をするか、いわゆる経常収支比率の中に占める人件費比率、そしてまた、扶助費や公債費、その中の経常支出金をいかに削減していくか、そして市民の要望にこたえた施策や事業を展開していくかということが、基本的には財政運営が健全にされているというふうなことだと私は思いますけれども、今回、平成５年度、６年度、まさに経常収支比率、いわゆる財政運営の基準であります経常収支比率が80％を超えるという、まさに財政的に危機状況の中で、一般の株式会社ではもう倒産寸前で、一般の市中の銀行だって貸し出しもしないぐらい厳しい状況なわ

けです。

市長に１点、お聞きします。この状況の中で、これから人件費比率や扶助費や公債費や、そしてまた行政努力によって、この経常収支比率を下げようという努力は、どういうふうに行っているのか、簡潔にお答えいただきたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる財政力指数、基本財政需要額と基本財政収入額の比率であります。日野市のようないろいろな歳入源となる市民税あるいは固定資産税、都市計画税、そしてまた法人市民税も恵まれた市は比較的優位な立場にあるわけでありまして、多少の事業によっての期間を延長するというようなことは伴うかもしれませんが、立派に景気の回復とともに具体的な力を持つことは十分可能だ、またそれに向かっていろいろな施策の努力をするということで、お答えをいたします。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、外野の方でぐちゅぐちゅ言っていた人がいるんで、ちょっと――今回の市議会議員の選挙に際して、あなたの顔がここに載っているんです。ここで「財政パンク寸前どころか多摩でトップクラスの健全財政だ」こういうふうに言っているんです。それで、日野市の財政は毎年６億円を超える黒字を続ける。６億円の黒字ということは、株式会社じゃないんだから、地方自治体は黒字を出す必要はないんだから、これは繰越金なんですよ。繰越金を黒字として（「基準需要額で言っているんだよ」と呼ぶ者あり）繰越金を黒字と称して健全財政だと。これは市民をだましている。（「どの党だ、そんなことを書いているのは」と呼ぶ者あり）６億円も繰り越しをしているということは、あなたたちが、執行部が、要するにその財源を１年間、予算執行をしっかりしなかったということなんですよ。最初から、６億円も黒字を出すんならば基金でも積めばいいじゃないですか。ことし、病院の基金を積んでいますか、あなた、ここへやっておいて。こういうふうな市民をだますようなことは、こういうものに書いちゃいけないんですよ。あなた、責任者であれば、こういうものを書くときに、こういうふうな間違いは書いてはいけませんよと指導しなくてはいけない。

それで、今、言っていました。公共料金の値下げ、福祉、教育の切り下げを市民に押しつけようとするもの――我々はこんなこと、ちっとも言っていない。こういうふうになってはいけないから健全財政に戻しなさい、ということは言ってある。こういうふうなことを言って、市長も５年後には下水道100％にしますなんて言って、予算もつけていない。（「つけているじゃない」と呼ぶ者あり）減額しているじゃないですか。仕事

をやるといったら、予算がなきゃできない。責任ある市長の立場で、これからもう少し市民に対して、親切に、丁寧に行政運営をしていっていただきたい。それ、市長に要望しておきます。よろしいですか、市長。（「はい」と呼ぶ者あり）

大変、お時間をいただいて恐縮です。どうしてもこの所信表明の中で納得いかない部分がありますので、質問を続けさせていただきます。

企画財政部長にお伺いします。あなたが企画財政部長に就任される前、いわゆる企画財政部参事時代に、あなたが負っていた職務分担は、どのような分担を負っていたのかお聞かせ願いたいと同時に、その職務分担はどなたが継承なされているのか、２点です。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

私は２月１日に現職になったわけですが、それまでの期間の企画財政部参事としての分担でございますが、対外的には病院建設等担当ということでございます。等という言葉もございますので、市立病院の建設、あるいは南部病院の建設、そのほかにＪＲの（仮称）西豊田駅誘致の仕事、それから南平に自然保護センターを誘致する仕事、この３点が主なものでございます。ただ、（仮称）西豊田駅の関係で、ＪＲにはいろいろ接触しておりますので、日野駅等のことについても行っておりました。

現在、その担当参事の後任は決まっておりませんが、それまでの間といいますか、現在では私がそのまま継承している。つまり、企画課と私でこの仕事を継承しているということでございます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　大崎参事は有能ですから、どんなことでもできるかもしれない。しかし、今、説明いただいたら西豊田駅、日野駅の改修、野鳥の会・自然保護センターの誘致、病院の改築、南部病院建設（「市長になっちゃえよ」と呼ぶ者あり）、そのほかに、ちょっと漏れたんじゃないかな、広報課長も兼務されていたと思うんです。どうですか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　担当参事のときは、昨年の５月から広報課長を兼務しておりますし、現在、参事は外れておりますけれども、引き続き広報課長の事務取り扱いを行っております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　企画財政部長といいますと、日野市の骨格、いわゆる企画から

財政から、もう非常に大変なポストだと思うんです。これは幾ら有能な方でも、幾ら大崎部長が頑張られても、これだけの事業、いわゆる日野市の中でこれからの大きな、大規模な事業なんです。それで担当主幹の継承もされていない。しっかりしたプロジェクトや検討委員会や何かを設置するような大規模事業です。病院建設なんかは130億から150億かかるといっているんでしょう、それだけの大きな事業を、後継者も決めてなくて、プロジェクトチームもつくっていなくて、今回の所信表明の中に、西豊田駅や自然保護センターや病院建設をしますと、のうのうとうたっているんです。これ、信じられない。

そこで、この一つ一つの今、企画財政部が担当主幹で今までやっていた、この提案事項、主幹課は、そのうち多分、市長が決めていただけると思います。その中で何点か市長に対して質問をしたいことがあります。

まず西豊田駅の件を質問をしたいと思います。

昨年、私も市長に多分お話をしたことがあると思います。平成５年９月16日付の日本工業経済新聞の中で、八王子ニュータウンに新駅ができる、ＪＲ東日本が８年完成目指して、八王子のニュータウンの中に建設をするという計画が打ち出されました。この話は、日野市の西豊田駅よりも後から出た話です。私たちの日野の西豊田駅は、その以前からＪＲと交渉したり、西平山地域の区画整理事業の中へ包含して新駅誘致をしている。市長は、できるというふうな見込みを持って事業展開をしていくわけですけれども、仮にこの新駅を誘致するに当たって、現在の西平山区画整理事業の換地の問題で、市長にお聞きしたい。これから多分、仮換地を行っていくと思いますけれども、その仮換地の手法で、新駅ができると想定して換地をしているのか、一般の換地、道路にどの程度面しているか、新駅をできるとして換地をしていくのか、できないとして換地をしていくのか、手法についてまず１点、質問をしていきたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西平山駅の誘致につきましては、何回も御説明をいたしておりますとおり、西平山区画整理事業の中で、駅舎のことは全く関係ありません、駅前広場をこの区画整理事業の中で設定をするというふうに計画をし、そのこともまた進行をいたしております。換地もそういう計画の中で行うわけでありますから、何回も申し上げておりますとおり、早くできることは望ましいわけですが、広場があるということは駅を迎えるということの大前提でありますから、これを日野市の事業の中で用意をしていこう、こういう考えでございます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長の話だとわかんないんですね。要するに、相手がある話。いわゆるあなたが幾ら市長の職務権限があってもどうにもならない問題、相手があることだから。それに向けて努力をするということは結構な話。しかし、幾ら努力してもできないこともあるんですよ。それがもしできなかった場合に、今の手法で換地処分をしていけば、西平山の区画整理事業は事業認可をとり直して、一からまた出直しになるんです。そうなった場合、あなたの責任、要するに区画整理事業の根源が崩れることになるんですよ。これはできるように努力することは結構だ。しかし努力した結果、もしできなかっても、西平山の区画整理事業を進めるためには現行の新駅が設置されない状況の中で、一定の今までの減歩率の中で換地をしておいて、そうすれば最悪、新駅が誘致ができなかった、市長が幾ら一生懸命やった、しかしできなくても西平山の事業は進んでいくんです。換地の手法、私が今市長にお話ししたことは、市長、御理解いただけますか。どうです。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御心配いただいておることはよくわかります。しかし、区画整理事業で駅前広場をセットする事業計画をつくり、そのこともまた地元でもよく了解をされて、今、換地計画が進行しておる、作業が進行しておる、こういうことであります。できないという考え方は全く持っておりません。必ずつくるということで取り組んでおりますので、ぜひ大きな力でまた御支援をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　誘致に努力しているんであれば、新駅を迎えるといって大風呂敷を広げるんであれば、それを誘致するようなことを市長、やっていってくださいよ。市民に対しての啓発運動を啓蒙していくとか、要するに地元の方々と一緒に行政の立場から、市民の立場から、ただお題目ばっかり言っていないで、そのぐらいのことをやっていってできないなら、市長、今のお話の言っていたことは納得できるんだよ。ここでそういうふうなことを言っていたって、現実的に、では新駅を迎えるための市民運動が起こっているのか、行政指導としてそういうふうなものを啓発していくのか、新駅を迎える担当の主幹課も決めていないで、そんなことをやっていて、今市長がおっしゃったようなことは、これはまず我々、できるとは思えないんです。市長が今おっしゃったみたいに、できる、努力するというんであれば、そのできる努力の裏づけが、しっかりとしてくださいよ。我々もそれは望んでいることですから。さらに言ったら、どういう面で我々が市長に協力したらいいのか。協力は惜しみませんので、協力要請をしてくださ

いよ。（「やればいいのよ」と呼ぶ者あり）やればいいって、やれやしねえよ、そんなもの。まあ、西豊田駅は一生懸命やってください。

それと、大きな焦点であります病院建設、これがまた魔訶不思議。健康と医療の問題につきましては、市立病院の建て替えと南部地域の診療施設について取り組みを進めてまいります、こういうふうにうたっている。この中の市立病院の建て替えというのは、4－3ブロックを含めてのお考えなのかどうか1点。

それと同時に、この南部地域の診療施設、この施設は、どの程度の規模の施設をお考えなのか、その2点を前段でお聞かせ願いたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今までの経過は御承知のとおりだと思います。

市立病院のいわゆる建て替え事業、その場所は、四丁目3番地ブロックを建て替える、こういう考えであります。

それから、いわゆる国の地域医療計画、東京都の南多摩医療圏の計画の中で、今まで見通しの難しい、困難であった増床の問題、これは十分可能性が見通せる、こういうことでありまして、2段階といたしまして、第1段階は200ベッドの改築を目指し、設計そのものは全体として――設計といいますか、構想そのものは300ベッドを既に衛生局当局にも今までお願いをしておりますとおり、もっと具体的なお願いを進める努力を継続したい、こう考えております。

それから、いわゆる南部地域病院、あるいは南部地域診療施設、こういうことにつきましても、今までお答えをしてまいっておりますとおり、全農の土地を万願寺区画整理事業を、市が保有する集合換地のブロックと交換をするということであります。ですから、交換のめどもほぼ立ちました。そこで、今、地元の日野市医師会、それから特に一番近いところの森久保診療所、森久保医院――森久保医院には御不安といいますか、御懸念をつくらないようにごあいさつをし、なおひとつ、できれば日野医師会の中で役割をひとつお願いをしたい、このように申し上げております。医師会でもよく情報は伝えてありますので、これから積極的な検討が図られる、こういうことになっておりますので、ここ1年ぐらいが協議の期間を具体化していきたい、こう考えております。

規模は、日野市としては用地を提供する、それから医療法人という形をとっていただくというか、とりたい、それから将来の目指す病床数というのは、これまでどおり150程度というふうに期待はいたしておりますが、余裕はまだ十分あるんではなかろうか、このことを地元医師会とともにもっと積極的にこの議会のいろいろな御意見を経て進行

させていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長、話のつじつまが合わないんです。

そこで、再質問しますけれども、診療施設、南部地域に診療施設をつくるというお話ですけれども、150床規模のものをお考えだという、ただいまお話でした。そうしますと、これは診療施設ではなくて南部病院ですね、病院を建設する。診療施設、要するに20床以上のものが病院なんです。診療施設というのは20床以下のものを言っている。150床のものは病院、南部病院を建設します、これは文言を変えなくちゃいけない。いいかげんなことばっかし言わないでください。私は、今度選挙へ出てあなたが支持する母体の人は「南部病院を建設します」と、こうやって方々へうたっている。大きな声で騒いでいる。それであなたが診療施設をつくる、これは随分整合性がないなと思ったんです。であれば、これは診療施設じゃなくて、南部病院を建設しますと直さなくてはいけないと思うんです。これは指摘をしておきます。

それと市立病院、細かいことは後でやりますからね。市立病院の建て替えの件で、今４－３ブロックを含めるというお話でした。それでは、お尋ねします。今の４－３ブロックにある社会教育センター、そして保育園、幼稚園、支所、消防署、その今ある施設の移転計画と資金計画はどういうふうになっているのか、どういうふうな計画があるのか、２点お聞きします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年８月、庁内で設けてありましたチームの検討報告ができ上がっております。それに応じてこれからの業務の展開を図っていこう、こういう考えであります。これからもまた十分それぞれの具体化について、いわゆる行政施策として御理解を広げていきたい、一つ一つを固めつつ進めていきたい、こういう考えであります。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長、再三、もう言うのもかったるくなってきた。病院建設するんであれば、４－３ブロックにするんなら、前段のこの部分が方向が出ていなければ、建設するったって難しいよ、４－３ブロックをやるんであれば。今あるものを移転しなくちゃならない。保育園だって幼稚園だって、大切な市民のお子さんを預かっていて、いいかげんなプレハブで預かるわけにいかないんだよ。そうすれば、当然それだけの財政負担がかかってくるわけだよ。資金計画も移転計画もプロジェクトもなくて、担当の

主幹課の責任者もいない、こんな状況で、のうのうとこういうふうなものを、病院を建設しますなんていうことは、市長、言っちゃいけない。そういうふうなものをちゃんとしてから「建設をします」。建設をするというんであれば、それらしい裏づけ、事前にやらなくてはいけないことはちゃんとやって、それで市民に公約として出すべきだと思うんです。もう何年あなたは南部病院を改築します、市立病院を建設します、20年以上のベテラン市長でしょう。責任を持った行政をしていただきたいですね。責任持ってやっていただきたい。

１点、病院事務長にお伺いします。今、市長の方から南多摩医療圏のことが出てまいりました。都の衛生局の方から南多摩医療圏の中で、ベッドの増床が今回は1,165床、少し不足しているのではないかというふうな指導がありました。私はいろんなところでお聞きをするんですが、三井記念病院が八王子の方に進出、出たい、というふうな話を聞いたり、八王子の精神病院とか普通の病院の、要するに一般病院として認められていないような病院が一般病院に切りかえていこうという計画があるように、私は聞いているんですが、病院事務長として、その辺のニュースソースはつかんでいらっしゃるのか。事実関係はわからないかもしれないけれど、そんな動きがあるのかどうか、１点確かめたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　御指摘の御質問の内容でございますけれども、たしか三井記念病院につきまして、以前こういう計画がございました。それで、うわさではまた来るんじゃなかろうかということでございます。

また一方、東京都全体では、八王子市に精神病院が80％近くあるわけでございまして、最終的に精神病院は入院するよりも在宅でやるという方向でございます。そうしますと、精神科そのものが経営が成り立たないということで、一般病院に切りかえる傾向がございます。そうなりますと、先ほど御指摘のように1,165足りないんだといっていても、こういうところで吸い上げられますと難しい問題が起きてくるんじゃなかろうかということで、私どもとしましては、先ほど市長がおっしゃいましたように、当病院における300床を目指したベッド数の要請はしているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　ただ、５年前にも見直しがあって医療圏のベッド増床が認められない経過の中で、日野市の病院建設があきらめられたのではないかと思います。1,16

5床あるからどうにもなるだろうと思っていれば、その中で全部吸い上げられちゃって、増床が今度また認められなくんなっちゃうようになるんです。ただ、都の方に要望したわけじゃなくて、具体的ないろんなものを掲示して交渉していかなければ、また同じことで5年間先延べになっちゃう。あなたが市民に公約として打ち出したのであれば、一定の手順を踏んで、まず都の衛生局との調整を図る、具体的な施策を打ち出す、資金の裏づけをつける、病院建設に向けてのプロジェクトをつくる、そういうふうな前段のことをやっていっていただきたい。

今まで私の知り得た範囲では、ダイクマの場所へつくろうとか、南平二丁目の斜面のところへつくろうとか、グラウンドにつくろうとか、高幡の区画整理地の集合換地につくろうとか、土方英世さんのところへつくろうとか、4－3ブロックへつくろうとか、いろいろ紆余曲折がある。その都度変わるんではなくて、ここにつくる、そのためにはどうやってつくるか、もっと計画的にやっていただきたい。

まだ私の質問で足らないところは、あと、この問題は取り上げてどなたかがやるかと思います。視点を変えて私は病院問題は指摘をさせて質問させていただきました。

大変恐縮ですが、もう1点だけ市長に条例の件で質問をしたいと思います。

今回、自然保護センターが南平の丘陵地にくるという話、反対請願もあった中で方向が出されました。これはあくまでも市長の職務権限の範囲で公有財産を貸与することができるような条項になっています。私は、どうも市長の職務権限の範囲だから、あなたが公有財産を自由にどうにでもなっちゃう、どこへでも貸すことができるということはおかしいと私は思います。自治法を調べてみましたけれども、自治法の中で、自治法の96条第1項6号の中で「貸与する場合も条例制定をしなさい」というふうなことが書いてあります。現在、私たちの日野の条例の中で、市議会の議決に付すべき契約や財産の取得や処分に関する条例は制定がされています。予定価格は2,000万円以上の不動産もしくは財産の買い入れもしくは未払い、土地については5,000平方メートル以上のもの、こういうふうに明記されている。しかし、財産管理、日野市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の中には、面積は書かれていないんです。ただ、4条の中で「普通財産は各号の1に該当するときは無償もしくは時価により低い価格で貸し付けることができる」というふうに、4条の中でうたわれています。私は、それは市長は大変偉い人でありますから、あなたが自分の責任の範囲でどんな公有財産を自由にどこにでも貸し付けることができる、それは野鳥の会・自然保護センター建設に向けて有償なのか、無償なのかはこれからの議論だと思いますけれども、有償の場合には一定の条例がありま

す。しかし有償、無償にかかわらずあなたは貸与する場合に、無制限に貸し付けるということは、私は不合理だと思いますし、市長を議会としてチエックする……議会としての機能を果たせないというふうに私は思います。

現在、この自然保護センターに建設する予定地はおおよそ6,000平米という大きいものでありますし、今後、近い将来、自然保護センターにこの公有財産を貸与する場合、一部条例改正等をお考えいただけて、その中に一定の面積等を入れることが市長としてお考えがあるのかどうか、お聞かせを願いたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平の市有地、丘陵の、南平丘陵公園の近くのところでありますが、かねて日本野鳥の会の、多摩動物園が日野市に所在するわけでありますので、なお一歩加えて日本野鳥の会の自然保護センターといわれる、そういった機能を積極的に迎えることは、日野市のまち起こしといっていいんじゃなかろうか、こんなふうにもお答えをしてまいりました。

また、貸与の関係につきましては、いろいろ検討をしておるわけでありまして、議会のどんな場合でも、議決事件であるかどうかは別といたしまして、議会の了解をいただくということは当然のことでございますから、そのような手順を踏んで一番納得のいく方法で市民にも理解をされるという手順を踏んで、誘致等の仕事を完成させたい、こんなふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長に御質問したのは、条例が未整備の部分があるのではないかというふうな、私の私見なんですけれども、感じたもんで、やっぱし公有財産を貸与する場合でも、一定の枠組みというものはこの条例の中にうたうべきではないかということを、市長にお願いしているんですけれども、そういうのは必要ないとおっしゃるのか、その条文を読んでみて、将来、その条例一部改正も考え直そうというのか、どっちなのかをお答え願いたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　親切な御指摘に対して、必要がないなどというお答えは全くいたしておりません。十分御納得のいける方法で、議決事件であるかどうかは別としてという言い方をいたしましたが、議決事件として扱うことが適切であるということの判断に立ちましたら、もちろん条例を制定する、そういうことになるだろうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　　小川友一君。

○７番（小川友一君）　　財産管理の第５章、財産の中の第４条の中にうたっております。この中で、要するに議決案件だな、議会の議決を付すべき契約案件ではなくても結構ですから、条例の中に一定の枠組み、いわゆる金額なり面積なりをつけ加えていただければ、これは日野市の行政の長である市長の職務権限を奪うわけではありませんけれども、やっぱし市民参加、そしてまた議会というチェック機関の機能を果たすためにも、一定の条例制定が私は必要ではないかというふうに感じたんです。6,000平米のものが、極端に言えばあなたの自由にどこへでも貸せるようなことができるような条例になっているんですね、これですと。ですから、それだけの権限はあるということは認めますけれども、これからの議会民主制の中で、そういうふうな条例改正もしていくべきではないか、これは私見でありますけれども、御検討をいただきたい。お願いをしたい。全般の所信表明に対する質問を終わります。

どうもすみませんでした。

○議長（福島盛之助君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時３分　休憩

午後４時43分　再開

○議長（福島盛之助君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより所信表明に対する質疑を続けます。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　それでは、何点か予定をしていたんですが、先ほど小川議員が大分熱弁を振るいまして重複する部分もありましたので、私の方から１点だけ質問をさせていただきたいというふうに思います。

所信表明の中に、直接、文言としては触れられていないので、逆にそういう面からの質問ということでお伺いをしたいんですが、３月１日の広報の中で「市民参加は住民自

治の大切なエネルギーです」こういった項目で市長室からのコメントが出ておりました。この中で、市民参加条例というような表現で、いずれはこういう方向にということが示唆をされておりました。実際には、今、要綱という形で３月１日付で既に制定をされたということのようでございます。そういったことが、ある新聞にも大きく発表されておりました。当然、要綱ですから、これは市長独自の裁量の中でできる内容ですから、それはそれでいいんですけれども、ただし内容が内容だけに、要綱だから全く事前に議会なり、あるいは関係する人たちに何の相談というか、ものもなく、果たしてこういったものを独自の裁量の範囲の中だけで進めていっていいのかどうかということが、非常に疑問として残るわけです。

それで、この所信表明という性格からいきますと、特にこの１年間、市長として特にこういう部分について力を入れていきたいというふうな、あるいは将来に向けてこういったことをつなげていきたいというようなお考えがあるようでしたら、何らかの形でこの所信表明の中にこういったことも加えてよかったんではないのかという気もするわけです。

そういう観点で、そういう考えが全くなかったのかどうかということを、まず１点、お伺いをしたいと思います。その後、また答弁の内容によっては質問させていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、いわゆる地方自治体の、特に我が市の行政手法として、いろいろな市民運動によってこれまでの事業の積み重ねを行ってきた、こういう経過があるわけでありまして、地方自治の特色といたしましては、なるべく市民の意見に大きく問いかける、あるいは耳を傾ける、こういう市政こそ大切だというふうに思っております。

例の廃棄物の処理に関する条例を、たしか２会期あるいは３会期かけて御審議をいただきまして、その条例制定の修正という言い方がしてありましたが、直接市民参加の意見を大きく取り入れるように、こういう議会からの御指摘も受けております。

私どもの市長選挙の一つの公約の文言の中に、市民参加条例という言い方もいたしております。市民参加ということが、かなり行政の中では難しい面もあわせ持つわけでありますが、一つの行政の手法として市民参加の機会をなるべく幅広く設けていきたい、こういう考えでございます。

今の、私から説明するまでもなく、間接民主主義の一つの完成した姿として議会制民

主主義が整っておるわけであります。それでもなお市民意識の多様化、あるいは自治に対する関心の強さということを考えますと、何回も言うわけでありますが、行政の姿勢として、努めて市民参加の機会を幅広く持つことが適当ではなかろうか、こんなふうに考えております。

条例化できるかどうかも、まだ正確には見通しを得ておりませんが、たまたま報道機関が部分的な扱い方をしたことに伴いまして、各自治体からの問い合わせがかなり多いというふうに聞いております。つまり、各市でも同様な関心がおありになるんだなということを感ずるわけでありますので、できるだけ内容のあるものとして成長させる、そういう気持ちでこの課題に取り組んでまいりました。市長選挙を経て10カ月もたちましたので、たまたまどういう進め方をしようかと思っておりましたが、とりあえず我々の行政の範囲で、庁内の約束事として市民参加の推進に関する要綱ということを定めました。

こういう経過と理由でございますので、またいろいろと御意見もちょうだいさせていただければ幸いと、こんなことを思っております。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　今、お話を伺ったんですが、市民参加ということに対しては、今、市政だけではなくて国政も含めていろんな場で市民参加、国民参加といったことの政治が問われているときですから、そのこと自体は非常にいいことだというふうに思います。

ただ、一方では、こういったものを要綱とし、そしてまたいずれは条例としてというようなことであって、しかも議会としてもかなり、ある意味での関心の持つ部分だと思うんです。そうなってきますと、これを要綱とは言いながら、この段階にまでこぎつけるのにどんなステップで、またどういう機関で検討をしながら要綱のレベルまで持っていかれたのか。これは全く市長独自の発想の中で整理されたものなのか、あるいは何がしかの機関で、正式な機関ではないにしても、検討されてこういう形をととのえたのか。最初にも申し上げたように要綱ですから、市長の裁量の中ででき得ることなんですけれども、やはり議会としても非常に注目というか、関心のある内容だと思うんです。ですから、そうであるならば、要綱だから後で製本されたときに配ればいいんだという発想ではなくて、新たにスタートした議会ですから、そういうところに「これが市民参加の推進要綱なんだ」ということを、追求されなくても出すぐらいの連帯感がなければならんのではないかと思うんです。それについては、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のことについては、なるほどというふうに感じております。

私どもの自治体といたしましては、既に早くから市民自治学園、あるいは市長相談、こういうことを積極的に取り組んでまいりました。その状態こそ一つの市民参加を目指しておるというふうにも言えるわけでございますが、今後とも御指摘になるべく沿うような工夫、努力、また御意見の集約、こういうことをひとつやっていきたい、こう考えます。

○議長（福島盛之助君）　　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　今、ちょっと質問の仕方がまずかったのかどうかわかりませんが、どういうステップで、どういう機関で検討されてこういうふうな状況になったのかということが主に聞きたいところですから、なぜ公表しないかというか、なぜ事前にということも大事なことなんですが、その前にステップと、それから機関といいますか、その辺をまず伺いたいんです。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私自身の基本的な条項のみを一応整理した、こういう形でございまして、ある程度、企画当局にも検討を求めた、こういう経過でございます。

学者の方々に検討委員会でも設けるという考え方もないわけではございませんでしたが、とりあえずやっぱり基本的なものを要綱だけで、要綱だけといいますか、骨子だけで表現をした、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　ちょっと明確にわからないんですが、全国のどこかにこういうかがみみたいなものがあって、それを森田市長なりに見直しをして要綱とされたのか、あるいは公式な機関ではないけれども、ブレーンというか、そういう立場の人にいろいろ検討した、そういう過程があるのか、そういった意味で、ちょっとお伺いをしたんです。

庁内に、あるいはそういう問題を投げかけて検討したというようなこともあるのか、その辺、もう１回確認させてください。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　申し上げたとおりであります。他市で存在をする条例化があるわけでありません。しかし、著書はたくさんあります。私もある程度著書を調べた範

囲で骨子を並べた。それを整理して、たった５カ条の文言でございます、これから肉づけをし、またある程度の規則の制定もしなきゃならない、このように考えております。出所というのは、私の頭というふうにお答えさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　市長は、これまでもう５期20年の革新市政を貫いてこられて、今６期目に入っているわけです。市長が革新市政のいい面として、いろんな言葉を言っておられます。市民が主人公の市政だとか、憲法を市政に生かすとか、人を大切にする市政だとか、まちづくりは市民や職員とともに考え抜いたものばかりですとか、いいことをたくさん言っているわけです。

これが、例えば、今までずっと違う、保守市政なら保守市政が続いてきて、新たに革新市政に入ったけれども、今までの状態の流れではどうにもならない、だから要綱なり条例をつくって、そしてこれを改めていかなければ本当に市民の声を反映した市政ができないんだとかという、そういう背景があれば、これが出てくるのも理解できるんですが、自分自身が20年もですよ、人が変わって20年の革新市政じゃなくて、自分自身が20年も続けていて、そしてここでこういうものが出てくるというのは、ふだん言っておられる市民参加だとか憲法を市政に生かすということとの兼ね合いは非常に矛盾をするように感じるんですが、その辺は自分の頭の中でまとめ上げた要綱だということなんですが、何か矛盾を感じませんか。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私自身いろいろ不明なこともあると思っておりますし、市長に就任をして、その当時の革新自治体が数多くありました。その自治体の協議機関といいましょうか、革新市長会という、そういう政策検討の場もいろいろ論議あるいは意見交換があったわけでありまして、私が今最も印象的なのは、その当時の飛鳥田横浜市長のリーダーシップの発言にそれらの言葉がかなり用いられた、このように聴講し、何とかひな形として指針になるようなものを持ちたい、そういう観点に立ちまして仕事をさせていただいた、こういうことであります。

○議長（福島盛之助君）　　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　もう１回確認をいたしますが、森田市長自身が20年間、今、21年目に入っていますけれども、革新市政を続けてこられて、その中でやはり住民参加というものを大看板として掲げてきているわけなんですけれども、それが十分まだそのとおりいっていないという反省から、こういう要綱が出てきたのか、それとも自分が築い

てきたものを後世まで形として残したい、こういうことなのか、どちらですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　革新市長として長期にお務めをさせていただいておるわけでありますので、情報発進も行っていい立場だというふうにみずから考えております。いろいろ矛盾の点も御指摘はあるかもしれませんが、誠心誠意地方自治の仕事に原点を貫きたい、こういう考え方によるというふうに御理解をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　今回は所信表明に対しての質問ということでございますので、またこれがうまく、どんな形で表に出てくるのかわかりませんが、いずれにしてもこういう類の内容は、たとえ要綱であっても、やはりある程度事前に議員の皆さんを信頼していただいて、幅広くまず問題提起していただいて、そして本当に市民のためということであるならば、もっといろんな知恵をかりながら、要綱をつくらなくたって、条例をつくらなくたって、機能をさせる方法というのは幾らでもあるわけですから、やっぱりそれは先ほども盛んにいろんな具体的なテーマの中で論議がありましたように、かなりのギャップがありますので、ぜひそういった声も十分耳を傾けていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは私も、今、沢田さんの方から質問がありました、日野市市民参加の推進に関する要綱について伺いたいと思います。

3月1日付の広報で、最後の方に「市民参加条例といえる仕組みを開発できれば一つの前進と思われます」という、まちをつくる市長室の中から、そういうことが書かれてありまして、今の質問の中でも、これが要綱として出てきたんだというふうに理解をしたんですが、それでよろしいんでしょうか。

それからまた、現実的に何をやっていこうとしているのか、これを使ってとりあえずこれとこれはやっていこうと思われているものがあると思いますので、それを言っていただければと思います。

3番目としまして、市民参加の定義というのをどんなふうに考えていらっしゃるのか。

私もこの4年間、ずっと市民参加ということを申し上げてきましたので、要綱ができたということについては、その方向性としては大変評価はさせていただいておりますけれども、しかし、ずっとやってきている中で、市民参加のとらえ方というのをお互いに少し話し合っておかないと、要綱として出てきても、また、ずれが出ていくのではない

かというふうに思っているんです。それで、市長が考えていらっしゃる市民参加の定義というのをお伺いしたいというふうに思います。

それから、ここの第３条２項に「女性の参加を積極的に進めるものとする」というふうにありますが、これは大体どれぐらい、積極的にというのはどれぐらいの積極さなのかということをお伺いしたいんです。もっとはっきりと数字で書かれてもよかったのではないかというふうに思っていますが、お考えをお伺いしたいと思います。

以上、市民参加条例といえる仕組みを開発したものが要綱なのかどうかという確認と、何をやっていくのか、それから市民参加の定義、そして女性の参加について、４点お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　執印議員さんからは、いろんな形でお話をする際に、いわゆる市民参加を求めておいでになるなということを日ごろ承っておりました。

定義というのはなかなか難しいわけでありますが、要するに市民の意見を広く受けとめるといいましょうか、その仕組みをつくるというのが、市民参加の手法の目指すところだというふうに言ってよろしいかと思います。小さな集落でしたら、まさに絶えず総会によって事を決するということも可能なわけでありますが、人口の規模によっては、やはりいろいろな間接手段、とりわけ間接民主主義の議会制民主主義がきちんと発達をして今日の憲法にも定められ、また法律も制定されて通っておるわけでありますから、それでもなお市民の御意見をいろんな形で承るという姿勢こそ、私は大切だというふうに思っております。

４点の御質問ということですが、女性の方々に市民参加の機会をなるべく潤沢に設ける、日野市も日野市女性センターを設けたりしたことによって、かなり女性の社会活動、あるいは行政に対する参加、だんだんと御理解が進みつつあるわけであります。目指す姿としては、これは男女比というような言い方では適当だというふうには思いませんけれど、結果的になるべく同じ割合になる、こういうことが自然の帰趨ではなかろうか、こういうふうに考えておりますし、また、そのように努力をしたいということであります。

何か１点、欠けておるかもしれませんが、以上をもってお答えといたします。（「ターゲットが違うじゃないの」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それではもう一度、質問します。

この「市民参加条例といえる仕組みを開発できれば一つの前進と思われます」というふうに市長室から書いていらっしゃるのが要綱でいいんですね、という確認をさせていただいたんです。確認をしていただきたいんです。

それから、何をやっていくのか、今のお考えで、これとこれは始めるぞというものがあれば、それを言っていただきたいんです。

市民参加の定義については、そのお答えをいただいた後でまた私の方からもお話をさせていただきたいと思いますので、２点をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　３月１日付の広報に私が掲げておる記事でございますが、今、要綱として定めておりますのは全く、ごく原則、原理的なひな形でありまして、要綱という、それがすなわち将来要綱になるというふうな（「要綱といっても破る人がいるからな。つくった人が破っちゃうんだから」と呼ぶ者あり）――何というんでしょうか、イコールというような考えではないということをお答えを申し上げておきたいと思います。いい方法がありましたら、むしろ議員提案でお示しいただくことも大いに結構だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから何をという当面のことですが、できるだけ今は広く、今、庁内で言っていますのは、例えば清流監視員という38名の委嘱がございますが、こういう監視員の方々にはいわゆる清流運動といいましょうか、水辺運動をいろんな形のあれがありますので、そういう方々も積極的に入ってもらえる仕組みをつくっていったらいかがだろうか。

あるいはごみ減量、ないしはリサイクル、これらにつきましても、いわゆる市の条例に基づく審議会は一応各界の推選等も入れて委嘱を申し上げております。なお、それの外郭団体……取り巻きといいますか、そういう形にいろんな市民運動の姿を反映できるような、そういう集約の仕方を考えるべきではなかろうか、こういうことでございますので、いろいろお知恵をいただければ幸いでございます。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　今のお答えの中ですと、市民参加条例といえる仕組みを開発できれば一つの前進と思われるというものと、要綱が一緒ではないという、一緒のものとは考えられないというお答えだったのかというふうに思うんですけれども、実は新聞でこれを読みまして、市民参加条例というものを市長が提案されるかもしれないというのは、12月議会が終わりましたときに、情報としては入っていたわけです。こういうものを出すかもしれませんというふうにおっしゃった党の方もいらしたので、もしかした

ら市長が出されるかもしれないというふうに思っていたわけなんです。つくるからにはいいものをつくっていきたい、市民の側からも見ていいものをつくっていきたいという思いがあったわけなんですけれども、しかし、この記事はこの記事として読みましたけれども、新聞で要綱として出てきたということをまた見たわけです。そこが、私、市民参加はもちろん進めていただきたいんですけれども、議員にも何も本当にお話がない。例えば、市民の方から「これは何」というふうに聞かれても、全くわからない。そして２月27日に投票があって、その夜に開票があって、その３月１日にこれが出されるということについて、何が、そこの議会の部分が、何というんでしょうか、外されているのではないかというふうに思うわけです。私は、市民参加は、言ってきましたけれども、市民参加イコール議会軽視ではないというふうに思っているんです。そこが、おかしいんじゃないかというふうに感じているわけなんです。例えば、議会と行政と市民の関係をやはりもう一度、整理をしていかないといけないんじゃないかというふうにも思うんです。

例えばリサイクル条例、私も審議させていただきましたけれども、リサイクル条例などにつきましては、ほかの市では、まず議会の側に提案して、さらにいいものがあったらそれを取り入れて条例化しているんです。その辺のステップも少し足りないのではないかというふうに思っています。

それと、この、まちをつくる市長室の中から「近年の選挙に見られる投票率の低下は議会運営の非民主的な不公正と托された貢献力の私物化に対する政治不信に起因するものであって、その原因をただす取り組みこそ政治改革の道と考えるべきでありましょう」というふうに書かれております。そして、この中の「托された貢献力の私物化」ということについては、この先にいろいろ書いてありますけれども、４月には市長選、６月には都議会議員選挙、７月には衆議院議員選挙、そして市議会議員の選挙が終わったということが書かれてあって、この文章があるわけですけれども、托された貢献力の私物化というのはどういうものなのかというのを、ちょっとお聞きしたいんです。

それで、これが続いたその後で市民参加というものが言われているので、ここのかかわりというのはどうなんだろうかというふうに私は感じたんです。市民参加は進めてほしいというふうにずっと言っているように、ここで反対しているというふうに思われると私も困るんですけれども、少し市長のお考えをきちっと聞いておきたいということで伺っておりますので、ぜひわかりやすくお答えをいただけたらというふうに思うんです。まず、市民参加はわかりやすい御答弁の中から生まれてくるのではないかというふうに

思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま広報記事が質問の材料にもなっておる部分があるようであります。

いわゆる議会制民主主義、別の言葉で言えば間接民主主義の手段、あるいは手法でありますが、今、国政でいろいろ金権腐敗、汚職、とりわけ最近は埼玉土曜会、いろいろと国民から見ればまさに政治不信をつくり出す状況が国民の目にだんだんとさらされつつあるわけであります。（「すりかえるな」「これはみんな関係しているんだよ」と呼ぶ者あり）主としてそういう点の指摘を、これは国民の１人としてできるというふうに思っております。

したがいまして、いろいろな御批判も十分承りつつ、できるだけみずからを正し、また行政そのものを清潔で公正なものに仕上げていくということがお互いの目標でなければならない、このように考えております。

表現が不適切な部分があるかもしれません。御不信が出たかもしれませんが、そういうことを指摘をさせていただいたということでありまして、日野市議会のことでは全くございません。（「納得できません。答えになってないぞ」等発言する者多し）

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　なかなか漠然としたお答えなので、理解がしにくいというのが正直なところなんですけれども、日野市議会のことではないというふうにおっしゃられましたけれども、この流れを読んでいくと、議会不信もある、托された貢献力の私物化に対する政治不信もある、だから政治改革の道をつくっていかなければならない、よって市民参加があるというような、そのようなふうにも読み取れるもんですから、それは今回、市議選の投票率が大変低かったので、こういう仕事をしようというふうに志した者にとっても、やっぱり大変なショックだったわけです。これだけ政治離れが進んでしまったんだろうか、私たちが一生懸命やっているのは何だろうかというふうに思ってきた中で、やはり市長として何かもう少し市民に書いていくときに、もっと責任を持った書き方をしていただきたい。こういうふうに書かれていて、これは日野市議会のことではありませんというのは、ちょっと無理があるんではないかというふうに私は感じます。

それで、先ほど市民参加の定義というところで、市長から、市民の意見を承るというような発言がありましたけれども、それを承るだけでは本当に市民参加はないだろうというふうに思うんです。それをどういうふうに生かしていくかというところを考えてい

ただかないと、市民参加ではないと思います。

それで、男女の割合については、同じ割合になるのが自然であるならば、もっとはっきりと書いていってていいんじゃないかというふうに思うんです。それはぜひ考えていってていただきたいというふうに思います。努力義務というんですか、それだけでは足りないというのが正直なところです。

それで、市民参加というものにつきまして、お互いに漠然とした話をしていてもわかりにくいと思いますので、私も経験させていただいた中から、一つ話をさせていただいて、それで今後のことを質問したいと思うんですけれども、私、第４次婦人問題懇談会というのに入らせていただきまして、これから先の女性の自立をどういうふうに促していこうかという、そういうことをやりました。その中で、参加していたメンバーは20代が１人ぐらいいたんでしょうか、子育てをしている女性から60代ぐらいの女性まで集まって、婦人問題という言葉そのものがあることにも抵抗はありましたけれども、どうやって自立を進めていこうか、その話し合いをしていた中で、やはり女性が自立をしていくためには、今、家庭にいる女性が再度社会に出ていくための研修の場がまず必要だろう、それから助け合いの仕組みも必要だろう、それから生きがいとなるものを探す、その場を見つけることも必要だろう、そういう３本の柱で、この第４次婦人問題懇談会の中で検討がされて、答申という形で市長のところにも届けられていると思うんですけれども、しかし、それが形になったときには、日野女性社会事業協会ですか、助け合いのところだけができ上がってきたというふうに見えているんです。

今、この中でも、助け合いだけではなくて、助け合いをしながら女性がどうやって自立をしていくかという、その部分もいろいろ模索をされているようではありますけれども、しかし、この第４次婦人問題懇談会、これも大変市民参加ではあったと思うんですけれども、結局それが生かされないままに、私たち女性から見ますと、大変物足りないもの、一方的なもの、というふうに感じられるわけなんです。

私はそのとき、小さい子供を連れて出ておりまして、そういう人も何人かいました。研修の場が欲しいというのは、やっぱりこれから家庭での人生を終わってもう一度自分らしく生きていきたい、そういうふうに思うときに、とても大事なものだと思うんですけれども、その部分が抜けてしまっているというのは、やはり市民の意見が生かされていない、そういうことだと思うんです。それで、市長は市民参加をしている、私たちにとっては不足だ、そういうすれ違いがいつまでもあったんでは、結局、要綱をつくっても、これを条例化したとしても、本当の市民参加、本当に市民が住みたいまちにもなっ

ていかないだろうというふうに思うんです。

そこで、市民参加要綱をつくられて、これまでの市民参加の問題点の洗い出しというのを、まず市民も、それから各部署でも、まずそれをやらないと、お互いのずれが見えていかないんじゃないかと思うんです。それをまずなさることが必要ではないかというふうに思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報記事には、原稿として書きましたのは、市議会議員の選挙の結果が出る前の、つまり投票率等々は全く承知しない段階で書いたということでありますし、そういう意味でも、特に特定をした議会を云々ということではない、国民的、一般的な世論ではなかろうか、このような考えによるものであります。

御不満がいろいろある、承るというだけじゃなくて、採用しなきゃいけない、これもまた当然な御意見だと思っております。それをどのように100％近く同一の事業の中に込められて、地方自治の仕事として展開をできるかということが大切なことでありますから、我々の要綱としてとりあえず定めましたのは、行政自身の努力目標というふうに御理解をお願いしたい、このように思っております。

それから、議会軽視という言葉が出ましたけれど、議会軽視という意識は全くないんでありますが、たまたま直接民主主義、間接民主主義の、その機能の整合という言葉も当たらないと思います。なるべく議会軽視になってはいけないという心づもりのもとで、市民の意見もあわせ広く聞いていくということに目的を持つというふうに御理解をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それで、市民参加の問題点の洗い出しを、まず市民と各部署でやったらいかがですかというふうに、今、私はお尋ねをしたので、その辺のお答えが抜けておりますので、それを答えていただきたいと思いますのと、あと、この市長室からの中の「市民参加条例といえる仕組みを開発できれば一つの前進と思われます」ということで、ぜひ市民参加条例を市民参加でおつくりいただきたいというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　目指すところは、まさにそのとおり、共通の理解ができると思いますが、努力目標ということで、なかなか全部をかなえるということは、これまた困難なことだという一面もあるんでなかろうか、こんなふうに思います。

それで、いわゆるそういう市民参加の事業の項目について洗い出しをする、それを市民参加でやる、これも大いに結構だと思っておりますので、いろいろと検討しながら、そのように御指摘に近い方法を、みんなで理解できる方式ができれば一番いい、こんなふうに思っておりますので、しばらく勉強をさせていただきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○17番（土方尚功君）　最後にもう一つだけ確認させてください。

市民参加条例を市民参加でつくる方向でお進みになるわけですね。そこだけ確認して、終わらせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政指導であっていいかどうかということに、私どももまた一面の任務を持つわけでありますから、市民運動として成り立って、しかも条例請求の直接請求というような形で市民から提起があれば、これは議会も行政当局もまともに受ける、関係が生まれる、こういうことだろうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは最後に、何かよくお答えがわからないところもあるんですけれども、確かにそのとおりなんですけれども、市長がおっしゃるとおりなんですけれども、この点そのものに関して、市民に相談もなく市民参加の要綱ができた、それからまた、先ほど沢田さんの質問の中で、どういうステップを踏んできたのかというところも、なかなか不明確である。そういう何かお仕着せの市民参加のような気がいたしますので、これにつきましては、また質問をさせていただきますけれども、何か上から与えられた市民参加、そしてこれまでの市民参加の問題点も洗い出せないままにこれが出てきたというような気がしておりますので、その辺は十分にこれから考えていっていただきたい。十分に問題点の洗い出しをしながら、担当者の人の話も聞きながら、これが有効に生かされていくような道を市長が考えていってもらいたい、そのように思っています。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのように努力をさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　次に、天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　市長の所信表明を聞いておりまして、市長がお疲れになっておるのか、そして、もう年をとってしまったのか、このあたりが非常に残念に思いました。私、聞いておりまして、市長の読み上げる活字の書いてある中で、17カ所、おれ、調べ

たんです。調べたら17カ所でがっかりしちゃって、もうこりゃだめだ。そういう面から、私は、少なくともこういう所信表明、こういうものを読み上げるときには、もしお疲れになっているのであるならば、しっかり休養をとって、しっかり読んでいただきたい、かように思うわけであります。

そして、日野市内の当面する行政課題という展望の中で、特に第２次基本構想、これに基づいたところのことが、ちょっと説明がいただいておるわけです。そして、その第２次基本構想が第３次基本構想の中に生かされて、この事業を進めるという形のことが書いてあるわけでありますが、特に区画整理事業、この事業の進み方に私は大変疑問を持っておるわけであります。特に、後ろに書いてありますように、この区画整理事業はふえておるわけです。ふえておるにもかかわらず、事業費を少なくしておるということは何事か、このように言いたいわけです。

特に平成元年度は、補正でも８億6,756万8,000円の増額で、この年には59億33万7,000円であります。それを、平成４年度に補正で20億5,620万2,000円の減額になったわけであります。そして、本年度は35億4,526万2,000円で、４年度、５年度全部見ると、これだけの金額が減額になっておる。一番多い平成３年度の都市計画事業ではこれだけあったものが、平成６年度の予算委員会の説明書を見ると、35億も減額になっておるというのは何事か、私はこう言いたいわけであります。この部分の説明、どうして減額になったのか、そしてこの部分の説明をまず願いたいということを申し上げます。

そして、先ほど我々の同僚である小川議員の方から、西平山の駅舎の件が出ました。そして、仕事というものは、実際、具体的にどうしたら仕事ができるのか、これを考えていない、市長は。だからおくれちまうんです。そして、この区画整理事業の進め方、そして下水道100％なんてでたらめを言っておるけれども、下水道の日野市内の現在、計画を立ててなかったところの浅川処理場の右岸の方、この部分の下水道の進め方は何でおくれてしまったのか、簡潔にその説明を願いたいと思います。

それだけ、とりあえず答えてください。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、各事業の２年、３年ですか、減額になった理由、こういうことでございますけれども、区画整理事業は各年度ごとにその事業の対象のものが変わってまいりますので、年度ごとに変化が出てくるのは当然でございます。平成５年度までは一応そういう形で私の方の事業の執行上に合わせた事業計画を組んでおります。

たまたま６年度の予算でございますけれども、これは先ほど来、財政部長、それから市長の方からもお話がございましたとおり、財政的に非常に厳しい、本年度の市の財政が厳しいということから、区画整理関係の事業も減額の、対前年比で見ますと10.7％の減額という形になってきておるということでございます。今の状況のこういう形で考えた場合ですけれども、区画整理事業は数が確かに、地区の数がふえた以上に減額になっているということでございますので、全体の区画整理の現在計画しておる事業年度も多少ずれてくるのかという考え方は持っております。

ただ、先ほど平成３年度、こういうふうに言われましたけれど、３年度の資料はちょっと持ち合わせしておりませんので、状況として４年、５年でちょっとお話しさせていただきますけれども、４年度、５年度では、大体42億ぐらいですか、総事業費がなっております。それから５年度が（「補正予算で違うでしょう、42億じゃないよ」と呼ぶ者あり）――ちょっと私のあれですけれども、決算でまいりますと54億程度になっておるはずでございます。（「これ、減額になっているだろう」と呼ぶ者あり）決算の数字でございます、これは。３年度、４年度は決算数字でございます。そういうことで、３年度につきましては約42億円ぐらい、それから５年度につきましては、見込みでございますけれども、52億円ぐらいの総事業費になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　市の区画整理事業というのは、当然、事業の進み方によっては協議をしていくことによって、国や東京都から当然、補助金をいただくことができるわけです。だから年度的にずっと追っていけば、仕事はその期間内で完成するということが明らかになってくるわけであります。組合施行は１割しか負担がないわけですから、そういう中では仕方がない部分もあるけれども、少なくとも市の施行の区画整理事業を進めるに当たっては、減額がこのような形で大幅に出てくるということは、ちょっと日野市の行政の進め方に問題があるのじゃないかということを、特に私は思うわけであります。

そして、これらの事業の進め方の中でも、やはり地権者の多くの皆さんは、事業が予算がないからとまってしまったというような、実際、この説明を受けておるわけです。そういうところに大変今、不安な気持ちで、本当にこの区画整理事業は終わるのか、仮換地に、そして仮のところに建物をつくって住んでおって、そういう状態が長く続くということは、これは大変地権者の皆さんに負担がかかり過ぎておる。その部分のやはり

説明をしっかりしなきゃいけないということと、やはり日野市の中の区画整理事業の進め方に多少、問題があるのではないか、このように私は思うのですが、いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　区画整理事業の手法として、まず一つは市施行がございます。それから組合施行、これは地元の権利者が皆さん方で組合をつくってやる手法、これがあるわけでございます。

市施行につきましては、市の基本計画に基づきまして順次進めてきておるところでございます。

組合施行の場合でございますけれども、これは実質的には市である程度誘導する地域もございますけれども、基本的には組合の、地元の皆さん方がこの地域を整備をするということに市の方が協力していく、援助していく、こういう内容であろうと思います。

この市施行についての計画でございますけれども、これは第２次の基本計画から第３次にかけて、現在のこの基本計画にかけて、その計画にのっとった形で進行しておるということでございますので、これは計画的に進めておるということでございます。

たまたま現在の社会情勢が急激にこういう状況になってまいりましたものですから、保留地等の処分も当初計画どおりなかなか執行できない、こういうことで、万願寺関係につきましては、ある程度そういう面での調整もさせていただくということでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　今、説明を受けて、基本計画どおり進めておる、それでは余りにも、私がさっき質問していることは、西平山の区画整理事業の中の（仮称）西豊田駅、この施行を、駅をつくるということは西平山の区画整理事業の中から、要するに用地費用を出して、とりあえず費用はつくんだという市長の説明ですよね、駅前広場をつくるんだという、そういう説明。そして、費用だけで地権者は納得するのかと私は言いたいわけです。それにはどういう形で仕事を進めていけば、少なくとも駅舎をつくるという話に、ＪＲその他に乗っていただけるのか、こういうものも考えておるのか、こういうことを言っておるわけです。

そして、今、都市整備部長の説明の中で、多分、この都市計画道路のことを言っているんだろうと思うんです。都市計画道路は確かに予算がなければカットされてしまうという事実はあるでしょう。しかしながら、もっと押せ押せで進めていけば、国道を通したいわけだから、国は、東京都も通したいでしょう、これは。だから押せ押せでいけば

もっと早く進むことは明らかなんです。その努力が足りないんじゃないのかと、おれは言っているわけです。それをだから２次３次基本計画から持ってくるのかどうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　万願寺の中の都市計画道路、３・３・２号線でございますけれども、区画整理事業の中では用地をあけるのみでございます。先ほど議員さんの方からお話がございましたように、その用地費を区画整理事業の中で充当していく。

それで、工事そのものでございますけれども、工事そのものにつきましては、建設省が直轄工事をやるという内容の工事になってございます。したがいまして、以前からこの地域の道路の促進等につきましても、国並びにそういうところに要請はいたしておりますけれども、現時点ではまだ具体的にいつという形のものが出てきていないというのが実情でございます。今後とも早期の築造について努力はしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　私は下水道100％と言っておるし、道路の促進という建設省の、相武国道工事事務所の建設というのは、神明から下のこの部分ですよ。これは確かに相武国道工事事務所で単独でやってくることになっているわけです。そして、万願寺の区画整理の事業で開発、川崎街道が来る。そうしたら、その先を続けなきゃ、だって平山の方へつながってこないじゃないですか。そうしたら、国道がつながらない限り平山の地域の下水道は全く使えないわけです。だから、これらのものを進めるには、もっと積極的に国や東京都に働きかけながらこれらの事業をしていただきたいということを言うべきじゃないか。そして、少なくとも早期実現を目指しているわけだから、市長は早期、100％下水道を目指すというわけでしょう。そうしたら、その部分を、ではどこをつなげていけばいいのか、こういうことも具体的にうたっていないで、どうして下水道100％なんですか。

このあたりを市長、答えてくださいよ。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、西平山地域と豊田南区画整理の地域、ただいま議員さんの方から御指摘のように、ここへ迎えに行く下水道の本管でございますけれども、これは都市計画道路３・３・２号線の計画、いたしております。

しかし、豊田、西平山の区画整理区域内は事業を実施しておりますから、事業の中で同時にできてくるわけでございますけれども、万願寺第一の区域から豊田南まで迎えに

行く区間、これが現在、事業化されていない。区画整理事業の予定がありますけれども、まだ具体的になっていない区域になっているわけです。そこで、当然、この都市計画道路の促進もそうでございますし、下水道の目標年次に合わせるためにも、どうしてもこの区間を何らかの形で接続していく必要があるわけでございます。

そこで、6年度の予算の中でも、この地域の接続に、要するにどういう方法で接続するか、それを含めて豊田南の、もう既に換地も発表しております。それに合わせるような形で計画をひとつつくろうという形で、現在、進めておる段階でございます。したがって、できるだけ早い時期に何らかの形で豊田南――豊田南まで接続すれば自動的に西平山の方は区画整理事業の中で接続することが可能でございますので、その方法を現在、模索中だということでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、6年度予算につけて、市長が言っているように5年後には、その道路のこの部分の今回埋めるところの用地獲得ができるのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　都市計画道路の用地、これは今の万願寺から豊田南までの区間、これは国の直轄の買収の区間という形になっておりますので、市の方の下水道の方は、そのルートを避けて別の方のルートで仮設で、将来的にその仮設のものがむだにならないような方法でつなげないかどうか、こういうものを含めて検討しているということでございます。

その道路の買収を待っていますと、今のところ国の方は日野バイパスについては事業化されておりますけれども、八王子南バイパスにつきましては、まだルート表示されていないというふうに実態でございます。したがって、その買収を待つということになりますと、その事業そのものの促進を当然していかなきゃいけないわけですけれども、これから先は現時点ではいつ具体的に事業化されるかというのは、決まっていないということでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　だからその点を私は言っておるわけですよ。この日野市の中で、確かにこれは日野市で単独にやる下水道の本管ですから、どこにいけようと勝手だけれども、やはり本来は都市計画道路、歩道、また国道を借用をしながら、そこにいけていただける形になっているわけだから、都市計画道路にのっているんだから、何でそんな、

その部分じゃないほかの部分を考えておるのか、それはちょっと余り日野市政としては情けないんじゃないか。

特に、この国道については、日野市に多少役割があるでしょう。これだけはぜひ協力してやってくれ、そうしたらあとは国や東京都の事業になるでしょう、国道、都道につきましては。その事業の東京都、国道、これらの事業の促進に協力的でなかった、そういうところに現在があるわけです。それを承知をしていながら、何で早期に下水が100％使えるようになるかというような、そういうでたらめを書くのかと私は言っておるわけです。これらの問題を改めぬことには、この事業はできないわけです。日野市単独でまた用地を買収して、そこに取りつけ道路をつけて、道路をつけりゃ、道路しか使えないわけですから、むだな道路をつくるわけです。そういうむだなことをして、日野市民のためになるのか。そして、先ほど言ったように、これは都市計画事業費の一番多かったときと比べると、ことし35億円もの金額が減収になっておる。それは事業の進め方に問題があったから、そして事業が完成した部分もあるから少なくなったといえばそれまでではありますけれども、少なくとも事業がふえているわけだから、同じ市の施行の区画整理事業に対しては積極的に国や東京都のように、その予算を獲得をしに行くということが日野市の役割ではないのかということを、私は言っておるわけです。

そのあたり、いかがなんですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すべて、そのとおりであります。したがって、そういう方向で努力をするというのが現状である、そのことを担当部長はお答えをした、こういうふうに御理解をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ちょっと市長、それは納得できないんです、私。納得できない部分は、市長が多分、都市整備部長に「こういう形での平山、豊田、また堀之内や、この部分の下水道はこういう形で進めろ」ということを言っているから、そういうふうに答えていると思うんです。

だから少なくとも国道を早く通すように努力をしてあげなきゃいけないんです。日野市でも努力するんですよ。そうしたらそこに本管をいけてもらえるわけですから。余分な道路の中にできることを考えなくても、そして道路の用地を獲得することによって、日野市に、あるいはこのまた流域下水道に拡幅してくださる可能性だって、これはあるわけです。ぜひ日野市の、だんだん目減りしてくる事業費に対して、獲得するためにも、

ぜひ私は国の方に働きかけながら、これらの事業を進めていくことが健全なことである、このように思うんですが、いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりというふうにお答えいたしておりますので、なおこれから一層努力をいたします、というふうにお答えを申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　まあ、それで納得しましょう。しかしながら、都市整備部長にすべて任せるんじゃなくて、やはり市長が肝心なときには行って、その中でぜひ努力してください。都市整備部長に迷惑をかけないようにしていただきたい。

そして、西平山の（仮称）西豊田駅について、このことについても、これをどうしたら具体的になるんですか。これは何回か行ってだめと言われたようだけれど、そのあたり答えていただけませんか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　答弁がへたなのかもしれませんが、何回も同じことを問われておる感じがいたします。

西豊田駅の誘致ということは、これは日野市の都市計画上の大きな悲願といいましょうか、そういう位置づけで取り組んでおるわけでありまして、その同じ地域に施行いたします区画整理事業の中で、まず駅前広場というものを公共事業として設定をし、地域の皆さんにも御理解をいただいて、そういう計画に基づく換地作業も進行をしております。

日野市の一番基本姿勢といたしましては、駅舎がどうこうというよりも、将来の都市計画事業として、やはりこの位置に駅を迎えるという、つまり広場をこの都市計画事業として決定をする、こういうことが順序だというふうに思っております。そういう地元の基本的な姿勢があって、だんだん当局もまた具体的な理解が進んでいく、こういうことでありますので、何回も今まで申し上げておりますが、今ＪＲ当局は西平山の駅を想定する際に、採算上のこと、あるいは将来の企業としての発展にかかわること、いろいろとある程度の問題提起もしていただいておるわけでありまして、できるだけ用地を欲しいという御意向がありますから、その要望には極力おこたえをいたします、こういうことであるわけでありまして、先ほど小川議員もおっしゃったとおり、運動としては確かに地元を挙げてという形では行っておりませんので、議会には特別委員会をつくっていただく、また地元には大きな住民運動組織をつくっていただく、そして行政とともに

当局並びに関係機関を動かす、こういう努力をする、こういうことこそ、まさにこれからとるべき運動でなければならない、このように考えておりますので、御指摘は御指摘として、ひとつぜひ全市を挙げて取り組む、こういうことで御協力と御理解をお願いしたい、こんなふうにお答えをさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　この地域の区画整理事業の中で、この事業を進めておる。その中で、恐らく西豊田駅の構想がのっておる。その構想の中で、たしかＪＲでも調査をしたり何かして採算が合うかどうかという検討は、多分したと思うんです。そして結論が、このところにはできないという結論が出ているという形であります。ただ、広場で地域の皆さんが納得するならば、私はそれで結構だと思うんです。それで将来的な考え方を持つという形でもいいと思うわけであります。

しかしながら、その部分で自分の土地がその地域にある、近くにある、それで地価が当然、上がってくるということを考えている地権者も十分ここにはいると思いますから、もし広場だけで済ませるという形であるならば、少なくともその皆さんにはその説明が私は必要であると思うんです。そしてそして将来的に、ぜひこの部分に駅をつくってほしいという形であるならば、やはり私が再三言っておるように、既に三鷹－立川間の複々線がもう平成９年にできるわけです。少なくとも立川－高尾間の複々線を、もう、しかけなければだめなわけです。しかけていきながら、そしてあの地域の急カーブをしておるところの部分の線路をもう少し真っすぐにして駅舎をつくり、そして電車が停車できる部分を、駅をつくる構想でなければ私はだめだと思う。その計画をやはり進めていくには、まずしかけなきゃいけないのは、立川－高尾間の複々線だと私は思う。これを私どもが再三言っていた。これは市長は一昨年度の９月に出てきた。市長のサイドから出てきた、その部分を途中で引っ込めてしまった。こういう形では、何を考えているか私はさっぱりわからないわけです、市長の考え方が。

このあたりを、ぜひ私は改めないことには、この西豊田の駅舎、そして地権者の皆さんに対しても大変申しわけない、このように思うんです。だからそのあたりの説明をしっかりしていただけるのかどうか、市長の口からやっぱり言った方がいいと思うんです、私。いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御理解いただけるまで、あらゆる御説明、努力を申し上げたい、このように思っております。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　もう１点。それで、先ほど言った、今度市長のサイドから立川－高尾間の複々線は市長みずからやはり日野市内の提案事項として、事業をこういう形で進めていきたいというものを示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　立川市を会長市とする関連の自治体による促進協議会がございます。毎年少なくも１回、総会が持たれ、運動方針が定められておるということでありまして、日野市もまたその会員の一自治体であります。その場を中心として要請運動等にも積極的に出向いて、また日野市の事情も強調いたしまして、目的実現のために当然なすべき努力をこれからも続けてまいりたい、このように思っておりますので、その際には一層の御支援、御鞭撻をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そういう面で、区画整理事業の進め方については、多少、問題があるわけであります。そして、これらの問題を進めるに当たりましては、やはり経済状況だっていいときばっかり……日本は今、底をついているような動きもありますから、こういうことをやはり十分に考えながら事業を進めていかなきゃならないと思います。そういう中で、ぜひ基本計画、全部読んでいないけれども、これらのことをいっぱい生かしていただいて、その中に生かした事業を必ず実行するという精神のもとに行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時２分　休憩

午後６時51分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより所信表明に対する質疑を続けます。奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　大分時間も経過していますので、２点について質問し、１点について要望させていただきます。

１点目の質問でございますけれども、平成６年度の主要施策について、基本計画に沿っ

て進めたいという先ほどの市長の考え方が述べられました。この基本計画というのは、当然、第３次基本計画というふうに理解するところでございますけれども、それでいいのかどうか、それが１点。

もう１点は、市立総合病院の建設事業を進めるに当たって、このような基本計画策定に必要な調査を実施いたします、ということでした。昨年度２月に、基礎調査の結果が出されたわけでございますけれども、あの調査結果は、必要な調査ではなかったのかどうか、これをお聞きしたい。これが２点目でございます。

それから１点の要望は、沢田議員と執印議員から指摘がございました、市民参加の件でございます。市長が市議選の前に書いた原稿だというふうに答弁をされましたけれども、そうであるにせよ、後に書いた記事であるにせよ、やはり広報というものが使われて述べられますと、市民の方たちは、当然、日野市議会のことに理解するわけでございます。それはそれほど問題にしなくてもいいと思いますけれども、その中で、執印議員とのやりとりの中で、女性の参加の問題、どのぐらいの比率で進めるんですかという問いに対して、明確な答弁がございませんでした。

たまたま私、昨年12月の一般質問で同じような質問をしまして、もろもろの委員会、いわゆる行政委員会の比率について質問した経過がございます。そのときの私の質問は、総理府の調査によると、国では大体15％程度の比率が女性の参加である、これに対して日野市としてはどう考えますかという問いに対して、当初は具体的な数字は申し上げられませんということでしたけれども、最終的に生活文化部長の方から、他市の状況は26％から33％ぐらいの間だ、したがって、日野市はまだこれに達していないので、当面はその目標に向かって頑張っていきたい、というふうに答えているんです。

そうなりますと、小島議員も指摘がされましたように、やはり職員の英知を結集するということであれば、市長もおっしゃっているように、そういった幹部の御意見等々を聞くという耳を持っているんであれば、具体的な目標の数字は、当然、昨年の一般質問で答えているわけですから、そういった数字を述べてもいいんじゃないか。やはりこの辺にも何か市民参加のものが、ある日突然浮上したような、悪い言い方をすれば場当たり的にぽいっと出たような気がするわけでございます。こういった指摘がお二人からあったわけでございます。ぜひ小島議員の質問に答えられた市長の姿勢を、今後こういった面にも十分反映をさせていただきたい。このことを要望しておきます。

２点について、御答弁をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　まず、基本計画の御質問でございますけれども、今回、議案として御提出を予定しておりますのは、第３次基本構想というふうにしておりますけれども、基本計画に当たりましては、３回目の策定ではございませんが、今回、基本構想とあわせて策定するというようなことで、第３次基本構想にあわせまして、第３次総合計画というような一つのまとめとして計画書を合冊してつくってまいりたいという考えでございます。

病院の調査でございますけれども、病院の調査につきましては、平成４年度に病院にまつわる医療関係の環境調査を行いまして、それからもう１点、多摩平四丁目３番地ブロックに建てるとすればどんな形のものができるか、どのくらいの規模の施設まで可能か、というようなところまで調査したものでございます。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　再質問をいたします。

今の企画財政部長の御答弁だと、今回の基本計画というのは、第３次基本計画というふうに理解してよろしいわけですね。そうしますと、先般配っていただきました基本計画原案、これに当然のっとったものが６年度の主要施策というふうに所信表明されたものと考えますと、今、部長のおっしゃられたように、私は小川議員が質問をした件と若干タブルんですが、毎年、平成２年から基金として積み立ててきた10億円が、平成６年度は全く積み立てない。いわゆる40億を積み立てたところでストップしたということ、しかも２月１日の人事異動で企画財政部参事という職が、大崎さんがやっておられたわけですけれども、それもなくなった。常識的に考えて、真剣に事業計画にのっとって病院計画、いわゆる病院の建て替えをやるんだということであれば、当然、基金の問題、財政事情が悪化しているとはいえ、10億がだめであれば５億とか３億とか、そういったものを積み立てることによって市長の姿勢というものが市民には見えるわけでございます。それを全く積み立てないということは、病院がちょっとストップしますよ、一切やりませんよ、ということに受けとる方も多くいるはずです。私もその１人でございます。しかもそのポストをなくすということは、まるっきり市立病院の建て替え事業というのはやれない、このように理解をする方もございますけれども、そう言いながら第３次基本計画、いわゆる６年度の主要施策については、基本計画策定に必要な調査をやるんだということですね、進めるために。何か、この辺がかみ合わないんですよ。

ですから病院問題なんていうのは、あの事業というのは年数はかかるし、建設費も昨年２月の調査結果では、300床つくるには189億もかかるという、こういう調査結果が出

ているわけでございます。これほど大金がかかる事業を簡単に計画をストップするような、誤解を招くようなやり方、到底見過ごすわけにはいかないわけでございます。したがって、所信表明の中で、建設をするために必要な調査をする、何をこれで調査するのかという、こういうことになるわけです。調査費用が５億円ぐらい計上されているようでございますけれども、では昨年の２月に調査したのは何だったのか。さかのぼれば昭和62年の６月に我々に配付されたあの調査も何だったのか。かなりの金額を使って調査をしている。相当時間がかかっているわけです。いまだにそんなことをやっている。これで、効率的な財政運営といえるのかどうか。

これは市長の基本姿勢でございますから、大変なことなんです。市長はその辺、どのように整理をすればいいんですか、我々はどう理解をすればいいんですか、市民として。御答弁願います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市立病院の建て替えのことで何回も調査を重ねて、特に今年度は基金の積み立ても予算上、行っていないではないか、こういう御指摘であります。

市立病院の建て替えの課題は重要な問題でございますし、またいろいろと紆余曲折の経過もあるわけでございます。それらを一歩一歩方向づけをしながら具体化を図っていこうという一つの軌道を敷いたものだというふうにお考えいただければ幸いだと思っております。

特に本年度、組織上の責任者を不在にした、こういう御指摘でございますが、実質におきましては、企画財政部長に就任をしております大崎部長が今までやっていた仕事をそのまま引き継いでおるわけでありますし、それからまた、実務責任者としての担当もするわけでありまして、いずれ次の人事異動の機会を含めて、また順序の一つの当然の布石として、取り組むための準備室というべきものを設け、また責任者を配置をする、こういう考え方でございます。

特に今回は、より実務的な具体性を進めるために、その調査費を病院予算に計上させていただいております。具体的な実務として準備室も設け、次のステップに入る、こういうことでありまして、ただ、四丁目３番地ブロックは、御承知のとおり、複合行政施設の現状でございますので、単なる病院建て替えという言い方では包含できない、こういう事情もございます。したがいまして、今スタッフによるプロジェクトチームを設けて、それの具体的な、それらの他の関係の施設のこともあわせて具体的な計画の展開を図る、こういうことでございます。

したがいまして、今後の調査費はやや、今までのは構想をつくるための基本調査でもあるということでもありましたが、今年度からは一歩進めた具体的な物の見方で言いますならば、基本設計に近い状態のものを前進をさせる、このように御理解をお願いしておきたいと思っております。

それから、財政事情のために基金の積み上げが、ことしもかなり検討しておるわけでございますが、当面、一般的な原資に欠ける、あるいは他の基金の取り崩しをするというようなこともあわせまして、ちょっと私も大変不本意ではございますが、計上するに至らなかった。しかし、そのことも今後の取り組み内容に含めて、そのために支障のないような方途を考えたい。いずれ起債についての関係当局との要請も大切だというふうに思っていますし、その他のことも含めて、より一層具体化を図っていきたい、このように考えておるところでございます。

それから、過去の行政委員会等にも、女性の参加率につきまして、確かに前回の議会で奥住議員さんの質問をいただいております。また、そのときにお答えをした一応の見解も申し上げたわけでありますが、特に今回のは市民参加という抽象的な考え方でもございますのと、参加をしていただく手段として、公募をしたり、あるいは事業によっての関係の団体から推選をしていただいたり、より具体的な、何といいますか、高い見識でまとめていただけるような専門的な有識者にも御参加をいただく、こういうこともあわせ、まだ模索しておる状況でございまして、将来の目標は、先ほどのあいまいな答えをしたかもしれませんが、当然、性別という考え方でなくて、期するところは5対5に近い状態に到達をするというのが、本来のあるべき姿だろう、このように申し上げたつもりでございました。

以上、お答えいたします。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

市長の考え方、よくわかりました。ですから、我々はいろんな市民の声を聞くため、あるいはこういった本会議の中でのやりとり等々を聞いていますと、骨子というのは見えたり消えたりじゃ困るわけです。1本の芯というものがあるわけですから、それがだんだん太くなっていく、あるいは枝がついて肉がつくという、そういう形で進んでいけばいいんですけれども、何かこう、ある日突然ぱっと消えたり、急になったりという部分がありますから、見え隠れするもんですから、あえてこういった質問をしているわけでございます。

ただいまの市長の答弁、市立総合病院の建て替えは、ちょうど昨年、沢田議員が一般質問した中で、平成７年度あたりから実施計画に向けてということを私も記憶していましたので、同じような答弁でしたから、その辺は理解をするところでございますけれども、なかなか、昨年の２月にそういった基礎調査結果が出ても具体化しませんでしたので、昨年の12月議会で議員の提出議案として市立総合病院の早期建て替えにかかわる決議というものを全会一致、可決したわけでございます。

途端に、年が明けて２月１日の人事異動の件、さらには２月14日の市長からの６年度の予算の説明等を聞いて、あれっと思いまして、これは何かまた議会に対して挑戦されちゃうのかなというふうな嫌な感じを持ったわけでございますけれども、やはり市長は常々言っている議会と行政というのは車でたとえれば両輪でなきゃいかぬということを言っているわけですから、ぜひこういったことを今後十分理解をしていただいて、大事業でございますから、しかも市民の一番の大きな要望なんです。４割近い方々がこれを要望しているわけですから、そういった面をやっていただきたい。

特に私が市長に、昨年のずっと動向を見ていまして、市長選のときに３億という予備費を、いろいろと課題の多い中で病院の積み立て基金に全額回したという経過、これは並々ならぬものがあるんだなというふうな評価をしたんです。ですからことしも10億積み立てなければ、半分でも３分の１でもこういった姿勢を見せるのかというような期待をしていたもんですから、突然ゼロということで、ちょっと市長に対する、何か不信みたいなものがあったものですから、あえて指摘をさせていただきました。これはまた一般質問の中で取り上げますから、もう少しまた詳しくやりますけれども、いずれにしましても、所信表明というのは当然、１年間の市長の基本の方針でございますし、長年ずっとそういった構想なり経過にのっとってまちづくりを進めてきているわけですから、それがあっちへ行ったりこっちへ行ったりしないように、やはり大事業は大事業らしくきちっと財政の裏づけをもって計画を進めていただきたい、このことを要望しておきます。

終わります。

○議長（福島盛之助君）　次に、内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　何点か質問を用意していたんですけれども、ほとんど前の方が質問されていますので、１点だけ市長に確認をさせていただきたいと思います。

昨年の９月議会の中で、市長の寄附行為が公選挙法の違反するのかどうか、こういう話の中で、市長は１週間前の委員会で答えた答弁を「記憶にございません」、こんな答え方をしましたので、今から確認する事項はちょうど８カ月ほど前のことですので、記

憶にあるかどうかわかりませんけれども、私が黒川自治会の中にあります子供会の会長さんと市長のところに行きまして、あることを要望しようと思ったんですが、市長が「議員とは公の場所でなければ話はできない」、こういうことで門前払いを私は食ったわけでございますけれども、そのことを９月議会の一般質問の中でも確認をさせていただきました。改めて私も選挙を無事に通過をしまして、また議会に出させていただいているわけでございますけれども、市長も新しい平成６年度を迎えるに当たりまして、その考え方に今も変わりがないのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の理解不足もあったかもしれませんが、大変議員さんに対する失礼な結果であったというふうに反省をいたしております。これからも議員さんといろいろと接触させていただく機会は、誠心誠意、礼を尽くして御指導をいただき、また意見も申し上げて御理解を願う、こういう関係で進めていきたい、これが私の本来の立場でもございますし、またそのような儀礼的にいかなる人に対しても失礼があってはならないということをみずから律しながらお務めさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　市長の考え方が、大きく変わったというふうに今、確認したところでございますけれども、私も市民の方と市長に会おうということでこの庁舎へ来まして門前払いを食ったわけでございますので、そのように考え方が変わったんであれば、一言、謝罪をしていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほども申し上げておりますとおり、状況の理解不足もあったということもあるわけでございまして、申しわけない態度であったというふうにおわびをしている気持ちでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　次に、簗野行雄君。

○26番（簗野行雄君）　日野市民参加の推進に関する要綱、幾人の方から既に発言があったわけですが、大事な問題なんで、私からも質問しておきます。

たしか３月１日に制定、即日施行ということのようで、選挙の後始末に忙しくて、つい先ほどこれは手に入れたばかりなんですが、新聞にも大きく取り上げられているようです。所信表明として、総花的な、月並みな、いつも表明をされているようですが、む

しろこういう市長の政治思想の根本にかかわる問題ですから、ぜひ所信表明では触れるべきであり、触れてもらいたかったと私は思うんです。

というのは、これに関して新聞の切り抜きがあるんですが、市の政策立案、これはある新聞の、５日の新聞の切り抜きですが「市の政策立案や施策運営の場に広報や推選で選ばれた市民を参加させる全国初の画期的な要綱を日野市はスタートさせた」と、この新聞にあるんです。どこにも、ほかの自治体には見られない制度をスタートさせた、こう書いてあります。

いま一つの６日付の新聞では「市民の行政参加の例としては、地方自治法に基づく住民監査請求やオンブズマン制度などの行政を監視する機能があるが、市政全般について計画段階から市民を参加させることは全国でも初めての試み」、こういう大きな問題であります。冒頭申し上げましたとおり、市長の政治姿勢の根本にかかわる問題ですから、ぜひこれは所信表明で発言すべき問題だと思うんですが、全然触れられなかったのは、どういうお考えか。まず、これからお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民参加要綱を定めたということで、これは新聞に別段私どもの方から発表したこともありませんが、要するに取材をされ、たしか毎日新聞だったと思っておりますけれど、全国版に紹介されたということで、我々自身も驚いたところであります。ごく当たり前なことを多少、文言化したということが、こんなに反響を呼ぶ理由は何であろうか、こういう感じでございます。

したがいまして、常時、なるべく市民参加を大事にするという姿勢を貫いてまいったことは（「実態がないよ、全然」と呼ぶ者あり）私どもの行政姿勢そのものでございますので、特に所信表明に触れるというふうなことはいたしませんでした。御指摘のとおり確かに何か画期的なことであれば、当然、一つの所信表明として申し上げるべき筋合いのことだったか、このように思って御指摘のことを承っておるところであります。

新聞の表現がそのとおりだというふうにも私は思いませんし、全国の自治体でいずれも市民参加ということは、やっぱり課題になっていろんな手法が試みられているからだというふうな受けとめ方でございます。したがいまして、より標準になり得るようなものができれば、これまた日野市の一つの自治体としての姿勢というふうに評価はしていただけるだろう、このように思っております。今までやっておりましたことをやや整理をし、何とか一部分でも具体化できれば一歩前進だというふうに考えておりますので、これからも一層の我々自身の努力と、それから各方面からの御指摘、御指導もお願いを

したい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　簱野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　市長は、今、これはごく当たり前な話で別に驚くことでもないから所信表明には出なかった、こういう回答ですが、今、私、新聞を読み上げたとおり、これは二つの新聞にこう書いてあるから事実に違いないと思うんですが「こういう形で市民を参加させるのは全国で初めての試みだ」、こう書いてありますよ。このことを否定されるわけですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新聞の指摘は、要するに要綱にせよ、何か基準を成文化したというところだろうと思っております。市長選の一つの私の公約でもございましたし、より地方自治体が市民参加を大きく尊重する、そして間接民主主義、すなわち議会制民主主義のまた大きな補いになれば大変意義がある、意義深いことではないかという感じは、かねがね持っておったということでございます。

○議長（福島盛之助君）　簱野行雄君。

○26番（簱野行雄君）　何か市長の言っていることがわからないんですが、私は今の市長の答弁では納得いたしかねます。

こういう形、確かに住民参加、さきの執印議員も婦人問題の協議会ですか、これに参加したと。細かい問題で、例えば図書館運営協議会に市民参加とか、あるいは公民館でもいいですし、市民会館でもそうだと思いますが、そういう個々の問題について住民の意見を聞く機関を設けるということは、これはどこでもやっていることですし、当たり前でありますけれども、また別に問題ないはずですけれども、市の政策立案、あるいは市政全般について計画段階から市民を参加させる、こういうことは全国初の試みである、これは間違いない事実だと思うんですが、その辺、どう市長は理解しているんでしょうかね。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国政におきましても、あるいは地方自治体におきましても、いろいろな政策の審議会、あるいは何々検討委員会とか、直接的には日野市も行政組織の一環として、あるいは臨時の課題、課題につきまして、いろいろ市民参加の条例に付随する制度がございます。これはこれといたしまして、特に緑と清流の運動でありますとか、あるいはとりわけ最近、環境問題に加えてごみのリサイクル問題等が、まさに市

民自治の問題として日常生活の中にクローズアップされてまいりました。いろんな御意見を伺うわけでありますから、それを何とか市民の皆さんにいろいろな市民参加の機会を具体的に保障する意味で、こういう一定の基準を定めたという考えを、特に最近、強調して持っておる、持ち得たといいましょうか、そういうことでございますので、これからの課題としていろいろ御指導もお願いしたい、また市民の意見もより積極的に伺える機会を持ちたい、このように考えております。

ほんの先ほど具体例として、特にリサイクル等につきましては、ほかの地域でいろいろな運動も進められておるわけでありますし、リサイクル条例の諮問に関し審議会を委嘱をしてスタートは一応いたしております。それらに伴いましても、より行政側からきちんとした提言のできる、こういう市民参加の機会をいろいろな手法によって求めていく、そういう努力をいたしたい、こういう考えであります。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　これでこの問題に関しては、もうこれ以上、幾ら言っても同じことですから言いませんけれども、ごみ問題を挙げられましたね、また環境問題を挙げられましたけれど、こういう個別の問題に関して、関係者あるいは学識経験者、あるいは造形の深い人に参加してもらって意見を聞くというのは、どこでもやっていることで別に問題ないわけですがね。

この要綱の第１条で「市政のあらゆる分野で民主的な市民参加の場を補助することを目的とする」、これとは話が違うんです。私はそれを言いたいんです。どうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市民自治、住民自治という立場から言えば、私は大きな裾野をなした関係があるはずでありまして、何ら事新たに生まれたことでもありませんし、より積極的にそういう行政姿勢を展開していこうというのは当然のことだというふうに申し上げたわけであります。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　では、質問を変えます。

この新聞の切り抜きによると、これは市長なりがこのようなことを言ったから、こう書いてあるに違いないんですが、「日野市の森田喜美男市長は、いずれは条例と市民参加制度の条例化に意欲を見せている。ただ森田市長の与党の共産革新系無所属議員は市議会内で少数会派であり、条例化が実現するかどうかは微妙だ」、こういうふうに記事があるわけです。

ということは、これは市議会に本来ならば条例化すべき問題なんだけれども要綱でかわした、どうも条例を提案しても通る見通しがないから今のところはできないんだ、こういうふうに解釈してもいいわけですけれども、これはどういうことなんでしょうかね。

その前に、こういうことが書いてあります。

四国の愛媛県の今治市が、これは公共事業の計画段階から市民参加の原則を盛り込んだ行政手続条例案を市議会に提案したが、間接民主主義を否定するという、これが第一の理由、いま一つは、事務量の増加で行政の渋滞を招く、この二つの理由によって否決されているんです。こういう重大な案件は、むしろ条例で制定すべきが当然なはずですが、これができない。ということは、市議会へ持ち込んでもこれは見通しがない。市議会の多数意思が、これは市議会の意思と見ていいわけですから、市議会に対する挑戦だと結果的には見ていいと私は思うんですけれども、市議会の意向に反した要綱だ、こう判断せざるを得ないんですけれども、どう解釈されますか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全く思いがけない指摘でありまして、そういう意識等は全くございません。それから、新聞社の記事は私の責任の範疇ではありませんが、そのような意味のコメントをしたということはなかったんではなかろうかと思っております。だんだんと御理解がいただけるような展開を今後、実例として行うことによって具体的な御理解をいただくような努力を我々がしなければならないに、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　簏野行雄君。

○26番（簏野行雄君）　この問題についても、これは新聞記者も何の根拠もなしにこういう記事を書くことはないわけです。これは今、市長はそう言われるけれども、条例化したいんだけれど、どうも議会が通りそうもないから要綱でかわしたんだ、こういうことだ。これは間違いないと思います、私は。これは議会に対する挑戦だと私は言っているわけです。どうですか、みんな。（「そうだ」「そのとおり」、「とんでもない話だ」と呼ぶ者あり）全くとんでもない話なんです、これは。（「内容を違えちゃいけませんよ」と呼ぶ者あり）

いま一つ、もっと基本的なことについてお伺いしたいんですけれども、民主主義というものは、たしかこれはリンカーンの言葉だと思ったが「人民の人民による人民のための政治だ」、これが民主主義なんです。これは皆さん御承知ですね。それが具体化したのが、この議会政治なんです。市長、間接民主主義といわれて、その同じことですが、

だからこの議会制民主主義というのは、これは住民参加の一つの形なんですよね。だから議会政治では住民参加ということが行われていないというふうに、市長は判断されるんですかね。どうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の方としては、意図しない御質問の形になっておりますが、なにか議会軽視のような意図、あるいは議会への挑戦ではないかといわれることにつきましては十分反省をしながら実務展開をしていきたい、そのようにお答えをする以外には現在のところ頭の中に特別なことがございません。

○議長（福島盛之助君）　簇野行雄君。

○26番（簇野行雄君）　私はずばり聞きたいんですが、議会制民主主義というのは住民参加の一番大きな形だ、これは議会制民主主義だという判断をしてもいいわけですね。当然でしょう。これをどう考えるか、こういうことですよ。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日本国憲法に示されておりますとおり、議会制民主主義ということは、民主主義の大前提といいましょうか、一番根幹をなすものだと思っております。御指摘に全く異論もございません。

ただ、地方自治体では、あるいは国政でもやれないことはないと思いますけれど、例えば地域に対して出向いていって公聴会を開くとか、いろいろ制度上の仕組みもあります。我々はそれをより市民の御意見をなるべく多面的に、いろいろな意見がございますから、行政姿勢を持たなければならない、このことを考えておるということにすべて尽きるわけでありますので、決して悪意は何もない。特に、議会に対する挑戦だなどということはもってのほかだというふうに御理解をお願いしておきます。

○議長（福島盛之助君）　簇野行雄君。

○26番（簇野行雄君）　私は、市長の心の中までも見えませんから、市長がそう言えば「そうかな」と思うんですが、結果的には議会に対する挑戦であり、間接民主主義の否定につながる、こう言っているわけです。どうでしょうかね。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分、反省いたします。

○議長（福島盛之助君）　簇野行雄君。

○26番（簇野行雄君）　それから、これも新聞記事を読んでみますと「公募制度運用の第１号として市が公共施設の使用料、手数料は市の組織の見直しなどをする行政推進委

員会を設置、委員８人のうち数人を公募する予定」、これはあれでしょう、まさか勝手に新聞記者が書いたわけじゃないでしょうね。そうだと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この件に対して、私が特に新聞にコメントをしたということは記憶にございませんし、また、そういう御指摘に当たるようなことは全く思いつくことがないということでございますので、そのことをひとつぜひ信用していただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　こういう市長の発言じゃ、私は何も聞く気にもなれません。

先ほど小島議員から質問がありましたね、組織の見直し、こういうことは理事者なり担当の関係職員が一番よく知っていることで、あえて市民参加でこんなことを協議する必要はないと私は思うんですが、もし事実だとしたら、これは問題じゃないかということです。（「新聞社に聞かなきゃわからないわよ。市長に聞くことじゃない」「そんなとこですかね」と呼ぶ者あり）まあ、そんなとこですね。これは全然答弁がなっていないからこれ以上、聞く気はないんです。

いま一つ聞いておきます。これは要綱の第５条に、市長は「市民参加に基づいた市民の意見を十分市政に反映するよう努めなければならない」、こう書いてありますよ。これは、仮に市民参加の組織をつくって結論を持ってきた場合に、これを十分市政に反映するよう努力しなければならない、こういうことなんですが、そうすると、これに市民参加の組織で出した結論は尊重せざるを得ない、そういう義務を負う、こういうふうに解釈してもいいわけですが、これが個別の、さっきから言っているように環境問題に関してならば私は何とも言いませんけれども、市政のあらゆる分野でこういうことをされては、議会はたまったもんじゃないです。そういうことになると思いますよ。それこそ議会軽視ではないか。

この点について、いま１回、答弁してください。（「厳しい選挙選を戦ってきたんだから、大変だよ」と呼ぶ者あり）そう。

○議長（福島盛之助君）　市長。（「新聞記者を呼んできて答弁」「市長が答弁しているんだから黙っていろよ」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　一つ一つの御指摘を十分拝聴もし、また反省もしなきゃならないと思っております。市民に対してあらゆる分野に御意見を聞くという姿勢は、私は

行政の立場として当然だろうと思っております。また、それをなるべく尊重するということも大切でありますが、とりわけ、これまで経験しました環境問題、大きく事業といたしましては区画整理問題、それらの手順をことごとく経た経過のために、日野市ではまさに区画整理は全国でも有数の事業の施行を行っておるということで、当局からも評価されておるというふうに聞いております。そういう意味の市民参加のことでございます。

また、他の議員さんからも市民参加を尊重せよということはたびたび言われておりますので、その御指摘にも十分お答えをしてまいるのが、我々の行政姿勢そのものである、このように思っておりますので、ひとつ、まともに意図を御理解をいただく、また評価していただくというふうにお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　これ以上、質問する気にもなれないので、これでやめておきます。

○議長（福島盛之助君）　　次は、小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　　私は、まだまだ質問する気はありますので、質問させていただきます。

所信表明のこの文章の、これ、トータルで、議会を１期、２期、３期、４期というふうに重ねてきて、今回特に感じたのは、まことにむなしいといいますか、現状の認識をどの程度しているのか、そういうのを踏まえた上での所信表明であればいいわけですが、そういったことは全く無視しているというか、まあ初めて市長選挙に出る市長が希望的観測で述べるような、要するに作文なんです、これは、トータルで。そういうむなしさを感ずるわけでありまして、この辺のところはこれからいろんな形で現状認識の中で市政執行せよという声がだんだん高くなってくると思いますので、そういったことで改めさせていきたい、また改めさせなきゃいかぬというふうに思っているわけです。

私は、３点、質問をさせていただきます。

第１点は、今、旗野議員も、それから皆さんも述べました市民参加の件ですが、要綱の件ですが、これは、私は一番市長に言いたいのは、市民参加というものの認識です。先ほど、定義は何ぞやと聞かれたときに、明確に定義は持っていませんというようなあいまいな答弁でしたけれども、そこに一番の問題があるわけです。市民参加の発想、それから認識、その全体が市長は全然違っているということです。それと、その発表の仕方といいますか、それも問題があるということをはっきり指摘したい。

この広報ひのというのは、市民の税金で払っている、市が出している、市民の税金によっての機関でありますね。これは市長の書いてある文言は、あなたが信奉する共産党の赤旗でも政治的立場から出すというなら、書いたというなら、これは別にどうでもいいんですよ。だけれど、これは市民の税金で、全然我々の認識とずれたといいますか、市民の認識とずれたような形での発表の仕方、それからそれに伴っての要綱制定ということは大きな問題がある。これを正しい認識をしてやるなら、話は別です。

投票率の低下の原因として、議会運営の非民主的な不公正云々と書いて、これは国のことだというふうなことを言っていますが、これは国のことだと思って読む日野市民はだれもいません。日野市のことだというふうにみんな思っております。

それから「間接民主主義の仕組みをなるべく直接民主主義に近づける工夫を図って議会制民主主義の諸制度を正しく機能させる」、ここなんです。議会制民主主義をあなたは否定するようなことと同じなんです、これ。この議会制民主主義の機能を向上させる一助として市民参加の道を開くというんなら、それは我々も素直に理解できるところなんです。ところが、あなたの認識は違う。正しく機能させるということを言っている。つまり、今の議会制民主主義が正しく機能していない、こういうことをあなたはその前提として書いた文章になっているんです。ここが問題なんです。よくあることですけれども、自治体の長というのは、為政者というのは、とにかく最大の権力者です。その最大の権力者が何期か積み重ねてくると、いろいろと行き詰まる、議会のチェックも厳しくなってくる、はっきり言えば議会が目の上のたんこぶになってくる、そういった状況を打破するために、矛先を市民参加という大義明文のもとにかわそうとする手段としてよく使うんです、革新系の市長は。飛鳥田方式もそれだった。最終的には行き詰まってきてしまう。それは自分自身が為政者としての正しい認識がされていないでそういうことをやるから、そういうことになる。

むしろ日野市にあっての投票率の低下とか政治不信というのは、議会の非民主的な不公正云々なんというのは何を指して言っているんだか全く理解できませんが、むしろ行政に対して市民要望はたくさんあるんです。市民の声を反映する機関、もちろんその集約をされた形が議会です。これが市民要望にこたえる集約化された形として間接民主主義をとって議会が存在するわけです。そのほかには審議会だとか、いろんな形で市民の声を、自治体も直接いろいろ市民の声も吸収する場がたくさんある、受けているはずです。我々議会も議員も、それぞれの議員がいっぱい市民要望を受けている。いろんな形で市民の声が出てきているんです。これ、市民参加の発想というのは、市民の声が吸収

しにくいから、だからその道を開くんだという認識だとすれば、あなたの考えは全然間違っている。市民要望はたくさんあるのに、むしろ行政側がそれにこたえない、停滞している、それに対する無力感とか、そういったことから不信感というのが出てきて、投票率の低下ということにつながっているということも大きな理由になっているんです。

今、あなたに求められているのは、数ある行政の課題をどうやっていち早くといいますか、なるべく多く市民にとにかくこたえるのか、その道筋を考えるべきである。問われているのはそこなんです、あなた。市民の声が吸収しにくいといったら、それはあなたの姿勢が悪い。だから市民参加を私は否定するものじゃない。間接制民主主義の機能を正しくというんじゃなくて、さらに向上させるための一環として市民参加をやるということは、それで要綱をつくろうというんなら、それはいい。であるなら、広報でのこれは違った認識で発表しているから、これはもう訂正すべきだ。このことをまず第１点。したがって、反省していますなんていう言葉をもてあそんでいるんじゃなくて、きちんとけじめをつけなさい。したがって、次の広報でこの件に関して、訂正とおわびのあれをちゃんと広報に書きなさい。このことを、この場で約束してください。まず、それが一つ。

それから、今言った市民参加の定義ですよ。それをきちんと明確にあなた自身が認識しなさい。今あなたが問われているのは何だかということを、わかっているんですか。行政がいろんな数々の市民要望にこたえられないのが今の現状じゃないですか。そっちの方をどうやってこたえるかの方途を考えることが、よっぽど今あなたに求められていることなんだ。そのためには、あなたは市民参加の声云々というんで、職員の声すらろくに聞かないで、ハードだけじゃありませんか、それは。まず職員の、助役以下の皆さんの声をもっと素直に反映させ、吸収する、そのことからスタートですよ、あなたのやるべき仕事は。そのことをあなたに私は問いたい。そのことをきちんと答えていただきたい。これで、この市民参加の件についてはそういうことです。

２点目は、南部地区の病院問題で、先ほど、また出てきまして、森久保医院にお願いしているという答弁がありました。これも市長、全く、本当にもうその場しのぎのいいかげんなことを相も変わらずやっている。12月議会で、あなたはその前に「森久保医院にお願いしてあります」ということを言ったから、私は12月議会で、そのことをただした。森久保医院にも聞いた。「いや、そんな話は聞いておりません」。そんな話を聞いていないと森久保医院は言っていますよと言ったら、あなたは「いや、これからお願いするところです」、こう言っていた。

それできょうの答弁は「今お願いしてあります」ということです。これも、その場しのぎの本当にいいかげんなことをあなたは言っている。森久保医院の院長は、12月議会以後、私に直接電話がありました。「小山さん、あの件については私は正式にお断りします」と言っている。本人はそう言っているのに、あなたが何でこの場で、きょう、森久保医院にお願いしているなんて、そういういいかげんなことを全くもう性懲りもなくやるのか。それが政治不信につながる。我々自身、あなたに不信を持つわけです。我々30人が不信を持てば、これによって市民の不信につながるというのは当然でしょう。それが投票率の低下なんですよ。それはきちんと、その辺のところを、いいかげんだったことを認め、もっと言えば、そんな姿勢で今までは通り過ごしてきたかもしれない。5期、6期目の21年間は。22年目からは、そうはいきませんよ。すばらしい整合を、市民代表、本当に市民の声を反映するために30人の人が新たに選挙の洗礼を受けて、市民の付託を受けて、それで出てきているわけです。今までのような、そんないいかげんなことで行政執行ができるなんていうのはとんでもない話だ。きちんと明確にその辺のところを、森久保医院とのやりとりのことを私自身が直接聞いているんですから、あなたはちゃんと正確な、正直なことを答えてください。

3点目。この所信表明に出ておりますが、市内連絡バスの南平路線の件でありますが、これがまた随分いろいろと議論されているところでありますけれども、これについて行政側が現状の鹿島台――特に鹿島台でありますが――の住民の認識というか、住民感情というか、そういったものは今どういう状況にあるのか、どのように把握して、そしてこのバス路線の問題解決をどのように取り組もうとしているのか、それをお伺いしたい。

以上、3点です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　認識が違うという御指摘につきましては、私もみずから十分反省をして、考えていきたい、このようにお答えを申し上げておきます。

南部地域病院の関係で、全農の所有される土地を高幡区画整理事業の、初め構想いたしました集合換地の場所と交換をするという話は、かなり具体的なめどができた、全農でも了承されておる、こういう状況であります。

森久保さんには、ちょっと私も日取りを調べますが、直接にお伺いをしてごあいさつをし、お願いという意味は、そういう考え方をこれから進めさせていただきますので（「何を言っているんだよ、全く」と呼ぶ者あり）御協力をお願いをしたい、先生の御要望について、またお願いを申し上げたい。しかし地元医師会、いわゆる日野医師会を

通じて、まただんだんと具体的な御協議を進めさせていただきます。そのことを申し上げたということでありまして、森久保さんが直にお会いをして直接のお話をさせていただいたということは全く事実でございますので、そのようにお答えをいたします。

南部バスのことは別の担当からお答えをいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の３点目、南平のバス路線の件でございます。このバス路線につきましては、昨年から地元に話に入っておるわけでございますけれども、コースについては、ほぼ了解をいただいたわけですけれども、現在、バス停をつくることについて、設けることについて、直接の住民から異論もございますので、なお調整中という状況でございます。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　第１点目の、認識が違うということで反省しますということですが、まあ、そういう言葉を弄してその場を切り抜けるという、とにかくそういう習慣が続いているんです。それを、それ以上、私は議論するつもりはありませんが、反省するということは、間違ったことだったというか、いうことでのことでしょうが、いわゆる経過、広報ひのにこういう形で出した、我々の議会制民主主義の間接民主主義を否定するような、これは日野市議会だけじゃないですよ、これは。都議会でも国会でも同じことです、これは。これはもう全くあなたが赤旗でも出すなら話は別だけれど、日野市の広報には全く不適切だ。したがって、これはもう訂正すべきだ、きちんと。これを書いてもらわないと私は承知しません、これは。広報で、おわびと訂正をするということを明確にここで答弁してもらいたい。その場しのぎの答弁だけでは、もう了解しませんということです。

それから２点目の、南部地域の病院の件ですが、森久保先生に直接お会いしたのは事実、そのことはそうでしょう。それは聞きました。会ったことを言っているんじゃない。会った後に「お断りした」と言っているんですから、ここであなたが報告するのは「お願いしましたけれども断られた」そういうことをきちんと報告すべきでしょう。その肝心な部分があなたにはないということです。それはごまかしだということを言っているんです。（「最初に電話入れて会ったのに、断られたらこんなところへ出しちゃいけないんですよ」と呼ぶ者あり）どうですか、市長。あなたが会ったというのは、それは会ったんでしょう。お会いします、要請されたけれども断った、と言っているんです、御本人は。だったら、そういう報告をきちんとすべきですよ。２点目はそういうことです。

１点目はわかりましたね、２点目はそういうこと。

３点目の南平バス路線、これは非常に慎重に事を運んでもらいたい。賛成の人が多いから、だから一部反対するのなんかおかしい、とかというふうな形の態度があるようてですけれども、それは決して正しい態度ではない。いいことをやるのは、総論では皆さん賛成なんです、総論では。ですから、署名してくださいといえば、その意図がどうあろうとも「ああ、それはいいことだ」と署名しちゃいます。署名の数は集まります。それから、ここにバスの路線を通しましょう、話を持っていくことは簡単です。やめましょうというのも簡単なんです。一番難しいのは、今も残されているバス停の調整の、つまり各論の部分ですよ。この部分が一番難しいんです。一番肝心なとこなんです。その部分が残されているんです。その肝心な部分に目をつぶって、大方の人が賛成しているからそれで早く通せなんていうのは、これはなんぼの話だ。肝心な部分は、やっぱりきちんとお互いの立場で理解をする努力をしなきゃいけない。調整もしなきゃいけない。市の土地だから停留所をつくるのは勝手なんだ、住民につべこべ言わせないという、そういう態度はまことにけしからぬ話。市の土地なんてあるんですか。公共用地というのは市の土地ですか。市民の土地でしょう、公共用地というのは。市民の、付近の住民の理解を得るという努力をするのが当然なんです、これ。その作業もやっていない。行政側からは１回も行っていない、突然工事を始めた、こういうことですから、市民感情を逆なでするということになるわけです。バスは通したい、だけれど、その強引なやり方にはついていけないという人もいるわけです。そういうことを踏まえて、バスをとめてもらっちゃ困るんです。やめたなんて言うと、私がとめたなんていって、また選挙に利用されちゃうから、それじゃ困る。バスは通してもらいたいが、ただ、そのために荒っぽいやり方、強引なやり方はやっちゃいかぬということです。きちんと住民の理解を得る努力を最後の最後まで実際やってほしいということです。そのことを強く要望しておきます。

１点目と２点目の回答をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　１点目につきましては、お答えをいたしましたとおり十分自己反省をして責任のある対応をいたします、というふうにお答えをいたします。

それから、森久保先生の件は、お断りしたという、そのことにつきましては、具体的にまだ承知しておりません。したがいまして、またこちらからお訪ねをし、状況の御説明も申し上げ、誠意のあるこちらの気持ちもお伝えをして、できるだけの御理解をいた

だく努力をする、このように今の御質問に対してはお答えを申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　１点目は、なにか軽く答弁して、２点目を強調したようですが、私は２点目は、そんなむきになって言うつもりはない。きちんと正しく認識をして、正しい方向をしてください。そのことだけ、それはもう要望しておきます。

むしろ問題にしているのは、第１点のことですよ。全然あなたは軽く考えている。今のあなたの22年間も市長として、為政者として最大の権力者としてきているわけです。その中にいろんなおごりとか、先ほど内田議員の話もあったように、実際に議員と会わないということもあったんです。問われれば「反省します、今後そのようなことのないようにします」と言っているけれども、実際の構造はそうじゃない。それは実際に庁議が開かれても、なかなか部長たちの建設的な意見を言わせない。超ワンマンなことは、もうだれもが知っている。そういう状況だから、あなたの認識を変えないと大変だということで、これは簡単に考えられる問題じゃないです。あなた自身が本当に反省するというなら、広報で訂正記事を出しなさい。そのことをきちんと回答しないうちは、承知しません。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　責任のある対応をいたします、というふうにお答えをいたしておりますので、その中で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　政治の世界ですから、多少、言葉のニュアンスで逃げるというようなことがあるかもしれませんが、いわゆる政治的言葉というのは、それこそあなたが一番嫌うことじゃないですか。今の答弁は、まさに政治的なあれじゃないですか。責任ある対応というふうなことで、もっと明確に広報で、これ訂正しなさい。これはみんな読んでいるんですよ。市民はそういう認識を持っています。持たされたんです、あなたによって。簡単に考えて、今まではすらすら通ってきたからそれで今も簡単に片づけようとしている、あなたのその姿勢、それを改めることがとにかく今大事なんです。これからのあなたの市政を進めていく上で、継続する上で、一番肝心なことだ。言葉で抽象的なあいまいな答弁をするんじゃなくて、きちんと「これは広報で不適切でありましたから、こういうことで訂正します」ということを、一言言ってくださいよ、きちんとこの場で。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反省をして責任ある対応をいたします、というふうに申し上げたわけでありますから、そのとおりに正しく御理解をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　では、企画財政部長、答えなくていいですけれど、市長がそう言っているのは、訂正をするという意味を含めての答弁というふうに解釈しますのでね。あなたも広報の責任者だったら、不適切な表現があるようであれば、やはり勇気を持ってその前にチェックし、進言することもあなたの職務として大事ですよ。市長が書いたからすべてあれだということではなくて、やっぱり行政として、公正、中立な立場で、税金を使うんですから、これは市のお知らせをする場所なんです。自分の主義主張を述べる場所じゃないんです。政治的な見解とか、そういうことを載せる場じゃないです、これは。そういうのは赤旗ででも書いてください、広報ではそういうことでありませんと、きちんと市長にもよく認識させるようにしてやってください。

そういう前提で、この質問を締めくくります。（「大丈夫かな、心配だな。大丈夫か、企画財政部長。任せるぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　次に、夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長の今の小山議員のところで、責任ある答弁という話をされていますけれど、実は大きな問題がまだあるんです。それは、２月１日の広報です。ここでは確認をしておきたいと思います。今、日野市長の方に２月１日の広報はありますか。（「あります」と呼ぶ者あり）

一つは、これ、表題が「政治は最高の道徳」である、というふうに話があります。この、政治は最高の道徳というのは、市長の考えでは日本国憲法、こういうふうにおっしゃっていますが、これはどういう意味なのか。日本国憲法ったって、条文がいっぱいありますから、日本国憲法ったって何が何だか、わけがわかんない話です。こういうふうなものはやめてもらいたい。実際はどういうことなのか。現代用語に直せば日本国憲法だ、この話をもう少ししてください。これがわかりません。全くわからない。

それから、この引用ですけれども「政治哲学の一節です」、こういうふうにおっしゃっていますが、市長は、今、内田議員の過去の質問の中で、私もありましたけれども、いわゆる本会議で記憶にない答弁をされました。有名な話になりました。あれは、要するに政治道徳に入らないのかどうか、その話。本会議と決算委員会での話の違いを、記憶にないということで逃げ切る、そのあり方。これは政治道徳ではないのかどうか。

それから、先ほど市長は、責任をとるということをされましたけれども、要するに３

月１日の広報を読めば、これは日野地方議会を指していることも、文章的に明らかです。それを補強して余りあるのが３月10日の赤旗の記事です。この要綱が制定されたのは１日、森田市長はその動機について「我が国では国会でも地方議会でも間接民主主義の仕組みが定着して久しいが、一連の選挙によって国民、市民に信託された代表者が公権力の私物化や非民主的な議会運営を行う傾向が広がる、それが政治不信を生んでいると指摘」、これが動機です。

市長が答弁されているのは、これは地方議会ではありませんというのは、明確にどなたがお読みになっても、これは地方の、日野の議会ではございませんということになりません。このようなうそをつくことは、あなたの言う政治道徳ですね、政治は最高の道徳、この中に入らない。お答え願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと私のみずから到達し得ております政治理念、あるいは行政姿勢ということで、物議をいただいておる感じがあります。なるほど、まだまだ未熟だなということをみずから反省をしておる、こういう気持ちでございます。理念に対して理想を持つということは――理念を持ち、またそれに向かうということは当然、公職者として大切なことだというふうに思っております。みずからの表現や行動にもそうありたいという願望は絶えず持っておるわけでありますが、いろいろ御指摘をいただいて、まだまだおのずからを省み、もっと勉強をし、みずからを律していかなければならないということをつくづく感じておる、こういうことでございます。

御質問で指摘されているところもよくわかりますので、なお一層みずからを正すとともに、足りない点についての御指導、御指摘もお願いをしたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、わかっていないんですよ。わかってる、わかってる、反省します、反省しますということでね。反省の言葉を言いながら自分の我を通していくということをおやりになる。これ、皮肉じゃありませんよ。具体的に指摘していきますから。

２月１日の中で、一番最後の下段ですけれど、こういうことをおっしゃっている。責任のある、要するに今回の政治改革法案のことです、これに言われている話です。「責任のある政治家集団である政党が、その政治理念の重大な変更を、国民の理解と承認を経ずして、党議決定の優先をとなえることは、民主主義に違反する越権行為と言ってよいのではないか」と。民主主義に違反する越権行為、まさにこれは市長の言葉で言われ

ると、日本国憲法違反、こういうことです。

今、地方議会の長として、指揮をとっておられる。今、政党政治が、いいか悪いかは別にしても真剣におやりになっている。多くの方は、どういうふうに日本の政治を変えていったらいいのかということを真剣に取り組んでいらっしゃる。その中に対する市長の批判であります。これがまさに広報ひのの中に全市民的に配られている。これを市長は、こういうふうにおっしゃる以上は相当の勇気を持って私はおっしゃっていると思う。表現の問題ではない。見方の問題だと思います。ここのところを、もう少しよく説明をしてください。

要するに政治理念の重大な変更がどこにあったのか。

それから、国民の理解と承認を経ずして党議決定の優先を唱える、どこで唱えたのか。

それから、民主主義に違反する越権行為とはどういうことなのか。きちっとお話しください。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、いろいろな試練を経て日本国憲法が現在、日本国民の大きな道徳律として制定をされ、その日本憲法の理念のもとにいろいろな行政展開、また国民生活の向上が図られておる、このように理解をしております。

特に、今、夏井議員から御質問をいただきました政治理念の変更ということでありますが、つまり、ガット、ウルグアイ・ラウンドの交渉にかかわりまして、国会で何回も米の輸入自由化のことは絶対行わないという議決が重ねられてきておる。特にことしは、天候による米作の不作という現実がありまして、まさに米不足という状況でありますから、一時の輸入は、これは絶対避けられないということだと思います。

しかしながら、いわゆる国民はすべて理解をし、また国民にも両院議会の議決によって示されております米の一部貿易の自由化、こういうことはむしろ一遍、国会を解散するなり、あるいは国民投票によって、その決定をする手段としていただくぐらいのことは重要ではなかっただろうかと思っております。

そういう状況を含めて、日本民俗の食糧というのみならず、伝統的に長い歴史をつくってまいりました日本国民の、つまり農耕民俗としての文化が非常に大きな影響を受ける、こういう状況の見通せる中でありますから、国民の理解を十分求めていただき、単なる政党の決定ということではなくて、あらゆる手段を講じて国民の意思の反映を求めていただきたかったというようなことが、大きな事例の一つであります。

それから、私自身の今までの行いの中で、多分に最高の道徳というべき政治の手法に

も欠けているところがあるだろうというふうに思っておりますし、また議会でも御指摘をいただいたわけであります。それらのことを含めて、自分の願望を含めて、表現をさせていただいた、こういうことであります。

封建時代の、つまり中国数千年以前のまだ封建時代も育たない、その当時の王政の当時の道徳であったことだろうと思いますけれど、今日の日本国におきましては、民主主義、それから憲法の理念そのものが国民道徳の一番の規範になっておるというふうに考えております。

とりわけ、私の部屋にも絶えず掲げておるわけでありますが、憲法第99条、つまり我々を含めて、国会議員の方も、それから公務員の者も、尊重をし擁護する義務を持つ、こういうふうに定められておりますので、そのとおりに私自身全く納得をして、このような見解に立っておるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、ちょっとおかしいんですよ。政治は最高の道徳というふうに使われた言葉なんか全部調べもしないで、どういう時代状況にあって、どういうふうなことがあったかということを、きちっと正確につかんだら使えませんよ、この言葉は。今のお話だと、その程度の話じゃないですか。

もっと言いますと、市長は答弁されていないんですよ。決算委員会の会議録でも、9月の本会議の中でも、「こういうふうにしました」そういうことを答弁されていて、「私はそんなことを言いませんでした」。みんなはあきれ果てたわけでしょう。それはなぜかといったら、うそをついたからですよ。政治の中で一番大事なのは、政治家がうそをつくことと、（「よく言うよ」と呼ぶ者あり）よく言うって、そうじゃないですか。政治家がうそをつくことと、それから政治が金で汚れることですよね。これが民主政治の根幹を覆していく病源でしょう。二大要因ですよ。（「市長は選挙民に成り下がっているんだよ、最近は」と呼ぶ者あり）それは、ついこの間ですよ。この間みずからおやりになって譴責処分まで受けて、自分で専決処分という乱暴な手段を使って、どういう思惑か知りませんけれども、あわてて自分で処分をされた、そうでしょう。それで刑事告発を逃れたということですよ。そこまで自分でおやりになっていて、政治は最高の道徳でございますと言って、多くの人が一生懸命やっている中、こういうふうなお話をされる。ウルグアイの米の自由化の話じゃないでしょう、これは文面を見たって。ウルグアイの変更は、これは政治理念ですか、各政党の。政治理念じゃないでしょう。わかりますか、これ。政党が政治理念をかりるということは重大なことなんですよ。ソ連共産

党がロシア民主主義に変わるぐらいの話なんですよ。政治理念の変更とはその程度なんですか、市長。まして「民主主義に違反する越権行為」って、どういうことですか。民主主義に対する敵対行為ということですよ。それで、その言葉は何を言っているかというと、民主主義という言葉と憲法という言葉を振り回しているじゃないですか。

大体、独裁家傾向の政治家というのは、こういう抽象的な言葉を全部振りかざすんですよ。それでみんな独裁家傾向の政治に持っていったじゃないですか。弟子が証明していますよ。自分はそうではないというんだったら、きちっと説明してください。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、お答えしたつもりでございますが（「してないよ」と呼ぶ者あり）、なお十分みずからも反省をし、御指摘のことを今後もみずからを律する大きい糧として努めていくというふうに、お答えを申し上げておきたいと思います。

（「市長を辞めて共産党に入ったらどうなんだよ、市長」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　あのね、今、小山議員がおっしゃっていましたけれど、広報ひのに、全市民にこういうふうなものを配付をする、要するに各既成政党がありますね、みんな、その政治理念が重大な変更を来したということですから、それをどういう手続きも経ないでということですから、これは各政党に対して重大な挑戦ですよ。民主主義の論に基づかない政党だ、また国民からもそれは欺く政党だということですよ。

ですから、これはきちっと謝罪文を出して、各政党に、ウルグアイの米の政策の自由化が、なぜ政治理念の変更なんですか。謝罪文をきちっと出しなさい、これ。広報ひのに全部載せて、自分をみずから省みるんだったら、そんなこと言えないでしょう。去年あんなうそをついているんだから。天につばする話じゃないですか、こんなの。広報ひのにきちっと謝罪を載せて、こういうことでした、という記事を載せたらどうですか。それが、政治は最高の道徳の実践ですよ。見せていただきたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことに、なるほどと、御指摘そのものを何回も繰り返す言葉でありますが、十分、反省しなければならないという思いでおるところであります。責任のある対応をするということで、御理解をお願いをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　それでは、最後に１点、聞いておきます。

一つは、お願いしておきたいのは、こういうふうなことはもう書かないでもらいたい。

要するに、選挙の対立をそのまま持ち込んで、その中で話し合えば話し合うほど憎悪、憎しみを生むようなものを極力避けてもらいたい。我慢するところは。要するに、主義主張は違っても市民はお互いに話し合えるだけの人間関係を築けるようにしておいてもらいたい。これが民主政治を守る根本的な人間、政治家としてのあり方だと思いますよ。それはもう責任ある人の政治行動のものだと思います。私は、それが今の政治家に求められている最高の道徳の一つだと思います。思想とか考えで、みんな人間性を切り裂いたんだから、あとは憎悪と憎しみだけでしょう。話し合いにならないんですよ。それで世界平和の民主主義もないでしょう。むしろ憎悪とか憎しみやなんかを取り払っていくような作業を、私はしなきゃいけないと思います。それが今、一番求められている最高の道徳の一つですよ。私はそう思います。実践されたらどうですか。

あともう一つ、所信表明の6ページ、市長は、行政運営の能率化ということをお話しされています。ここで「行政に求められる期待が大きい」ということですが、それで、「私は常日頃、職員に対する『親切、清潔、能率』をモットーとする職員意識の高揚を呼びかけています。効率の良い行政サービスこそ重要と考えております。そのためには、自治体職員としての意識と認識の徹底をはかるため、内部研修の機能を高める所存であります」、これは内部研修の機能だけではないと思います。これは私も、そうかなというふうに思います。市長は、これをどういうふうに実行されようとしているのか、どういう心構えでこれを取り組んでいかれようとするのか、その辺をお話をしていただきたい。

もっと、もう少し御理解を得るためにお話し申し上げますけれども、市長の側に立っている理事者の方は、我々と対しているような形でおりますけれども、市長の補助職というんでしょうか、補佐職というんでしょうか、そういう立場ですね、お手伝いする立場で、立場上、座っておられる。市長より能力のある方がたくさんいらっしゃる。人格的にも優れた方がたくさんいらっしゃる。しかし、立場としてお座りになって、市長の行政的な手腕に皆さん協力をされているという立場ですね。市長と考え方が違っても、一つの制度として振る舞われている。ですから市長と考えが違うんです、同じ座っていても。本当にいい仕事ができるかどうかというのは、市長の振る舞いが見られているわけです。この市長だったら、ひとつ汗を流そうか流すまいかというのは、組織体ですから、それが原点、中心になりますから、そこを見られている。ですから市長がこうやって答弁されている「反省します」とか「記憶にない」とかというと、皆さん、みんな部課長さん、日々聞かれているわけですよ。それが課長、係長、職員の末端まで全部響い

てくる。日々響いていく。市長の振る舞いが問題なんです。ですから私は、６ページでこういうふうに市長はお話をされているけれども、その一番中心になる市長はどういうふうな規約でやってやっていかれようとするのか、その辺の、言葉がちょっとないんですが、しんになる部分のお話をしてください。他人事のように聞こえているんです。自分は完璧で、それをお願いしますよという、そういうのは市長の人事思想なのかどうかです、組織の中の。どうですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分、御指摘のことは私なりの受けとめを誠意を持って行っておるつもりでありますし、職員皆さんとの関係はいろんな意味で信頼関係という人間的な基礎の上に、政策的にもお互いが共通の理解を持つ、そういう努力をする、ということでなければなりません。

庁内からもいろんな意見の提案、それから予算編成に臨んでの各組織の取り組みの度合いと申しましょうか、そういうことを通じて、私はかなり、少々無理を言う場合もありますけれど、そう不服であり、また信頼できないということでは全くない、このように思っております。なるべく職員の意見も尊重するように努めておるということも、そのとおりだというふうに、みずからも思っております。

それでもいろいろまた欠陥もあることも事実というふうに、みずから考えなければなりませんので、職員皆さんとの一層の信頼関係、そしてまた市民にこたえる基本姿勢といたしましては、ごく平らな言葉で「親切、清潔、能率」というような言葉を使っておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　次に、土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今まで各議員からの質問等、なさってきているんですけれども、それぞれのやりとりの中で確認だけする点と、全然出てこなかった点の１点だけ伺います。

一つは、これが一つの所信表明として、今まで、この定例会が終わってから広報に提出といいますか、そういう形がとられると思うんで、その点の確認と、もしそうであるとするならばという観点に立ちまして質問したい点は、先ほど奥住議員の発言の中で、基本計画の関係の確認がされましたが、確認をしただけで終わっておりますので、視点を変えまして、この基本計画ということが、ここの時点でこう言い切れるのかどうか、こういった観点で１点質問したいと思います。

というのは、第３次基本構想を制定し、それに基づいて第３次も日野市総合計画ということで日野市基本計画原案が、これも所信表明はもうとっくに配られているわけです。今回、この基本原案にしても３月14日付で議会事務局長名をもって配付をするということで手元に配られたものですから、まだ基本計画というものはこれから作成をされるというふうに私の方は理解をしています。

とすれば、ここで言う、８ページに「基本計画に沿って」ということでありますけれども、この基本計画そのものって、ないわけです、そう言い方をするとすれば。あくまで、ですからこれが広報に出るとすると、もう基本計画というのはあるんだなというふうに市民は理解するわけです。これ、適切でないというふうに私は思います。ですから奥住さんはそこいら辺までやるのかなというふうに思っていたんですが、それがなかったもんですから、そういった関係で質問とさせてもらいます。

あわせて、特に重要なポイントとして、基本的にその回答の中に、これをこのまま載せるのか、ほかの部分、先ほど天野議員も言っていましたけれど、17カ所を超えて云々というような話がありました。私がチェックした範囲では、30カ所を超えています。

そういったことで、特に先ほど小川議員が中心としてとらえた南部の医療、診療施設というのも、たまたま市長は、これは診療施設じゃなくて医療施設だと言いかけたんですが、診療施設というふうにはっきり市長は言っていました。現実、先ほど意味を聞いていると150床だ、それで診療施設だと小川議員が指摘するように20床以下なんです。これを、逆にこれが正しいのか。話の中で、さっき150となればやっぱり医療施設と直すのが正しいのかというようなことが論拠となりますから、根本的な部分が変わってきちゃうんです。ですからそういった意味で、例えば市長、読む段階で落としたり、言い回しを若干変えたりした部分を抜きとすれば、やっぱり根本的なかかるそういったことの意味が、広報に出たときにこれと違って医療施設になっちゃう。ミスプリントでしたっていうわけにはいかないわけです。そういった意味での観点からでありますので、特にこの「基本計画に沿って」というようなことは当然、削除すべき内容だというような視点で、質問をしたいと思います。

それと、特段出てまいりませんでした点で１点伺います。

それは、雨水の地下浸透施設設置補助事業が開始されるということで、これについては一般会計でも当然、質問がされると思いますけれども、根本的なこれは要綱でやはり、先ほど市民参加の要綱の問題が出ていますけれども、これが新しい事業として補助金を交付しましょうというようなことで、具体的にこれからＰＲすると思いますけれども、

市民の協力という中に、第４条関係で、これから新築するものについては必ず浸透ます等を設置するものとするということで位置づけを、確実にこれからつくるものは全部それをつけなきゃいけないということは、要綱でも定めたわけですね。

そしてあわせて２項で、今まで建っていたものについては、そちらについても要するに設置するよう努めるものとする、これについて補助金を出しますよということですね。ですから通常では――それ以下三つ目もありますし、市の責務等もありますけれども、今後は例のまちづくりの指導要綱と同じような形で、その要綱に基づいて完全にもう各新築する場合は自分の自費でつくんなさい、それから今まで設置されているもの、家が建てられているものについては補助金を出すから直していきなさい、こういうことだと思うんです、これは。説明がありませんから、そういう理解でいいのかどうか。そういったことを、やっぱりこれは新しく始める事業で、今までの市民が協力を求める形だと思いますけれども、罰則事項はありませんけれども、網は全部かぶせてしまうということですから、市民にとっては重大なことなんです、これ、要綱にしろ。そこら辺の関係をちょっと説明をいただきたい。

そんな点から御質問させていただきます。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お答えいたします。

まず第１点目の、所信表明を広報に載せるについてのことでございます。

市長が読み上げました所信表明文につきましては、御質問にありますように、部分的に誤読といいますか、誤って表現した点、読み上げたという点も確かにございます。それから、言い回しが若干変わってきているという点もございます。

私の方としますと、広報に載せる段階では、この所信表明の文章をもちろん基礎とするんですが、壇上で市長が表明いたしました言葉で言い回し等が変わっておれば、それはその言葉に直して広報に載せているのが今までの例でございます。今、御質問にありますような、市民が誤解を招くような点がもしあるとすれば、それは一度申し上げたことではございますけれども、誤解を招かないように若干の調整といいますか、そういうようなことは、お許しいただければそれで誤解のないようにしていきたいというふうに思っています。

また、中に書いてございます基本計画につきましては、第２次基本構想あるいは基本計画が今年度、３月いっぱいまでというようなこともございまして、そういう意味でも基本計画というふうに表現したわけでございますけれども、ここで６年度というように

誤解を受けることになりますれば、御指摘もありました第３次基本計画については、まだ案でございまして確定しておるわけではございませんので、前段同様、誤解のないようにしていきたいというように思っております。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　雨水浸透ますの件であります。考え方は、議員さんのお話のとおりであります。

ただ、私どもは実務段階でいろいろ条例にすべきか、あるいは要綱ですべきかは、いろいろ検討をしたわけでありますが、正直言って市民の協力がどの程度得られるかどうか、まだ全く不明な段階で、当面、要綱でスタートしてみようという結論になりました。基本的には新築等については市民個人の協力をいただく、既設の住戸等については補助で誘導を図っていく、そういう２本立てであります。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　所信表明を議場での発言に直していくというようなことでありますが、基本的にはそれが正しいのかなとは思いますけれども（「間違っている部分もあるから」と呼ぶ者あり）、間違っている部分というのもあったと思うんです、現実。

例えば財務会計なんていうのを財務計画というふうに言っていますし、指摘するとこういうふうに極端に変わっちゃったものというのが何箇所かあるんです。専心努力をしてまいりましたというようなところも「専念努力してまいりました」というふうに言っていますし、効率的に――「的」を入れたり、こういうものはいいとしても、基本的に変わってきちゃったというのが何箇所があるんです。やっぱりたまたまの読み間違いだとすれば、基本的にはこれを出したんだから、これに沿う、こういう方向にしないと速記者が書いたの、全部あれですから、議事録ができた段階でないと正しいものはそちら、とられないと思うんです。どうですか、この場合、これにするとはっきり割り切ったらどうですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　読み上げの間違えたようなことをそのまま使うということは、あるはずはございませんし、資料としてお送りしております成文化したものがこのまま了承いただけるということであれば、これに依存するということで公表をしていきたい、こう考えます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　先ほどの基本計画の関係ですが、基本計画はやっぱり平成５年度はもう終わっているんです、この３月いっぱいで終わるわけですよ。さっき言った６年が、まだこれからするということは明らかなんですから、今の時点でここで言うべき基本計画というのはないんです。だからカットすべきだろうと言っているんですが、この点はどうですか。「次に、平成６年度の主要施策について申し述べます」これでいいんじゃないですか、ここの部分については。これ、どうですか。改めて正式に。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　ただいまの基本計画につきましては、そのようにさせていただきたいと思います。御了承のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　やりとりがそういう形になってしまったんで、後段の雨水の地下浸透施設の設置の補助については、これから市民の協力を得てというようなことで、これは予算に絡みますから、もう既に一千数百万の予算を取っているわけですから、一定の見通しは持っているわけですよ。これは予算委員会でやりますけれども、いずれにしても市民の、さっき言うとおり、新築については全部設置しなさいということを指導するんでしょう。それだけの重要なことなんです、これなんか。市民にとってみれば。余計な金が出るわけです。一つのますが一定の４万なら４万かかるとすれば、それを五つまでの20万までは出ますけれども、普通ならね、古い人は出るわけですね、これを見ると。新しい人は全部そういったものもなくて、新築に金がかかるのに余計なそういうことまでを全部させるわけですから、ただで、市は。指導要綱を、まちづくりの指導要綱と同じように一つの権力、市としては、それは理想のためにもそういう完全な網をかけてしまうんですよね。果たしてそれをみんなが納得できるかどうかという問題が、大きくこれはあるんです。やっぱりこういったものはよっぽど慎重にしてやる……逆に私は新築であっても、市側が積極的にそういうものを地下水に浸透させてそういう形をとるとすれば、新築にまでも出すんだ、このぐらいの姿勢があって、ぜひ協力してくれ、こういうことであっていいと思うんです、この要綱は。

そこら辺は、いずれにしてもそういう考え方をとりあえず示させてもらって、それで予算委員会で別途やっていきますので。特に新しい施策ですから、そこら辺のことについてはもう少し触れてほしかったなという感じがあります。

そんなことで、一応質問の方は私の主とする前段の方が中心でしたので、その方向が見出せましたので、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって所信表明を終わります。

次に、日程第15、行政報告を行います。

行政報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、報告は省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第16、諸般の報告を行います。会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時48分　散会

3月18日　金曜日　（第８日）

平成６年
第１回定例会　**日野市議会会議録　（第８号）**

3月18日　金曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簾野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年3月18日（金）
午前10時開議

（議案上程）

日程第1　議案第1号　平成5年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認について

日程第2　議案第2号　日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（5－3）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について

日程第　3　議案　第　3　号	日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について
日程第　4　議案　第　4　号	第３次日野市基本構想の制定について
日程第　5　議案　第　5　号	政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について
日程第　6　議案　第　6　号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　7　議案　第　7　号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　8　議案　第　8　号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　9　議案　第　9　号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　10　議案　第　10　号	日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　11　議案　第　11　号	日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　12　議案　第　12　号	平成５年度日野市一般会計補正予算（第４号）
日程第　13　議案　第　13　号	平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　14　議案　第　14　号	平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）
日程第　15　議案　第　15　号	平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第　16　議案　第　16　号	平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）
日程第　17　議案　第　17　号	平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　18　議案　第　18　号	平成５年度日野市老人保健特別会計補正予算（第

1号）

日程第 19	議案	第 19 号	平成６年度日野市一般会計予算
日程第 20	議案	第 20 号	平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第 21	議案	第 21 号	平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 22	議案	第 22 号	平成６年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第 23	議案	第 23 号	平成６年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第 24	議案	第 24 号	平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第 25	議案	第 25 号	平成６年度日野市老人保健特別会計予算
日程第 26	議案	第 26 号	平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算
日程第 27	議案	第 27 号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について
日程第 28	議案	第 28 号	日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について
日程第 29	議案	第 29 号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について
日程第 30	議案	第 30 号	日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について
日程第 31	議案	第 31 号	日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結について
日程第 32	議案	第 32 号	（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の変更について
日程第 33	議案	第 35 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 34	議案	第 36 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 35	議案	第 37 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（報　告）

日程第 36	報告	第 1 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（請願上程）

日程第	37	請 願 第6－1号	通学路の安全確保に関する請願
日程第	38	請 願 第6－2号	旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願
日程第	39	請 願 第6－3号	堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願
日程第	40	請 願 第6－4号	年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願
日程第	41	請 願 第6－5号	「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願
日程第	42	請 願 第6－6号	全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願
日程第	43	請 願 第6－7号	多摩平五丁目地区センター設立に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第43まで

午前10時25分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第１号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算、第３号であります。地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成６年２月１日付、専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億1,394万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第１号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号につきまして、詳細な説明を申し上げます。

まず、歳入歳出でございますが、それぞれ9,400万円を追加補正するものでございます。

２条といたしまして、地方債の補正でございます。これにつきましては、後ほど別表第２表によりまして説明を申し上げます。

８ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。今回の補正でございますけれども、国の総合経済対策として第３次補正が、この２月23日に成立いたしております。これに基づく補正でございまして、都の指導等によりまして、工事の前倒しとして補正をするものでございます。

国庫補助金でございますが、5,000万円でございます。

それから下水道債でございますが、補助基本額に対する積算をした金額をお願いするものでございます。

次に、10、11ページでございます。歳出でございますけれども、委託料でございます。

これは契約の差金の一部を減額させていただく。そして15節、工事請負費でございます。浅川処理区管渠埋設工事ということで、１億1,100万円、工事をするものでございます。この場所でございますけれども、これは都市計画道路３・４・８号線ということで、動物園の駅から多摩テックへ向かった地域でございます。

続きまして、３ページへ戻っていただきたいと思いますけれども、第２表、地方債の補正でございます。これは、限度額を補正をするものでございます。内容としては、ここに記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第２号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、株式会社清水組と締結しております日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の契約金額及び工期を変更することについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成６年２月７日付、専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、議案第２号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について、御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。専決の処分の日付でございますが、平成６年２月７日でございます。内容といたしましては、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の変更についてでございます。

変更の内容でございますが、契約金額と工期の変更をいたしました。契約金額につきましては、４億7,380万円であったものを、7,067万7,570円増額いたしまして、変更後は５億4,447万7,570円にするものでございます。

工期につきましては、平成７年１月24日までとあったものを、変更後は平成７年３月３日までとするものでございます。

変更理由でございますけれども、推進工法による掘削部の土質が、当初予定いたしました土質と異なり、施工が不可能になったために推進機の大きさ――口径でございます――を変更するとともに工期も延長するものでございます。

３ページは、契約内容、記載のとおりでございます。

４ページでございます。変更工事の概要でございますが、推進機の大きさの変更によりまして、管800ミリを1,200ミリに変更するものでございます。図面は、記載のとおりでございます。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　１点だけ、お伺いします。

土の質が違うということなんですが、これ、当然、ここにも書いてありますように、前段で調査をしているわけですが、その調査の結果と実際に工事をするときに違ってきた経過はどういうことなんでしょう。それなりの技術をもってやっているはずなんですが、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この工事を設計するに当たりまして、事前にボーリング調査を行っております。これは間隔を、大体100メーター間隔でボーリング調査をい

たしておるわけでございます。このボーリング調査の中では、石の口径が約10センチ前後という形で、そのボーリングの結果といたしましては、そういう状況が出ておったわけです。ところが、縦坑を掘りました段階では、それが50センチ前後の石が転石しておるということで、50センチ以上になりますと、この800の管の推進機では推し切れないということで変更をさせていただくという内容でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　それは、都市整備部の方で判断した場合でも、それはやむを得なかったということなんでしょうか。それが最初から読めなかったのかどうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　現在のボーリングの方法によりますと、その判定の仕方が非常に難しいわけです。どうしても、運よくといいますか、そういうでかい石に当たれば、ああこれは難しいと最初から1,200の管径の推進機を使って設計するわけでございますけれど、もし仮にこれが1,200で設計してしまいますと、800でもし推し切れる場合は非常に過大設計になってしまう、こういう問題がありますので、方法として小さい方で設計をしているということでございます。

それから、事前にこういうことを避けるという方法は何箇所か、ボーリングじゃなく、実際の試験掘りをしてみれば一番正確な設計ができるわけでございますけれども、道路の状況もございますし、その都度、車をとめるわけにまいりませんので、工事発注の中でボーリングを、縦坑を掘った時点で再度、判断させていただいているというのが実態でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　よくわかんないんですけれど、要するにこういう違いが出ても現在の技術ではやむを得ないということなんでしょうか。

今回は、要するに実際に始めたところ大きな石が出てきたということですよね、そうしますと、その逆の場合はどうなっちゃうんでしょうか。前段のボーリングしたときに、そういうたまたま大きい石にぶつかったり等が多くて、そういう場所だろうということで見積もりなどとった場合に、実際に工事をやるとそれほどでなかったという場合には、費用が今度は逆に下がるということもあるかどうかです。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　前段で、もし仮にボーリングの結果、でかい石があるよ、これはもう間違いなくそういう石があるわけでございますので、そういう障害物が

あるわけでございますので、その小さい管で推すということは最初からこれは無理でございます。したがって、たまたま今回はそういう石に当たらなかった、そういう障害物に当たらなかったという形で、小さい管で設計をされておるということでございます。

こういう設計変更でございますけれども、下水道事業の場合は端的にある程度、予測はされておるというふうなのが今までの実態ではなかろうかと思います。これを避けるということになりますと、前段の調査でございますけれども、縦坑を何箇所か掘るという方法の調査に切りかえていかなきゃいけないということになると思います。そして、仮に縦坑を１カ所掘るということになりますと、約900万近くの費用がかかってしまうわけです。それを10カ所も掘るというわけにまいりませんので、実態としてはこういう処置をさせていただいておるということでございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今、やりとりを聞いていまして、確かに地下のことですから、この関係は了承していますけれども、こういった問題がわかったのは、いつごろの時点だったんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　工事が具体的にわかってきたのが暮れから１月にかけてでございまして、私の方も確認したのが１月だったというふうに記憶いたしております。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第２号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承

認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第３号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、拓栄建設株式会社と締結しております日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区５－１、工事請負契約の契約金額を変更することについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成６年２月７日付専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第３号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認について、御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。専決処分の日付でございますけれども、平成６年２月７日でございます。内容といたしましては、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更についてでございます。契約変更の内容でございますが、契約金額等の変更をいたしました。

契約金額でございますけれども、変更前は１億7,201万円であったものを、300万8,630円増額いたしまして、変更後は１億7,501万8,630円とするものでございます。

変更の理由でございますけれども、都道敷内の舗装の復旧構造が厚くなったこと及び一部について夜間施工が必要になったことによる変更でございます。契約内容は、3ページの記載のとおりでございます。

４ページ、変更工事の概要でございます。250ミリの管の布設工を11メートルやらせました。それから舗装構造を35型から55型に変更するものでございます。場所は、記載のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　今の御説明の中で、都道の舗装、いわゆる復旧構造が変更になっ

たというふうに御説明があったわけでありますけれども、今のこの資料によりますと、都道の分というのは、いわゆる富士電機グラウンドの反対側にあります、これはどういう表現をしていいかわかりませんけれども、そこの位置だろうと推定できるわけですけれども、どのぐらいの距離の関係がこれに該当するのか。さらに、現在の都道の復旧厚の関係が当初設計したときの復旧の厚さと比較いたしまして、どのように変更厚を指示されたのか、その点が１点。

それから、私の記憶によりますと、当旭が丘のいわゆるこの区域を含めてでございますけれども、下水道の処理区の関係が、これはたしか浅川処理区の管轄に入っているように思っております。それが正しいかどうか。とすれば、自然流下のままでこの管を布設して、これは八王子の処理場の方に一時的に入れるのかどうか、その辺を含めましてお答え願います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、１点目の舗装の件でございますけれども、これは新都道ではございません。旧都道がここにあるわけです。下から来ている都道、これはまだ市の方へ移管されておりませんので、この旧都道を日野市の一般的な舗装の厚と同じ計算をしていた。ところが東京都の方で、この都道の旧都道で協議の中で、東京都の基準に合う方法で指導されたというのが一つでございます。

２点目の処理区でございます。確かにこの地域は浅川処理区でございますので、現在、浅川処理区はここへ管が接続されておりません。したがいまして、いろいろと流域本部との調整を協議をさせていただきまして、同じ平山台の区画整理であった地域の中で部分的に使えない部分はどうかという形でお願いをいたしまして、秋川処理区へ一時的に接続させていただく、こういうことで御了解をいただいて施工しているものでございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　今の説明で了といたしますけれども、都道の関係というのは、新しい都道じゃなくて、この地図で言うところの八王子自動車教習所の上の段のところですか。そうすると、その復旧の最初に設計した道路構造のいわゆる復旧の舗装厚というのは幾らだったんですか。それを幾らに変更せいということになったんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、都道の部分でございますけれども、一般に市道の場合は路盤を含めて35センチですから35型というふうに一般に言っております。これ

が設計としては35型で設計をいたしておりました。ところが、これを路盤を含めまして55センチということでございます、総厚です。これに変更になった。面積としては、この都道の面積が291平米ございます。これが舗装の変更になった部分でございます。

それから、費用的に一番多くなっている部分につきましては、新都道がございますけれども、この都道の歩道の部分は、私の方は昼間でできるだろうというふうな形で施工したわけでございますけれども、警視庁との協議の中で、どうしてもこの区間も夜間でやれということでございますので、その費用が大幅にふえているということでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　次に、天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　この前の専決処分の内容と、今回の事業内容が変わってきた、この部分について、今後こういう形でできてくる可能性はたくさんあると思いますので、あえて質問させていただくわけですが、特に浅川左岸の工事につきまして、そんなに今までは問題がなかったと思うんです。そして、浅川右岸の方は確かに軟弱地盤で、工事を変更してきた部分が、20回ぐらい南多摩処理区に、百草の方であったように思うんですが、今後、この程度の工事の変更で、その都度こういう工事変更が出てきて、それに応じていくのかどうか。

そして、300万という規模の工事変更につきましては、そんなに今までは工事変更という形で積算率の利用を提言してこなかったというふうに思うんですが、このあたりいかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公共下水道工事にかかわりまして、いわゆる契約後、契約変更という形の事例が、かなりしばしば出てまいります。私も今、議場で御質問になる、そういう同じ質問を事務当局にかなりしつこく問うておるわけでありますが、下水道の場合は地下の構造のことでもありますし、また自然道であるところ、あるいは自然道でないところ、いろいろ状況も変わるわけでございますので、やはりやむを得ない、こういう理解であります。なるべく一たび契約をした工事につきましては、変更はないという建前でいきたいわけでありますけれど、公共下水道の場合はどうしてもやむを得ない事情があるということを、特にこの際、申し上げて、御理解もお願いをしておきたい、こう思っております。

原則としては、一たび契約をしたものを安易に変更することはあってはいけないという原則で指導してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第３号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の変更に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第４号、第３次日野市基本構想の制定、議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第４号、第３次日野市基本構想の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、第２次基本構想の目指す都市像、「緑と文化の市民都市」の理念を引き継ぎ、21世紀を展望する総合的な政策の展開を図るため、地方自治法第２条第５項の規定に基づき、第３次日野市基本構想を制定するものであります。

議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について。本議案は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第７条の規定に基づき、政治倫理の確立のため日野市長の資産等の公開に関する条件を制定するものであります。

以上２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議、

決定のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　議案第４号、第３次日野市基本構想についての説明を申し上げます。

日野市は、昭和46年の第１次基本構想では、その都市像に「暮らしを守る住宅都市、連帯する市民都市」を掲げ、昭和57年には第２次基本構想で、その都市像を「緑と文化の市民都市」と定め、施策の展開の基本的な指針としてまいりました。

また、基本計画につきましては、昭和63年に第２次基本構想を具体化するものとして、前期３年、後期４年として第２次基本構想に目標年次を合わせまして策定いたしております。その策定以来、基本構想については10年、基本計画につきましては７年を経過いたしたところでございます。この間、オイル・ショック等の影響により経済情勢は高度成長から安定成長へと移行し、これに伴いまして市民の意識や価値観も量から質へ、物から心へと大きく変化しており、生活水準の向上、自由時間の増大とも相まって市民ニーズはますます多様化、高度化しております。こうした状況の中で、市民生活においてもこれまで以上にゆとりや潤いといった精神的、文化的な豊かさを求める声が高まってまいりました。

日野市を取り巻く状況を見てみますと、環境問題、高齢化問題、国際化問題、高度情報化といった新たな課題への施策の展開が求められております。そこで、本市では、福祉を初め教育・文化の充実、都市基盤の整備、産業の活性化など、新たなまちづくりの展開が必要になっております。

今回の第３次基本構想では、第２次基本構想で定めました都市像、「緑と文化の市民都市」の理念が市を取り巻く状況の中でますます重要な要素となってきておりますことから、第３次基本構想の策定に当たりましては、その都市像の理念を引き継ぎ、成熟した都市として新たな視点に立ち、庁内にプロジェクトチームを設置し、職員の英知を結集し、市民意識を反映した基本計画と整合した基本構想として発展的に再構築いたしたものであります。

それでは、内容について説明申し上げます。

まず、３ページでございますけれども、３ページには、第３次基本構想を策定するに当たりの序文が述べてございます。第２次基本構想策定以降の経済的変化の中で、その状況の変化を述べておるものでございます。

まず、地球規模の環境問題が発生し、環境に優しいライフスタイルへの転換が求めら

れておるということ。

次に、4ページの段階では、産業政策優先から市民生活の重視に転換していく。市民生活と地場産業とが連携できるような施策が求められてきております。それから、国際化に向けて国際交流の貢献のあり方が出てきております。

それと、4ページの後段からでございますけれども、高齢化社会がますます進展してきておるというような状況の変化が出てきております。そして高齢化社会に向けて広く社会福祉の新たな展開が求められておることでございます。さらに、環境に優しいライフスタイルへの転換、また情報化時代に伴います情報提供のシステム化が求められているというような変化が出ておるところでございます。

次に、第2節では、基本構想の目的という言葉でその目的を述べてございますが、第7ページの方に、4行目に「第2次基本構想で設定された都市像の理念は、日野市を取り巻く状況の中でますます重要な役割を担っており、第3次総合計画の策定にあたり都市像の理念を引き継ぎ、基本計画と合わせて、総合的な展開を図ることを目的とします」、ここにその目的をうたっておるところでございます。

第3節では、目標年次と想定人口をうたっておりますが、目標年次は平成15年までの10年間としております。それから想定人口は17万から18万人というような想定でおります。

次に、8ページに移らせていただきます。8ページでは、目標とする都市像として、「緑と文化の市民都市」をうたっております。これを支える三つの要素として「緑と清流と太陽の都市」「文化とうるおいの都市」「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」としておるところでございます。その三つの要素については、8ページ、9ページ、10ページにわたって記述しておるところでございます。

さらに、10ページの後段の方に、第2節「都市像の実現をめざす5本の柱」ということで、第1の柱「生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち」、11ページに移りまして、第2の柱「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」、第3の柱「自然と調和する安全・快適なまち」、第4の柱「活気ある産業と豊かな消費のまち」、第5の柱「参加と連帯でつくる市民自治のまち」の五つの柱としておるところでございます。

なお12ページからは、施策の大綱ということで、この五つの柱について述べておるところでございます。

まず第1の「生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち」につきましては、一つには、地域福祉を目指して、二つ目には、社会的に弱い人々の権利、三つ目には、保健と医療

に関してでございます。

また、二つ目の柱である「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」につきましては、一つには、幼児教育について、また二つ目には、小・中学校教育について、三つ目には、教育文化を高め豊かな人間形成をめざしてということで、生涯学習体系を確立し社会教育を充実するというような内容です。四つ目には、スポーツ・レクリエーションについて書いてございます。

三つ目の柱としての「自然と調和する安全・快適なまち」につきましては、この一つには、身近な環境づくりを進めるということで、水と緑のことでございます。

二つ目には、地域性を生かした調和のとれた土地利用計画について述べておるところでございます。

16ページの三つ目につきましては、住みよいまちへの基盤づくりとしての土地区画整理事業等について述べております。

四つ目が、災害のないまちということで、防災のまちづくりを地域住民とともに進めますというような内容です。

5番目といたしましては、公害のない快適なまち、あるいはごみ減量やリサイクルを重視したライフスタイルの充実など、環境問題にも取り組みます、ということでございます。

四つ目の柱であります「活気ある産業と豊かな消費のまち」につきましては、一つには「市民の豊かな食生活と快適なまちをめざして」ということで、地域住民とともに地域農業を育てることを目指しています。

18ページに参りまして、二つ目として、地域の商工業・観光を育てるまちを目指してということです。

三つ目には「勤労者と消費の権利の確立をめざして」ということで、勤労者福祉と豊かな消費生活を築くことについて述べておるところでございます。

五つ目の柱であります「参加と連帯でつくる市民自治のまち」につきましては、一つには、市民自治に基づくまちづくりというようなこと、二つ目には「民主的、効率的な市政の運営をめざして」というようなことで書いてございます。

20ページの三つ目につきましては「自治権の確立をめざして」というようなことで、財政問題あるいは国際親善等について述べておるところでございます。

21ページにつきましては、今までの五つの柱に基づきます内容を体系化しまして列挙いたしたものでございます。

なお、基本構想策定に当たりまして、同時に基本計画の案をつくってまいりました。資料としての提出が大変おくれましたが、お手元に基本計画の案というものを配付してございますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。第１条関係でございますけれど、これは目的規定でございます。政治倫理の確立のため、国会議員の資産等の公開に関する法律第７条の規定に基づきまして、市長の資産等の公開に関して必要な事項を定めることを目的としているところでございます。御存じのように、この７条では、市町村の資産等の公開については平成７年12月31日までに条例を定めなきゃいけないとなっておるものでございます。

次に、２条は、資産等報告書の作成についての規定でございます。第１項は、市長は任期の開始の日において有する、次にあります資産等について任期の開始の日から起算して100日を経過する日までに資産報告書を作成するものでございます。

報告すべき事項でございますけれども、第１号としては、土地でございます。その所在、面積及び固定資産税の課税率等の額を記載するというものでございます。これについては、お手元にございます規則に、記載様式等が載せてございます。御参照願いたいと思います。

第２号は、土地の所有を目的とする地上権または土地の賃借権でございます。

３番目は、建物といきまして、預金――３号は建物、４号は預金、貯金及び郵便貯金、５号については金銭信託、６号については有価証券、７号については自動車、船舶、航空機及び美術工芸品、８号につきましては、ゴルフ場の利用に関する権利、10号については、貸付金。

４ページ、５ページをお願いいたします。そして最後の10号は、借入金でございまして、それぞれの項目の内容、金額を記入することになっているものでございます。

本項は、この条例の中心的規定になっておるものでございまして、選挙のたびにその有する資産等を作成する義務規定でございます。

２項は、毎年12月31日現在で新たに有する資産等の増加分について、前項の資産等報告書の内容と同様に、内容を毎年４月１日から４月30日の間に、資産等補充交付書とい

うものによりまして作成する規定になっているものでございます。

次に３条関係でございますけれども、これは所得等報告書の作成についての規定でございます。市長は、４月１日から30日までの間に、毎年、所得等の報告書を作成する規定になっておるものでございます。

その内容としましては、１号としては、前年分の所得、アとしまして、総所得金額及び山林所得金額にかかわる各所得の金額でございます。

次は、分離課税する土地、建物等及び株式等の譲渡所得の金額でございます。

そして５ページにございます２号につきましては、前年度中に贈与により取得しました財産の贈与税の課税価格でございます。

次に、第４条、関連会社等の報告書の作成の規定内容でございます。これも毎年４月２日から30日までの間に毎年、４月１日現在、報酬を得て、その会社、その他法人の役員、顧問等に就いている場合には会社等の名称、住所及び役職名を記載した関連会社報告書を作成する規定でございます。

次に６ページをお開き願いたいと思います。５条は、資産等の保存及び閲覧についての規定内容でございます。この内容としまして、１項は、この報告書は５年間保存する規定でございます。

２項につきましては、閲覧の請求権の規定を記載しているものでございます。

６条については、必要な事項の規則への委任について規定するものでございます。

最後に、付則でございますが、１項は、施行については１年以内に規則で定める日から施行する旨委任する規定内容になってございます。

２項につきましては、第２条の資産報告書の施行の日から起算して100日を経過する日までに作成する経過規定でございます。

７ページの３項は、前項で作成した資産等について、５条ですね、保存及び閲覧の規定を準要する規定となっておるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　　４号の方の第３次基本構想の方なんですけれども、最初に案が提示をされた段階から申し上げていたんですけれども、これをどういう形で最終的にまとめていくかというようなことで問題提起をさせていただいたときに、十分それなりのステップを踏んでまとめていきたいというような、そんな回答をいただいた記憶がございます。

いろんな方から指摘がありましたとおり、向こう10年間のまさに日野市の基本をなす構想ですから、この構想が最初に出てきた時点から非常に問題意識があったんですけれども、極めて唐突的に出されて、そして十分な事前審議もないまま日限だけ切られたような形で今日まで来ている。そして平成６年度からもう第３次計画の範囲に入るんだから、もうここで決めなきゃいけないんだという、なにか非常に日限だけに追われたような形で、そしてまとめる段階以前においても、それぞれに十分な説明をしてまとめていきますという、そういう答弁があったと思うんですが、それもないまま、それも今回の３月議会の始まった途中から配付をされるという、これだけのボリュームのものをあんな形で配付をされて、そして十分論議した上でまとめていくというような気があるのかどうか。もう、中身以前の問題だと思うんです。

きのうの市民参加の要綱の中でいろんな論議がありましたけれども、あの中でいろんな方から指摘が多くされたということは、やっぱりこういうもの一つをとっても、そういうステップが踏まれていないというところに問題があると思うんですが、その辺はどういうふうなつもりで、これをいつの段階でまとめようとされて提示されているのか、その基本の部分を聞かせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

御質問にあります第３次基本構想、第２次基本構想の終結が平成５年度ということでございますので、年次的にははっきりわかっておるわけでございます。したがいまして、第３次を策定するに当たりましては、２年前からその準備に取りかかったところでございますが、その段階的なステップにつきましては、主として庁内プロジェクトチームを中心といたしまして、30回近い会議を行ってきたところでございます。

なお、これに各行政委員会とか関係機関、並びに市民の意見を求めるというようなことで、昨年６月から８月にかけては、一つの市民参加という形ではあろうかと思いますが、市民に問いかけてきたところでございます。

そして、平成５年の９月あるいは12月ごろに一応のめどを立てておりましたけれども、いろいろな御意見についての調整等もございまして、３月に上程することに至ってしまったわけでございますが、私どもといたしましては、それなりに十分、時間をかけ、それぞれのステップを踏んできたつもりでございます。

ただ、基本構想と基本計画の考えが一緒になっている部分があります。同一視する方がございますが、私どもとしては、基本構想はあくまで基本的な考え方というようなこ

とでございます。それに伴う基本計画につきましては、これをさらに具体化する方向づけをするというようなことでございまして、特に基本構想については基本的な考え方でございますので、今回のステップで一応整ったんではないかというふうに感じておるところです。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　きのうの論議もそうなんですが、そのとらえ方に大分、行政と我々議会側というか、ギャップがいろんなところにあると思うんです。前回、この事前の討議の中にもいろんな方から指摘があった中で、他市なんかの例を見ますと、こういうものを制定するためには相当前から事前の準備をして、今、答弁にありましたように、庁内では確かに２年前からそういう取り組みをされたのかもしれませんが、私どもの目に触れたのは１年も前ではないわけです。しかも、そのとき大変な論議があって、いろいろ指摘もさせていただいて、ではまとめていくに当たってはさらにそういうことがないようにということで、また答弁もいただいたんですが、それなりのステップを踏んできているとは言いながらも、本当にこの３月議会、まあ選挙があったりいろんなことで確かに日程的にやりくりが難しいという背景は理解できるにしても、あの時期に配付をされて、これだけのボリュームのものを、そしてこのすぐ３月議会の中で例えばまとめようという気があるのか、ちょっと先ほど答弁がなかったんで、もう１回、答弁をいただきたいんですが、構想だから、基本的なものだからいいというものではないと思います。それであればなおさら大事なんであって、構想だから、それが単なる紙の上だけのものであるとは考えていないと思うんですがね。構想だからこそ大事なんであって、それにやっぱりもう少し時間をかけていくべきではないかと思うんですが、今、基本的に、この３月議会のこの中でまとめ上げようという気があるのかどうか、もう一度、それを確認をしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の、構想だからいいというような考えは毛頭ございません。一応、一つの理念といいますか、まちづくり、めざす都市像ということにつきましては、第２次基本構想をそのまま受け継いだ形になっておりまして、社会情勢等が変わってはおりますけれども、めざす都市像、そう変わってはいないというふうにそれぞれの御意見をいただきまして、継承する形でやってきたわけでございます。ですから、市民の多くの御意見もあったわけですが、一つのめざす都市像としての理念ということでは、一応ここでまとめさせていただきたいというふうに思っておるわけですが、

これはあくまでも議会の議決が必要でございます。したがいまして、３月議会に提案はいたしましたけれども、直ちにというか、そういうようなことにつきましては、一応議会の議員さん方の御判断にゆだねられることになるわけです。（「自信を持ってやれ」「そんな自信のないことでどうするの」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　確かに第２次基本計画というものを、立派なものがありましたので、それをベースにしたので、今回はある程度理解できるんだろうというようなことの考え方はわかるんですが、ただ、第２次基本構想を練った時代背景と、今このような状況が特別な悪い状況と見ているのかどうか、これからある程度こういう時代が続くというような見方をしているのかによって、大分違うと思うんです。ですから構想とは言いながらも、その辺を十分考えながら、しかし第１次、第２次というステップを踏んで今回で３回目ですから、新たなものをつくるのとはまた違いますので、過去には十分それを踏まえていいとは思うんですが、ちょっと認識的に甘いんじゃないか。

それで、今、今回まとめるつもりですか、どうですかということの確認をしましたら、それは議会の承認事項ですからという、非常にこれはあいまいだと思うんです。本当に今回まとめようとするんであれば、そんなにステップを踏まないと決まらないという、ですから今回でなくても６月でもいいんだという気持ちがあるんでしたら、そういう誠意をもって皆さんに理解をしていただいて、それでまとめていかないと、ただこれ、形にだけできればいいというものじゃないと思うんです。これをみんなで決めた以上は、30人の議員も一緒になってこれ、まちづくりをしていくんですから、そのために今回、皆さん大変な苦労をしながら、また新たな議席を得てきたわけですから、連帯責任としてやっていくことですから、ここがちょっと安易じゃないのかと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　安易という考え方は全く我々は持っておりません。

２年前に庁内にプロジェクトチームを設けて、企画財政部に専任の主幹を中心として庁内のすべての組織の英知を結集した、こういう順序で原案をまとめてまいりました。その原案というべきものを我々の手法といたしましては、日野市のいわゆる行政委員会、その他、主要な市民団体、特に議会にも特別に御説明の機会を持たせていただきまして、大体、手法としては市民の方々の御意見を集約をし、完成をさせた、こういう経過で認識をいたしております。

したがいまして、内容に盛っておるものは全く市民の意識にも広く理解をされ、我々も自信を持って、あるいは責任を持ってここに提案をするという性格の内容でございます。したがいまして、提案は第１回定例会にお願いをし、できれば今議会で御決定をいただくということは一番望ましい、こういうことの手順には全くそのことが提案側としましての一番願いであるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

個々の手順に御指摘をいただく欠落部分が私はなかったと思っておりますけれど、今の御意見では、まだまだそれが煮詰まっていない、こういう見解もおありかもしれませんが、どうかひとつ、大きなめざす都市像という範囲の中で、日野市の向こう10年間の基本的な構想を掘り尽くしておるというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　企画財政部長からの説明も、それから市長の説明を伺っても、それなりのステップを踏んで手抜かりなくここまで進めてきたという認識をされているようなんですけれども、例えば昨年の６月から８月にかけて、市民にも問題提起をしたということの説明なんですが、確かにこれはありました。しかし、私の知り合いにもこれを問題提起された方もいますけれども、とても配付をされてから回答を出すまでの時間が、十分、検討できるような状況じゃない、本当に形だけ市民参加の形態をとっているという――きのう、あれだけ別な問題で論議されたのは、皆さん、みんなそういうことを日ごろから感じているわけです。ですから今回のこの非常に大事なここ10年間の基本構想というものを練るときに、３月の議会が始まった途中から配付をされて、そして今日まで、それからこの会期が終わるまでに皆さんが十分目を通して論議できると思う方が、ちょっとやっぱり異常じゃないのかと思うんです。市長は、今回、議会で当然まとめるつもりでいるんだという説明ですけれども、若干、企画財政部長との認識等の差があるようですね。少し、やはり安易ではないかと思います。

本当にこれ、皆さんにわかっていただいてというつもりがあるんでしたら、先ほどの４号議案に対しての企画財政部長のポイントだけの説明ではあったんですが、それだけではなくて、例えば第２次と第３次の違いはここなんだというようなことを、やっぱり具体的に構想を見ながら、これはどういう単位でやるのがいいかわかりませんが、もっともっと皆さんが理解した上で、そしてこれから10年間みんなと一緒にやっていこう、そういう意気込みがあってしかるべきだと思うんです。その辺、いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の意気込みどおりに私どもは積み上げてきたというふ

うに、みずから承知しております。したがいまして、第１次基本構想、これは昭和47年でございました。第２次基本構想から私が担当をすることになりまして、おおむね日野市の将来像というものは市民の皆さんによって、そう大きな異論なく都市像というものは描き得ているというふうに考えております。その都市像のためのまたステップとしての10カ年間のいわゆる基本構想であります。また、それに伴う付属資料として基本計画があるわけであります。

いろいろと不十分と御指摘の点もあるかもしれませんが、大きな道としては、私はほぼ市民にも御理解がいただき得ているんではなかろうか、こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。（「おごりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　恐らくこの問題は１時間やっても余り前進がないんじゃないかと思います。ほかの方も多分、問題意識を持っていると思いますので、私はこれで終わりたいと思います。

先ほど市長も事例を出しましたね、市民に対する投げかけということを確かにうたったり、あるいはいろんな団体とかそういう代表者に問題提起をされたと。そういうステップも十分感じておりますけれども、そういう人たちが十分留意するような受けとめは、依頼された側はしていないんです。だけれど今の市長の答弁からしますと、そういうステップも踏んでいるし、これまでの間、抜かりなくやってきたつもりだということですから、これはもう認識の違いであって、これが今の市政に対していろんなひずみが出てきているということを、いろんな方から指摘をされているわけですから、もう少し謙虚に、そのとき、そのときの問題に対しては、きのうの答弁の中でも「わかりました。反省します」とかという言葉は出てくるんですが、事が別な問題になりますと、また同じことの繰り返しをしているわけです。これはまた別なところで論議する場もあると思いますので、非常に問題ありということを申し上げて、終わります。

○議長（福島盛之助君）　次に、馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　それでは、質問をさせていただきます。

まず、第１点といたしまして、この第３次基本構想を平成６年度第１回の定例会に今回は議案上程されましたけれど、なぜ第３次基本構想が、本来、平成６年度からの、これは施行される内容でございますので、なぜもっと早く議会にかけなかったのか、そういうふうな疑問を感じるところでありますので、これについて、まずお伺いいたします。

そして、第２点目としまして、先ほども沢田議員の方から質問をしたことと若干ダブ

ルんですけれど、第２次基本構想に比べて大きな変化が第３次基本構想はございませんけれど、この10年間の時代背景や、冒頭に時代の変化ということで６点掲げておりましたが、このような大きな社会変化が第３次には盛り込まれていない。非常に残念であります。これについて、どういう認識をされていたのか。

それから、第２次基本構想を見ますと、その第２次基本構想の支える大きな幹という三つの要素の中に、一つが「緑と清流と太陽の都市」、二つ目が「文化とうるおいの都市」、そして３点目には「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」という、ここで、参加、連帯ということを日野市は第２次基本構想及び基本計画の中で明確に３本柱の一つとして取り上げて、この３本の幹によりまして都市像の「緑と文化の市民都市」をつくり上げていくんだというのが、第２次の基本構想でございました。

この当然、底流にあります幹の１本にあります「自治、参加」という視点があるんであれば、当然この第３次基本構想の策定におきましては、他市に例がないほどの市民参加があり、また、職員参加の中での総意の第３次基本構想であるべきだと思いますが、その辺が非常に今までの答弁を含んで、またこの内容を見たからには、うかがえることができないのが残念でありますけれど、これについて見解をお伺いします。

特に企画財政部長につきましては、新しくかわりましたこともありまして、この作成に十分かかわった担当でございませんので、できる限り市長の答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の第１点は、なぜ早く提案できなかったかということでございます。

先ほどの御質問でも御説明いたしましたが、２年前からそれなりのスケジュールを一応つくりまして、段階的にステップを踏んでまいったわけでございますが、最終的にはそれぞれの意見の集約に手間取りまして、提案が今回に至ってしまったというようなことで、その手順がずれたことについて心苦しく思っております。

また、社会変化が盛り込まれていないのではないかというようなことでございますが、第３次基本構想を策定するに当たって、幾つかの社会状況の変化について述べてございます。特に高齢化社会につきましては、これは全国的な問題でございますし、厚生省でも高齢者の福祉10カ年計画、通称ゴールドプランというものもつくっております。そういうような中でまた国際化の社会が目まぐるしく発展してきましたし、もう一つ、それは環境、地球規模の環境問題というようなことが変化の中にあるわけでございます。そういうようなことも、この基本構想の中では取り入れておるつもりでございます。

それから、三つ目のめざす都市像を支えておる３本の柱の中の市民参加といいますか、自治、参加についての、それが実行されているかどうかにつきましては、いろいろな形での市民参加、市民それぞれ各機関の意見をお聞きする方法があろうかと思いますが、私どもも一応、今回の第３次基本構想をつくるに当たりましても、私どもとしては昨年の６月から８月への集中的なことになりましたが、参加の方法をとらせていただいた。一応、内容につきまして、市民参加の形がいろいろな幅があったり、考え方があろうかと思いますけれども、一つのそれなりの市の市民参加の方法をとらせていただいたということでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今、答弁いただきましたけれど、納得できる答弁じゃございません。

まず、スケジュールのことです。先ほどの答弁の中を言いますと、意見の集約がまとまらなかった、非常に理解に欠ける答弁がございました。それで、この10年間の第２次が終わりまして第３次に移りますから、当然この時期というのは明確に決まっております。ですから、当然、意見の集約については、この過程の中で十分対応できる期間を持ちながら、市民の皆さんから御意見を伺って、それをまた修正しながら議会に提出するんだと。それについては、全体の中には時期的にもフォローできて当たり前なことです。ですから、それが意見集約が云々ということは、これは答弁にならない。本当にお粗末なことでございます。ですから、もう少しそれについては、しっかりした市長自身の御意見を伺いたい。少なくとも第３次は平成６年度からスタートなんですよ。そのことをどう考えているのか、非常に疑問を感じます。

それと、先ほどの答弁の中で、新しい変化の中で、福祉計画云々ということが答弁にございましたが、この福祉計画も非常に重要な、基本構想、基本計画と同一レベルぐらいの重要な内容の福祉の10カ年計画でございます。これも日野市は平成５年度中に作成ということで作業を進めて、今、印刷の段階に入っております。少なくともこの第３次基本構想が本定例会に提出され、そしてその資料として基本計画、そしてこの福祉計画も一緒に資料として出されて当然だと思います。まだ資料として私たちに配付されておりません。本来であれば、福祉計画については議会の議決を経るだけの重みのある重要な福祉の10年先の計画でございます。ですから、この基本構想を審議するに当たりましては、この福祉計画もあわせて資料として一緒に提出された中で審議をしていくのが当然でございます。ところが残念ながら、いまだかつてその資料としての配付もできてお

りません。その中での基本構想を見ていくというと、非常に無理なことがあるんじゃないですか。

なぜならといいますと、これぐらいの大きな幹の流れは、どこの市町村でも必ず大きくクローズアップして取り上げていくのが高齢化でございます。特に日野市においては第２次と同じ都市像、そして幹も同じです。少なくとも一番重要であります福祉という部分を大きな幹に挿入できなかったということは、これは大変な欠陥にならざるを得ないと私は考えておるところでございますが、それについての御答弁をお伺いいたします。

また、市民参加、市民参画につきましても、これは少なくとも市民参加にも確かにいろんな形がございます。しかしながら、日野市のように都市像の支える３本柱の幹の一つとして、市民参加、市民自治ということを明確にうたわれた行政であれば、たった一度、４月に日野市の広報を通じて市民の皆さんに「御意見があったらお寄せください」という、このような投げかけで、果たして本当の第２次基本構想に従った内容の市民参加なんだろうか、疑問を感じるところでございます。それもあわせて、市長答弁でよろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の直接の回答といたしまして、同じ重みを持つ日野市保健福祉計画、８ページぐらいじゃないかと、ちょっと私も資料をまだお配りしていなかったのかというふうに受けとめたわけですが、できておりますので、お届けしていないとすれば直ちに基本計画と同じ意味合いで、この福祉計画も資料として提供することはできる、こういうことでございます。お配りしていなかったとすれば、大変手抜かりでございました。

それから、手順と時期のことに、御指摘の中心になるようでありまして、私はそれに対して言いわけをしてはいけない、このように思っておりますけれど、第３次基本構想という形で、この時期にきちんと提案のできる自治体は比較的少ない手法でありまして、一応のまた改正の趣旨もなるべくきちんと年次的に整うのが理想ではございますが、スタートが２年おくれた、あるいは第２次は第１次にまた何年か間があるというようなことも、自治体によっては現実にあるわけでございまして、私どもの市といたしましては、比較的的確に順序を整えて御提案をする機会を持ち得ておるということでございますので、そのあたりのことにつきましても御了承をお願いしたいと思います。

いわゆる集約の手順につきまして、確かにこれはいろいろと手法につきましては問題なしとは思っておりません。市によりましては、かなり規模の大きい諮問委員会を定め

て、諮問という形で提案を受け、それをまた原案として提出をするという方式もあります。これも市内で選べば、まさに大きな市民参加の手順であることは言うまでもございません。

私どもといたしましては、市の行政組織、それから大きな市民団体、また市民皆さんが、こういう意味で、いわゆる原案をお示しをし、それについての御意見をいただき、それをまた再訂正、再訂正というふうに取り上げてまとめ得た、こういうふうに事務当局の手順も承知しておりますので、それから、私もよく言われます、市民の力になるべく依存したいという考えもございまして、いわゆる庁内の全英知を集めてまとめたということでございますので、何とか提案として受けとめていただき、また御審議をいただいて、願わくば今議会の会期中に御承認がいただければ最も幸いだというふうに考えております。

以上のことを回答になり得たか、多少疑問、無理を思っておりますけれど、こういう展開であるということで御理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。全然、答弁になっておりませんでした。

また、市長のそういう認識を持っているということは非常に、もうピッチャーを交代しない限り日野市は体制が変わらないということは再度、認識を深めた次第でございますが、少なくとも今後、日野市の10年間の計画を托すわけですから、この10年間の重み、そしてこの中に第２次基本構想と同じであっては、これは残念ですね。大きな時代の変化が、対応ができていないんです。少なくとも都市像があって、その都市像を掲げて、その都市像が満足に行くためにはいろんな政策が都市像に向かっていって、その都市像を実現していくときに大事だと思うんです。

ところが、振り返ってみて、では第２次の「緑と文化の都市像」を、では日野市は本当にこの10年間、構想を踏まえて10年間、文化施設はどういうふうに変化してきている、他市に比べて文化的な施設とソフト的ないろんな対応が、比べてどうなんですか。進んできたんですか。では、緑につきましても、いろんな確かに昔からずっと丘陵地帯があり、河川があり、緑があります。では、この緑を保存しつつ、また新たな緑に対する展開ができてきたんですか。その辺が第２次基本構想の中でも対応ができてないですね。ですから少なくとも第３次については、それをどう、できてないのを深めていくかということが非常に大事です。それも残念ながらないんです。

そして、最近のいろんな行政の中でいろんな計画を見ますと、やはりどこも福祉というものを重要視していく、その福祉をメインとしながらまちづくりをしていこうという大きな変化が出てきています。特に、今後10年間といいますと、もう21世紀です。21世紀には大変なお年寄りがふえてまいります。ですからここ１年１年、福祉のことは福祉に任せるということでなく、市全体として福祉の施策をどう進めていくか、そしてそのソフトもどうつくり上げていくか、そして市民の意識をどう高揚させながら本当の市民参加、また市民自身が福祉を支え合っていける、その新しい福祉体制をつくり上げていくか、それを、この基本構想の中ではもっと方向を明確にするのが本来の基本構想のあり方じゃないですか。

この議会、一体どうなるんですか。ましてや先ほど「資料ができましたから提出します」その姿勢はいただけませんね。本当に日野市の将来を見て、いい福祉をつくっていこう、いいまちをつくっていくんだという意欲が、まるっきり感じられないんです。何としても他の自治体に負けないいいものをつくり上げようという、そして市民にサービスを提供していこうという姿勢があるならば、少なくとも議会に提出するのは、この基本構想が平成６年度からスタートできるような体制をして、それでそれ以前に議案として議会にお願いしていく。そして、当然それにセットにして福祉計画もあわせて行くのが当然の姿じゃないんですか。その辺の姿勢があって初めて第３次基本構想の趣旨が、「議員の皆さんにお願いします。私たちが一生懸命日野市の将来を考えてつくり上げました。よろしくお願いします」これだったら理解できると思うんです。

今回の体制は何ですか。基本のところから出ているんじゃないないですか、基本のところから。こんなばかな話はないですよ。議会軽視あり、市民軽視のあらわれじゃないですか。内容も、では本当に職員参加で、本当に職員の結集ででき上がったら、こんな内容になりませんよ。やっぱり業者委託じゃないですか。形だけやっていこう、これが市長の姿勢なんです。ですから、すべてにそういうことが出てきてしまっているわけです。とんでもないことですよ。これ、中を見ればもっといろんな問題いっぱいあります、矛盾だらけな問題が。それは総務委員会でしっかりと協議していただきたいと思いますけれど、市長、それについての御意見をお伺いします。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のことは謙虚に反省しなければなりませんが、おっしゃっている御認識と我々とは全く違う。庁内、それから庁外、市民の皆さん、まさに日野市は市民意識としてはよくまとまっていただきまして、市内に大きなもめごともございま

せんし、営々と行政も努力をしておるということも御承認はいただけ得ておるという認識でございますので、今御指摘のことにつきまして、もちろん内部的な反省はしなければなりませんが、基本的な行政姿勢としてはかなり違うというふうに、お答えをせざるを得ない、こういう感じでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　もう、あきれちゃって、あきれて、そういう独善的な発想はやはり改めませんと、本当の、もし市長、あなたが本当に基本構想の趣旨を理解していれば、要するに３本柱の市民参加、自治というのを理解していれば、こういう発言にならないじゃないですか。

先ほどの市長の答弁の中に、ほかの人を都合のいいところだけ比較していく。そういう中で、ほかの市においては諮問を行って、そして計画をつくってしまう、こういうふうな主張がありました。逆に言えば、日野市はその諮問さえやらないで、１回だけの広報に計画案を市民にお知らせして、意見をお聞きして、それでやってしまう。これはもっとひどいんじゃないですか。諮問さえ行わない。

武蔵野市にしても、三鷹にしても、何度も何度も公聴会をやったり、また広報に連載したり、その一つの区切りごとにやって市民の意見を把握、十分聞いていく、また、その過程において議会にも資料を提出し、そして議会の意見を聞き、それを重ね重ねやって基本構想をつくり上げて、基本計画をつくり上げているんです。日野市はそれがないんです。そして、先ほどのあの独善的な答弁は何ですか。その認識もしないで、市長の姿勢、これがこれから大きな日野市のおくれを深めてしまうんですよ。

第２次基本構想をそのまま受け入れていく、そこの反省、どう新しいのを盛り込んでいくか、また、大きな時代の変化をどう新しい構想に盛り込んでいくか、ここの重要な部分が欠けているんです。そこを多くの職員の皆さんの英知の中で変化を入れていく、その大事なのが福祉なんです。

これからお年寄りがたくさん出てまいります。今の延長線上の福祉でもあり得ない。施設から在宅に変わってくるわけです。そして、その中で地域ブロックの福祉が重要になってくるんです。本当の市民の参加なり、本当の市民の支えがないと、もう福祉が成り立たない時代になってくるんです。ですから、いかに市民の参加という市民の意識を高揚していく、はい、みんなでお互いに助け合っていこうという、そういうような部分をいかに行政が市民の意識を変えていく、高揚していく、お願いをしていく、そしてそれが市民参加になってくるんです。それを市長はつくるわけないです。そのためには、

例えばコミュニティーセンターをつくるときには、本当に多くの地域の市民の皆さんと一緒になってつくり上げていく、そしてその中に地域の一つの枠の中でお互いに助け合う、本当のコミュニティーを深めていく、そういう一つ一つの重ねの中で地域ブロックの福祉というのはでき上がるんです。なにか一部の市民の人を集めてきて、その意見を聞く、それが地元の参加じゃないんです。それは参加の形態の一つにはかわりませんけれど。ですからこれからの福祉を考えますと、日野市の将来を考えますと、根本的に発想から市長、変えませんと、えらいことになりますよ。取り返しがつかなくなりますよ。もうその時代の変わり、変化が市長には気がつかない、見えないんです。それがなけりゃ、もうピッチャーを交代するしかないんです。これが市民のためになるんです。もう少し、こういう大きな幹をつくることは真剣に考えてほしい。

ちょっと見方を変えると、市長の感覚から見ますと、すばらしい基本構想、基本計画をつくると、あとでいろんな選挙に都合がいいような、市民受けするような施策を途中で入れることが難しくなるから、自治法に従ったものを形だけつくればいいというふうに思われても仕方ない感じがしますよね。

自治法によりますと、昭和44年に地方自治法が改正されまして、地方自治法第２条の５項に「市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」――即して、ですから、やはりいいものをつくらなきゃいけないんです。そのぐらい重要な部分なんです。形だけつくればいいというんじゃないんです。計画をつくったものに、これに従って行政運営をしなきゃいけないんですというふうに、地方自治法でうたっているんです。

そういう自治法の精神、市長自身がよく憲法を市政に生かすという、この精神から言うと、もっとつくり方も変わってまいりますし、内容も変わってくるんじゃないですか。提出期間も変わってくるんじゃないですか。市長が言われていることと、実際には随分隔たりが、これは一目瞭然ですね。

一般質問じゃありませんので、この程度にしますので、今まで一般質問でもいろいろと取り上げてまいりましたし、今回の総務委員会に付託されますので、総務委員会の中で十分、内容も、いろんな角度からまた市民の皆さんにお願いをして、私はこれで終わります。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時５分　休憩

午後３時５分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。小川友一君。

○７番（小川友一君）　すみません。何もありません。（「さすが総務委員だ。それでなきゃだめだ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　一言だけ質問させていただきます。

質問というよりも、特に基本的な認識というか、そういうものをしっかり持ってもらいたいという意味で申し上げます。

基本構想は、いわゆる構想のための構想という感じが、すごくしてきているということです。法に定められてつくらなきゃいけないからつくるというか、基本構想の場合は理想、理念をうたい上げるという行政の持つべき姿としてのうたい上げることなんですが、しかし、小説や歌と違って、余り現実とかけ離れたロマンだけを追っかけるというわけにもいかない。あくまで行政の中での基本構想、理念、理想ですから、現状認識をきちんと踏まえた中で、余り現状とかけ離れての理想を掲げるということの繰り返しでは、市民の失望をかうんではないか、現実にかってきているということです。

一番申し上げたいのは、基本構想があって、それに沿って基本計画が立てられ、そして実施計画を立てて行政サイドとしてそれを実行する、実現するというパターンでいくのが一番いいわけでありますが、これまでの第１次、第２次という構想を温め、そして計画を立ててきたという中で、再三、皆さんが指摘されていますように、基本計画、基本構想にない計画案が突如出てきたりして、このことが例えば議会に議案として出され、我々が質問したときに担当部課長が十分答弁できない、市長から急に言われたので答弁できないという、現実にそういうことを言った方もいるんです。そういう方が人事で云々されている方も中にいるわけですから、そういう情けない思いを何回も経験されているわけです。

したがって、特に市長に申し上げたいのは、この基本構想というのは大事なことであり、定めなきゃならないことであるけれども、単に作文といいますか、このような類のものというのは、まちの評論家やそういう人たちで書けるような内容のレベルといいま

すか、もう少し行政に即したといいますか、皆さんが汗と涙を流した経験を踏まえながら理想を追求するといいますか、あるべき姿を追求していくというような文章がにじみ出るような、そういうふうな提示といいますか、組み立てをしていかなきゃならない。馬場議員もいろいろ、るる申し上げておりましたけれども、一番言いたいのはそういうことなんです。つまり仏つくって魂入れずというふうな、そういう形のがすごく多いということを指摘したいわけです。

そのことが、それは現状の認識でも正しい認識をしておればいいわけですけれども、借り物知識だとか、評論的なものでつくり上げると、いろいろ現実の範囲で出てくるわけで、細かい話、枝葉末節の話ですけれども、連帯というふうな中で「疎外から共生、連帯のライフスタイルと徐々にでありますが展開しつつあるといえるでしょう」と書いてあります。これなんか、現実はまさに逆なんです。私どもは逆に受けとめている。連帯とか、そういったものが、共生、連帯という意識がだんだん希薄になってきている。

単純端的にいえば、例えば成人式のときもそうです。成人たちが市民会館の中に入らない。あれは年々ひどくなってきている。

それから、例えば自治会の会長もなかなかなり手が少なくなってきて、さらに、自治会長さんの嘆きは、最近、自治会の意見がまとまらなくなった。みんなそれぞれのてんでんばらばらのことを考える傾向になってきている。そういう傾向にあるんです。

そういう現状の基本的な認識というものを、やっぱり一つ一つ自分たちが毎日繰り返す行政の仕事の中から基本構想というものをつくり出していくという姿勢でとらえていけば、もっと現状認識をきちんとできた中での文章がつくれると思うんです。これでは、もう要するに作文をつくることをただ研究しているという感じね。基本計画だって同じです。だからそこら辺のところの甘さといいますか、手順のことを先ほど来議論されておりますが、私は認識の甘さも指摘したい。

その辺のところ、市長がお気づきになっているかどうかです。そのことだけ、一つ確認しておきたい。市長の方から。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　認識につきまして、御指摘をいただいたわけでありますが、バブル崩壊のときのまた大きな状況変化も伴っておるわけでありますが、御指摘のとおり、認識を最も身についた形でみずから体得するぐらいな対応が必要だろうという御指摘でございます。全く同感でございます。単なる評論家的アドバルーンを上げるということではあっていけないことも、よく承知しております。そういう認識のもとに、今回

は特に職員がみずから、基礎から完結まで努力してまいりましたので、極めて理にかなった内容であるというふうに、先ほども責任と自信を持って提案申し上げるといった次第でございます。

そのように私どもの認識は、決して御期待に離れたものではないということだけは御理解をいただきたい、このように願っております。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　文章そのものがまずいとか何とかといっているわけじゃないんです。要するに、森田市政のイメージといいますか、市民の印象というのは、私どもの印象は、要するに日野市に立派なお城をつくります、市民の皆さんには青空にそびえ立つすばらしい天守閣に目を向けさせたい。そこをイメージさせるだけですけれどね。我々が一番指摘したいのは、その天守閣まで行くには、その土台となる石垣の石をどうやって積み立てて、どういう手順でどうやっていきますかというふうな、安心感が持てるような手順がいつもないんです。

それから文章、こういう基本構想を見れば、ああ、もうすばらしい青空にそびえ立つ天守閣のすばらしさをイメージさせることは、それはもう上手なんです、森田さんは。それイメージさせるだけです、しかも、それは。目の矛先は、足元の方の土台の方じゃなくて、上の方の天守閣の華やかな部分をイメージさせるだけなんです。肝心の石垣を、一つ一つ石を組み立てて基礎をつくる、どうやってこれを組み立てて、それでこういう立派な城を建てるかということの手順とか、そういったものが信頼感がない。こういうことを指摘したいわけです。

ですから、今後もこの基本構想に基づき、そして計画を立て、そしてさらに実施計画という段になるときに、本当に一つずつの石垣の積み方もこういうふうにやっていくんですよというふうなものを、よくよく部課長にも説明し、そして議会にも説明をして、その納得の上でいろんな事業を展開していくということを、これをやっぱり基本構想の基本に入れていただきたい。考え方として。間違っても思いつきで飛び入りさせたり、部課長に十分に検討もさせないで議会に提案してきたり、選挙が間違いかというと、それに間に合わせちゃおうというふうなことで、荒っぽいやり方なんていうことは決してしないようにしていただきたい。このことだけをくぎを刺しておきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（福島盛之助君）　次に、執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、議案第４号の方で、今までもお尋ねをしてきたこ

ともあったかと思いますけれども、市民から昨年寄せられた意見が何件あったのか。そして、それをもとに具体的に変えた部分はどれぐらいあるのかというものをお尋ねしたいんです。

これは以前いただいたものと今回いただいたものを比較して読んでいけば、文章の上では違いというのはわかるんですけれども、考え方の点でこういうものを取り入れていったとかいうものが、説明していただければというふうに思います。

それから、具体的に文章の中で、これは読んでいてわからないわけではないんですけれども、少しおかしいのではないかと思うところがあるので質問したいと思うんですが、10ページのところで、上から4行目「古来の築き上げた文化を守り継承し、新たな時代の創造を通じて創り上げる文化とが調和・共存する『まち』となることが、市民の心にうるおいを持たせ、自然と歴史を大切にすることが重要です」という文章になっていて、わからないわけではないんですけれども、少し文章的にもおかしいのかなというような気がいたします。

それから12ページのところ「また、福祉は、本来人間が幸せに生活できる状態を意味することから、市民一人一人がみずからの課題として、また生活と人権を守る福祉活動に参加する必要性と重要性を啓発し、市民全体の課題としての取り組みを進めます」というところも、これも読んでいけばわからないわけではないんですけれども、少しわかりにくいんです。それで、やはり昨日の市民参加のところの議論の中でも申し上げましたように、市民が読んでイメージしやすい、わかりやすい言葉にまずしていかないと、市民参加の第一歩は進められないというふうに思いますので、この辺、今ちょっと聞いていただいてどんなふうに感じられていらっしゃるか。もっとわかりやすく変えるお考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから議案第5号の方で、第2条の(7)です。このあたりで宝石などこの中に含まれるのかどうか。規則を読んでもはっきりとした表現にはなっていないんですけれども、それが含まれるのかどうかということをお尋ねしたいのと、あと、家族の資産公開については入っていないと思うんですが、検討されたのか、それともしていないのか、お考えとしてはどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問について、お答えいたします。

まず、市民の意見がどのくらいあって、どう取り入れられたかというようなお尋ねで

ございます。

基本構想につきましては、意見として77件の意見がございました。それで、その意見の中で、ほぼ23件について表現あるいは挿入、そういうようなことでの修正というんですか、作成の中に取り入れてございます。個々には、どこが云々ということはここではお示しできませんけれども、件数としては77件あり、23件のものを取り入れたということでございます。

また、御質問の中にありました、文章のあらわし方でございますが、できるだけ統一したもので、中学、高校生にも一応理解できるような表現を使うということで、それぞれのプロジェクトチームで担当し、成文化してございます。

御質問にありました２カ所について、変える考えはというようなことでございますが、相当積み上げてきて、これで一応御審議いただきたいということで御提案してきたものでございますから、変えるということについては御答弁いたしかねるというところでございます。

以上。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第５号の２条関係の中の美術工芸品という中でございますけれども、これは私たちの今回の条例は、一番台帳にあります国の議員さんに基づいた内容と同じものです。その中の、いろいろ解説がございますけれども、御指摘の宝石とか何かは、宝石及び貴金属、それから賃貸ですか、これはこの中に含まないという形で、現実に国会議員が出しております中には、今言いましたものはその中に入らないといわれております。

ただ、規則にございます、その他とあるわけですけれども、これはどんなものを想定されるかといいますと、その他はその他で、これ以外のものは書かなくていいんですけれども、記載にはです、では100万円以上のものはどんなものがあるんだろうといわれたときに、美術や工芸品の中には、極端に言えば版画類もあるだろうし、彫金とかいいますね、それから鋳金、そういうようなものも中には高価なものがある。100万円以上のものはその他として記載するという実例になっているところでございます。

それから、今回の出させていただいた資産公開条例は国の、今言いました国会議員の法律を全部準用した内容のものでございまして、御承知のように国会議員の方は当人だけでございます。ですからそういう形で今回は出させていただいたということでございます。

いろいろ事務局としてはいろんな市の、理事者から検討せいということで、一応各市の情報を取り寄せたりなにかして勉強はしておりました。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、77件寄せられて23件について表現などのところで作成の中に取り入れたということなんで、その辺がもしわかれば資料としていただけたらというふうに思います。

それから、今、わかりにくい文章だというふうに言ったところは、また委員会の中でも審議していただけたらいいんではないかと思うんですけれども、文章的にも10ページの文章というのはなにかおかしいんじゃないかと思うんです。その12ページの文章というのをずっと読んでいけばわからないことはないんですけれど、ややこしいんですけれども、わからないことはないんですけれども、なにか10ページの文章というのはちょっと私にはおかしく思えるので、委員会でも審議をしていただきたいということで、それは結構です。

それと、議案第５号です。宝石について含まれないけれども、その他の中には100万円以上のものとしては入る、というようなお答えだったかと思うんですけれども、国が決めた以上のものは決められないということはないと思うので、これはやっぱりきちんと書いていくことが必要なのではないかというふうに私は思います。家族の資産公開についても、同様に私は考えておりますので、ぜひまた委員会の中で審議をしていただきたいと思うんです。

それと、あと一つ、意見をどういうふうに取り入れるかというところで、これは基本計画の中のものになるんですけれども、女性の社会参加というところで、私の方からもこれは意見を出させていただいて、そして決算の中でも意見を言ってきたんですけれども、女性の社会参加について、やはり「女性がみずからの自覚を高め推進することを基盤にしつつ」というだけでは無理がある。やはり男性自身が自覚をしていかないと、女性の社会参加もまた進まないということで、決算委員会の中ではそういうことも含めて、やはり基本計画も少し書き直しをしてほしいというふうに申し上げまして、市長も「まあ、考える」というようなお答えがあったわけなんです。今回、この見比べてみますと、女性の社会参加というのが社会「参画」になっている。それから計画の内容というところが具体的には出てきているんですけれども、「男性の自覚を高め」というところが、「男性が変わっていくことが必要だ」というようなところが全然入っていないので、実

際に議会で議決するのは、この基本構想だけということなんだと思うんですけれども、この辺の考えをもう一度見直していただけるのかどうかということをお尋ねしたいと思うんです。

私、いろんな女性の方とお話をしておりますと、自分はボランティアに出ていきたいというふうに思っていても、夫が「おまえはうちにいなければならない。いてほしい」というようなことで、出ていけないというような方もいらっしゃるわけです。そうすると、これから高齢化社会に向けて、いろんなマンパワーが必要になっていくときに、やはりネックにもなっていくだろうというふうに思うので、なにかこの女性の社会参加の促進のところを見ますと、女性が変わらなければ変わらない、というようなことしか書かれていないように思うので、ここは、基本計画ではありますけれども、もう一度お考えいただくことができるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　女性の社会参加促進についての項目でございます　けれども、基本計画の中で女性の参加ということで、一応検討いたしました。しかし、またやはり女性の中から参画という表現がよろしいんではないかというような、かなり強くございました。最終的には参画という言葉を使わせていただいております。

それから、女性の参加については男性の立場も、というような御意見でございます。基本計画につきましては、御質問のとおり議決ものではございませんが、今後の市政執行の中で基本構想に基づいて執行していく中での方向づけとなりますので、今後の計画、その進め、あるいはローリングといいますか、修正していく中でも十分参考にしていきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それは、書き直しをちゃんとその、男性の自覚を高めるということを書き入れてくださるというふうに受けとめていいんでしょうか。ちょっとその辺がはっきりしなかったのと、それから資料請求についてはやっていただけるのかどうか、その２点をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　女性の参加と男性の立場の件につきましては、一応基本計画では一つの案としてつくりました。一応この案で策定、決めていくわけでございますが、御意見のありました男性の立場の件につきましては、この基本計画を最終的に決めるのは、市の立場は執行側でございますが、その中で御意見を参考にさせていただ

くということでございます。

それから、資料、市民の意見の内容というような資料の御請求でありますけれども、一方、資料として現在はお出しするものがございませんが、まとめられるものですからまとめて提出に努力したいと思います。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　女性の社会参加のことです。女性の社会参画というふうに書き直したところには異論はないんですけれども、やはりもう少し女性の置かれている立場をもっときっちりと受けとめてほしいというふうに思っておりますので、これは、なにか今のお答えの中でも書き直すということもないので、そういうものも入らないのかと思いますけれども「今のお答えを参考にさせてもらいながら構想についても考えさせてもらう」ということでしか言いようがないと思いますので、この件に関してはこれで結構です。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４号、第３次日野市基本構想の制定、議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち教育委員会委員、選挙管理委員会委員等の非常

勤のものの報酬の額を改定するため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、都市計画税の税率を軽減する年度を平成８年度まで延長するため、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げたいと思います。

御承知のとおり、本議案は昨年の12月議会におきまして市議会議員さん初め市長等の特別職の報酬、給与の改定をお願いいたしました。それに基づきまして、このたび特別職の中の非常勤の方々の報酬を改正させていただく内容のものでございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。

６ページから11ページまで別表になってございます。内容的には、月額のものが、さきに改正しました報酬等の平均アップ率、8.7％でございますが、それを見習った形で月額の方、例えば教育委員、選挙管理委員、監査委員等の月額の報酬を上げさせていただきました。

また、日額は多いわけですけれども、これについては5,000円上げました。率にしまして5.26％になるわけでございます。

その中で、一部ちょっと改正した内容を触れさせていただきたいと思います。６ページの中の中段よりちょっと下の産業医でございます。今までは１回、５万2,000円という形でお払いしていたものを、これを月額で、変わりました。月額33万5,000円。産業医さんは、月平均６回、出勤していただいております。毎週木曜日と、第１、第３水曜日に詰めていただいて職に当たっていただいているわけでございます。

８ページ、９ページをお開きいただきたいんですけれど、上段から２番目の廃棄物減量等推進審議会委員、これが新しくできましたので、この欄に入れさせていただきました。

中ほどの教職員研究室運営審議会委員、これも新しく入れさせていただきました。

下欄の方の青少年委員でございますけれども、これは今まで日額でございましたけれども、今回から体育指導員同様、月額にしまして、１万2,000円。今までは活動費が別に支払われたわけですけれども、その活動費を含めた形で月額ということにさせていただきました。青少年委員さんにしても体育指導員さんにしても、ふだん地元等で活躍して、会議だけに来るという形じゃございませんので、月額支給にした方がいいという担当局の方からの意見がありまして、月額に変えさせていただきました。

雑駁ですけれど、改正の主な内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

４ページ、５ページの新旧対照表で御説明申し上げます。今回の改正は、市税条例の付則第28条の改正でございます。都市計画税の税率の特例をうたった条項でございまして、内容は、都市計画税の税率が本来ならば市税条例の133条に規定しておりまして、100分の0.3ということになっておりますが、平成３年度から５年度までの３年間は特例措置を設けまして、100分の0.25、このように減税をしてまいっております。平成６年から平成８年までの向こう３年間、さらに100分の0.25を継続する、この税率を適用するというような改正でございます。

ちなみに他市の状況でございますけれども、今回、27市ともほとんどが条例改正を出しております。まだ若干、流動的ではございますけれども、100分の0.25を採用する市が27市中、10市ございます。100分の0.25以下のところは６市でございます。100分の0.25以上のところは11市ということになっております。27市の平均では、100分の0.251、このようになっております。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　６号の方で、ちょっとお伺いをしたいんですが、いろんな項目をこういうふうな形で見直しをするということなんですが、これを全部トータルすると年間でどれぐらいになるかということの計算を、多分されていると思うんですが、その辺がもしわかれば教えていただきたい。

もう１点は、特別職の方を、昨年度見直しているからいいわけじゃないんですが、その後、いろんな新聞等も見ましても、こういう行政サイドの報酬等々に対しての、かな

り市民、国民の目が注がれているんですけれども、そういったことをどのような、踏まえて、単に特別職の方を見直したからということだけでの提案なのかどうか。その辺、検討された背景がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　１点目の、申しわけございませんけれど、総額を今、計算して持っておりませんので、後ほど御提出させていただきたいと思います。（「今というとどうなるんだ」と呼ぶ者あり）恐れ入りますけれど、そうさせていただきたい。

それから、この改正に当たりましては、もちろん昨年暮れの報酬等の改正のアップ率等ももちろん参考にさせていただきましたけれども、各市等の状況も踏まえまして、そういう中で今回の改定率でございます。ですから日額なんかに特にしますと、5.2％としてちょっと低目なんですけれども、これが数が多いもんですから、そういう形でちょっと低いかもしれないけれども5.2％、また、こんなことを言っては失礼なのかもしれませんけれども、切りのいいということで、形で、日額報酬を決めさせていただいた。ほかの月額にしても８％台でおさめたというふうな内容のものでございます。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　総額については、また後で、では教えてください。

他市との状況も見ながらとかいうことの説明で、これもわかるんですが、その他市の方も、最近のいろんな状況を見ながら見送ったとこだとか、いろいろ検討されている部分があるもんですから、そういったところも含めて、この資料を整備されたころには、ちょっとそのタイミングといいましょうか、時期がギャップがありますので、もしかしたら厳しくなったなという声が、感じを持っておられるのかもしれませんが、その辺も十分踏まえた中での検討が必要ではないのかと思ったもんですから、確認させていただきました。では、これについては特にコメントは結構です。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第８号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、東京都心身障害者福祉手当に関する条例並びに東京都医療費助成実施要綱の改正に伴い、心身障害者（児）福祉手当の支給額を改め及び特殊疾病を加えるため、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、東京都老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、東京都児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

以上、４議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、お答え申し上げます。

議案第８号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

新旧対照表は４ページ、５ページにございます。ごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、付則の第９項、みなし法人課税の特例に関する条項、これを削除して、以下10項並びに11項をそれぞれ１項ずつ繰り上げるという改正でございます。

みなし法人課税につきましては、御存じのとおり個人の事業主で経理区分が明確な事業所、これに対しましては法人並みの課税を受ける道を今までは開いておりました。いわゆる優遇措置でございます。このことが税制調査会で長年にわたりまして給与所得者との間に非常に不公平があるということで、指摘されてきました。このたび、不公平税制の是正ということで、地方税法が改正されましたので、これに伴って国民健康保険条例、これを改正して廃止をするという内容でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定でございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。別表１の項中、１万4,000円を１万4,500円に改め、同表４の項、支給対象の欄中「混合性結合組織病」の次に「、原発性免疫不全症候群」を加えるものでございます。

付則でございますけれども、この福祉手当の額に関する部分につきましては、平成６年４月以降の月分の手当の額から適用いたしまして、平成６年３月以前月分の手当につきましては従前の例によるというものでございます。

また、新条例別表４の項中のものでございますが、これにつきましては平成６年１月１日から適用ということでございます。

４ページ、５ページ、お開きいただきたいと思います。区分の１でございますけれども、これにつきましては、支給対象者、20歳以上のものでありまして、身体障害者１級から２級のもの、あるいは精神薄弱者１度から３度、また脳性麻痺、進行性の筋萎縮症、これらについての手当でございます。この手当につきましては、１万4,000円を１万4,500円に改めるものでございます。

それから区分の４でございますけれども、６ページ、７ページ、御参照いただきたいと思いますが、混合性結合組織病の次に「原発性免疫不全症候群」を加えるというものでございます。この新たに加えられます病名でございますけれども、これにつきましては、免疫システムの結合によりまして感染症を繰り返すというような難病でございます。現状では、都内患者数、約20名ということが推定されておるところでございます。

次に、議案第10号でございます。日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。第３条中４万9,000円を５万1,000円に、４万500円を４万2,000円に、また２万7,000円を２万8,000円に改めるものでございます。

付則でございますが、この条例は平成６年４月１日から施行するということでございます。

また、平成６年３月以前の月分の手当については、なお従前の例によるところでございます。

４ページ、５ページ、お開きいただきたいと思います。手当の額の３条でございます。これにつきましては、対象者でございますけれども、お年寄りで寝たきり６カ月以上のもので引き続き継続されるものが、この福祉手当の支給を受けることができるわけでございます。

第３条第１項でございますけれども、これにつきましては、70歳以上の者となった日の属する月分の手当の額は、４万9,000円を５万1,000円に改めるものでございます。

それから１号でございます。70歳以上の者に支給する手当、これにつきましても４万9,000円を５万1,000円に改め、また２号でございます、70歳未満の者に支給する手当でございます、これについては４万500円を４万2,000円ということで、これにつきましては、65歳から69歳の一定の所得基準以下の者でございます。

また、このただし書きでございますけれども、この規則で定める所得枠を超える者につきましては、２万7,000円を２万8,000円に改めるものでございます。

それから３条の２項でございます。前項の規定にかかわらずというものでございますが、東京都の重度心身障害者手当、この適用を受ける者につきましても、同じく２万7,000円を２万8,000円に改めるものでございます。

次に、議案第11号でございます。日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定でございます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。第５条第１項の表前条第１項第１号に該当する児童の項中、１万2,000円を１万2,500円に改める。また２号については、１万4,000円を１万4,500円に改めるものでございます。

付則でございますが、平成６年４月１日からの施行でございます。

４ページ、５ページ、お開きいただきたいと思います。この表の前条第１項第１号に

該当する児童の育成手当でございます。これにつきましては、父母の離婚あるいは父または母が死亡したとき、あるいは父または母が重度の障害状況にある場合に適用されるわけでございます。これについては、１万2,000円を１万2,500円に改めるものでございます。

それから前条第１項第２号に該当するもの、いわゆる障害手当でございます。これにつきましては、身体障害者１級から２級、あるいは精神薄弱者１度から３度の者、あるいは脳性麻痺または進行性筋萎縮症、こういう児童の方の手当でございます。これにつきましては、１万4,000円を１万4,500円に改めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第12号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第12号、平成５年度日野市一般会計補正予算第４号。

本議案は、平成５年度日野市一般会計の補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億5,849万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を447億2,146万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　それでは、別冊でございます日野市一般会計補正予算第４号ということで、それに基づきまして御説明申し上げます。

まず、第１条でございますが、これにつきましては、ただいま市長が御説明申し上げたとおりでございます。

次に、第２条の債務負担行為の補正でございますが、これは別表第２表のとおりでございます。

第３条は、地方債の補正でございまして、別表第３表のとおりでございます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。今回の補正は、年度末を迎え、歳入歳出予算の確定または最終見込み額による補正でございます。主な内容につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

恐れ入りますが６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。６ページの債務負担行為補正でございますが、一つは、急傾斜地崩壊防止工事でございます。これは平成４年度に債務負担行為をお願いしたものでございますが、事業の執行がおくれまして、東京都との協議が整ったことから質の変更をお願いするものでございます。事業費として４億1,900万ほどの工事でございますが、そのうち市が20％を負担するということでございまして、年度を２年繰り延べるのと、限度額を変更するものでございます。

駒形公園築堤護岸工事の委託でございますが、これは建設省に委託しておるものでございますが、建設省との協議の中で300万の補正をお願いするものでございます。

次に、７ページの地方債の補正でございますが、これは起債許可予定額の通知がございまして、これに基づく限度額の補正でございます。

次に、12ページ、13ページに移らせていただきたいと思います。歳入歳出予算のうちの歳入の部分でございますが、第５款の自動車取得税交付金でございますが、4,000万の減になっておりますが、これは自動車販売量の減による税収減でございます。

次に、14、15ページでございますけれども、使用料及び手数料のうち５目の土木使用料、道路使用料が1,043万2,000円ほど増額になっておりますが、これは使用料の改正による増でございます。

次に、16、17ページをお開き願いたいと思います。国庫支出金のうち１目の民生費国庫負担金でございますが、節の３番、保険基盤安定負担金、この1,200万ほどの減額は、補助基準の変更によるものでございます。

それから５節の児童手当負担金の3,400万ほどの減額は、対象者の減ということでございます。

次に、20ページ、21ページに移らせていただきます。都の支出金でございますけれども、１目の民生費の都の負担金、６節の児童手当負担金、1,483万7,000円の減でございますが、これも国庫支出金同様、対象者の減によるものでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。都の支出金のうち土木費の補助金で、説明欄の最上欄に国土利用計画法委任事務がございますが、これも減額は取り引き件数の減によるものでございます。

６目の教育費、都の補助金の節で、1.幼稚園費補助金、これの減額は、やはり対象者の減でございます。

次に、28ページ、29ページに移らせていただきます。財産収入でございますが、１目の財産貸付収入で、節の１、土地建物貸付収入で2,444万2,000円が新たに計上になっておりますが、これは都市計画道路３・４・18号線が平山台小学校用地の一部をかすめますので、その地上権の権利金ということで、１年限りでございますが、収入となるものでございます。

２目の利子及び配当金の減額につきましては、預金利率の低下が主な内容でございます。

次に、30ページ、31ページに移らせていただきますが、13款の寄附金でございますが、節の１、一般寄附金としまして１億9,313万2,000円、計上をお願いするものですが、これは公共公益施設費として25件分の収入を見込むものでございます。

次に、32ページ、33ページでございますが、繰越金でございます。9,855万2,000円をお願いするものですが、これは前年度の繰越金の予算計上残額をここですべて計上いたすものでございます。

次に、34ページ、35ページでございますが、諸収入でございます。１目の市預金利子でございますが、7,000万の減額でございますが、これは預金利率の低下によるものでございます。

中ほどの５目、収益事業収入でございます。競輪、競艇の事業収入でございますが、売り上げ収入の減少によるものでございます。

次に、36ページ、37ページでございます。市債でございますが、２目の土木債、節の土木債で、１億2,840万の減額になっております。その主なものとしては長沼橋の架替事業負担でございますが、これが５年度終了が６年度に繰り延べになったというようなことで、事業費の年度割りが変わったことによります減額でございます。

下欄の教育債でございますが、8,100万の増でございます。市民プールの改築の起債

でございますが、起債対象の単価の改正によりましての増額でございます。

次に、歳出の方に移らせていただきます。

38、39は特に御説明申し上げるところはございません。

40ページ、41ページでございますが、総務費の総務管理費、１目の一般管理費でございますが、そのうち右側の節の説明欄でございますが、節の３で、職員手当等で２億4,074万5,000円の増になっておりますが、これは職員の退職手当の不足分が主なものでございます。

次に、42ページ、43ページに移らせていただきます。一般管理費のうち説明欄上部の２行目、市内連絡バス運行補助金でございます。750万の減ですが、これは南平のバス運行補助金を見込んでおりましたけれども、執行がおくれているということでの減額でございます。

次に、44ページ、45ページでございますが、左側の６、財産管理費のうち、右側の25. 積立金でございますが、１億2,556万の計上でございます。これは収入の寄附金見合いのものが主なものでございます。

次に、46、47ページでございますが、企画調整費の右側の欄、13. 委託料の1,506万円の減でございますが、これは第３次基本構想及び基本計画の策定委託料、この作成がおくれましたことによって、その印刷等が執行できなかったということで減でございます。

次に、少し飛びまして54ページ、55ページをお願いいたします。４項の選挙費でございますが、選挙費につきましては、５年度は市長選挙、東京都議会議員選挙、衆議院議員選挙等がございましたが、ここでは、その３選挙の執行が終わったということでの精算残でございます。

次に、62、63ページの方にお願いしたいと思います。民生費でございます。左側４目の心身障害者福祉費でございますが、節の20の扶助費の関係でございます。日常生活用具給付費、住宅設備改善給付費等が、対象がふえたことによる増額が主なものでございます。

次の64、65ページでございますが、老人福祉費のうち節の28番、繰出金でございますが、1,927万4,000円でございますが、これは老人保健特別会計医療費の増による繰出金でございます。

次に70、71ページをお開き願いたいと思います。左側の14. 国民健康保険事業費でございますが、節の28番、繰出金が9,687万7,000円の減になっておりますが、これは国民

健康保険特別会計の方での前年度繰越金見合いのものでございます。

それから児童福祉費のうち、右側の20番、扶助費でございますが、5,083万円の減額でございますが、児童手当の減でございますが、これは歳入、国の支出金、都の支出金でも御説明申し上げましたように、対象者の減によるものでございます。

次に、76、77ページをお願いします。衛生費でございますが、２目の予防費、13の委託料1,782万6,000円の減がありますが、この主なものは予防接種の個別資金委託料ということで、受診者の減によるものでございます。

それから３目、健康管理費でございますけれども、この一番下欄の健康診査事業というところで1,500万ほどの減額になっておりますが、これも受診者が予定より少なかったということの減でございます。

80ページ、81ページに移らせていただきます。清掃費のうちの１目、清掃総務費でございますが、説明欄の下段の方の５番の資源回収事業費でございます。230万ほどの増になっておりますが、これは資源回収奨励費として、資源回収の量がふえてきたということでの追加予算でございます。

次に、84、85ページでございますが、病院費でございます。右側の説明欄ですが、病院事業会計補助金3,636万でございますが、これは病院会計の人件費、退職金の不足分に見合うものでございます。

次に、86、87ページでございますが、労働費でございます。２目の勤労者福祉対策費でございます。下欄の勤労者互助会退職金掛金補助金124万4,000円ほどですが、これは対象減でございます。

88、89は省略させていただきます。

90ページでございます。商工費ですが、２目の商工振興費です。商工金融対策費並びに商工業助成経費、それぞれございますが、その中の負担金でございます。貸付増によります保証金の増、あるいは利子補給金の増でございます。

次に、92、93ページに移らせていただきます。土木費でございますが、１目の土木総務費負担金は7,000万円の減になっておりますが、これは歳入でも御説明申し上げました長沼橋の架けかえの経費が、年度が１年延びたということでの減額でございます。

次に、96、97ページに移らせていただきます。左側３目の河川新設改良費ですが、右側の17、公有財産購入費、900万円ほどの減になっておりますが、これは向島用水の親水路用地の買収費だったんですが、土地所有者の相続の事情によりまして未執行に終わっております。

98、99ページでございますが、２目の区画整理費、節の28の繰出金で、5,287万4,000円の減額になっておりますが、これは土地区画整理事業特別会計の繰越金見合いの金額でございます。

次に、街路事業費の節の17番、公有財産購入費でございますが、そのうち道路用地購入費は都市計画道路３・４・14号線のを予定しておりましたが、２カ所の購入で不用額が出たということでございます。

次に、100ページ、101ページでございますが、上段の５目、下水道費でございます。繰出金で３億5,762万6,000円の減となっておりますが、これは下水道事業会計において浅川処理区の管渠費、あるいは流域下水道負担金等で執行残といいますか、不用額が出たことによるものでございます。

次に、102、103ページに移らせていただきます。住宅費のうちの住宅管理費でございます。右側説明欄の15の工事請負費でございますが、高幡市営住宅地内の水道切廻工事、これにつきましては事業の変更をいたしまして、新年度の道路工事の中で行うというようなことで執行残といいますか、不用額としておるものでございます。

次に、104ページ、105ページに移らせていただきます。消防費でございますが、中ほどの４の災害対策費でございます。節の11番で、需用費1,720万の減額がございますが、これは主に防災情報センターができまして、まだ電気料等の実態が十分つかめていなかったというようなことで、実績と予算との差でございます。

次に、110ページ、111ページをお願いいたします。教育費でございますが、２目の教育振興費です。14節の使用料、賃借料、マイナスの548万2,000円ということになっておりますが、これは体育行事、音楽鑑賞教室等のバスの借上料等の残でございます。

それから114ページ、115ページに移らせていただきます。左４目の学校建設費でございますが、右側15. 工事請負費の4,026万3,000円の減でございますが、右側説明欄にございますようなそれぞれの工事の入札差金、契約差金でございます。

次に、118ページ、119ページでございますが、下欄の幼児教育費援助費ですが、19. 負担金補助及び交付金で、3,105万8,000円の減になっておりますが、これは対象者の減によるものでございます。

少し飛びまして124ページ、125ページでございます。上段、文化財保護費でございますが、説明欄２行目の西平山区画整理事業に伴う試掘調査委託料、これは試掘場の場所の確保ができませんでしたので、未執行で終わっている残、不用額で減額でございます。

128ページ、129ページでございます。下段の２の市民プール費でございますが、節の

11．需用費、532万5,000円の減になっておりますが、これは市民プールが改築されまして新たにオープンしたわけでございますが、それと予算と実績との差によるものでございます。

次に、132、133ページでございます。公債費でございます。公債費につきまして、1億1,398万9,000円の補正でございますが、これは4年度末に借り入れました減収補てん債10億円の変換並びに実施でございます。

134、135ページでございますが、12．支出金でございます。目の1.開発公社の助成費ですが、5億7,483万8,000円の不足分で計上させていただきました。

以上、雑駁な説明ですが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　何点か伺いますけれども、ざっと説明されて、これが一番、今回の場合には先ほどの説明のとおり確定をしたり、これから見込みを立てたということでありますけれども、我々にとると、最後、この後は3月末の専決で、実質の審議はこれが最終になるというようなことで、じっくり見たかったんですが、なかなか内容的に精査ができてない部分がありますけれども、そういう中で、何点か伺います。

今、説明をいただいた中で、実質、当初で予算をとったものが不用になったというようなことで、幾つかは出てきたようですけれども、順次追っていけば、第3次基本構想と、それから基本計画書の作成委託料、これは先ほどいろいろやりとりがありましたとおりで、まだ実質的な印刷はこれからというようなことで、これ、全額不用になった、こういうことで理解をいたしますので、いいんですけれども、一つ一つやっているとあれですから、長沼橋についても、新年度で不足分といったようなことが対応をされているようですし、ちょっと聞き漏らして、向島の用水路の用地の購入というようなことで、これがまるっきりゼロになっておりますが、先ほど、説明があったのかなという感じがしたんですけれども、900万ほどの公共用地として取得をする予定だったものが、これは全然ゼロになった。ここら辺を、もし説明を私が聞き落としたんだとすれば、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、その後に続いて説明していたんですが、ちょっと聞き漏らして3・4・14号線、これが2カ所ほど云々と言い始めたところはよく聞こえたんですが、その後、ちょっと聞き取りがきかなかったもんですから、これは主な施策の展開の中で、年度当初に重点として説明をされた部分でありますから、もうちょっと詳しく、実質2,600万しか使わなかった、こういうことになっておりますので、再度、その点の説明をしていただき

たいと思います。

それから、高幡団地の市営住宅の水道の切廻の関係については、新年度で道路工事とあわせて対応していくというようなことで、実質的には1,470万ほどの予算の中に約1,200万近い金額ですから、そこら辺はそれとして、あわせて住宅建設費等については説明がなかったというふうに思いますが、特定公共賃貸住宅の建設経費、こういったことも約半分近く減額になりますので、ここら辺の詳しい説明をいただきたいというふうに思います。

105ページで、防災の備蓄コンテナを4基、504万の予算をとってございましたが、約半分に近い236万6,000円の減額であります。これの実施の状況を伺っておきたい。急傾斜地については、これは先ほど起債の関係等でありましたんで、年度が延びる、こういったことで理解いたしますので、コンテナ関係。

それから西平山、これは発掘の関係は先ほど説明がありました。これも年度当初にとっていたものが年度末まで全然できなかった、こういう結果だったということですから、これはやむを得ないとして、あとは返還でありますけれども、特に市債の元金の償還経費、予算の説明のときは181件で現在進んでいる、これがこの1億円、ここへ出たわけですが、件数がわかりましたらお願いしたい。

同様に市債の利子、償還経費にかかる件数も、予算では211件という説明でありましたので、そこら辺があわせて、わかりましたらということで。

それから一時借入金については、これは使わなかったわけですから結構です。

最後の土地開発公社の経費の関係、今、不足分を補ったというような簡単な説明でありますが、これは12月分にも手当があるのか、なしやというふうなことで、若干、聞き取れますけれども、果たしてこういうあり方がいいのかどうかというような視点で、企画財政部長が今、市長代理ですね、特に新年度の予算のときは私は徹底してこれをやりますけれども、補正で、もうこれだけ払わざるを得ないから認めてほしいということに、これ、なっているわけですね。新年度の予算が1年間の予算を組んでいなければ、私は徹底して追及するつもりでおります。つまり、年間の予算でないんだということが言えるわけですから、それはさておいて6年度の予算のときにやりますけれども、とりあえずこの平成5年に限って、そういうあり方について市の考え方を聞いておきたい、こういうことです。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　向島用水の用地費、900万の減額につきましては、最初に説明のとおり相続税がらみで５年ほど先延ばしにさせていただく、その間、無償使用貸借契約で、そのほかの土地を確保するというものであります。

それから３・４・14号線の用地買収の件でありますが、当初、３名の方の買収を予定しておりましたが、89平方メートルほどの土地、やはり税務対策、これは法人、不動産会社の所有物でありますが、次年度へ回してくれという要請がありまして、繰り延べるものであります。契約済は約66平米のものであります。２件分。

それから高幡市営住宅の特定住宅の関係ですが、当初予算当時の設計金額と大幅に変わっておりますが、東京都等との最終的な協議の中での確定金額ということであります。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　防災の備蓄コンテナでございますけれども、平成５年度におきましては、平山台小学校と三沢台小学校の２校について設置をさせていただきました。ほかについては学校等の都合がありましたので、設置することはできませんでした。その差金でございます。

高幡市営住宅関係の環境整備の経費の水道管の切廻の件でございますけれども、平成５年度に現況道路の４メートルを６メートルに整備しまして、水道管の切廻工事をする予定でございました。道路幅員の確保が明確になっているのはいいことなので、経費節減を図るという意味で、本年度は境界の確定とくい打ちのみをいたしまして、翌年度、水道切廻及び外周道路の整備を一緒にやってしまうということの内容で、減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の中で、市債の償還金の件がございます。当初予算の件数、それとこの補正の件でございますけれども、この補正につきましては、当初予算の計上のときには前年度の最終の借り入れで、今年度ございませんでした。先ほどの説明の減少弁済10億円ということでございます。

件数につきましては、申しわけございませんが、ただいま資料がございませんので、後ほど出させていただきます。

それから、土地開発公社の補助金でございます。これは土地開発公社の現在借入というようなものが確定しておりますし、また１年間の予定も出ているわけでございます。

そして予算計上に当たっては、この土地開発公社の補助金に限らず予算編成の中では１年間の必要経費を一応見積もって計上するのが原則でございます。この土地開発公社の補助金につきましては、これまで市の引き取りといいますか、買い戻し、あるいは東京都への売却等もあり、あるいはまた利子の変更等も予定されますので、確実な数字まではつかめず、当面、必要な経費というようなことで、これまで計上してきた経緯がございます。平成５年度におきましては、ここで５億ほどの必要額が決まったわけでございますが、これも大きな、土地開発公社の中でも十数億もするような土地の売却も当初、見込んでおったんですが、これが年度末になったというようなことでのプラスになってきておりますが、いずれにしても当初予算と比較しますと大きいということは、それなりの見込みについて十分意を注がなければならないというふうに感じております。

○議長（福島盛之助君）　　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　　前段の関係はすべて了解をいたしまして、一番最後の関係は、今、企画財政部長のお答えの範囲ではとてもとてもという感じを受けますが、例えば、十数億の土地を売却するという話がありました。しかし、これは土地の価格が十数億かもしれないし、それに対する見合いの利子というのは大した金額じゃないんです。今、220億にならんとする借金を抱えて、その公社の、持っているわけですね。それの利息がこういったことで12億なりの金額になってくる、こういうことですから、根本的にやっぱり考えなきゃいけない。

特に新年度についても、今、ことしの平成５年が７億円の、要するに貸し付けまで含めて６億5,000万の利子を当初に取ってある、それで足りないんでこの５億7,400、年度の途中にそんな処理はできるわけないんですし、これは常識的にそうです。だから、これはやっぱり相当考えないと、歯どめをしておかないと、大変なことになるというふうに私は感じています。これは新年度予算の中で私がそういった事態を見出すとすれば、それこそ１年間のこれで見込みをしているのかという視点で、これだけやりますから、とりあえずこの補正については、ことしはこの段階までは一応やむを得ないのかという感じはしますけれども、やっぱり根本的には半分程度しか予算をつけてないわけですから、このことは重大な問題だというふうに今の時点では指摘をしておきたいと思います。

いろいろやりとりをやっても、これは済みませんから、新年度予算でその点について徹底して審議を加えます。そういったことで、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　１点だけ確認をとっておきたいんですが、先ほど財産収入のと

ころで、いろいろ平山台小学校の収入、二千四百なにがしかの収入があったという御説明を受けたわけですけれども、あそこの前の道路は、御説明によりますと３・４・18号、こういう説明がございましたけれども、つまり公図の線がよくわからないんですけれども、平山台小学校のところから八王子の柚木に行く一部トンネルということで、今、工事をやっているようでございますけれども、それのうちの恐らく一部分が平山台小学校の校庭の地下になるわけですか、構造上トンネルで工事をするのか、あるいは一遍開削をして、工事をし終わった後、また復旧するのか、恐らくそういう計画、事務当局の方に出されていると思うんですけれども、今の説明だと、１年間分の権利金――地上権設定の権利金という説明ですから、説明欄は、私はそういうふうに理解しているんですけれども、１年間だけこれをいただいて、そしてあとは地下であっても地上権ですから、それらに対する収入です、保証されるのかどうか。

それから構造の点です、その２点伺います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　これは御存じのように、（仮称）堀之内３号トンネルといわれているわけでございまして、そのトンネルを施工するためにナトムゲ法という構造上の、口径の下にロックボルトを打ち込むことになっているわけです。そのために地上の使用に制限がおのずからありまして、１平米当たり２トン以上の荷重を加えちゃいけない、ボルトを打ち込むためにです、そのようなことから、その部分の設置面積が354.42平米あります。その地上権を設定しまして権利金を徴収するということでございます。

いろいろ評価額は計算してもらいまして、平米当たり６万8,960円掛ける、先ほど申し上げました設定面積354.42平米が、この2,444万2,000円という姿になっておるわけでございます。これは１年限りでございます。これだけ、2,400万だけでございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　私がお伺いいたしましたのは、要するに現状の平山台小学校の校庭をいじることなくそれらの工事が地下によって施工できますよ、ですからお子さんの授業については一切関係ないという状況で進められる、こういう確認です。恐らくそういう形だろうと思うんです。

問題は、今御説明がありました、１年間の権利金でやりますけれども、将来にわたってその平山台小学校の地下に道路が設置されるわけですから、それらに対する賃借料というんですか、そういうようなものもいただけるんじゃないか、このように思いましたので、あえて質問をさせていただいたわけです。ぜひひとつ、権利金だけをいただくと

いうだけでなくて、将来にわたってずっとお貸しするわけですから、そこらあたりもぜひひとつ、歳入減ということでかなり苦しい予算を組んでいるようですから、ぜひその辺をしっかりと交渉して、少しでも多く歳入が得られるように働きかけていただきたい。要望しておきます。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第12号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第13号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の国民健康保険特別会計の補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億5,401万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億1,584万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第13号、国民健康保険特別会計の補正予算第２号について、御説明申し上げます。

補正額は、ただいま提案にございますように１億5,401万9,000円の増でございます。

恐れ入りますが８ページ、９ページ以降で御説明を申し上げたいと思います。

まず歳入でございますけれども、２款の国庫支出金、これにつきましては、額の確定がございますので、補正をするということでございます。

２の療養給付費の負担金でございますけれども、7,645万4,000円の減、これは当初見込んだより給付費の伸びが少なかったことに伴う減額でございます。

下欄の療養費交付金でございますけれども、これは退職被保険者に対するものでございます。退職被保険者の人員が当初見込んだより380人ふえております。そのために医療費も不足しましたけれども、それに伴って歳入が増になってきたということでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。東京都の支出金でございます。これにつきましては、基準単価が下がったために減額をするものでございます。

下欄の共同事業費交付金でございますけれども、これにつきましても、１件当たりの高額医療費が少なかったということで減額になったものでございます。

12ページ、13ページでございます。繰入金でございます。9,687万7,000円の減額でございます。説明欄に書いてございますけれども、一般会計からの繰入金を国民健康保険の前年度繰越金の関係で、当初計上したより少なくて済んだということで減額しております。

下欄の繰越金でございますが、２億8,060万6,000円、最終的に残になっておるところを補正するものでございます。

14ページ、15ページ以降は歳出でございます。

まず、総務費でございますけれども、これはそれぞれ不用となる額を減額するものでございます。

16ページ、17ページ、保険給付費でございますが、これは11月分までの支払いを全部済ませました。そして、ことしの３月分までの見込みをしたわけでございますが、若干、療養諸費につきましては不足を生じますので、補正をお願いするものでございます。

なお、中段の助産費並びに葬祭費につきましては、件数がある程度見込めますので減額をいたしました。

次に、18、19ページでございますけれども、老人保健拠出金、4,670万8,000円でございますが、当初予算では安全性を見込んで若干、多く計上しておきました。それで額が確定してまいりましたので減額をいたすものでございます。

20ページ、21ページの共同事業拠出金でございます。これについては逆に増額補正でございますが、これは80万円以上の高額療養費に対応するための事業費でございます。負担の額が確定してまいりました。不足を生じますので、増額で補正をお願いしたい、このように思います。

22、23ページにつきましては、これは不用となる額の減額でございます。

最後に、24、25ページでございますが、償還金につきましては、都の補助金の額が確定しました。前年度超過交付になっておりますので返還するものでございます。

そして26、27ページ、予備費、5,300万増額、これは例年どおりでございますけれども、12月分から3月分までの診療分、これにつきまして5月まで給付が、支払うわけでございます。4％をさらに安全性を保つために予備費に切りかえたというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第13号、平成5年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第14号、平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第4号、提案の理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ５億3,909万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億7,236万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第14号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第４号につきまして、御説明申し上げます。

まず第１表として歳入歳出でございまけれども、５億3,009万1,000円の追加をするものでございます。第２表といたしまして債務負担行為の補正、後ほど、この第２表によりまして御説明申し上げます。

それでは、36、37ページをお開き願いたいと思います。負担金でございますが、この負担金につきましては、都市計画道路３・４・８号線、これはモノレール路線でございますけれども、無電柱化を図っております。これに伴うＮＴＴの負担でございます。

それから38、39ページ、国庫補助金でございます。万願寺、それから豊田、西平山、通常部分につきましては、事業の確定に伴うものでございます。その中に万願寺と高幡に昭和62年度無利子貸付金償還分というのがございます。これは62年にＮＴＴ債を借りて５年据え置き、10年返還で払うことになっておりましたけれども、これが一括で支払う、その支払うものを国の補助金の対応にしていただくということでございます。

次に、40、41ページでございます。都補助金でございます。これにつきましては、補助事業の確定に伴うものでございます。

次に、42、43ページでございます。一般会計の繰入金でございますが、これも事業量の確定に伴う補正でございます。

次に、44、45ページ、繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

46、47ページでございます。歳出でございます。一般管理費でございますけれども、３．まちづくり計画地区調査経費でございますけれども、これは契約残でございます。

次に、48、49ページをお開き願いたいと思います。万願寺区画整理費の中で、説明欄の４．区画整理事業費でございますけれども、区画整理事業業務委託料、これは東京都新都市建設公社に委託をするものでございます。

それから埋蔵文化財調査でございますが、これは新たに3,000平方メートルを調査を

する費用でございます。

22節の建物移転補償料でございます。大幅な減額になっておりますけれども、当初、79棟を移転する予定でございましたけれども、見込みとしては64棟ということで減額をさせていただいたものでございます。

次に、高幡区画整理費でございます。4の区画整理事業費の中で、一番最下段でございますけれども、高幡地区ガス管布設に伴う負担金というのがございます。これは高幡の道路築造とあわせましてガス管を布設しております。そのガス管の東京ガスと負担協定がここで調いましたので、それに基づいて今年度分、負担をするものでございます。総事業費に対しまして市の負担が23%の負担率になっております。

次に、50、51ページでございます。豊田南区画整理でございます。4.の区画整理事業費でございます。13節、区画整理事業業務委託料、これは新都市建設公社に委託するものでございまして、2棟分、当初より多くなりますので、2棟分を追加補正させていただくものでございます。

次に、万願寺第二、それから次のページの東町につきましては、換地業務が——換地の作業中でございます。したがって、それらに執行残という形の経費等の残を減額させていただくものでございます。

次に、西平山区画整理でございます。説明欄の4.区画整理事業費でございます。13節、区画整理事業業務委託料でございますけれども、これは1億2,000万円の増額になっております。これは国の第3次補正の中で、平山の区画整理事業の中で対応していくということでございます。内容といたしましては、西平山につきましては、今、換地の業務をやっております。換地業務にかかわる事業を公社に委託をする方向で3次補正の対応をするということでございます。

続きまして、54、55ページでございます。公債費でございます。先ほど歳入で御説明申し上げました62年度の無利子貸付金につきまして、ここで一括で返済をする、償還をするというものでございます。

続きまして、31ページにお戻り願いたいと思います。債務負担行為の補正でございます。まず、一番上の方の万願寺土地区画整理事業に伴う街路築造工事でございます。これは国庫債務負担に伴う工事の早期発注のための債務負担でございます。工事件名で3本予定しております。

それから、その下の高幡土地区画整理事業業務委託料、それから水道施設の整備事業につきましては、高幡土地区画整理事業の事業計画の変更がございましたので、これに

整合させるためのものでございます。

なお、豊田につきましても、平成４年の１月27日に豊田南の区画整理事業の事業計画の変更を行っております。これに整合させるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第14号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時55分　休憩

午後５時35分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第15号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件

を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第15号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）。

本議案は、平成５年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億9,779万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を91億1,614万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第15号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号につきまして、御説明申し上げます。

事項別明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

66ページ、67ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。歳入のうち国庫補助金につきましては、事業の確定に伴うものでございますが、３目の水洗便所設置費国庫補助金、これは本年度新しく１件が該当するものでございまして、その３分の１、補助金をいただくということでございます。都補助金につきましては、事業の確定に伴うものでございます。

次に、一般会計繰入金でございます。主に補助事業を対象といたしましたので、そういう関係で一般会計の繰入金を減額をさせていただくものでございます。

雑入でございますが、これは消費税の還付金でございます。

市債につきましては、記載のとおりでございます。

次に、歳出でございます。72ページ、73ページをお開き願いたいと思います。

この中の管理費、２目の維持費でございます。19節の流域下水道維持管理費負担金でございますが、これは東京都に支払うものでございまして、当初の見積もり、要するに不明水の部分がふえたということで、負担が増額したものでございます。

次に、建設費でございます。公共下水道費のうち、説明欄の方で申し上げます。まず13節、南平西排水樋管の委託料でございますけれども、これは建設省との協議の中で調査区域が縮小されたものでございます。そのための減額でございます。

次に、15節、工事請負費でございますが、２億6,000万の減額となっております。こ

れは一部、三沢地域のどこで、現在、水路の下へ特殊な工法で管を入れる計画をいたしておりました。それが隣接する地主さんの方で用地の提供をしていただくことになりましたので、この部分、用地の買収を含めまして、翌年度に繰り越しした。それから、その他は、区画整理の組合施行の箇所が当初、予定していた部分が減額となったものでございます。

次に、19節の負担金でございますが、これは平山六丁目の西側の方でございますけれども、八王子の管を使わせていただく、その部分の負担金でございます。

次に、74ページ、75ページをお開き願いたいと思いますけれども、これは東京都の方へ負担する、要するに流域下水建設費にかかわる負担額の確定に伴うものでございます。

続きまして、61ページに戻っていただきたいと思います。繰越明許費でございます。これは議案の第１号で御説明いたしました工事でございます。今年度契約をいたしまして、翌年度から着工をする、これに基づく繰越明許費でございます。

次に、62ページでございます。地方債の補正でございます。限度額の補正をするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第15号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第16号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号。

本議案は、平成５年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第３号であります。

補正予定額は、収益的収入に6,471万5,000円を追加し、収益的支出に１億718万7,000円を追加するものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは、議案第16号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号について、御説明申し上げます。

まず、79ページをお開き願いたいと思います。

総則第１条は省略いたしまして、第２条につきましては、収入の中で医業収益が昨年の10月いっぱいの実績と、１月、２月、３月の診療見込み等を勘案いたしまして、24億9,953万5,000円、平成４年度の決算に比較して７％の増を見込んだところでございます。

また、第２項の医業外でございますけれども、一般会計からの補助金が3,636万ということでございます。

支出でございますけれども、１億718万7,000円、内容的には84ページ、85ページを御参照していただくわけでございますけれども、主なものは、退職金が7,883万2,000円を計上しました。その結果、赤字予算は4,247万1,000円計上しているところであります。この当該補てんの内容でございますけれども、現在、退職積立金、4,825万5,000円積み立てておりますので、９月の剰余金処分決算で処分する予定でございます。

次のページをお開き願います。80ページ、81ページをごらんください。80ページの第３条でございますけれども、先ほど一般会計からの補助金をいただく限度額を補正するものでございます。

第４条につきましては、診療材料費、薬品等が不足するゆえの、その限度額を計上したものでございます。

次の81ページ以降は、ただいま申し上げました内容が記載されておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結

いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第16号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第17号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）。

本議案は、平成５年度日野市の受託水道事業特別会計補正予算第２号であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ5,191万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億8,110万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（土方重男君）　議案17号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号について、御説明申し上げます。

事項別明細書で説明させていただきます。

96、97ページをお開きいただきたいと思います。都支出金でございますが、１目の水道事業委託金につきましては、歳入につきましての補正予算減でございます。4,551万4,000円でございます。

続きまして、諸収入、２番でございますが、下水道使用料の徴収事務委託金でござい

ますが、年度末精算金として減でございます。639万8,000円でございます。

続きまして、歳出につきまして、次のページの98ページ、99ページをお開きいただきたいと思います。歳出の受託水道事業でございますが、１目の浄水費でございますが、15節、工事請負費の減額でございますが、290万の減額がございますが、これにつきましては、多摩平七丁目の23番地先のＪＲ中央線上の導水管の塗装工事を予定しておりましたが、実施に当たりまして再協議いたしましたところ、この当初予算では停電等の諸費用がかかるということになりまして、これにつきまして本年度は施行不可能となりました。したがいまして、都の水道局と協議いたしましたところ、延期することとなりましたので、この290万の減額と、その他契約差金でございます。

２目につきましては、15節の工事請負費でございますが、契約差金でございます。

続きまして、第３目の給水費、それから４の受託事業費、５の業務費につきましては、人件費等でございますので、省略させていただきます。

２款の建設改良費でございますが、１目の水道改良費でございますが、15節で、工事請負費の2,909万3,000円でございますが、この金額につきましては、土地区画整理事業の組合施行によります四ッ谷前の土地区画整理事業内、並びに南平土地区画整理事業内の街路地区工事が予定されておりまして、これに伴いまして排水管の新設を計画いたしておりましたが、両事業とも未施行となりましたので、これを減額ということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第17号、平成５年度

日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成５年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第18号、平成５年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号。

本議案は、平成５年度日野市の老人保健特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億1,104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億7,146万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　平成５年度の日野市老人保健特別会計補正予算第１号について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、医療給付費の当初見込みが相当余るということで、補正をお願いするものでございます。

事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

110ページ、112ページ、114ページでございます。

支払い基金の交付金、あるいは国の負担金、都の負担金、一般会計の繰入金、それぞれ負担割合に応じた歳出に見合った歳入でございます。

それから116ページでございます。雑入でございます。第三者の納付金でございます。これにつきましては、交通事故によるところの求償額、あるいは公害健康被害補償の求償額、合わせまして14件でございます。返納金につきましては、医療機関の過誤請求によるものでございます。６件でございます。

118ページでございます。歳出でございます。医療給付費でございますが、これはいわゆる歩合公費負担となっております老人保健福祉施設の療養費等の医療費の増加によるもので、当初見込みに対しまして不足額の生じる恐れがありますので、計上するものでございます。

120ページでございます。これにつきましては、一般会計への繰出金でございまして、前年度の繰り越し分、あるいは過年度収入分でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第18号、平成５年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、平成６年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第19号、平成６年度日野市一般会計予算、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の一般会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は、426億1,250万6,000円で、前年度に比較して13億3,321万5,000円、３％の減となっております。

歳入は、市税が66.6％を占め、次いで都支出金、国庫支出金、繰入金等で構成されており、一方、歳出を見ますと、民生費が27％、土木費が20.1％、教育費が14.5％、総務費が13.3％の順となっております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　説明に入ります前に、訂正をお願いしたいと思います。お手元に正誤表が２枚、配られておるかと思いますが、一般会計におきまして１カ所、特別会計におきまして３カ所のミスプリがございました。おわびして訂正をお願いいた

します。

それでは、議案第19号、平成６年度日野市一般会計予算について御説明申し上げます。

まず、条文でございますが、第１条の歳入歳出総額は、ただいま市長が申し上げたとおりでございます。

第２条、第３条の債務負担行為、地方債につきましては、別表に定めるところでございます。

第４条の一時借入金でございますが、例年のとおり50億円と定めるものでございます。

なお、第５条の歳出予算の流用でございますが、これは人件費につきまして、流用をお認めいただくものでございます。

次に、２ページ、３ページに移らせていただきます。まず第１表の歳入歳出予算でございますが、平成６年度から電子計算機による予算編成を導入いたしましたので、款、項の頭にあります数字が、これまでと変わっております。これはコンピュータの記憶装置を固定させるために、今後の新規分についての挿入スペースを確保するために、間隔をあけておるものでございます。よろしく御理解お願いいたします。

次に、６ページ、７ページに移らせていただきます。

６ページの債務負担行為でございますが、６年度といたしましては下田団地市営住宅の建て替えを行うことになっております。６年と７年にまたがるということで、３億7,521万8,000円を債務負担するものでございます。

７ページの方の地方債でございますが、地方債につきましては、７事業について起債を起こすものでございます。

続きまして９ページに移らせていただきます。９ページには、事項別明細書の総括がございますが、ここで本年度予算と前年度予算との比較で、減額になっておる表示でございますが、これまでは減額につきましては、三角の表示をしておりますが、やはりコンピュータによりますからマイナスという記号を今後、記憶させていただきますので、よろしく御了承お願いいたします。

次に、10ページ、11ページの歳入について。まず、市税でございますけれども、市税につきましては、前年比1.2％の増でございます。

なお、内訳の市民税につきましては、個人がマイナスの1.1％、法人につきましては、マイナスの6.0というような状況でございます。

一方、固定資産税につきましては、土地の評価替え等もございまして6.2％の増となっております。

なお、税の中で特に市民税につきましては、平成６年度、大型減税が見込まれておりますが、まだ詳細が決まっておりません。今後の税制改正によるわけでございますけれども、その分は見込んで使えませんので、よろしくお願いいたします。

次に、14ページ、15ページでございますけれども、都市計画税でございます。前年比5.3％の増を見てございます。

次に、16、17、18、19、20、21のそれぞれについては、省略させていただきます。

22、23の分担金、負担金でございますけれども、節の15の老人措置費負担金の中で、栄町サービスセンターが新たにできましたことで、負担金の項目がふえてきております。

次に、36、37ページに移らせていただきます。左側の12目、労働費国庫補助金でございますけれども、中小企業勤労者総合福祉推進事業費、それまでの勤労者互助会の業務を勤労者福祉サービスセンターに置きかえるというようなことで、国の補助金を見込んでございます。

それから、下段に下田市営住宅建て替えの国庫補助金を見込んでございます。

次に、46ページ、47ページでございます。都の支出金に入りますが、民生費の都の補助金でございます。心身障害者福祉費補助金の中で、日野青い鳥作業所、日野第二青い鳥作業所、それから（仮称）第二たんぽぽの家につきましては、新年度から挿入されてきたものでございます。

次に、50ページ、51ページでございますが、右側説明欄の中ほどに栄町サービスセンター事業費がございます。これは国庫補助金と同様、東京都の補助金でございます。

次に、58ページ、59ページに移らせていただきます。土木費の都の補助金でございますが、右側の説明欄、中段より下で20の湧水対策費補助金でございますが、雨水地下浸透施設設置事業費ということで、浸透ます300個分の２分の１の補助金を見込んでございます。

68、69ページに移らせていただきますが、繰入金でございます。基金の取り崩しにつきましては、財政調整基金を４億円、公共施設建設基金を12億、それから職員退職手当基金を４億、本年度取り崩させていただこうとしておるものでございます。

次が、74ページ、75ページでございます。諸収入でございますが、中段で収益事業収入、競輪、競艇事業収入でございますが、ここ３年ほど売り上げが落ちているという中では、前年に比較いたしまして38.7％の減でございます。

76、77ページでございますが、市債でございます。土木債といたしまして、長沼橋架替事業費以下５件について起債をいたしますほか、消防債の緊急通信システム、それか

ら教育債として旭が丘小学校の外壁改修について起債を起こすものでございます。

78ページ、79ページに移らせていただきますが、ここからは歳出でございます。

まず、議会費でございますが、特に申し上げることはございませんが、歳出につきましては、各款項目に職員の人件費が分かれて計上してございます。一般職の給与について説明いたしますと、給料につきましては、前年比3.6%の増でございます。また、職員手当につきましては、前年比９%の増、共済費については5.8%の増となっておりまして、全体としては6.2%、６億3,528万円を一般職給与費の増となっております。

以下、歳出について、かなりの項目がございますが、主な点について説明させていただきます。

98、99ページに移らせていただきます。総務費の中の企画調整費でございますが、右側説明欄に、行財政推進委員会の報酬がございます。効率的な行財政運営について検討していただく委員会を予定しておるものでございます。

次に、100ページ、101ページでございますが、右側の説明欄中ほどに２で、日野市企業公社法人化事務経費、3,050万がございます。企業公社を株式会社にする経費でございます。

次に、138、139ページに移らせていただきますが、民生費でございます。中ほどに（仮称）第二たんぽぽの家補助金がございますが、これは新規でございます。

それから最下欄に島田療育センター送迎費補助金、これは送迎車を購入の補助でございます。

次に、152、153ページでございます。老人福祉施設費でございますが、説明欄中ほどの８、栄町高齢者在宅サービスセンター経費でございますが、平成５年度に完成いたしましたものが６年度からオープンするというようなことでの１年間の管理運営経費でございます。

164、165に移らせていただきます。社会福祉費のレクリェーション費でございますが、右側説明欄に保養施設経費として、これまでの沼津の「海の家」に続きまして、日本海側の佐渡・両津の「海の家」を、事業を行いたいということで計上してございます。

188、189ページに飛ばさせていただきますが、衛生費の中の健康管理費、説明欄下欄になりますが、下から２行目、喉頭がん検診委託料でございます。がん検診については、胃がん、子宮がん、それぞれございますが、喉頭がんとして新規に計上させていただきました。

202ページ、203ページをお願いします。清掃費の清掃総務費、右側説明欄の上段の部

分で、一般廃棄物処理基本計画策定委託料がございます。これは新条例によりまして新しく廃棄物処理の基本計画を策定するものでございます。また、その下にフロンガスの回収事業とございますが、フロンガスの回収装置として180万の機械を購入するものでございます。

次に、210ページ、211ページでございますが、労働費の労働諸費、勤労者福祉対策費でございます。右側説明欄に、勤労者福祉サービスセンター補助金がございます。これは国及び都の補助を受けまして勤労者互助会の組織がえを行うものでございます。

222ページ、223ページでございますが、土木費でございます。土木総務費で、負担金補助交付金の中で、長沼橋架替に伴う負担金でございますが、これは５年度までの負担金が１年繰り延べになった分を5,571万円計上するものでございます。

次に、228、229ページでございます。交通安全対策費でございますが、右側の説明欄で、19. 負担金、補助の欄ですが、説明の中では、日野交通安全協会負担金ですが、これまで１人当たり18円であったものを25円にアップいたしております。

次に、230ページ、231ページでございます。同じく交通安全対策費でございますが、説明欄の５番に、（仮称）百草園駅南第１駐輪場用地借上料ということで、駐輪場の設置見込み、103台分を予定しておるものでございます。

次に、232、233でございますが、河川総務費の中の説明欄の一番下で、４の雨水地下浸透施設設置補助金でございますが、これは歳入でも御説明申し上げました浸透ます300個の補助金を計上させていただきます。

次に、242、243ページでございます。公園整備費でございますが、説明欄上段部分で、工事請負費300万、（仮称）新町二丁目公園整備でございます。311平方メートルの土地についての整備をいたすものでございます。

次に、248、249ページでございますが、住宅建設費の中で、下田団地市営住宅建て替え工事でございます。現在、15戸の市営住宅を、６年、７年の２カ年で27戸に建て替えるものでございます。

次に、266ページ、267ページに移らせていただきます。教育費でございますが、そのうち教育指導費の中で、説明欄中ほどの６番に、日野戦後教育史編さん事業経費がございます。これは、戦後50年を迎えようとしておることから、市史といいますか、教育史の編さん準備として100万円を計上いたしたところでございます。

280ページ、281ページでございます。小学校の建設費でございます。右側説明欄に、第三小学校屋内運動場大規模改造及び増築、第四小学校校舎大規模改造、滝合小学校屋

内運動場大規模改造及び増築、旭が丘小学校外壁改修工事、それぞれの事業費について計上してございます。

312ページ、313ページに移らせていただきます。社会教育費の中の博物館費でございますが、説明欄上段、5番、企画展「清流となりわい」関係経費がございます。毎年行っております企画展の中で、平成6年度は「清流となりわい」を予定しておるものでございます。

316ページ、317ページでございますが、公民館費でございますが、右側、説明欄中段に、10番、移動公民館事業経費がございます。公民館事業を移動して行おうという新規のものでございます。

次に、330ページ、331ページでございます。体育費の体育館費でございますが、懸案となっております体育館建設につきまして検討委員会を持つという費用が計上してございます。

332、333につきましては、公債費でございます。

334、335につきましては、諸支出金のうち主に開発公社の助成金が5億8,709万2,000円、それに貸付金が5,000万でございます。

最後の予備費でございますが、大きなマイナスになっておりますが、これは市長選の関係での予備費の計上の仕方で変わってきております。

なお、次ページ以降の付属資料については省略させていただきます。

雑駁でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　何点か、質問させてください。

153ページの浅川苑サービスセンター事業運営費です。これ、新規に入りました栄町高齢者住宅サービスセンターの管理運営委託料の件でありますが、この部分の浅川サービスセンターには、現在、何人ぐらい入浴サービスとか、この事業費が行っておるのか。そして、また栄町の高齢者サービスセンターの管理運営費の中にも当然、今度は入浴サービスが入ってくると思いますが、現在、1カ月一遍ぐらいの入浴サービスであるという中で、今後、この栄町の高齢者住宅サービスセンターができまして、今度は寝たきりのお年寄りに対する入浴サービスをどの程度今考えておるのか、このあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

そして、229ページの日野市交通安全協会負担金、これはたしか18円を25円に上げていただいたわけですが、資料は日野市の中に来ております。その中で、私はあえてこれ

らの問題を取り上げさせていただいておるのは、やはり先日、程久保の団地で放火で幼い命が２人亡くなってしまった、こういう中では、もしあそこへ駐車場が、道路上の路上駐車等がなければ、この子たちの命を取りとめることができたんじゃないかということを感じたときに、もっと日野市は交通安全、こういうものに協力しながら、そして路上駐車等の撤去を盛んに進めるべきではないか、そのように感じております。

そして、捜査のことを言ってはいけないんですけれども、捜査の方法も日野市じゃなかなかこれを取り上げて、これらの問題解決ということは、日野市の職員ではなかなか難しい部分もありまして、これは捜査一課から来て１カ月近く捜査に当たった、10人ぐらい当たったわけであります。そういう中の負担というのは、みんな警察の署長の自腹を切ってやるような部分がありますので、やはりこういう負担金、こういうものに対しては三多摩で下から数えて真ん中ぐらいになったんですが、平均しますと100円ぐらいは出しておるんです、平均したら100円ぐらいです、これ。そういう中から、ぜひ、まあ18円が25円、７円も上げていただいたわけですから、多少上げていただいて私も大変感謝しておるわけですが、そういう、まだまだ警察の啓蒙運動、こういうものに対してはもっと積極的に協力すべきである、私はこのように思うわけであります。そういう中で、ぜひこの18円から25円に上がった、そしてまたもろもろの警察で事業をしておりますが、こういう問題もぜひ考えていただければということを感じております。

そしてもう１点は、317ページの公民館事業という形の中で、なかなか暗礁に乗り上げていて前に進まない部分があります。そして今回は移動公民館事業経費というものが入ってきておるわけでありますが、ここにはそういう問題で出ておりますのは、50万入っておりますが、この公社へまた借り上げてする事業内容は、どういうものを企画しておるのか、このあたりを教えてください。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　153ページの浅川苑サービスセンターの管理運営、あるいは栄町の高齢者住宅サービスの管理運営でございます。これにつきましては、入浴サービスでございますけれども、一日５人、一人月２回ということでございます。

また、入浴サービスにつきましては、そのほかに立川にございます至誠老人ホームに一日２人ということで、やはりこれらの人たちも月に２回ということで利用しております。

また、そのほかにいわゆる送迎用の車にも乗れないような方については、在宅で入浴できるように巡回による入浴サービスを行っております。これについても月２回という

ことで、大体15名ほど今回の予算にも計上させていただいたところでございます。

以上でございます。（「栄町、入浴」と呼ぶ者あり）

入浴につきまして、浅川苑と同じように１日５名、１人月２回ということでございます。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　交通安全協会に対する補助金につきましては、25円にアップということで対応したわけであります。もちろんこの金額は十分であるということには思ってはおりませんが、現在やはり補助事業の場合は、それぞれの事業と勘案しながら決めていくわけであります。特に、この設立経過が、多摩、稲城と３市で共同して交通安全協会をつくっていた経過がありまして、この３市はある程度、歩調をそろえる必要もあろうかと思います。今、多摩市、稲城市、それぞれ１人当たり23円という形で決められております。昨今の財政状況の中で、この25円にしたということは、これが現在のところでは精いっぱいということになろうかと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（谷　正幸君）　社会教育の中の移動公民館の事業でございますが、これまで分館の設置等につきましては、請願でも、あるいは一般質問の中でもたくさん要望いただいているわけでございますが、分館の設置がすぐに可能なわけではございませんので、できる限り分館の事業の役割を果たしていきたいというようなことを考えまして、主に学校の空き教室等を中心にいたしまして、中央公民館から離れた地区に移動をして事業を進めたいというようなことでございます。

事業の内容につきましては、まだ決めておりませんが、通常、公民館でやっております事業を出張してやるというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　再質問させていただきます。

入浴サービスの件につきましては、今回、栄町の在宅サービス事業が始まって、そして私はもう少しこの入浴のサービスをふやしていただけるのかということが、感じたわけであります。事業費もふえていることであるし、週２回より週３回、また４回という形でやっていただいた方が、本当に大変私は体の血行がよくなるし、いいと思っておりましたもので、できることであるならば、週２回よりも二、三回ぐらいふやしていただ

けないかということを強く感じたわけであります。できるだけ努力していただきまして、この入浴サービスの件につきましては、やっていただきたい、このように思います。

以上です。結構です。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　何点か、お伺いをしたいと思います。

まず１点目は、143ページの老人委託措置費なんですが、それぞれ養護老人ホーム関係、人数と予算が示されております。昨年度の予算の１人当たりの金額が、養護老人ホームだと201万、その次が300万、その次が317万ということで、ことしは、これ人数割りしますと210万、314万、それから340万というような、こういう形で、かなりアップしてきている状況なんです。当然、この老人対策と高齢化対策といいましょうか、こういう類の対策は、これからもさらに要求されますし、また行っていかなければならないんですが、こういった水準でどんどんふえていきますと、この分野だけでも大変な負担になってくるわけなんですが、そのあたりはどのような形で見込まれているのか。決して悪いとか何とかということではなくて、やはり限られた財源の中でトータル的な財政運営をしていくというようなことになってきたときに、これ一つ見ても相当な財源を食っているわけなんですが、そのあたりの見込みをどのような形で考えておられるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次が、201ページでございます。資源回収事業経費、リサイクルの関係なんですが、⑧の資源回収奨励費、この中には、今、キロ当たり８円の補助が行われておりますが、この８円の補助を見直しているのか、いないのか、その内容をちょっと確認をさせていただきたいのと、それから12月議会だったと思いますが、私が一般質問の中で要望した中で、今、御存じのとおり廃品回収事業が事業として成り立たないような状況になっている、したがって、新聞等はほとんどゼロ円、廃品回収してもです、回収団体が行ってもゼロ円、それから雑誌等については逆にキロ当たり３円ぐらいの持ち出しになっているという状況が続いております。そうしますと、他市なんかの例を見ますと、それぞれ補助費は違うんですが、事業者に何らかの形で補助をする方法をとっているところと、それから各団体に奨励費という形のものを少しアップして、それで帳じりを合わせている等、いろんな対策をとられているようなんですけれども、そのことについて、という認識をされてこの予算が組み立てられているのかどうか、それをちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

231ページです。放置自転車の移動委託料の項目がございます。百草の方に新たな駐

輪場の設置をするということは、これは大変結構なことなんですが、昨年の１年間のいろんな皆さんからの一般質問の中にもありますように、また各駅の周辺を見ても、この放置自転車の問題が大変大きな問題になっているという実態がございます。ところが、私の見間違いでなければ、平成５年度の移動委託料が700万を若干超えていた状態の中で、今年度は654万と、減っているわけです。財政厳しい折ということは十分、承知はしておりますけれども、なにか特別な背景、理由があって減らしたのか。むしろこの問題は、たとえ厳しい財政の中でも、より予算をつけて駅周辺の放置自転車対策というのをやらなければならない、そういう実態にあると思うんですが、これがこういう予算になったのはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

327ページの市民グラウンド費に関係してなんですが、⑮のところにグラウンド整備工事ということで929万6,000円の予算が組み込まれております。この中には、これまでも何度かお願いをしていたんですが、陸上競技場の認定の問題（「公認」と呼ぶ者あり）公認です、ごめんなさい。公認の関係なんですが、この中に含まれているのかどうか、あるいはここでなければどっか別なところにそういう項目が入っているのかどうか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

以上、とりあえず。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　特別養護老人ホーム等の扶助費、いわゆる措置費でございますけれども、この財源内訳につきましては、法律によりまして、その負担割合が国が２分の１、それから経営する市町村が２分の１ということで負担割合が決まっております。したがいまして、その基本となる額が毎年、改定されているわけでございまして、その基本額から、いわゆる23ページにございます負担金、分担金の中で、それぞれ本人の負担分、あるいは保護者の負担分、ございます。このいわゆる利用料を引いた残りの２分の１が国の負担金、また残りの２分の１が市町村ということで決まっておりますので、したがいまして、その負担割合は変わることはないと思いますけれども、年々、物価等の上昇によっておのずから基本額は変わってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　２点目の資源回収奨励費の関係でございます。確かに12月の議会で一般質問で議員さんから御質問ございまして、お答えいたしておりますとおり、最近におきますところの資源物の価格といいましょうか、市場価格が大変下落をしてい

る。特に雑誌類につきましては、もうコストぎりぎりの線である、こういうような業者からの送り文を聞いているところでございます。他市の状況を見ますと、数市では、雑誌類についてキロ当たりなにがしかの助成を業者の方へ出している、こういうような事例も見受けるところでございますが、私どもいろいろ検討したところでは、現段階では、まだ現在の段階では、経済のルートで何とか乗っているということが情報として入っておりますし、また、ある特定の業者といいましょうか、業種に補助金を出すということになりますと、これまた一般的な状況から見ましても多少の問題も残ろうということから、現在、それらの他市の状況も含めて検討いたしているところでございます。それらをフォローできないかどうか、つまり私たちがリサイクル事業をすることによって、資源回収業者が赤字になるということではいけないわけでございますから、やはりそういう資源回収業者の育成ということと、それからその資源回収業務を圧迫するような事業を行うことはできませんので、それらのことも整合性をとりながら、また日野市リサイクル事業を共同組合という、資源回収業者が共同組合をつくりまして、私どもの事業に協力をしていただいております。そういう中で、今後トータル的な事業の育成をしていかなければならぬのか、こんなようなことで現在は検討しているところでございまして、6年度の予算では、ただいま議員さんの御質問にございました、何といいましょうか、配慮、こういうものはしてございません。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　放置自転車の委託料の予算減の件であります。確かにこの放置自転車委託料だけで約50万の減ということになっております。これは例年、日通へ委託してやる事業で、頻繁にやるわけですけれども、いろいろ事前の手続きその他で消化し切れない部分が毎年、若干出ております。そこで、当初予算でこの分を当初から節減する形で、前年度から若干の減額をしたものであります。総体の事業の中で支障のないように対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（谷　正幸君）　グラウンドの公認の件でございますが、この予算につきましては、公認の取得する費用は含まれておりません。今までも公認に対しましては愛好者等から要望のあるところでございますが、まだグラウンドの使用状況から見ましても、ちょっとグラウンドの公認を得るにはまだ早いかなというような感じを受けてい

るところでございます。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

1点目の浅川苑の関係なんですが、浅川苑でなくて老人委託措置費の関係なんですが、確かにその半々を負担するということの決まりはわかるんですけれども、国から半分もらえるからとか、半分でいいから幾らかかってもいいんだ、まあそうは言いませんでしたけれども、そういう感覚で、福祉事業だから幾らかけてもいいんだというもんではないと思うんです。ですから、何らかの工夫をしながら最高のサービスをする、そういう精神でいかないと、いいことをやるんだから幾ら予算がかかってもいいというもんではないと思います。そういうつもりで言ってないにしても、やっぱりそういう傾向がありますので、もう一つ工夫をすべきではないかという意味合いを含めて問題提起させていただきましたので、これはまた一般会計の中でもいろんな論議がされるかと思いますので、これは要望しておきたいというふうに思います。

2番目のリサイクルに関係してなんですけれども、実態はわかりました。今、現に何とかなっているというようなニュアンスでお答えいただきましたけれども、実際にはほとんどなっていないと思うんです。ですから、他市がいろんな形で奨励費を上積みしたり、業者に対しての補てんをするとかという、補助をするとかいう、そういう対策をとっていると思うんです。前回もそうだったんですが、特定の業者に対して補助をする云々ということが問題だという言い方をよくするんですが、今、ごみ問題というのは大変大きな社会問題であって、その特定の業者云々という考え方以前に、いかにして今、日野市はごみを減量するか、3分の1ぐらいを減量しなきゃいかぬということの実態のときに、そんなことを言ってる場合じゃないんじゃないか。総力を上げて、その目標が達成できる方法を見出すべきであって、形にこだわっているときではないんではないかと思いますので、これもあえて答弁は要りませんけれども、審議をされるときに、その辺も含めてお願いできればというふうに思います。

3点目の、放置自転車の関係でございます。50万の予算減、支障ないように努力をしたい、こう言われました。もちろんそうなんでしょうけれども、なにか具体的に支障なくできるような方法を見出した結果なのか。今までの予算をかけて、今までの方法でやっていても、あれだけ問題になっているわけです。ですから本来だったら相当の積み増ししてももっともっと強化をしなければならない分野だと思うんですが、支障のないように努力をしたいという、その方法論を何か考えておられるんであれば、これはちょっと、

もう一回、答弁をいただきたいというふうに思います。

最後の、陸上競技場の問題なんですが、社会教育部長、１回１回、なにか答弁の仕方が微妙に違うんですが、本当に今、まだ時期尚早なんですか。本当に利用者はそれを望んでいないんですか。私は前回にも一般質問の中で申し上げたように、あれだけのスペースを確保しているにもかかわらず、あの場所で中学生なり高校生が記録を取ろうとしても参考記録にしかならない。ああいう場所は、どこでも広場があればいいという問題じゃなくて、せっかくあそこまで金かけて、場所を確保したんですから、本当は1,000万もかけないでできるんですから、もっと別なことに原因がある。機会があればもっと突っ込んで話をしてもいいんですが、その努力をまつということで私は余り言うことができませんけれども、この件についてもう一回、答弁いただきたいと思います。

以上。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　放置自転車の対策につきましては、大きな流れでは自転車基本法がここで改正になりましたので、その流れを受けて我が市の自転車条例の改正を踏まえて検討を詰めていきたいと思っているところです。

この具体的な減額対策につきましては、今、主幹課の方へ高幡不動駅周辺自転車対策移動委託というのが、この下にあるわけですが、いま現在は高幡不動駅の主に駅広周辺の指導、誘導委託という形で環境保全の方へ委託しているわけですけれども、これは朝のうち、朝７時半から始めているわけですけれども、午後の部分、つまり朝の部分の指導、誘導、通勤・通学時間帯以外は、既存の自転車駐輪場の整理その他に携わってもらっております。

駅周辺の、特に点字ブロックの上に放置しているものであるとか、あるいはバス停の奥屋の下に置いてあるものだとか、そういうようなものに限って、この高幡不動の指導、誘導委託をしている部分を、多少そちらの方に、ほかの駅のそういう特に問題が多い、支障の、安全対策に必要なものに振り分けられないかどうか、それを検討する中で若干の調整ができるんじゃないか、そういうような考え方を持っております。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（谷　正幸君）　グラウンドの公認につきましては、この前、一般質問をいただきましたときにも、器具の整備等のほかに大会を運営するスタッフの問題もございまして、その辺の問題がありますということをお答え申し上げたんですが、グラウンドの運営につきまして、若干まだその辺の不安もございますし、今、あの陸上競技場

で、陸上競技連盟の方で主催あるいは委託を受けてやっている競技につきましては、市民陸上競技大会、これにつきましても、市内の小中学生あるいは高校生、そして一般の参加は全く少ないわけで、主に中学校あるいは高等学校の記録会的な競技会になっているわけでございますが、そうしたことから公認が得られればこれ以上のことはないわけですが、現状ではそういう不安もありますし、大会の内容につきましても、公認が、記録を得る必要性といいますか、そういうものも若干考えなきゃなりませんので、何が何でもここで公認をとらなければというふうなことは、今なかなかないわけでございまして、将来的にはもっともっと陸上競技の関係が隆盛になりまして盛んになり、そうした優秀な選手もどんどん出てくるようなことになりますれば、当然、公認の問題も出てくると思います。今後の一つの課題にさせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

放置自転車の方は、ぜひそういった運営の中で、いま現在も非常に問題になっています。特に豊田の北、南とも、本当にいつ見ても大変な状況です。特にあそこには光の家だとか、目の不自由な人が特に利用するところでもありますので、豊田だけじゃないんですが、抜本対策をやっていただきたいと思います。

それから、グラウンドの件なんですが、これはまた別な機会でいろいろ問題提起をさせていただきたいと思いますが、大分、認識がずれているような感じがいたしますので、これはまた別途、提起させていただきます。

もう１点、ちょっと戻りまして恐縮なんですが、119ページに、選挙管理委員会の関係で、予算とは直接関係ないんですが、この管理委員会の権限の絡みをちょっと質問させていただきたいんです。

実は、今回の市議選の前に、「公民館の建設を進める会」というのがありまして、ここが自主的にサークル活動の中で、市議会に立候補する予定の人たちにアンケートを求めたんです。皆さんの中にも多分、回答された方が二十数名おりますので。ところが、これをそのサークル仲間の人たちに配布をしようということで選管の方に確認をしたら、選管の方は、ちょっと上部というか、上の方の人に確認をしたいのでということでストップがかかりまして、その結論が（「選管事務局がいるところでやれよ」と呼ぶ者あり）――そういうことで、結果的にはストップをされてしまった。選挙が終わってから配布をしてください、そういうことでした。これは果たしてそういう権限があるのかないのか、選挙告示前です、これは18日のことですから。そういう相談をどなたか受けておら

れるのかどうか、その確認だけをちょっとここでさせていただきたいんですが。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　ただいまのお尋ねの件でございますけれども、議員さんもおっしゃっておりましたように、選挙管理委員会の所管でございますので、事務局長は今ちょっと不在になっておりますので、大変恐縮でございますけれども、予算委員会の中でお答えをするようにいたしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ここにその関係者がいないのは十分承知なんですが、私が確認したかったのは、上部の人にそれを確認したいという、確認をとったということなんです。それが、その上部というのはどこなのか、市長だったのか、あるいは担当部長だったのか、どこかわかりませんけれども、そういう兼ね合いがあったのかどうかということを、ちょっと確認したかったんです。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　通常、判断できますのは、上部ということになりますと、東京都の選挙管理委員会ということだと思います。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　わかりました。これはまた別なルートで確認をさせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　簡単な問題ですから、ちょっと御質問をさせていただきます。私、特別会計の方なので、この際でないと質問の機会がないので。

まず、歳入の方の16ページ、地方剰余税の関係です。地方剰余税の中の消費剰余税ですか、という目があります。これが前年比約10％、昨年７億、ことし７億7,000万と出ていますね、約10％アップということですが、今、毎年、ひとつ百貨店の売り上げの前年比というのが毎月、毎月新聞に出てきますが、大体、全部、前年比マイナスという数字が出てくるわけです。ほかの消費もそんなに伸びは今の経済状況からいって見込めないわけです。何しろ制度が変わったんならとにかく、10％前年比アップの見積もりだということは、ちょっと見積もりが高過ぎるんではないかというような気がするわけですが、その辺について説明願いたいと思います。

その下の利子割交付金についてもそうです。今の経済状況からして、そんなに利子、利率が上がるとも考えられない。また、貯蓄量がふえるとも考えられない。その中で、

これは前年度５億7,400万について、プラス8,200万ですから、十数％のアップになっているわけです。その辺、どういう解釈でこういうことをしているのか、これについて聞きたいと思います。

いま一つ、これは歳出の方、さっき部長の説明の中に出てきました行財政推進委員会報酬、１万円掛ける８人掛ける３回という説明が出てきます。これは、きのう問題になった例の市民参加の要綱ですね、あれに基づくものなのかどうかということです、まず。

この３点、質問いたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

予算書の16、17ページの地方剰余税並びに利子割交付金につきましては、これは国または東京都が徴収いたすものでございます。収入といたすものでございます。その結果、それぞれの率で市町村に配分されるわけでございますが、やはり当初の予算では、前年の実績を参考にして計上させていただきました。

つまり、それぞれにつきましては、前年度、５年度の最終収入見込みを予定させていただいております。地方財政計画におきましても、消費剰余税並びに利子割交付金については増額になっております。社会のいろいろな変動で停滞あるいはマイナスになっておる点があろうかと思いますが、この２件については、やや持ち直してきているというのが、５年度の最終見込みでございます。

それから歳出の方の99ページの行財政推進委員会の件でございますが、これは行財政の運営につきまして、一応改善すべきところがあるかどうか、見直すべきことがあるかどうか、というようなことを検討していただくというような内容の委員会でございます。

○議長（福島盛之助君）　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　起債の方の地方剰余税ですか、それと利子割交付金については今の説明で了解しました。当初予算ですから、あるいはそういうことが言えるかもしれません。

三つ目の行財政推進委員会というの、これは恐らく新設される、今まで聞いたことがないから、委員会だと思うんですが、それがきのうの市民参加の要綱ですか、それに基づくものなのかどうかということを聞きたかったわけです。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　市民参加に関する要綱が制定されておりますが、これにつきましては、市民参加の方法として全部市民の会合、あるいは専門家、学識経験者

等、あるいは議員さん等が構成員になり、なおかつ市民がまた構成員に加わるというようなことの中では、できるだけその参加を広く求めたいということでございます。

御質問の中の、この行財政の委員会につきましては、新たに設けられるものでございます。ただ、その構成については決めておりませんけれども、市民が参加できるような委員会であれば、やはり要綱に基づきまして広く参加を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　きちんと説明してもらいたいんです。私が聞いたのは、いずれにしろ委員会を新設するとか何とかいう場合には、何かの根拠がないと新設できないわけですから、その根拠は、きのうの市民参加の要綱ですか、あれに基づいて新設されるのかどうか、それが聞きたかったわけです。

○議長（福島盛之助君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　御質問にあります要綱に基づいて新設するものではございません。これはほかにもございます体育館の検討委員会等につきましても、要綱に基づいてつくるということでなく、この新設する委員会に要綱の考え方が取り入れられればというような考えは持っておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　あれですか、私が聞きたいのは、そうすると、要綱でないにしても規則でもいいんですが、何か根拠がなくて任意に市長サイドでこういう委員会を設けることができるのかどうか。その辺、どうなんですか。

○議長（福島盛之助君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　いろいろな審議会、あるいは委員会等がございますけれども、条例に基づいて設置いたします審議会もございますし、それから、その要綱で設置いたします委員会等もございます。

したがいまして、この行財政推進委員会については、その行財政推進の委員会をつくる設置要綱を設けて、それで運営していきたいということでございます。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　では、これからそういう要綱をつくろうということですか。これはきのうの要綱とは別にです、そういうことですね。

○議長（福島盛之助君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　はい。この予算をお認めいただきました後、そういう

ような具体的な選考に入っていきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　　旗野行雄君。

○26番（旗野行雄君）　　その辺を私、ちょっと理解できないんです。予算をつけて、後で要綱を勝手につくる、これは順序が逆じゃないでしょうかね。それだけ言っておきます。

○議長（福島盛之助君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第19号、平成６年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第20号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成６年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第20号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算。

本議案は、平成６年度日野市の国民健康保険特別会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は53億9,373万7,000円であります。前年度に比較して２億9,999万3,000円、5.9％の増となっております。

議案第21号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算。

本議案は、平成６年度日野市の土地区画整理事業特別会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は、39億5,712万3,000円であります。前年度に比較して４億7,495万9,000円、10.7％の減となっております。

議案第22号、平成６年度日野市下水道事業特別会計予算。

本議案は、平成６年度日野市の下水道事業特別会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は83億2,851万5,000円であります。前年度に比較して７億2,083万4,000円、８％の減となっております。

議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算。

本議案は、平成６年度日野市立総合病院事業会計の予算であります。

収益的収入及び資本的収支の予定額は、39億8,474万円であります。前年度に比較して３億7,749万2,000円、10.5％の増となっております。

議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算。

本議案は、平成６年度日野市の受託水道事業特別会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は24億6,320万円であります。前年度に比較して３億610万円、14.2％の増となっております。

議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算。

本議案は、平成６年度日野市の老人保健特別会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は64億2,521万円であります。前年度に比較して４億6,478万4,000円、7.8％の増となっております。

議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算。

本議案は、平成６年度日野市の老人入院共済事業特別会計の予算であります。

歳入歳出予算の総額は5,173万1,000円であります。前年度に比較して602万6,000円、13.2％の増となっております。

以上、７議案の詳細につきましては担当部長にそれぞれ説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第20号、御説明申し上げます。

平成６年の総額は53億9,373万7,000円、前年に比較しまして5.9％の増というふうになっています。

それでは、６ページ以降で御説明申し上げます。まず歳入でございますけれども、国民健康保険税につきましては、17億9,768万7,000円ということでございます。保険税を算出するに当たりまして、所得の伸びは分離譲渡が見込めないということで16％ばかり減にしております。資産税の方は、資産の伸びにつきましては、評価替え等がございま

すので、7.8%の増、限度額は37万円ということで積算しております。したがいまして、一般被保険者の方は減額でございますけれども、前年対比では減っておりますけれども、退職被保険者につきましては、380人ばかり被保険者がふえております。したがいまして、これは増になっております。

次のページ、国庫支出金、10、11までは前年と内容は全く同じでございます。

12ページ、13ページの下欄に繰入金がございます。一般会計の繰入金、7億7,020万1,000円でございます。右の方の説明欄にもございますが、その他一般会計繰入金、いわゆるこれは国保事業の安定化を図るために市の一般会計から繰り入れていただいているのでございますが、1人当たり被保険者としては1万9,862円ということで予算が計上されております。そのほかは、前年実績を考慮して計上しております。

18ページ、19ページの歳出に移ります。まず、総務費でございますけれども、そのうちの一般管理費、前年度に比べまして960万ばかりふえておりますが、本年度は保険証の更新の年に当たります、2年に1度。したがいまして、印刷・製本等、それらの経費に増額になっております。

22、23ページをお開きいただきたいと思います。保険給付費でございます。これが大体、国保会計の92%ばかり占めておるわけでございますが、保険給付費総体では前年に比較しまして6.3%ふやしております。これは、医療費の増を見込んで計上してございます。

26、27ページ、老人保健拠出金でございます。これにつきましても、70歳以上の老人の拠出金でございますが、3.67%増、これにつきましても医療費の残が概算で算出しております。そのほかは、ほとんど前年と内容は同じでございます。

さらに30ページ、31ページ下欄に、予備費がございます。これにつきましては、前年度枠の300万を計上してございます。

以上、雑駁でございますが、御説明をおしまいにします。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第21号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

事項別明細書に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

歳入でございます。40ページ、お開き願いたいと思います。国庫補助金でございます。国庫補助金につきましては、対前年比で14.6%の増ということで、内容としては例年どおりの内容となっております。

次に、42ページ、43ページでございます。都補助金でございますが、都補助金につきましても、前年比で3.1%の増ということになっております。ただ、この中で、説明欄の中ほどに農業用水景観整備事業というのが、新しく入っております。これは、農林漁業の発展ということで、そういうものに対する東京都の農林漁業振興対策審議会というのがございますけれども、ここで答申が出ておりますので、その答申を含めて調査をする、これに対する補助金ということでございます。

続きまして、繰入金、繰越金につきましては、特に説明はございません。

46、47ページでございます。諸収入でございますが、保留地処分金ということで、万願寺の保留地処分金ということでございます。5年度末で処分をいたしておるのが全体の62%、もう処分済みということでございます。6年度につきましては、5,614平方メートル処分をする予定でございます。

続きまして、歳出でございます。48、49ページでございますけれども、一般管理費につきましては、事業の職員の給料、それから事業振興上の経費でございます。

50ページ、51ページでございます。ここで、まちづくり計画地区調査費というのがございます。13節、委託料で、水辺を生かすまちづくり計画策定業務ということで、これは日野市の中で、水辺環境整備計画がございます。これを区画整理事業の中へ、まちづくりの中へどういうふうに生かしていくかという形の調査を委託するものでございます。

その下の農業用水景観整備事業というのは、一応対象として西平山、それから平山、東豊田、川辺堀之内、新町、こういう地区の調査を委託するものでございます。

次に、4の区画整理助成経費でございますけれども、これは金額が大幅に増額になっております。対前年で36.4%の増ということになっております。

上から5段目、東光寺上第2地区までが事業認可をもう既に受けている地域でございます。その下に4地区が、これから事業認可を取る、それの費用、助成でございます。

次に、万願寺区画整理費でございます。万願寺区画整理につきましては、対前年で申しますと18.5%の減ということになっております。ちなみに、万願寺の現在の執行状況でございますけれども、事業費ベースでまいりますと75.2%、それから道路でまいりますと81.2%、建物の移転関係につきましては88.3%の執行状況ということになっております。

続きまして、52、53ページをお開き願いたいと思います。区画整理事業費で、13節、区画整理業務委託料でございます。これは東京都新都市建設公社に委託料をするものでございます。埋蔵文化財発掘調査でございますけれども、3,284平方メートルの調査を

する費用でございます。

15節の区画街路築造ほかというのがございます。これは、後ほど図面等で提示いたしたいと思いますけれども、延長で520メートル道路で整備する予定でございます。

22節の建物移転関係、これは58棟を予定をいたしておるものでございます。

次に、高幡区画整理事業でございます。高幡区画整理事業につきましては、対前年比で55.9%の減ということになっております。ちなみに現在の事業の執行状況でございますけれども、事業費ベースでまいりますと45.3%、それから道路につきましては84.7%、建物につきましては73.4%の執行状況ということになっております。

なお、この高幡地区につきましては、東京都の交付金対象地区ということになっております。

54、55ページをお開き願いたいと思います。13節の区画整理業務委託料でございますけれども、これは東京都新都市建設公社に委託をするものでございます。公社で行う総事業でございますけれど、13億3,404万円相当の工事をやる予定でございます。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）はい。これに対する東京都の交付金を差し引いた額をここへ計上させていただいておるものでございます。

次に、豊田南土地区画整理でございます。事業費ベースでまいりますと7.2%の執行という形でございます。

特に次のページ、56ページ、57ページでございますけれども、13節の委託料でございますが、これは16棟を移転、道路については950メートルの費用でございます。

次に、万願寺第二でございます。万願寺第二につきましてはどこかへ、仮換地の今、作業をやっておる段階でございますので、具体的な委託料といたしましては、換地業務の委託が主なものでございます。13節の委託料、公社に委託するものでございます。

東町につきましても、現在、仮換地の換地の業務が主体でございます。したがいまして、この13節委託料につきましても新都市建設公社に委託をするものでございます。

西平山につきましては、対前年比で13.7%の減ということになっております。事業の内容としては、60、61ページで記載の区画整理事業費委託料でございます。これはやはり新都市建設公社に委託をするものでございます。

特にその下の管網図作成委託料ということでございますが、これは、今後、事業をやっていく上で、東京都水道局と水道管の水道布設に対する協定を結ぶ関係がございます。このための調査費でございます。

続きまして、議案第22号、平成6年度日野市下水道事業特別会計予算につきまして、

御説明申し上げます。

事項別明細書に基づきまして詳細に説明申し上げたいと思います。

下水道は、今年度、５年度末の執行状況が56.5％ということで、対４年度の状況から4.5％の整備状況という形になっております。これに伴う当然、使用料も上がってきておるということでございます。国庫補助金、それからこういうものにつきましては、例年と変わったところはございません。

次に、歳出でございます。90、91ページからでございますけれども、まず総務費につきましては、特に例年と変わったところはございません。一時金につきましても、例年のとおりでございます。

94、95ページでございますが、特にこの中で、公共下水道費でございますが、の中の13節、委託料、南平西排水樋管の設置でございますが、これは建設省がもう既に着工しております工事でございまして、５年、６年の２カ年の債務で行っておるものでございます。工事等の詳細につきましては、後ほど図面等で差し上げたいと思います。

96、97ページでございます。公債費でございます。ここの記載のとおりでございますが、５年度末の残額として242億1,300万円ということになっておるものでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）

議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

ページ111ページをお開き願いたいと思います。総則は省略させていただきまして、第２条の、業務の予定量でございます。平成６年度におきましては入院患者を４万7,450人、外来を16万6,600人を積算基礎といたしまして、あわせまして４月１日から医療費が値上がります、3.3％。ですけれども、薬価基準が6.6％下がりますと、実際の単価アップは1.2％のアップ。そのことは、裏を返せば患者さんが外来へ行って２％ふえるということでございますので、そのような積算基礎から第３条の事業収益を組み立てたわけでございます。

次の、112ページをお開き願います。支出につきましては、人件費が主たるものでございます。資本関係につきましては、第４条でございます。トータル的には１億3,076万1,000円不足してくるわけでございますけれども、これらは過年度の内部留保資金で補てんするものでございます。

なお、申しおくれましたが、前段の収益勘定においては、ことしも9,961万3,000円の赤字予算を組んだということであります。それらについては内部努力におきまして、一層の赤字幅を埋めるように努力することをお誓い申し上げたいと思います。

それから第５条につきましては、これは議会の議決事件でございます。

それから第６条は、他会計からの補助金でございます。８億2,794万6,000円でございます。

それから第７条につきましては、薬品費あるいは診療材料費の購入限度額を定めたものでございます。

以上、簡単でございますが説明しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　水道部長。

○水道部長（土方重男君）　ページ数、151ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

ページ数、154、155ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましては、都支出金の水道受託事業につきまして委託金でございますが、前年比14.16％の増でございます。諸収入につきましては、前年比15％の増でございます。

歳出につきまして御説明申し上げたいと思います。

受託水道事業費でございますが、５目の浄水費でございますが、前年比6.9％増でございますが、前年に比べまして工事請負費の増額でございます。この内訳につきましては、大坂上並びに三沢浄水場との建屋の塗装、あるいは防水工事でございます。

続きまして、配水費につきましては、7.6％の増でございます。本節につきましても、工事費等に増額でございます。また、委託料もそれに伴いましての増額でございます。

15目の給水費におきましては13.2％増でございます。158ページ、159ページでございます。本目におきましても、工事費あるいは委託料の増額でございます。

続きまして、160ページ、161ページをお開き願いたいと思います。20目の受託事業費でございますが、前年とほぼ同額でございますので、省略させていただきます。

25目、業務費につきましては、人件費等でございますが、業務に携わる費用でございますので、省略させていただきます。

続きまして、10項でございますが、建設改良費につきましては、水道改良費、前年比64％増でございます。本目におきましても、工事費の増額でございます。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御説明申し上げます。

議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算でございます。歳入歳出の予算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

この老人保健特別会計の対象者は70歳以上のお年寄り、または65歳から69歳までの障害認定者ということになってございます。医療受給者の増加等によりまして、総額で64億2,521万円ということで、前年度当初予算対比といたしましては7.8％の増となっております。年間の平均受給者は１万300人ということで、前年度対比6.4％の増でございます。

医療費につきましては、64億78万8,000円ということで、１人当たり62万2,000円というふうになっております。医療費におきましては前年対比7.7％の増でございます。１人当たりでは2.1％の増ということでございます。

178ページ、179ページ、180ページ、181ページ、それから182ページでございます。歳入でございますが、それぞれ説明欄のとおりの負担割合でございます。

186ページでございます。歳出でございます。このうち目の10の医療費支出費がマイナスの6.4％になっております。これにつきましては、国、いわゆる厚生省の指導によりまして基準看護を実施していない医療機関から基準看護の実施医療機関へと移行が進んでいるということでございます。そのことで、減額推定計上いたしたところでございます。

次に、議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算でございます。平成６年度の特別会計でございますが、会員数の増加とともに申請件数の増加を見込みまして、総額で5,173万1,000円といたしまして、前年度当初予算対比といたしましては13.1％の増となっております。

事項別明細で御説明申し上げます。

194ページでございます。歳入でございます。会費につきましては、9,700人ということで、前年に対しまして600人の増ということで見込み計上したところでございます。

それから198ページでございます。歳出でございます。説明欄のとおりのランクづけによりまして、見舞金の支給をしているところでございます。前年度当初予算見込みでは1,520件でございます。金額にいたしまして4,365万に対しまして、本年度は1,820件、4,955万、13.5％の増を見込んで計上いたしました。

公費と会費との負担割合でございますが、会費におきましては前年度当初予算が44.4

％でございましたが、今年度は41.6％ということで、2.8ポイント低くなっておるところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第20号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成６年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め特別会計予算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後７時33分　休憩

午後７時48分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第27号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第27号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について。

本議案は、東京都水道局長と締結しております日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について、概算工事費及び事業期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について。

本議案は、同様に東京都水道局長と締結しております日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について、事業期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第27号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更につきまして、御説明申し上げます。

高幡の土地区画整理事業は、平成５年11月15日に事業計画の変更を行っております。この中で、期間と事業費の変更を行っております。この事業計画と整合させるための協定変更でございます。

内容といたしましては、概算工事費、工事期間の変更でございます。

次に、２ページをお開き願いたいと思いますが、協定内容につきましては、特に変更はございません。記載のとおりでございます。

次に、議案第28号につきまして、御説明申し上げます。

日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更でございます。これにつきましても、平成４年１月27日に豊田南の事業計画の変更を行っております。これに伴いまして期間の変更も行っておりますので、この期間の事業期間を事業計画と整合させるための変更でございます。

協定内容としては、記載のとおり前と変わっておりません。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結

いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第27号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第29号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第30号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第31号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第29号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について。

本議案は、財団法人東京都新都市建設公社と締結をしております、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約について、契約金額及び委託期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について。

本議案は、財団法人東京都新都市建設公社と締結しております、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約について、契約金額及び委託期間を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結について。

本議案は、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約について、106億1,000万円で財団法人東京都新都市建設公社と締結するもので、議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

以上、３議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第29号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更についてでございます。

議案第27号で説明したとおり、事業計画の変更がございました。この変更と整合を図るための契約金額の変更、それから委託期間の変更。委託業務の概要につきましては、裏に記載してあるとおりでございます。このとおり変更をするものでございます。

契約の内容につきましては、従前と変わっておりません。

委託業務の概要でございますけれども、記載のとおりでございます。基本的には、事業関係につきましては、ほぼ100％委託をするというものでございます。

次に、議案第30号でございます。日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更でございます。これも先ほど説明申し上げましたとおり、事業計画の変更による契約の金額の変更、それから期間の変更でございます。

なお、この委託業務の内容といたしましては、３ページに記載されておるとおりでございます。主な事業といたしましては、ほぼ90％を目途に委託をいたしておるものでございます。

次に、議案第31号でございます。日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結でございます。

契約金額でございますが、106億1,000万円、このうちに消費税が含まれておるものでございます。契約方法としては随意契約。工期としては、契約の翌日から平成11年３月31日までということで、契約の相手方といたしましては前２議案と同じ新都市建設公社でございます。

業務の内容といたしましては、概要でございますが、ここに記載のとおりでございます。整備面積、多摩川流域下水道浅川処理区の一部面積で、334ヘクタールの箇所を委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今の部長の説明でよろしいんですけれども、高幡の関係が100

％、それから豊田の南が90％ということでの変更がされたということですが、今までは何％だったんでしょうか。それだけお伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　高幡でございますけれども、高幡は従前から幹線街路関係、それから区画街路、水路につきましては、従前の100％でございます。その他建物につきましては、今までは84％の委託の内容となっております。

それから豊田南でございますけれども、豊田南につきましては、原則として上の工事関係につきましては70％を目途に今までは契約をいたしておる、これを90％にしたということでございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　わかりました。

ただ、工事関係はそういうことで、見る中では調査設計が極端に、例えば高幡の場合にも１億程度のものが17億というような金額で、占める割合が大きいですね。部長の最初の説明では、総括として100％、今度質問したところが工事関係では84％というようなお話ですから、ちょっと奇異な感じといいますか、そんな形があったもんですから。特段に調査設計、逆に言えば調査設計がもともとなされていない、それで今後、調査設計に入ってくる、こういうことになるわけなんですが、特段にそこら辺、不都合な点はないんだということであれば結構なんですが、一応再度、確認だけさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この下の方の、例えば２条２項とか、整地とか、こういうその他の工事がございます。建物の移転の交渉関係、こういうものは市がある程度行うような割合になっていたわけです。こういうものも上の方のすべて、ほぼ基本的に100％に近づけるということで、そちらの方へ入れておりますので、基本的には調査委託料もふえてくる。連動してふえてくる。

それと、事業がいろんな形でソフト部分も多少入ってきておりますので、そういうものの委託もこの中に入ってふえてきている要因の一つでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　ただいまの議案29号、30号、31号、特に29号にわたる高幡土地

区画整理事業につきましては、市長、助役、都市整備部長に対しまして御意見を申し上げたいと思います。

今、御説明をいただきましたけれども、土方議員が指摘しましたように、全体で変更前の合計金額と、変更後の合計金額、約３倍弱であります。これは理解ができます。

しかし、調査設計費は変更前の価格が１億1,800万、変更後は17億6,704万円、実に十何倍になっております。この委託業務の概要を見る限りでは、いかなる理由があるにせよ、調査設計費についてはかなり膨大な費用になっている。つまり、当初の新都市建設公社との委託契約がずさんであったと言わざるを得ません。これからの契約につきましては、ぜひひとつ内容を精査いたしまして、間違いのないように委託契約の締結を行っていただきたい、このように意見を申し上げておきます。

それからもう１点、委託期間の、いわゆる契約の翌日から昭和69年３月31日まで、変更前の契約がなされております。恐らくこの変更前の契約については、昭和の年代の時点であったでしょうから、このような昭和69年というような形になっておるわけでありますけれども、これが昭和64年が平成元年に変更になったわけでありますから、その時点で、契約、いわゆる工期の委託期間の変更というのの変更をすべきだっただろう、このように思うわけであります。

したがいまして、その２点を強く意見として申し上げまして、終わります。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第29号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第30号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第31号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第32号、（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第32号、（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事

に関する協定の変更について。

本議案は、東京都住宅局長と締結しております（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定について、市負担額を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第32号、（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の変更について、御説明申し上げます。

（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事につきましては、東京都の住宅局との負担協定に基づきまして、東京都において建設したところでございます。当初の協定では、概算額にて協定締結いたしましたが、本体工事あるいは設備工事等の工事請負契約に基づく工事が終わりまして、市が負担すべき額が確定いたしましたので、ここに負担協定の変更をお願いするものでございます。

変更前の市の負担額でございますが、４億7,132万3,092円でございます。変更後の市の負担額は、４億2,134万8,834円ということで、4,997万4,258円の減額の協定変更となるものでございます。

また、その他負担協定の内容等については一切変更はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ちょっと質問させていただきますが、これは工期の概算、請負工事ですね、契約に基づいたところの差が出てきたということですが、当初、設計図で、この説明をいただいたときにおいては、中に26章だったでしょうか、それがなにか少なくなっておるように聞いておるわけです。そういうところの変更に基づいたところの工事費の部分が変わってきたんじゃないかと私は思うんですが、このあたりいかがなんですか。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　協定の内容については、金額以外に一切変更ございません。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第32号、（仮称）日野市栄町サービスセンター新築工事に関する協定の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、労働基準法の改正に伴い、日野市職員の勤務時間を改めるため、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第36号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、日野市一般職の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給内容を改めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第37号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、一般職の職員の特殊勤務手当及び宿日直手当を改めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、３議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審

議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、御説明申し上げます。

議案35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

御承知のように、本年４月１日から労働基準法の改正によりまして、原則週40時間、１日８時間以内と規定する法定労働時間が施行されるわけでございます。それに伴いまして職員の勤務時間につきましても、週40時間と定めるとともに、変則勤務時間及び特別に従事する職員につきましても、１週間当たり40時間と規定し、週の平均勤務時間として40時間を確保いたすものでございます。詳細につきましては、４ページ、５ページの新旧対照表を御参照願いたいと思います。

次に、議案第36号、日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

この議案も労働基準法の改正に伴います条例の改正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。第11条の時間外勤務手当の関係でございます。勤務日に時間外勤務を行った場合は、現行どおり100分の125と、変更はございません。ただ、勤務を要しない日、また祝日、年末年始及び休日勤務手当が支給される日につきましては、現行の支給割合100分の25を100分の135に改めるものでございます。

次に、12条関係でございますが、これは休日勤務手当でございますが、現行の支給割合を100分の125を100分の135に改める内容のものでございます。よろしくお願いします。

議案37号、これは追加という形になっております。議案第37号、日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げたいと思います。

この点に関しましては、組合と３年ごとに見直すということになっております。しかしながら、昨今の厳しい財政状況等も配慮しまして、現行額の引き上げは一切行っておりません。ただ、現行、不合理、不公平な対象作業とか対象者の見直しにとどめました。新設に当たりましても、その対象手当等も極力、抑制を図った内容でございます。

恐れ入りますが８ページ、９ページの新旧対照表によって御説明申し上げます。

第15条、これは宿日直手当でございます。これは現在は主として病院の職員の宿日直に対して支給している手当です。この内容を、時間外勤務手当の引き上げがありました

ので、約10％を引き上げさせてもらいました。

また、清掃関係職員は、この制度がなくなりましたので削除をさせていただくものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。第10条、特殊勤務手当関係でございます。図の別表の区分２の不快・不健康手当のうち、２の清掃手当の支給対象欄がございます。ここに「酸欠欠乏等の危険作業に従事した職員」と改めてございますけれども、現在はもう汚泥槽の清掃は委託しておりますので、これは削除いたしまして、危険作業としての粗大ごみの処理施設の爆発事故の処理作業をする際に、この対象をいたしたいとするものでございます。

次に、区分３の困難手当のうちでございますけれども、これは税務業務手当でございます。今までは税務調査は１日４時間以上でないと該当しませんでしたけれども、ほぼ半日従事した場合にも支給するとしたいと思いますので、４時間を３時間に改めたものでございます。

次に、区分の４、特殊技術手当でございます。この対象者として、新たに法に決められておりますので、建築物環境衛生管理技術者、危険物保安監督者、ボイラー取扱作業主任を加えたものでございます。

次に、12、13ページをお開き願いたいと思います。区分の５でございます。特殊業務手当の関係でございますが、これは年末年始手当におきまして、ケースワークと日野市の水道職員が緊急事態に備えて自宅待機を命じられておりますので、この際に１回につき2,000円を支給するという制度でございます。

４の変則勤務手当でございますが、これは本庁の当直者に１勤務当たり支給する金額でございます。1,000円でございます。

次に、(5)の不規則勤務手当でございます。開庁職場で土、日曜日に行っています職員に日額５時間以上は1,000円、半日５時間未満は600円を支給する制度を、これは新たに設けたものでございます。

次に、区分６の病院の業務手当関係でございますけれども、(2)の技術手当でございます。この中に歯科衛生士が今まで抜けておりましたけれども、現実に歯科衛生士がございますので、これを追加させていただきました。

それから(4)の変則勤務手当でございますが、これは病院の給食調理員が変則勤務で、いわゆる時差勤務という形をとりますので、その変則勤務手当を支給するという内容のものでございます。

また、栄養士、ボイラーもです、それに伴いまして変則勤務に入るということがございますので、それぞれ変則勤務手当を支給するものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　１点だけ、確認というか……35号は法律の改正に伴ってこういう形で変更していくのは、これはやぶさかではないし、また日ごろ一生懸命頑張っておられる職員の皆さんにいろんな意味での労働条件を変えたいのは当然なんですが、実は以前から私、非常に気になっていたことが一つあります。というのは、地下の部分にタイムカードが、タイムレコーダが３台ある。このタイムレコーダの時間が、３台が３台とも全部１分ずつ違う。たまたま私が見たときにそうなのかと思って、ここ３カ月前、半年前、ちょっとその前もさかのぼってずっと見ていましたら、一向に直る気配がない。これは意識的にやられているのか、たまたまそうなっているのか。もしたまたまそうなっているんであれば、あれだけ毎日皆さんが使用していてだれも気がつかないで全く管理していないとなると、こういう労働条件の変更も結構なんですが、やはりあそこは一般の市民の皆さんも通るところですから、日ごろ１分単位で仕事をしている人たちもたくさんいますので、ぜひ気配りをしていただいた方がよろしいんじゃないか。意識的にやられているわけではないと信じますけれども、そういう、そこからやっぱり管理が始まるんではないかと思いますので、ぜひ確認していただいて、見ていただきたいと思います。

何かコメントがあれば……。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　大変、何といいますか、職員にとりましては痛いところを突かれたと思います。

故意にやったということはございません。ですから今後、担当職員をしましてその３台のタイムレコーダにつきましては、よく管理したいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故にかかわる相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　３件、それぞれ別でございますけれども、総務部長をして報告させていただきたいと思います。

１件目の、乗用車の事故に関する件ですけれども、１は、水道部関係でございます。和解の締結及び損害賠償の決定の額につきまして、和解の相手方としまして、愛知県豊川市国府町桜田106番地の１の松井功夫様と、損害賠償額13万3,000円で、平成５年10月29日に和解が成立しましたので、専決処分させていただきました。

２番目の庁用車の事故による和解の締結及び損害賠償の決定でございますけれども、これは、和解の相手方は、小平市小川東町一丁目５番地19の駐車場内の事故でございまして、和解の相手方は、埼玉県狭山市大字水野335番地の13、増田真奈美様でございます。損害賠償額、38万4,262円で、平成６年１月28日、和解が成立しましたので、専決処分いたしたものでございます。

３番目でございます。これは、建設部関係でございます。道路の管理の瑕疵による和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。相手方でございますけれども、日野市高幡357番地、森久保昭男様でございます。賠償額、１万9,034円で和解が成立しました

ので、平成５年12月２日に専決処分させていただきました。

詳細につきましては、２ページ、３ページ、４ページに記載してございますので、御参照願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　報告の中の１点目ですけれども、内容についてどうのということじゃありませんが、10月29日に和解を成立ができたということでありますとすれば、一番直近の議会は12月議会が12月の時点で開催されております。特段に10月29日のものがこの議会に提出をされるということは、担当課に怠慢があったのかどうか、一応質問したいと思います。

○議長（福島盛之助君）　水道部長。

○水道部長（土方重男君）　ただいまの和解の期間でございますが、ただいま総務部長の方からお話がありましたとおり、愛知県の方でございまして、たまたまその方が日野市の方に出張で来ておりました関係で、帰りましての交渉のお話し合いが遠方ということで、なかなか折衝できなかったというのが状況でございます。

なお、相手方につきましては、サラリーマンの営業マンというようなお話でございますので、営業所になかなかいなかったということが事実でございます。そんなわけで、期間につきましては大変おくれたということでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　部長のお話はわかりました。事故が８月にあって、いろいろやりとりをして、10月29日に締結はされたんですよね。ですから、締結が12月になってから以降でされたんだとすれば、今回でいいんですけれども、今、私の質問したのは、10月にもうこれは完全に締結できた、それが12月のときに出せなかったのかという視点ですから。

いずれにしても、水道部長、かえたてですから、多少の何か理由があるんでしょうけれども、いずれにしても、こういったものはそういった見方になりますので、今後、気をつけていただくということを申し上げて、終わります。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第１号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第６－１号、通学路の安全確保に関する請願、請願第６－２号、旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願、請願第６－３号、堤防

上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－１号、請願第６－２号、請願第６－３号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６－４号、年金支給開始を65歳におくらせることに反対する意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－４号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－５号、「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改定することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願、請願第６－６号、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－５号、請願第６－６号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－７号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

３月22日から始まります常任特別委員会は、お手元に配付しました日程のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は３月31日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願

います。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時34分　散会

3月31日　木曜日　（第9日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第9号）

3月31日　木曜日　（第9日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	土方重男君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	谷正幸君	社会教育部長	大谷俊夫君
市民税課長	武居一茂君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成6年3月31日（木）
午前10時開議

（議案審査報告）		（総務委員会）
日程第1	議案第4号	第3次日野市基本構想の制定について
日程第2	議案第5号	政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について
日程第3	議案第6号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

日程第　4　議案　第　7　号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　5　議案　第　35　号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　6　議案　第　36　号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　7　議案　第　37　号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第　8　議案　第　8　号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　9　議案　第　9　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　10　議案　第　10　号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　11　議案　第　11　号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

日程第　12　議案　第　27　号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について

日程第　13　議案　第　28　号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更について

日程第　14　議案　第　29　号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について

日程第　15　議案　第　30　号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更について

日程第　16　議案　第　31　号　日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結について

（一般会計予算特別委員会）

日程第　17　議 案　第 19 号　平成６年度日野市一般会計予算
（特別会計予算特別委員会）
日程第　18　議 案　第 20 号　平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第　19　議 案　第 21 号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第　20　議 案　第 22 号　平成６年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第　21　議 案　第 23 号　平成６年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第　22　議 案　第 24 号　平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第　23　議 案　第 25 号　平成６年度日野市老人保健特別会計予算
日程第　24　議 案　第 26 号　平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算
（取り下げ）
日程第　25　紹介議員の取り下げの件
（継続審査）　（文教委員会）
日程第　26　請 願　第６－５号　「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願
日程第　27　請 願　第６－６号　全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願
（厚生委員会）
日程第　28　請 願　第６－４号　年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願
日程第　29　請 願　第６－７号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願
（建設委員会）
日程第　30　請 願　第６－１号　通学路の安全確保に関する請願
日程第　31　請 願　第６－２号　旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願
日程第　32　請 願　第６－３号　堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願
（請願上程）
日程第　33　請 願　第６－８号　多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願

日程第　34	請 願　第6－9号	南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情
（撤　回）		
日程第　35	議 案　第 33 号	日野市助役の選任について
日程第　36	議 案　第 34 号	日野市収入役の選任について
（議案上程）		
日程第　37	議 案　第 38 号	日野市監査委員の選任について
日程第　38	議 案　第 39 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　39	議員提出議案第1号	住宅・都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書
日程第　40	議員提出議案第2号	細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書
日程第　41	議員提出議案第3号	地方分権の推進に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第1から第17まで

午後４時46分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時47分　休憩

午後８時８分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第４号、第３次日野市基本構想の制定、議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　それでは総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、各種審議会、委員会等の報酬をアップするという内容のものでございます。主な質疑としましては、特別職報酬審議会で審議されたものかどうか、産業医の内容について、廃棄物減量等推進審議会及び教職員研究室運営審議会について、委員は何人予定しているのか、投票管理者の額と一般従事者の額等の差はどのくらいあるのか、廃棄物減量等推進審議会の担当課はどこか、青少年委員はなぜ日額から月額に移行したのか、この改定により総アップ分はどのくらいか等の質問が出されました。

答弁としては、今回の改定について特別職報酬審議会には諮ったものではないこと、産業医については１名であり、職員の健康指導等に当たっていただいているとのことであります。廃棄物減量等推進審議会については、議会選出２名を入れて15名の予定であり、担当課はリサイクル課であること、教職員研究室運営審議会については７人の予定であること、投票管理者については、今回１万4,500円から１万6,000円に引き上げるものであるが、現行における一般選挙従事者は、投票当日分として３万1,200円であること、青少年委員については、今までも活動費として2,000円支給されていたものを含めて月額に直したこと、改定によるアップ分は総額で1,800万円であること等でございます。

意見としては、投票管理者については実情にあわせて改定していただきたいということでございました。

議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、平成３年度から平成５年度までの都市計画税の税率の特例をさらに平成６年度から平成８年度までの特例とするものでございます。

主な質疑としましては、一番高い市と一番低い市はどこかとの問いに対しまして答弁としては、一番高い市は国分寺市の100分の0.28、一番低い市としては武蔵野市の100分

の0.20ということでございました。ほかに質疑・意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。

続きまして議案第35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、労働基準法改正により本年４月１日より労働時間を週40時間、一日８時間以内とするものであります。

主な質疑としましては、第２条のただし書きの内容について、一日８時間の内容についてというものでございました。答弁としては、第２条のただし書きについては変則勤務者を対象としているので、１週間平均40時間という意味である。一日８時間というのは、午前８時15分から12時、これが勤務時間、12時から12時45分、これは休憩、12時45分から１時まで、これは休息、１時から午後５時まで、これは勤務時間、合計で８時間という答弁でございました。ほかに質疑・意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。

続きまして議案第36号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、労働基準法改正により時間外勤務手当、休日勤務手当について改正するものでございます。

主な質疑としましては、休日出勤の場合、代休はあるのか、振替休日を取った場合、割増支給をしている市は近隣市にあるのか、このような手当を出す場合、理論づけをきちっとして整合性をもって対処していくべきではないのかというものでございました。

答弁としては、土曜・日曜出勤の場合、振替休日と時間外勤務手当をもらうとの二者択一というふうにしている。ただし、振替休日を選んだ場合は割増しの手当は出ない。また労基法の関係で代休はなくても問題になることはない。振替休日をとった場合、割増支給をしている市は２市ほどある。理論づけ、整合性をもって対処していくことについては、今後、検討していきたい。また振り替えた場合、現行では手当は出ないが、新年度より運用で手当てを支給していきたい、との答弁がありました。

意見としては、市民会館等の休日を本来の勤務日とする職員に対しては、ぜひ手当を出す方向でお願いしたい。手当については、すべて見直しをしたらどうか、出さなくてもいいところに出ていたり、出さなくてはならないところに出していなかったり、きちっと理論づけをしてほしい、とのことでございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

議案第37号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてであります。本議案は、特殊勤務手当について見直しするというものでございます。

主な質疑としましては、酸素欠乏等の危険作業に従事した職員について手当がついているが、本来、手当で賄うというよりも、このような危険な場所について、より安全な作業場に改善すべきではないのか、特殊技術手当について、このような資格を持っている職員に対して、ほかに処遇する方法はないのか、夜間勤務に従事した当直員に手当が出ているが、夜間手当がついているのに、さらに手当がつくのはおかしいのではないか、早番、遅番の手当については超過勤務手当で賄えないのか、緊急対応で待機を命じられた職員に対する手当に台風の場合の待機が含まれるのか、等の質問が出されました。

答弁としては、安全な作業現場に改善をしていくということは当然のことであるが、現実に危険な作業現場があることも事実なので手当を支給している。もろもろの資格者については、その責任が重いという観点からこういう形で手当を支給していきたい。夜間勤務に従事した当直員については、クリーンセンターの償却炉の職員、浄水場の職員、看護婦等の変則勤務手当の対象とすべき職場とのバランスでこの手当を支給していきたい。早番、遅番については、あくまで8時間勤務の中で行うものである。台風の待機者については、災害出動という別の手当で賄っている、等の答弁でありました。

意見としては、一つ一つ理論武装して根拠づけをしっかりして、不要のものもあると思うので削るものは削って、全体を見直しをしていくべきものであるというものでございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

以上、第6号議案、第7号議案、第35号議案、第36号議案、第37号議案、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　議案第7号ですが、この都市計画税を特例措置ということで、100分の0.25ということで平成3年からこの対応がされておるわけでありますが、今回の改正で8年まで継続というふうな方向で来ているわけですが、この特例という形で打ち出すには、例えば最低のところは100分の2.0というところも現実にあるわけですが、100分の0.25で特例というふうな形の対応というのは、もはや、そういう位置づけでは特例と打ち出すには、もう無理でなかろうかというふうにも思います。

これからのいろんな経済情勢とか、いろいろなことを考えると、まず税収入の確保ということは大事でありますが、一方で納税者の負担というのも大変また厳しい状況にあ

るわけでありますので、この133条の規定そのものを100分の0.25というふうに、そろそろそういう方向に公共的な税率という形で対応していくべきではないかなというふうに思うんですが、そういうふうな議論はされなかったかどうか、また理事者側から、そういうふうなことについての見解が何かあったかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　先ほども申し上げましたように、質疑の中では高い市、低い市という議論のみに終始をしたものでございまして、おっしゃられるような質疑そのものではございませんでしたので、担当部長の方から答弁をいたさせます。

よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　市民部長が欠席でございますので、私からお答えをいたしたいと思います。

都市計画税につきましては、過去、特例をもちまして、100分の0.25ということで課税をしてまいりました。他市の例を見ますと、既に、いわゆる都市基盤整備、要するにこの都市計画税は目的税でございますので、基盤整備等がある程度整備が進んでいるところにつきましては、この税率をかなり引き下げをしている。それから、一方これから基盤整備がさらに必要な自治体は、一たん下げてまた戻す、100分の0.3にするという、そういう自治体もあるわけでございます。

日野市のおかれている立場から考えますと、都市基盤整備といたしまして区画整理事業の推進、下水道の早期完成、こういったことを考えますと行政の立場からすれば、これ以上の引き下げも無理でございますし、さらにこの基盤整備をより積極的に早期に実現をするということでありますと、100分の0.3が妥当だというふうな論理も成り立つわけでございます。しかしながら、各市の状況、それから市民の税負担の軽減ということから考えますと、当面はこの100分の0.25が妥当ではないかというふうに考えているところでございます。

したがって、この条例でもございますように当分の間、３カ年でございますけれども、この税率で課税をしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　助役の論理もわからないわけではありませんが、助役の論理、例えば私どもとしては、都市計画税は目的税でありますから、その使用目的というものに合致した使い方をされているかどうかというのを特に私どもは厳しく審議していかな

ければならないというふうに思います。

そういうことを指摘だけしておきます。結構です。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本５件について採決いたします。

本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第35号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第８号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　それでは、４件につきまして厚生委員会の審査報告を申し上げます。

初めに議案第８号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、付則中第９項を削り、第10項を第９項とし、第11項を第10項とするもので

す。

議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、支給額を１万4,000円から１万4,500円に改めるもので、平成６年４月１日から施行されるものでございます。

なお新条例では、原発性免疫不全症候群が新たに加えられ、この部分については平成６年１月１日から適用されるものです。質疑で原発性免疫不全症候群の方がどのくらいいらっしゃるのかということに対しまして、日野にはいらっしゃらないけれども、都内では20名ぐらいという御答弁でございました。

さらに議案第10号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、70歳以上の方に１カ月４万9,000円から５万1,000円に、また70歳未満の方については４万500円から４万2,000円に支給額を引き上げるものでございます。

なお、重度心身障害者手当を受給されている場合については、２万7,000円から２万8,000円とするものでございます。

最後は議案第11号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、育成手当を１万2,000円から１万2,500円に、障害手当を１万4,000円から１万4,500円に改正するものであります。

厚生委員会といたしましては、いずれも慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

以上４点、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。

本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８号、日野市国民

健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第27号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第29号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第30号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第31号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　建設委員会に付託されました議案第27号、28号、29号、30号、31号の審査結果報告を申し上げます。

議案第27号は高幡土地区画整理、第28号は豊田南土地区画整理のともに水道施設の整備に関する協定の変更であります。いずれも事業計画の変更により施行期間を変更し、かつ第27号については資金計画の変更も行うものです。

次に、議案第29号は高幡土地区画整理事業、第30号は豊田南土地区画整理事業の委託契約の変更でございます。いずれも事業計画の変更により契約金額と委託期間を変更するものでございます。

４議案について慎重審議をいたしましたが、特に報告すべき質疑・意見はなく、すべて全会一致可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第31号は、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結であります。契約金額106億1,000万円の随意契約で、東京都新都市建設公社に委託したいというものです。

質疑としましては、下水道工事の修復工事を行うに当たって、実際工事をされた以外のところまで修復するのは税のむだ遣いではないか、との市民からの指摘があるが、どうか。また、下水道事業の最終年度は、どこに目標をおいているかの関連質問がござい

ました。

答弁としましては、原則的には狭い道路は全面修復工事を行うが、それ以外は最小限の費用で治めるようにしている。最終年度は平成６年度の予算から判断する。これにはことわりがありまして、「区画整理地域を除いて」ということわりがございました。２年ぐらい延びる、平成12年度ぐらいになると思うとの答弁がございました。

ほかに質疑・意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本５件について採決いたします。

本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第27号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の変更、議案第29号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第30号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の変更、議案第31号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約の締結の件は原案のとおり可決されました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

黒川重憲君。

○24番（黒川重憲君）　これから議案第19号に入るわけでありますが、この一般会計予算特別委員会に修正案が提出をされております。この修正案の件につきまして、急遽検討することが生じましたので、暫時休憩をお願いをいたしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時35分　休憩

午後10時30分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第19号、平成６年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長　登壇〕

○一般会計予算特別委員長（中谷好幸君）　議案第19号、平成６年度日野市一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長に私、中谷好幸と副委員長には小島久委員が選任されました。

一般会計予算特別委員会の日程は、３月24日、25日、28日、本日31日の４日間開催され、平成６年度予算に対し、延べ53人の委員から161件の質疑や行政への提言、指摘が活発に行われました。

平成６年度の一般会計予算の原案は、歳入歳出の予算は、おのおの426億1,250万6,000円であり、前年度対比3.03％の減額予算であります。

審議の順序は、歳入全般の審議、そして歳出を議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費の順に審議いたしました。

主な質疑の内容は次のようなものでありました。歳入全般については、競輪・競艇事業収入についての市の考え方は。公有財産貸付収入に関連し、価格はどのように決めるのか、栄町ケアセンターのショートステイ事業に国庫補助、都補助がつかない理由は。地方譲与税に道路譲与税の算定基礎となっている道路面積、延長が実態に合わないのでは、など20項目の質疑が行われました。

議会費、総務費では職員互助会への交付金について、行財政推進委員に関しメンバーの選考、どんな内容を検討するのか、日野市企業公社の法人化の意義、出資金の根拠などについて、納税貯蓄組合の役割についてなど、25項目の質疑が行われました。

民生費についてはホームヘルパー事業のサービス範囲や内容、今後の課題などについて、生活・保健センターや東部会館の警備委託や受付業務の改善について、「海の家」事業について追加された佐渡・両津を選んだのはなぜか、多摩川苑福祉ゾーンの用地借上の意義、今後の計画について、消費生活相談の内容、啓蒙活動の実態などについて、福祉のあり方、長期ビジョンなどについて市の考え方を問うものなど、28項目の質疑がありました。

衛生費、労働費については貸しおむつサービスについて、予防接種について集団から個別接種に移行したが、そのＰＲの必要について、最終処分地の考え方、自区内処理についてどう考えるか、資源ゴミ分別収集地域の拡大の見通しについてなど、14項目の質疑がありました。

農業費、商工費、土木費、消防費については長沼橋架橋経費に関連し、交通安全対策について、萬蔵院台の緑地農地の保全について、農業用水の維持管理の実態と市の取り組みについて、七生土地改良区の解散に向けた市の取り組みについて、農薬飛散の安全対策について、消防自動車の計画的買い替え、消防団詰め所の建て替えについて、雨水浸透施設設置補助の考え方について、借上公共賃貸住宅について今後の計画など、28項目の質疑がありました。

教育費、公債費、諸支出金、予備費については、通学路の危険箇所について、小中学校警備委託における警備時間と労務管理について、学校図書館事務職員配置の評価と嘱託職員雇用の問題について、土地開発公社助成金について、予算作成における教育の事業内容と計画について、需用費10％カットによる消耗品、備品などの影響について、社会人講師派遣制度についてなど、25項目の質疑がありました。

その後、総括質疑を行いました。この中では日野駅の改築について、多摩平団地の建て替え計画について、長沼橋たもとの交通安全対策について、再雇用者の勤務先、人数、報酬などについて、平和基金と平和事業について、土地開発公社の利子補給のあり方について、企業公社の出資金について、地場産業の育成についてなど、21項目の質疑が行われました。

質疑終結後、意見表明になるわけですけれども、慣例により意見表明は各会派代表により本会議で行うことを確認しました。その後、休憩し、会議を再開しましたが、採決については各会派の調整のために一定の時間が必要という意見が多数の委員から、また会派から出され、採決は３月31日、午前９時半から委員会を開いて行うことを確認しました。

そして、本日９時45分より委員会を再開したところ、土方尚功委員ほか８名より修正案が提出され、直ちに採決に入り、議案第19号、平成６年度一般会計予算は修正案を賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○委員（執印真智子君）　それでは３点、簡単に質問させていただきますので、お答え

いただきたいと思います。

一つは、161ページの消費生活向上推進費の中で、食べ物の安全についての施策が平成６年度はどのように進むのかという質問はありましたでしょうか。

それから、また201ページ、廃棄物処分組合経費の中の説明の中で用地買収の進みぐあいについての質問はありましたでしょうか。これは第２処分場についてです。

それから３点目といたしまして、日野市保健福祉計画、これが出てまいりました。そして、その６ページに「計画のフォローアップのための組織をつくり、継続的に計画の実施状況を点検するとともに、これに基づき計画の中間点前後において見直しを行います」ということが策定後のフォローアップというところに書かれておりますけれども、フォローアップのための組織というのが予算化されているのかどうかというような質問はありましたでしょうか。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（中谷好幸君）　３点について、予算委員会の中では、いずれも質疑はなかったように思います。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○委員（執印真智子君）　それでは簡単にお聞かせをいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○一般会計予算特別委員長（中谷好幸君）　それでは、直接理事者側から答弁していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　食べ物の安全についての御質問でございますが、平成６年度のこの予算には、個別のものとしての内容で、そういう予算の計上はのせてはございません。

しかし、３年間をかけていただいて作成いただきました食のガイドブック、「楽しい暮らしをつくり出す」という小冊子ができているわけですが、これを生かして、いろいろなところで使おうという実質的な計画等がございますが、今現在も引き続き平成４年とか、平成５年には食の安全学とかの講座だとか、また平成５年にはテスト室を利用してのテストスクールとかいうことを続けてきましたが、こういうものの活用をさらに続けるのと、平成６年度の予算では、消費生活講座として44万6,000円の予算と、印刷製本費が37万1,000円計上してあります。食に関することばかりでなく環境問題も含め水

問題とか、ゴミ問題、幅広く講座を実施していきまして、消費者が自主性を持って健全な消費生活を営むことができるようにこの予算等も使いまして、さらに努力を進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。答弁はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。

○環境部長（山口正夫君）　２点目の第２処分場の買収状況でございますけれども、12月３日に日の出町と第２処分場にかかわる基本協定が締結されまして、これに基づきまして、現在、平成５年度の予算では、トータル60ヘクタール中、その２分の１、半分を55億の予定で買収を進める予定でございます。

それで、１月末現在で４分の１の買収の状況が済んでおります。年度内に２分の１を済ませる。それから６年度に残りの２分の１を55億の予算で買収を進めていく、こういう予定でおります。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　保健福祉計画におけるフォローアップ体制でございますけれども、これにつきましては平成６年から平成12年までの計画でございます。

したがいまして、中間地点と申しますか、平成８年に、あるいは９年の中間地点において全体の計画の見直しをやっていきたいということでございますので、その時点においては、それぞれ見直しのための審議会等の予算を計上するつもりでございます。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○委員（執印真智子君）　１点目につきましては、わかりました。２点目につきましては、反対運動が起きているということも十分考慮していただきたいと思います。

それから３点目につきましては、ここでしっかりと市民参加の保証というのをしていくことが必要だと思うんです。市民参加要綱ができましたけれども、計画のときだけに市民がかかわって、つくってしまったら後は入る場がないというようなことではいけないと思いますので、そのあたりの検討をお願いしたいのですが、そこはいかがでしょうか。ぜひ、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あらゆる面に市政の向上のために努力をいたします。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。内田　勲君。

会議時間が大変切迫しておりますので、なるべく簡潔にひとつお願いをいたしたいと思います。

〔21番議員　登壇〕

○21番（内田　勲君）　それでは市民クラブを代表いたしまして、原案反対、修正案賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平成６年度一般会計予算（案）の歳入歳出総額は、426億1,250万6,000円、対前年比３％の減額予算であります。長期化する平成不況の影響を受けた法人税の大幅な減額や、基金からの取り崩しも難しく、緊縮した大変厳しい予算となっております。

私たち市民クラブといたしましては、これまでも限られた財源のより効率的な運用を基本に諸施策の推進をお願いしてまいりましたが、さらに加速する「高齢化社会への対応」と「環境汚染への対応」、また一方では「ゆとりと豊さ」を求める市民ニーズにも応えていかなくてはならないと考えます。

このような視点に立って、平成６年度の予算を審議いたしました。

高齢化社会への対応としましては、特別養護老人ホーム「浅川苑」や栄町高齢者在宅サービスセンターが完成するなど、施設の充実に向けた取り組みは評価するところでありますが、まだまだ十分とはいえないのが現状です。したがって、（仮称）多摩川苑福祉ゾーン事業構想の早期実現が望まれるところであります。

また、環境汚染への対応としましては、雨水地下浸透施設の設置やフロンガス回収事業など評価するところであります。今後に向けましては、一般廃棄物処理基本計画を早期に策定し、全市的なゴミの分別収集システムを導入するなど、ゴミ減量対策を強力に推進しなくてはならないと考えます。

ゆとりと豊さを求める市民ニーズにつきましては、区画整理事業を進める中でクリーンな街、お年寄りや障害者にやさしい街等々の住みよいまちづくりと、市民農園や市民の憩いの場となる公園などの充実したまちづくりを進める必要があると考えます。また、いつでもだれもが安心して治療できるような市立総合病院の早期建て替えは言うまでもありません。

以上のような点について、行政サイドの積極的な取り組みを強く要望するところであります。

次に、本予算の問題点として２点申し上げます。

１点目は、予算に関する原則にかかわる問題でございます。

自治法によれば、「予算はその性質からして、民主的にして明確性を強く要求されるとともに複雑多岐をきわめる事務を経済的に具体化するものであるから、そのためには何らかの原則を樹立し、その原則に沿って編成され執行されることになる」と明記され

ています。

そして、その予算に関する原則のうち「総計予算主義の原則」がありますが、次のように明記されています。総計予算の原則は、「一会計年度における一切の収入及び支出は、これを歳入歳出予算に編入しなければならない」――要するに一年度に必要な費用はすべて計上しなさいということであります。

しかし、本予算の諸支出金の中の開発公社助成金は、過去の実績から見ても明らかなように12億円程度が必要であります。にもかかわらず６億3,709万2,000円しか計上していない。答弁にもありましたが、これは明らかに半期分を計上した内容であり、さきの自治法に違反している行為であります。

本来であれば、法に反する予算であることから否決すべきところでありますが、予算執行上混乱を招き、市民にとっても決して喜ばれることではありませんので、この件については百歩譲って認めるものの、早い時期に補正予算として残り半期分を計上するよう強く要望いたします。

２点目は、日野市企業公社法人化の件でございます。

公社を法人化することにつきましては賛成でありますが、その事務経費3,050万円の根拠を初め、会社の基本理念や経営理念、さらには役員体制や会社組織等々不明な点が多く、時期尚早と言わざるを得ません。

したがって、修正案のとおり3,050万円については予備費に取り込み、十分な検討を行い、会社設立の準備が整った時点で補正予算を組むなどの処置を要望いたしまして、市民クラブを代表しての意見といたします。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　次に、竹ノ上武俊君。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　日本共産党日野市議会議員団を代表して、1994年、平成６年度市予算案に対する意見を申し上げます。

修正案に反対し原案に積極的に賛成するものであります。

理由の第１を申し上げます。それは、厳しい地方自治体財政のもと、日野市とて例外ではないわけでありますが、今予算は、不況下の市民に配慮して公共料金の引き上げをしないという、ここにあります。日野市予算の素晴らしさは、東京都と国の新年度予算と対比すればわかります。

国予算の特徴について一言申し上げます。ＮＴＴ電話料金、郵便料金、郵便局簡易保

険、国民年金の保険料、入院時食事費の患者負担、酒税、高速道路料金、国の車検場の車検手数料、公団住宅家賃、国立大学入学金、授業料、固定資産税の宅地評価額、毎年5から20%のアップなどなど、4人世帯に換算すれば年間14万8,000円もの公共料金引き上げの負担が強いられるものとなっております。

もちろん日本共産党は、国政の場でも値上げなし、増税なしで減税もできる財源案を示してがんばっているわけでございます。ゼネコンの浪費をなくし公共事業費を節減する、大企業への補助金垂れ流しをやめる、軍事費を圧縮する、大企業優遇の不公平税制をただすなどによって10兆円の財源を確保できることを示しているわけでございます。

東京都の予算の特徴を一言申し上げます。水道・下水道料金、都バス・都営地下鉄初乗り運賃、公社賃貸住宅家賃、都立高校入学考査料、都立病院の分娩料、上野動物園入園料、経費老人A型ホームなどなど、条例の数で50に及ぶ公共料金の引き上げがあります。東京都民4人世帯に換算をいたしますと、年間3万5,000円の公共料金値上げによる負担増が押しつけられようとしております。

国、都を合わせますと18万円もの年間の世帯負担増になるわけであります。しかも東京都の財政では、リストラの矛先を理容、洋裁学校、結婚相談所等の廃止、都立老人ホームの民間委託、平和記念館の先送りなど、許せない都民への矛先であります。しかもこの反対にゼネコン優先の臨海副都心開発関連事業は、聖域として万額計上をする、こういう許せない点が見られるわけでございます。この臨海開発の予算を凍結をする、こういうことによって公共料金の引き上げなしでいけるという財源も出てくるわけでございます。

歳入における日野市の減収状況は、国や都も全く同一でございますが、なぜこうなるのか、それは日野市が市民本位、憲法を市政に生かし16万市民の命と暮らしを守るという革新の基本姿勢があるから、こういう予算が編成をし得たものでございます。

修正項目は、あえて修正するほどの必要性が見られないものであります。

第2の賛成理由は、住民要求に応えているという予算の中身にあります。制度的には市民参加要綱の制定が光っております。全国的にも初ということで、NHKや全国紙が高く評価して報道したことでも証明されましょう。

新年度予算案の中身についても簡潔に評価点だけ列記いたします。

栄町高齢者在宅サービスセンターの運営と高齢者対策、喉頭がん検診など新たに加えられた保健行政、市立総合病院建設事業への本格的な第1歩を踏み出す予算、また移動教室や修学旅行に看護婦を派遣する新規の予算化など教育予算、両津、海の家の事業開

始など勤労者対策、全国に唯一の水路清流課を持つ水辺整備事業や雨水地下浸透施策など、市営住宅の増設、借上公共賃貸住宅の増設など住宅政策、フロンガスの回収事業の開始、萬蔵院台りんごの果樹園の事業など緑地の保全とあわせた農業政策、さらには市内連絡バスの新路線の開設を見込む予算化などなどでございます。

加えて、厳しい財政下でも下水道事業、区画整理事業には、ほぼ昨年並みの進展が図られようとしております。新規施策を初め、このように市民要求の予算化がなされる、なし得るのはなぜか、日野の革新市政が緑と清流、調和の取れたまちづくりの政策を継続、発展をさせてきたこと、住宅政策などにも力を入れ、労働力、活力豊かな人口構成の町を維持をしてきていること、憲法を市政に生かす住民参加の政策立案など市民に目を向けた20年間の革新市政の基本姿勢があったからであります。

去る２月の市議会議員選挙におきまして、共産党５人に前進、革新、無党派４人の誕生など、この新しい議会内の勢力、そして大きな市民の力が力強くさらに革新市政を発展させていくことは間違いございません。

経常収支比率など財政構造についても論じられました。不況下であっても住民第一の観点が、この点を論じる場合には必要ではないでしょうか。

厳しい財政状況が生み出されております。しかし、この根源になっているバブル経済の崩壊は、日野市などの市町村のなせるわざではないわけでございます。歴代政府によることがその責任であるということは、衆目の一致するところであり、この点を見逃すわけにはまいりません。

第２に、本予算審議の中で、このようなときには新規施策を打ち出すべきではないなどという発言もありましたが、これは論外であります。人件費、扶助費などを抑制するということは当然といたしましても、このことに触れる場合には、私は、東京都財政の構造の変化という問題を思い出すことが必要ではないかと思うわけでございます。

鈴木都政15年はどう変わったか、革新都政時代に比べてどう変わったかということで関連して一言申し上げたいと思います。

さきにも申し上げましたとおり、東京都の予算は福祉切り捨て、公共料金の引き上げ、そして臨海開発中心などのこういう特徴があるわけでございます。鈴木都政15年間、これを見てみますと、いわゆる普通会計によって歳出構成比の15年間での変化が出ております。それは福祉費、衛生費、教育費の大幅低下に取ってかわるように土木費が膨らんでいるという点でございます。

例えば、1978年当時19.8％であった教育費は、現在14.5％に落ち込んでおります。ま

た、当時18.9％であった土木費は28.1％になっているわけでございます。革新都政の財政運営への攻撃から出発した鈴木都政が、都財政の構造を政府財界の意向に沿ってつくりかえてきた結果として見ることが重要ではないでしょうか。

79年に鈴木俊一氏が知事に初当選をいたしまして、まず着手したことは、財政再建を口実にして福祉、教育の切り捨てなど、臨調、行革路線を先取りすることでありました。もともと革新都政最後の赤字の原因は、当時日本を襲ったスタグフレーション、不況とインフレの併発と、政府が不当にも地方交付金や起債を革新都政に対して認めなかったという二重の圧迫が加えられたためでありました。これを鈴木知事は、革新都政の財政運営の結果としてゆがめ攻撃を加えたわけでございます。その矛先が革新都政時代の経常収支比率、人件費、扶助費、公債費など事務的な経常的経費の支出が、地方税など経常的な一般財源総額に占める割合が高いことに向けられ、財政の硬直化が批判の主な対象となりました。

しかし、人件費や扶助費などの事務的経費は、人的要素の強い福祉や教育に力を入れれば必然的に割合が高くなるものであります。これは投資的経費、すなわち建設事業に自由に充てられる財政の割合が少ないということを財政の硬直化ということに言いかえて批判したものにほかならなかったわけでございます。

79年、80年に相次いだ財政再建委員会中間答申と最終答申をにしきの御旗に、都民と職員に犠牲を押しつける減量経営が80年代前半に猛烈に押し進められました。老人医療の有料化を初め、福祉、教育の切り捨て、あらゆる公共料金の大幅値上げ、都民サービス部門を中心とした職員の大幅削減などが次々に行われました。景気回復で税収が伸びる一方、都民のための仕事を削ったのだから黒字になったのは当たり前であります。

２期目になると今度は、活力ある都政を考える懇談会を設置して答申を出させ、第２次行革を進めるとともに民間活力の活用が新たなキーワードとして浮上してきました。80年代後半は、世界都市東京づくりのため臨海副都心計画のほか都庁移転を起爆剤にした大型開発が次々に具体化されました。福祉、教育を抑え込み、バブルでさらに膨れ上がった税収は開発事業費に注ぎ込まれ、同時にため込みに回されたのであります。これが経常収支比率の引き下げと鈴木知事の言う健全な財政の結果なのであります。81年の臨時行政調査会発足に先立って、土光臨調会長が鈴木知事を訪問し、減量経営の具体化の方法を学んでおります。

臨調第一次答申に基づき、82年に老人保健法の制定で老人医療費が有料化され、同時に政府は自治体の上乗せによる無料化の撤廃を求めましたが、鈴木都政は他自治体に先

駆け、82年９月に都の上乗せ施策、国が70歳からに対し、都は65歳からの対象拡大分の有料化を行い、全国のかっこつき模範となったのであります。民活政策の典型として具体化されたのは東京の臨海副都心開発であります。都と大手金融機関が出資した第三セクターで事業主体となったわけであります。ゼネコンが入札をするという、これ以上にない談合体制が形成をされております。汚職での逮捕者こそ表面化していませんが、それ以上にゼネコン都政だと言われるほど癒着が構造化をしてきております。こういう中でバブル崩壊を契機にいたしまして、バブルの崩壊ということで一変してオフィスビル過剰になり、ことしの予算編成の方向と東京都はなってまいりました。

そして、開発を強行することによって東京都政は、いまや借金づけ財政に落ち込んでいこうとしております。経常収支比率などを見る場合に、私は都政の15年を教訓にして東京都政がたどった道の轍を踏むべきではない、このように日野市政の今後の財政構造のあり方として考えるものであります。いまや都財政は破綻をした。臨海開発のごり押し、公共料金の値上げ予算となりまして、鈴木都政の行き詰まりは明らかでございます。これからは都民の力による革新的な変換以外に都民を救う道はないわけであります。

次に、市内の大企業の納税状況も見てみることが必要であります。1989年、平成元年度は26社の法人市民税は23億円台でございました。1991年３月には19億円台に減り、1993年には11億円台と半分以下に減っているわけでございます。このような点から、大企業がもっと、もっと内部留保を吐き出すなど、市民に社会的な責任を果たすという、そういう税制こそ今の不況下では求められるのではないでしょうか。

最後に、国、都に対する財政上の要求の大切さを強調したいと思います。

第１点といたしましては、一つは地方交付税が18.3％も政府予算によって減らされている点、また保健所運営費交付金が削除される方向になっていること、市町村保健活動交付金が市町村に肩がわりさせられようとしていること、国保事務負担金も市町村に肩がわりさせられようとしていること、そして、また保育園の措置費も国の責任を放棄し、地方自治体にその責任を転嫁しようとする動きも出ております。

そして、所得税減税の減税財源については赤字地方債を発行したりして、結局地方自治体に借金をせよということを押しつけるものとなっております。これらの背景として地方自治体を、地方消費税の導入をせよということを単に、また表からも地方自治体に迫る政府の動きがあります。こういうとき、地方の自主財源を守るという運動を地方自治体がより一層大きくして、政府や東京都に求めていくことがどうしても必要な状況になっております。

次に、栄町サービスセンターのショートステイなどについてでございます。この特別養護老人ホーム等には来る国や都の補助金が栄町サービスセンターにはまいっておりません。このような制度的欠陥を改めて、今後は栄町サービスセンターのショートステイ等に対しても補助金がつくように、東京都、国に要求をしていくことが必要であると思います。

次に、学校図書館の嘱託職員のことでございます。この素晴らしい成果につきましては、予算委員会で大きく明らかになりました。ここまで日野市の学校図書館行政が前進をしている以上、今後、東京都や国に対して、その人件費分だけは少なくとも日野市の面倒を見ること、また全国的、全都的な制度化に前進させるように運動していくことが必要であると思います。

最後に、新年度予算案では市議会議員の海外視察の予算が計上されておりません。今の不況下、大変好ましい予算編成の方向でありました。このように部内において節約をできるものはさらに一層節約をして、市民本位の予算編成を今後も築き上げていくことが必要であると思います。

以上をもちまして、原案賛成の意見といたします。

○議長（福島盛之助君）　次に夏井明男君。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　平成６年度予算修正案に賛成する立場から公明党の意見を申し上げたいと思います。

所信表明にも具体的に現在の平成６年度の予算の背景、要するに厳しい予算背景の説明がありましたけれども、これは各市町村全部抱えた課題でございます。その中で日野市はどのようにそれを取り組んでいくのか、具体的な英知を結集してということで結論が締めくくられておりました。具体的に申し上げていきたいと思います。

一般会計総額予算ということで426億1,200万、これは平成５年度の法人市民税が34％ぐらい、要するに平成４年度と比較をして減の実態がございましたが、その厳しい平成５年度に比べてみても、平成６年度の市税の落ち込みというものが予測をされる。市民税の収入でも２億8,500万の減の予測と、こういうふうな形であります。随所に厳しい財政運営を強いられているという言葉が散乱しておりますけれども、それを具体的にどういうふうに乗り越えていくのか、常套的な考え方とすれば各基金の取り崩しということで、本年度も20億3,000万の基金の繰り入れをいたしております。

その中で評価すべき点とすれば、下水道事業、区画整理事業に具体的な取り組みを今

真最中にしているわけでございますが、そこで土地区画整理事業、これは事業費でございますけれども、31億、公共下水道事業の関係で60億の計上をいたして進めているわけです。

しかしながら、これの関連の予算を具体的に見てまいりますと、絶対的なお金が足りないという現象が出てまいりまして、予算委員会の会計予算の中でも都市整備部長のお話の中で具体的な、不要不急的な事業の展開を見送って、具体的に今できるところからの足元を固める作業をするというお話もありました。その結果、二、三年遅れる状況も考えられる、こういうお話でありました。

この公共下水道事業につきましては、60億からの事業費を計上いたしておりますけれども、具体的な状況を点検していきますと、要するに枝管、家庭管についての普及に比重が置かれているという状況でありまして、ここでも明らかに長期的な財政計画の見通しの中からみると、かなり公共下水道に投資する予算の不足が具体的に指摘をされている状況であります。その状況は具体的な形として、下水道特別会計でも７億円の減額の予算を計上せざるを得ませんでしたし、基金の取り崩しの中でも12億円をこの下水道事業に投入せざるを得ないというふうな状況が生まれたわけであります。

ここに基金の取り崩し状況ということで厳しい状況が今回指摘されたわけでありますが、この基金の五つの中で公共施設建設基金の取り崩しを本年も12億、これをそのまま下水道事業に投入したわけでありますが、年度末の残高が16億という形でございました。平成元年の段階では76億からの基金があったわけですが、当然、下水道事業が進むに従って、この基金の取り崩しを今ピーク時に迎えている状況というがありますが、実際にはもう息切れ状態になっているというふうに指摘せざるを得ない状況にあります。

また財政調整基金におきましても、今回の年度末残高が５億というふうな指摘でございます。要するに言葉が「ため込み」という言葉を表現される方がいますが、もう「ため込み」すらなくなっているという状況が現実に生まれてきております。

そのような中で高齢化社会を迎えて、どういうふうに対応をするのか、今回も保健福祉計画が発表になりましたけれども、具体的に多摩川苑福祉ゾーンにどのような経営形態の福祉政策を展開するのか、まだ試行錯誤の段階でございまして、いわゆる「浅川苑」のような、いわゆる公立の特別養護老人ホーム及びサービスセンターをつくることが根本的に無理な状況が生まれていると言わざるを得ません。

さらに高齢者在宅サービスセンターということで栄町にでき上がり、今回運営費が計上されておりますが、日野市の、そもそものこの在宅サービスセンターの構想は、中学

校区に１ヵ所つくるという構想があります。現在これを将来的に展開する裏づけになる財政計画がどういうふうな状況かということも不透明であります。

そのような中で、これに取り組まざるを得ない。実際には特別養護老人ホームへの待機待ちの方が年々急速にふえている状況でありまして、このような方に対する在宅サービスについての施策も、これからだというふうな状況になっております。

さらに市立病院の問題でありますが、平成５年度までの40億の基金の計画は一応達成をいたしましたけれども、今回の話の中でも市立病院を具体的にどういうふうに展開をするのか、500万の、ここでは調査費名目でございますけれども、ついている実情であります。実際の計画でいえば今の財政負担、財政能力がないという実情から見て、この市立病院の建て替えも実際には先送りになった予算というふうに言わざるを得ません。その辺を具体的に指摘をしておきたいと思います。

この市立病院の建て替えにつきましても、当初的には本年から本格的な、具体的な実施設計に入る段階の計画になっているわけですが、今回は500万の、その以前の段階としての足踏み状態のとりあえずの建設調査委託という名目で500万の計上であります。この状態も恐らく平成７年度もこのような状態が続くんではないかというふうに思われます。

さらに、行政水準の低下をさせないためということで基金の繰入を20億したわけですが、具体的に教育関係、また土木諸費、総務費の中でも、予算の一律の減額がございました。象徴的な話としては教育関係費の中で、これは予算委員会の中でも明らかになりましたが、いわゆる図書館の図書購入費、ここまで切り込まざるを得ないほどの実態が明らかになっております。これは他市との交換で賄うんだというふうな非常に苦しい答弁がありましたが、これが随所に見られる状況があります。

今回の新規主要事業の抜粋の中に見ましても、非常に苦心の後が具体的に見られるわけですが、その中で、教育、文化の項目の中でも、いわゆる日野山荘「大成荘」の運営費がここで計上されておりますが、これは今さら、ここで新規主要事業として挙げるほどの性格のものでもありません。また、ふるさと博物館の企画展、この点についても目新しい企画展ではありません。毎年夏に企画をしている段階でありまして、この当初予算の中に掲げるほどの性格のものではないわけであります。

さらにレベルアップ事業ということでここに掲げておりますが、その中に、例えば大成荘の移動教室のバスの借り上げが、わざわざ案内としてございますけれども、よくよく中身を見ますと、この大成荘を移動教室として使う学校が９校から19校にふえたとい

う、この実態だけをレベルアップ事業としての計上をせざるを得ないぐらいの苦しい案内になっております。

さらに象徴的な話でありますが、豊南橋の事業化の計画が現在ストップをした状態になっております。これは豊田の南口から南平の北口へ結ぶ橋として非常に期待されている橋でございますけれども、ここでは平成８年度の完成ということで事業化を進めてまいりましたが、平成４年度の地図調査、地域測量委託ということで予算が計上され、実施されましたが、本年は、この予算すらめどが立っていない状況であります。これは事業の先送りということを象徴的に物語っております。

さらに密接に関係いたしますが、一番橋の改修におきましても実際の設計委託までされておりますが、これも先送りの形になっています。

今回、このような状況の中で思い起こしますのは、いわゆる市民会館の、いわゆる浅川公会堂の建設がこれは議会の良識によってなくなりました。まさにこれは不要不急のものであったということが議会筋から論破されましたけれども、何とこれに計上された予算というのが27億6,000万の金額でありました。これがもしも日野市の計画どおりに実施されていたとすれば、非常に将来的に禍根を残すような事業であったということが明々白々であります。

いわゆる現在のような行政運営の能率化を図らなければいけない。また経常収支比率にしましても、今回の予算委員会の中で82％の見込みという予測まで立てられて指摘をされております。健全財政の経常収支比率は、せいぜい75％というふうな指摘もあるわけであります。その中で、具体的には内部管理経費であります人件費の問題、それから物件費の問題についても具体的な精査をして、市民の方から具体的な納得がいただけるようなことを展開しなければいけないわけでありますが、まだまだ甘い状況があると思います。

１点、指摘をさせていただきますが、物件費の切り込みにおきましても従来的な指導をされておりますが、どれほど議会筋からの予算、決算委員会を通じての指摘を謙虚に受けとめているのか、疑問な点であります。私も財政の効率的運用ということで漏水問題、電気の問題、それから電話の、いわゆる日野市の物品のリースの問題等を具体的に取り上げて指摘をさせていただきました。しかし、その指摘を財産にして予算運営をされていないという実態も明らかになったと思います。これをどのように取り組むか、これは１点でありますけれども、しかし、これによって節約ができるというデータも出たわけですから、それを取り組む姿勢が私は必要だろうと思います。その辺が抜けている

ということであります。

それから、原案賛成の方の意見を聞きまして、なぜ日野市企業公社に対する予算を減額修正して予備費に回したかという、これに対する積極的な賛成の理由づけはありませんでした。ないぐらいにお粗末な内容でございます。

具体的に申し上げますと、国の段階でも特殊法人、また公益法人の見直しが問題になっております。実際の、その設立の目的が国民の間に、また都民の間に還元をされているであろうかという議論が今なされている状況でありますが、日野市におきましては日野市の企業公社を株式会社として設立をするという原案になっております。事もあろうに驚きでありますが、3,000万からの予算を計上した中で、そのお金の使い道、事業計画の中身すらない。私は当初、3,000万からの予算を提示する以上は、かなり具体的な株式会社としての中身の仕事の内容、範囲、役員体制、監督関係、財政的な裏づけ、理由づけ等が私はかなり煮詰まっていると思いましたが、予算委員会の質疑を通じて、ないということが明確になりました。これは恐ろしい話であります。

さらに恐ろしい話は、市長は、この日野市の企業公社の存在理由を何に置いたかということであります。この施政方針の中では、「行政サービスの補完機能を充実するためだ」ということがありましたけれども、実際には予算委員会の中でこの話は皆無でありました。皆無どころか市長は、この日野市企業公社の目的は市の職員の再雇用の就職の場をつくるのが目的だというふうにおっしゃった。これは予算委員会の議事録を見ていただくと明白でございますが、これは全く市民をないがしろにした話であります。恐ろしい発想であります。要するに何のために予算を使うのか、定年退職した後の市の職員の雇用先を確保するのが目的ですという話を明確にされておりますけれども、そういうふうな発想でこのような予算を計上されることに対しては、私は全く反対であります。

そういう意味で、これを予備費に計上した修正案に賛成をいたしまして、意見とさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　次に森田美津雄君。

〔８番議員　登壇〕

○８番（森田美津雄君）　護憲市民会議を代表しまして、平成６年度日野市一般会計予算に対し、修正案に反対し原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

時間が逼迫しておりますので、用意したものを３分の１程度におさめさせていただきます。

昨年、細川政権が誕生して自民党長期政権を倒したということから多くの国民が国政

の改革に対して少なからず期待をしたというふうに思われます。そのことは当時の支持率の高さにもあらわれております。

しかし、その後の内外への政策はどれを取っても暗雲を感じることばかりで、改革どころか国民的には不安を感じることが多く、明確な展望を探り得ていないと言わざるを得ません。また、異常気象到来での米不足をてこに、当たり前のように米の部分解放を受け入れ、国民に押しつけてくる手法の中には、基本的な食糧管理制度に対する、その失敗に対する何の反省もないとまた言わざるを得ません。

一方でバブル経済崩壊後の円高の進行というのは、不況をより深刻なものとし、企業の人員整理を当たり前のように進行させ、多くの中高年労働者が企業内部で潜在的な失業者として位置づけられていると言われております。

このような中で我が国の経済情勢というのは大変不透明な部分を抱えたまま、また今後の見通しでも好転する気配もなく、一方では高齢化社会も加速度を加えて定年後の雇用も見通せない状況であります。平成６年度の国の税収の落ち込みも前年比で７兆6,000億円、また東京都の予算は６兆8,350億円で、前年比1,762億円、2.5％減ということで、このような状況を受けて日野市でも一層厳しい影響が出ておると考えられます。

一般会計426億1,050万6,000円、前年比では13億3,332万1,500円、3.03％の減の内容で、歳入財源としては極めて厳しい内容になっています。歳出に関しては、私は、全体としては減量しながらも人間のまち「日野」にふさわしく、人を大切にする諸施策、緑と清流を大切にする諸施策を中心に優先順位を見誤ることなく、予算と新規事業に関しても財政苦しい中でも積極的に踏み出しているという点、全体として高く評価できるというふうに思います。

具体的に言いますと、先ほど来、言われておりますが、栄町の高齢者在宅サービスセンターが間もなく開かれ、デイホーム、入浴サービス、ショートステイなど、サービスが開始される予算がついております。お年寄りを大切にする市政の象徴的な面の前進であります。あわせて「浅川苑」のより一層の充実、多摩川苑福祉ゾーンの一日も早い実現が望まれるところであります。

高齢化社会が加速度をもって伴っている現在、国や都の施策としても根本的に取り組まれる必要のあることですが、老人福祉に対する日野市での取り組みの方向というのは、その先駆的役割としても大きいものがあると思われます。老人保健福祉計画に沿って、ぜひ事業の前進をさらに進めてもらいたい。そのことを望みます。

次に、非常に厳しい状況の中で心身障害者福祉についての新規事業としてのホームへ

ルパーの派遣事業、第二たんぽぽの家の補助、さらに島田療育園の送迎バス運行費の補助も大変私は高く評価できるところだというふうに思います。この分野に対する施策の充実こそ、社会の中で人間として平等に生きていくための条件を整えるという意味からも大切なところだと言えるというふうに思います。障害の種類や程度に応じた、きめ細かな施策を今後とも追及していく必要があります。施設入所の措置はもちろんのこと、生活寮援護、あるいは通所訓練事業の充実、在宅福祉としてのバックアップ、緊急一時保護など予算化されている事業のより一層の前進こそ障害者の自立へのプログラムとして極めて大切でありますし、あわせて市民１人１人が障害者のハンディをしっかりと埋めていくことが当然だという気持ちになるための啓蒙活動、福祉教育も必要だというふうに思います。

さらに、ごみの減量対策、資源回収への積極的取り組みも評価し得るところです。ごみの最終処分については予算委員会でも発言させていただきましたけれども、第１処分場で起きている問題点について調査研究するとともに、安易な第２処分場対応をするのではなく、市民的なテーマとして最終処分のあり方についても積極的に市民の中に論議を投げかけ、市民の意見を十分展開できる場を多く持つことが必要であり、そのことを通して、ごみ問題に対する市民的関心と市民的コンセンサスをまとめていく努力が今後とも粘り強く必要だというふうに感じております。

４番目に土地区画整理事業についてでありますけれども、長年にわたって積極的に進められて新しい町の姿が既に見えてきたというふうに思うわけですけれども、この区画整理事業の中では地権者も、またそうでない住民の方々もまちづくりについて豊かな話し合いがなせる条件が徐々に整ってきているというふうに思われますので、自然と調和するという意味でも、また地域を活性化させるという意味でも、これからのライフスタイルを十分考慮に入れたまちづくりのプログラムが、住民参加の中で進められるようお願いしたいというふうに思います。

緑の推進、保全のための施策も引き続き大きく前進していることに対しては、地球環境を守るという人類にとって最も切実で大きなテーマに積極的に取り組む革新市政の基本的な理念が、しっかりと生かされているというふうに評価できるというふうに思います。また憩いの水辺事業、親水事業も都市空間に憩いの場をつくるということですから、ぜひいいものにし上がることを望みたいところです。

さらに農業の振興に関しては、試行段階とはいえ萬蔵台りんごの里事業への補助、これは都市における農地の大切さを見直すという意味でも大事なことですし、市民農園事

業や農業公園も市民の農業への関心と農地を生かすという点でも大切な事業であると評価できるというふうに思います。

それから健康と医療について、市立病院の建て替えや南部地域の医療施設の建設については、財政難の折りですが、何としても実現するという姿勢の中で積極的な取り組みのためのプログラムを町に投げかけ、全市的な討論を巻き起こしていいのではないかというふうに思います。市立病院の現状を考え、また南部地域の医療体制を踏まえるなら、私は必ず市民的な合意は得ることができると思います。特に関係者は踏み込んだ討論を一日も早く開始をしていただきたい、このようなことを望む次第です。

それから、東京で初めての学校図書室への嘱託員の配置は、予想以上の成果を上げていることが予算委員会での発言でも明らかになっております。私は、この制度がぜひ実りあるものとなるために条件の見直しについては市当局も積極的に取り組んでいただきたい。また、都や国にもしっかりと要望していただきたいというふうに望むところです。

それから、日野市の企業公社の法人化に対する予算の修正案に関しては、私は反対です。自治体の市民サービスに創意工夫をもたらすという点においても、あるいは定年職員の皆さんの知恵や、あるいは知識を町の中に生かすという意味でも株式会社化することにより他方面に意味のある事業を展開をでき、画期的な試みとして意義があると思われるからです。設立するための出資金の3,000万円の計上は、出資金の最低限度を定めた商法の立法趣旨が、財産的基盤が脆弱なまま経済界に登場することの危険性を防ぎたいということにあるとすれば、市が全額出資する株式会社であればなおのこと、しっかりとした基礎を持って取引界に登場することこそ立法趣旨にもかなうというふうに思います。

したがって、この点、3,000万円、あるいは5,000万円でもそれ自体に意味があるわけであり、この点をもって認めないということにはならないというふうに思うからです。

最後に市民参加の推進に関する要綱についてですが、これは市政のあらゆる分野に民主的な市民参加の場を保証しようとするものであり、議会制民主主義を補完するものとしては大変意味があるというふうに評価できると思います。市政の政策立案、あるいは施策の運営等についても市民の意見を受け入れるために、広く市民参加の場を設けるものだとすれば、一日も早く条例化をすることが望まれる、こういうふうに思います。

簡単でありますけれども、原案賛成の立場からの意見とさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

〔7番議員　登壇〕

○7番（小川友一君）　民主クラブを代表して、平成6年度一般会計予算に対して意見を述べさせていただきます。

日本経済が安定成長期であった平成4年度までは、予算総額は大きく伸びてきたわけであります。平成5年、6年度は予算総額が減額となり、今期は前年度対比3.0％の減であり、基金積立金の推移から財政状況を考察してみても公共施設建設基金、財政調整基金の取り崩しにより市民サービスの低下等に対処している現状の中で、市民要望の最も高い下水道事業及び土地区画整理事業、いわゆる土地基盤整備の予算は、工事費、すなわち一般会計よりの繰出金は、それぞれ7,110万円、8,230万円強の減額予算が計上されたわけであります。

市長及び市長の支持母体である共産党の公約である1998年、いわゆる5年後には、下水道普及率100％にするという公約は、減額予算の中でどのようにして実現がされるのでしょうか。また、土地区画整理事業は減額予算の中で先送りになっている状況であり市政の責任者としての責務が果たされているとは、どうしても考えられません。市民に対し公約を掲げ選挙戦を戦った以上、厳しい財政状況においても予算計上をしっかりと措置し、事業執行をしていくことが当然であります。

また、病院建設に向けては大規模事業であるにもかかわらず主管課の人事も兼務であり、建設推進プロジェクトチームも組まれてなく、四・三ブロックにあるさまざまな公共施設、いわゆる幼稚園、保育園、支所、消防署等の移転計画、資金計画も明確にされておらず、南多摩医療圏のベッド数の増床が1,165床認められているからといって、単に都に要望しただけで具体的な計画を示さなければ、病院建設は認められないと同時に起債も起こせなくなってくると考えます。

2月に実施された市議選においても、共産党市議団は、市立病院を建て替える、南部に病院を建設しますと言って、森田市長の顔写真を載せ、機関紙「明るい日野」に掲載し、街頭で市民に訴え、市民に公約をした病院建設も、今年度の予算の中に病院建設基金の積立もしていないという事実は、市民に対する公約を破り、選挙戦を勝ち抜く手段として病院建設を打ち出しているに過ぎないと判断されても仕方がないと考えます。公約をする以上、しっかりとした財源の裏づけと建設に向かっての計画を示すべきだと考えるものであります。

次に緊縮財政の中、歳入の基幹である税の伸び率の低下は、我がまち日野の各種事務事業の進捗に大きな影響を及ぼすことは必至であり、このことは経常収支比率が危険水準である80％を上回る状況下、すなわち平成4年度79.5％、平成5年度見込み数値82％、

平成６年度見込み数値は何と83.1％の一字を見ても弾力性を持って適切に財政運営が行われているとは、どうしても考えられません。このことは、まさに共産党の言う公共料金の値上げ、福祉、教育に大きく影響が出るという懸念がされるところであります。政策集団である我が民主クラブは、このような事態にならないように経常収支比率を下げるための財政再建をすべきであると主張をしているところであります。

また、党の機関紙に経常収支比率と財政力指数を控え、いかにも日野市が健全財政であるかのごとく広報宣伝をする共産党の手法は、市民に事実を伝える議会人としての責任が果たされているとは考えられず、繰越金を黒字に置きかえ、毎年６億円を超す黒字を続けているかのごとくの宣伝活動は、まさに年度内に事業が執行されず市民ニーズに応えることができなかったあかしであり、市民に錯覚を与えることにつながるわけであります。市民は行政サービスを望むものであり、黒字を求めるものではないと考えるところであります。

次に、予算組みの手法についてであります。予算の大原則は地方公共団体が必要とする金銭の収支予定計画であり、この収支計画は一会計年度内における一切の収入と支出を見込む、いわゆる総計予算主義であり、地方自治法第210条の中にうたわれているところであります。

平成６年度の予算案の中の諸支出金にかかる土地開発公社の利子補助金の予算額についてであります。ここ数年補助金は10億円を上回っているにもかかわらず、５億8,700万円程度の予算計上であり、地方自治法で定めた総計予算主義に反するものであり、昨年９月の決算委員会及び一般質問で是正を求めたところであります。

しかし、議会の指摘にもかかわらず同様な手法をとったことは、平成６年度の一般会計予算は１年間の予算として認められるものではなく、地方自治法に抵触するものであり、本来、我が民主クラブは否決すべきと考えたところであります。しかし基盤整備を計画どおり進めること、限られた財源を有効に使用していくこと、土地開発公社の運営を適正に進めていくことなどにあわせ、一昨日の参議院において可決された所得税減税に伴う市民税の減額が26億円にも及ぶ状況の中、早急に総体的な見直しを図り、年度内の早い時期に法律にのっとった、しかるべき措置をとることを強く求めるところであり、理事者は財源確保に全力を尽くすとともに行政内部のリストラを実行すべき時代であることを指摘し、今後の対応を期待するところであります。

さて、最後に、無認可公団体として数年間事業を執行してきた企業公社の件であります。企業公社は市長の職務権限の範囲において委託業務を行っているところであります

が、公法人としての対応を再三議会より指摘を受け、公益法人設立に向け行政努力をしてきたところであります。しかし、都地方課の見解により委託業務のみでは公益法人は無理との判断がなされ、株式会社に移行し、今期、法人化事務経費3,050万円が計上されたわけであります。

しかし、株式会社設立のプロセスと余りにもずさんであり、委員会の質疑に対してしっかりとした答弁ができない状況であります。すなわち委託業務の範囲及び業務内容の将来構想のシュミレーションも明確にされてなく、役員人事も示すことができず、何より今期計上をされた3,050万円の財源内訳、及び根拠も委員会に説明ができないばかりか、予算審議の場で虚偽の説明をするような市長の姿勢には、大きい不信感を抱くばかりであります。到底この予算を認めるわけにはいきません。よって、この投資及び出資金、すなわち日野市企業公社法人化事務経費3,050万円を減額し予備費に繰り入れ、先に述べたさまざまな要件を満たし、しっかりとした法人化に向けての計画を立て直し、議会に示すことができるような状況に至った時点で、再度補正予算として計上すべきであると判断したところであります。

以上、委員会審議を通じ、我が会派を初め他の委員の皆様から、多くの是正すべき課題に対し指摘を受けた内容に対する今後の市長の責任は重大であると言わざるを得ません。議会の指摘には謙虚に耳を傾けることは当然のこととして、幹部職員の意見を素直に酌み入れ、公正、公平な市政運営をしていただくことを強く期待し、原案反対、修正案賛成の立場での意見とします。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君。

〔4番議員　登壇〕

○4番（渡邉馨鴻君）　私は無会派の1年生、不慣れでありますので、文言その他、不適当な部分もたくさん出てくると思いますけれども、新人ということで、ひとつ御勘弁ください。また連日連夜の予算委員会で、わけのわからない私の質問に一つ一つ丁寧に御指導、御助言をいただいた説明員、先輩の議員さんに心から敬意を表します。

さて、本論の平成6年度の予算案ですが、これは市民生活の実態を無視した極めて乱暴な予算と思います。賛同できません。反対です。また株式会社設立にかかわる修正案が出されましたけれども、手法としては理解はできるんですが、この程度の妥協で本当にいいんだろうか、素朴な疑問を思います。申し訳ございません。納得できないものであります。これにも私は反対の立場でございます。

なぜかと言いますと、会社の名前も決まりも事業内容も明確でない、そういう計画に

対して賛成していいんだろうか、本当に素朴にそう思うわけです。原案、そして修正案に反対すると市民生活に大変迷惑を及ぼすことは承知しています。しかし、長い１年間の市民生活を考えたとき、当初の間違いは傷が浅いうちに直しておいた方がいいんではないか、素朴にそのように思うわけです。

以下、８点について修正案反対、原案にも反対します。さらなる反対の立場で身近な素朴な問題について申し上げたいと思います。

時間の関係上、素晴らしい諸施策について先ほど来、何人もの議員さんが指摘されておりましたので省かせていただきますが、御勘弁ください。

問題点一つに歳入部門であります。いわゆるギャンブルであります。清潔よどみない清流のまち日野市、私は34年の市民生活の中でこのことを知らなかったことについて、全くうかつであったと残念に思っております。平成４年で10億円、平成５年で７億5,000万円、本年度予算でも４億6,000万円を見込んでおります。ただ、ただ無念に思います。

第２番目に市民の財産である学校、市役所、地区センター、そしてこの市役所などについても公共施設の維持管理ということに、維持管理の計画性がないということであります。命を守り生活を守るという公共施設のメンテナンス計画がないというのには、本当に愕然としました。民間会社では考えられないことです。いかんとも納得できません。

第３に民生費、建設費にからむ福祉関係です。市民が年々高齢化している中で、その年限り、場当たりではなく、平成６年度の予算は平成７年度へ、そして８年度へ、５年先、10年先に継続的につながっていく、それが我々を育ててくれた、歴史を築いてくれたお年寄りに対する我々の義務だと思うんです。それがつながっていかない。そこに私は不安を覚えます。福祉の原点をもう一度見直して、考え直していただきたいものだ。

例えば市営住宅の建設に当たって、単なる老人村をつくる、そういうことではなくて３世代、４世代が一緒に住めるような設計に入ったらどんなものだろうか。素朴に思います。そして、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒に住めて年寄りが身近にいる。その中で本当の触れ合いが始まるんではないか。お年寄りを簡単に年寄り村や老人ホームに追いやり核家族を助成するような住宅政策は、どこかゆがんではいないか、考えております。品物や、お金も大切な生活の糧ですが、それよりももっと大切にしたいのは心のこもった温かい思いやり、つながり合いではないでしょうか。

もう一度申し上げます。高齢化がどんどん進む日野市において本当の福祉とは何か、５年先、10年先を見通した福祉の原点を見つけていきたいものだ、御一緒に考えていきたいというふうに思います。

第４は、農業、工業、商業の地場産業の振興です。

市長は、かねがね職住一致を口にしておられますが、――多くは申し上げません、時間がございませんので――不況の折りとはいえ税収の面から見ますと、各業者の悲鳴が本当に聞こえてきます。市内業者の育成は、どこでもだれでもが考えることですけれども、この日野市発展の上からもぜひ御再考いただくようお願いしたいと思います。

５番目、ＪＲ日野駅を利用する皆さんへのいたわりです。たくさんの税金をいただく中、皆さんは朝早くから出勤されています。しかし、坂上のあの山の上から、とことこ下の谷底まで下りて、また階段を上がって上まで上がる。しかも狭い混雑の階段を上がる。何とかならないものかと思います。

簡単に言えば西口にちょこっと改札口をつければ、単純計算で混雑は半減するんじゃないかな、駅ビルだの駅舎の改築など大きなことを考えるのも本当に素晴らしいことだと思います。簡単にできることから、そういう観点から立ちますと、西口の改札口、ＪＲとかけ合ってもらえないものかな、そのように思います。

第６は区画整理関係です。先ほど夏井議員からも御指摘がありましたけれども、現在の進行ぶりでは一体何十年かかるでしょうか。特に進行の遅れている豊田南、来年はどうなんでしょうか、再来年はどうなんでしょうか、中央線の駅では、たった一つです。下水道はない、バスは通らない、何もない、かにもない。豊田南口はまことに悲惨な状況にあります。

再開発問題にどのように対応されているのか、十数年前、市長さんは区画整理事業の説明会で、豊田南口は吉祥寺駅北口のような高層ビルの並ぶ素晴らしい町にすると模型を示して御説明になりました。住民はみんなその市長さんの言葉に酔いました。非常に感動して、今でも住民の皆さんはそれを信じて、市長さんの当時の情熱を信じて、いつできるんだろうか、期待しております。ただ地域住民の、早く区画整理を終わらせてくれという……。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。４月１日は特別委員会の日でありますが、議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって４月１日は、特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。４月１日の会議は議事の都合により、特に午前０時に繰り上げて

開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、４月１日の会議時間は午前０時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は、午前０時より開議いたします。

本日は、これにて延会いたします。

午前０時00分　延会

4月1日　金曜日　（第10日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第10号）

4月1日　金曜日　（第10日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	土方重男君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	谷正幸君	社会教育部長	大谷俊夫君
市民税課長	武居一茂君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成6年4月1日（金）
午前0時開議

（議案審査報告）			（一般会計予算特別委員会）
日程第1	議案	第19号	平成6年度日野市一般会計予算
			（特別会計予算特別委員会）
日程第2	議案	第20号	平成6年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案	第21号	平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第4	議案	第22号	平成6年度日野市下水道事業特別会計予算

日程第　5　議 案　第 23 号　平成６年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第　6　議 案　第 24 号　平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第　7　議 案　第 25 号　平成６年度日野市老人保健特別会計予算
日程第　8　議 案　第 26 号　平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算

（取り下げ）

日程第　9　紹介議員の取り下げの件

（継続審査）　（文教委員会）
日程第 10　請 願　第６－５号　「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願
日程第 11　請 願　第６－６号　全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願

（厚生委員会）
日程第 12　請 願　第６－４号　年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願
日程第 13　請 願　第６－７号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願

（建設委員会）
日程第 14　請 願　第６－１号　通学路の安全確保に関する請願
日程第 15　請 願　第６－２号　旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願
日程第 16　請 願　第６－３号　堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願

（請願上程）
日程第 17　請 願　第６－８号　多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願
日程第 18　請 願　第６－９号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情

（撤　回）
日程第 19　議 案　第 33 号　日野市助役の選任について
日程第 20　議 案　第 34 号　日野市収入役の選任について

（議案上程）

日程第　21	議 案　第 38 号	日野市監査委員の選任について
日程第　22	議 案　第 39 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　23	議員提出議案第１号	住宅・都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書
日程第　24	議員提出議案第２号	細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書
日程第　25	議員提出議案第３号	地方分権の推進に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第22まで

午前０時00分　開議

○議長（福島盛之助君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

渡邉馨鴻君、続けてください。

○４番（渡邉馨鴻君）　　区画整理のことを続けます。今でも地域商店会の皆さん、そして地域の住民たちは、市長さんの構想の実現を夢見ております。何とか早くその夢を実現させてあげるよう御努力を切にお願いする次第です。

７番目です。防災関係費についてです。今、東京直下型大地震が予測され、また東海大地震が今すぐ起きるかもしれないというこのごろでございますが、市民の命にかかわる重大事です。この程度の予算で本当に大丈夫でしょうか。慎重に、しかも重大な決意を持って臨んでいただきたい。命にかかわる問題です。

最後です。８番目に移ります。教育関係費です。教育予算を見れば小学生でもわかることです。３年にわたる教育費の削減は、合わせると30％にもなります。唖然とせざるを得ません。まさに教育は無視されたんではないかというような感すらあります。

特に本年、平成６年度経常経費で３億円以上のマイナスとなっているのは、これはぜひ頭にとめておいてほしい。年度内に何とか折りを見て対応策を考えないと、現場の先生方や子供たちは対応のしようがないんじゃないかと思います。このところ、ぜひ御再考をしていただいて対応策を重ねてお願いいたします。

また関連して、本市にはアトピー症やぜんそく症などで心身ともに苦しんでいる子が100名おります。80名から100名です。そのこともぜひ頭に置いていただいて、積極的な健康対策を進めていただくようお願いしたいと思います。

以上、大層なことを申し上げましたが、１年生議員として初めて経験しました予算審議でございます。肌身に感じた所感を素直に感じて終わらせていただきます。

最初に申し上げたつもりですが、それでは繰り返し申し上げておきます。

私は、原案に積極的に反対します。そして修正案にも消極的な反対の意を表します。

○議長（福島盛之助君）　　菅原直志君。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　　菅原直志です。三つお話しさせていただきます。

まず、大前提として私は修正案に賛成いたします。なぜ修正案に賛成するかというお話です。企業公社をつくる場合、これは株式会社をつくるということですから、定款、またはその役員についての基本的な考え、そして、その事業内容、それぞれ明確に示さ

れていなければ認めるわけにはいかないと思います。

ただ私は企業公社自体を反対しているわけではなく、これは確実に、しかも積極的にやっていかなければいけないと思います。だから、つぶしてはいけないと思います。早急な対応をするのではなく、よく熟慮した上でもう一度会議の場に乗せていただきたい。そのような思いを込めて、一つ目、この修正案に賛成しよう、そのように考えます。

二つ目です。衛生費の中の15目、健康管理費についてです。ことしから新規として喉頭がんの検診についての予算が上げられました。これを評価いたします。今、日野市では３人に１人の方ががんで亡くなられております。そのことも考えて、これからも、もっと、もっとこのがん対策、そして衛生費についての私たち市民の健康を守ること、これを進めていきたい。そのように考えて、これを評価いたします。

最後、三つ目です。今回の予算委員会、これの話の中で長沼橋の、この長沼橋が危険であると、そのようなお話がありましたので、私、早速行ってまいりました。行っての実感です。非常に危険です。これについて、長沼橋架けかえに伴う負担金、これが計上されておりますが、早急な対応をしなければ本当に、例えば３カ月以内に事故が起こる可能性が高い。そして、また学校の生徒、または普通の市民もそうなんですけれども、あの橋に慣れた時点で本当に事故が起こってから、それから対応しては遅いんです。だからこそ早急な対応を求めて、この修正案に賛成する意を含めて、今回の意見を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

〔14番議員　登壇〕

○14番（執印真智子君）　生活者ネットワークといたしまして平成６年度日野市一般会計予算案につきまして、原案賛成の立場で一言意見を述べさせていただきます。

平成５年度に続き厳しい経済状況の中での予算編成であることを十分に認識しつつ、過日の３日間の一般会計予算特別委員会の傍聴もあわせ、原案賛成といたします。しかし、一部分、大変大きな問題を感じつつの賛成ではありますので、その件についても意見を述べさせていただきます。

まず評価させていただく点として、地球環境問題への足元からの取り組みがあります。

１点目は、フロンガスの回収事業です。これは昨年９月の一般会計決算特別委員会での質問に答えていただいての早急な対応で、子供たちに生き続けられる地球環境を残すための施策として、大いに歓迎をいたします。

２点目は、ゴミ問題解決の一助としてのコンポスト、生ゴミ堆肥化容器購入補助金で

す。

３点目として、雨水地下浸透施設設備補助事業です。自然の恵みを生かし、地下水涵養、雨水流出抑制を進めるわけですが、コンポストにつきましても、この雨水地下浸透施設設備に関しましても、市民へのＰＲを徹底していただきたいと思います。

次に評価させていただく点として、都市農業育成があります。萬蔵院台りんごの里事業は、平成６年度で３年目を迎えることになります。猫の目農政の中で、国内の農業が衰退していく中、都市農業も苦しい現実となっておりますが、市内の農家の皆さんにがんばっていただきたいという思いは、食べる側の市民にも広がってきています。コンクリートで固められただけでない日野市をつくり育てていくことは、100年先、200年先の子供たちにも誇れるまちづくりになってまいります。その意味からも萬蔵院台りんごの里を含む倉沢地区の谷戸の自然を守る施策も、なお積極的に進めていっていただきたいと考えます。

次に、大変大きな問題であり再検討していただきたい点があります。それは谷戸沢の第２処分場建設についてです。

御存じのように現地では、第２処分場建設の反対運動が起きています。日の出町で暮らし、子育てをされている方々からすれば当然の思いであると考えます。これまでの廃棄物処理の流れや、また議会、行政の動き、他市とのかかわりからいえば、ほかにどんなやり方があるのだということになるのだろうと思いますが、もう一度ゴミの始末ということを根本から見つめ直していかなければいけないと考えます。

今回の予算委員会の中でも市長は、哲学的には自区内処理であるという旨のお答えをされていたようですけれども、現実的な検討が必要ではないでしょうか。確かに建築基準法から見れば、日野市の中で自区内処理をするというのは、非現実的夢物語、一部市民のたわ言ということにしか現状ではとらえられないのかもしれませんが、しかし、よその町の谷へゴミを埋められるということでゴミ問題、リサイクルへの取り組みの甘さはないでしょうか。谷戸沢第２処分場建設については、再度検討していただきたいと思います。

食品安全について、福祉、教育全般について、また女性の社会参画については、今議会の所信表明でお伺いいたしました市民参加の要綱を十分に市民の側を向いて使っていただきたいと思います。

特に保健福祉計画については、フォローアップやローリングのときなどに日常的な市民参加を保証することが必要だと思います。また市民参加の中に内なる国際化の視点を

持ち、市内の外国人の人権を守ることをさらに進めていただきたいと思います。英語版のガイドブックができましたが、他の国の分についても作成をお願いしたいと思います。

企業公社の法人化については、市民サービスの面から見て市の方針が理解できますので、原案賛成の立場といたします。

しかし一言申し上げたいのは、あいまいな説明や、不確かな記憶による説明は避けていただきたいということです。わかりやすい言葉使い、正確な説明が市民参加の第一歩であることをもう一度認識していただきたいと思います。

最後になりますが、日ごろの職員の皆様の御努力に心から敬意を表します。

以上、生活者ネットワークといたしまして原案賛成の意見を終わります。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　議案第19号、1994年、平成６年度日野市一般会計予算に対しまして、原案賛成、修正案反対の立場で無会派、日本社会党としての意見を述べます。

さて、バブルの崩壊した日本の経済の動向は、昨年度の実質成長率、そして名目成長率を見ておわかりのとおり、景気回復の見込みが一向に立たないという大変厳しい状況の中にあります。

３月29日付毎日新聞でも報じられておりましたが、総務庁、労働省がまとめましたこととし２月の完全失業率は2.9％になりまして、円高不況当時の1987年６月の3.0％以来の高い水準に達しました。特に女性の失業率が過去最高の3.2％を記録したそうであります。また完全失業者は男性110万人、女性84万人の計194万人で、前年同月比23.6％増となり、景気後退の中で厳しい雇用情勢となっております。

それを裏づけるように大手企業を中心とした各企業は、人員整理や工場閉鎖、また操業短縮などなどで、何としてもこの深刻化する不況の嵐の中から抜け出そうとしています。また最近では、一度決まった就職が不況のあおりで採用が取り消されるなどのケースがありまして、雇用が不安定な状況にあるのが現実であります。

これらの一連の動き、あるいは数値は、暗い世相として社会的な問題となっております。そもそも、このような経済情勢をつくった主な要因は、これまで一党支配を長く続けてきましたかつての政府自民党が、10年前みずからがつくり出した財政赤字をてことしまして行政改革を臨調、行革として行い、福祉や教育、生活予算を大幅に削減し、あわせて働く多くの勤労国民の実質賃下げや労働強化を行って、国民に負担を強いてきました。そして、これで浮かした財源をもとにして大規模開発を中心とします都市基盤整

備を推し進めてきたと思います。このことが結果的に地価を高騰させ、バブル経済を生み出したというふうに私は思います。

そして、その結果、国債の累積赤字は10年前に比較しますと２倍以上になりました。生産力を上げるということを基本としないバブル経済がはじけ崩壊することは明らかであり、今日の不況は自民党政治の失政によりつくり出されたものであると強く主張したいと思います。

したがいまして、こういう経済情勢のもとでありますので、本市の予算編成をめぐる財政状況も国や東京都と同様に一層厳しい状況に置かれ、御案内のとおり一般会計の総額は概ね426億1,200万円、前年度当初予算と比較しますとマイナス13億3,300万円、率にしまして、マイナス３％という大変厳しく深刻な予算案となっています。

しかし、そんな厳しい予算案の中での、これから述べますところの基本的な部分、また具体的な施策の中に幾つかの評価のできるものがあります。順次、私の意見も含めまして述べてみたいと思います。

評価すべき１点目であります。森田市政の予算編成や市政を進める基本的な方針は、他市でとかく見られがちな中央集権の政府の出先機関的なもの、あるいは下請け機関となりがちな地方自治でなく、憲法92条で言うところの地方自治の本旨に基づき市民の立場に立ったものであり、本市の市政に取り組む基本姿勢の一つであります「憲法を市政に生かし16万市民の命と暮らしを守る」というスローガンのゆえんは、ここにあるわけであります。だれしもが高く評価できるものと私は思います。

評価すべき２点目であります。いわゆるバブルの崩壊により、これからも続いていくでしょう経済の長期低迷の中、特に福祉や教育、まちづくり関係には施策の後退のないよう事務事業の合理化、あるいは効率化を図り経常経費の節減を行うなど、あらゆる努力の傾注された予算であると私は理解し、評価するものであります。

特にここで申し述べたいのは、重点施策の課題であります高齢者や障害者対策を中心とします福祉施策への充実、また、まちづくりへの促進、教育、文化への振興策、さらには緑の推進やゴミ問題、交通対策についても積極的な取り組みが感じられるものであります。これまで我が党が予算要求や本会議等で主張してまいりました生活者の立場の施策が、十分でないにせよ反映されているものであります。

評価の３点目であります。景気停滞の影響による大幅な財政の落ち込みの中、大変厳しいものがありますが、行政水準を低下させないため、財政調整基金による財源補てんを中心とします各種基金の有効活用を初めとするさまざまな財政把握を行うなど、重点

課題に積極的に取り組む姿勢を示した努力が随所に伺われるものであります。

4点目であります。ふだん一般的に使われています「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」、この文言は具体的にどんな町であるかと考えたとき、私は次のように考えます。

それは、私たち市民の日常生活圏の中で、そこに住む人たちが心身とも豊かで安心できる環境である町であると。もっと基本的なところで言えば憲法25条の精神であり条文ではないでしょうか。憲法25条の前段にはこう書かれています。「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」――これは生存権をうたっています。そして後段には、こう書かれています。「また国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の工場、及び増進に努めなければならない」――ここでは国の社会的使命をうたっています。「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」とは、このことではないでしょうか。

現代的な生活や個性ある文化を援助できる社会を構築することは大変なことだろうと思いますが、そのことについて若干触れてみたいと思います。

平成6年度予算の中で見る高齢者や心身障害者対策を中心とする福祉施策の充実と、以下、次に述べることがその顕著な例でないかと思います。

具体的には、都営栄町団地内に建設を進めてきました栄町高齢者在宅サービスセンターが完成し、デイホーム、入浴サービス、ショートステイなどなどの業務が開始され、在宅福祉施策の一層の充実が図られます。また、高齢者サービス調整チームを設置し、高齢者に対する福祉、保健、医療サービスなどなど体系的に推進していくことになります。さらに精神障害者通所訓練施設「第2たんぽぽの家」、島田療育センターの送迎用バス運行のための、それぞれの補助が組まれることになりました。

また、これまで胃がん検診を中心として五つのがん検診を実施してきておりますが、今年度から喉頭がん検診を新規事業として開始することなどなど、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまちづくりに向け、重点施策を着実に推進されていることは評価できるものであります。

次に、要望を3点、述べたいと思います。

乳幼児の医療費助成がことし1月より、日野市単独事業であります従来のゼロ歳児までから2歳児までに拡大をされました。私自身、平成4年第1回定例会でこの問題について一般質問に取り上げただけに、医療費助成の拡大が早期実現されたことは大変嬉しく思っております。

しかし、せっかくの制度も所得制限があるため対象者が限定、縮小されてしまっていることは残念であります。１歳、２歳児は親からの免疫力が低下をし、ゼロ歳児より病気にかかりやすい体質となっています。先進地の２歳児医療の無料化はこうした教訓、あるいは実態、そして医療費にお金がかかり過ぎるということを直視し制度化されたものであると思います。今後とも１歳、２歳児の所得制限の撤廃を目指し市側の最大限の努力をされますよう、強く要望をいたします。

福祉についての要望を述べたいと思います。

日野市の福祉は日本一である、日野市の老人福祉は日本一であるという話をよく耳にします。確かに本市の福祉が進んでいるということで、老後の生活をするのに日野市で、あるいは住みかえをするならば福祉の日野市へということで、他市から日野市へ転入されている方があると聞いていますし、私自身もそういう人にお会いし、接しております。

しかし、福祉の日本一ということと福祉が進んでいる、福祉が素晴らしいということは違います。私はこれまで、日野の革新市政の福祉の進んでいるところを率直に評価をし誇りにしてまいりました。ですから否定したことは一度もありません。しかし、日本一の福祉の町であると思ったことはありません。市長も多分、日野の福祉が日本一だとは思っていないと思います。

ここに東京板橋区の平成５年度の一般会計の予算のパンフレットがあります。板橋区の平成５年の歳出合計は、概ね1,568億円でありますが、福祉費に657億3,000万円、率にしまして全体の41.9％と、41.9％を充てております。つまり予算のほぼ半分を福祉に充てています。ちなみに日野市は予算規模が違いますので、額は省きますが、率にしますと27％であります。

そして、ここに東京23区と27市の５町９村の平成３年度の高齢者福祉施策、区市町村別単独事業実施状況の一覧表があります。この一覧表には、一つとしまして、暮らしと住まいの施策、二つとしまして、健康、医療、介護の施策、そして社会活動の推進という三つの項目に大別され、大別された三つの項目は、敬老祝金品、医療費の助成、また寝たきり高齢者の援護などなどを中心に11項目に中別され、11項目はさらに住宅対策、理容サービスの実施、国民健康保険料の助成、針、マッサージの実施、老人医療費の助成などなどを中心に53項目に分別されています。

各市町村別に実施している施策にはマル印がつけられておりますが、先ほどの板橋区の場合、40項目にマル印がつけられています。福祉に657億をかけていても、それでも東京23区の18番目に甘んじております。同じ調査項目での多摩27市を見ますと、調布の

38項目、町田の37項目、多摩の30項目をベーススリーに日野市は31項目実施ということで、27市中11番目に位置することになります。

私は、今述べた数字がすべてをあらわしているとは思っておりません。むしろ日野市は他市に誇れる福祉がたくさんあると思っています。その調査とし福祉の町ということで行政視察に他市町村から来ております。

しかし、日野市が今の福祉で満足することなく、先進地の福祉を研究をし、他先進地に追いつき追い越せを合い言葉に、今後さらに住んでよかったと言えるまちづくりに邁進されるよう、要望をいたします。

最後の要望をいたします。

昨年８月の１日、私がこれまで大変お世話になっておりました方、その方は日野市発展のため、これまで大変な功労のあった方でございますけれども、多摩平の泉塚交差点の近くで交通事故に遭い、そのことが原因で３日後に亡くなりました。先輩の事故現場をその直後に二度車で通ったことは、何かの因縁だと思っております。

それにしましても残念であったことは、事故現場の至近距離に市立病院があったにもかかわらず、京王線の京王永山駅という遠方まで運び込まれ処置をしなければならなかったということであります。京王永山駅そばの医療センターまでどのくらいの時間を要したかは不明でありますけれども、その貴重な時間で、もし市立病院で適切な処置をされていたならば、あるいは助かったかもしれないと思ったのは、私一人でなかったと聞いております。

市立病院の建て替え問題は、これまで多くの時間をかけ議論を進めてまいりました。もう百家争鳴のときではないと考えます。市立総合病院建設事業を進めるため基本計画策定に必要な調査を実施するとなっておりますが、議会のこれまでの経過を尊重していただき、先ほどの例を「他山の石」とするのは不謹慎でありますけれども、一日も早い実現に向けての市当局の御努力をお願いをいたしたいと思います。

以上を申し上げまして、無会派日本社会党の意見を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手多数であります。よって議案第19号、平成６年度日野市

一般会計予算の件は修正可決されました。

これより議案第20号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成６年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長　登壇〕

○特別会計予算特別委員長（奥住日出男君）　平成６年度特別会計予算特別委員会に付託されました７議案について審査報告を申し上げます。

議案審査に入る前に委員長と副委員長の選出が行われ、委員長には私、奥住日出男が、副委員長には橋本文子委員が選任をされました。

特別会計予算特別委員会は３月29日に開催され、七つの特別会計に対して、延べ14人の委員から19件の質疑や行政への提言、あるいは意見、指摘が行われました。審査の結果、７議案とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、各議案の審査を順次報告申し上げます。

議案第20号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算の審査報告と結果について申し上げます。

主な質疑としましては、流産や死産に対する拠出金について、国保税の見直しについて、短期人間ドック受診料補助金について、葬祭費について等々でございました。特にあとは質疑・意見はなく、採決の結果、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の審査報告を申し上げます。

主な質疑としましては、まちづくり計画地区調査経費について、保留地処分の見通しについて、区画整理助成経費について、農業用水景観整備事業業務委託料について、高幡土地区画整理駅前周辺整備についてでありました。

ほかには質疑はなく、また特に意見もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可

決すべきものと決しました。

次に議案第22号、平成６年度日野市下水道事業特別会計予算の審査報告を申し上げます。

主な質疑としましては、下水道施設の瑕疵による損害賠償金について。ほかには質疑・意見はなく、採決の結果、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑としましては、病院建て替え構想における赤字予算は起債について不利益にならないか、さらには医業費用の給与費についての質疑がございました。

ほかに質疑・意見はなく、採決の結果、本議案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

本件につきましては特段質疑・意見はなく、採決の結果、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

本議案につきましても特段質疑・意見はなく、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑としましては、入院見舞金180日以上の取り扱いはどうなっているのかという質疑がございました。

ほかには質疑・意見はなく、採決の結果、本議案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、平成６年度特別会計予算特別委員会の審査報告でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。

本７件に対する委員長報告は原案可決であります。

本７件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第20号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第22号、平成６年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第24号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第25号、平成６年度日野市老人保健特別会計予算、議案第26号、平成６年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前０時48分　休憩

午前３時２分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第９、紹介議員の取り下げの件を議題といたします。

請願第６－１号、通学路の安全確保に関する請願、請願第６－２号、旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願については沢田研二君より、請願第６－４号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願については橋本文子君より、紹介議員の取り下げ願いが提出されております。

これは、担当常任委員会委員長にそれぞれが就任したため、慣例により申し出のとおり紹介議員を取り下げることといたします。

これより請願第６－５号、「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国に向けて提出することを求める請願、請願第６－６号、全日制高校進学希望者全員の受入れ枠確保の意見書採択を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－４号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願、請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本２件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－１号、通学路の安全確保に関する請願、請願第６－２号、旭が丘三丁目のグリーンコーポ豊田（仮称）の建設計画に関する請願、請願第６－３号、堤防上のサイクリング道路へ車椅子で上がるためのスロープ設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、一括議題といたしまします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本３件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の

継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－８号、多摩平団地の建て替えに伴う都営住宅の併設に関する意見書提出を願う請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－８号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６－８号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－９号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－９号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６－９号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

議案第33号、日野市助役の選任の件を議題といたします。

本件について、ただいま市長より撤回したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第33号、日野市助役の選任の撤回の件は、これを承認することに決しました。

議案第34号、日野市収入役の選任の件を議題といたします。

本件について、ただいま市長より撤回したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第34号、日野市収入役の選任の撤回の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第38号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第38号、日野市監査委員の選任について。

本議案は日野市監査委員の選任について、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いをいたします。議案書のとおりであります。

○議長（福島盛之助君）　本件については、板垣正男君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

〔19番議員　退席〕

○議長（福島盛之助君）　本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本件について採決いたします。

板垣正男君を日野市監査委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、板垣正男君を同意することに決しました。

板垣正男君の除斥を解きます。

〔19番議員　着席〕

○議長（福島盛之助君）　　よって議案第38号、日野市監査委員の選任の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定

本議案は、地方税法及び地方財政法の改正により日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　関係課長から詳細説明を求めます。市民税課長。

○市民税課長（武居一茂君）　　議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。ごく簡略に御説明をいたしたいと思います。

今回の改正は、地方税法及び地方財政法の一部改正が、法律が国会におきまして可決成立いたしました。これに伴いまして改正いたすものでございます。

改正内容につきましては、国で示しております条例準則に従いまして整備をいたしております。今回の改正の主な点を申し上げますと、特別減税でございます。平成６年度に限りまして、個人市民税の所得割の額から20％相当額、20万円を限度に減税をするということでございます。この特別減税は退職分離課税を除きまして、土地の譲渡等にかかわる課税の特例を受けた後の額から減税をする、こういうことでございます。

この特別減税によります税収の影響でございますが、試算でございます。減税額総額に対しまして約26億5,900万、平成６年度への影響でございますが、約25億9,400万、７年度への影響は約6,500万ぐらいになるんではないかというふうに考えております。

他の改正部分につきましては、昨日配付いたしました説明書をもちまして、説明にかえさせていただきたいと思います。

非常に簡単で雑駁な説明でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、4月14日の日程といたします。

次回の本会議は、4月4日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午前3時17分　延会

4月4日　月曜日　（第11日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第11号）

4月4日　月曜日　（第11日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	旗野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

17番　奥住日出男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年4月4日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時７分　開議

○議長（福島盛之助君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、通勤地獄の緩和をめざしての通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（小島　久君）　　それでは、議長からお許しが出ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。私の質問は、至って簡単でございますので、ぜひひとつ明瞭にお答えをいただきたい、このように思うわけであります。

まず、最近のデータがちょっと不足しておりましたので、平成４年のとうけい日野、資料はそれに基づきまして御質問をさせていただきます。そのとうけい日野の調査によりますと、平成４年１月１日現在の人口16万2,965人、約16万3,000人となっております。同じく世帯数６万4,012世帯、１世帯当たり2.55人と記されております。

これを年齢４区分、人口構成比で分析をいたしますと、いわゆる生産年齢人口、15歳から39歳まで、ただいま申しました16万3,000人のうちの41.8％が、この年齢層に充当いたします。また、40歳から64歳まで33.9％、実に日野市の生産年齢人口は、全人口の75％に充当する、つまり４分の３に充当するということであります。したがいまして、その率で換算いたしますと12万4,000人というのが生産年齢人口になる。また、年少人口は、いわゆるゼロ歳から14歳までは15.6％、２万5,000人と記されております。また、老年人口、いわゆる65歳以上の人口は8.6％、１万4,000人。したがいまして、年少人口、老年人口合わせますと、日野市の全人口の４分の１がこれに当たる、こういうことにとうけい日野で出されております。

したがいまして、要約いたしますと16万3,000人の４分の３、つまり12万4,000人が生産人口に当たり、年少人口、老年人口はその４分の１の３万9,000人が、これに該当するというデータになっております。

そこで、これらデータを含めまして質問をさせていただきます。

ただいま申しましたこの生産年齢人口の12万4,000人に当たる方々の大部分の方々が、通勤あるいは通学、こういうようなことでＪＲの日野駅あるいは豊田駅、あるいは京王線の高幡不動駅、これらを中心に都内または周辺市に、あるいはバス、徒歩ということで市内の移動が行われている、このように思うわけであります。

そこで、この通勤通学のために、特に本日はＪＲの日野、豊田両駅から、それぞれ都心に通勤通学している乗客あるいは降客、合わせまして乗降客、それぞれ何人ぐらいが日野、豊田両駅であるのかどうか、質問の第１点としてお伺いをします。

質問の第２点目でございます。いわゆる日野～東京間、これは快速電車で所要時間57分とうたわれております。特別快速で47分、つまり10分間の差があるわけでありますけれども、この10分間の差は、御存じのように駅を飛ばして停車をする、いわゆる主要駅にだけしか停車をしない、そういう関係でその10分間の差がある、私はそのように判断をしております。そこで、日野から都心へ通勤をしている方々、大変混雑の中で通勤をしているわけであります。７時台に日野駅を利用して東京に向かう、そういうときに立ったままで新聞が読めない状態がずっと続いております。つまり、何としても立川～三鷹間、複々線に向かっての建設に努力しなければ、この通勤地獄の緩和は目指せない、このように判断をするわけであります。

そこで、質問の２点目は、いわゆる立川～三鷹間の立体化の複々線、日野市もその促進協議会のメンバーということで、平成６年度に10万円ほどの負担金の予算も計上されておりますけれども、この建設計画はどうなっているのか、そのことの御答弁をいただきたい、このように思うわけであります。

まず、この２点の御回答を得ましてから、次の質問に入らせていただきます。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　小島久君の質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　ただいま日野駅関係の御質問をいただいたわけでございますけれども、通勤通学者の数字等の御指摘でございます。

御質問の中には、とうけい日野の４年の数字を用いられての御質問でございますが、私どももとうけい日野の数字で調べたところ、日野駅並びに豊田駅の関係の乗降客についてお答え申し上げますと、日野駅につきましては、平成４年の乗降客でございますが、乗車客数ということでＪＲは調査してございます。日野駅は２万8,196人ということでございます。豊田駅は３万6,943人ということでございますが、これは乗車人員でございますが、降りる方の数もほぼこれに匹敵するというようなことで、日野駅の乗降客数とすれば、倍の５万6,392人、豊田駅につきましては７万3,886人になろうかと思います。このうち、都心への通勤または通学がどのくらいいるかというようなことでございますが、平成２年の国勢調査によりますと、日野市の人口16万5,000人のうち、23区に流出しております人口は９万6,000人ほどでございます。それで、各駅ごとの都心への乗客

は、統計的な数字はございませんけれども、国勢調査によります都心への流出人口を、この日野駅あるいは豊田駅に当てはめてみますと、日野駅では２万8,000人ほどの乗車人員のうち8,000人ほどが都心に行かれている。豊田駅につきましては、１万730人が都心に向かわれているというような按分数字になろうかと思います。

それから、２点目の御質問の立川～三鷹間の立体複々線化でございます。これにつきましては、20年ほど前から要望しておった懸案事項でございますが、やっと昨年、建設省並びに運輸省、東京都あるいは関係市との合意がなされまして、立体化並びに複々線化を目指すということになりました。そして、ことしの２月には、東京都都市計画地方審議会で、この事業決定といいますか、計画決定を一応審議いたしておりまして、審議会を経まして今月には、建設省並びに運輸省との間で許可を得るというような状況になっているというふうに聞いております。この三鷹～立川間につきましては、13.1キロメートルの距離でございまして、これを高架にする。一部、西国分寺につきましては現状のレベルでございますが、そのほかの駅につきましては高架にするというようなことを、まず第一段階として行いまして、次に、第二段階といたしましては複々線化を目指すということで、これは現在、高架にした後、地下に複線を設ける、地下鉄といいますか、そういうような感じで事業を進めていくというようなことで、最終年度は平成25年ということでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　ありがとうございました。

ただいまのお答えについては、立川～三鷹間、つまり平成６年２月、これ事業決定だか計画決定だか、ちょっと定かではありませんけども、恐らく事業決定でしょう。25年と言いますと、まだ相当数の時間がかかるわけであります。そこで、私は、次の質問に入らせていただきますけれども、かつて、日野駅始発東京行きという電車、これは国鉄時代でございますけれども、６時台、７時台、これを含めまして、私の記憶では日野駅始発５ないし６本ぐらいあったと記憶しております。これは、神明上の土地区画整理事業、この事業の完了が昭和57年だったと思いますけれども、この時点に、いわゆる日野駅始発が出せるような状況で、日野駅から豊田駅方向に向かいまして、約300メーターぐらい行きますと留置線というのがございます。この留置線のところに、いわゆる電車で２両ぐらいが12両編成で並列で２基というんですか、が設置する留置線というのが確保されております。したがいまして、それをもとにして日野駅始発というのがあったわけでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　日野駅の始発電車の件でございますけれども、御質問のとおり、過去に日野駅始発がございました。ただ、昭和30年半ばの時代でございまして、本数も四、五本というようなことで、私どもも日野駅あるいはＪＲの関係者当局にいろいろ内容を問いただしましたけれども、十分なしっかりした資料がございませんので、年度としては30年代の半ばごろ、本数は４本か５本。廃止につきましては、いつごろかというと、恐らく豊田に電車区ができましたので、そこからの始発がふえたというようなことで廃止になったというようなことを聞いております。

実際の年度、いつからいつまであるいは本数というようなこと、あるいは午前の何時台の状況かというようなことは、鉄道博物館においてもちょっと資料がないというようなことで、十分細かいことは回答いたしかねますけれども、過去にそういうような日野駅始発があったというようなことは事実でございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　今の御答弁ですと、いわゆる豊田の電車区ができたときに廃止をされた、こういうお話なんですが、豊田電車区ができた完了の時点というのは何年なんですか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　豊田電車区は昭和42年にでき上がっております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　つまり、ただいまの回答によれば、立川～三鷹間の複々線は平成25年まで続く、つまり平成25年まで続く間は、よくても現状どおり、悪くすれば、さらに混雑度が増してくる、こういう状況になるわけであります。

そこで、私は、過去日野駅始発東京行きという電車があったわけでありますから、ぜひひとつ日野市民の足を確保するということで、できるだけ早い時期に、かつて日野駅始発という電車があった、しかもその留置線を利用して、ただダイヤ改正のときに、そういうようなことを陳情すれば可能となるわけでありますから、ぜひひとつ日野駅始発を復活させていただきたい、このように思うわけでありますが、市長いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　列車の運行編成のことは、余り私も詳しくは知りませんが、多摩に人口がふえるにつれて、豊田駅の始発というのは、豊田に操車場の規模の大きいものを持つわけでありますから当然と言えると思いますけど、それですら、だんだん西

へ西へと引っ張られていく傾向がある。こういうことにつきましては、当時、文書をもってＪＲ当局に申し入れをした。つまり、日野市内に操車場があるということは、日野市の都市計画あるいは市民生活に大変大きな支障があるから、その支障の代償として始発列車を編成するということは、日野市民の特権でもあるはずだという根拠をもって、文書でお願いをした。そのことを、また広報にもお知らせをした、こういう経過はございます。しかし、全体の運行が多摩地域へ人口がふえればふえるほど、日野市民の利便が希薄になるという傾向は、現状ではやむを得ない状況だと言わざるを得ません。

過密ダイヤで最大限のサービス体制はつくられておるとは思いますけど、危険を冒さない範囲で、なお、日野市は操車場を市内に所在するということでも、十分主張する立場はある、このように思っております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ちょっとかったるい御答弁なんですが、ぜひ森田市長は48年に就任しておりますので、恐らく先ほど大崎部長の話ですと、42年に豊田電車区が廃止されたときに日野駅始発がなくなったという御答弁なんですが、私の記憶では、少なくとも昭和五十二、三年ぐらいまであったというふうに記憶しておるわけです。

というのは、神明上の区画整理事業の完了が昭和57年ですから、それ以前の四、五年ぐらい前に、恐らく仮換地等で国鉄当局と交渉した経緯がございます。そのときに、留置線を確保したわけでありますから、しかも、今まであった日野駅始発がなくなるということになりますと、先ほどのデータで２万8,000人強の乗客があり、しかも１万人弱の方々が都心に向かっている、これらの通勤客の皆さんからすれば、むしろサービスの減退である、このように言わざるを得ません。

したがいまして、かつてあったものでございますので、ぜひひとつ市執行部の当局におきまして、国鉄管理局になりますか西鉄管理局になりますか、そういうところに積極的にこれからも行動していただきたい、この件は要望しておきます。

そこで、次の質問に入らせていただきます。

私は日野駅の駅舎の改造あるいは改札口の増設、こういうようなことを選挙公約の一つとして掲げました。大変大きな問題であります。まず、駅舎の改造の件あるいは改札口の増設の件、それらの件について、現段階で市としてどのようなお考えを持っておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お尋ねの日野駅舎の改造の件でございますけれども、

御質問の中にもございましたように、昭和58年に駅前広場がつくられました。これを一つの目標に、それ以前から日野駅舎につきましては、改築について要望しておったわけでございます。当時、国鉄時代でございますが、駅舎をホーム下中央に持ってくるというようなことにつきまして、一応デッサンといいますか概略の下絵をかきまして協議をした経緯がございますが、その後、国鉄の財政再建というような波に見舞われまして、その話が中断したことがございます。

さらに、民営化、ＪＲになりまして、この改築につきまして継続して要請をいたしておるところでございます。ＪＲ当局につきましては、日野駅の駅舎の実態を十分掌握いたしておりまして、改築の必要性は認めておりますが、たくさんあるＪＲ東日本の管内で、その順位づけについて、まだ具体的に日野駅が俎上には上がってきていないというような状況でございます。実態といたしまして、狭隘ですし老朽化しておりますし、利用者のサービスに支障を来しておるというようなことの中から、できるだけ優先順位を上げていただいて、早期に計画を持っていただきたいというようなことにつきましては、ＪＲに対して陳情を続けておるところでございます。

また、日野駅に駅ビルをというようなことも同時にお願いしておるわけでございますけれども、これにつきましては、若干その投資効果といいますか、経費をかけた割には収益が上がりにくいというようなこと、あるいは経費をかけるというようなことが、現在の軌道、レールに電車、列車を通しながらの工事になるというようなことで、工事の難しさあるいは経費高というようなことで、駅ビルについては難点を示しておりますが、いずれにいたしましても、駅舎が狭隘だというようなことでございますので、ぜひ市で用意したような中央に持っていくようにというようなことの要望は続けておるところでございます。

改札口につきましては、もちろん中央に持っていくというようなことで、一応解決に至りますけれども、それまでの間といいますか、現在、南側の大坂上あるいは神明の方からの利用客に対する改札口、これについて、南側の方に設けられないかというようなことにつきましても、これは最近になってからですけれども、一応ＪＲ当局には問題提起をしておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　ただいま駅舎の改造の件あるいは改札口の件、並行してお答えいただきましたけれども、昭和58年から駅舎の改造の件については交渉しておる、こういうお話でございますけれども、つまり、国鉄からＪＲに、いわゆる民営化になった。

財政再建のさなかで、要請はしているけれどもなかなか難しい。それが、今日まで続いている。駅舎の改造がそういうお答え、改札口についてもそれとドッキングしているので、なかなか問題提起としているけれども、難しい。こういうお答えなんですけれども、つまり10年以上たっても、この問題に真剣に取り組んでいるかどうか疑問視ぜざるを得ません。

私は、かつての駅舎の改造ということになりますと、駅舎を改造すれば、当然駅舎の建設費、さらに、それに対する改札口を増設いたしますので人間も張りつけなきゃいけません。したがいまして、その人件費の問題、そういうようなことで、ただ単に駅舎だけをつくればいいという問題にはならない、これは当然ですね。ところが、現在は、もう様相が変わってまいりました。御存じのように、自動改札口という武器ができてまいりました。したがいまして、大半は建設費のめどさえつけば、あとは自動改札口によって、かなり処理ができる、こういうことになってまいりました。したがいまして、昭和58年時代の状況と現在では大きく差があるというふうに、私は思っております。

そこで、私の駅舎に対する提案なんですけれども、ぜひひとつ御検討を願いたいと思います。

今、企画財政部長のお話ですと、改造につきましては要請はしているけれども難しいというお答えでございます。事実、そのとおりでしょう。というのは、11年もかかって全く進展をしていないそういう状況ですから難しいことはわかります。そこで、私の提案は、今、新たに日野駅の西駐輪場ができました。予算委員会でこの西駐輪場の利用状況の回答をいただきました。つまり、現在ある西駐輪場の１階、２階、屋上含めて755台収容ができる。それから、屋外の部分については115台、合わせて870台収容できるというふうにお伺いいたしました。しかも、常時ここに駐輪されている自転車、これは300台、つまり３分の１がここに収容しているというお話を聞きました。つまり、率にして３分の２が、この駐輪場が使われていない。つまり、この駐輪場を満杯にして、しかも改札口が比較的安易にできる、そういう方法、一体どういう方法があるのかということを考えてみました。

まず、その西駐輪場を使用している住民の方々というのは、恐らく大坂上地区の方々あるいは日野台一丁目、多摩平の六、七丁目、ここらあたりの方々が利用しているんだろうと分析をいたします。残念ながら、日野駅の栄町、新町、こういう方々は、わざわざこの西駐輪場へ自転車を坂を上がっておさめて、そしてまた下がってきて日野駅の改札口を通って利用する、こういうことは行っていないというふうに判断いたします。

そこで、私の提案は、つまりこの駐輪場も満杯にできて、しかも改札口ができるということになれば一石二鳥である、このように判断をしたわけであります。そこで、この西駐輪場の屋外の115台のスペースがある部分の空き地、それとＪＲの斜面になっている法分、これを利用して跨線橋によるところの改札口、これはもう建設費だけで、ほかの維持管理費は要らないというふうに判断をいたしますが、そういうことを考えていただけないでしょうかというのが、私の提案でございます。この件については、理事者の市長か助役からお答えをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅の西駐輪場、あれを設ける際に、また必ずしも満杯に利用されていないという状況の中で、過去の市議会でも、そのようなまた御指摘、提案を受けております。ちょっとあの用地を確保した事業には、いわゆる日野市内にある旧国鉄、つまり清算事業団が処分する用地という土地物件が、たしか三つ、四つありまして、その中の一つなんですが、清算事業団といろいろこれから日野市の公共施設のことで、特に用地の日野市への確保、これをなるべく確実なものにするために、多少事業団側の言い分に積極的に応じた、こういう面があります。したがって、採算面で、必ずしも見極めを持たない中間の状況で用地を確保し、それから、駐輪場の開設をした。駐輪場の開設は、将来を期してその機能は十分有効的に機能させる、このように、また取り組むことはもちろんでありますが、今の御提案のかつてあった西改札口、これを再び何らかの構造を整えて機能させる、これも一つのアイデアでありますから、大いに積極的に要請をして実現を期するという努力はいたしたいと思っております。

向こうの言うことを先にこちらが理解しては交渉にならないわけですが、とにかく人員をなるべく少なく、サービスを少々下げても採算をとるというのが、国鉄の民営化になった理由の一つでもありますし、大変人員をふやすことにはガードが固い。次第によったらば、何かしら委託する手を考えませんかというぐらいなことも言って、その打開について一層努力をしてみたい、こういうふうにはお答えはするわけであります。非常にガードが固いという感じが今の実感でありまして、何かいい他の実例あるいは日野市民からの運動、こういうものを具体的に提示することによって意向を一歩前進をさせたい、こういう努力を感じております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

私は市長ね、やっぱり予算委員会でも指摘いたしましたけれども、いわゆる西駐輪場

の採算ベースの関係からいいますと、３分の１しか機能していないということは、やっぱりよくないと判断をいたします。何とかこれを100％に近づける努力をする。市にとってもいいという方向であれば多少費用がかかっても、将来に向けては、企業公社ですかこれ委託先は、これらの件にもかかわってくるわけでありますから、ぜひその辺は前向きに事を進めていただきたいというふうに、私は思います。

しかも、それは日野市民の、いわゆる日野駅を利用するかなり大半の方々がそれを要望しているわけです。市長も、かつて市長選のときに、それらのことを耳にしたことはたくさんあると思うんですね。ひとつ思い出していただいて、この実現に向かって努力をぜひしていただきたい、このように思うわけであります。

そこで、さらに質問をさせていただきます。

日野市は、第３次基本構想並びに第３次基本計画、現在、総務委員会に付託されております。この中に、活気ある産業と豊かな消費のまち、いわゆる地域産業活性化計画といのが、第４節にうたわれております。その中に、勤労者と消費者の権利の確立を目指してという項目がございます。しかも、細分化されたその一つの中に、勤労者の生活を豊かにするという項目が入っておるわけであります。この勤労者の生活を豊かにする施策というのは、現在の基本構想、基本計画によれば、勤労者互助会の設立だとか、あるいはゆとり社会の実現、労働時間の短縮、こういったことが柱になっております。要約いたしますと、勤労者の生活を豊かにということで、勤労者福祉の充実、勤労者の権利の擁護、これが２本の柱になっております。私は、この２本の柱にもう一つ、先ほど来から指摘しております、いわゆる通勤地獄の緩和も、この勤労者の生活を豊かにする最大限の柱である、このように思っておるわけであります。

したがいまして、現在、審議の途中にございますけれども、それらのことを含めて計画の中に挿入するお考えがあるかどうか。あるいは別の項目になるかもしれませんけれども、全般的にそれらを含めまして挿入する考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

また、日野駅舎の改造あるいは改札口、これらの件についても、お答えとしては前向きのお答えをいただきましたけれども、これから10年先を見込む、いわゆる日野市基本構想あるいは基本計画、この中に交渉はしているけれども計画の中には入れていないというのが実情でございます。したがいまして、私は、ぜひひとつそれらを含めて基本構想、基本計画の中に挿入していただきたいというのが、私の最後の質問でございます。いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　積極的な解釈で十分それらの要素も含められるというふうに思っております。この際、いい機会だと思いますが、日野駅の改造を我々が基本的に将来の課題といたしておりますゆえんの主なる部分は、輸送力の増強ということももちろんでありますし、市民生活になるべく利便を多くするという通勤通学上のこともあるわけでありますが、森町の、つまり駅の北側と言える部分の地域が、日野市内で本当に手のつけがたいぐらいに事情のよくない形で残っております。この地域の再開発整備にあわせて、主要な金融機関でありますとか大きな施設もなるべく駅ビルに入ってもらう、そうして、採算をとるために高層の部分は住宅をつくるというぐらいなメリットを付加して、そして一つのきっかけをつくる。駅ビルの開発は、それぐらいな大きな日野駅周辺の改造をあわせて考えたいということでありますので、それらのことも含めて、ひとつこれからの解決に向かう大きい課題であるというふうに共通理解をもって、また多くの力をお借りして取り組みを進めていきたい、このようにお答えを申し上げておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　市長ね、市長のお答えはよくわかります、言っている意味もよくわかります。

私が質問したのは、これから10カ年先を見る日野市の基本構想あるいは基本計画、この中に今、指摘した事項が含まれておりません。したがって、それらを前向きに挿入していただく計画があるかどうかということを伺ったわけです。市長のお答えになったこと、私もよく知っております。日野駅の、いわゆる甲州街道からの北側、恐らくあそこの地域につきましては、日野でも最も開発がおくれている区域、そのように私も認識しております。それらの、いわゆる再開発の問題と日野駅を含めてやるということは、もっと難しいんですよ、この10カ年計画に入っていないこと以上に難しいんですよ。私はそういう認識でいるわけです。もちろん大切なことには違いありません。その件については、市長と全く同感であります。

したがって、私が申しますのは、向こう10カ年の中に挿入していただけるかどうかということをお尋ねしているんです。もう一遍答弁お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大いに結構だと思います。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

それでは、これからの日野市のますますの発展を願いまして、また、私が指摘しました日野駅周辺の改造計画あるいは改札口の増設、これらを含めましてぜひひとつ前向きに対処していただけることを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって１の１、通勤地獄の緩和をめざしての質問を終わります。

一般質問２の１、東京都保健医療計画の改訂と市内医療施設の充実についての通告質問者、箙野行雄君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（箙野行雄君）　通告の質問に入るに先立ちまして、せんだって所信表明の中で幾人かの、私を含めて質疑が交わされました市民参加の要綱について、ここで発言させていただきます。

どうも私、あの問題について、その後いろいろ考えてもみたんですが、理解できない、納得のできない点が非常に多いわけであります。あのときの私の質問に対して、まず市長からこういう発言がありました。私はごく当たり前のことをするにすぎないんだ、まずこういうような答弁があったわけです。なるほど、だれも何かするのに、これは間違ったという認識のもとにするわけはないんで、これは正しい施策、こう思ってやるには、これは恐らく間違いないはずでありますけれども、この施策は新聞報道によれば、まず全国でも初めての要綱であり条例である、こういうことで、これは慎重さが期待される問題でありますけれども、これについて市長は、これはごく当たり前のことだ、私はそういう認識のもとにやっているんだ、こういう答弁があったわけであります。

確かに、これは動機がよければ何をやってもいいんだということなら別ですが、確かに道徳の世界では、動機がよければ多少結果がまずくても許されるかもしれません。しかし、よく言われるように、政治の世界では結果責任ということが言われます。幾らよかれと思ってしたことでも、結果がまずければこれは責任を問われる、これが政治の世界の建前であるわけであります。ぜひその辺を、ひとつ考え直してもらえればと思います。

今、確かに国政では政治改革の問題が最優先課題になっております。これは、戦後ずっとよく55年体制といいますけれども、自民党の長期政権が続いてきた。そして、その政策がいい悪いということは別問題にしまして、政治姿勢において、金丸事件に象徴されるような問題が起きてきたという事実は、確かにあります。しかし、これは議会制民主

主義の枠内で対応すべき、解決すべき問題であって、言わせれば、議会制民主主義、議会政治は基本的に二大政党、与野党の政権交代を前提としているわけであります。それがなされなかったというところに、ああいう問題が起きてきた。この辺の是正ということが、今の政治改革の最大のテーマであると私は認識しているわけです。国政の問題において、議会政治がうまくないから直接民主主義を取り入れればどうかという声は全然ないわけであります。その辺の市長の考え方に、多少誤解があるんではないかというような気がするわけであります。

よく、長期政権は保守革新を問わず必ず腐敗堕落する、これはいつかの市長選のどなたかのテーマでもあったわけですけれども、これは、たしかそうだと思います。自民党の長期政権もそういう結果を生んだ。また、日野でも森田市政がもう20年以上続いているわけですけれども、これは金銭的に、私どうこう疑惑があるとかなんとか、そういうことを言っているわけではないんですが、謙虚な姿勢を持っていただかないと問題があるのではないか、こういうふうに思います。この政治参加の問題にしても、私がいいと思っているからいいんだ、こういうことで、そういう独善的な姿勢でなく、ひとつ慎重に対応してもらいたいと思います。

その後、いろいろ考えてみたんですが、どうもこの問題は、私納得いかないんですね。一つは資料として新聞報道がありますし、この要綱自体があります。それから、いま一つ、市長室からと、これは３月１日付の広報に載っているわけですが、「市民参加は住民自治の大切なエネルギーです」こういうタイトルです。これが、市民参加についての市長の基本的な姿勢をあらわしていると思われます。よく読んでみましたが、どうも理解できないわけであります。冒頭、この１年間いろいろな選挙が行われてきたが、投票率が非常に下がってきた。その原因は、議会運営の非民主的な不公正と託された公権力の私物化に対する政治不信に起因するんだ、こういうふうに書かれ市長は言っています。確かにそういうことはあるかもしれません。では、それを是正するにはどうしたらいいかということが、後段に書かれているわけです。こういうことが言われています。住民意識を正しく集約する方法としては、この間接民主主義の仕組みをなるべく直接民主主義に近づける工夫を図って、議会制民主主義の諸制度を正しく機能させる目標と、その手段が大切であります。

こういうふうに表現されているわけですけれども、これがどうも私には理解できないわけであります。間接民主主義、つまり議会主義をなるべく直接民主主義の手法を取り入れるんだ、そして、それはそれで言うことはわかるんですが、それが、果たして議会

制民主主義の諸制度を正しく機能させることにつながるのかどうか、これは全然その辺の関連が、私には理解できないわけであります。直接民主主義を取り入れるということは、議会制民主主義を制約する、こう考えるのが自然であるわけですが、その辺が全然つながりが、私にはわからないし、この文章ではどなたが読んでも理解できないと思います。

結論としては、国政でも自治体の場合でも市民参加、つまり直接民主主義の手法を取り入れることが大事だ。その次に書かれておりますから、そういうことをこの文章は表現しているんだと思いますが、この辺は非常に問題であると思います。確かに議会制民主主義は非常に多くの問題を抱えている。これは事実であると思います。ただ、議会制民主主義というのは、よく言われるように、人類の英知のたどり着いた最高の成果の一つだというふうに言われております。これにかわる政治制度は、今のところ見当たらないわけであります。

また、ただし、あるヨーロッパの社会学者がこういうことも言っています。議会制民主主義は、歴史上いろいろな政治体制、政治制度が今まであったわけですが、それを除けば最悪の政治制度だ、こういうようなことをどなたか言われていたのを、私、記憶していますけれども、確かに問題点が非常に多いには違いないわけです。一つは、手間暇のかかる政治制度だということもありましょう。また、ともすると衆愚政治に流れやすいということもありましょうし、一つは、多数派の権力が非常に強くなって少数意見が無視されがちだ、こういう欠陥も確かにあるはずでありますけれども、それでは、直接民主主義の国民なり市民の直接参加でこの問題が解決できるかというと、そうはいかないはずであります。その辺を市長、ひとつまた考え直していただきたいと思います。

今まで議会制民主主義に対する批判、そしてそれについてのかわるべき政体を目指して失敗した例は、非常に世界的にも多いわけであります。戦前の大政翼賛会、これがそうだと思うんです。確かに、戦前の民政党とか政友会とかいう政党がありましたね。この政治運営というのも、問題が非常に多かった。それにかわるべきものとして、今の細川首相の祖父に当たるそうですが、近衛文麿という方が総理大臣になったときに大政翼賛会というのを組織したわけです。いろいろな政党がバスに乗りおくれるのではないが、全部解散して大政翼賛会という（「共産党は入りませんでしたよ」と呼ぶ者あり）組織をつくったわけです。実質的に議会政治の機能はなくなったわけです。その結果がどういうことになったか。確かに統帥権を盾に、あの時分には軍部という強大な組織があったわけですが、その問題は別にして、日中戦争も泥沼化し、最後には16年12月８日第二

次世界大戦に突入――日米大戦に突入したわけです。もし政党政治が正常に機能していれば、こんなことには絶対にならなかったわけです。

ぜひ、これは議会政治はいろいろ問題点があるには違いないけども、その枠内でその都度対応して処理すべき問題だというふうに判断していいかと思います。よく市長は憲法を市政に生かす、こういうことを言われていますけれども、憲法の地方自治に関する規定が４条あるわけですが、その93条、２条目に、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。そして、議員あるいは公共団体の長あるいはそのほかも直接これを選挙する、こういう憲法の規定があるわけです。議事機関というと、非常に耳慣れない言葉ですが、要するに意思決定機関、議決機関だ、こう見て間違いないと思うんですが、それに制約を加えるような直接民主主義の手法を取り入れて、議会の権限、意思決定機関に拘束を加えるようなことは、憲法の趣旨にも反するといっても言い過ぎではないだろうと思えるわけであります。

私、通告してありませんから、これについて市長の答弁を求めるということはいたしませんけれども、市長これについて意見があったら、ひとつ余り時間もありませんけれどもお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　旗野行雄君の質問について答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　旗野議員さんの御指摘の気持ちは、私どもも十分理解をしなければならない、また御指摘のとおりだというふうにも思っております。いわゆる民主主義が人類の現在、到達し得ている最高のルールといいましょうか、人間お互いを律する原理である。その民主主義を、いわゆる議会制民主主義によって代表させて意識の集約を行う仕組みということが、いわゆる議会制民主主義の議決決定であるわけでありまして、ですから、そのことを最も尊重しなければならないということは言うまでもない、同感でもございます。また、地方自治体ですから、直接民主主義の手法を加味するということが絶対不可能というわけでもありませんし、事柄によっては、一つの住民意識を反映していただく、そして、執行機関に対して十分施策の正当性といいましょうか、あるいは怠っているところを直接指摘をしていただく、こういうことにも役立つに違いないと思っております。

今まで、私どもの独自の事業として、市民自治学園というふうな市民参加の仕組みもやってまいりました。それから、特に最近ではリサイクル条例の新しい制定に対しまして、議会でも市民参加を最も尊重せよというふうに指摘をされておる条項もございます。それらのことも含めまして、何といいましょうか、議会制民主主義を最も尊重しながら、

それのなお効果を高くする手段として、未熟ながら直接民主主義、つまり市民参加というのが成り立つんではなかろうかと発想したという程度でございまして、未熟な状況で御心配をおかけしているとすれば、全く本意に沿っていないように存じております。御指摘のことは十分心しながら行っていくことが大切だということは、もうありがたく承りたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　　簇野行雄君。

○26番（簇野行雄君）　　時間がないので、この問題についてはいま一言言わせてもらいます。

この要綱の第１条にこういうことが書いてあるわけです。市政のあらゆる分野に民主的な市民参加の場を保障することを目的とする、こう書いてあるわけですね。今、市長の言われたようなことなら、個々の個別的な市の施策に市民の精通する人を参加してもらうとか関係団体に参加してもらうとか、こういうことなら別に何にも問題ないわけです、どこの自治体でもやっていることです。何も問題ないわけですが、あらゆる分野に民主的な市民参加を保障するために、この要綱をつくったんだ、こういうふうに書かれてくると、これは話が違うわけですね。今、市長もおよそ理解されたようですから、ひとつ慎重にこのことについては対応していただきたい、このことをお願いして終わります。

さて、通告の質問ですが、昨年の暮れ、東京都の地域保健医療計画が改訂されました。その中で、いわゆる今まで言われたベッド規制の見直しが行われたわけで、南多摩医療圏、二次医療圏ですが、この範囲に地域で1,265床増床していいよ、こういう結論が出されたわけです。一つは入院率の見直しということ。それから、高齢化が進んでいる。したがって、入院の機会も多くなる。人口もふえている。こういうことで、こういう見直しが行われたようであります。

今、日野市では一般病床、いわゆる一般病床、これは老人病院を含めての一般病床ですが、これが538床という数字だそうです。そのうち、老人病床が半数以上、約52％ということのようですから、538床のうちの282床が老人病院、一般病床はわずか256床にすぎないわけであります。そして、これ人口10万人当たりどうなっているか、他の地域ではどうなっているかといいますと、日野では一般病床325床ということです。そして、八王子市が一般病床が941床だそうです。325床ですから、約３倍、全国平均とりましても、1,000床以上、10万人当たりあるそうです。多摩市に至っては、一般病床が10万人当たり1,116床、こういう数字が出ております。325床ですから、かなり他市に比べて病

床が少ない。

市議会議員選挙で大勢の市民に接する機会があったわけですが、地域の特殊な問題を除いては、やっぱり一番市民の皆さんが関心があるのは、この病院問題ですね。南部地域の病院問題はどうなるんだろうか、あるいは市立総合病院の建て替え問題はどうなるんだろうか、これが一番の関心事であるように、私は受けとめました。また、今回の一般質問にも、このタイトルで大勢の方が質問されております。したがって、時間の関係もあるから、私、余り多くは申し上げませんけれども、確かに今言ったような数字を見ましても、日野市では、どうしてこうなったかわからないが、非常に病院が少ないということは事実であるわけであります。今の市立病院が、果たして現状はどうかというと、いろいろな面で非常に問題が多いわけです。本来、市立病院というのは、地域の中核病院であるべきだ、こういうことがよく言われております。救急的な面も必要であるし、よく一般のまちのお医者さんでは取り扱えぬような高度な特殊なあるいは先駆的な医療がその使命だ、こういうふうに言われておりますけれども、どう見ても、今のあの程度の規模では、これに対応できないというのが実情であり、これは私が言うまでもありません。また、経営内容を見ても、一般会計から10億近い、毎年毎年負担をしなければならないというのが実情のようであります。

これは、162床という今の規模ではどうにもならない問題だ、構造的な問題ではないか、幾ら院長以下スタッフあるいは事務長以下の職員が一生懸命やっても、どうにもならない問題ではないかと思います。

ある程度市立病院の建て替えの問題も具体化してきまして、あれに接する４－３ブロックへというふうに目標は固まったようでありますけれども、この病床規制の問題もありまして、とりあえずあそこへ現状規模の病院をまずつくり、増床の可能性を残して、ここに日野市立総合病院改築等基礎報告書というのがありますけれども、これを読んで見ますと、最適規模は大体300床ぐらいだろう、こういうふうに書かれておりますし、私もそう思います。ただ、病床規制の問題があるから、今申し上げたように、２回に分けてやらざるを得ないだろうというふうな結論のようであります。

ただし、病床規制の枠は、今回外されたわけでありますので、できれば、いろいろ財政負担の問題もありましょうけれども、最初から300ベッド程度の規模の病院をあそこへつくるべきではないか、これが質問の一つであります。

ただ、今あの地域には支所とか消防署、幼稚園、保育所あるいは社会教育センター、いろいろの施設がありますね。これを移転してあそこをあけることが、まず必要なわけ

であります。でも、これも大変なことですし、すぐにやれと言ってもいかないでしょう。ただ、何か始めないことには話は始まらないわけですから、ぜひ早期にこれが実現するような手だてを尽くしてもらいたい。市民の命と暮らしを守るのは、これは市の最大の使命でありますので、ひとつ命を守るためにも、この問題を早く具体化してもらいたいと思います。

いま一つは、南部地区の病院があります。この問題についても、確かに南部の方は、いざという場合に頼るべき病院がない、これが一番心配だと、こうお年寄りの方どなたに、私会っても言われます。これも何とか早く解決しなければならない問題であることは間違いないと思います。用地だけは、潤徳小のわきの全農の用地を手に入れて確保しているというような方向のようでありますけれども、この際、早く実現されるためには、用地問題はもちろん解決しなければならない問題には違いありませんが、さらに病院をつくるについては、公立公営でいくのかあるいは公立民営でいくのか、あるいは民間病院を誘致するのか、いろいろな手法があるかと思います。ひとつその辺も検討して早く具体化してもらいたい、その辺についてどう考えるか、これについてまず質問します。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　市立病院の建て替えについての御質問でございますが、保健医療計画の改訂によりまして、南多摩医療圏は1,165のベッドが一応可能というようなことになったわけでございます。したがいまして、御質問にございましたように、病院の建て替えについて、これまで現状規模で建て替え、その後、ベッド規制の緩和を待って増築を図るという考えをなくして、当初から300というようなことではどうかというような御質問でございますが、これまで検討してきた中では、多摩平四丁目３番地ブロックということで、御質問にもございましたように六つばかりの既存施設がございます。これの関係が、まず一つありましたことによっての建て替えの方法も考えました。それから、病院の建て替えにつきましては、現在162ベッドの病院がいかに機能しているかというようなことが、一つ、医療審議会の審議の対象になります。したがいまして、162が十分機能していて、なおかつ増床することが望ましいというような段階ですと、また300あるいは400というようなことも可能ですが、現状の病院の運営状態でいきますと、なかなか厳しいというようなことを伺っておりますので、その既存の施設の件と現状病院の状態との二つの点から考えまして、二段階というようなことで計画をつくったわけでございます。

特に既存施設につきましては、それぞれにつきましてどう移転するかについて、内部

検討を既に終わっておりますが、これを具体的にするについて、まだ年次計画はできておりませんが、一番多摩平四丁目３番地ブロックにございます施設の中では、社会教育センターが鉄筋コンクリートの大きな建物でございますが、これの処遇について一番問題があるというようなことでございます。この社会教育センターの移転が、一応目鼻がつくことができれば、300に――即300でないにしても300に近づけることはできようかと思いますし、またそのような検討をしておるところでございます。

さらに南部地域の病院につきましては、御質問にありましたように、用地の確保ということで行ってきておるところでございますが、全農との一応合意ができましたので、あとは事務的に区画整理区域内の諸手続を行いまして、また一方、全農の方の土地の実測も行いまして、同じ面積あるいは同じ評価額で交換するというようなことで行うわけでございますが、ここにつくります病院については、一応、市が用地を提供し病院そのものは医療法人といいますか、そういうようなところにやっていただきたいという考えでおりまして、現在、日野医師会にそのような話を、一応出しまして打診をしておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　簇野行雄君。

○26番（簇野行雄君）　６年度の予算書でもこの問題について、たしか、私、一般会計でなかったから詳しくは知らないけれども、500万ばかり調査費をつけてあるようですが、調査調査ではいつまでたっても話は進まないので、早く結論を出して市立総合病院の改築にしても南部地区の病院にしても、市民の要望にこたえてもらいたいと思います。

まだ、ほかの方がこれからこの問題については質問されるようでありますので、この問題については、これでとどめておきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって２の１、東京都保健医療計画の改訂と市内医療施設の充実についての質問を終わります。

一般質問２の２、西平山区画整理に関連する諸問題についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

○26番（簇野行雄君）　西平土地区画整理事業ですが、一昨年の秋、平成４年11月30日認可、12月９日に公告ということでスタートしたわけであります。既に実質１年４カ月ぐらいたっているわけで、今、盛んに地域のあちこちで測量が行われている段階なわけであります。この事業については、非常にまだ幾つか不確定要因というか不確定要素があるわけであります。

一つは、地価の動向が最近下落傾向にある。これが、この区画整理事業にどう影響す

るであろうかということです。それから、中央線新駅の設置を前提にして、この事業を計画し実施するわけですが、その辺がどうなるであろうかということ。いま一つは、あそこが遺跡調査が必要な地域でありますので、遺跡調査の進み具合がどうなのであろうか、このようなことも心配するわけであります。遺跡調査については、これはたしかこの事業計画では20億ぐらい調査費をとってあります。ただ、遺跡調査については、これは掘ってみなければわからないというのが実情だろうと思うし、どのぐらいの期間かかるだろうか、これもやってみなきゃわからないということでありますので、この遺跡調査が事業に支障のないような形でスムーズに行ってもらいたい、これを願うよりほかはないわけであります。

地価の動向がどう影響してくるだろうかということですが、この区画整理事業の特徴として、非常に中に都市計画路線が幾つもあるわけです。甲州街道のバイパスである３・３・２号線、これが大きな面積を占めます。また、豊田駅へのアクセス道路であります３・４・15号線、それから西平山五丁目へつながる24号線、それから、旭が丘とつながる中央線と立体交差して帝人のわきの道路へつながる３・４・25号線とか、この区画整理の地域の南側を予定されている７・５・１号線あるいは７・５・２号線、このように都市計画道路が非常に面積的に多いわけであります。また、これに駅前の広場とか駅前の進入路とかいうのを含めますと、かなりの面積になるわけであります。したがって、保留地の面積は割合少ないわけです。約１万ヘクタール、金額にして、収支計画の上では34億円とってあるにすぎません。これは、総体の事業費が約390億ですから、これの８％強に当たるかと思います。地価が上昇傾向にあるときには、区画整理も割合資金面では苦労しなくて済むわけでありますが、下落傾向のときには、これは非常に期間の長い事業ですから、幾年先にはどうなるかということは確定的な予想はつきかねるわけですが、現時点で、計画時と比べてどうなっているかということが、おおよそ見当はつくわけであります。

平均減歩が約26.9％ということでスタートしたわけでありますけれども、もちろん資金面に狂いが生ずると、これの修正ということも、理論的にはしなければならないわけであります。保留地処分の単価はどのぐらいにとってあるかということですが、計算してみますと、平米34万円ということで一昨年の秋スタート、収支計画も立っているわけです。これは坪当たり112万2,000円ということです。金額的には、そんなに多い金額ではないんですが、恐らくこの単価では保留地処分ができないんではないかと推定されます。

さらに、この収支計画の収入の一番大きな部分を占めるのが、３・３・２号線の用地の、いわゆる正式には公共施設管理者負担金というんだそうですが、これが170億見込まれております。42％ぐらい、これは公園についても同じく負担金を含めると、ちょうど総事業費の半分に当たる金額なわけです。どのぐらいに見込んであるのかといいますと、約平米26万、坪当たり86万という数字です。何度かに分けて、この負担金を交付されるわけですが、最終的には、その当時の引き渡し時価ということになるようです。どうも見通しとして担当に聞いてみても、これでは最終的には無理ではないか。相当減額せざるを得ないんではないかというような見通しのようであります。さらに国庫補助金とかほかの東京都の補助金、これが都市計画道路について補助が出るわけですが、国庫補助金が、さっき申し上げた３・３・２号線以外に17％強、東京都の補助金が約９％見込まれています。それぞれ約70億、40億ぐらいの金額ですが、これについても同じことが言われるわけであります。

さて、どうしようかとなると、この補助金なり負担金をなるべく減額しないように運動する、お願いするというのも、一つの方法でありやらなければならないことであると思います。いま一つは、歳出面をいかに切り詰めるかということになってくるわけであります。

以外に、歳出面のどこにどのぐらいかかるのかという計画があるわけですが、その前に公共減歩をいかに調整するかという問題があるわけですけれども、これ都市計画道路については、これは手の打ちようがないんで、区画街路等についていまちょっと整理したらどうか、面積を減らしたらどうかということは可能なはずでありますから、減歩を高くしないためには、区画街路の面積、つまり最終的には公共減歩の面積を減らすという手だても必要になってくるはずであります。

いま一つは、工事費をいかに減額するか、こういう問題も出てくるわけでありますけれども、意外に移転に対し、家屋あるいはそのほかの電柱とか水道等、これに大きな金額が必要なわけです。約百六十数億の財源が、これについて必要になってくるわけです。パーセントからいくと、工事費の約42％がこれにかかるという試算になっています。割合築造費とか整地費についてはそれほどかからない。築造費について、道路、水路、公園一切を含めて65億、そして整地費について約20億、パーセントにしておのおの17％あるいは５％という数字が出てきます。区画街路を多少再検討することによって、移転補償というのも多少は減額できるのではないかということになるかと思います。その辺の見通しなり見解はどうかということ。

いま一つは、冒頭申し上げましたように新駅がどうなるであろうかということが、区画整理の将来に大きな影響を持ってくるわけであります。もちろん区画整理事業自体が、新駅が設置できるということを前提に設計あるいは換地計画に入っているわけでありますから、できないとなると、これはえらいことになるわけであります。関係地域の皆さんが、長年の悲願であるから、ぜひこの際区画整理の中で実現してもらいたいと願っているわけでありますから、ぜひその辺実現できればこんないいことはないわけですけれども、その辺の見通しが、本来なら区画整理と同時進行で話が進まなければならないはずですが、その辺の見通しはどうか。いつも一生懸命やっていますやっていますだけでは、一向に話は進まないので、具体的にひとつその辺の答弁をお願いしたいと思います。

それから、これは「町協だより」という、パンフレットですが、これは地域内の自治会で組織した区画整理対策の協議会です。これに市長との懇談の経過が書かれております。この中で、駅誘致について、市長との話し合いでどんな話が出たのか。書かれていることを読んでみますけれども、「駅をつくるのには、施行者などが資金を相当用意しなくてはならないのではないのか」これは質問です。市長の答弁が「誘致に絡んで地元日野市が何がしかの負担や寄附をすることはない、違法であります」これが市長の答弁です。今まで私たちが理解していたのは、仮に新駅を誘致する場合の条件として、いわゆる請願駅がすべてそうでありますけれども、用地あるいは工事費について地元で負担するというのが原則であり、事実、今までもそういうことで新駅ができたと思うんですが、この新駅についても、資金面についてはＪＲに面倒をかけない、何とかしますということを前提にＪＲと折衝してきたと思うんですが、その辺初めてですよ、私、それは法的に、民間機関へ市の金を補助することは問題があるということは薄々聞いてはいましたが、はっきり市長がこういう場でこういう発言をされるということは初めてでありますので、その辺はどういうことなのか。

確かに地元でも相当協力しますから資金面についてもですね、ひとつ駅をつくってくださいよというのが、これは普通だと思うんです。ところが、全然いや金は出しませんよと言われては、この前提も狂ってしまうんではないか、交渉の前提もですね、いうふうに感じます。その辺はどうなっているのか、まずこの２点、ひとつ答弁を求めたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の御質問でございますけれども、確かにこの事業計画の策定時と現時点の地価の状況というのは全く変わってきております。そ

こで、現在、各事業、西平山の事業も当然そうでございますけれども、各市施行の事業、また一部組合施行もありますけれども、こういう事業の見直しを行っております。一番、やはり見直しの中で問題になってくるのが、この資金計画でございます。この資金計画の中で補助金、それから保留地処分金、これが非常に今の時点で判断しますと、土地の下落ということで下がった形を、現時点で見直しせざるを得ないというふうな考え方を持っているわけてす。西平山につきましても、今後、換地を定める上で、できるだけ建物の、今議員さんの方から御指摘ありましたように、建物の移転関係を少なくする、こういう方法を考えていかざるを得ない。結果として、現状をできるだけ生かした形の換地、それから、区画街路の配置も考えていかざるを得ないというふうに考えております。

事業費で歳出で一番大きいのが補償費でございますので、建物の移転を少なくするというふうな考え方で、現在、換地の計画を進めておるという状況でございます。まだ、事業に着手したばかりでございますので、全体の見直しは、ここでは事業計画の変更等は考えておりませんけれども、換地の発表と同時に事業計画の変更もしていかざるを得ないという予定をいたしておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　新駅の御質問の件でございますけれども、新駅につきましては、たびたび議会でも御指摘されておりますし、議会の交通対策特別委員会でも、経過についてお話ししておるところでございますが、ただいまの西平山土地区画整理事業との関連でございますが、この区画整理事業を施行するに当たりまして、公共施設の管理者と十分協議を整えて実施ということが一番望ましいわけでございますけれども、このＪＲの駅につきましては、まだそこまでの協議ができない段階で着手に至ったわけでございます。これは、それぞれの当時の事情があったわけでございますが、ＪＲといたしましても、区画整理事業が駅を必要としているということについては、私どももいろいろな陳情の中で理解しておるところでございますが、何といたしましても、新駅を設置する条件の中で、技術的な問題あるいは採算性の問題あるいは御質問の中にありました建設費の問題等がございます。そういうような中で時間がかかっておるわけでございます。検討に時間がかかっておるわけでございますが、この問題について、ＪＲとして早く判断をしてほしいということで、これをお願いいたしますと、なかなか私どもにあったような返事がいただけないというような感触を得ております。

したがいまして、今後の区画整理事業の進捗あるいは駅設置の条件整備に努力をいたしまして、なお、引き続き粘り強く交渉を続けていかざるを得ないというような状況で

ございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、御承知のとおり人口急増による都市化の大きな将来変更と、それから、21世紀に耐えられるまちづくりのための努力を各般にわたって進めつつあります。区画整理事業の中で、西平山区画整理事業は日野市が市施行として取り組む最終の区画整理になるに違いない。それから、西平山区画整理事業を完成させることによって、日野市の国道20号線のバイパスの完成、それから、学校施設といたしましては、やはり人口の増加を考えて、豊田の第二小学校がもう限度があるだけに、西にもう１校、小学校が必要であろうということ。あわせてかねて懸案になっておりますＪＲ中央線の西豊田駅を誘致するといいましょうか、新設をしてもらう、こういう課題をあわせ、大きな到達点であるというふうに予測をする次第であります。

確かにバブル経済の崩壊に伴う土地価格の大変な急落の傾向が、区画整理事業に及ぼす財政計画に対しての影響は少なくないわけでありますが、日野市は、幸いにその立地しております特色と、それから将来の展望として、多摩の地域が首都圏の中でもより重視される地域になるという見通しは、ちっとも動かないというふうに思っておりますので、事業の達成は、時間とある程度の経費の負担は伴うわけでありますけど、地域の皆さんの御理解によって十分達成をするに値する大事業である、このように認識をいたしております。

今、御指摘いただきました特に新駅計画、これは区画整理事業でそれを欠落させたら、将来永久に放棄するということになりますので、この区画整理の機会こそ、一番適切な計画をつくる時期だということで、まちづくりの大きな要素に位置づけておる、こういうことであります。

たまたま地域の住民の方々との意見交換の中で、従来の国鉄の場合は大変しっかりしておりましたが、いわゆる建設省と国鉄との協定によって、地方自治体が駅をつくるために負担を課せられるということはないという原則があります。そして、今までの協議の中で、いわゆる線上駅といいましょうか、橋上駅といいましょうか、島のような駅になるわけでありまして、特に用地を広げなきゃならない理由もないようであります。強いて言えば、北側に将来の計画をつける必要がある、こういうことは予測できます。

今、どれだけの負担をしてくれるかというような、そういう協議には、まだ入っておりませんが、今出されておる要件は、なるべく駅の周辺に将来のＪＲが収益企業として使える、そういう用地を広く求めたい、これも具体的な面積というわけではありません

が、広ければ広いほどいいような感じもないわけではありません。したがいまして、可能な限りの用地のあっせんはいたします。それは、時価で売るということでありますが、今は土地が下がっておりますので、どんどん買いだめをして材料をまとめておくというわけにもまいりません。でき得べくば、なるべく新都市建設公社に代行してもらって、それから、地域で処分してもいいという御意向にはなるべく沿って、有終の美をなしていく、こういう方向づけを確実にたどっていこう、こういう考え方でございます。

いろいろまだ未解明なことも、当然伴っておるわけでありますけど、将来の見通しとしては、そういうことで立派にやりおおせていくという決意でございますことに、微動だもいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　簾野行雄君。

○26番（簾野行雄君）　　まず駅の問題ですが、市長の言うこともわかるわけでありますし、市の負担がどうのこうのとここで追及しても、かえって言質を取るようなことで、将来マイナスにもなりかねないからあえて申しませんけれども、確かに地元負担ということはある程度必要かと思います。これは、違法行為をしろとは私申しません。できる範囲内で、ひとつ市でも応分の協力、できる限りをお願いしておきます。今、この期を逸しては、もう区画整理が終わってからでは、確かに駅というものは実現できないわけですから、ひとつその辺をお願いしたいと思います。

ただ、これはいつでもいいというわけにはいかないんで、時間的な制約も区画整理の関連ではありますから、その辺も承知して、なるべく早く具体化に努めてもらいたいと思います。

いま一つの工事費なり地価問題への対応ですが、私も申し上げましたとおり、補助金なり交付金をなるべく減額しないでもらいたいという要請ですね、一つは。それと、計画区画街路なりの変更によって、工事費を下げる努力もしてもらいたい。26.9％の減歩ということは、これは多少の微調整はやむを得ないにしても、住民の権利者の皆さんは、この辺の減歩なら我慢しようよ、これで協力しようよということでスタートしたわけですから、これが大幅に狂ってしまうとなると、反響は大きいわけですから、ぜひその辺のことも頭に置いて処置してもらいたい、このことを要望して質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって２の２、西平区画整理に関連する諸問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時59分　休憩

午後１時９分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、米の輸入自由化に反対し、米不足による不安を解消させ、市民への米の確保と、保育園、学校、市立病院、特養老人ホーム等に対する対策をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、一般質問をただいまより行います。

米の輸入自由化に反対し、米不足による不安を解消させ、市民への米の確保と、保育園、学校、市立病院、特養老人ホーム等に対する対策をでございます。米の不足は、大変大きな社会的な問題となっておりまして、昨年の凶作が一番大きな自然の中の要因が大きいと思いますけれども、しかし、米の不足によります政府の減反政策と米の備蓄が少ないために起こった人災、こういうふうに言ってもいいのではないかと思います。

主食のお米が手に入らない、これに対する国民の不安は、本当に大きなものがございます。私もこれほど深刻な状況ということを把握していなかったわけでございますが、選挙が終わりまして、いろいろとスーパーの前やあるいはお米屋さんの前を通りますと30人、50人と並んでいる、こういう状況も見られました。つい四、五日前にも京王ストアー前に、ちょうど私、議会に来る前でございまして、９時前です、そのときにもう既に30人並んでおりました。そして、まちの中のお米屋さんに行ってもシャッターが降りている。最近、シャッターが上がっていればブレンド米というこういうことで、この市役所のそばにありますスーパーにも、先日買い物で寄りましたところ、珍しくお米があったんですけれども、それは５キロ、5,990円という、10キロ、1万2,000円というお米で、私も買わないで帰ってきたんですけれども、こういうことで、本当に今、政府の方が必要な米の供給に責任ある措置をとっていれば、こうした不安と混乱は起きなかったのではないかというふうに、私は思います。

政府の方やあるいはマスコミがどういう取り上げ方をしているかといえば、毎日新聞を私取っておりますが、夕刊にも記者の目ということで、かなり長く書いてもございましたし、そして、この際、輸入米に挑戦して米の食べ方の幅を広げてみたらどうかという、こういうことや、この機会に食わず嫌いをやめてタイ米に挑戦してみたい。食生活

の幅をさらに広げることができるはずだ、これは日本経済新聞です。こういうふうに毎日、朝日、日本経済、いろんな新聞に書かれておりますが、なぜ新聞がブレンド米反対と、それから外米の進めという形でいろんなことを、政府の責任を書かないでお米の食べ方をあるいは買い方を奨励するかということを調べてみますと、農水省関連の審議会などに、マスコミの委員がたくさん入っているんです。

私たちが小選挙区制の問題でも取り上げましたときには、政府の中にマスコミ関係がかなり入っているということを、私どもは皆様にもお訴えしてまいりましたが、今回も農水省の関連の政府審議会、懇談会のマスコミの委員の中には、農政審議会定数は14人ですが、この中には日本放送協会解説委員の小宮山洋子さん、時々テレビにお出になるので、皆様もお顔を存じ上げている方がいらっしゃると思います。こういう方や、また、農水省の新しい食料・農業・農村政策に関する懇談会、これは定数12人ですが、これにも委員として黒川さんという朝日新聞編集委員、こういう方が入っていらっしゃるわけです。また、米価審議会の中に総数25人、この委員の中にも加倉さんという日本放送協会解説委員、また、岸康彦さんという日本経済新聞社の論説委員兼編集委員、こういう方が入っているわけですから、国民の本当の米がいかに困っているかということは余り宣伝しないで、そして、政府筋の報道を発表するという、こういうことでございます。

そしてまた、政府の方では、官邸でブレンド米の試食会が行われたということで、テレビでも皆様もごらんになったと思います。私もちょうどニュースの時間でしたので見ましたが、３月14日に首相の官邸で政府与党首脳会議が開かれて、そこで細川首相らが国産米とタイ米などのブレンド米の食べ比べをやる。そして、うなぎのお弁当だったということでございますが、どちらも変わらないという意見が多かった、黙って食べればわからない、こういう本音がちらりとのぞかれたということで、新聞にも取り上げられているわけでございます。盛んに皇室もブレンド米を食べるとか、首相も食べるとかいうことで宣伝をされておりますけれども、一般の庶民の方々は、本当に今、お米を買うために、また外国のお米をどうやって食べたらいいのかということで苦労しているわけでございます。

ここに新聞の切り抜きの中に、私も親しくさせていただき、いろいろと障害者問題で御相談にも乗っていただいております障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会の市橋博事務局長、この方は御自身も小児麻痺の方でいらっしゃるんですけれども、この方がおっしゃっていることは、米を買うためにスーパーの前に長く並んでいる。その姿を見るだけで、もうどこに行ったらいいか相談が非常に多くなっている。そして、車いす

の方は、近くに住む石川勇さんという方は、「スーパーで５キロ入りの米の袋を何とかやっと買えたけれども、自分は電動いすなので運べるけれども、これが手動の車いすでは運べない」こういうふうにおっしゃっておられます。また、「障害者の中にはアレルギーの人がたくさんいるので、安全な国産米が必要である。びっくりするほどの値上がりで、月に７万6,000円の障害者年金では、とても国産米は買えません」こういうふうにおっしゃっておりますし、視力障害者の西原和子さんという方は、「どこのスーパーやお米屋さんでいつ買えるかという情報が私たちのところには入りませんので、どこでいつ並んだらいいかということも全くわからないし、また、お米の中に異物が入っていても発見できない。国産米と輸入米では炊き方が違いますけれども、セットで買った場合には見分けることができません」こういうふうにおっしゃっているんです。また、市橋さんは、「重度の障害者や子供たちは流動食であるので、しんがあったりすると吐き出したり、また引きつけを起こしたりするので、どうしても安全な国産米が必要です」こういうふうにおっしゃっておられます。

そして、東京都知事に昼食を実施している障害者施設や障害児学級に安全な国産米を確保することや、在宅の障害者が国産米が確保できるように必要な手だてをとることを申し入れたり、減反政策や輸入自由化に都としても反対するようにという、こういう申し入れを行っているわけでございます。

また、全日本教職員組合執行委員の浦岡紀子さんも、学校給食は国産米というふうになっています。しかし、障害児学級の寄宿舎の給食、また入院しながら授業を受けている病児たち、こういう子供たちは国産米の適用にはなっておりませんということで、本当にこのことについては、日野市も市立総合病院にさやか学級という第五小学校の分校がございまして、病気を治しながらここで入院しているわけでございますが、こういうことが、本当に私は日野市内において障害を持っている人も、特にお年寄りの皆さんももう買えない、こういうことが私のところにも電話を通じたり、あるいはお会いしたときにそういう声が届けられているわけでございます。

そういう意味において、私は、大分お米の問題、もう外国のお米が入ってきたからという少しはそういう面もありますけれども、きょう持ってまいりましたこの「グラフこんにちは」という私どもが発行しております雑誌なんですが、これは主に写真の雑誌です。これ見ていただきたいんですが、タイ米からネズミの死骸や針金がということで、これは事実なんです。福岡県の日本共産党の県委員会に、この精米工場で働いている方が、事実だということでぜひ政府の方でも考えていただきたいということでこのことを

発表し、高崎議員が国会でもこのことを取り上げました。先日、夜中から朝までのテレビ番組がお米の問題でございまして、私も翌日影響するのでビデオだけ撮っておいて、後で見ましたけれども、このことも上げられました。本当にネズミの死骸とか骨とかたばこの吸い殻とか針金とか輪ゴムとかこういうものがあるということは事実であって、そして輸入米に対する検査、これが75項目にものぼっていて、１検体するのに２人がかりで1,440時間必要だということです。170万トン、今度輸入するということで、検査官がそうしますと少なくとも5,000人、多ければ２万人必要だというふうに言われております。しかし、今、全国では195人、そしてこれもお米だけの検査ではないわけですから、本当にこの安全性がどういうものであるか、収穫後の農薬の散布の問題が大変大きな私たちの関心にもなっておりますし、それによって、これからの子供たちの成長過程、また障害を持っている人たち、お年寄り、これから本当にもっと長く生きていただきたい、こういう方たちにどういう影響が出てくるのかと思いますと、私は、やはり今、お米の問題は日野市でも考えていく必要があるのではないかということで、今回問題を取り上げさせていただきました。

一つ目は、米不足の状況は、日野市においてはどうなっているのか。私がこの質問を提出しました段階から、もう既に１カ月近くなっておりますので、大分状況も変わってきたと思いますが、今どういうふうになっているか、そのことをお尋ねいたします。

二つ目には、市内の農家、これも日野市ではお米をつくる方たちも、兼業農家も多くなったりあるいはおやめになった方たちも多くなっていると思いますが、しかし、やっぱり農家を続けられないという、こういう政府の方針があるわけですから、こういう中においては、市内の農家を援助し米を買い上げる制度を市がつくって、これは京都では食管制度、京都の新食管制度というものがあって、蜷川さんのときから、これはやっております。今、行われております京都の府知事選挙でも、木村万平候補がこのことを取り上げて、今頑張っているわけでございますが、私は京都と東京というこの日野市という小さなまちと比べられませんけれども、しかし、この意思は生かされるんではないかというふうに思います。

そういう意味において、市内の農家を支援し米を買い上げる制度を市がつくり、当面は米の確保をせよということで、もし今は無理でも、長期的な展望に立ってこの援護をしていけば、私たちが産直のお米の運動もやっておりますので、そういうことに役立つのではないかと思いますので、２問目はこの質問でございます。

３問目は、保育園、小・中学校、特養老人ホーム、病院、365日の老人給食などにお

米の対策はどういうふうになっているのか。小学校、中学校だけは、文部省が国産米を使用するということをいち早く発表いたしました。しかし、そのほかのところは、本当に今苦労して保育園などもお米が確保できないということで、保母さんや調理員さんたちが苦労していることを、私はじかに聞いております。また、お年寄りの皆様の365日の給食、病院に入っている方が、外国のお米が本当に健康にとっていいのかどうか、そういうこともございますので、これについての見解をお示しいただきたいと思います。

最後に、これはどうしても国の問題だというふうに思います。国に対しての働きかけを積極的にやり、米の輸入自由化反対決議を守らせよということで、市長の方から、ぜひこのことは国に対する働きかけをやっていただきたいと思います。昨年の12月市議会において、私、鈴木美奈子の提案によりまして、この米の輸入自由化の問題については、意見書を出すことができました。これは、議会の30人の中でも、いろいろとばらばらで意見が分かれましたけれども、しかし、賛成多数でこの意見書は政府の方に上げられております。そして、国の方でも３回にわたっての輸入自由化に反対する決議が行われているわけでございますから、ぜひ私ども日野市議会、そうして森田革新市長の名によってこの決議もぜひ上げていただきたい、そして、守っていただきたい、こういう点についてまず質問を行います。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　米の問題につきましては、２月末のころから３月にかけまして、大変市民に迷惑をかけるようなお米が買えないというような状態が続いたことは事実でございます。お米の供給が円滑に進まなかったということで、また消費者が国産米に執着して国産米の買いだめもあったかと思いますが、米の小売店が、また自分の得意さんだけには何とか供給するけど、今まで取り扱っていなかった方には売らなかったとか、それぞれいろいろの状況があったというふうにも聞いています。

市では、さっそく３月９日に日野市長名で農林水産大臣あてにお米に関する要望書を提出しています。２月下旬以降続きましたこの米不足、今現在はやや鎮静化をいたしまして、ブレンド米とかそういうことにはなっていますが、スーパーまで米が並ぶようになったようでございますが、この米騒動も一応これで落ち着きのようにも見られますが、市からの要望をさらに関心を持ちながら続けていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、２番目の件でございますが、米が主食であるわけですが、日本ではこの安

定確保と安定供給がいかに大切であるかということは、御指摘のとおりでございまして、市としても今後、政府の対応に対しまして重大な関心を向けていきたいというふうに思っておりますが、ところで、米を買い上げる制度を市がつくるということにつきましてですが、今、京都で行っているということでございますが、今回のような経験で、大変大事なことというふうには受けとめていますが、現在の食糧管理制度では難しい問題があるということです。一部、対応の仕方によってそういう制度が認められるというようなことも伺っていますが、これは生産の方法に一定の制約をつけるとかいろいろの条件があるように伺っています。今後も都や国に対しまして、二度とこのような事態を引き起こさないように強く制度の改善等、要望してまいりたいというふうに考えています。

米の自由化の反対決議につきましては、国会において反対決議が行われているところですが、政府によります昨年12月の部分開放の受け入れは、大変私どもとしても残念なことというふうに受けとめています。農産物の自由化につきましては、既にオレンジだとか畜産、酪農、農家の多くに大変、この自由化によりまして打撃があったというふうにも受けとめています。米が自由化されますと、日本の農業が相当苦しい立場といいますか、危険な立場に立つのではないかというふうに言われております。米の輸入自由化反対の決議を何としても守っていただくよう、今後も国へ働きかけていきたいというふうに考えています。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　3点目の保育所、特別養護老人ホーム、老人給食の対策ということでございます。福祉部関係につきましてお答えしたいと思います。

最初に保育園における米飯給食の対応でございますが、御承知のとおり公立の保育園におきましては、統一献立を基本といたしまして米飯を月、水、金、このお昼に主食として提供しております。また、月一、二回はおやつとしても取り入れているのが現状でございまして、大体月1,200キロぐらい市内業者から、今までは単価契約によりまして購入しておりました。しかし、御承知のとおり国産米の不足によりまして、外国米の輸入というような不測の事態になりまして、私どもといたしましても、大変苦慮しているところでございます。

この問題につきましては、保育園の栄養士会はもとより福祉部全体としても検討会を開くなどして、意見交換をしてまいりました。3月に入りましても、その情報が二転、三転するなど、非常に計画的な対応がとれないのが現状でございます。このような中で、輸入米につきましては、農薬あるいはカビ、異臭など安全性の問題について、いろいろ

各方面から報道されておりまして、一定の基準はクリアーしているという報道もありますが、保護者におきましては不安を感じているのが現況でございます。そこで、保育園の対応でございますが、主食であることから、対象がまた０歳から５歳児ということで、特に、おかゆなど離乳食には欠かせないことなど総合的に判断いたしまして、輸入米は使用しないで国産米のみを使用する方向で、現在考えております。しかしながら、市内業者の協力が得られたとしても、国産米を希望どおり購入することは非常に困難でございます。他の業者より購入した場合には、予算面でも非常に無理が生じてくる。賄い材料費の範囲内で運営することは、現段階では回数の変更を考えるしかございません。そこで、当面週３回を週１回にして、２回分はパン食といたしたいと考えておりました。しかし、３月の時点で国産米の確保がなかなか難しくなりまして、４月の献立では２回だけ米飯給食をすることで進めております。

今後とも米の入手については困難な状況にあると思いますが、できるだけ国産米の確保に努力いたしますが、緊急事態ということで、保護者に対しましては、しばらくの間、米飯の回数については変動する旨、御理解を求めるお願いをしているところでございます。

それから、老人給食あるいは特別養護老人ホームの給食関係でございます。施設給食につきましては、これについてもできるだけ国産米ということで努力はしてまいりますけれども、これもなかなか難しい状況にありますので、ブレンド米の使用も考えているところでございます。特に老人給食関係につきましては、宅配分ですね、これにつきましては、もう既に委託しております立川の施設でございます至誠老人ホームについては、３月７日からブレンド米でもっての給食を行っているところでございます。施設の入所者に対しては、タイ米も含めたブレンド米ということでございますが、宅配については、やはり御飯が冷めてくると非常にぼそぼそして、なかなかお年寄りの人の口に合わないんではないかというようなことから、なるだけ国産米に近いジャポニカ種ですか、こういうものを宅配には使っておるところでございます。

今現在も、市内業者といろいろ協議を進めている中でございますけども、できるだけ国産米使用ということで努力してまいりますけれども、最悪の場合にはブレンド米も使用ということで、既に老人給食関係については、関係者にそれぞれそういうことがあり得るということで、御理解を求める通知を差し上げているところでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　　小学校・中学校の給食ですけれども、先ほど鈴木議員さんからお話があったように、国の方では国内米を確保しているということで、多少価格の面では上がるということもあるんですが、回数を減らさずに今年度、まずやっていきたい。来年度以降についても、これが確保できるように努力をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　　病院における実態は、私どもの病院では１カ月、平均600キロを使っているわけでございますけれども、従前どおり標準価格米を使っておりました。昨年の10月ごろから、この標準価格米が不足がちでございまして、業者とも調整しながら、一応ことしの２月まで何とか標準価格米を使っておりましたけれども、３月から全く不足しまして、外国産米のカリフォルニア米を使用しております。

いずれにいたしましても、いろいろな米で調理方法を変えたり、おいしい食べ方をするんですけれども、カロリー計算等を考えますと、どうしても病院ではできないということで、当面の間は外国産米でやらざるを得ないという状況でございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

いろいろとお米の問題で、これほど日野市内の公共施設に影響があらわれているということを、本当に今の答弁の中でも知ることができたわけでございます。

私は、保育園の小さなお子さんたちが、今まで週３日やっていた給食が、今度はこれを減らされる。４月になりますと米は２回だけというこういう状況で、調理員さんたちも、それから保母さんたちも、これを苦労してどうやったらいいだろうかと思っているんじゃないかと思うんです。そしてまた、限られたこの予算の枠の中でこれをやらなければならないわけですから、その苦労を思いますと、やはり政府の責任というのは大きいなということを、まず感じるわけです。そして、学校では――ではというのは文部省では、きちっと位置づけて日本のお米を子供たちに食べさせているのに、厚生省では、その小学生よりももっと小さな子供たちになぜお米を確保できないのか、このことについても、本当に疑問に思います。

公立保育園の保母さんでも、給食をつくるために、献立を立てる栄養士さんや調理士さんが一緒になって、園児の給食を健康を守るために頑張っている。そして、輸入の果物は一切入れないで、国産品を指定して安全面などで気をつけて、そして、子供たちの給食にこれを出している。この農薬で汚染されている外米を使わないで、限られた予算

の中でパン食やめん類で変化をつけていこうと、またこれにもすごく時間がかかるわけですね。政府が減反政策でなくて、本当に米をつくっていこうという、こういう政策に変えない限り、本当にこれからの将来の子供たちの口に入るお米がどうなるのかと、大変不安に感じるわけです。

これは、日野市だけの問題ではなくて、今三多摩でもというか、東京都内でもみんな保育園の方たちは学校給食だけではなくて、育ち盛りの保育園児にも、政府の責任で安全な国産米を供給してほしいということで運動もやっておりますが、何しろ地元のお米屋さんから手に入らないという、こういうことで、もう本当に苦労しているということを、私もいろんなところでお話を聞くわけでございます。東久留米でもやっておりますし、共産党の議員がいろんなところで、一般質問を通じて米の確保の問題でもやっておりますので、ぜひ私は小さな子供たちでございますので、この点についてはもっと地元の方の、市の方でも苦労していることはわかりますけれども、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それから、二つ目は学校給食の問題ですが、これも回数を減らしても来年度は確保していくということでございますが、質問としては、給食費の値上がり、こういうところにつながらないかということもございますので、現在の給食費のままでずっとやっていくかどうか、このことをお尋ねしたいと思います。

それから、病院の方では、これも病院もなおのこと、私は国産米を確保するその努力を一層していただきたいというふうに思うんですが、日野市の市立総合病院で四季折々、私も先日選挙の前には使わせていただきましたけれども、端午の節句とかお雛まつりとかお正月とか、そういうときには調理員さんたちが朝から仕入れをして松花堂弁当をつくって、そこにメッセージを届けて、本当に心のこもった家庭で味わうであろうお食事が、病院に入っているためにそれができない、それではということで、調理員さんたちのこの苦労を本当に私は評価し、そして皆様にもそれを訴えさせていただきました。

ですから、そういう中で、今度はお米が外国のお米が少しでも入って不安が、やっぱり残るんです。流動食の方もいらっしゃるでしょうし、ちょっとした異物が入ったら、それが体にどういう影響を与えるか。特に日本の農薬以上の、本当に怖い農薬が振りかけられているわけですから、そういう点を考えますと、日野市の病院の給食のお米の確保、もう一回その努力、どういうふうに努力していくかということをお尋ねしたいと思います。

それから、日本の農家の、日野市の農家の米の確保の問題ですが、あんまり具体的で

なかったんですが、今、農家の方たちが非常に努力をして、農民の方たちがお米をつくる、米の減反政策をはね返して、日本の中で日本のお米をつくっていこうという、こういう動きがあちこちで起きております。鹿児島県の吾平町、この農民の方たちは「消費者、国民のためを考えれば、米をつくる方が国策に協力しているのだ。ペナルティーではなく、逆に奨励金を出してもらうよう国にお願いしていこう」こういうふうに言って、町役場の当局者の方がきっぱりとこういうふうに言っているんです。政府は、米の不足、外国米の緊急輸入という非常事態なのに、ことしも米の減反という理由で全国の田んぼの4分の1の米をつくらせない、こういうことをやって強行しようとしております。従わなければ制裁措置が自治体や農民に、このことがかかってくるわけです。この吾平町にも減反目標が来て、各戸にそれを割り当てる作業もやったそうですけれども、でも、問題はこの減反政策に反した場合に科せられるペナルティーというものであるわけですけれども、でも、転作助成金は100%減反を達成しなければもらえない。減反非達成になれば、集団転作で10アール当たり2万円の国の補助金がもらえなくなる人が出てきます。しかし、各部落の営農座談会でも「もらえなくなってもやむを得ない、助成金をもらうよりもお米をつくった方がいい。ただし、ことしは消費者が困っているので、希望者があればつくってもいい」こういうふうにおっしゃって、もうまちぐるみ、こういうふうな形でお米をつくる、国の減反政策に反対して日本のお米をつくっていこう、こういうふうにやっているわけです。

そして、広島でも、これは世羅町という町で、米不足なのに、この上減反せよとは何事か、わしらも大いに米をつくる。こういうことで、広島県の農民連の青年部の方が「青年の手で日本の米と農業を守ろう　若者サミット」こういうものを開いて、県下の農業後継青年や生産者、消費者、こういう方たちが集まって会議を開いた、こういうことが報道されております。

今、全国でもこうしてお米をつくろうという、こういう状況がある中で、京都でも先ほど私言いましたが、蜷川さんのときからお米のことをやったそうでございます。京都食管ということで、これは有名なことなんですけれども、国がやることを、それでは京都がやりましょうということで、ずっとやられていたということで、私どもはぜひこの小さな自治体の日野市としては、困難な状況があるかもしれませんけれども、しかし、次の世代を育てていく農業者の若い青年たちに、やっぱり農業を続けていただくには、援助をしていかなければならないというふうに思いますので、ぜひ日野市においても、農家に対する援助、これを何らかの形で私はやっていただきたいというふうに思うわけ

でございます。

それについて、まだしっかりとした答弁がございませんので、そのことをお尋ねしたいのと、それからもう一つ、教育委員会の方にお尋ねしたいんですけれども、参議院の農林水産委員会で、学校給食に輸入米を使用するようにということで、公明党の刈田参議院議員が質問を行っておりますが、このときの答弁は、輸入米は検討していないということでございますが、その学校現場で希望があれば認めるという、こういう回答が出ておりますので、日野市ではこういうことのないように、このことをもう一度ちょっと再確認でございますが、ぜひお聞かせいただきたい思います。

お米の問題については、市長の方から答弁お願いいたします。以上です。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　お米の値段でございますけれども、自主流通米の使用をするということで、負担増については、現行の助成政府米値引き売却負担に加えて、特別の助成措置を講じて、実質月額９円から11円の負担増にとどめるということで通知がありましたので、そういう形で、私どもでは、小学校で182日、75回、中学校で170日の70回程度の米食、週に２回です、平均しますと。ほとんど２回やっているということなんですが、回数が多少、学校によって違うところがあるんですが、そういうことで９円から11円ぐらいの負担増になる。この増については、個人に負担をかけないように努力をしてやってまいります。

それから、もう一つの輸入米でもということですが、私どもでは、国産でずっとやっていただくように要望してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　私どもといたしましては、御指摘のように国産米を努力せよということでございますけれども、経営的な発想から従前、標準価格米を病院で使っていたわけでございます、キロ380円でしょうか。その実績に基づきまして、昨年来から納入業者との協定を結んで、一応は何とかなるだろうという予測を立てたわけですけれども、昨年11月から標準価格米も不足になった。急遽、あきたこまちとかカリフォルニア米を切りかえたわけですけれども、実績がないということから、病院は外国産米になったわけでございます。いずれにしましても、外国産米をおいしく食べられる方法、先ほど行事食においても季節季節の行事をつくりまして、何とかおいしいもので患者さんに我慢していただきたい。

もう一つ、私は悩みがございます。と申しますのは、ことしの10月から給食が１人当たり800円になった。従前189円のものが800円になりますと、患者に対する負担が大きくなるわけです。病院は直接関係ございませんけれども、そうなりますと、患者さんは一層おいしいものを求めてくるのは必然でございます。そういった意味で、お米とあわせましてこういうことを絡めながら、目下のところ、どのようにしたら患者さんに喜ばれるかというものを鋭意検討しているところでございます。一層国産米を確保する努力することをお誓い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国民の主食であります、また我が国文化の源泉とも言える稲作に伴いまして、ことし３月初めころから、突然外米が――外国産の米が一部輸入される、また、それを食管制度のもとで供給される、こういう事態が発生いたしました。我が国のいわゆる米の生産と、それから、国民に対する主食の、つまり需要と供給という関係になるわけでありますが、御承知のとおりの食糧管理制度、略して食管制度と言われております。その制度のもとに、まさに国管理の、いわゆる稲作並びに米供給の政治が、戦後、長期にわたって行われてまいりました。たまたま昨年、異常気象による天候不良のために米作が大打撃を受け、年間1,000万トンの需要に対して200万トンの不足が予想される、こういう事態になったことは、国民の記憶のまだ新しいところであります。

そして、３月の初めごろから、突然いわゆる米穀店並びにスーパー等で行列ができるようになった。この原因は、安定供給に対する不安ということと、それから、いわゆる外国産米に対する衛生あるいは嗜好の上で好みに合う合わない、この問題が伴っております。加えて価格の問題も、いわゆる公定価格という範囲とやみ価格という範囲と、二つの系列になって、相互にかかわり合う、こういう需要供給の不安定な状況が発生した。かなり複雑な国民の不安をかき立てたということになったと思っております。

日野市内でも、今申し上げました３月の初めのころに、私どもにも市内の米の安定供給に対して市が積極的に関与せよ、こういう市民からの要請もありました。それらのこととあわせて、行政内部でかなり真剣な取り組みを進めたわけでありまして、絶対量が不足したという不安はほぼ見通せたということで、絶対量に対する不安はなくなったのではなかろうかと思っておりますが、好みとかあるいは非衛生、不安定、これらに対しての不安が解決していないことは御指摘のとおりであります。

一番心配いたしましたのは、直接行政にかかわる各公共学校を初め、幼稚園、保育園あるいは病院、その他給食を行っておる機関のことであります。もう一つは、老人給食

という施策を進めておるわけでありますけど、いわゆる材料費ということで400円の徴収をいたしております、材料費の徴収をいたしております。米に対して、つまり価格の変動がある、そのことがたちまち影響してまいりますので、それをどのように克服していくか。もう一つは、これは災害時の緊急事態の場合に、米穀店等いわゆる食糧品を相当量手持ちをされる業者の方々と協定を結んで、そして災害時に日野市が求めた際には、最優先で事務処理、会計処理は後に置いても、ひとつ行政のもとに供給をしてください、こういう協定があります。それが発動しなきゃならない状況になったら、果たしてどうなるだろうかという点を内部でも検討いたしました。

米には、いわゆる米穀年度という生産と消費に対しまして、たしか11月かなと思いますが、要するに新穀が出てくる、それから新しい米穀年度が始まって、いわゆる新米の配給が行われる。それが端境期には重なって、米穀管理当局はいろいろな経験で、それらがうまく運行できるようなことにはなっておると思いますけど、米不足という、つまり状況の中では、そのことに対しても国民が不安を覚えた、こういうことであったと思っております。

私どもで手を打ったことはいろいろありますが、農林大臣に市長名で米の安定供給と正しい状況の提供をしていただきたいという要望書を提出し、またそのことを市民に幾らかでも安心の材料にしていただくために、広報にも掲載をしたという経過がございます、3月15日号であります。ようやく一時の危機の状況が脱出できて、よくまだ米屋さんに並んでおられる状況があるかということをあちこちに聞いてみるんですが、ほぼおさまったというふうには承知をいたしております。

不安というものは、これはもう思いがけないことに発生することでありまして、また政治はその不安を、はるか手前で見通しを持って解決をしておくということが、地方自治体といえども行政の仕事だというふうに考えております。

各施設は、今お答えしたとおりの状況で推移をいたしました。それから、緊急時の米の購入については、これを一つ追認しようという課題で、まだ結論を出しておりませんけど、恐らく災害時に契約に基づく緊急的な食糧の集荷は不可能だろうというふうに言わざるを得ません。東京都でも立川の備蓄倉庫に相当量、食糧等が緊急時に向けて備蓄されておる建前になっておりますので、そのあたりから供給があるかどうか、これも確認しておかなければならない、このように思っております。

一番自然発想的に、地域で需要供給を可能な限り賄ったらどうかという発想が出てくることも当然だろうと思います。しかし、日野市内で米をつくっていらっしゃる農家の

方に米を提供してくださいといっても、量は極めて少ない域を脱しません。したがって、食糧管理制度が許すか許さないか、むしろかなり遠隔でも米作地と何かそういう需要供給のある程度の協議はしておく必要があるのではなかろうか、こう考えております。

外国産米、いわゆるブレンド米が不安ばかりが重なっているということではないと思いますが、嗜好においてもあるいは衛生度においてもあるいは薬物等の処理においても、とにかく国民が安心という形で認めていない、こういうことが大前提にまた支障になるわけでありますから、これらのことについても、これから正当な取り組みがされるべきではなかろうかと思います。なかなか米の問題、こういうことが心配されるからこそ、国会でも数たびにわたって食管制度の堅持と、それから米の輸入自由化はもう国是として認めないというぐらいに取り組まれていた状況が、一部ほころびてしまった、こういう現状もあるわけでありますので、国民の世論、正しい議論によって、将来のまず自主防衛とも言える食糧の政策を、国民自身が大きく考えていく大切な機会ではないかというふうに受けとめておるところであります。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ただいま市長を初め、各部長から答弁いただきまして、日野市としても、これに対する対応をやっていらっしゃるということがわかりました。やはり私は、今回のこの米の騒動は、日本の歴代の自民党から現在ずっと細川内閣まで続いてきた、こういうことからあらわれている問題、本当に結局はそこに行くのではないかというふうに思います。

米の在庫が昨年の10月末で、国民の必要量のわずか１週間程度の約20万トンしかなかったということで、これは石油が備蓄されているものと合わせますと、備蓄が民間と国家合わせて149日分、こういうふうに考えますと、本当に日本のお米というのがたった１週間、これではたった１回の凶作でこういう結果が起きてくるわけでございまして、また減反、減反ということで、日本の田んぼがどんどんつぶされていって、そして、新しくこれを復田しようとしても、なかなか復田するまでに時間もかかりますし、また農家の方の働く勤労報酬というものが、非常に少ないんです。一般の勤労者の３分の１という、そういう賃金で農家の方は働くわけですから、若い方がもう農家を継ぐのはいやだわというふうにもならざるを得ないと思いますし、また、高齢化が進んでいく中で労力がなくなっていく、こういう点もあるのではないかと思います。また、野菜や花などの転作によって、そして、その方が価格は不安定であるけれども、しかし、農業を経営していく上では安定してきているということで、なかなかお米への復田をやっていこうと

いう、これがそこにつながっていかないという、こういう結果になっているのではないかというふうに思います。

これは、やはりまた皆様からいろんなことを言われますが、米の市場開放をねらって食管制度の形骸化を本格化させた中曽根内閣のもとでの臨調行革路線、ここから来ている問題でありまして、本当に米の輸入を自由化して競争に耐えられない、こういうことが今起きているわけでございますので、ぜひ私は、日野市のお米が今すぐには、私は日野市民のお米にはつながらなくても、長い目で見ていただいて、日野の中のお米が日野市民の何かの役に立つ、そういうところに使っていただけるようにしていただきというふうに思うんです。

食糧管理費と軍事費の伸び率の比較をいたしますと、1980年を100といたしますと、軍事費では今210、そして食糧管理費というのは28.7という、こういう本当に低いところに来ているわけですから、本当に政府がもっとお米、それから農業に力を入れるべき、今のこのことは、本当に私たちは米の問題について考えていくいい機会になったというふうに思います。このことをいいところに生かしていくためにも、私は今回提案させていただきましたので、ぜひ日野市としてもお考えいただきまして、お米の問題に力を入れていただきたいと思います。以上、これで終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって３の１、米の輸入自由化に反対し、米不足による不安を解消させ、市民への米の確保と、保育園、学校、市立病院、特養老人ホーム等に対する対策をの質問を終わります。

一般質問３の２、黒川清流公園より多摩平七丁目市役所寄りに散策路と、中央線に地下道を設置し、市民の足の便をはかれの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、２問目の質問をいたします。

黒川清流公園より多摩平七丁目市役所寄りに散策路と、中央線に地下道を設置し、市民の足の便をはかれという、こういう質問でございます。黒川清流公園を通った方、またあそこを散策なさる方は、非常にいい公園だということをどなたもお感じになると思います。本当に私どもは、あの黒川清流公園ができる前は、住宅のコーポの前にどぶがありまして、そこに危険であるのでふたかけをしなさいという運動を、もう20年ほど前からやっておりまして、それが、今では道路になりまして、黒川清流公園がとてもいい緑の多い、そして先日も私、車で通りましたら、ちょうどそこを泳いでいるかもめが一列で道路を横断しているんです。私、こんないいまちはないというふうに感じました。そして、また池の中にはこいも泳いで、市民の方がそこにパンくずを持っていって投げ

たり、本当にいい黒川の公園ができて、子供たちも今これから、特に４月、５月になりますと若葉が芽を出す季節でございます。

そういうところで、私はあの中に２カ所、散策路といいますか多摩平の方に抜ける道路が、細い道があるんですけれども、今度は東豊田第一コーポの一番奥のところから、神明の上に抜ける、そこのところに、小さな散策路でもいいですから道路をつくっていただけますと、あの一番奥の方は、ずっと回り道をして黒川の大きな踏切を渡って市役所の方に行かなければならない、こういうことでございますので、ぜひここに私は東京都の土地あるいは民間の土地、日野市の土地というふうに分けられておりますが、そこのところは、東京都の方は、私、村松美枝子都議会議員にもお話しをいたしまして調査もしていただきました。

そういう中においては、ぜひ私はここのところに、足の便を図っていただきたい。私も何回か２カ所の道を歩いてまいりましたら、若い方が手をつないで歩いていたり、子供たちも歩いていたりということで、とてもいいところでございますので、これは希望でございますので、そのことを一つ。

もう１点は、一番奥のところでございますが、東豊田から次の三丁目のところに抜ける道路というものが、やっぱり大きな踏切まで行かないと行かれないわけです。大回りをしなけれ行けませんので、これは何人かの議員がここにトンネルをつくってという質問も行っておりますが、私も今回もいろんな方たちの御意見を聞きますと、ぜひこの中央線の線に地下道をつくって、ここの市役所に抜ける道、そういたしますと、今度新しくできました神明野鳥公園、ここにも本当に行きやすくなりますし、また散策路を通って線路を渡って神明野鳥公園にも行かれますので、私は今回、この二つの質問を行いましたので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　黒川清流公園を含むこの一帯、約６ヘクタールの崖線緑地は、昭和50年に東京都の緑地保全地域に指定されております。保全地域約６ヘクタールのうち３ヘクタールが市有地、1.5ヘクタールが個人所有、残りが都有地ということで、ＪＲ中央線に沿った部分が御質問の場所であります。緑地保全地域は、かなり強い規制が盛り込まれておりまして、宅地開発を初め土地の形質の変更、あるいは樹木の伐採等も許可制になっております。自然保護の立場から利用の方法も相当限定されております。

したがいまして、御質問の場所は、一般的な通路の開設は難しいと考えます。当市で設定しております黒川段丘崖散策路の一部として位置づけが可能かどうか、東京都と協

議を進めてまいりたいと考えております。

２点目の東豊田三丁目と四丁目の市道をトンネルによって通路をつくって、地域の交流と交通の利便を図ったらどうかという御提案です。庁内的な検討を進め、また、ＪＲ当局とも協議を進めて計画化を図っていく所存であります。以上です。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ただいまは、大変前向きな答弁でございました。私も、東京都の方に村松美枝子都議を通じて調査あるいは御依頼いたしましたところ、日野市が方がやる気持ちがあればいつでもやりますよということなので、ぜひこれを予算が大変厳しい予算でございますけれども、予算化していただいて、ここに散策路をぜひつくっていただきたいというふうに思います。そのことをもう一度答弁。

それから、トンネルの計画につきましても、ぜひこれはＪＲの方と今調査中だということでございますが、大体いつごろ具体的になるか、難しいかもしれませんが、その辺もう一度お尋ねいたします。

○議長（福島盛之助君）　答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　実現の時期というのは、今明らかにすることはできませんが、東京都との協議を精力的に進めてまいりたいと思います。

なお、トンネルにつきましては、市道と線路との高低差約５メートルと思われます。いろんな構造上、技術的な問題も相当絡んでくると思われますので、このあたりも研究を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

この私の二つの質問は、地域の方の要求をもとにいたしましたので、ぜひこの実現に向けて、市の方も積極的な対応をしていただきますように要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって３の２、黒川清流公園より多摩平七丁目市役所寄りに散策路と、中央線に地下道を設置し、市民の足の便をはかれの質問を終わります。

一般質問４の１、大坂上都営住宅建てかえと在宅福祉サービスセンター設置についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　質問を行ってまいりたいと思います。

今議会、審査が行われました新年度の予算のさまざまな新しい施策の中に、大坂上都

営住宅建て替えに伴う老人住宅の計画に関する予算も計上されてございます。議会の審議を経て、もちろんこれも可決されたわけでございますが、この予算にも関係することでございますので、ぜひ福祉部を初め市長においても、これからの質問について、前向きの検討と答弁をお願いしておきたいと思います。

この４月からいよいよ開設が始まりまして、市内の在宅福祉サービスの一層の向上を目指します栄町の在宅福祉サービスセンターが、いよいよ発足となったわけでございます。市内の浅川苑に次ぐ二つ目のサービスセンターでございますだけに、市民の皆さんからの期待の声が多く寄せられているのは、私一人ではないと思うわけでございます。このサービスセンターの設置計画については、これまでもたびたび市長を初め、福祉部長から、市の計画については説明がございました。

平成３年３月、日野市がつくりました日野市地域高齢者住宅設置計画書がございますが、この中にもサービスセンターの今後の計画、目標、内容が記されてございます。当面の目標といたしましては、地区別に４カ所つくることや、長期的な目標としては、各中学校区に各１カ所設置するという目標でございます。中学校８校ありますから、市内８カ所にサービスセンターをつくり、きめの細かい福祉施策を展開するというものであります。最終目標としては、小学校区に１カ所のサービスセンターをつくるという目標を掲げているわけでありますから、私は今回取り上げました大坂上都営住宅の建て替えに伴うサービスセンター設置の可能性は十分ある、このように考え、一般質問に取り上げた次第であります。

初めに、市側の考え方を伺っておきたいわけでありますが、サービスセンター設置の目標年次やあるいは財政当局との協議などによって、年度ごとの目標も、恐らく描いてはいると思いますけれど、設置の可能性のあるところから設置計画を立てるということは、私は当然のことではないかと思います。

それで、今回予算化されました大坂上都営住宅の建て替えに伴う老人住宅の計画の中に、サービスセンターを併設するという可能性が全くないのかどうかという点であります。私は、立地条件としても十分可能性のある場所だと考えるわけでございますだけに、市側の考えをお聞かせいただきたいと思います。

２点目の質問は、栄町サービスセンターを例といたしまして、建設費、運営費、国、都、市の財源内訳についてでございます。これは、既に資料要求も行っておりますが、サービスセンターをつくる際に、かなりの財源を必要とすることは言うまでもありません。それだけに、国の財源措置あるいは東京都の財源措置が求められることでもござい

ます。国の今後の保健福祉医療の計画の方向といたしましても、福祉計画にあるいは保健計画に示されておりますように、短期の老人入所施設を充実する方向を示しているわけでございます。それだけに、そうした方向に沿って、日野市がいち早くサービスセンターの設置を進めるということは、国の方針や都の方針にもかなっているわけでありますし、また住民要望から見ても当然のことではないかと思います。こうした財源の措置や内訳について、２点目の質問としてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、第１点目のサービスセンターの整備目標年次につきまして、お答えいたしたいと思います。

今回の日野市保健福祉計画の策定によりまして、ある程度の整備目標を掲げることができました。この内容を見てみますと、いわゆる平成６年から平成12年度末までの計画でございます。この計画を前期と後期に分けまして、前期平成６年から平成８年の間には、高齢者在宅福祉センター１館を設置するということで、これは今、御指摘のございました栄町の高齢者在宅サービスセンターでございます。それに引き続きまして、後期の平成９年から12年の間には５館設置したいという考えでございます。これについては、仮称多摩川福祉ゾーンに設置いたします特別養護老人ホーム、これと併設の在宅サービスセンターを考えているところでございます。

ただいま御質問者の方からありましたように、日野市としては、日野市基本計画の中でも、やはり中規模の広がりを持った地域ごとに、施設整備を進めていくということで明記してございますように、大体中学校区単位で、一つの在宅サービスセンターを設置していきたい考えでございます。これからのまちづくりの中では、場合によっては８カ所が９カ所になる可能性もございますけども、当面は各中学校区ということで設置をしているところでございます。

それから、今回の大坂上の高齢者向け住宅の関係でございますけども、平成７年度から始まります第３期の建て替え計画、この中では高齢者住宅39戸を予定しております。そのような関係で、平成６年度中には、それのプロジェクト推進計画を策定しなければならないことになっておりますので、その中で高齢者向け住宅を考えるわけでございますが、今まで申し上げましたとおり、日野市の基本計画並びに今回策定いたしました保健福祉計画の整備目標の中には、大坂上都営の建て替えについての高齢者在宅サービスセンターの設置は考えてございません。１点目につきましては、以上でございます。

それから、２点目の建設費の補助あるいは運営費の補助でございますが、今回の栄町

サービスセンターの建設費でございますが、いろいろ附帯設備等を含めまして4億2,134万8,000円というような建設費がかかってございます。そのうちの本体工事でございますが、これは3億7,079万8,000円ということで、これにつきましては、それぞれ国あるいは東京都の負担がございます。国では建設費の2分の1、東京都においては4分の1というようなそれぞれの負担割合になってございますが、この施設につきましては、全体面積ではおよそ930平方メートルでございますけども、この補助対象となる面積は363平方メートルということで、いわゆるそれぞれの、例えば入浴施設あるいは給食施設等についても、実際の必要面積に対しまして、補助対象となる面積は非常に狭うございます。特にショートステイについては、それは補助対象にならないということでございます。これについては、原則的には特別養護老人ホーム等施設に併設のショートステイに対しては補助の対象になりますけども、単独のショートステイについては補助にならないということで、そういうところから補助対象から除外されております。

また、これの363平方メートルに対します国の補助対象となります基準単価でございますが、平成4年度は17万1,700円、平成5年度は19万2,600円、若干上がっておりますけども、実際のこの本体工事3億7,800万何がしかの平米単価を見ますと、39万8,700円というような単価でございます。したがいまして、国の補助対象となります基準額が実勢の基準単価を反映していない。したがいまして、実際には2分の1の助成であっても、このように基準単価から見ても、実勢の4分の1というような単価になるわけでございます。そういうようなことで、非常にそういう意味での地方公共団体の超過負担というものは非常に大きいわけでございます。

また、運営につきましても、実際の運営に当たりましては、今回の予算でもお認めいただきましたけども、これらについても人件費等についても実態に合った人件費の補助ではないというようなことから、建設費と同様にかなりの大きな、補助割合は2分の1あるいは4分の1というような補助割合になっていますけれども、中身については、はるかに下回る実態の補助率というふうに言わざるを得ないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　一通り説明をいただきました。福祉部長の説明では、私が取り上げました大坂上都営住宅に併設する考えは、今のところないということでございます。従来の計画からいきますと、これは計画には含まれておらない地域でありますから、恐らくただいまのような答弁になるものと推察されます。それで、私も市の計画を拝見し

ているわけでありますが、ちょうどこの大坂上都営住宅の周辺、神明の地区を含めてでありますが、高齢者の在宅サービスのサービス区域がちょうど外れているところなんですね、というふうに私は見ているわけです。栄町のエリア――区域から少し離れている、あるいはこれはどこのことを想定しているのかわかりませんが、例えば二中学区につくるといたしますと、その区域からも少し遠いということで、ちょうどその中間の場所に位置するのではないかと思われるわけであります。

それで、私は可能性のあるところから、やはり計画を設置するということを申し上げているわけでございますけれど、ただいま福祉部長の説明では、平成６年から８年の開設は、今度開設いたしました栄町サービスセンター１カ所、９年から12年の間に５カ所のサービスセンターを設置する計画であるけれど、例として説明のあったのは、多摩川福祉ゾーンに設置するという場所が１カ所あるだけで、あと４カ所はどこにつくるかというのは、まだ具体的に計画となっていないのではないかと思われます。そこで、私はこの大坂上の都営住宅の建て替えに伴って計画をあわせてつくるという機会ではないかと思うものであります。

日野市の人口の統計資料がございますが、平成２年の国勢調査に基づいた調査によりますと、日野台の一丁目から四丁目までございます。中でも四丁目の老人世帯の割合というのは、48.7％なんですね。２軒に１軒に近い割合で老人世帯になっているということでございます。さらに二丁目では26.8％の割合で老人世帯を抱えているということでございます。ちなみに日野市の平均では15％なんです。非常に高い割合にあるということが、おわかりだと思います。大坂上の二丁目、三丁目、これもいずれも平均を上回る割合になってございます。多摩平の五丁目、六丁目、七丁目においても、五丁目と六丁目は、これもいずれも日野市の平均を上回る割合であります。

人口で言えば、平成２年度は老人人口は7.7％の日野市の平均でありますが、これを上回っているのは、日野台の二丁目、四丁目、さらには大坂上の三丁目、多摩平の六丁目、五丁目も若干上回ってございます。というように、関係する地域の老人の人口割合、世帯の割合が、いずれも平均より上回っているという、そういう地域の特性があるのではないかと思います。

したがって、サービスセンターを設置する一つの地域的な条件はある、このように判断されるものであります。ぜひ考えて検討をいただきたいということを要望したいと思います。

二つ目の国と市の財政負担の割合でありますが、東京都の公報、1994年増刷号で高齢

者福祉を特集してございます。この中に高齢者在宅サービスセンターという項目がございまして、その事業内容が詳しく書かれてあります。この事業内容の中に、ショートステイなどのサービスを行っておりますというのが含まれているんですね。ですから、日野市がサービスセンターにショートステイの事業を含めるというのは、何も東京都の福祉行政に反することでもないわけで、むしろ地域の実態から見るならば、こうしたサービスセンターにこそショートステイが行える事業を含めるというのは、私は当然のことではないかと思うんです。

にもかかわらず、国や東京都は補助金を出さないということになっているために、財政負担が余計市町村の肩にかかってくるということになるわけでありますから、東京都を通じて都や国に対する補助金の支出を強く要望するということが必要になってくると思います。私たちも我々の立場で、国や東京都に働きかけてまいりたいと考えておりますだけに、この財政負担を何としても軽減して、市町村の福祉サービス行政が一層拡充できるようにしていただきたいと思います。

最後に市長に伺いたいのでありますが、大坂上都営住宅の建て替えに伴って、具体的にここにサービスセンターを併設するという計画を新たに検討していただきたいと、私は今質問を行ったわけでございます。これらの質問を踏まえて考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都営住宅あるいは公団住宅等、これからいよいよ建て替えに大きく取り組む時期が進みつつあるわけでありまして、第１期といいましょうか大坂上都営住宅の建て替えは、平屋でもありましたし住宅政策初期の建築物でもありますので、一番順序としては、建て替えの初期に当たったということであったと思います。そしてまた、その建て替えの協議の中で、当然高層化が図られ、また供給戸数も増加されるということでありますから、地元のかかわる自治体といたしましては、必要な諸条件を提案をするということも、また当然と言うべきだろうと思います。本来は土地をもらいたいわけですが、なかなか土地を提供される仕組みが、都の住宅政策にはないようであります。かつては、都営住宅を1,000戸つくると小学校用地を１校地、5,000坪を供給される、こういう英断のある政策がとられた時代はあったわけでありますけど、今はどうもそのあたりに、土地取得の困難さも時代の変化とともに容易でないということもあろうかと思いますが、なかなかそのことを打ち出す条件が苦しくなっている、こういう状況はあります。

大坂上都営住宅の建て替えも、第１期ということで今、一部完成をし、また第２期に着手される、こういうことでもありますので、第１期分その他にかかわっては、御承知のとおり神明橋の南詰めに、今まで申し上げておりますとおり、学童クラブ用地、児童館用地、加えて地区センター用地、用地ではないんですが、建物のスペースを受け取る、こういう七百数十平米のスペースを受け取る、こういうことで、一応の住民要求が満たされる、こういう解決を実現化の形で見通せる状況になっております。

第２次の分の建て替えにつきましては、関係当局がどのような今まで、つまりそれらもカウントしているのかしていないのか、私はちょっとそのあたりを正確に知り得ておりませんが、今、御提案のことも十分わきまえて、これからの都営住宅建て替えの諸条件の一つには位置づけていいんではなかろうか、また地理的に言っても、適当な場所だと言えると思いますし、何といっても、時期を早く一つでも実現するということが大きいメリットだというふうに考えて、取り組むべき課題だというふうに思いました。十分詰めて、その可能性を打診してみるということからスタートさせたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の前向きの考えが示されたと思います。私は、何よりも平成９年から12年度にかけて５カ所のサービスセンターをつくる構想であったとしても、今日、多摩川福祉ゾーンに設置するという１カ所は明白になっているものの、あと４カ所、設置計画を行うべく場所について、まだ明確になっていないという点を考えるなら、私は大坂上都営住宅の建て替えの機会というのは、これは非常にいい機会ではないか、サービスセンターを併設するいい機会ではないかと考えますので、ぜひとも今後の検討を進めていただきたいと思います。

ショートステイを初めとする在宅福祉のサービスの充実は、寝たきりをつくらないあるいは高齢期の生活に一層寄与する福祉の増進を目的とするだけに、私はきめの細かい施策の展開が必要ではないかと思います。それだけに、今後の検討を期待いたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって４の１、大坂上都営住宅建てかえと在宅福祉サービスセンター設置についての質問を終わります。

一般質問４の２、日野市立総合病院の将来像についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　日野市立総合病院の建て替えがいよいよ具体化してまいりました。新年度予算にも調査費が計上されるなど、そのイメージも徐々にでき上がりつつあ

る時期に入ってきたと思います。昨年の３月18日付で日野市立総合病院改築等基礎調査報告書が提出されました。概括的な調査報告書でありますだけに、細かい内容に至る考えなどが十分私どもには伝わってこないのでありますけれど、それでも市立総合病院のあるべき姿など、ある程度写し出しているものと受けとめることができるものでございます。この中で、市立総合病院の役割について述べた箇所がございます。

地域における医療の提供においては、公的病院、民間病院及び診療所を初めとする医療機関等がそれぞれ役割を果たしていると考えられる。そのような中で、一般的に自治体病院の役割としては、地域の中核病院として、地域における一般的利用のほか、公的医療機関でなければ対応することが困難な高度、特殊、先駆的医療で不採算な医療、また、地域で他の医療機関が行えないような医療を担当すること、また、収入と直接結びつかないが、地域の医療水準の向上を図ることを目的とした教育研修機能を担うこととされてきたと述べてございます。そして、今後高齢化の進展、医療構造の変化、医学・医術の進歩等、社会環境の変化に対応し、また地域性や地域の医療需給、市民のニーズを的確に把握し、適切なサービスを市民に提供するという視点からの役割を検討する必要があると述べてございます。

そして、都道府県立の自治体病院と市町村立の自治体病院では、おのずとその役割が異なり、地域の医療需要を踏まえた上で、他の医療機関との役割分担、連携のもとに市立病院の提供する高度、特殊、先駆的な医療の水準を設定していくことが必要だと述べてございます。

これですべて言い尽くしたということではないと思いますが、限られた調査報告書の中に市立総合病院の役割について、ある程度イメージできることを述べているものと、私は受け取ったわけであります。

そこで、病院の事務長あるいは市長並びに関係者においては、日野市立総合病院の建て替えに伴ってあるべき姿というのは、どんなふうに今描いておられるのか、１点目伺っておきたいと思います。

２点目は、かつて私も提起を行ったことがございますが、総合的な医療、包括的な医療の体制を確立するということなど、どのような将来像を描いておられるか伺っておきたいと思います。

３点目は、この時期に市民参加によります、文字どおりの市民、患者あるいは専門家、病院関係者等々踏まえた検討委員会を設置されまして、十分論議を尽くすことが必要だと思います。

以上３点について質問を行います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

今、私どもの病院におきましては赤字病院という苦しい立場におるわけでございます。特に医療環境の厳しい中、どのようにしたら赤字を解消するかということで、院長を初めいろいろ考えているところであります。同じ赤字でも納得できる赤字あるいは当然の赤字だというようなことで御理解を深めたいところで、現にある病院をいかにすべきかという延長線の中で新しい病院構想、いわゆる理念等を持たなければならないということで検討しているわけでございます。

特に、私どもの中では院内においては、市立総合病院運営協議会を設置し、今ある病院をどうすべきかあるいは将来どうあるべきかということを検討する前に、今、ノウハウを持つのは私ども病院の当事者でございます。ですから、院長を中心としまして、そういった病院としての理念をつくっていきたい、こういった骨格をつくったものを、３点目の御質問にございます住民参加に基づくどうあるべきということに肉づけ、色づけして、一つの将来像を描きたいというのが、３点目の質問にお答えするわけであります。

その前に、ではどのように考えているかということでございますけども、まず第一に、病院の使命と機能でございますけども、理念といたしましては、適正な医療を提供することであると思います。現在でも、救急医療、外来医療、入院医療をやっていますけども、一層の信頼される病院のために適正な医療の提供は当然としながらも、これからは組織化された在宅ケアサービスの提供も入ってくるんじゃなかろうかということを申し合わせているところであります。

第２は、公衆衛生活動及び福祉医療活動の展開であります。公衆衛生活動と言えば、母子保健、昭和58年から始まった老人保健法による老人保健事業、あるいは老人のヘルス事業は大いに貢献しなければ、病院としてならないと思いますけども、個別のヘルスケアというのも、非常に大切でございますけども、要は、個別であれ集団であれ、健康教育とか健康相談とか健康審査とか健康管理とか、病院として当然そういう事業も行わなければならない、これからしなきゃならないと感じているところであります。

また、福祉医療の活動でございます。昔から障害者の認定とかあるいは障害者の改善とか、また障害者の健康管理といった大きな目的がありましたけれども、これからの高齢化社会に向けまして、高齢者に対する福祉や保健や医療がますます大切になってくる。そういった意味の将来基準をつくらなければならないと思っているところでございます。

今、国民の受診状況を厚生省の資料を見ますと、60歳未満の受診率は年々下がっています。特に50歳未満の年代層は、15年前の60％だということも言える状況でございます。これは、なぜか。青年層、中年層は、いわゆる病院で治療を受けるということよりも、むしろ健康づくり、体力づくり、予防診断というようなホームサービスを要求しているんじゃなかろうか、この辺あたりを我々は将来としてつかまなければならない。一方、65歳以上の高齢者では、余り高度の医療というよりも病的な介護、ケアが大切になっているわけでございます。特に高齢者と子供の場合は、昔からノーマライゼーションと申しまして、サービスの提供の理念、哲学があったと思いますけども、老人や子供に対しては、身近なところでいつでもレベルの高い医療と福祉を受ける。特にお年寄りの場合は、保健サービスは向こうで、あるいは医療サービスはあちらということではなくて、ただいま御質問の中にございましたように、包括的な医療サービスをするのが、これからのあるべき姿ではなかろうかということを感じているところであります。

そのほかにリハビリテーションがございます。いわゆる治療上の延長のリハビリは、私ども昨年４月から開設したわけでございますけれども、後期のリハビリ、いわゆる社会リハビリテーションは、日常生活訓練というようなものまで、これから必要になってくる。かつては、医療提供は公衆衛生サービスということだったわけでございますけれども、今では、福祉医療サービスが病院の大きな、もう役目になっていると思います。

また、これからの新しい病院構想の中で、職員あるいは外部の医療関係者あるいは開業医、そういう人たち等全部含めた教育や研修の場としして、将来描くべきではなかろうかということでございます。

また、４点目につきましては、病院は臨床を中心とした研究開発、調査研究が大切でございますけども、看護部門あるいは技術部門等においても研究調査し、そして、広く機能としては、他の病院、診療所といったような面についてもバックアップし、いかに応援し助けてあげなければならないかということは、いわゆる病院としての基本的な使命、機能、また理念じゃなかろうかということで申し合わせているところであります。

これらをもっと具体的にまとめましたものを、先ほど前段申し上げました３点目の、住民の方々参加のもとにあるべき姿を描いていきたいということで、今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　理念としての事務長の説明がございました。私は、かなり踏み込んだところまで論議をされているのではないかと思えるただいまの説明ではなかった

かと思います。従来、議会の答弁などで私どもが聞いておりました説明よりも、かなり具体的なところまでイメージとして持つことができるのではないかと思います。さまざまな機会を通じて論議が行われているのではないかと、私は今受けとめたわけでございます。

さて、私が考えております将来像というものについてのごく一部に当たるわけでありますけれど、ただいまの事務長の説明とかみ合わせて述べてみたいと思います。その後で市長にも見解を伺ってまいりたいと思います。

一つは、市民のための病院であるということでございますが、これはごく当たり前のことでもあるわけでございます。先ほど、事務長は適正な医療の提供と言われました。適正とはどういうことかが具体的ではありませんけれど、例えば、今11の診療科目がございますが、これらの科目に沿って患者の要求にこたえて、それこそ適切な治療行為、医療行為が行われるということが、もとになるものと考えるわけであります。その上に立って、私はやはり老人層あるいは子供、社会的な弱者に対する医療をしっかりと続けるということが、この病院の医療行為の底流をなしていなければならないと考えてございます。あるいは障害者医療なども同じでありますが、例えば障害者の歯科の設置なども、従来から行っておりますように、こうした姿勢を続けるということが大切だと思うわけであります。

二つ目には、在宅ケアあるいは他の医療機関との連携、診療所、さらには都立病院あるいは国立病院等々、他の医療機関との連携を重視するということでございます。市立総合病院のすべての機能を発揮しても、市民の健康、検診あるいは治療、そしてリハビリ、在宅医療等まで、すべてを市立総合病院で賄うということはできないと思いますだけに、それぞれの役割をしっかりと発揮してもらうということのためにも、市立総合病院がその要の役割を果たすということが重要だと思います。

これは、調査書の中にも包括的な医療を行う上で、市立総合病院がその連携の要の役割を果たすことが求められていると強調されておりますように、その役割がますます今後求められてくると思います。病院内にその部門の確立が、当然組織的にも必要になってくるというふうに考えられるわけであります。

三つ目は、これは日本の医療が一般的にそのような傾向になっているとも指摘されているわけでありますけれど、いわゆる高度医療を追求する余りに、ハイテクの医療機器の導入に重点を置かれ過ぎるきらいがありはしないかということが指摘されているわけでございます。過去に市立総合病院がそうであったということではございませんが、例

えばＣＴの普及率というのは、世界で日本が一番進んでいるそうであります。しかし、病院の100床当たりの職員数は、アメリカやヨーロッパの諸国に比べると半数以下になっているということなどの統計数値があるわけでございますだけに、余りにも高度の医療あるいは機器の導入に重点を置き過ぎますと、患者を尊重するという医療が忘れがちになるということが指摘されているわけでございます。

私は、ともすれば、そうした方向に流れないで、現在の高度医療を維持しつつも、いわゆる患者や家族の要求にこたえた医療を通じての働きかけを行うというハイタッチ型の医療への志向が求められていると考えるものであります。それには、いわゆる医師や看護婦あるいは技術者等の人員を十分確保しなければならないという難しいこともございますだけに、簡単にはいかないようでありますけれど、しかし、考え方としては最大限患者やその家族の要求にこたえる医療行為が、やはり大切ではないかと考えるものであります。

４点目に、病院内の院長その他によります職員や医師の力を十分発揮できるような民主的なリーダーシップが求められているのではないでしょうか。さらに施設の面で申し上げますと、会議室などを十分確保することや、患者あるいは医師、看護婦等々の者を含めた図書館の設置なども必要かと思います。

さらに５点目は、国の医療政策に追随するのではなくて、あくまでも患者、市民の立場に立った医療行政を求めていくという姿勢が大切だと思います。老人医療の有料化に始まって、最近では入院給食の有料化も打ち出されておりますだけに、こうした医療費の患者負担を強める方向に反対し、本当に患者や市民の医療を守る立場を明確にすることが大切だと考えるものであります。

先ほどの事務長の述べたことなどとの関係で、私も今申し上げたわけでありますが、これらを本当に建て替えを契機に、地域の中核病院としての市立総合病院の果たす役割が発揮されるためにも、私は市民参加に基づく検討委員会の設置を進めて、十分論議が行われることを、心から期待するものでございます。市長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市立総合病院の建て替えの問題で、多年にわたり紆余曲折の状況をたどりながら、いろいろ御提言、それから行政側の工夫も進めてまいりました。ようやく比較的具体的と言える実施段階に向かうというふうに認識をいたしておりますので、多摩平四丁目３番地の場所を予定をして、今まで規制要件で苦慮しておりま

した病床確保の見通しも明るくなったということも含め、一病院機能としての一単位と言える300床規模を目指す、そういうことも可能性が明るくなってきた、こういう状況の中の現状であります。いろいろ、今までも議会からも御提言あるいは御叱責もしばしばいただき、そのことがすべてまた、将来への実行に向かって尊重すべき事柄であるということもつくづく感じております。

一番心配なのは、財政をどのように克服し、そしてまた、実行を進めていくかということもあるわけでありますので、そのようなことも十分配慮の中に込めて、現実的な課題に一歩一歩前進をさせていきたい、このように考えております。

将来像として、いろいろ今御指摘がありました。一々ごもっともだというふうにも存じております。要するに、行政が直営をいたします市立総合病院でありますから、日野という地域の、あるいは日野を中心とする地域の中核的役割を担わなければならないということから、すべての施策が具体的に構想されるというふうに考えております。

なお、また病院に期待される大切な要件は、市民の皆さんが命と暮らしを守る日常生活の中で、病気になったら当てになる、信頼できる場所がある、つまり安心をしていただくということが、極めてまた大切な役割だというふうに考えられますので、いわゆる地域の医師会等関係機関と十分理解をし合って、そして、それぞれの役割分担を、何といいましょうか、信頼関係の中で実行していくということだというふうに思っております。

当面、行政側が担当いたします事項としては、そういった財政あるいは建物の設計としての物理的な要件、また土地利用のこと、それから医師会との協議、また保健所や東京都との連携ということももちろん言うまでもございません。また、病院の内部、スタッフを中心として専門職の方々が大いに意欲を込めて、そして、公的病院の性格をよく理解しわきまえ、積極的なサービス精神に日常活動の基礎を置くということが大切だというふうに思っております。そのためには、それなりの病院内部の組織、それから今回、特に予算を付しておりますところの基本設計に見通せる内容、それから、チームをつくって取り組む姿勢ということが大切だというふうに考えております。

御指摘のことは、大原則に沿った御指摘でありますけど、もちろん言うまでもない原則の尊重は、内容に取り入れる諸課題であるわけでありますが、ソフトな温かい人間性のあるそういう雰囲気こそ、また大切な要素だというふうに考えておりますので、角張らずまた余り焦らず、将来を正確に見通しながら取り組んでいきたい、こう考えております。

具体的に言いますならば、何といいましても中核病院の責任は大きいわけでありますけど、最高度という目標ではなくて、医事診療においての市民の安心の得られる、そういう病院の機能を追求することと、それから、経営単位としての将来の総合病院にふさわしい内部体制並びに建物の構造、あわせて300床を目指す、そういう内容であるべきだというふうに考えております。いろいろこれから諸課題を克服していかなければなりませんが、たまたま住宅公団の団地の建て替えのこともありますし、財政力確保のためにいろんな工夫をし、そして現在の蓄積の基金を年々積み重ねるぐらいな意欲を持って取り組んでいかなければならない、こんなふうに思っております。

余り具体的な回答ではなかったかもしれませんが、考え方としてはおおむねお答えをし得ているのではないかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　先ほど引用いたしました調査報告書の中に、患者に対するアンケート調査がございますが、市立総合病院を患者として選んだその理由の中に、市立総合病院なので信用できるからと回答している割合が57.7％で最も高い割合を占めてございます。これは、医師、看護婦、その他全職員のこれまでの患者に対する献身的な医療によって信頼が勝ち取られてまいったものと思います。こうした長い間の職員の方々の努力が一層実って、しかも市民からより高い信頼を得ることのできる市立総合病院に成長できますように期待申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって４の２、日野市立総合病院の将来像についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時11分　休憩

午後３時47分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の３、学校図書館の充実についての通告質問者、板垣正男の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　学校図書館の一層の充実を目指しまして、また心からそれを願いつつ質問を行ってまいりたいと思います。今議会の予算委員会でも、数人の委員から

同じ問題について質疑が行われたと伺っております。教育長の答弁もございました。一層教育委員会内部でも検討が行われていることと思いますが、改めて私からも質問を行ってまいりたいと思います。

学校図書館に専任の職員を、例え臨時あるいは嘱託職員であったとしても配置したことによって、学校内の図書館をめぐる様相が相当変わってまいりまして、児童・生徒の図書館利用が大幅にふえたことは、再三再四教育長からも説明のあったところであります。児童・生徒の言葉なども直接伺う中で、職員を配置することによって、学校内の雰囲気が大きく変わったということも直接聞き及んでまいりました。

そこで、私は具体的に質問を行ってまいりたいと思います。改めて職員の配置によって、教育的な効果はどのように評価をされているのか伺いたいと思います。また、図書の利用冊数などあわせて教えていただきたいと思います。

二つ目は、国の法律が改正されないままに今日に至って、国による学校図書館への人員配置が、まだ行われていない現状のもとで、地方自治体における独自の人員の配置が行われてまいったわけでございます。それに対する東京都への人件費に対する補助を要求してしかるべきではないかと思います。この運動について、教育委員会はどのように対応され、また、今後対応されようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

３点目は、嘱託職員の身分の安定についてでございます。

以上、３点質問をいたします。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方から答弁させていただきたいと思います。

今、御質問のありました図書館に嘱託の職員が配置されることによりまして、どんな教育的効果が上げられてきているかという問題でございますけれど、確かに嘱託職員が配置される前の状況と学校の図書館利用の状況というものは、大きく変化してまいっております。常に図書館に人がいるということ自体、図書館がいつでも子供の前に開かれた図書館として存在しているということ、それから、図書館内部の本の配列とかあるいは掲示とか、その他、大変人がいることによって、今までと違った雰囲気が図書室の中に出ているということ。それから、各学校で図書館だより等を定期的に発行して、新刊書の紹介とか、あるいは先生方に順次「私の進める１冊の本」というような形で、図書館だより等を通して、児童に図書の紹介等を行っているとか、その他、図書台帳等の整備等も極めて正確に行われておりまして、現在の蔵書数等についても、的確に把握されるような状況になったということ、たくさん教育的な効果というものについては、今ま

で考えられなかったような方向で充実してきております。

図書の利用の状況でございますけれど、これは各学校ともにふえていることは当然でございますけれど、一例を挙げますと、ある中学校の図書の年間の貸し出し総数、平成２年度から、この制度が始まったわけでございますけれど、平成２年度においては、貸し出し冊数が1,900冊、それが平成３年度は2,800冊、平成４年度には4,750冊と、年を追うごとに児童の、いわゆる図書離れとよく言われておりますけれど、学校図書を利用しての貸し出し冊数等も飛躍的な形でふえている、こんなような状況がございまして、現在の嘱託職員の方々が図書館にいていただくということの効果というものは、極めて大きなものがあろう、こういうように教育委員会としてはとらえております。

それから、国の法律、確かに昭和29年に学校図書館法というのが成立いたしまして、ちょうどことしで40年たつわけですけど、その中で、学校図書館には司書教諭を置く、こういうように明文化されているわけですけれど、その中の附則の中に、当分の間、置かないことができるという形で規定されておりまして、それが、現在に至っているというのが現状でございまして、実際問題、国の責任において、各学校に保健室に養護の先生がいるのと同じように、図書室に司書教諭の先生が存在するということ自体が必要な問題だという形でとらえているわけでございますけれど、今の時点では、まだそういう形で正式に司書教諭という形で、国の方から制度化された職員が配置されていないというのが現状でございます。

そうなると、では日野市のような形で嘱託職員であれ何であれ、各小・中学校に配置して取り組んでいる市というものは、全国的にどれくらいあるのか。非常に充実した形でやっておりますのが、お隣の千葉県の市川市あるいは中国地方にいきますけど、岡山県の岡山市等は、大変早くからそういう関係で市独自の形の中で、学校図書館の充実というものを図っておりますけれど、東京都では日野市と中野区が、区あるいは市の予算の中で嘱託職員という形で図書館の方に職員を配置しているというような現状でございまして、まだまだ全国的には行き渡っていないというのが現状で、私たちがこの人件費というものを要求するというよりも、27市の教育長会といたしましては、学校図書館法に規定されているように、一日も早く司書教諭を正式に配置してほしい、こういう要請を国や都に対して毎年、教育長会の重点要求項目として挙げております。関東ブロックの教育長会でも全国の教育長会でも、そんな形で図書館の問題については、大変関心を持って取り組んでいる。文部省の方も最近の学校の状況に応じまして、平成４年10月に全国的な図書館の実態調査を行いまして、それに基づきまして、次々に図書館の充実策、

例えば現在の図書館の蔵書数を、現行の倍増計画を持って図書館の充実を図ろうとか、あるいは図書館としての利用面積の拡大とか、それから、職員の問題とかいろんな形で図書館の充実策を次々に打ち出してきているような状況の中で、そう遠くない時限で、学校にも司書教諭という形で正式に先生が配置される。いっぺんにいかないかもしれませんけど、年次計画を持って配置される時期が来るのではないかと想定しております。

私たちは、人件費並みの賃金の保証要求というよりも、原則的な司書教諭の配置という形で要求を続けているというのが、現状でございます。

それから、最後の身分の安定ということでございますけれど、今申し上げましたように、大変図書館自体が充実してきている、そういう意味からも日野市が今行っております図書館の事務嘱託員制度、これは何としてでも成功させていかなくてはいけない、こう思っております。制度として定着させていくためには、やっぱり一定の基準というものが必要になってまいりまして、その基準のもとになる要綱というもの、これを定めまして、現行では4年を1サイクルというような形で、2校勤務体制というものを制度として確立をいたしまして、4年間勤務していただいた方には、1年間休息期間を置いて、希望者の方は再度4年サイクルの体制に入っていただく、そんなような方向の中で、できるだけ多くの市民の方に学校図書館の実態というものを知っていただきたいということ。それからまた、生涯学習社会の一環としても役立つ運営をしていきたい、こんなような形で要綱に基づいて、現在は取り組んでおります。

ただ、今議員さんの方からもおっしゃったように、この制度というものが発足間もない内容のものですから、不完全なところ、そういうところもあると思います。図書館の機能が後退するようなことのないような、できるだけ多くの方々の意見も聞き、それから教育委員会、教育委員さん各人の検討等も十分経た上で、可能な限りの改善というものについては今後も図っていきたい、こんなように考えているのが現状でございます。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　教育長から学校図書館に専任の職員を配置したことによる教育的な効果についても、今詳しく説明がございました。人を配置することによって効果は非常に大きいと、高く評価しているわけでございます。私も教育長の説明については、率直にその点を受けとめているものでございます。それだけに、日野市の小・中学校全校に学校図書館に対する人員の配置は、今後も成功させていただきたい、私も願っているものであります。

次に、人件費の問題でありますけれど、教育長の従来の27市教育長会としても、専任

の司書教諭の配置を国に要望した経過は、私も承知しておりますし、また全国的な人員の配置についても、まだまだ大多数の学校に配置されるという状況に至っていないということについても、承知をしているわけでございます。しかし、４年前、日野市が小・中学校全校に専任の職員を置いたということの影響は、私は文部省も認めざるを得なかったのではないかと判断しているわけであります。

昨年４月１日付で、文部省の教育助成局長名で全国の都道府県教育委員会に通達が出されまして、大規模校に対する事務職員の２名配置が行われてございます。小学校では27学級以上、中学校では21学級以上の大規模校には事務職員を２名配置することができるという内容でございます。残念ながらと申しますか、そうでなかった状況が日野市にあるわけでありますけれど、市内の小学校の大規模校と申しますか、学級数が一番多いのが旭が丘小学校の24学級だそうであります。そして、中学校は20学級の四中が最大でありますから、いずれもこの文部省通達の基準には合わないということになっております。文部省は、一挙に全小・中学校に配置する基準を行ってもいいんではないかと思うんですけれど、大規模校だけを対象に事務職員を２名配置してもよろしい、こういう通達を行っております。しかし、それも学校図書館を兼務するということなんですね。専任の職員でないために、大規模校としての事務量というのも、やっぱりあると思うんです。それをやりながら、なおかつ学校図書館の仕事もやってもよろしいんですよということであれば、私は十分な職員の配置ということには、まだまだ至らないのではないかということがございます。

それだけに、日野市などの行ってまいりました専任の図書館職員を配置するということの意味は、やっぱり大きいものがあるということは言えるんではないかと思います。これらの改善を行っていくためにも、私は人件費の要求を当面の課題として、東京都に求めていくということが必要ではないかと思います。

念のため申し上げておきますけれど、都区財政調整についての23区に対する都の財政指数で、この学校図書館の充実を目指す図書経費の増額がございますけれど、これは地方交付税などで国が地方自治体にその財政的裏づけを行うということになっておるようでありますけれど、東京都は23区に５億7,000万円余りの予算を今年度計上しているんですね。ということを私も仄聞しておりますので、これらもあわせて学校図書館の図書購入費に対する都の補助もあわせて、私は問題提起される必要があるのではないかと思いますので、申し上げておきたいと思います。

それから、学校図書館の職員が、当初、臨時職員として配置されました。その後、嘱

託職員として配置されるという変化があったと思いますが、今問題になっているのは、４年で雇用を廃止をするということの意味が当事者にはわからないということですね。今、教育長から説明がございましたけれど、その説明をもって十分理解できるようなことではないのではないかというふうに、私は思うわけでございます。できるだけ多くの希望者に学校図書館というものを体験してもらうんだということをおっしゃいますけれど、これは雇用の継続あるいは事業の継続、そして、何よりもその人がその仕事にかかわった経験の積み上げというものも、当然あると思うんです。希望者が多いから、できるだけたくさんの人に経験してもらう機会をつくるんだということであるならば、例えば市の職員の採用の応募者というのは、採用の人数より何倍も応募するわけですよ。というようなことなどもあるわけですから、私はこの嘱託職員といえども、やはり仕事の継続性とその経験の積み重ねというのは、大事にしなきゃいけないというふうに、私は思うんです。それを４年という一つの、見方によっては非常に短期で打ち切ってしまうというのは、私はせっかくの学校図書館への人の配置が、また振り出しに戻ってしまうということになってしまうのではないかと思います。

それで、資料が教育長にも届いているかと思いますけれども、この職員はどういう仕事をされているかということで、いろいろと私も資料を拝見したわけでありますけれど、一つは児童・生徒が図書館を利用しやすいようにするということで、１日中開館をするとか、人が入っていると入ってみたくなるような、そうした図書館の装飾などを含めて魅力的なものにするということであるとか、あるいは細かいたくさんのものがあるんですね、その仕事の内容が。項目で申し上げますと、利用しやすくするということや、書架の配列の整理をする、図書カードの整理、寄贈本の整理、選書と購入に配慮して日ごろから子供たちの関心をよくつかんでおく、あるいはそのリストをつくっておくということ、廃棄の手続やその実施、それから、先ほど教育長からお話しありましたように図書館だよりなどを発行して、本の案内を先生方にもするし、児童や生徒にもするということ、リファレンスに力を入れていろいろアドバイスもするということ、そして貸し出しの手続も当然やります。その中には個人の秘密を守るということも、例え子供であっても、それはちゃんと守っていかなければならないということなども心がけて行っているということですね。

こういう仕事をされているわけですよ。それが学校図書館の仕事の内容なんです。さらに詳しく私にもその内容を書いた手紙もいただいておりますけれど、すべて紹介するわけにいきませんので、これだけを申し上げただけでも、教育長や学校教育部長は十分

御理解いただけるものと思います。こういう仕事の内容が、学校図書館にはあるということなんですね。それを３年、４年の経験によってより子供たちや先生方も含めて、学校図書館を利用しやすいような状況に維持するというのが、嘱託職員、配置された職員の仕事、業務内容になっているわけであります。

さらに、私は人によってばらつきがあると思うんです。これは経験のある人、経験のない人を問わず採用しておりますから、当然そういうものがあると思うんですが、研修が１回もやられていないというのも、ちょっと私は教育委員会としては手落ちではないかと思うんです。少なくとも教育の現場ですから、どこの学校においても図書を扱う者としての最低の講習や研修を行って、どこの学校でも同じようなレベルの図書館活動が行っていられるという、そういう職員の研修が必要ではないかと思います。先ほど例に挙げました千葉県の市川市では、年に10回の研修会をやっているんですね。あれほど進んだところと言われております市川市でも、職員のそうした研修を行って、高いレベルを維持しているということではないかと思うんです。

それを認めないというのも、私は理解ができない。それから、社会保険が一切ないというようなことなども、私はこれは今後検討しなきゃいけないんじゃないかと思うんです。それらを満たしたことによって、初めて教育長が誇ることのできるような学校図書館活動が、今後も維持発展させることができるということになっていくんではないでしょうか。

先ほど教育長が、学校図書館の職員の配置は一定の基準が必要だ、こういうふうにおっしゃったわけですけれど、この基準を教育委員会がおつくりになったんだろうと思うんですね。ところが、私もこの基準を拝見いたしまして、ちょっと理解ができないんですね。

例えば日野市臨時職員取扱要綱というのが、これは要綱集にちゃんとあるんです。それから、日野市非常勤嘱託職員取扱要綱というのがあるんですね。これ、去年の４月１日に改正されているんです。総務部長、よくこれは御存じかと思うんですね。その上に、日野市公立学校図書館事務嘱託職員設置要綱というのがあるんですね。さらにもう一つあるんです。日野市公立学校図書館事務嘱託員の採用及び配置基準というのがあるんですよ。これは、要綱とか基準の屋上屋を架するようなことがあるのではないかと、私は一見してそう思ったんです。いや、そうじゃないんだよということであれば、それは結構な話なんですけれど、こんな四つの要綱や設置基準をつくらなければ、専任の職員を配置できないのかということなんですよ。これはどこの最終的な決裁でつくられたのか

よくわかりませんし、そこまでは問いませんけれど、しかし、これは私は不自然ではないかと思うんです。総務部長も、よくこの辺は検討していただいて、今後よく整理していただいて、基準に基づいてちゃんと採用するということが必要じゃないかと思います。

さて、教育長は日ごろから「教育は人なり」と言われています。私もそのお話を伺って、なるほどさすが教育に携わった方のおっしゃることだと、日ごろ感心してまいりました。まさに人によって、その教育が大きく左右されるということを、私は意味しているのではないかと思うし、また、教育に携わる人の大切さを述べたことではないかと思います。図書館は、図書と人と施設と、そして利用する人、この四つが一緒になって初めてその機能を発揮すると言われております。その中でも、アメリカの図書館の設置基準によりますと、75%は人が占めるんだ、こういうふうに言われています。日本の図書館の要素を考える場合、この基準が今でも、やはり一つの大事な基準になっているということだと思います。ですからこそ、日野の公共図書館も人の配置によって、大いに発展することができたというふうに、私は考えるものであります。それだけに、この4年間の貴重な経験を踏まえて、なお日野の学校図書館の一層の充実と発展を図る上で、私は嘱託職員の身分の安定というものを、もっと真剣に考えていただいて、今後も希望を持ってその仕事に励むことができるようにすることが、私は教育長の職責ではないかと考えるものであります。教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　先ほどもちょっと申し上げたように、制度が発足して日が浅いということで、例えば社会保険の問題一つとっても、まだ制度の上で手だてができていないとか、あるいは身分の安定の問題等につきましても、いろんな考え方がございますし、現実的に今、学校図書館の方に嘱託で勤務していただいている方々の勤務時間というものを、最初は、家庭の主婦の方々の問題等とも考えて、午前10時から午後4時までの勤務というような形で、子供が現実的に学校の図書館を利用する、その時間帯を一応嘱託職員の勤務時間というような形で時間の設定をしたり、いろんな状況の中で、ほかの嘱託職員と一律に対応できない部分もあるんじゃないかというような状況の中で、当面、先ほど申し上げたような要綱をつくって対応してまいりましたけれど、要綱の中には、いろんな不備な点等もありますし、確かにさらにこの4年間の献身的な努力をしていただいてきている嘱託員の方々、こういう方々の今まで取り組んできた実績というもの、こういうものも、それなりに評価していかなくてはならない側面もあるでしょうし、できるだけ大勢の人に学校図書館という実態を経験していただきたいという気持ち

もありますので、全体的に、先ほど申し上げましたように内容を教育委員の先生方にもいろんな角度から十分検討していただいて、よりよいものにしていくような努力はしていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　大阪豊中市の学校図書館を考える専任司書配置を願う市民の会、代表という方がお書きになったものの中で、次のようなことがございました。「教育現場に教師以外の人が加わることで、幅広い人間教育ができていくのではないか、学校図書館の新たな可能性をも私たちは発見しました。」こういう文章があるのを、私は読ませていただきまして、本当に職員の配置というのは、学校教育に及ぼす大きな効果というものを、私はこの短い文章の中からもうかがい知ることができたわけであります。

東京で初めて学校図書館に職員を配置したということの効果は、はかり知れないくらい大きなものがあったと思います。教育長も新しい教育のうねり、その意義、そのことをお書きになっておられましたので、私も拝見して同感でありました。

今後、一層これらの私の提起、そして現場で働く嘱託職員の意見などを十分聞いて、改善方お願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって４の３、学校図書館の充実についての質問を終わります。

一般質問５の１、幼児を連れた市議会傍聴者のために保育の保障をの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（橋本文子君）　私の質問は二つございますが、いずれも簡単なものばかりでございますので、明確な御答弁をちょうだいし、いい方向が見出せればと思っております。

５の１、幼児を連れた市議会傍聴者のために保育の保障をということが第一番でございますが、ことしも間もなく４月10日、婦人週間というのがございます。これは、女性が初めて参政権を行使した４月10日を記念しまして、昭和24年以来、この日に始まる１週間を婦人週間と位置づけて、さまざまな女性にかかわる行事がどの自治体でも行われてきているわけでございますが、いずれにしても、関心を持って議会を傍聴したいという若いお母さん、幼児連れのために議場に入れないという、そういう方々からの要望がございまして、ぜひ保育をそういうときにはやってほしいんだというふうな御希望があちこちから聞かれますので、その辺どのようにお考えなのか、理事者側のお考えを聞かせていただきたいんです。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　庁舎管理の総括の責任者としての立場で、お答えさせていただきたいと思います。

子供さんの保育の保障ということでございますけれども、これは大切なことだとは思っておりますけれども、御存じのように、この庁舎自身が狭隘であって、会議室一つもなかなか十分なものがないという中にございます。議会からでも、そういう面で指摘されているところでございますけれども、一般的に民間なんかでも何かの催しがあるときには、その施設の一部に託児所的なものがあって、そこへ幼い子供さんを置いて、そして音楽会とか演劇なんかを鑑賞するということが、このごろはできているということを聞きます。また、一時、２時間とか３時間、お子さんを預かって、若い夫婦がそのような催しを鑑賞するというようなこともやっていると聞いて承知しているわけですけれども、現実、市役所全体を見ましても、そういう庁舎の狭隘の中で託児所的なものを設け、また、そういう職員配置をして、若いお母さんたちの市民参加の積極的な参加ということは大事なことでありますけど、早急にこれを実現するというわけにはまいりませんので、庁舎等も考えながら、また人員の問題もあるわけですから、検討事項にさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　　会議室すら十分でない、構造的に無理なんだというお答えでございますが、それならば、静かにできるならば幼児連れでも結構ですよというふうな見解は出せないんでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　例えば、一般的に市民参加の催しなんかをやります。そのときは、市側としては、特別に幼児連れの人は不参加ですよということはあり得ないわけです。また、この議会の傍聴につきましても、議会の傍聴規則の中には幼児とか児童は、規則の中では傍聴することはできないというふうにはなっています。ですけど、ただし書きがありまして、議長の許可を得た場合はこの限りでないということで、このただし書きを議長さんが応用なさって、現実に、私もここの席で後ろの傍聴なんかを見ていますと、幼いお子さんを連れて傍聴なさっている方も見受けることがありますし、議会事務局としても、大体今は議長さんのただし書きによって、議長さんの許可を得て、できるだけ傍聴をしていただくんだということを現実にやっているということを聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　　ありがとうございます。

私の知り合いの方々で、幼児を連れたためにどうしても議場に入れてもらえなかったという経験者が何人かいらっしゃいます。今の御答弁によりますと、どうぞといってきた現実もあるということでございますので、極力幼児をつれてもおとなしくするという条件でどうぞ傍聴に来てくださいと、私は当面、まだそういう保育の制度がございませんので、皆さんにできるだけいろんなところにお子さんを連れて参加してくださいというふうに申し上げようと思います。

これは、この辺で終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって５の１、幼児を連れた市議会傍聴者のために保育の保障をの質問を終わります。

一般質問５の２、市民の切望する「女性センター」建て替えについて、市側の見解を問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君）　　1975年の国際婦人年に始まった国連婦人の10年は、1985年までに、さまざまな成果を残しております。以来、女性の地位向上のための法律や制度の上での平等はかなり達成をされました。しかし、職場や家庭あるいは地域の中で、男だから女だからという性にとらわれた場面が、まだまだ根強く残されているのも現実でございます。例えば、女性が働き続ける場合の最も大きな障害は育児でございます。そして、その次に大きな障害となるのは、お年寄りや病人の世話をしなければいけないという現実を抱えて泣く泣く職場を去るという、そういう問題もございます。今後ますます進む高齢化社会の中で、老いた両親の介護の負担も、女性にとっては本当に深刻でございます。

一方、政策決定への参加につきましても、性による格差は依然として残されております。国会とか地方議会議員に女性が少ないのも、女性がそういう場に非常に出にくいという状況があるからでございますし、行政にかかわる各種審議会等に占める女性の割合も、まだまだ不十分と言わざるを得ません。日野市役所の職員の男女の割合を見ましても、私がここで説明するまでもなく、女子職員の少なさが気になります。原因については、さまざまあると思いますが、やはり何といっても、育児のためにあるいは家族のために仕方なく職場を去らざるを得なかったという多くの女性があったことを、私もたくさん知っていますし、推測することもできます。つまり、職場において、女性が定年前に退職をするという慣行がまだまだ残っているということで、私たち女性がなかなか思

うように社会の中で一人前の人間として働きにくい、参加しにくいということは事実でございます。

そこで、本当の意味での女性の地位向上を図るために、そして男女共生社会を実現していくために、女も男もともに考え、ともに行動をするということが、まだまだ重要な課題であろうと思うわけです。そのために、日野市では女性センターが設立以来11年間たちましたけれども、大変重要な役割を果たしてまいりました。三多摩の中では、調布市に次いで２番目にできた女性センターでございますが、もともとそのためにつくられた建物ではございません。某銀行の後をそのまま使いながら、多少の手直しをしていただいて、今の実情があるわけでございます。その不便な構造のセンターには、70団体もの女性のグループあるいは男女のグループが使用登録をし、お互いに譲り合いながら使用をさせていただいておりますが、もうその譲り合いもそろそろ限界を超えたように思います。いかがでございましょうか。

そこで、具体的な中身について質問をさせていただきます。

まず第１点目は、事務室が通路にならざるを得ないというこの現状、本当に不思議です、どう思われますか、これが１点。２点目第１、第２会議室がともに部屋としての独立性がない、この現状について、どのようにお考えでございましょうか。第３点、保育室が狭い上に幼児用のお手洗いもございません、そういう現状について、どのようにお考えでございましょうか。また、お茶やお花等の道具置き場がほとんどございません。こういう活動につきましては、大変大きな重い道具がたくさんございます。それを使うたびに持ち運びするのは、大変危険ですし大変なことでございます。そういう現状について、どのようにお考えでしょうか。第５点、ホールとか和室がない今の現状、どのようにお考えでしょうか。そして、次の問題、これは大変重要でございます。お手洗いが１階にしかないという、この実情。また、今年度ですか、新しくミシン、普通のミシンとロックミシンあるいはアイロン等が市民の皆さんの御希望に沿って用意をされたんでございますが、この洋裁をするためにも、今のあの建物では本当にミシンの置き場すら大変だろうと思いますし、洋裁をするにはそれなりの部屋でないと、なかなか思うような活動ができません。

以上、７点についてお伺いをしたいと思います。まず、この点について御答弁をいただきながら、次の２番目の質問に入ります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今、御指摘のように女性センター、昭和56年度から譲

り受けましたこの建物を一部改良して使ってきているところでございます。限られた面積の中で、最大限度の活用を図ろうということで、今の現状のものになっていようと思いますが、御指摘のとおり、事務室が通路にならざるを得ない。入口の階段を上がって、入口のところに事務室を置きまして、その奥の会議室へそこを通っていかなきゃいけない。１階の裏側からも一部階段はございますが、いずれにしても、そういう状態であることを改良するのに余地がないと申しますか、外側から工事をしてつけるとしても土地もないというような実態で、これはもう御指摘のとおりでございまして、どう思われるかといっても、本当に次のステップのところで何とかしなきゃならんというふうに、総体的にそうなると思いますが、２番目の第１会議室、第２会議室がともに部屋としての独立性がない。このことも一度に幾つかのグループが使おうということで工夫した関係で、こういう状態が続いている。

また、保育室につきましては、和室の方を使わせていただいているわけですけども、２階にはとにかく一切トイレがないというのが現状でございます。相当御不便はおかけしているんじゃないかと思います。階段は２カ所あるわけですけども、いずれにしても、下まで降りていかなきゃならないというのが実態でございます。

それから、全体がもう狭い上の中ですから、それぞれ茶器に限らずいろいろ物置き場が実際にはないということで、下のホールの片隅に置いたり、それから、更衣室的な倉庫的なところを一部利用するとか、そんなことで、実際には使っている現状、倉庫がないのが実態でございます。

５番目にはホール、和室がないということで、たしかそれらしき目的でつくったものは、当初からございません。下をホール的に使わせてもらったりしているところです。和室といっても、今、保育室、または相談に使っているあの小さいものだけというのが現状でございます。

お手洗いが、とにかく１階にしかない。

また、最後にミシン、アイロンということでございますが、いろいろリフォームとかそういうようなことで、とりあえずそういうものがあれば、その会議室を一部使って、少しでもそういうものに使いたいというような御要望がありましたので、今回、こういうようなものをそろえさせてはいただきましたが、それ専門の裁縫室というんでしょうか、そういうようなものは、今現在、全くないのが実情でございます。

いずれにしましても、これからの計画に待つしかないというのが実態でございます。

○議長（福島盛之助君）　　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ほとんど私どものあそこの女性センターを使っている市民の人たちの考えておられることと、行政側のお考えが全く同じ見解だなというふうに、今、御答弁を聞きながら感じておりました。

ということになりますと、あのままの女性センターではとても恥ずかしくて、日野市がこんなに開かれた行政とかあるいは女性もどんどん社会に進出しましょうとか、かけ声がある割には、それが思うようにならないという実態がある限り、次の予定といいますか、つまり市民の皆さんが本当に便利に気持ちよく使えるセンターが、これからは早急に必要なのではないかというふうに、私は考えます。

例えば、ことしの11月には、立川ではすばらしい女性センターができるそうです。国分寺も来年１月には開館をされるそうでございます。また、八王子市につきましても、平成10年に向けて、これは複合センターでございますが、女性センターの部分が4,000平米、とっても大きな、人口も３倍でございますが4,000平米というのは大変なものでございます。そのくらい、それぞれ皆さん女性の活動を保障するために、女性が生き生きと活動できるために、使いやすいセンターをつくってやろうと、どの自治体も次から次へと計画をなさっているようでございますが、日野市では、一体いつごろどの辺をめどにお考えでございましょうか。その点を１点、聞かせてください。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　お答えいたします。

今現在、一般的な女性センターの機能を果たすには、規模が小さく設備が整っていないのが現状でございます。先ほども言われましたように21世紀の社会は、男女共同参画によって築き上げなければならないということで、制度上のみならず実際の女性の地位向上を図り、社会のあらゆる分野に女性と男性が平等に参加することが必要であります。そのためには、女性センターといっても、女性だけが使うというふうにお考えでないというふうに思っておりますので、女性センターの機能を強化した建物が必要ということで、今現在、第３次の日野市の基本構想が議会の方にも出されておるわけですけども、この中の前期の実施計画の中で、極力早期に向けて財政当局とも協議をして、施行につきましても、女性の意見を十分反映できる関係機関とも協議をして進めていきたいということで、何月何日にできるというような表現はできませんが、前期というふうに解釈をしていただきというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　前期の中でというふうな、今、御答弁をちょうだいしました。

私たち女性センターの使用者懇談会の皆さんが集まった中では、何回かこの問題について取り上げながら、市長へも２度ばかり要望書をお出ししたかと思います。ですから、その辺を市長の方でどのように考えていってくださるのか、１番目の質問については、市長のお話をここで一度伺いたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国連による国際女性年という機会に、日野市でも思い立ちまして、何とか工夫をして早期に間に合う施設を考えたい、そういう思いによって、旧庁舎の用地、現在は大きい施設としては生活保健センターという役割を持つ建物施設ができております。それから、今御指摘の女性センターにつきましては、たまたま同じ用地の中で、かつて金融機関の所有していた建物を、そのまま市の所有にして暫定的な用途のために開設をした。道を隔てた北側の市有地、これも旧庁舎の用地でありますけど、現在、休日準夜診療所を開設をし、その施設の中に日野医師会の日常的な事務所も提供しておる。こういうことによって、新しく自治体の将来のために、かなり有意義な施策を込めて実現を図った、こういう時期があります。爾来十数年たちまして、いろんな意味で、また新たなる問題を生じているということもよく承知しております。

いつも申し上げることでありますが、日野市の現状では一機能一施設というわけにはまいりません。したがって、複合施設をつくることによって、例えば公民館機能あるいは女性センター機能、市内一円の施設をフルに使って支障のない、そういう活動展開をやるようにし、市民の皆さんになるべく窮屈な思いのないようにいたしたい、こういう基本的な考え方は持っていることを、庁内隅々まで行き渡っておるというふうに思っております。公民館と女性センターの名前を出しました。一番懸案の私どもの頭にある施設としての、つまり先頭に立っておる課題であるというふうに思っております。なお、公民館につきましては、御承知のとおりの事情で、今いつどこにということを言明する状況に立ち至っておりません。我々の期待いたしますのは、日野市の既に所有になっている万願寺区画整理事業の中の、いわゆる浅川公会堂という複合文化施設の総称ということで描いておりますこの施設が、しばらくは用に耐える立場になっていかなければならない、このように考えております。その浅川公会堂も、まだ地域その他の議論が複雑でありまして、結論まで至っておりません。それから、資金も、今日ではなかなか調達が困難であります。3,000平米の土地が用意してありますから、日野市民としては極めて望みの多いあるいは期待をしていただける用地である。これは、市の用地であるということで、かなり具体的なことが言えるわけであります。

それから、今後用意いたします施設としては、豊田の南区画整理事業、この中に同様に、まだ保留地ではありますが、同様に約3,000平米の将来取得すべき用地、またその用地は、将来大きい市民施設として役割を果たす施設の場所ということで予定をされております。なお、言えば、西平山区画整理事業においても、地元で多年にわたって複合文化施設の要求がございますので、３区画整理事業同様、それぞれ3,000平米、約1,000坪、その他駐車場のこともあわせて考えながら、まず用地を確保するということが、将来像を描くおのずからの具体的な順序になってまいります。年限はかなり要することになると思いますけど、手当ては将来像として、行政側でかなり具体的に描いておる。とにかく用地を、今、確保するということは、区画整理事業に依存する以外には、ちょっとないぐらいでありますので、そういう長期展望、日野市の将来像も含めて、御理解をお願いをしていかなければなりません。

しかし、すぐそれではさっぱり答えになっていないじゃないかということにもなるだろうと思いますから、私は既存の、いわゆる公共施設、特に女性センターにはすぐ隣に生活保健センターがあります。貸し出し部屋がたくさんあります。これらを最大限に使っていただくことによって、その部屋の使用料は、またそれぞれの公民館あるいは女性センターが予算化いたしまして、支障のないようにできるだけサービス提供を図っていく、こういうふうに御理解をいただくことが、現在の日野市政の自治の能力だと、市民のまた御理解をいただく具体的なイメージだというふうにお答えをする以外にございません。

先ほど、議会に保育施設をという御提言もございました。これも工夫をすれば、具体的な方法は決してなくはない、そう思っております。議会事務局とも協議をして、それに対応できる、必要の場合には対応のできる措置を図っていく。これが、いわゆる知恵というものであります。

大変失礼な言い方かもしれませんが、ひとつ日野市の自治体としての将来像は、１世紀も２世紀も続くわけでありますから、大きな重大な展望をもって取り組んでいくということで御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

橋本文子君、質問を続けてください。

○18番（橋本文子君）　図らずも、公民館、女性センターという市長の御答弁の中から出てきましたこの課題、先頭に立っているともおっしゃいました。私もそう思っています。ですから、できることなら、公民館と女性センターの複合施設をつくっていただくと、本当は一番理想かなというふうに思っております。でも、後の方の御答弁で、年限はかなり要するということとか、既存の施設となると、このお隣の、つまり生活保健センターの既存の施設と申しますのは有料なんです。公民館と女性センターは、本当に無料で皆さんが安心して使えるということで、大変市民に親しまれておりますし喜ばれております。何もかも有料になってしまうと、本当にお金がなければ、じゃ活動できないのかということで、とても人によっては活動したくてもできなくなるというふうなこともございますので、公民館と女性センターを、それも早期につくっていただかなければ、なかなか今16万市民の要求なさっていることには、沿っていかないだろうなという気がいたします。でも、これ以上質問しても御意見を求めても、恐らく年限はかなり要するというお答えで、私は少しがっかりしているんですが、女性センター絡みで申しますと、私は今、ハード面でお話をしてきました。ハード面をさらに上回る大事なことというのは、やはりソフト面でございます。女性の活動を保障すると言いながら、女性センター、課になりました、独立した課になったんでございますが、次の質問に入ります。

女性センター、あれ５年目でしょうか、独立して。でも、職員がたったの２名なんですよ。館長とあともう１人、若い職員とたった２人しかいないんですね。これでは本当にお２人の職員は、もう大変な労働を強いられているわけです。どんなに気持ちがあっても、思うだけのことはきっとできにくいだろう。その割には、本当によくしていただいているんですが、女性の地位向上を目指して活動したいという市民にとっては、せめてあと１人、あと１人というのは最低限のことてございまして、本当は５人も６人も10人も女性の問題については、職員の配置がきちっとあって、今後の21世紀に向けてしっかりと行政側の人の配置の確立をしていただきたいと思っております。

それにつけましても、これまでの女性センターの人の配置の様子を黙って見てきたわけでございますが、例えばあと定年まで２年しかないとか、あと１年しかないとか、そういう職員が館長として配属されるわけです。これでは、腰を落ち着けて仕事をしたいと思っても、私たちにとっては、嘱託でそのまま残ってくださるというのは、それはそれでいいんです。しかし、そういうふうには行政の問題ですからできません。ということになりますと、もう少し定年までに時間のある方、年数のある方をぜひ女性センターの館長として配属してほしい。今は、恐らく退職された後、手当てはできていないんじゃ

ございませんでしょうか。部長が兼務なさるというのも、これも大変な重労働でございます。そして、建物自体が本庁と女性センターに分かれているわけですから、それを部長に細かい仕事までやっていただくというのは、これはもう考えられません。となると、今、たった１人で女性センターを切り盛りしていらっしゃるんです。

先ほど、学校図書館のことで嘱託職員という話が出ておりましたけれども、あとはパートで働いていらっしゃる方々がそこにいらして、補完をなさっているということでございますが、やはり腰を据えた女性行政を考えていただけるならば、きちっと人の数、そしてまた、長い年数かかわって本当に女性の地位向上を目指して活躍していただけるような形をとっていただきたいと思っております。

そういうことについて、私どもが人事についてまでどうこう言える立場ではないと思いつつ、余りに人が少ないものですから、ぜひその点のお考えを聞かせていただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　御指摘のように、今、日野市の女性センターの職員、３月31日までは一応２名おりまして、今、定年退職した者がいますので１名ということでございますが、間もなくの人事異動で、また最低１名は配属されるというふうに思っておりますが、他市と状況やなんかも私どもも調べたりいろいろしている中、また仕事の量等におきまして、総務部の方に対しまして、もう１名の増員をということで私ども要請はしているところでございます。今、その分の不足分につきましては、嘱託職員を契約いたしまして補っているところですが、今後もまたどうしても、それもまた必要で続けなければいけない実情でもあります。さらにまた、総務部の方への要請は担当部としては続けていきたいというふうに考えているところです。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　今後といっても、先の見えない話はちょっと不満でございまして、とにもかくにもいつごろふやしていただけますでしょう。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この件につきましては、また総務部長または職員課長と協議を重ねて、できるだけいい対応ができるように協議を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　女性問題、大変日野市は市民に沿ったいい行政であると、私も、

他市に比べながら思うんですけれども、なぜか女性問題には、少し手の届き兼ねている部分があるのではないかなあとかねがね考えてまいりましたし、今現在、１人館長が定年でお辞めになると、たった１人残されて１人でなさっている、てんてこ舞をしているという、こういうことは恐らく恥ずかしくて、ほかへは言えない話だなというふうに思います。

私もあんまりしつこいことは好きじゃありませんので、この辺で終わりにしたいと思いますが、一昨年でしたか、労働省の婦人局で婦人週間の行事が行われまして、そのとき出された実施要綱の中で、「婦人の地位向上の目的とするところは、男女が性にとらわれず各人の個性を発揮しながら生き生きと暮らすことのできる社会を創造することであり、またこうした社会の実現のためには、女性だけではなく男性もともに努力することが不可欠である」とうたわれているわけですね。本当にそのとおりだと思います。男性の皆さんにも、本当に職員の方は先ほども申し上げましたように大変男性の方が多いわけですよ。ややもすると、女性の方が手薄になってしまっているという現実は、そのせいじゃないかな。だから、男も女も一緒に、ともに向上していく。一人ひとりが自分の個性をしっかりと発揮しながら、自立した形で社会に参画し、この社会をもっともっと充実したものにつくっていこうというのが、私たちの狙いです。性にとらわれないで、本当に生き生きと暮らせる時代を、私は切り開いていきたいと思っています。そして、すべての人が人間として尊重される社会、すべての人が自立していける社会、ともに支え合う中で、本当の意味での豊かな暮らしができるような日野のまちを、私は皆さんと御一緒につくっていきたいと思っています。

そのために、ぜひとも早期の女性センターの建設とあとはソフト面での充実をしっかりと整えていっていただきたいと切に願って、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって５の２、市民の切望する「女性センター」建て替えについて、市側の見解を問うの質問を終わります。

一般質問６の１、福祉行政について問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（吉冨正敏君）　それでは、福祉行政について問うということでやらせていただきます。うちの会派の方で議運の委員長を出しておりまして、手短に議会を進めていこうという会派の取り決めがございますので、議事進行を頑張ってスピーディーにやっていきたいというふうに思います。

まず、本年、市長の所信表明の中で、憲法を市政にとか緑と清流とかというテーマが二つございまして、また人間を尊重の理念に基づいてまちづくりをしていくというような、もう十何年か20年ですか、掲げていらっしゃるテーマがございます。その中で、福祉行政について、ぜひ市の方へ問いたいという部分がございます。このバブルの崩壊で、国の方は財政がちょっと足らなくなりまして、高齢化社会ということで、大変費用がかさんでおります。その中で、同じ福祉の中で保育制度の方へしわ寄せが、現在来ております。そして、保育の方の予算をどうにかして高齢者の方へ回そうというような動きが、現在厚生省の方でございます。そして、その答申等が現在進められております。その中で、日野の大変すばらしい森田市政の中で、保育制度をいかに今の現状をキープして、そして社会進出をされる女性の方々のために、市長が保育制度をどこまで堅持していただけるか等お伺いをしたいというふうに、１点思っております。

そして、２点目でございますが、女性の方が保育園では働きに出ております。そして、現在一番長い保育園ですと、７時から７時までという12時間保育園やっております。そうしますと、お母さん方は保育料を払いに銀行に行く暇がございません。現在の日野市の保育料の払い込みは、金融機関の窓口へ行って払い込むという方式になっております。近隣の市においては、銀行の自動引き落としという制度が、現実問題として導入されております。今、セブンイレブン等コンビニエンスでもいろんな支払いができる時代に、日野市においては、金融機関の窓口を使う方法しか、まだとられておりません。ぜひ、その部分、働く女性のために、先ほども国際婦人年でしたか、いういろいろ御答弁がありました。ぜひ、働く女性のために、市の方で何とか御協力をいただいて、女性の負担を軽くしていきたいというふうに思っております。（「賛成」と呼ぶ者あり）ぜひ、その２点について、市長さんあるいは担当部長さんの御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　相当重要な御質問でございますので、まず私から、保育園あるいは福祉措置としての高齢者と保育園の関係について、お答えをしておきたいと思います。

確かに、国では、近ごろ保育園を地方自治体になるべく権限の移管をしたい、こういう動きがあります。児童福祉法の制度から言いますと、これは国の施策として、国の重要な行政施策として保育園行政は始まったわけでありますから、（「そうだ」と呼ぶ者あり）安易にその責任の姿を自治体に持ち込むということでは、我々も決して了承できない、こう思っております。

したがいまして、特に御心配の事項につきまして、つまり児童福祉の経費を老人福祉の施策に重点を移すといいますか、そういう考え方は全くないということだけははっきりお答えしておく必要のある重要な御指摘だと思います。決して、御指摘のようなことは、我々の自治体ではあり得ないというふうにお考えいただきたいと思います。特に、日野市では御承知のとおり、人口の急増が激しかったために、保育園の需要と施設の供給が間に合わないぐらいで、公設の形で数多く今日の12園の姿になっております。また、民間にも６園お願いをしておるわけでありますので、それらのまた調整につきましても、今後とも、ともに責任を持つということで、調整を図ることをお答えの中に込めておきたいと思っております。

振り込みのことにつきましては、担当の方から、なぜこういうことを残しておるのかというぐらいに私も思っておりますので、お答えをさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　２点目の保育料の口座振替につきまして、お答えしたいと思います。

これにつきましては、長年の懸案事項でもございました。日常、窓口業務の中でも、特に転入者等からそのような要望があることも事実でございました。他市の状況を見てみますと、27市のうち一部分の実施ということも含めますと、17市で既に口座振替制度を採用しております。日野市といたしましては、税関係の口座振替、これについて現在市民部の方で検討準備中であるということを聞いております。平成７年度からの実施の方向と聞いておりますので、できれば、これにあわせまして保育料、学童クラブ費等についても、希望者には口座振替制度を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君。

○５番（吉冨正敏君）　日野市長より高齢者社会のしわ寄せを保育制度に、日野市の場合は絶対しないという大変ありがたいお言葉をいただきました。ぜひ、21世紀を支えていきます子供たちのために、保育制度が変わりました際に、現状の保育の予算との差額の部分、ぜひ日野市の方で責任持って面倒を見ていただくようによろしくお願いしたいと思います。

そして、今、担当部長より27市中17市がもう既に実施しているという口座振込の件、これだけ働く女性の多い日野市において、女性の軽減に対する措置が大変遅れていたという問題が、やっと平成７年に解決が見えてきたということでありがたく思っておりま

す。是非市民課の方のＯＡと一緒に使えるプログラムかどうか知りませんが、ぜひＯＡ化、振り込み化、よろしくお願いしたいと思います。１点目、以上です。

○議長（福島盛之助君）　これをもって６の１、福祉行政について問うの質問を終わります。

一般質問６の２、まちづくりの方向性について問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　続きまして、まちづくりの方向性について問うということで、現在、私の住んでおります多摩平団地が建て替わる、建て替わらないということで、大変住民の中で話題となっております。早い話が、多摩平ができまして35年がたっております。そして、その中で多摩平団地は、どちらかというと公団の実験団地ということで、工期が４期にわたり４期の建物は全部工法が違うという、大変、当時としてはニュータウンの前の実験団地という色合いが濃かった団地でございます。今、建て替えの件に関して、高齢者の方、そして年金生活の方は家賃の問題ばかりを唱えておりますが、やはりそのときの建築の設計の問題がありまして、いかにも建物の方だけを考えますと、もう建て替えざるを得ないというのが、多摩平の現状だというふうに、私は理解しておりますし、私の隣近所の方もそのように言われております。

ぜひ、日野市の方で、この前の一般会計予算の市長の答弁の中、賃貸の考えはないとかいうお話もありましたが……（「全部賃貸ということです」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。全部賃貸というようなお話がありましたが、私ども若年層にとっては分譲の部分もほしい。（「買えないよ」と呼ぶ者あり）あれば、その部分で、今の私たちが三十何年住んでいる居住権保障というようなバーター取引といっては何ですが、そういう部分で分譲の部分も、ぜひ考慮いただいて、私たちも何がしかの資産を持っていきたいなというような考えもございます。全部を賃貸ということではなく、一部分分譲とかというものも御検討いただき、居住権の保障についても考えていただきたいと思います。

そして、高齢者、年金生活者のためには、市営の高齢者住宅の建築、そして東京都の都営の１種、２種の建築等その辺に関して、日野市の方でぜひ前向きに御検討いただきたいということを、今質問したいと思います。

もう１点ございますが、とりあえず団地の件で答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君の質問について答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　簡潔に言うために、私からお答えさせていただきます。

多摩平団地の建て替えのことにつきましては、先般の予算特別委員会で申し上げたと

おりであります。全戸が賃貸ということで、了解が既にできております。それから、今までの経過の中でも申し上げましたとおり、ぜひ分譲をという方に対しては、日野市が区画整理で所有している保留地あるいは新都市の土地、これらをあっせんいたしますから、それを充ててください、そういうふうに申し上げてありますので、特に希望者があるということであるならば、そのような措置も公団に求めていきたい、このように思っております。

建て替えの、いわゆる団地内で憂慮されているのが、家賃の問題あるいは仮住まいとか戻り入居、こういうことが、もう長い期間にわたって伴う問題でありますから、それらにつきまして、今居住しておられる方、特に高齢者並びに年金生活者という立場の方には、十分生計可能な手段を考えなければならない、このように思っております。リロケーションハウスをつくるということを、公団では申しております。つまり、言うなれば、中間的に住まうそれぞれの該当に向く住宅政策というふうにもとれると思っておりますので、それらのことを今後の課題として、大げさな言い方かもしれませんけど、居住なさっておられる方が、建て替えによって困窮を受けるあるいは将来の希望を失うということは絶対にあってはならない、このことを胸にして取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　私は、この多摩平の団地に小学校１年から住んでおりまして、建て替えていただきたいのは、もう本心なんですね。その中で、私たちの多摩平団地が建て替えがうまく行きませんと、その後、高幡台、百草台も同じような耐用年数やってまいります。日野市の中で、団地の戸数が両方足しますと6,000ぐらいになるんですか、ちょっと私は数字は弱いんで、その辺は武ノ上議員の方が詳しいと思いますので、6,000世帯ぐらいの方が、また合計でそういう建て替え問題にめぐり会ってくるということになると思います。ぜひ日野市の住民のために市長も熟慮されて、建て替え問題、ぜひ泣く者がないとかいう、たしかテーマがあったと思いますので、ぜひその部分よろしくお願いしたいと思います。

続いて、多摩平の浄水場跡地の問題についてに移りたいんですが、よろしいですか。

また、多摩平団地の南側にあります浄水場の問題について、団地の建て替えと同時の話なのか別の話なのか、私の方はちょっと理解がないんで、その部分も質問の一つとさせていただきますが、私の保育園が、やはりこの地区にございまして、汚水処理場ということで三十数年使われてまいりました。現在は、供用が停止というような中で、吹上

地区の住人の方が汚水処理場より後に来たわけではありますが、ぜひ35年の長きにわたり、私ども吹上地区の人間が風下に住んでいたという部分を、ぜひ市長の方で心の隅におとめいただきまして、浄水場の問題が現在白紙であるというようなお話を、私は聞き及んでいるんですが、ぜひ吹上が区画整理されましたときに、線路南と線路北とが同時進行という形で、公園部分が全部線路南へ行っちゃったんですね、現状の吹上公園という。そして、線路北にはああいうタイプの公園がない。後から大変すばらしい黒川公園をつくっていただきましたが、あそこは森林公園なんで、地域の住民が団体として使う場所はないんですね。今も自治会の方も浄水場の中の広場を使って盆踊りをやったりいろいろやっています。

ぜひ、地域の住民に人間尊重という言葉をお使いになられる市長ですので、ぜひ早く汚水処理場を更地に戻していただきまして、せめてあの地区は公園にするとかという最低限の色づけをしていただきたいと思います。その中で、地域の35年の迷惑料とは言いませんが、総合的な福祉の兼ね合いのある地区センターをつくっていくというような色づけを、ぜひお願いしたいというような質問でございます。その点、お答えよろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君の質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　多摩平の下水場につきましては、お話にありましたように、現在使われていないところでございます。この場所は、豊田駅からも近く、また緑に囲まれた貴重な財産としております。現在、その使用につきましては、お話にもございましたように、年に数回、地元の事業につきまして開放している程度でございますが、今後の扱いにつきましては、貴重な財産を全市的な観点から十分検討いたしまして、全市民並びに地元の市民にも喜ばれるような施設になるように検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　吹上区画整理の範囲、東豊田何丁目という地域に当たるわけですが、いわゆる中央線が南北を分断しておる。先の方の質問にもありましたとおり、その中央線が平らな踏切があるわけですが、もっと東の方にトンネル通路がほしい、こういうことも極めて適切な市民要求の立場の御意見だと思っております。

私は、吹上区画整理で中央線の南に公園があって、北にはない。北にはもっと大きな公園と言える部分があるわけでありますが、当時地区センターも北にあって南にない、こういう状況がありますので、それらをともに解決をする具体的な発想を実現したいと

いうことで、まだごく検討の範囲でありますけど、一定の考えを持ちつつあるということだけお答えしておきます。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　企画財政部長の方より全市的云々というお話がありましたが、先ほども区画整理の進む中、あちこちで区画整理の保留地がたくさん出てくるというような、将来的見込みもあるようなお話がありました。ぜひ私どもの地区は、三十数年にわたって汚水処理場の影響を受けてきた地区であるという部分を、ぜひ行政側も忘れずにいただきたい。そこの何もない畑の中を区画整理した保留地というんですか、ちょっと言葉はわからないんですが、その土地とは違うという部分を、ぜひ行政が言明をいただきたいと思いますが、ぜひ我々吹上地区のために、最低限緑地と地域の人間の使えるものをつくっていただきたいという部分をここで市長にお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって6の2、まちづくりの方向性について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は4月7日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時25分　散会

4月7日　木曜日　（第12日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第12号）

4月7日　木曜日　（第12日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成6年4月7日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時６分　開議

○副議長（宮沢清子君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問７の１、21世紀をも見据えた日野市の財政基盤確立について問うの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　　ただいま議長からお許しをいただきましたので、早速通告に沿いましての質問を行わせていただきたいと思います。

日野市議会初めての女性議長のもとでの第１号の質問でございますので、今回の議会の流れからしますと、極力、質問は短くということになっていますが、１分でも長くここにいたい心境でございますが、もし長くなったときは、そういうことだということでお許しをいただきたいと思います。うれしい、ということでございます。

質問のテーマは、21世紀をも見据えた日野市の財政基盤確立について問うという内容でございます。21世紀を見据えたという言い方をしておりますが、今、第３次基本計画について上程をされ、審議をされているところでございますが、この21世紀を見据えたということは、第３次基本計画に沿ったという、そういうふうに置きかえていただきたい、というふうにあらかじめお願いをしておきたいと思います。

平成６年度の予算が成立をして、既に運営、執行されているわけでございますが、今後のことを考えますと、いろいろ危惧すべきことが多々見受けられるところでございます。特徴点といいましょうか、その中で目につく何点かを拾い上げますと、平成５年度と比較をしまして、13億3,000万円の予算減でございます。また、その内容を見ましても、病院積立金、ここ数年行ってきた10億円というものが含まれていない状態での予算減ということでございます。それから、基金からの繰入金も相変わらずといいましょうか、この平成６年度においても20億6,000万ということで、これを含めての予算ということです。それから、公債費がついに30億を超えて30億6,000万という、こういう実態でございます。それから法人税が、ピーク時には40億を超えていたわけですけれども、この平成６年度は、その半分以下の18億5,000万ということで、相当の厳しさがこの中にも含まれているという、その他いろいろ危惧すべきことがあるわけですけれども、重立ったところを拾い上げても、こんなことが見受けられるということでございます。

この中の基金の動きでございますけれども、ピーク時の平成２年度末の段階では、165億程度の基金があったというふうに思います。現在はというと、恐らく100億を切るような状況になっているんではないかなというふうに思います。この５年間でこの基金からの取り崩しを見ましても、今年度の平成６年度は20億6,000万、昨年平成５年度が32億5,000万、その前が28億、平成３年が24億、そして平成２年が16億というようなことで、これを５年間だけトータルしましても、122億という大変な取り崩しをしております。先ほど100億というふうに申し上げましたけれども、そのうちの40億は病院会計の積み立てですから、実質的には50億ないし60億という極めて厳しい状況が、この分野だけ見ても、見られるわけでございます。日野市の将来に対する責任ということを考えたときに、十分将来を見据えた行政執行なのかどうかということを極めて考えさせられる一面ではないかというふうに思います。

さらに、地方債の実態でございますけれども、一般会計の分で今地方債の残額といいましょうか、今現在で220億弱でございます。そして返済、公債費ですけれども、返済しているのが、先ほど言いましたように30億を超えているという、そして特別会計の方には、もっと金額的にも大きくて、今実際に借金、借りている部分というのは242億円でございます。これが平成６年度末には272億になるという、こういう状況です。返済、公債費の方も、15億1,000万という実態ですから、この借金、一般的に言う借金で見ますと450億、460億近い、また、返済している部分だけでも45億、46億近いという、こういう実態でございまして、地方債の300億、それから返済する額も50億というのも時間の問題ではないかなというふうに思われます。

さらに、下水道の促進ということが、向こう５年間で100％にするということを再三言われておりますけれども、そういうことになれば、さらにこの特別会計の分野で、地方債が大幅にふえるということも危惧されるところでございます。それから、頭打ちの財政状況の中で、人件費といいましょうか、それに類する額、固定費というふうに言ってもいいかと思いますが、どのくらいあるかというと、恐らく大変な数字と言ってもいいと思います。恐らく80％を超える状況にあるんではないかと思います。これは経常収支比率ということで表現されているわけですけれども、これについては後で正確な数値を改めてお伺いをしたい、現状のその数値をお伺いをしたいというふうに思います。

こういった実態を踏まえて、主に予算額全体の中で、ハード面に使える予算がどのくらいあるかというふうに考えてみる必要もあるんではないかと思います。これは予算上でハード面、ソフト面というような分け方をしていないかというふうに思いますけれど

も、一般的に言うハード的なものに使えるもの、というふうにとらえていただきたいと思うんですが、繰出金を含めてといいましょうか、差し引いて考えますと、恐らくその自由に使える部分というのは、30億円にも満たないんではないかというふうに思われます。これも後で、今年度、平成６年度の予算をベースにして、そういう分野に使えるものはどのぐらいになるのかということを伺いたいと思います。これについては、今年度だけで見てもどうかと思いますので、今後の平均的な見方ということで、答弁いただければ、なおありがたいなと思います。

以上、幾つかの懸念される部分を有している中で、この21世紀を見据えた日野市の財政はどうなのかということを、何点かに分けてお伺いをしたいというふうに思います。

そこでまず、第１点目でございますが、現在の財政状況についてどのようにとらえているかということでございます。今、いろいろ現状分析をさせていただいたわけですけれども、その内容を踏まえてお伺いをしたいと思いますが、１点目は、今の現状を単なる不況時の一時的なものというふうな見方をされているのか、あるいはまた、この状況がある程度続くというような見方をされているのか、その点について伺いたいと思います。

それから２点目でございますが、現状のこの予算編成、予算状態というものに対して、危機感というものをお持ちなのかどうか、その辺の感覚をお聞かせいただきたいと思います。これについては、ぜひ市長の方から答弁いただければありがたいと思います。

それから、先ほども、後でお伺いしたいと言った経常収支比率、今現在の比率はどれぐらいか、そしてそれをどういうふうに分析をしているか、その結果、実態をどういうふうに分析をしているのか、これについてもお伺いをしたいと思います。

それからもう１点、これも先ほど、後でお伺いをしたいと言った、ハード面に使える予算、これがどのぐらいなのかということも、あわせてお伺いをしたいと思います。

最初に、この４点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問にございました、最近の財政状況をどうとらえているかということでございます。現在の経済情勢は、いわゆるバブルの崩壊によりまして、平成３年ごろより始まりました不況が引き続いておるわけでございまして、戦後の中では大型のものと言われておるわけでございます。このような経済環境のもとで、国も東京都も、あるいは市町村の自治体も、ともに税収の低落、あるいは横ばい状況で、

自治体等の財政は著しく困難な状況になっておるわけでございます。当日野市におきましても、平成４年度に市民税、あるいは利子割交付金、これらを合わせて当初の計上額を24億円も下回るなど、歳入全体に大きな減額を見たことがございます。その補てんのためには、基金の繰り入れや、減収補てん債、つまり起債の発行などによりまして収支を保ってきたところでございますが、一般会計の総額におきましても、平成５年度、６年度と２年連続で前年比マイナスというような編成状況になっております。

御質問にありました経常収支比率につきましても、平成５年度の決算見込みでは80％を超えるのではないか。また、平成６年度におきましては八十二、三％を予想しておるところでございます。このような厳しい状況は、ここ一、二年のことでなく、今後の景気回復に期待するところですけれども、まだ先行きはそう明るいものがない、というふうに判断しておるところでございます。

それで、御質問にありました、ハード面に使える予算でございますけれども、現在予算の総枠の中で、ただいま申し上げましたように、経常収支比率が80を超えるという中では、経常的経費がかなり多いということで、財政がやや硬直化の現状にあるわけでございまして、弾力的に使える財源というものは限られてきております。その財源をすべてハードに向けるか、あるいはソフトの面に向けるかは、今後の市の行政計画の中で判断していくわけでございますけれども、ハードに限らず、ソフトも含めて今後の弾力的に見積もれる財源といたしましては、これまでの筋からいきましても、20億ぐらいというふうに判断しております。

ただ、御質問にもありましたように、基金を取り崩してそういうような状況でございますから、基金の取り崩しがないとしますと、もっと圧縮されるというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方財政の状況、特に日野市の置かれておる現状の財政環境についてどのような認識を持つか、危機感はないか、こういう御趣旨の質問でございます。今部長の答えておりますとおり、財政環境は相当厳しい、という認識であります。ただし、日野市の場合、いろいろな諸条件はすぐれている環境にあると言える、というふうにも思っておりますし、また、この景気低迷の継続がいずれ克服をされ、また経済活動、あるいは財政環境等、このあたりがいろいろと伝えられるところによりましても、一番鍋底ではないかというふうな状況にも受け取れられるわけでありますので、決して

危機感という認識は私は必要はない。要するに十分緊張をしながら、また、今日のこの市政運営につきましてのある程度の優先順位の取捨選択は考えなければなりませんが、市民生活を守るという立場におきましては、必ずやっていけるものだ、というふうに考えております。いろいろ見方もあるわけでございますけれど、日野市の場合は、これまでもそうでありましたし、いろいろな危機突破はしのいでまいりましたし、それからいろいろな諸条件からいって、決して萎縮したりする必要はない、このように考えておるところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　今、市長の答弁の中で、「いずれ回復」あるいは「今鍋底」というお話がございました。ぜひ、我々もそう願っているところなんですけれども、ただ、願うのはいいんですけれども、ただ危機感がないというのは、非常に認識の違いがあるんではないかな、と思います。恐らくどこの行政機関においても、また民間を含めた企業においても、相当の危機感を持って今この状態から次のステップにどうやって切り抜けていこうか、という物すごいものを持っておりますが、市長は楽観的なのか、あるいは、今までもいろいろしのいできたという長い経験の上で申されているのかわかりませんが、これについては、また後で別な形でお伺いをしますので、改めての答弁は求めませんが、ひとつここでは、相当認識の違いがあるな、ということを申し上げておきたいと思います。

そこで、次にお伺いしたいのは、この５年間の財政状況についてどうとらえているか、ということでございます。今御答弁いただいた部分と重複する部分があるかもしれませんが、予算編成を毎年行っていくに当たって、先ほども少し触れましたが、５年間で100億を超える百二十数億円の繰入金、基金からの取り込みをしているわけでございます。この実態をどういうようなとらえ方をされているのか。今、今年度で見たときは、危機感なしというような感覚でお答えいただいたんですけれども、このことについてもう一度、これは市長からやっぱりお伺いをした方がいいと思います。企画財政部長、まだ就任間もないものですから、過去５年間さかのぼってお伺いするのも酷だなと思いますので、市長から再度お伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　数字を挙げての回答を申し上げるのが一番的確だとは思いますが、数字のことは担当の方に頼みまして、私の感覚的な、総括的な理解と申しましょうか、そういうことで一応のお答えをしておきたいと思います。

先ほど、危機感に対する認識が違うということでありますが、危機感というのも、いろいろな内容によりけりでありまして、我々が前途に対して暗いということではない、ということを申し上げたつもりであります。しかしながら、十分緊張感を持って対応しなければならないということは、もう言うまでもございません。日野市は今、将来を目指して、いろいろなハードの面のまちづくりを進めております。したがいまして、将来必要とする用地を積極的に開発公社等の機能によって、確保いたしております。いずれはこれが市民生活に大きく役立って、市の発展成長に寄与することは間違いないわけでありますが、今日、それらが処理されるまで、かなりの利子補給という形での公社に対する支出等が伴っておるわけであります。私ども、一番神経を使って日ごろ考えておりますことは、それらが不良資産になってはならないということでありまして、不良資産にならないように、それぞれの用途の公共目的に従って、的確に処理、運営を図っていかなければならないということに一番頭を使っておるところであります。それを短期にということはなかなか難しいわけでありまして、とりわけ区画整理に対しましては、減歩緩和の用地として、あるいは公共施設の用地として、また区画整理の中のいろいろな市民生活に対する施策のための用地、これらが少し何といいましょうか、将来のことを考え過ぎるぐらい考えて用地確保をやっておるという事情がございますので、そのあたりのところも御理解はお願いできるものだ、というふうに思っております。一応のお答えは、そういうことだというふうに御理解をいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ちょっと私が、この５年間の財政の動きということと絡めて質問させていただいて、ある意味では、決してその部分は心配することはないんだ、今持っているいろんなものを将来について処分をしていけば、これが必ず何らかの形で貢献するはずだと。ぜひこれも、そうあってほしいということはだれしも願うことなんですが、企画財政部長、今の関連で、部長の立場でいかがですか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　これまでの５年間のまず財政状況を見てきた限りでは、やはり御質問にございましたように、いろいろと税収の伸び悩みによりまして、端的に申し上げますと、基金を取り崩してきたというようなことでしのいできた、というふうに言えます。したがいまして、昭和63年、あるいは平成元年ごろまでは、かなり財政としても順調でございましたけれども、基金等も積み立てることができたわけでございますが、逆にこの５年の中の特に３年間につきましては、100億を超えるようないい年も

ございましたので、この５年を見据えた中で、今後こういうような状態が続かなければいいな、というようなことを思っておるところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　これも、また後で具体的なものといいましょうか、その関連で再度お伺いをしますので、市長にもう１件だけお伺いをしたいんですが、市長与党と自認する人たちがチラシの中で、「この数年、毎年５億から６億円ぐらい黒字を出しているんだ。日野市は決して財政的には問題がないんだ」というような、そんなことを私も見た記憶があります。また、この議会の中でも、どなたかがその問題、指摘をしていたかと思いますが、これについては、市長はどんなような感覚で受けとめておいでになりますか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の各会計年度の状況が、赤字であったということは一度もございません。６億円程度の数字のことが言われるとすれば、それはいわゆる執行残といいましょうか、したがって、それらは１年間の事業を行って、しかもその運用の当を得て、多少残金は残った、こういうことでございますから、会計の見方としては、十分健全性が立証されるというふうに考えてよろしいと思っております。そういうことです。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　以前にも私も指摘をしましたけれども、５年間で下水道100％の論理と同じような言い方だと思うんですね。もう現に今数字を挙げて、５年間で120億からの基金の取り崩しをしている。そして、その中で年度年度で見れば、確かに最終的な数字は５億とか６億残、これはもう事実です。しかし、その部分だけをとらえて、一度も赤字になったことはない、という言い方は、これは大変な認識の違いではないかな、危機感の違いではないかなと思います。これについては論議をしても、恐らく平行線になると思いますので、その違いというものを改めて確認をさせていただいたということで、次の中でまた質問させていただきます。

残された20世紀の財政状況をどのように見通しているかということにも兼ね合いが出てくると思います。そこでお伺いしたいのは、この税収の規模ですね、今市長のいろんな答弁を聞いていきますと、ほとんど心配ないんだ、先行きも十分明るさが残っているんだ、というようなとらえ方でございますけれども、特にこの法人税なども、ピーク時には40億を超えたのが、今その半分以下になっているという実態がございますが、この

税収の今後の規模をどういうふうな見方をしているのか。余りそちらに頼っているわけではないんで、大した問題じゃない、というようなとらえ方をされているのか、それとも、この部分については相当な危機感を持っておられるのか、改めてこれについて、もう一度聞きたいというふうに思います。

それから、市の財政規模全体をどういうような見方をされているのか。今、400億を若干超えたような状況で推移しております。これがここ数年、あるいはこの第３次基本計画というような枠で見ていったときに、どんなような形で推移をしていくというようなとらえ方をされているのか、この辺についても改めてお伺いをしたいと思います。

それから、国なり、それから東京都なりといろんな形で連携をしていかないと、今、この５年間なり、この平成６年なりの実態を見たときに、相当の危機感を私どもは持っておるわけですけれども、市長のとらえ方、若干違いますけれども、この国、都との関係を従来とは違う何らかの形を考えておられるのかどうか、このことについて、以上３点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　まず第１点目の、税収の今後の伸びのとらえ方でございますけれども、税収につきましては、御質問にもございましたように、法人市民税がかなり日野市のウエートを占めております。市民税の中では個人と法人がございますが、個人につきましては、若干といいますか、年々所得の伸びもございまして、プラスの傾向ではございますが、ただ、これまでのような生産人口といいますか、そういうような伸びがございません。日野市の人口も16万5,000でほぼ横ばいになっておりますので、人口の伸びがないことによりまして、過去のような個人市民税の伸びは、このところちょっと、推測できないわけでございます。また、法人市民税につきましては、当市には大企業がございますので、その経営状態によって、市税も相当左右されるわけでございます。一時期のピークのときの今は２分の１の法人市民税でございます。ただ、政府の経済見通しでも、平成６年、今年度からは回復の傾向にある、国民生産所得も2.4％の伸びを見込めるというような状況でございますので、法人の所得といいますか、そういうような伸びを期待するとともに、これに対します給与所得といいますか、このようなことでも伸びを期待していいのではないかと思っておりますが、これまでのような、過去のような伸びということは難しいと思っておりまして、財政当局では、基本計画を策定するにつきましては、４％から５％ぐらいというふうに見ております。

また、２点目の市の財政規模でございますけれども、財政規模につきましては、その

規模の大部分を占めますのが、市税収入、あるいは経常的収入でございます。このような中で、日野市の場合は、規模として順調に推移してきておるとは思いますが、ただ、その歳出の方の中身によりまして、建設事業、つまりハードの方がもう少し取り入れられれば、それなりの財政規模は膨らんでくるわけでございますが、現状ですと、先ほど申し上げましたように、経常経費のウエートがかなりふえておりますので、この財政規模も、特定財源、先ほどお話にありました、国や都との財政との関係も出てこようかと思いますが、財政規模としては、一応標準的なことであり、また、今後の建設事業やなにかでは膨らんでいく、というふうに思っております。

それから、国と都の関係でございますが、国につきましても、いろいろ毎年税制とか補助金等の見直しが行われておりまして、変わってくるわけでございます。そういう中では、国の政策といいますか、そういうようなものを十分的確に把握いたしまして、国から地方団体に財政援助するようなものについては、これはできるだけ取り込んでいく、というようなことはこれまでもやってきておるところでございますが、そういうような市のサービスに必要な事業と、国が財政援助するようなものとがうまくマッチすれば、それはできるだけ取り込んでいきたいというようなことで、今後も、そういうような国、東京都との意思疎通を続けていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　最後の部分の、国なり、それから東京都との連携ということについて、ちょっと市長にもう１回確認をしたいんですが、今財政部長からは、これまでもそれなりの連携をしてきているというような言い方をされましたけれども、よく私どもが聞く話としては、例えば国会議員あたりに聞きましても、日野市はちっとも地元のそういう関係することに対して問題提起されてこない。自分たちの意識を当然持っていても、なかなかそういうことを、まあ、お願いというと変なことになりますけれども、してこないと言うんですね。その端的な例が、これも以前、この場でもどなたか、天野議員だったかが指摘したと思うんですが、前都議会議員に対して、何も頼むことはないんだ、というような、そんなことを言ったとかという話が伝わっております。

今のような財政情勢が大変厳しい状況の中にあって、今までは市独自の恵まれた財政、財源の中で、相当のことができてきたのは事実なんですが、こういう実態になってきますと、そういつまでも強がりばかりは言っておられないというのは、もう身にしみて感じておられるのではないかと思うんですが、先ほどのいろいろな質問をさせていただくと、ちょっと違いがあるような感じがしますけれども、市長いかがですか、その国、東

京都の連携というものについて、今時点でどんなふうにお考えになっているか。確かに４年前、５年前の都議選が終わった時点では、財政基盤が全く違ってた。先ほどもちょっと事例に出しました、基金が165億もあったような、そういう時代でしたから、もしかしたらそういう背景の中で、そんな話になったのかどうかわかりませんが、それにしても、やっぱりある程度先を見越して財政運営をしようということを考えたときは、そういう言葉が出てくるべきことではないんではないかな、と思うんですが、その点について、市長にもう一度お伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　制度といたしまして、国の役割、都の役割、市町村自治体の役割、そういう行政上の制度があるわけであります。それから財政の立て方にいたしましても、我が国の場合はよく、３割自治と言われるごとく、国が７割の財源を掌握をして、あとが地方自治体である。そういうことに対しましては、地方自治の立場から言えば、あるいは地方六団体というような形で、絶えず地方に対する財政の支援、あるいは事務事業の正確な役割分担に基づくそういう負担の持ち合い、そして地方分権、いろいろと毎年の運動を通じて提案をし、ある程度はこたえられておるという状況であります。

したがいまして、日野市が今までの行政・財政運用、あるいは事業の中で、当然国に負担させてもらうべきもの、都に負担をされるべきもの、また、自治体自体が担当すべきこと、おのずからの制度がございますので、何か日野市がそういうことで取りはぐれたとか、取り損ねたとか、そういうことは、私の知る限りでは、ないと思っております。そして、各段階の代表者がおられるわけでありますから、その代表者の方々に、それぞれの役割によって、できるだけの連絡をし、協力をし合っていくということは、私は今までやってまいったとおりであります。

したがいまして、何か努力不足というふうに言われる点が指摘されるような感じがいたしますけれど、我々は、最小限は行政レベルですべての理解を極力、足を運んでお願いをすることはもちろんでありますし、場合によりまして、地域の代表にお願いをするということも、当然あっていいことでありますから、別段それになすべきことをしなかったとか、抵抗感があったとかいうようなことは、私は自分の記憶の中でなかったと思います。幸いといいましょうか、国に対しても、あるいは都に対しても、とにかく行って帰れる距離にございますから、１日で行って帰れる距離にありますから、なるべく足を運ぶということが原則でありますし、それからその点では地方の都市に比べれば、特別な首都近郊の利益があるわけでありまして、そういうことで何か意図的に敬遠をしてい

るというようなことは、私はなかったんではなかろうか、こんなふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　日帰りできる距離なんで、再三そういう行動は行っているということなんですが、現にいろんな立場の国政を担っている方などに伺っても、いろんな市町村を担当されているわけですから、どの程度そういうことが接触が行われているかということは、一番よく知っているわけですね、向こうの方の方が。市長は、いや、それは自分なりに十分やっていますよ、ということは、これはもう認識の違いなのかもしれませんが、客観的に見て、そういういろんなケースで比較をしたときに、日野市はそういうことに対して足を運んでくる、あるいはいろんなことで要望してくることが少ないということは、やっぱりこれは、事実として謙虚に受けとめていただかないと、自分でそう思うから、ということだけでは、せっかく皆さんから市民の大切な税金を使わせていただいているわけですから、それをより有効にするためにも、もっともっとそういう行動力を発揮していただきたいな、ということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、具体的な問題に入りたいと思うんですが、日野市として、20世紀中といいましょうか、あるいはこの第３次基本計画の中で完成を目指すべき大事業、どの程度を大事業というか、難しいところなんですが、具体的にそれはどういうものだというふうに考えておられるのか、項目ですね、それからそれに要する市の財政負担額がどの程度と見込んでいるかということで、具体的な話でちょっとお伺いをしたいと思います。

私なりに思いつく、例えば１億円は超えるだろうと思われるようなものを一つの目安として拾い上げても、30項目以上の事業があるというふうに思うんです。私のようなまだまだ駆け出し、素人の目で見ても、それほどのものがこの向こう10年間を見越したときに見えるわけですから、プロのしかも長年のキャリアをお持ちの行政マンの皆さんから見れば、もっともっと私が見えていない部分もあるんだろうというふうに思いますが、その重立ったものの項目及び事業予想費というんでしょうか、それを全部というのも大変でしょうから、ある程度重立ったものをぜひ示していただきたいというふうに思います。項目と事業費ですね、お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　第３次基本計画に一応挿入したいというような事業につきましては、たくさんございます。その中で、特に優先の強いものというような中で、私どもがある程度ピックアップしたものがございますが、御質問の中に大きな事業、そ

れのまた予算規模というような御質問でございます。

まず一つには、これからの高齢化社会に対しましての福祉施策の中では、特別養護老人ホームとか、サービスセンター等の建設が必要になってきております。これは市の保健福祉計画でもうたっているところでございますが、現在、栄町サービスセンターの後、次のステップとして多摩川苑福祉ゾーンということで考えておるところでございます。これを第３次基本計画の中では取り入れたいというようなことですが、この多摩川苑福祉ゾーンにつきましては、まず用地を取得しなければいけないというようなこと、それから特別養護老人ホーム、あるいはサービスセンター等の建設でございますが、そういうようなものを含めて当面50億から60億程度の費用が必要でございます。

それから大きなものとしては、市立病院の建て替えがございます。これにつきましては、基金も積み立ててございますし、やはり現在の老朽化、狭隘化の中では、第３次の基本計画の中では、ぜひやっていきたいというふうに考えておりまして、これに要する経費は１期２期というふうに一応分かれておりますが、１期におきましても120億ほどの経費を一応考えておるところでございます。

また、教育関係の主なものといたしましては、既存の小中学校の校舎がかなり傷んできているというようなことで、これも年次計画で修繕といいますか、改修しなければなりませんが、これは一つ一つにはそういう高い金額ではございませんが、やはり28校もある中では、これは財政的にはかなり負担となってくるかと思います。そういう中では、今後10カ年の中では、40億からの費用が必要かと思っております。

それから公民館の建設ということでございますが、この公民館の建設も、病院同様、建て替えというような状況に来ておるわけでございます。この公民館建設についても取り入れていきたいということですが、現在の場所で建て替えるか、あるいは別かというようなことが決まっておりませんので、まだ経費としては、用地費の問題がかかりますので、総枠としてはとらえておりません。

それから総合体育館でございますが、これは市民の要望が多いわけでございますが、これにつきましては、東町区画整理の中で何とかしたいというようなことで、これも90億円ほどの費用がかかるというふうに見ております。

それから現在中断されております市民プールの第２期工事、流れるプールの方でございますが、これにつきましても、８億5,000から９億ぐらいの費用というふうに見ております。

さらに、事業担当部門では、野球場の建設というようなことも出ておりますが、これ

についても、規模あるいは場所等がまだ未定でございますので、10年間の中に加えられるかどうか、一応基本計画を担当する者としては、入れたいというふうには思っております。

あと新規ではございませんが、日野市の特徴といたしましては、土地区画整理事業が盛んでございます。この土地区画整理事業は、長い年月を費やすわけでございます。したがいまして、今後、10年以上、20年、30年と続くかと思いますけれども、現在の規模といいますか、事業の進捗でいきますと、毎年土地区画整理事業には20億ぐらいの一般会計支出が必要になってこようかと思います。したがいまして、10年間では200億ぐらいでございます。

それと下水道事業でございますが、下水道事業も現在ピークといいますか、一番のところでございまして、これの一般財源の繰り出しも30億から支出することになっておりますので、これを現在のベースでいきますと、やはり10年間では300億を超える費用になろうかと思っております。

そのほかに、都市計画道路の３・４・14号線というのがございます。豊田から南平にかけて。これを今、事業に一応着手しておりますが、これに要する経費が43億円と予定されております。

そのほか、東光寺市営住宅の建て替えがございます。これも老朽化によります建て替えでございますけれども、これも今後の10年の中ではやっていかなければいけないというようなことでの、金額としては19億円ほどを見込んでおるところでございます。

また、廃棄物の関係で、ごみ処理の基本計画を策定するわけでございますが、現在のごみ焼却炉もかなり年数を経過してきておりますので、これの建て替えといいますか、改築が出てこようかと思います。10カ年の中に一応予定しておりますが、金額的にはまだ現在の焼却炉と同じようなものか、あるいは規模を大きくするものかというようなことまで計画ができておりませんので、金額としては未定になっております。

さらに、コミュニティセンターといいますか、複合文化施設等の市民要望も多いわけでございますので、これを計画の中では、できるだけ計画的に取り入れていきたいということでございます。一つの例として、コミュニティセンター１個つくるについては、やはり10億円ぐらいの費用が必要かというふうに思っております。

ただいまは大きなところを話したわけでございますけれども、基本計画の中での事業としては、ほぼ10年間で1,000億円ほどの財政といいますか、予算が必要というような状況でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　　ありがとうございました。大変細かく御説明いただきました。今、全部ということじゃなくて、代表的なものをおっしゃられたんだと思いますが、少し気になるもので、また、これまで非常に市民要望も強くて、議会の中でも再三論議されてきたものが幾つか落ちておりましたので、ちょっとその部分を二、三個拾わせていただきますが、南部病院ですね、南部地区の病院、これもどういう方法をとるかによって、その資金の出方も違うんでしょうが、これが予算計上の中にはどうなっているのか。

それから公民館と同時に、中央福祉センターの建て替えも、これも福祉施策を進めていく上においても非常に大事なものではないかと思いますが、これについて入っていなかったと思います。

それから、区画整理の中に含まれているのかどうかわかりませんが、地下駐車場、これは高幡と豊田南、各200台ずつ、特に高幡の場合は、平成７年、８年から取りかかるみたいなことで言われているわけですから、これはもう当然、相当の予算もかかるでしょうし、計上されていなければならないというふうに思うんですが、この扱いがどうなっているのか。

それからあわせましてモノレールですね、モノレールも、モノレールそのもの自体は別なところで資金が出るのかと思いますが、当然駅をつくり、その駅の周辺整備とか、いろんな問題が絡んでくると思いますが、このあたりについてどういう扱いをされているのか。

それから、病院の建設費が先ほど、120億ぐらいというような見方をされているということなんですが、これは病院建設にかかわるものだけであって、今の案として４―３ブロックというのが一つの検討課題になっておりますけれども、この移転費なども相当な費用が発生するだろうと思いますし、また、移転するだけでなくて、また代替のものもそれに付随として必要だろう。これについては、この向こう10年間の中で考えていないことなのか。そうしますと、先ほどの病院の120億と全く矛盾してきますので、そこのところをもう１回、お伺いをしたいと思います。

その他、先ほども声がありましたけれど、女性センターなども当然入っているんだろうと思います。

それから、金額的には大変大きなものになるんではないかなと思うんですが、ちょっと物をつくるとかなんとかというのと違うんですが、無視できないのが退職金ですね。これは相当な額になると思うんです。これから10年間を見越したとき、恐らく30億、40

億という数字になってくるのかなと思うんです。これはどういうふうにとらえておられるのか。

それから、先ほども事例を出しましたけれども、地方債が、これはとらえ方であれなんですが、これが今現在でも特別会計まで含めますと、四十何億、五十億近いわけです。10年間このままでいくと仮定した場合、400億、500億という数字になるわけですね。そうしますと、先ほど約1,000億ということだったんですが、それにプラスすること相当なものが出てくるだろうというふうに思うんですが、まず、今落ちてたんではないかと思われるものを何点か、もしわかれば簡単に説明いただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　私の答弁の中で落ちていたというようなことの指摘の中で、今おっしゃられました事項についてお答え申し上げます。

南部病院につきましては、市の所有いたします土地を全農の土地と交換するというようなことで今進んでおるわけでございます。したがって、土地については市の土地というようなことですので、当面は財政負担はございませんが、市の土地が半数、それから土地開発公社の土地がございますから、土地開発公社の土地は先行で取得しているものですから、これを市が買い戻すということになりますと、やはりそこに８億ほどの土地に対する費用は出てまいります。

それから中央福祉センターでございますが、この中央福祉センターにつきましては、ただ現在のものを建て替えるということでなくて、今後の福祉の行政の中で、どういう施設をつくっていくかということも考え合わせなければいけないわけでございまして、現在、基本計画の中では、まだそれが俎上に上がってきてないというような状況でございます。

それから、市立病院の建て替えに関します４―３ブロックの既存施設の費用でございますけれども、現在案としては、保育園をどこにとか、幼稚園をどこにというような一つの案はございますが、これについて、まだ正式な見積もりはとってございませんが、この10年間の中では必要な費用となってきております。最終的には、一部移転だけでなくて、正式に建て替えなり、新たにつくるということになってきますので、保育園、幼稚園、その他を合わせますと、10億から15億の費用が必要になってくるわけでございます。

それから、ハードの面ではございませんけれども、退職金の10年間というような御質問でございました。退職者につきましては、定年退職と、それから中途退職がございま

すが、最近、中途退職も多いわけですが、それはまだ予測ができませんので、当面、定年退職についてはわかっておりますので、10年間を調べたところでは、今後10年間では266人ほどが見込まれておりまして、平均退職手当で掛けますと、今後10年間では70億ほどの退職金が必要になってくるというふうに見ております。

それから地方債の伸びでございますけれども、地方債につきましては、現在一般会計の方では、地方債の現在高が220億ほどでございますが、これは10年前と変わってございません。というのは、毎年10億なり、十何億起債しておりましても、ちょうどそれにかわる費用を、同じような額を返しておるということもございましたし、それから一部財政状況の許すときは、繰り上げて返してたというようなことで、変わっておりません。今後につきましても、これからの、先ほど申しました、ハードの事業をどういうふうに取り込んでいくかによって、起債の額が出てくるわけでございますが、先ほど1,000億ほどの事業というような中でこれを入れていけば、相当な起債も出てくるわけでございますが、やはり20年、30年の償還というような中では、ある程度平年化されてくると思っております。ただ、一番起債の伸びが激しいのは下水道だと思います。下水道はこれは、あと四、五年、相当伸びが出てこようかと思いますので、これの償還財源が出てくるというふうに判断しております。

それから、駅地下駐車場とモノレールの関連につきましては、都市整備部長の方からお答え申し上げます。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、地下駐車場関係でございますけれども、地下駐車場は、現在計画しているのが、高幡の駅前、それから豊田の駅前におのおの200台の計画をいたしておるわけでございます。これは区画整理事業費の中でカウントしておりますので、事業の中の一部として行われるというものでございます。

それから、モノレールの駅周辺の整備についてでございますけれども、御承知のとおり日野市の中には５駅計画されております。このうち３駅につきましては、区画整理の事業区域内に入っておるわけでございます。いずれにいたしましても、この周辺の整備につきまして、ある一定の調査そのものは市で行って、もう既に終わっております。その整備の方法でございますけれども、今、モノレール会社、それから東京都と、その費用負担等につきまして協議をいたしておる最中でございます。まだ具体的にその整備の方法につきましては決まっておりませんので、これからできるだけ早く方向を見出していきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

今、いろいろ代表的なものを説明いただいたんですけれども、一つだけ確認をしていきたいんですが、これは第３次基本計画とリンクをしていろんなものが予算づけされているのかどうかですね。中には、考えてはいるけれども、まだ予算額含めて未定であるというものが幾つかございましたけれども、そうなってきますと、今第３次基本計画をぜひこの議会の中で、ということで出されてきたことと、やっぱり矛盾する部分が出てくるんですね。本来であれば、詳しい数字までは別にしましても、ある程度これを基本としてやるんだということになりますと、裏づけとなる財源がどうなのかということも含めて考えていかないと、非常に絵にかいたもち、無責任なものになってしまうと思うんですね。ちょっと、じゃあ、そのことだけもう１回、第３次基本計画との兼ね合いだけ確認をしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　先ほど申し上げました大きな事業につきましては、それぞれの事業担当部門からの提出ということで、基本計画の資料として出ておるものでございまして、特に下水道、あるいは区画整理、また病院改築とか、計画がそれぞれの部門ではっきりしておるものもございますし、ぜひその10カ年の中に取り入れたいという気持ちでしても、まだ都市計画道路の用地買収、あるいは築造設計等ができてないというようなことで、金額が定かでないものがかなりございます。そういうような中で、未定というようなお答えも申し上げたわけでございますが、こういうような未定につきましては、それぞれの事業部門でできるだけ計画を明確にし、それが基本計画の中、あるいは財政計画の中でどう取り入れられていくかというようなことを今後詰めていかなければならないことかと思います。

ただ、主なものでも1,000億というふうに申し上げましたけれども、前段の財政状況で申し上げましたように、市の財政の中では、余裕として新規なり、ある程度そういうようなものに回す財源としては20億程度でございますので、1,000億が全部市の財源ではございませんが、手持ちの財源の中では、この1,000億円の予算規模のものをどう取捨選択し、あるいは10年間の中でやっていくか、取り込んでいくかということになってこようかと思いますが、繰り返しますが、そのまだ金額が出てない点につきましては、それぞれの部署で十分詰めて基本計画あるいは財政計画に出していただこう、というふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　　いろいろ質問したいんですが、時間もだんだん迫っておりますので、最後に市長にお伺いをしたいんですが、今代表的なものをリストアップされただけでも1,000億、また、いろいろその他まで含めますと、間違いなく1,500億ぐらいにはなるだろうと、この向こう10年間を見ますとですね。そういう実態の中で、毎年融通できるお金というのは、景気の回復があればまた、多少変わってくるにしても、せいぜい20億、30億ぐらいでしかないだろうということです。こういう現実と、先ほどいろいろ前段で伺った認識といいますか、期間といいましょうか、そういうことと並べてみますと、先ほど答弁いただいたことをどういうふうに理解されるのかわかりませんが、最後にお伺いしたいのは、そっちの方の論議をしても切りがないと思いますので、少なくてもこの第３次基本計画の中の前半、後半、あるいはその前半、中盤、後半というようなことで分けたときに、その前半の３年ないし４年ぐらいでやるべきことも当然幾つかあるというふうに思うんですが、ということは、この３年ないし４年ということは、現市長の任期の中ということになるんですが、当然いろんなことを公約をされているわけなんですけれども、そのこととの兼ね合いで、この限られた財源の中でどういうふうにやろうとされているのか、その個々の問題はいいです。時間があれば本当はいろいろ用意してたんですが、それは割愛しますけれども、感触的に今の実態等含めてどういうように考えておられるか、最後にお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　現状の財政環境のことから将来を見通す、そういうちょうど第３次基本構想、あるいは基本計画を策定する状況にあるわけでありまして、財政のこの逼迫といいましょうか、ある時期には毎年20％も伸ばせる時期もありましたし、今のここ二、三年のように、前年比マイナスの予算を組まざるを得ない、こういう状況もおのずから経済界の推移の中にはあるわけでございますから、もちろん、そのことに対するいろいろな真剣な憂慮、あるいは心構え、これらのことは非常に大切だというふうに思っております。そして、10カ年間を３年ずつぐらいに区分する、あるいはまた、それらの間でお互いに事業をローリングさせながら、優先順位、あるいはこの可能な仕事に積極的に取り組んでいくということ、こういう手法をとることは、もう自治体の当然の事情であります。

御心配をいただいておることにつきましては、重々責任も感じ、あるいは将来を展望して日野市の今日の中でどれだけの事務事業を遂行しておくべきかということも、絶え

ず心の中に日夜思いをめぐらせておるところであります。一方に自治体は、私は、いつも職員にも言うんですが、終着駅はないんだと。もう発展の一方、あるいは市民生活のために役立つ仕事を一途に伸ばしていくわけでありまして、できればそれが計画的に年次計画できちんと執行できるという状況に極力、重きを置くということは大切でありますが、財政状況等によって若干のローリング、あるいは見直し等は絶えずまた必要なことでありまして、そういう手法をこれまでもやってまいりましたし、これからもどこの自治体でもそのような自治体運営がなされるということで、だんだんと地域社会の前進に大きく寄与するということでありまして、もちろん、日野市内の企業等の地方財政に及ぼしていただく貢献度ということも大変ありがたく思っておるわけでありますし、また法人市民税のみならず、個人市民税の伸びが一番保障されるべき基盤だ、というふうにも言えるわけでありますし、また現に、かつて私が就任した当時は、法人市民税と個人市民税が非常に近い割合にありましたのが、今日では法人市民税が５分の４を占めると、これぐらいな発展の状況にもあるわけでありまして、やはりまちづくりは、日ごろ申し上げておりますとおり、人口構造を住宅政策等によって描きながら、生産能力のある、また活力の高い、こういう地方自治体全体の配慮を絶えず行っていくべきだ、こう考えております。

そういう意味におきまして、特に首都圏の、しかも首都の近郊にあるという都市が、エネルギーの上でかなり政策として整え得るものもあるに違いない、このように思っております。財政を自然にただ待って、一憂するということではなくて、積極的にいろんなまちの発展成長にも心をいたしながら、そしてまた市民生活を守りながら、そして活力を持って基盤を整えていくというふうなことでなければならない、こういうふうに考えております。

当面、御指摘のとおり、第３次基本構想、それに伴う基本計画というものに取り組んでおりますので、なるべく現実に近いことを、ということは、御指摘のとおりでありますし、また、それらのことを我々も最も真剣に試算も行って進めていきたい、このように考えております。

今直ちにそれらの財政の総額をどのように処理するということのお答えは難しいわけでありますけれど、そういう考え方に立ちまして、今までの発展のエネルギーといいましょうか、一つの軌跡を将来に正しく伸ばしていこう、こういうふうに考えておるところでございます。

いろんなチェック、御指導もいただきながら、誤りないコースを進めていくというふ

うなことは当然でございますので、またしばしば御指導も御指摘もお願いをしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

実はきょうは、日野市政の第６期ビジョン、市長のですね、そんなのも持ってきて、具体的に個々にいろいろ当たったりしたかったんですが、いずれにしましても、その1,000億、少なくとも一千数百億の財源を向こう10年間で見越したときに必要だ。そういう中で、今答弁の中で「若干の見直し」ということも言葉にありましたけれども、若干どころではない、大変な危機感というか、不可能に近いような現実があるわけです。しかし、市民の皆さんには、あれもやります、これもやります、というようなことで公言されている。私は今回、特にこの質問を取り上げたのは、やはり市民の皆さんは当然、責任ある立場の市長であれ、議員であれ、その人たちが公言をするということは、それに対して期待をするわけですから、結果的に裏切る、うそをつくというようなことにならないように、真剣にやっぱり、お互いに考えていこうという、そういう立場で今回この質問を取り上げさせていただいたんですが、若干違うとかいう認識ではなくて、もっともっと真正面から取り組んでいただいて、ぜひ30名議員の合意の中で、より前進した市政ができるように、そういうことを心がけていただくことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって７の１、21世紀をも見据えた日野市の財政基盤確立について問うの質問を終わります。

一般質問８の１、人にやさしいまちづくりの視点で当面の行政課題を問うの通告質問者、江口和雄さんの質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（江口和雄君）　初めて本会議場でやらせていただきますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、今お話がございましたように、人にやさしいまちづくりの視点で当面の行政課題を問う、こういう質問でございます。もう少し砕けた話で言うならば、いわゆる市民の目で見て、あるいは行政に携わっている人たちの考え方とはやや視点が違う、そういうことで行政を見たときに、どういったことをこれからやっていかなきゃならないかということで、市がやっております今までのいろんな行政の各事業につきまして、基本的には、市制30周年をたったということで、大変日野市もすばらしいまちになったという

ふうに思いますので、もう少し視点を変えれば、さらによくなるんではないか、こういったような観点から、お伺いをしたいというふうに思っているわけでございます。

１点目でございますけれども、日野市のキャッチフレーズといいますか、あるいは市の基本理念というようなものの中には、「緑と清流を大切にする」こういうことを挙げているわけでございまして、日野市も16万3,000人の人口ということで、多摩地区でも中核都市と、こういったようなことで着実な発展を遂げたわけでございます。

昨年の市民意識調査を見させていただいたわけでございますけれども、この中でも86％以上の方が、この日野市にいつまでも住み続けたい、こういう答えをしているわけでございますけれども、これにつきましては、美しい緑と自然が残っているから、こういうことでございます。この気持ちは私も全く同じでございますけれど、行政といたしましても、このことについて、市政全般にわたっての積極的な取り組みを展開していることについては評価できるわけでございますけれども、その点につきまして、幾つかの行政課題につきましてお伺いしたいと思いますが、一つは新規事業ということで昨年から始められておりますリサイクル事業の推進に関しての問題でございます。これにつきましては、一般会計予算の審議等を通じましても明らかになったわけでございますけれども、昨年からそれぞれのところに市内数カ所にリサイクルステーションを置いて、試行的に進めているわけでございますけれども、今回の予算を通じまして、全市の60％を超える地域でこれを広げたい、こういったようなことでございます。大変結構なことじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、昨年からの試行段階の中で、この分別収集による資源回収というものについて、問題点としてどういうものがあったのかということについて、つかまえていればお聞かせを願いたい。

あわせまして、今年度60％台に普及させるという上で、そういった問題点というものは、どういった形でクリアになっているのか。問題点がなければいいわけでございますけれども、そういった点につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

それとリサイクル事業全体の進め方の問題でございますけれども、これらは実際に成功したかどうかというのは、10年とか20年、あるいは30年たたなければ答えが出ないというふうに思うわけでございますけれども、今あちこちの自治体で進めておりますこのリサイクル事業というものが、日野市としてどれだけ本気になってやるのかということについての考え方の問題でございますけれども、やはり、はやりだから、ブームだからということで、いわゆる一時のかけ声だけで終わらせてしまってはいけない、というふうに思っているわけでございます。そういった点では、市民の中にしっかりとあらゆる

層の人たちにどういうふうに定着させていくかということにつきまして、基本計画の中でどれほど真剣に考えられているか、ということでございます。教育の場面を通じて、環境の授業等を通じてやりますよ、というようなことが第３次の基本計画の中にも一部書かれておりますけれども、そこら辺につきまして、市の教員委員会として、教育の場面にどの程度関与できるかということにつきましては、わかりませんけれども、そういったやはり、小学生、中学生のうちから、リサイクル事業、あるいは環境問題ということについてよっぽど本腰を入れてかかっていかないと、将来的な成功はあり得ないというふうに思いますので、そこら辺につきまして、どういうことで教育の場面等に市としてかかわっているのか、ということについてお聞きしたいというふうに思います。

それからもう１点、雨水浸透対策の推進と、あわせ都市型災害の防止という観点でお伺いしたいというふうに思いますけれども、やはりこれも、今年度の新規事業として雨水浸透ますの設置ということが行われているわけでございますけれども、これも一般会計の予算特別委員会で若干論議があったわけでございますけれども、私、この新規事業につきましては、積極的に推進しろと、こういう立場で市の考え方を何点か伺いたいというふうに思っています。

この雨水浸透ますというものを改めて予算化した経過がいろいろあるとは思いますけれども、基本的には、この雨水浸透というのは、余り勉強してないんで、よくわかりませんけれども、雨水が一気に川に流入することによって発生するいわゆる都市型災害と言われる洪水の防止、こういったようなことを目的とするものであるのか、あるいはもう一方は、まさに日野市のキャッチフレーズであります「清流を守る」というような意味で、地下水としてそれを回収することによって、わき水をふやして、それによって川の浄化をさせる、そういうようなことが視点とされているのか、そこら辺の考え方について、恐らく両方なのかもしれませんけれども、市としてはどういった点にウエートを置いてこの事業というものを進めようとしているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、この関連では、当然、この三多摩地区、あるいは全国的にもかなり先進的な自治体があると思いますけれども、とりわけこの三多摩地区では、小金井、国分寺、あるいは小平などが事業に着手して一定の成果もあるというふうに聞いておりますけれども、そういった事前調査につきましても、関係部署の調査が行われているというふうに聞いておりますけれども、その効果の問題については、どういったふうにとらえているのか、各自治体でどういうような効果が出ているのか、こういった点につきまして、

わかっておりましたら、教えていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さんの質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　それではお答えいたします。

まず、リサイクル事業でございますけれども、昨年の５月から各小中学校で空き缶の回収を始めました。それと10月１日に、新条例が施行されました。それと合わせまして、そのことから、試行的に現在、今お話にございましたように、市内約23％の地区でございますが、対象世帯を対象といたしまして、分別の収集を始めました。私ども、この分別の趣旨は、廃棄物、ごみ類と分けまして、新条例では資源物という形で空き缶、あるいは空き瓶、それから紙類、布類、こういうものについては分けて回収をしていこう、こういう考え方で進めているところでございます。現在、市民の皆さんの御理解を得まして、かなり御協力をいただいておりまして、毎月毎月量が増加しております。本年度でいきますと、３月末で約146トンの資源物が実績として回収をされました。これらが今後どのような形で進めていくかということになりますが、これは市がこれから資源物として回収をしていくということになりますが、当然永久的にといいましょうか、市長が先ほど言いましたけれど、終着駅のないリサイクル事業の進め方ということで進めていくことになろうかと思います。そこで、新年度といいましょうか、６年度につきましては、予算委員会等でも御説明いたしましたけれども、約60％程度、あるいは70％できれば伸ばしたいんですが、これらにつきましては、やはりステーションの確保だとか、それから効率的な財政運営というような面からも、またリサイクル協同組合の御協力、こういうようなものもございまして、徐々に市内に広げていく、７年度には全域に広げていきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、問題点はなかったかということになりますけれども、他市の例を見ましても、いろんな形で各市がアイデアを出し合いながら、この資源物の回収を進めているところでございまして、私どもも、職員の知恵を出し合いながら、よりよい方向を見出そうということで、今試行をしている段階でございます。

それから、２点目の環境教育という問題でございますけれども、私どもの方の立場で一言お話し申し上げますと、先ほど、各小中学校で昨年５月以来、空き缶の回収をする。これも私どもとしては、環境教育の実践の場の一つであろう、このような理解をしておりますし、また、小学校低学年といいましょうか、３年生、４年生あたりは、最近は社会科見学で私どもの方、見学コースに入っております。そういう際にも、このリサイク

ルの重要性、廃棄物の減量、こういうことについては、もう説明の何といいましょうか、一つのマニュアルの中に当然入っておりまして、それらについて小学校低学年のうちから環境に対する御理解をいただきたい。これも教育現場の先生方の御理解もいただきながら、御説明しているところです。今後も引き続き、教育委員会とも連絡を取り合って、これらの清掃事業に対する新しい仕組みですけれども、環境教育という面での生徒さんたちには御指導といいましょうか、御説明をしていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　雨水浸透の事業につきましては、その経過について若干触れさせていただきます。

大分前から、東京都の区部におきましては、中小河川総合治水対策協議会というのがございまして、主に神田川だとか、いろんな河川のはんらん防止という立場から、この協議会で対策を協議していたわけですけれども、昨今、単にハード面の施策だけでは、なかなか成果が上がらないということで、この組織を発展的に解消して、東京都の区市町村全域を包含した総合治水対策協議会というのがまずできました。その中で、この施策の一部に、雨水浸透ますの設置事業というのが包含されていたわけです。制度的には、東京都におきまして環境保全局の湧水保全対策という立場からの補助事業がございます。もう一つは、流出抑制に重きを置いた都市計画局の補助事業が同じような内容であったわけです。日野市におきましては、近隣市町村の状況を見て、また日野市におきましても、湧水の枯渇のおそれ、そういうようなデータも若干うかがい知る状況にありますので、平成４年度におきまして庁内チームをつくって、湧水保全地下浸透施設検討委員会というチームをつくりました。それで、ある程度幾つかの素案をつくった中で、東京都のどの事業と整合を図りながらやるかということを、この平成５年度におきまして詰めて、東京都とも協議した上で、東京都の補助事業に乗る形でこれを採用したわけであります。

補助の採用は、湧水保全の場合は、湧水の涵養地、これは東京都で既に日野市の区域の一部を調査済みでありますけれども、保全局の場合は、これは湧水保全地域、涵養地域に限られるという側面があります。補助の内容は全く同じです。一方で都市計画局の場合は、市域全域、流出抑制という立場からの施策ですけれど、これは市域全域が対象になるわけです。

そこで、選択の問題になりますけれども、日野市は湧水保全というのを非常に重きを置いておりますけれども、やはり一部涵養区域だけにとどまるということは、今後問題があるということで、補助内容が同じであるならば、市の施策としては、流出抑制、あわせて、むしろ湧水保全と流出抑制を同レベルに考えてこの補助事業、雨水浸透施策を採用しようということで、この検討委員会の中で決まりました。

事前調査につきましては、この検討委員会の中でも既に調査をしておりまして、今回の実施に先立って、市内５カ所の地点において浸透処理能力の実験を行いました。丸型直径300ミリで、１時間でこれは場所にもよりますけれども、平均で0.523立法メートル、これは１時間当たり家庭用ポリタンク20リットル入りで換算しますと、約26杯分に当たりますけれども、これが一つのこの浸透ますで浸透効果が生まれるということの実験結果を見ました。このことによって、新しい水循環ができるという見通しがついたわけです。

また、詳しい流出浸透効果といいますか、それの成果としては、まだそれほど事例があるわけではありませんけれども、住宅都市整備公団において昭和56年８月に、昭島つつじケ丘ハイツで行った実験結果がございます。これは通常工法地域が１ヘクタール当たり総流出量が323立法メートルに対して、浸透工法実施地区が１ヘクタール当たり22立法メートルということで、約93％の流出低減率があったという結果が出ております。つまりその分だけが地下水として一気に河川に流出されることなく、地下水としての一つの循環になる可能性を示しております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育長の方からちょっとお答えさせていただきます。

ただいまの御質問の中で、環境問題、これを教育の場面でどうとらえて取り扱っているかという御質問がございましたけれど、新しい教育の課題といたしまして、体験学習を通しての生活習慣の育成ということ、これは非常に大きく取り上げられておりまして、日野市でも現在、教育の指導の重点の中に、人権尊重の教育とか、あるいは国際教育の協調の教育とかと合わせて、この環境教育の推進ということを大きな目標として取り上げて取り扱っております。具体的には、小中学校ともに、約１年半ほどかかりまして環境副読本というものを市独自で作成いたしまして、現在の日野市の置かれている状況等も踏まえながら、環境の面でどんなぐあいに貢献していくことができるかという点等も踏まえて、日常の授業の中で取り上げながら、指導に当たっている、こんなような状況

でございます。

先ほど生活環境部長の方からお答えがありましたように、空き缶の回収等にも積極的に協力するような方向等もしながら、できるだけ子供さんたち自体が、少しでも自分たちの力で協力できるところは協力していくような手だて等も講じている、こんなような状況でございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　ありがとうございました。

今のリサイクルのステーションの確保ということがかなりの問題としてある、というふうに先ほどお話しございましたけれども、私もその点につきましては、同感だというふうに思いますけれども、現実的にこのステーション確保ということについては、今年度60％台ということについてのめどというものは立っているんでしょうか。あるいは7年度には全域的に――全域的にということは100％したいということなんですけれども、このステーション確保ということになりますと、当然、分別の資源ということであっても、いわゆる置くところによっては、地域の住民の方々の、事業としては賛成だけれども、自分のところじゃ困るよ、ということが、例えば路線バスの問題にしてもあるわけなんですけれども、そういった点につきまして、土地の確保ということにつきましては、どんなような感じになっているのかということにつきまして、ひとつ再質問したいというふうに思っています。

それから、雨水浸透の方で1点、これにつきましてはぜひ、内容としてはわかりましたんで、市長の方からのお考えをお聞きしたいわけでございますけれども、この雨水浸透の事業につきましても、先ほどの御説明にもございましたように、いわゆる事の発端というのが、東京都からの補助金事業ということでできるということであって、緑と清流を標榜している日野市としては、みずからの市の企画の中にこういったことが早く出てなきゃおかしいんじゃないか、という気もするんですけれども、そこら辺が、お金がもらえるからやろうというようなことで始めるということにつきましては、どうも本気でやられるのかどうかということにつきまして、私としては、もう少し市長のお考えをお聞きしないと、この問題につきましては、やはり、ただやったというだけで終わってしまうんじゃないかという気もしますので、そこら辺につきまして、とりあえず二つの点につきまして再質問したいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　ステーションの確保ということについてお答えいたします。

現在、私ども、ステーション方式で分別収集をしておりますけれども、これらは公園用地、あるいは地区センター、公共施設の用地、あるいは学校の一部、あるいは民間企業の一部、そういうところをお借りしまして、前日に回収容器等をセットしまして、その翌日回収する。つまり、曜日を指定して回収しておりますので、先ほどございました、総論的にはぜひやってほしいけれど、私の家の前では、というようなお話も一部はございましたけれども、やはり、各自治会に入りましてお話をし、自治会長さんとの協議をしながら、このステーションの場所を定めておりますので、今後、６年度につきましても、極力、これらの自治会長さん、あるいは地元の方々、事業所の方、これらの御協力を得ながら、適正なステーション配置に努力をしてまいりました。現在の段階では、60％はおおむね見通しとしては可能であろう、このように感じているところでございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたび、雨水浸透施設の設置という言い方をしておりますが、いわゆる雨水を地下に浸透させる、そのことの具体的な取り組みに着手をしたということでありまして、私どもの記憶といいますか、大分古い話になるわけでありますけれど、昭和52年に、全国でまだ唯一だと言われております通称「清流条例」を日野市では定めた経過がございます。それに基づいて行政の責務、あるいは市民の責務というふうな考え方で、一定の先進的な清流化事業、あるいは清流運動というものに取り組んでまいりました。そのまた一環といたしまして、雨水の地下浸透ということも、当時も考えなかったわけではありませんが、まだそのころは、日野市の水路行政といいましょうか、水対策の行政のまだ整わない時代でありまして、市内至るところに、ちょっとした雨が降ると、浸水地点をつくり出した、こういう時期がございました。それらを大きく、10年ほどかかりまして取り組んだわけでありますが、現在では、相当な雨量でも、路上の冠水でありますとか、特に宅地に水が入るということは、ほとんどゼロと言っていい状況にまで一応の解決を見ております。

そのことの一番大きな役立った理由は、下流からだんだんと水路を整備してきたということはもう当然でありまして、そういったことを経過した上で、今日ようやく雨水の地下浸透事業に着手をする段階に到達し得た、このように感じております。何か財源が供給されるということへのきっかけでということでは決してないわけでありますけれど、東京都でもそのことも早くから着眼をされて、具体的な施策になってきたということと、

我々の仕事が気を一にしたというふうに御理解をお願いをしておきたいと思います。まあ、二つの目的があるわけでありまして、確かに雨水が急に、日野市では市内に浅川に水が集まるわけでありますけれど、浅川は御承知のとおり、洪水の時期としては、能力の弱い河川でありまして、特に流域が今日、都市化され、住宅が建ち、また道路が舗装される、こういったことで、ごく短時間に浅川に水が集まってしまう。場合によると、堤防をオーバーフローしたり、あるいは洗掘等の事故も発生しかねない。

今日、余談ではございますが、京浜工事事務所、つまり建設省河川局の一番の出先でありますけれど、浅川に最も重点を置いて日野市内の護岸工事がいろんな形で行われておる、ということは御承知のとおりであります。特に浅川は、流域の市街化ということもございますのと、河床が高くなっております。川底が高くなっております。そのために、なお水を流す能力が少なくなっておるということもありまして、その河床を下げるということに建設省でも大変苦慮されておる、こういう状況もございます。

ちょっと余談にわたりましたが、雨水浸透をやりますには、本格的には地下水の涵養を図るということに重点を置き、あわせて降水時の河川への一時的な流入量の水の集まることによって、事故の起きない、こういうことの副次的な効果も十分期待したい。したがいまして、今は、当面は、市民に理解をしていただく試作的なスタートでございますけれど、全市に、あるいは全宅地に普及させたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　それでは、1点目のリサイクル事業の問題につきましては、ステーションの確保の問題も含めてめどが立ったということでございますので、この点につきましては、今の内容で一応理解をしたいというふうに思いますが、雨水浸透の方の関係なんでございますけれども、これについては、今市長からもお答えいただきましたけれども、いち早く全国に先駆けて清流条例を定めたということにつきましては、これはやはり評価すべきことであると思いますけれども、結果的には、初めてそこら辺について今回手をつけるということで、結局、水対策の行政が行き届いてなかったというお話がございましたけれども、その中には、下水道事業を含めて市としてまちづくりということに関して、行政の進め方において、やはり欠陥があったんではないか、というふうに私は率直に思うわけであります。当然、先進市におきましても、雨水浸透等につきましてやる場合には、担当部署の問題は別にしまして、下水道事業と合わせて進めているということでございまして、下水道がいち早く完備しているところにつきましては、そういった事業についてもやはり先進的にやられる。こういったことから考えれば、や

はりまちづくりについては、総合的な計画の中から進めていかなければいけないというふうに考えておりますし、この雨水浸透についても、今回は予算でいえば300個程度でございますし、先進的なところでは数千、数万という形で置かなければ、その効果が上がらないわけなんでございますから、今お聞きしますと、浅川が大変河床が高くて、その河床を下げる工事をしているということでございますので、そういったような危険な河川があるということであるならば、やはりこういった点につきましてもいち早く進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういった点で、今後の雨水浸透にどれだけ本腰を入れていくかということについて、その普及の見通しといいますか、年次計画、こういったようなことがある程度市の方として考えている、描いているものがあるならば、そこら辺をお聞きしたいということと、あわせまして、市の今回の雨水浸透ます設置に当たっての補助金が出るというようなことでのお話がございましたけれども、この辺の個人負担の問題等につきましても、一切個人負担を取らないで、都の負担と市の負担で、一切個人負担がゼロというようなことで進んでいるところもあるわけでございまして、こういった点を考えれば、本当に市民にこのことの精神が理解された上で普及していかなければ意味がないわけでございまして、この個人負担の問題というのは、やはり大きな弊害として出てくることも想定されますので、これにつきまして個人負担が廃止ということができないのかどうか等も含めまして、もう一つお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　当面のスタートは、補助対象は300基程度ということで計上しております。この場合は、既存の住宅について全額補助という、東京都と日野市が負担し合って全額補助という、そういう仕組みをつくっております。新築等につきましては、基本的には個人負担という形で、新築時に合わせてこの雨水浸透の趣旨を御理解いただいて、御協力いただくという形で進めてまいりたいと思っております。新築家屋についての設置は、年間約2,000基程度を期待しております。そのために、雨水浸透の趣旨について、既にパンフレット等をつくりながら、全市的にＰＲをして協力を求めていくつもりであります。補助事業としてはごく小規模なものでありますけれども、やはり推移を見ながら徐々に充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　この話につきましては、まだまだ奥の深い話でもございますし、今回初めて取り組むわけでございますから、それぞれ足らない点につきましては、これから補わなければいけないというふうに思いますけれども、考え方の問題として、リサイクル事業、あるいは雨水浸透いずれにつきましても、市としては今までにない新しい事業の分野に入るわけでございますけれども、こういったことがやはり基本的に私は、市民に共感を与えられるということがなければいけない、というふうに思っているんですね。そういった点では、行政が、ほかがやっているからとか、あるいは補助金が出るからとか、そういった点で、あるいは市民に対して説明できにくいことであっても、いいと思うことはやっていくということをみずから行政の担当の方が積極的にやっていかなければ、やはり市民の共感を得られないというふうに思うんですね。そういった点で、少しいろんな事業ありますけれども、とりわけこの新規事業等につきましては、費用の負担等もあるし、あるいは迷惑施設というようなことでの話もこれから出でくるわけでございますから、そういった市民感覚、市民の共感を得られるという角度で、ぜひ事業の推進をしていただきたいということを申し上げて、この質問につきましては終わらせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって8の1、人にやさしいまちづくりの視点で当面の行政課題を問うの質問を終わります。

一般質問8の2、公共施設等の適正配置について問うの通告質問者、江口和雄さんの質問を許します。

○1番（江口和雄君）　それでは2番目の質問でございますけれども、公共施設の適正配置について問うということでお聞かせを願いたいと思います。この点につきましては、考え方の問題としてということでございますので、市長等の御答弁をお願いをしておきたいというふうに思います。

まず、1点目の問題でございますけれども、地域の人口変動について行政としてどういったような見方をしているのか、そういうことについてお聞かせを願いたいというふうに思うわけでございます。今、日野市の町名といいますか、大体27か8ぐらいあると思うんですが、20年前と比べまして、例えば町名別に見たときに、新しい町ができたということは別にしまして、どのくらい人口の変動があったのか、こういったようなことをとうけい日野等によりまして調べて見ましたところ、多摩平地区等につきましては、昭和49年当時から比べると、人口絶対数が89％に減っている、約1割の方が減っているというわけでございます。逆に多い方では、西平山地区等につきましては184％、ある

いは旭が丘あたりでも185％ということで、約２倍近くに20年間でそういったところは人がふえてきている。こういうことで、細かくは省略したいと思いますけれども、要するにいわゆるまちづくりというものがある程度終わっているところでは、この人の増加というものは見られないわけでございます。もちろん、多摩平団地の建て替え等の問題がございますけれども、それは別にいたしまして、そういったまちづくりが終わっているところについては当然のこととしても、人が余りふえてこない。こういったことで、人口の変動というものが行政にとっては、いろんな施策をとる上で、大変難しい問題であるというふうに思うわけでございますけれども、実際にそこに住む人にとりましては、住民にとってまさにサービスの公平というような面につきましては、いろんな不満となってあらわれてくるというふうに考えております。

そういった点で、今、市のいろんな第３次基本計画等もございますけれども、こういった人口変動によるサービスの不公平感ということについて、市としては行政の中にどういうふうにこういったことを先取りして取り組んでいくのか、あるいは基本計画を策定するようなときに、こういう作業の段階において、町名別の人口変動というようなものを果たして考慮して計画が立てられているのかどうか、こういう見方ができないのかどうかということについて、まず考え方を市長の方からお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　人口変動という言葉が使われております。日野市は、ここ30年ほどの間に、かつての農耕地域から市街化地域に変わってきた、こういう大変な変化がございました。多摩平団地は、これは日本住宅公団によるいわゆる団地開発でありますが、南部の丘陵地、連檐して十幾つの団地があるわけでございますけれど、これらはほとんど民間開発業者の手によってつくられた住宅地である。ごく一部に百草、高幡台公団住宅というのもあるわけでありまして、その当時の人口動態、つまり国の高度経済成長政策に伴って、若年労働者と言っては失礼な言い方もしれませんが、当時、中学校を卒業、あるいは高校を卒業、若い方々が大挙して都市に集められて、いわゆる経済成長の戦士として働いてこられた。その成果が今日の日本の経済成長の大きな成果にもなっておるということは言えるわけでありまして、日野市もその一環の一地域であるということであります。多少、その開発の順序ということはございましたが、当時といいますか、当初のころは、行政指導の能力がなくて、また準拠すべき法制度もなくて、開発がかなり規制のない、秩序のない形で進められた、こういう時代がありました。それらを

ようやく地方自治体として気がついて、何といっても最初に求められるのは義務教育施設、伴って幼児の保育、あるいは幼稚園等の施設、だんだん時間とともに文化施設が欲しい、あるいはショッピングなりなんなり、それらの利便も欲しい、こういうことになって、だんだんと都市の密度が高まってきたということでありまして、政策的に人口を導入したということはほとんど言えないわけでありまして、自由な流入を迎えて、それに最小限の対応を図ってきた、こういうことにならざるを得なかった期間があるわけであります。今日ようやくその人口動態なるものが鎮静をいたしまして、ここ10年ぐらいほとんど人口がふえません。したがってつまり、社会増的なふえ方、あるいは自然増的なふえ方が非常に少なくなってまいりました。とりわけ核家族が進み、また少子化ということになっておりまして、子供さんの数も少ない。

ですから、こんなに町は生き生きと建物が建て替えられたり、いろんな変化があるのに、なぜ人口がふえないんだろうか、というふうに不思議に思う一面もあるわけでありまして、行政としてはなるべく先見性を持ってある程度の住宅政策、あるいは人口政策というほどの大げさなことはできませんが、せめて住宅政策によって、なるべく活力のある生産年齢の方々が絶えず中心的なパーセントで人口構造が成り立つ、こういうことを図っていくことが必要だ、というふうに考えております。公営住宅がかなりあるものですから、公営住宅につきましてたまたま建て替えという時期にもなりましたので、それらの政策要件を含めて持ち得たといいますか、経験的につくっておりますその指導理念に沿って、行政の指導理念に沿って、人口の安定と、それから人口構造のバランスをうまく図っていきたい、こういうことを及ばずながら進めつつある状況でございます。

何町がどうという細かいことまではなかなか言い切れませんが、一応学校施設が普及した、幼稚園、保育園も一応需要に足りた、これから医療施設のこともだんだんとまた変化が伴ってくると思います。そういう御質問の趣旨は、まだ公共施設のところには触れられておらないかもしれませんけれど、それらに合わせた形で最小限度には地区センターはかなり普及させておりますけれど、それらの施設も、それ以外の、それよりもう少しレベルの高い公共施設もだんだん整えていく必要がある、そういう状況のときに現在が到達しておる、このような認識であります。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　今までのことはわかりましたけれども、先ほど質問した趣旨は、じゃあ、物の見方として、市の行政においては、私も新米ですからわかりませんけれども、そういうふうな単純に考えれば、どういう人が今どこに住んでて、どれだけ変わっ

てきて、市の公共施設の配置というのはどうなっているかというのは、マップもあるわけですし、当然のこととして考えれば、どこにどういう不満が出てくるということは、もう想定できるというふうに思っているんですね。そこら辺について、市のそういった計画とか、そういうものの立て方の中に、単純な人口変動のことだけ私は言っているんですけれども、そういったようなことでの見方というようなことはできないのか。あるいはもっと別の見方で計画を立てることもあるかもしれませんけれども、今回の人員変動を見ても、明らかにそういった違いが20年前とさま変わりしているということが出てくるわけですから、そういったことを計画の中には少なくとも先取りしていけば、それぞれの地域から、公民館が足りないとか、あるいは図書館がないとか、複合文化施設をつくれということを言われなくても、市としては、やはり住民の気持ちを酌み入れる施策というのはできるというふうに思っているんですね。

そういった点につきまして、やはり今までと同じようなやり方でやるんではなくて、少なくともそういうことについて、しっかりと計画を立てるところというのは市の部署の中にあると思うんですけれども、これからの方向で結構でございますけれども、そういった人口変動等も含めまして、今までの仕事をもう１回市としてみずから見直してみる、そういった中で、市民が納得できるところにいろんな施設をつくっていく、やはりこういうことが必要じゃないかというふうに思うんです。特に声を大きく上げたところには施設をつくる。ところが、そこには土地がない。そうすると、結果としてあいている土地に建てるということで、それが市民の目から見て本当に交通の便のいいところなのか、あるいは本当に使いやすいものなのかということについて、今までの議会の中の論議を見ましても、そういったことというのはいっぱいあるわけなんですね。ぜひ、そういった点については、今言ったような市の公共施設の薄い西平山、旭が丘、あるいはさらにほかの地域でもあるのかもしれませんけれども、そういったことを含めて、ぜひ、せっかくやるからには、本当に住んでいる人に喜ばれると、そういった不満をやっぱり想定しながらやっていくというのは必要だと思いますし、そういったことを考えるならば、例えば隣の八王子市等につきましては、ある程度もう、何年後にはどこにどういう施設をつくるというようなことを青写真を描きながら、とりあえず今年度は予算がないから、ここの部分の土地だけを手だてしていこうとか、そういった一つの基本計画の中にそういう先取りした対策がとられているというふうに思っているんですけれども、どうも今の日野市のこういった公共施設等のあり方につきましては、住民要望によって、あそこにあいている土地があれば何とかやるというような、いわゆる一貫性がないとい

うふうに思いますし、まさに計画がない、こんなふうに言わざるを得ません。

そういった点について、旭が丘に図書館をつくれという要望もあるようでございますけれども、そういう観点ではなく、今後の市の行政の進め方として、ぜひ物の見方ということについて、今までのをなぞるだけではなくて、いろんな英知を集めていただきまして、行政の方々も大変優秀な職員の方が多いわけでございますから、単に外部に依存してそういったマスタープランをつくってもらうというようなことではなくて、みずからのやっぱり施策というものを、実際にそこに住んでいる職員の人たちが考えれば一番いいものができるわけなんですから、ぜひそういった角度で、こういった計画につきましては進めていただきたいというふうに思います。そういった点につきまして、企画財政部長の方に、中期計画等につきましての考え方で何かお考えがあれば、人口変動の問題だけでなくても結構ですから、あればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　いろいろな公共施設の建設といいますか、計画につきましては、それぞれの部署でも担当して計画しておるわけでございます。今回、第３次基本計画をつくるに当たりましても、それぞれの福祉、教育というような分野での計画を集積していきたいというふうに思っておるわけでございますが、人口の変動についての御質問もあったわけでございますが、たしか多摩平は減少しているとか、あるいは西平山、旭が丘がふえている。今後は万願寺区域、新井、万願寺、下田、宮とか、そういうようなところが急増しているというような数値も掌握しておるところでございます。

一方、公共施設の面的なバランスも考えてございます。一つの例としては、学校施設がそうでございますし、図書館とか児童館もそういうようなことで計画しております。市に一つのものですと１カ所ということですけれども、複数になりますと、二つの場合はどことどういうふうなエリア、あるいは今一つの目安としては、中学校単位というような施設計画も柱となっておりまして、こういう場合は、市域を一応８分割したような感じでの計画。それと人口もさることながら、用地の取得も出てまいります。一つには、人口が集中しております多摩平地域につきましては、公共施設が不足しているということであっても、なかなか用地取得ができません。そういう中では、先ほど市長も答弁いたしましたように、公営住宅の建て替え等は、一つの公共施設を取り入れるチャンスというふうに判断しておるところでございます。福祉計画、教育計画、あるいは福祉の中でも児童対策等の施設がございますが、それぞれに人口に比例した施設を計画いたしまして、一つであるべきか、五つであるべきか、十であるべきかというような考えが出て

きておりますので、それを基本計画の方に反映していきたいというふうに思っています。人口については流動的なものがありますが、これをやはり人口の集中、密度の方でとらえる方が、よりベターではないかというふうにも思います。

○副議長（宮沢清子君）　　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　　わかりました。どうもありがとうございました。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、私は、日野市31年目ということで、大変立派なまちになったというふうには考えておりますけれども、やはりこれから本当に市民の人が長く住みたいと言っているまちなんですから、そのためには、最初に申し上げましたように、ぜひ、市民の気持ちというものがわかる、そういう行政というものを積極的に推進をしていていただきたい。

それとあわせまして、仕事等のやり方についても、従来のやり方というものが大事にされるというのがお役所の仕事としてあるわけですから、それはそれとしてやりながらも、やっぱり仕事の仕方を少し変えてみるとか、あるいはさらに、職員の方に一段とやる気を出させるようなプロジェクト等をつくりながらやるとか、そういったようなことにつきましても、ぜひ前向きに御検討いただきたい。こういったことを要望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　これをもって8の2、公共施設等の適正配置について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これ御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時16分　休憩

午後1時37分　再開

○副議長（宮沢清子君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問9の1、財源確保に全力を（その1）の通告質問者、小山良悟さんの質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（小山良悟君）　　一般質問をいたします。

予算編成のあり方についての質問でありますけれども、この質問については、約10年

前に同じようなことをこの一般質問でやらせていただきました。この10年間で社会情勢も経済情勢も大きく変わってきているわけでありまして、10年前の私の主張は、当時の時代背景から見て、必ずしもいい方法ということでもなかったかもしれませんが、今日の盛んに財政のことが議論されてくるようになりまして、今こそこの予算編成のあり方についても、財源確保という意味からも取り組むべき重要なテーマではないだろうか、ということで、10年目にまた改めて同じ質問をさせていただきます。議会運営上、大分時間が食い込んでおりますので、極めて短い時間で質問を終わらせていただきたいと思いますが、まず、この予算編成のあり方は、もちろん基本となるのは、財源のかかわりの中での話になるわけでありますが、午前中の質疑で市長の答弁の中に、非常にびっくりといいますか、何を市長は考えているんだろう、ということで、大いに疑問に感じたことが１点ありますので、それからスタートしたいというふうに思います。

「日野市は帳簿上は黒字であり、健全な財政です」ということを、市長は胸を張って先ほど答弁されました。市長は、共産党の諸君がよく、選挙用の文句としてそういうことを市民の皆さんに宣伝しますけれども、それは一歩譲るにしても、行政の最高責任者が、同じような発想、同じような感覚でいるということには、驚きを感じます。

で、森田市長に私は、小学生でもわかるような話をしたいというふうに思うんです。市長の言うこの健全財政ということでありますけれども、早い話が、森田家の家計があって、森田家のあるじの稼ぎが年10万とします。バブルの時代には、収入ももちろん10万が確保されて、森田家の家計はその中でやりくりをしてきたんですが、年間９万円ほど使う形で間に合ってきた。したがって、１万円は非常の事態に備えての基金として、貯金として１万円を残してきた。そういう繰り返しを、積み重ねをやってきたわけです。しかし、バブルがはじけてから、森田家の家計は10万の収入で10万の支出じゃなくなってきたわけです。９万円はおろか、10万も超えて、つまり区画整理事業とか公共下水道とか、金のかかることが森田家にも襲ってきたわけであります。したがって、10万円の収入じゃ足りなくなってきた。11万円かかる。足りない分を今まで貯金してきたのを、おろして埋め合わせしよう。貯金は１万円おろせばいいわけですが、１万5,000円おろした。それで収支決算したら、収入が10万、それから貯金からの繰り入れ１万5,000円と、こういうことになるわけです。支出が11万とすると、帳簿上では5,000円残っちゃう。森田家では、その年の単年度の決算すれば、帳簿上では5,000円残ったという形なんです。その現象を指して、日野市は、森田家は健全財政だと胸張っているのが、市長の姿なんです。だけれど、現実には、その姿は健全財政じゃないわけですね。たまたま

貯金があったということでのその年度のやりくりはできたけれども、この傾向がこれからどんどん続いていく。

まあ、金のかかる事業がメジロ押しであり、さらに高齢化社会という形の中で、税収入も非常に厳しくなるという状況でありますから、その流れといいますか、将来の見通し、そういったものを踏まえて、財政の見通しというものを立てなきゃいけませんし、また、現在の認識というものも持たなきゃいけないわけでありますが、その辺のところが市長は全然わかっていない。市長が言っている黒字というのは、そういうとらえ方でやっているんです。だけれど、このまま行ったらどうなりますか。貯金は限界があります。なくなったらどうするんですか。今は貯金を使う一方でしょう。そういう意味で、非常に厳しい財政状況にある。市長以外の、企画財政部長とか皆さんは「厳しい財政状況の中」という話をしている。市長自身が、やっぱりもっと厳しい認識というか、正確な認識といいますか、そういったものをきちんと持つべきだろうと思うんです。

前にも話がこの本会議で出ましたけれども、この財政の認識問題については、日野市は交付税の不交付団体ということで、その部分で言えば、確かに基準額からの算定でやれば、これもプラスになるということで、財政力指数が、数字の上ではプラスということになるわけですけれども、実質的には森田家の家計運営は、本当にお金が足りなくなってきた、そういう状況にあるということなんです。

そういう意味で市長、今の私の小学生に話すような話、大変失礼でありますけれども、そういう意味で市長はどうとらえていますか。まず、冒頭にそのことの認識をもう一度伺っておきたいと思います。お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろなとらえ方で、必ずしも一致していない部分があるかもしれません。私どもの一般に言う、いわゆる日野市の財政事情、１年１年の単年度という区切り方もありますし、10年スパンぐらいで大きくとらえるとらえ方もあるわけでありまして、そういう経過から考えますと、日野市は人口の急増期、それから現在のような定着期、そしてこの時期に基盤整備をということで、大きく出資をする事業に取り組んでおるわけでありまして、市民生活を一定の施策を整えつつ、しかも将来に向かって大きく飛躍する、また、今日やっておかなければならない事業をかなり正確な取り組みによって、蓄積を進めつつある、こういうことでありまして、これらを総括的に把握すれば、財政背景の厳しさ、それらのことも当然ではございますけれど、私の申し上げたような、10年スパンと申しましょうか、その程度で過去、現在、未来の推移をたどっ

てくれば、おのずから健全財政と言っていい状況だ。そして将来が極めて暗いということでもございませんし、御心配をいただく御指摘のこともよく理解するわけでございますが、市民に対して、何か日野市の財政が非常に危機に瀕しているという言い方は、私は全くする必要のない健全財政でまちづくりも進んでおります、市民の命と暮らしを守るいろいろな施策も整いつつあります、こういうふうに申し上げたいわけでありまして、そのまた背景になる厳しい状況というものは、当然、みずから存じておるわけでありまして、そういう意味で申し上げたということでございますから、そのようにひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　これはもう、全く話にならないというか、市長の言う10年スパンで考えるにしても、ここ六、七年は基金の取り崩しの連続なんです。これからあと三、四年、じゃあ、基金を取り崩さなくてもいい状況になるかというと、そういう状況じゃない。10年のスパンで考えるにしたって、厳しい財政状況にあるという認識に立って、事をやっていかなきゃならないと思うんです。まして今、この時代の変化というのは非常に早い。価値観もどんどん変わってきている。そういう状況ですから、私がこれから予算編成で申し上げることは、その時代の要請、市民のニーズが本当に目まぐるしくこう状況変化があるといいますか、そういう状況にあるから、10年スパンで基本的ないわゆる基本計画というものはもちろん、基本構想、基本計画があって事をやっていくわけでありますけれども、その中で大事なことは、見直しの作業ですね、こういうことも時代の変化は非常にスピードが早いという状況の中でやらなきゃいけない。そういう意味でいうと、この予算の編成のあり方も、単年度単位でのシビアな見直しというのが求められてくる、というふうに思うわけです。そういうことで申し上げるわけであります。基本的にそういう財政の厳しさの認識がなければ、私がこれから提案することも、余り耳を傾けてもらえないのかなというふうな感じしますけれども、しかし、市民の立場からすれば、今の市長ののんきなそういうとらえ方だけでよしとするわけにもいきませんので、あえて積極的な提案というんですか、させていただきたいというふうに思います。

予算編成のスケジュールについては、９月ごろから予算編成の事務要領の作成、さらには、10月には予算編成方式の決定、11月中ごろから予算説明会、そして11月の中には予算見積書の作成、予算査定が12月ごろに行われる、12月の末ごろには復活要求、あるいはそれに伴う査定、１月に入って市長の最終審査、そして１月下旬には、もう予算原稿を作成する、そして３月の議会に対するという、そういうスケジュールで行われると

いうふうに思いますが、これはどこの市でも同じようなスケジュールで組んでいるというふうに思います。

で、予算編成のポイントといいますか、一番大事なことは、この財源の確保というようなことがもちろん大事であり、また財源を生かすということがさらに大事だということであります。そして、殊にこの財源の振り分けについては、重要政策とか、あるいは市民の行政需要の多いもの、それから恒久的なまちづくりの政策、そして市独自の新規事業といいますか、ユニークなものの順で振り分けられるだろうと思うんですが、要は財源がこういう時代になってきておりますので、有効、適切、かつ最大の行政効果を上げていき、さらに市民の納得のできる使い方をしなきゃならないということが言えると思います。そのためには、この予算編成のあり方もいろいろ検討する必要があるというふうに思うわけであります。

従来の予算編成の方式では、市の事業は三つに分類されると思いますが、管理的事業、行政的事業、それから政策的事業というふうに分類されるわけですが、管理的事業と行政的な事業は実績主義、いわゆる予算増分方式というものをとっているわけであります。政策的な事業は、建前としては実績主義をとらないことになっていますけれども、内容的には、事実上の実績主義に基づいて編成されているという傾向がどこの市でも見られるわけであります。こういった従来の予算方式では、一たん予算化されますと、それがもう既得権になりまして、毎年計上される、そういうパターンになっていくわけであります。その市民の需要の度合いといいますか、それが年々変わってきているにもかかわらず、既得権という形で機械的に予算配分がされるという傾向があるわけであります。さらに、今までの官僚といいますか、行政マンとしての手腕を評価される物差しの一つとして、これまではできるだけの多くの予算をとって、その自分の所属する課の予算をできるだけ多くとる、職員の数をできるだけ多く獲得する、そういう行政マンが実力のある行政マンだ、という評価を内外ともに受けていた傾向があるわけでありますけれども、しかし、バブルがはじけて高齢化社会になってきて、税収入の伸びが期待できない今日では、最も少ない予算で最少の人員で減量経営に手腕を発揮する、そういう管理職が高く評価されるというふうな状況にしなければならないというふうに考えるわけであります。先ほど申し上げましたように、税収入がとにかく限られてくる。できるだけの効率的な運用ということになりますと、今言ったような姿勢で取り組む行政マンの姿が求められるわけであります。

そういった社会情勢というか、そういうふうな税収入の背景というものの変化から、

この時代の要請として、ゼロベース予算方式というものを積極的に取り入れようというのが、きょうの私の質問の趣旨であります。行政項目を徹底的にゼロからの分析を行い、これまでの部や課の単位での組織をベースとする予算編成の設定を思い切って廃止していただいて、年度ごとにすべての事業の必要性を根本から洗い直してゼロから査定する方式であります。通常、いわゆるA経費と称するものは、ゼロベースの査定の対象になりにくいわけでありますけれども、B経費、いわゆる政策的事業は、重要度、緊急度を個別に審査して、最終的にランクづけを行い、総予算の中での位置づけを明確にしていくゼロベース方式は採用できるわけでありますから、これを積極的に取り入れるべきではないかということを、10年前と同じ主張をここでさせていただくわけであります。

これは基本的には、財政担当者はやりたくない、面倒くさいということがあると思うんです。しかし、市民の側からすれば、1円の税金でもむだのないような効率的な使い方をしてほしいという願いを持つのは当然でありますから、市民要望にこたえるとすれば、この私の提案にも、やっぱりやる気がある森田市政ということであるならば、これは積極的に取り入れていくべきではないかというふうに思うわけであります。10年前の私の提案は、その後どのように反映されてきたか、そしてまた、きょう改めてこの提案を申し上げる、ゼロベース方式の予算編成に組みかえよという私の主張に対しては、市側としてはどのように受けとめているか、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　だいま予算編成のあり方についての御質問がございました。たしか御質問のございましたように、現在私どもの市では、経費を3分類にして予算を編成しております。管理的経費、それから一般行政的経費、それから新規事業といいますか、政策的経費に分けておるわけでございます。これは15年ほど前からそういうふうに3分類で始めてきたことでございますが、御質問にもありましたように、予算編成につきましては、国の予算編成を初めといたしまして、日本は日本独特の編成方法でこれまでやってきております。お話にありましたゼロベース予算とか、あるいはサンセット予算とかいうのは、アメリカとか、あるいは外国で行われている予算編成でございまして、それなりのメリットもあることは十分承知しております。

ただ、市の自治体の予算編成が俗に3割自治と言われるように、国や都道府県の財政との連携もございます。そのような中で、かなり総枠について決められておる中で、いろいろな市民サービスについての予算を組むに当たっては、やはり国や都道府県に連携したような組み方にならざるを得ないと思います。

また、10年前に御指摘のゼロベース予算につきましても、この制度の趣旨は十分尊重しておるところでございますが、予算の単年度収入が原則とはいいましても、やはり継続性が出てまいります。ゼロベース予算というのは、御質問者の御認識にもありますように、一切を白紙といいますか、ゼロにして初めて予算を組む姿勢でいく、これを毎年繰り返すということでございますが、継続性の点もございますし、それから予算の編成の事務量も出てきます。それと先ほど申しました、国や都の予算との連携もございます。そういう中では、即外国でやっているようなゼロベース編成というふうにはなかなか行きかねますので、10年前の御指摘についても尊重しつつはあるものの、そっくりゼロベース予算というようなことでは、現在至っておらないわけであります。

また、きょうただいまの御指摘にありますことにつきましても、その精神というものは、財政当局では取り入れております。また、サンセットといいますか、一応何年度限りで終わるとか、あるいはスクラップするというようなことについても、予算編成方針の中ではうたい、また、予算要求課とのヒアリング、やりとりの中でも、事業を終わるべきものは終わる、というようなことでもやりとりをしております。できるだけ効率的な財政予算といいますか、予算編成をし、財政運営をしていくためには、それなりのやり方のメリットのある点を組み入れているつもりでございます。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　答弁を聞いて、ここに一つの壁といいますか、いうものを感ずるわけでありますけれども、政治改革、政治改革ということでこの数年来ているわけですが、これは私個人的な認識かもしれませんが、本当の政治改革というのは、実は官僚の意識改革が本当の政治改革だというふうに、私はそう思っているんですね。政治家と称する国会議員にしても、都会議員にしても、市会議員にしても、政治には参加しているけれども、動かしているというんではない。実際動かしているのは官僚だ。こういう認識が、思いが、４期目になるわけでありますけれども、議員になって、その積み重ねをやってきて、そういうふうな思いがすごくするわけであります。この官僚の壁といいますか、これはもう国でもそうですけれども、非常に厚いといいますか、なかなか民間の感覚で改善とか見直しとかというものができない。やらせないといいますか、やらない、そういう状況にあると思います。

この予算方式の問題については、もちろん、いわゆる管理的な業務とか、一般行政の業務までゼロベースでやれということを言っているんじゃなくて、せめて単独事業といいますか、政策的事業ぐらいは、そのゼロベース方式を組み入れて、積極的にやっても

いいんではないか、というふうに思うんですね。やるかやらないかというのは、もうやる気の問題だと思うんです。その辺のやる気の壁を打ち破るのは、官僚みずからが破ってくれれば一番いいわけでありますが、その官僚の体質といいますか、からいって、なかなかその辺が難しい部分もあると思います。勇気を持って、ぜひ積極的にそういうふうにリードしてくれる官僚が出てくればありがたいわけでありますが、もちろん、議会の我々も、その体質を改めさせようという努力をしなきゃいけない。その一環としてこういう質問もするわけですが、何よりも行政が、市長は官僚ではなく、政治家であります。ですから、何よりも大事なのは市長の姿勢なんですね。認識と姿勢。このことによって、官僚の壁を破っていくのも、その保守的な体質といいますか、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、そういう官僚機構で終わってしまうかは、この市長の姿勢によっても大分違ってくると思うんです。そういった意味で、市長はこのゼロベース方式のせめて政策的な事業についてだけ積極的に取り入れるべきであるという私の主張に対して、市長自身はどのように受けとめるか、再質問したいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　理解のできる、また極めて我々の日常的な心構えとして置かなきゃならない御指摘だ、というふうに伺っているところであります。財政運営の一般原則といたしまして、「入るをはかって出るを制す」あるいはスクラップ・アンド・ビルドで絶えず時代の要請、市民の要望に的確にこたえていく、そういう区切り区切りの発想が極めて大切だ、ということも全く同感であります。私も少々厳しいぐらい内部にそのことを毎年具体的な指摘もしながら、財政運営の指導も行っておるという気持ちであります。これまでも申し上げておりますとおり、今日野市は、人口急増時代のいわゆる対応が一応終えて、将来に向かっての都市基盤整備を行って、次の世代、あるいは21世紀に十分たえられる、誇りの持てる、そういう安全で快適な環境のそろったまちづくりを進めようということで努力をしているさなかであることは、議員皆さんもよく御承知のとおりであります。

小山議員さん、10年ぶりと、こうおっしゃっておられますが、私ども年々、毎年そういう気持ちで予算編成に臨んでおるということは、気持ちの上では全く同感というふうに申し上げることができる、このように思っております。とりわけこの時代の変化もございますし、それから、住民意識のまた、いわゆる価値観とか、そういう形でかなり揺れ動くところはあるわけでありますけれど、それらをよく見通して、そして必要な政策に取り組むとともに、いわゆる経常経費、それらにつきましては、なるべくシーリング

の発想で取り組んでいくというまた一方の姿勢こそ大切だと思っております。私は少々言い過ぎかもしれませんが、少数であれば皆、精鋭にならざるを得ない。それからもう、市民に役に立たない仕事はどんどん落として、やめてしまえ、というふうな言い方をして、少々職員にもショッキングにとられているかもしれませんけれど、市民こたえる一番大切な役割としては、絶えず内部のいわゆるむだを省くということはもちろんでありますし、正確にニードを把握して、そして最も能率の高い、こういうことを目指すということを特に強調いたしております。

行政にも能率が当然伴っていなければなりません。とかく今の御指摘では、日本の官僚制度、まさに自分の領域を守ることに大変熱心で、全体の把握が足りない。これもある意味では当たっている部分もあるわけでありまして、我々の市の職員、官僚と言える方々は、大変有能でもありますし、私の指導、指摘にこたえて、十分頑張っているということは、どなたにも申し上げることのできる状況だというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　一生懸命頑張っているということは、これは当然、そういう姿勢でないと困るわけであります。ただ、見当違いの努力とか頑張りということも、よく物事にはあるわけですから、そういう意味で、こういう大事なときですから、この税の配分の仕方についても、十分に心してやっていただきたいということであります。で、日本の自治体でも、このゼロベース方式を採用している自治体も幾つかあるわけでして、神奈川県の長洲知事は、もう10年も前からこういう方式も取り入れているわけでありますから、日野市においてもとにかく政策的事業については積極的にゼロベース方式の予算編成のあり方で取り組んでいただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって９の１、財源確保に全力を（その１）の質問を終わります。

一般質問９の２、情無用の森田市長、突然の市立病院長解任問題を問うの通告質問者、小山良悟さんの質問を許します。

○27番（小山良悟君）　この質問は、特に原稿を必要としません。市民として、今度の病院の院長の人事のあり方が非常に疑問に思うというか、率直な疑念を抱いたわけでありまして、その思いをそのまま質問にぶつけてみたいということで、原稿で書いて云々というふうなことはなくて、気持ちそのままを質問にぶつけていきたいというふうに思います。

この市立病院の院長の突然の解任問題でありますけれども、通告には解任の理由も答弁を求めておきましたけれども、その答弁を求められるということになると、いろいろ言いたくないことを言わざるを得ないというふうな、何か困ると、こういうことでありますので、あえて困ることは別に質問いたしませんが、その理由はともあれ、その人事のあり方、手順ですね、これが全く常識を欠くやり方だ。当事者としてどのように認識しているのか、ここで伺いたいと思うわけであります。

三田院長は、10年も前から日野の市立病院の院長として招かれたわけてあります。市民の命と健康を守ってきた大事な役割であります。そして病院の医師は、一般行政職と違う位置づけをされているわけでありまして、医療職として、専門職としての位置づけがされているわけであります。したがって、病院の人事の問題、特にトップの交代ということになれば、いわゆる人事権を持つ市長が、一般行政職の幹部を異動させるのと同じ感覚ということも、これも問題があろうかと思います。ましてや一番問題なのは、その異動する本人に全く事前の了解もなしに、いきなり人事異動の内示を事務長の方から院長に突きつけたという、言葉は悪いですが、そういう図式なわけであります。それを見た院長は、何だこれは、という驚きを持ったわけでありまして、そのやり方に実に憤慨といいますか、ふんまんやる方ないという思いを示しておられました。権力のある者がやることに対して、権力のない者から見れば、非常に無力感を感ずる話になるわけでありますけれども、本人にしてみれば、こんな理不尽なことが行われていいのかという、本人は本人なりの受けとめ方をしているわけであります。そして、長年日野市にお世話になったけれども、こんな日野市の、いわゆる情も何もないこの乱暴なやり方には、もう本当についていけない。もう日野市に見切りをつけました、ということで、この３月に日野市を去ったわけであります。

このことを知っている市民の皆さんというのは余りいないと思います。私がこの場でこれを取り上げなければ、何事もなかったように病院の業務も行われ、森田市政もまた日を積み重ねていくということになると思いますが、しかし、この人事のやり方は、今度のやり方についても、長年勤めた院長に対して、余りにも非礼なやり方であるわけでありまして、何らかのわびも入れる必要もあるんではなかろうか。さらには、これからの人事、いろんな人事があるわけでありますけれども、人事権を持っている市長のやっぱり謙虚な姿勢をこの場で強く求めておかなければならない、というふうに思うわけであります。そういう意味で、この質問をさせていただいたわけであります。

普通、病院の院長のトップの人事の場合には、先ほど申し上げましたように、行政職

の人事と違いまして、病院側が、日野市でいえば慶応病院がその人事の発令というか、ある程度の構想を練るといいますか、いう図式になっているわけでありまして、今回の場合には、外科の教授に相談しただけで事をやっているわけであります。通常は、日野市は単独の外科病院じゃありませんから、総合病院ですから、外科もあれば内科もあれば、婦人科もあれば小児科もある、いろんな診療科目があるわけでありますから、まず学部長との了解を得る作業もしなきゃならない。さらに、大学病院側では、理事会というのがあって、そこでトップの人事というものを固めていく。これも半年前ぐらいから取り組んでいくというのが通常であります。それが日野市のように、ある日突然、１枚の紙切れで、こういうことになっていますからと、ぽんと内示のあれを、市長が事前に院長にやって、長い間御苦労さんでした、あなたも健康上もすぐれない面もあるし、長年勤めてきたけれど、ひとつここらで後進に道を譲ってくれないか、ということでまず労をねぎらって、その勇退をお願いするといいますか、求めるということであれば、話はわかります。そしてさらには、ついては、専門職は医療職ということであるから、行政職の感覚では対応できないので、後任の院長の人事については、どう取り組んだらいいだろうか、いうことをその院長に相談すべきであります。そういったことを一切なしで、今度の人事異動を、事実上の院長解任をやったわけであります。こういうアンフェアなやり方をいいと思っているのかどうか、どういう認識でいるのか、この辺のところをお伺いしたい。市長からひとつお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　人事にわたることですから、私からお答えをいたします。

小山議員の通告質問の２番目に当たっております、こういう表現のタイトル、それから今御指摘の、かなり事実と違う御指摘というふうに、どこが食い違っているのかな、という思いで伺ったところであります。

三田院長、初代の竹内院長とともに、慶応大学医学部当局の人事上の配慮の中でお迎えをした方であります。そして御指摘のとおり、日野市立病院は、初代から慶応大学医学部の関連病院という、これは大学側の言い方でありますけれど、そういう理解といいましょうか、その中でなるべく同じ慶応大学出身のドクターを科目に応じて、途切れることなく優秀な方をよこしていただくと、こういうことがおのずからの了解事項、また慣例であります。往々にして科目によりましては、ドクターが途切れたり、あるいは他大学出身の方をその中に交えて人事配置が、我々の意思というよりも、大学当局の適切な御判断で満たされておると、こういう原則的な経過はあるわけでありまして、三田院

長の場合、今言われる更迭といことでもございませんし、また、慶応大学の当局がいろいろな人事配置上の配慮のもとで行われた人事である、というふうに私どもは了解をしているところであります。わざわざ慶応大学の外科部長の方だと思いますけれど、たしか北村さんとおっしゃる外科部長の方だと思いますけれど、わざわざ市においでになりまして、このような人事について考えておるので、ひとつ市にもそのことをお知らせしておく、というふうな内容だったと思っておりますが、私どもは、三田院長のいわゆる医師としての立場も十分尊重しなきゃならんことも承知しております。したがいまして、新しい稲垣さんとおっしゃる、これまた慶応出身の、同じく埼玉県の国立病院から人材が派遣をされる。そういう一つの交代という気持ちが大学当局にあったんだろう、というふうにも思っております。三田先生にもですから、私がそれは御指摘どおり確かに、そのことの説明を、あるいはごあいさつをすべきだったかもしれませんが、当然大学側から行われているというふうに理解しておりましたので、何かそれが思いがけず突然の人事であったというふうにとられたようであります。

一番御指摘の中で、それから三田さんにも私から謝ったことでございますが、確かに院長さんという重い役職を、病院内の人事手順の内示という形で行ったことは確かに失礼でありました。したがって、私はもう一遍、病院にお伺いをして、私からその経過のことを説明をし、御理解をお願いをいたします、という手順を踏みました。そういうことでございますので、三田先生には名誉院長という病院内の受け取り方もありますし、顧問というまた受け取り方もあるわけでありまして、私ども、顧問という全体の御指導をいただきたいと、こういうことで御理解がいただけたというふうに思っておりました。

もう一つは、確かに失礼にわたった部分も、今お話をしたとおりでございますので、どうかひとつ、そのことを御理解をいただきまして、我々の礼の整わなかった部分、あるいはこれから御期待を申し上げたい部分、このことのごあいさつも申し上げ、一応理解をいただけたというふうに思っておりました。結果におきまして、また大学側の人事配置等によって、この3月をもって日野市から辞任をされ、伺っておるところでは、三越日本店の診療室に責任者としてお勤めになるということも、ごあいさつとしていただきました。そういうことでございますので、特に何か情無用というような、こういう御指摘をいただくいわれは、ちょっと理解のできないところでございますので、そのように御理解をお願いできれば幸いと思います。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　事務長にお伺いをしますが、事務長は当時、事務長の意向でや

りましたと、こう言っているんですが、その辺の確認をしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

今、市長の方からるる説明したとおりでございまして、この御質問に対し、正直、事実の確認を申し上げますと、もし本人にお気の毒な部分も出るんじゃなかろうかということでございます。ということは、私も３年間、事務長在任中でございます。また、その前の事務長の引き継ぎもございます。非常にお体が悪いわけでございます。たとえ院長といえども、地方公務員でございますし、市長の補助職員であるわけです。当然、服務の規律をしなきゃならないというわけでございます。

今、私どもの病院は、いろんな意味で苦しい立場へ置かれていますから、強いリーダーシップが欲しいわけでございます。そのリーダーシップの方が、お体が悪く、勤務時間、勤務日数が大分足りませんと、他の医局の先生方もていたらくな状態になりつつあったわけでございます。それはいかんということで、再三再四、市長に進言したわけでございますけれども、市長は情無用どころか、情あり過ぎて、つまり泣いて馬謖を斬るというような気持ちの心情じゃなかったかと思います。そこで私自身、慶応へ参りまして――昨年７月でございます――参りまして、事の次第を医学部長に訴え、主任教授から勤務時間を正確にしてもらいたい、勤務日数もきちっとしてもらたいと。そのことによってリーダーシップをとれるということでお願いしたところ、慶応も知っておりました。そして、ではということで評議員会、あるいは自治体関連病院の評議員会がございます。それにかけましょうということで、昨年の11月11日、主任教授の北村教授がわざわざ当病院へお越し願いまして、市役所へお越し願いまして、そういう事情ならば、うちの方もかねがねから交代する意向もあるということでして、たまたまそうなったわけでございます。そこで院長にも、当然知っているはずだと思いますけれども、ただし、当慶応大学といたしましては、引き続き、日野市立総合病院は関連病院で置いておきたいということで、私の指定する、推薦する方をぜひとも院長にしてもらいたい、ということで、今日の稲垣先生が誕生したわけでございます。今、変わりました。やはり服務規律、きちっと８時30分に出勤していただくと、他のドクターも、他の方たちも厳しく、規律正しくなりつつございます。それは事実でございます。

で、私自身も、こういう今の状態はまずいということで、再三再四、何百回ともなく、何とか早く出勤してくださいということを申し入れて、いかんせん、お体が悪いものですから、これが３年、５年、６年続いたわけでございますので、やはりということで、

慶応の方も交代する意向だったということで、先ほど市長が説明したとおりでございます。今は、三越診療所へ勤務していることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　今の事務長の答弁を聞いて、「市長の言ったとおりです」という最後の結びでありますが、市長の言ったことと違うんです。日野の市立病院内の事情、都合を結局、事務長は市長にも進言した。慶応大学病院にも行った。いわば内部告発ですよね。その院長の立場になれば、事務長がそういうことを慶応大学の病院へ行って、これこれしかじかこうでございます、というようなこと、さらに市長に進言したと、こういうことで、市長の答弁だけ聞いていると、全く大学病院側の一定のサイクルでの人事異動の形だというふうに、市長の答弁ではそういうふうに受けとめるわけです。そういうことであれば、何も問題ないわけですが、実態は、むしろ事務長が、こういう院長じゃだめだと。その気に入らない理由はいろいろあるかと思うんです。それはいろいろあるかもしれませんが、それを市長に進言する。現場の事情なんか何も知らない市長ですから、その事務長からの報告をそのまま受けとめたのかもしれませんが、一つはそういうやり方。

それから、大学病院側に事務長が直接、院長がいるのにかかわらず、そういうことを進言しにいくというこの図式が、ちょっと素直に理解しにくいということであります。

さらに、大学側から本人には連絡が行ってるんだろうというふうなことで、市長は事前の折衝を求めなかったということでありますけれども、これもおかしいです。これは全くおかしい話です。全く市長一流の責任転嫁といいますか、こういう体質が、またここでも浮き彫りにされたわけでありますけれども、お願いしているのは日野市なんです。招くときにも、市長自身が慶応大学の学部長に会って、三田院長をお招きしているじゃありませんか。お呼びになるときに。それはエチケットですよね。おやめいただくときも、やっぱりそれなりのエチケット、ルールというものはあると思うんです。それが事務長の進言にそのまま耳を傾けて、それで本人には何のあれもしないで、それを事務長に内示のものを持たせて、こういうことになっていますからと、ぽんとある日、院長の机のところに置いて、突き出すというやり方。これは何よりも本人がどう受けとめているかというのが大事なんです。

私は、最近会ったのは。その人事異動のあった直後にも会っておりますけれども、数日前にも会いました。やっぱりその思いは、無念の思いは全く変わらんといいますか、

早い話がだまし討ちにあったというか、いう思いをしているわけで、日野市の日野と聞くだけで身震いがするというぐらい、もう失望しているわけです。そういう印象を与えてしまったということは、市長としてやはり責任は決して軽いことじゃない、というふうに思うんです。また、その自覚が非常に足りない。そんな調子で人を簡単に動かしていくというようなことであると、本当に怖い話になるわけです。今ここで、こう座っている皆さんだって、いつ、どう首を飛ばされるかわかりません。紙切れ１枚で、正しい評価もされないで。安閑として座っていられないですよ、大崎部長。（「そういう言い方していいの」と呼ぶ者あり）やっぱりそういう態度は、改めてもらわなきゃ。もっと人を大事にする。所信表明で「人権尊重」なんていうことを言ってるんですよ、市長。一人一人のそういった立場というものを尊重して、人格を尊重して対応するのが筋じゃないですか。

さっきの事務長の答弁を聞いてもわかるように、病院側の都合というよりも、こちら側のいろんな働きかけによって、今度の突然の院長事実上の解任が発生したんです。突きつけられたときに（「12月議会の終わり」と呼ぶ者あり）そう、12月議会が終わった翌日ですか、議会が終わるのを待ってたかのように、やったわけです。それで院長は、すぐに市長に会おうと思って来た。で、そのときにお会いだったかもしれませんが、どうだか知りませんが、戻ったら、もう病院内に、事務長が指示したんでしょうけれども、内示のあれが病院内に張ってあって、もう告知されていた、皆さんに。後任の院長も、今の院長にもう決めちゃってて、いわゆる退路といいますか、道をふさいでしまって、絶体絶命のところに追い込んで、こういうことになっていますから、というやり方をやったのが今回の図式なんです。

立場を変えて院長の立場になってみなさいよ、ひとつ。自分たちの自己主張ばかり一生懸命言ってるけれど、院長の立場になってみなさい。こんなもう無念な思い、ないと思います。体調が悪いなら悪いで、それなりのやっぱり道の求め方があるはずでしょう。市長自身が、院長に会ってお話をする。それも１回じゃなく、２回も３回も繰り返してそういうふうな形で納得してもらう。そういう納得ずくの上で事をやるというなら、我々も了とするんですけれども、本人の全く事前の話もなく、院長職を簡単にかえてしまうというこのやり方、市長の答弁は事実と違って、病院側の事務長の答弁の方が真実だろうと思うんです。内部事情でそういうことをやったわけです。

で、答弁を求めれば、大学側のそういう意向だからという、人ごとみたいなことを言って、事を終わらせようとしておりますけれども、人権尊重というふうなことを言ってい

る市長にしてみれば、そのやっていることは、全然人権尊重、人格尊重していないということになるんです。この人事のあり方は間違っていると、少なくともその認識を持たないと、今後に問題を残しますんで、市長に答弁を求めると長くなるんですけれど、一言でいいです、回りくどいいろんな表現は結構ですから、一言でいいですから、私の今改めて指摘したことについて、市長の反省なり、そういったものの弁を求めたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反論する意思は全くございません。承って反省の材料に十分させていただきたい。また、非礼にわたるようなことは、市長としては全く思いがけない、思ってなかったことでございますので、そういうつもりをまた、自分自身で礼を尽くしたい、こう思っております。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　それはもう市長ね、思いがけないことだというのは、既に市長が権力者になり過ぎているからなんです。市長の崇拝する中国の毛沢東さんにしてもそうなんです。あれほど偉大な方でも、スタートは農民運動から始まって、非常に地道に政治活動というか、農民運動から一緒に国づくりというか、始めた方ですけれども、そのうちに毛沢東さんにはもう、本当の庶民の姿を見せないようになってきた。不作でも、いかにも豊作だというふうなことを見せかけたというぐらい、真実の姿を見せなかった時期があり、そしてそれがまた文化革命というふうな、今日にして見れば、あれはもう何だったのか、ということになるような過ちも犯すような形になってきているわけですけれど、市長が毛沢東ほどの大物とは言いませんが、しかし、権力者にありがちな図式を今あなたも描いていますよ、ということをあえて申し上げておきたいというふうに思うんです。本当の真実の意見とか、真実の実態があなたのところにだんだん入れなくなってきているという。だから、三田院長の思いは、市長自身は正確に把握していない。私は正確に把握している。大きなずれがあるわけです。

そのずれは何なのかというと、市長が権力者としての思い上がりといいますか、図式を浮き彫りにしているということになるわけです。ここの部分が一番大事なきょうの質問の私はポイントにしたいんです。今後、あと何年間市長の座にあるかわかりませんが、周りの皆さんは、市長にいろいろと気を使い過ぎちゃって、本当のことは言わなくなってきている。そういうふうな図式があるんだ。本当のことを事務長が正確に報告していて、皆さんが正確に状況を報告していて、皆さんが森田市政を考えて、こういうやり方ではまずいから、こういうふうにしたらどうでしょうか、と意見も言うでしょう。いき

なり内示の紙で突きつけるなんていう、そんなやり方、それはまずいですよ、と言うはずですよ。ところが、それをやらないで、そのまんまやっちゃった。本人がどういう印象を持ったかというと、非常に残念無念という思いで日野市を去っていった。これはもう全く事実でありますから、まずこのことを、本人はそう思っていると思いも寄らなかったということは、それは何だったのかということをよく見きわめていただきたい。このことが第１点と、それからもう一つは、今から、既に遅いんですけれど、しかし、三田院長にやっぱり非礼を改めて市長としてわびることを、助役を派遣するだの、よく市長はやるんです。自分自身が動かないで。自分自身で誠意を尽くすということを、誠意を見せるということを、ぜひやってもらいたい。もう１回、それをひとつ、市長、約束してください。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えしましたとおり、十分反省をし、また三田先生にも礼を尽くしたい、このようにお答えをしておきます。

○副議長（宮沢清子君）　小山良悟さん。

○27番（小山良悟君）　少しでも今度の人事のあり方が反省されて、まずかったということで対応していただけるならば、質問する意味もあろうということであります。事務長も、きょうは多くを語りませんけれども、このやり方でよかったのか。私はいいことしたなんて晴れ晴れとしているような顔をしているとすれば、これは違いますよ。今後、議会もずっとあるわけで、私もある意味じゃ、おどかされたようなものだからね。余り細かい解任理由を言うと、本人を傷つけるようなことになりますから、とこう言われると、私のやっぱり性格からいって、そこまで切り込んでいいかどうかというふうに思うんだけれど、その部分は思いやりとして残しました。だから、今後、今度こっちがおどかすようなことを言うようで申しわけないけれど、それで事務長の座にのほほんとしているんだとしたらとんでもないですよ。

一番の問題は、市立病院の問題は、医療スタッフの問題じゃなくて、行政側の問題が山積しているんです。予算のときに事務長に私、確認しましたね。いろんな経営指数が悪くなっている。それは医療スタッフの責任ですか、行政スタッフの責任ですか。行政スタッフの責任だと、あなた自身が認めたでしょう。覚えていますか。予算委員会で。一番の問題はそこなんです。市長の問題なんです。行政側の問題です、今の市立病院の問題は。医療施設が古い。医療機器が古い。建て替えはなかなかできない。これは全部医療スタッフの問題じゃなくて、行政側の問題なんです。そのことを真剣に取り組むこ

とをしないで、人事のことで奸計をはかってなんていうと、ちょっと適切な表現じゃないかもしれませんが、そっちの方ばかり策を労して、肝心なことの改善は全然進まない。過去に病対なんかで私も委員としていろいろ質問をやりとりした。内部的なソフトの部分での検討はどう一体やっているのか。ハードの部分は、不動産屋じゃあるまいし、土地がどうだとか、そのことばっかりだと、病院建設は。ソフトの部分の検討はどうしているんだ、と言ったら、院長を初め、庁内で委員会をつくって、鋭意検討しております、ということをよく答弁していた。院長と一緒になってやっていれば、こういう図式にならないんです。ばらばらだから、連携を図っていないから、こういうふうな図式になった。全然、でたらめだということを改めて申し上げたい。問われるのはあなた方なんです。行政側なんです。市長初め、事務長の責任も大きい。今後、議会ごとに、病院のいろんな経営改善というものについても、我々としては厳しく指摘をせざるを得ないわけですから、今度の人事異動のあり方、非常にまずいやり方だということを事務長自身も――首をひねってますね。それなら結構です。それなりに私の方も受けとめておきます。（「脅迫だ」と呼ぶ者あり）私も脅迫されたようなものですけれど、いいですか、これはよく冷静に考えてもらいたい。あなた、自分が院長の立場になった場合どうなんだろう、と自分を置きかえてみてください、今度院長に。夜電気消して寝たら、眠りにつく前に、ちょっと瞑想してみてください。自分が院長の立場だった場合、どうなんだろうということを。夜お酒飲んでたんじゃ、わからないんです。いいですか、ひとつそのことを強く反省を求めて、終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって９の２、情無用の森田市長、突然の市立病院長解任問題を問うの質問を終わります。

一般質問10の１、ＪＲ中央線〝仮称西豊田駅〟開業について再度問うの通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　それでは、ＪＲ中央線〝仮称西豊田駅〟開業について再度問うという表題で一般質問をさせていただきたいと思います。

新駅開業につきましては、市当局が旧国鉄時代より、東京西鉄道管理局と協議を進め、1987年、国鉄の分割民営の移行後もＪＲの地域本社との協議も続けられ、またこの間、新駅誘致建設に必要な日野市の資料作成、ＪＲに提出、さらに、その資料に対するＪＲ側の質問、要請に答える再資料の提出など、市当局が今日まで御努力されていることは、それなりに理解のできるところであります。議会側もこのテーマにつきましては、一般

質問で単独テーマ、あるいは西平山土地区画整理絡みで取り上げ、何人かの方が意見を述べ、提案をしてきたところであります。また、私が交通対策特別委員会の委員長をさせていただきました平成３年には、委員会としまして、ＪＲ地域本社へ出向き、直接誘致に向けての要請行動もしてまいりました。さらに平成３年には、南多摩議長会でもこの問題を取り上げていただきました。こうした市と議会を挙げての取り組みの中であっても、この問題はなかなか進んでいないというのが現状ではないでしょうか。

さて、その遅々として進まない新駅問題でありますけれども、質問に入る前に、現状について確認をいたしたいと思います。これまでの市側の説明を総合しますと、新駅西豊田駅の予定地は、そしてその規模は、現豊田駅西方約２キロ地点、浅川左岸付近と想定され、駅を中心に南に3,000、北に2,000平方メートル、計5,000平方メートルの駅前広場を有し、南側は土地区画整理事業で、そして北側は、買収方式で土地・敷地を確保するというものであります。ＪＲとの協議につきましては、先ほどの経過の中で申し上げましたが、ＪＲの最高責任者でありますかつての本部長との協議で、新駅開業についての必要性を認め、同時に、経営事業を合わせ持たれているので、ある程度の土地をあっせんしてほしい。ただ、この土地・敷地については、ＪＲが提示してほしいということで、具体的な面積の提示になっていません。したがって、市としては、具体的にどの程度の面積が必要なんだということで、具体的にＪＲと詰めている、こういうことが現状だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。まず１点、確認したいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問にありました確認事項でございますけれども、（仮称）西豊田駅の設置場所につきまして、約２キロということで、約でございますが、私どもの調査書では、1.67とか、1.7とか、４カ所ばかりの場所がございます。したがいまして、約２キロということでよろしいのかと思います。そのほかの点については、確認の御意見のとおりでございます。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　結構でございます。

私は、平成２年第１回定例会で、（仮称）ＪＲ中央線西豊田駅誘致についてという表題で一般質問をさせていただきましたが、新駅を誘致開業するということは、大変難しいことであります。それはＪＲを初めとしまして、私鉄各社が列車のスピードアップをサービスの一環としてとらえ、常に30秒、60秒を上げるためのスピードアップとの戦い

を自社で、あるいは各会社間で競い合っているからであります。列車が駅に停車するためには、ブレーキをかけ減速をします。減速し、ホームに到着するまで約40秒かかると言われております。ホームに到着した列車から乗客が乗りおりします。この客扱い時分に20秒かかります。新宿など大きな駅では、約40秒の時分を客扱いにもっております。そして発車した列車が加速し普通の速度、つまり表定速度に戻すのにやはり40秒かかると言われております。むろんこの数字は、普通の天候状態、あるいは乗客扱いのときであり、さまざまなケースで、時間が短縮することはなくても、ふえる可能性があります。つまり、一つの駅に停車するということは、最低でも100秒かかるということであります。国鉄の分割民営がされる直前、国鉄最後のダイヤ改正が1987年の３月14日に行われました。ダイヤ改正の主たる目標は、運転本数の増減、スクラップ・アンド・ビルドとスピードアップが目標であります。

スピードアップについての身近な例を御紹介をしたいと思います。今俎上にのっています八王子―豊田間の4.3キロを、当時は４分50秒で運転されていました。この4.3キロ、４分50秒を60秒上げること、３分40秒に短縮することが至上命令であったそうであります。当時の国鉄の運転技術人は、懸命な研究を重ねたそうでありますが、60秒を短縮することは至難なわざでありました。しかし、研究の結果、ブレーキ力を上げるということで、国鉄の技術人が60秒を短縮することができました。要するにスピードアップをサービスの一環としてとらえているＪＲにとって、新駅誕生は時間のロスを生じ、スピードアップに逆行する天敵であるということであります。

次に私鉄各社は、鉄道輸送業務だけで採算をはかろうと思っておりません。むしろ鉄道業務では採算がとれないと言われており、鉄道業務はあくまでも私鉄関連事業の投資的なものであります。つまり、線路を敷設し、駅をつくる。それによって沿線の活性化を図り、デパート、不動産、鉄道関連事業などなどの附帯事業で採算をはかり、帳じりを合わせることを主眼にしています。つまり、ＪＲが市に求めているある程度の土地を、そして経営事業を合わせ持ちたいということは、ここにあるわけであります。ですから、ＪＲは今でも不当労働行為をしながらも、鉄道業務以外の直営事業に人を送り出して、利益を上げようとしているのであります。また、かつての国鉄は、公共性と独立採算を柱に経営されてきました。赤字の温床であった政治駅、政治路線があったとしても、地場産業の振興、地元発展、あるいは地元要望にこたえ、新駅を開業してきましたが、ＪＲ以降後は公共性がなくなり、営利を第一に経営されてきました。ＪＲにとって、大きなプラス材料がない限り、新駅誕生のゴーサインは出さないと思います。難しい話ばか

りでは困ります。期待の持てる話に変えたいと思います。

新駅開業を要望している自治体はたくさんあります。そして、誘致に向けての理由づけ、可能性を科学的に裏づける材料を持っています。当日野市にも高尾―東京間53.1キロの全長間の統計数値、新駅設置にかかわるＪＲの概要に関係する既設駅と駅間距離の基準、ＪＲ、他線区及び京王線と比較しての西豊田駅設置の必然性、国勢調査のデータに基づく市の都心への位置づけと、乗降客などの輸送量にかかわる人口問題、そして新駅開業についての費用負担の二つの基準などなど、新駅開業に向けての好材料が備わっており、何といっても強い味方は、ＪＲが新駅の必要性を認めていることであります。今述べました幾つかの項目は、平成２年第１回定例会の日野市議会会議録の私の発言として記述されております。ぜひ、お読み返ししていただきたいと思います。

ここで、とりあえず質問を４点いたしたいと思います。一つは、遅々として進まない現状をどう思うかをお伺いをいたしたいと思います。

二つ目には、新駅実現に向けての市の決意と、これからの運動の進め方についてお伺いをいたします。

そして、そのために市が何をやるのか、何をやらねばならないのか、このことをお伺いいたします。

最後に、特命参事の空席をなぜ独立したものとして埋めないのか、この４点をお伺いいたしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問が４点ございました。では、順を追ってお答えさせていただきたいと思います。

まず第１点目は、進展しない現状についてということでございます。市は、新駅の必要性と公共性を強く主張してまいってきたところでございます。ＪＲ側は、公共性は認めながらも、予備調査を市に促しまして、その結果を検討して、結果的には、採算性を重視しているため、なかなか進展しておりません。そこで、採算性をカバーするための附帯事業構想が出てきておりました。しかし、現下の景気低迷のために、ＪＲとしては消極的となっておりまして、現在、平行線をたどっておるのが現状でございます。市としては、ＪＲの用地取得の希望を取り入れていく考えでおりますけれども、やはり進展しないのは、ＪＲ側の採算性重視がかなり強いものと理解しておるところでございます。

２点目の、実現に向けての取り組みでございますけれども、もちろん新駅は、西平山土地区画整理事業によるまちづくりの中で重要な位置づけとなっております。将来駅が

できればいい、というようなただの願望ではなく、土地区画整理事業の進行を左右するものと理解しておりまして、早い時期に方向を見出す必要があると思っております。したがいまして、今後ともＪＲ当局に、どうしたら打開策が持てるか、これを求め、実現に向けて努力していく所存でございます。

３点目の、そのために何をやるかというようなこと、あるいは何をやらねばならないかというようなことでございますが、ＪＲ当局が採算性を重視しているという中では、鉄道事業だけではもちろん採算性がとれないということでございますので、やはり附帯事業を持ち、総合的に採算がとれる方法を考え出さなければならないと思っています。それにはＪＲ側だけでなく、市も一緒に同じテーブルについて協議できる場を求めていくことだと思っております。

４点目の特命参事の件でございますが、これまで申し上げましたように、新駅は願望だけではできませんで、行政が力強く取り組んでいかなくてはなりません。そのためには、必要なときに必要な人事配置が望まれるわけでございますが、市役所全体の組織の人事配置もありますので、当面は担当部署の現有の勢力で促進に努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

実は、平成２年の交通対策特別委員会としまして、ＪＲの地域本社を伺うその以前に、私は２回、ＪＲ地域本社の企画室の方に行ってまいりました。かつて団体交渉で一緒にテーブルに座った上司といいましょうか、国鉄側の方がおりました関係もありまして、いろいろと話をしてまいりました。そのときに、その方がおっしゃったのは、ＪＲへのアタックは非常に弱いですね、とこういうお話でございました。要するに、当時17ほどの自治体で新駅の誘致ということでＪＲに連日足を向けている中で、日野市の足を向ける回数が非常に少ないですね。あるいは、政治力を使うということも余りしないんですね。こういうふうな話を、私はかつての同僚と申しましょうか、話を伺いました。今、企画財政部長の方からいろいろと理由についてお話伺いましたけれども、一番やはり問題は、本当に日野市が西豊田駅という新駅をつくる意思があるのかないのか、その辺を危惧をしているのが、私は現状ではないか、こんなふうな気がしてなりませんでした。

御存じのように、昨年の９月の５日の日に、新聞でも報道されましたけれど、横浜線の片倉と相原、この間に新駅をつくるという報道がされました。これは相原と片倉は、

ちょうど八王子と豊田と同じように、4.3キロという駅間距離であります。この4.3キロの駅間距離の片倉よりは1.4キロ地点、それから相原より2.9キロ地点の間に、（仮称）宇津貫という駅でありますけれども、橋上の駅で1,300平米、そして１面の２線のホームで概算工事費約29億5,000万円を全額地元が負担をし、平成８年３月をめどに開業される予定となっております。現在、関東運輸局長に認可の申請をしているところであります。この（仮称）宇津貫駅の誕生は、平成３年に八王子市が連絡協議会というものをつくりまして、ＪＲに申請をし、わずか２年で実現となっているわけであります。特に八王子ニュータウン新駅設置協議会、これは八王子の市長が会長になっておりますけれども、会長初め、政治力を使う中で、まめにＪＲに足を向け、そしてこういうふうな経過になったというふうに、私はある筋から聞いております。ぜひ、市長の性格からしまして、清廉潔白な方でありますので、政治力を使うとか、そういったいわゆる裏を使うことについては、好ましく思っていないと思います。しかし、大願成就するために、この間、ぜひばかになっていただきまして、長年の夢が実現するように御努力をしていただきたい、こんなふうに考えております。

で、再質問を１点だけさせていただきたいと思いますけれども、ＪＲの東日本の管内で、この近い中で、新駅がどの程度誕生しているのか、その数を調べてあれば御報告をしていただきたい。と同時に、やはり新駅を実現させた、そういった自治体への、いわゆる先進地への行政視察というものを、企画財政部を中心としてやっていただきたい、こういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　再質問での最近の新駅の件でございます。ＪＲは、昭和62年に設立した会社でございます。ＪＲ東日本の管轄での新駅について資料がございますので、御説明申し上げます。

東日本管内では、昭和62年から平成４年まで、平成５年のデータはございませんが、平成４年、つまり昨年、平成５年の３月31日現在で、25の新駅をつくっております。このうち９駅につきましては、新路線といいますか、新しい路線をつくるということでの駅でございまして、駅と駅との間に設ける新駅については、16件ということになっています。東日本は、北海道からずっと東京の方までございますが、特にこの辺の例でいきますと、横浜線の町田に近い古淵という駅が昭和62年にできております。それから63年には、埼玉の高崎線に北上尾駅というのが開業いたしております。それとこの25駅には入りませんが、ただいま質問者の方のお話にもございましたように、横浜線の片倉―相

原間の中間駅が一応できるというようなことで、私どもはその情報を取り寄せているところでございます。

なお、いろいろなＪＲへの要請行動についてもお話がございましたが、やはり価額的資料というのが一番はっきりしている、客観性があるわけでございます。したがいまして、ＪＲもその価額的資料というようなものを各請願者の方に求めておりますが、その価額的資料によりますと、やはり（仮称）西豊田駅につきましては、採算性について十分アピールできる状態でないという点が、若干の弱みでございます。しかし、そういうことで、価額的なことでございますので、どうしても採算性について数字を調整するということになれば、先ほど申し上げましたような附帯事業を含めての総合性ということになろうかと思います。

話が飛んで恐縮ですが、最近の新駅についての古淵あるいは北上尾の例を申し上げますと、八王子同様に、当初は市民の願望であったものが、地元の期成会、あるいは同盟会というような団体になり、それが自治体といいますか、市当局へ持ち上がりまして、行政側で当時の国鉄、あるいは新しいＪＲに要請行動を行ったというような実態がございます。古淵につきましては、30年来の要望というようなことの中で要望してから、正式に要望してから４年後にある条件を出されまして、それから11年後に目鼻がついたというようなことも聞いております。また、埼玉の北上尾駅につきましては、市民が負担するというような、市民から寄附金を取って駅をつくるというようなことで当時、マスコミで取り上げられたこともございまして、これについてはかなり変わった形での新駅設置というようなことでございます。いずれにいたしましても、（仮称）西豊田駅設置につきましては、そういうような先進といいますか、既に設置されたところのいろいろなノウハウを聞く必要があろうかと思いますので、当市の状況と似たようなところについて視察して、参考にしていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　御答弁、どうもありがとうございました。

今の市の新駅設置に対する取り組み、運動というのは、いわゆる継続性がないんですね。よく点から線、線から面というような言葉を聞きますけれども、日野市の新駅設置に向けての運動というのは、点だけで終わっているんです。やはり運動ですから、連続した、継続した取り組みをしていかないとだめだと思います。特に先ほども申したんですけれども、市長の性格としまして、そういうことは好んでいないと思いますけれども、政治力というものもかなり必要となってくるんです。特に国鉄の時代のときには、ちょっ

とした運動で新駅がつくれるという可能性がありましたけれども、そのいい例が古淵であり、北上尾だと思います。ＪＲになってから新駅をつくったというのはそんなにないんですね。まさに場合によっては、先ほども私が申しました宇津貫という駅が初めてかもしれません。そのぐらい今は、新駅をつくることが難しい状況になっているわけでありますから、運動の継続性、そして利用できるものはすべて利用する。特に地元の方々の力というものをかりる必要があるんじゃないか、こういうふうな気もいたします。今どちらかといいますと、新駅誘致開業の取り組みというのは、日野市だけでやっている、こういう状況だと思っております。八王子では、連絡協議会というものをつくりまして、そして町を挙げて、市を挙げて新駅誘致開業に向けての取り組みをしてきた経緯を見るならば、やはり今の日野市の運動だけでは非常に弱いし、このまま行ったんでは、つくれるという可能性はまずないだろう、と私は考えております。そういう意味で、ぜひ市長からも決意をお聞きしたいと思いますので、市長、何かあったら、コメントをいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅の誘致のことにつきましては、日野市の西平山区画整理事業との大きな地域開発の眼目として位置づけておるところであります。いろんな調査あるいは採算性等の我々側の客観的な資料は当局にも届けて、その点検をし、その意味での調査の成果はかなり理解されたというふうに承知をしております。ただ、まあ、ＪＲというかつての国鉄が、今特に、企業性を追求する株式会社になっておるという事情がありますのと、それから執行当局、まだ大きな投資をするという決意そのものが判断する能力はない、私は、大きく言えばそういうことがあると思っております。したがいまし、条件を整え、そのまた必要性を強く要請をし、運動という形をより高い能力を持つ仕組みに育て、そのことはとりもなおさず地元と――地元といいますか、日野市民の、あるいは八王子市民の大きな住民運動として取り組む、こういうことでなければならないと思っております。あわせて、そのまた行政が、その仕組みのリーダーシップをある程度とらせていただくことは言うまでもないわけでありますし、必要な政治力はあらゆる手段を講じて取り組んでいくということは、もう言うまでもございません。いろいろまたその方法につきましては教えていただきたいと思っております。

市長の決意ということでございますので、日野市の大きな悲願の一つであるというふうに位置づけて、これからも頑張っていかなきゃならない、ということを申し上げたいと思っております。時間を早く得て、行動にしたいことがたくさんございますので、そ

のつもりでこれからも頑張っていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　ＪＲ以降後は、新駅誘致開業ということが大変難しいことになってきております。今市長からも、力強い決意と申しましょうか、政治力も場合によっては利用すると、こういうふうな決意もありました。ぜひ、新駅誘致、そして開業に向けて、一日も早い実現ができるように、私たちも頑張ります。ぜひ市側も頑張っていただきたいと思います。これをもちまして、この一般質問は終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって10の１、ＪＲ中央線〝仮称西豊田駅〟開業について再度問うの質問を終わります。

一般質問10の２、老後の生活二題について問う（１）老人給食の増配食について（２）高齢者就業相談日の充実についての通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

○２番（佐藤洋二君）　続きまして、老後の生活二題についての一般質問をさせていただきたいと思います。

我が国の老齢人口は、この老齢人口とは、65歳以上の人口でありますけれども、平成元年の統計で総人口の11.3％を占め、平成12年（西暦2000年）には16.3％になり、平成32年（西暦2020年）には23.6％とピークを迎え、全人口中の約４人に１人が65歳以上の高齢者という、日本は今や、国際社会の中で最も短時間で長寿国の一つになりつつあります。そうした社会状況を反映して、老人や、これから老年期を迎える人々の福祉のあり方が、これまで以上に重要なこととなってきました。社会に長く貢献してきました老人の福祉の向上を図り、国民、市民の一人一人が安心して一生を送ることができる社会を目指し、構築していかねばならないと思います。

実は、程久保にお住まいのある高齢者よりお手紙をいただきました。老人給食、高齢者就業相談日についての内容でありました。私も前期まで福祉事業団の理事の一人としまして老人給食に携わってまいりましたので、今回、この一般質問を取り上げさせていただきました。

さて、衣食住という文言がありますように、食べるということは、人間が生活していく上で、とても大切なことの一つであります。衣食住のうち衣と住はお金で何とか解決できますが、１日３回欠かすことのできない食事は、お金だけでは解決できないところがあります。若い健康な人でも、毎日の食事の支度は大変であります。ましてひとり暮らしの老人や、体の不自由な老人にとっては、大変な仕事であります。家族と一緒に生活をしていても、いつも食事をつくってくれる人が病気になったときなど、一番先に困

るのは食事のことであります。ひとり暮らしの老人の場合も、自分で食事の支度ができる間は、一人で生活できますけれども、それができなくなりますと、他の人に頼らざるを得なくなります。このように、食事をすることに困ったとき、食事を家まで届け、住みなれた家や地域で生活していけるよう手助けをしようと考えられたのが、老人給食サービスだと思います。

しかし今、さまざまな事情がありますけれども、希望者全員に毎日家まで届けてくれるサービスになっておらず、本人や家族が急に手助けを必要とするとき、すぐに応じられるだけのものになっていないようであります。

今、全国的にどの程度の区市町村が給食サービスを行っているかは、調査不足で不明ですけれども、三多摩ではかなりの自治体が実施しており、実施の主体は自治体が多いようでありますけれども、社会福祉協議会や民間団体が実施しているところもあります。鹿児島県隼人町では、施設や設備は町が準備をし、運営は社会福祉協議会が委託を受け、給食員とボランティアの協力を得ながら、365日、老人に食事を届けております。その他、月に何度かボランティアによる給食サービスをしているところや、食堂や業者に委託しているところもあります。給食サービスを行うことにより、老人と地域の人々の結びつきが生まれてきます。また、毎日家まで届けるのが理想でありますけれども、どのような形式でも実施するには、地域の人々の理解と協力が最も大切であると思います。

質問を5点させていただきたいと思います。現在、立川の至誠ホーム、日野市職員食堂等で老人給食をつくっていますけれども、日野市の職員食堂が営業していることを仮想し、全体で何食つくっているかについてお示しをいただきたいと思います。

質問の二つ目であります。現在職員食堂が営業停止しておりますが、この間、老人給食を何食つくっていたのでしょうか。また、営業が停止され、多分、老人給食も停止されていると思いますけれども、この非常時をどう対応されてきているのか、お示しをいただきたいと思います。

それから、質問の3番目であります。配食を受ける条件が3点あったと伺っております。確認のために、配食の条件をお示しをいただきたいと思います。

質問の四つ目であります。配食を希望しながら、資格条件に合わないということで待ちの方がおられますけれども、どの程度の方が待機していらっしゃるか、数をお示ししていただきたいと思います。

質問の5番目、最後であります。栄町の高齢者在宅サービスセンターが完成されました。日野市役所職員食堂が営業を開始し、老人給食をつくることを想定したときに、配

食希望者全員が受給できるよう事業の拡大をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。この５点について質問いたします。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。

○福祉部長（坂口泰雄君）　日野市の老人給食事業につきましては、昭和61年度より、65歳以上のひとり暮らし、そういう方を原則に、いわゆる食の補償と、それから日々の安否の確認、こういうものを兼ねて実施しているところでございます。

質問の第１点でございます。老人給食のいわゆる調理配食の数でございますが、現在、立川の至誠ホーム、あるいは浅川苑サービスセンター、かしの木荘、それから職員食堂ということで、１日155食でございます。調理日数といたしましては、月曜日から金曜日までのところもございますし、365日のところもございます。そういうようなことで、年間食数といたしましては、現在４万9,125食ということでございます。

それから２点目の、職員食堂の営業停止、これらの対応でございます。これについては、職員食堂では、今まで１日35食調理配食をしておりました。この食堂の停止によりまして、これは当面、暫定的な措置といたしまして、今まで食堂を経営しておりました株式会社一冨士、これに引き続き契約をいたしまして、４月１日から引き続き調理委託をお願いして、配食をしているところでございますので、この配食については、現段階では、支障出ておりません。一応９月までの契約ということで、またその間、食堂が開始されれば、また新たに食堂の何とか協力をいただきながら、継続をしていきたいというふうに考えております。

それから３点目の、配食を受ける条件でございます。この条件につきましては、もちろん、市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしのお年寄り、こういう方で、心身の機能低下によりまして、日常の生活に支障のある方、こういう方が原則でございますが、また、状況によりましては、中間の独居老人、あるいは高齢者のみの世帯ですね。こういうところでやはり、日常的に日常生活上いろいろ支障のある方ということでございます。

それから４点目でございますが、現在希望する方で、待機している人でございますけれども、この３月末現在で、約40名の方が待機しておりますが、これらについては実態を十分調査いたしまして、配食するかしないかの決定をしていきたいというふうに考えております。

それから５点目の、栄町高齢者在宅サービスセンターの完成によりまして、どのぐらい配食できるかということでございますが、このセンターの開設によりまして、大幅な

配食の充実が図られるわけでございます。一応、最大70食程度配食できるということでございますので、現在40名の全員がもし仮に配食を必要とした場合でも、大体、当分の間、クリアできていくんではないかというふうに考えておりますが、今後の取り組みといたしましては、究極的には希望者全員の生活状況等を把握した中で、必要とする方には、やはり１日３食、そういうような計画を目指しましてやっていきたいというふうに考えております。ちなみに今回策定いたしました保健福祉計画におきます平成12年度の老人給食対象者は、およそ483人という推定をしているところでございます。また、これから給食の展開といたしましては、多様な施設の活用によりまして、調理食数の確保、あるいは市民参加、ボランティア、これによるところの理解によりまして、配食等を検討していく中で、事業の整備の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

簡単に再質問を２点ほどさせていただきたいと思います。質問の最初の関係であります。立川の至誠ホーム、それから浅川苑等で現在４カ所で１日155食つくっているということであります。それぞれの調理箇所でのマキシムもわかりましたが、それぞれの調理箇所で例えば１食でも余分につくるということが技術的に可能であるかどうなのか、これを１点、お尋ねいたしたいと思います。

それから質問の２につきましては、職員食堂の閉鎖に伴う代替策がきちんとできているということで、支障がないということでありますので、大変結構だと思っております。

質問の３番目につきましても、いわゆる資格条件がありますが、それ以外にも柔軟な姿勢といいましょうか、対応策があるということで、部長からお答えをいただきました。

再質問の２点目でありますけれども、いわゆる老人給食を希望しながら、需要と供給の差があり、現在まで40名近い方々が待機をしていらっしゃる、こういうお答えでありました。そういう中で、栄町のセンターが完成したことによって、70食が１日マキシムでつくれる、こういうことでありますと、30食分が余る、こういう勘定になりますけれども、問題は40人の中身であります。例えば、資格条件の中で１点でも外れているために、待機の中から、不適切な言葉かもしれませんが、外されている人もおられると思いますが、この40人の中にはそういった方も入っているのかどうか。もし入っているならば、その方も今回の栄町のサービスセンターの完成に伴って、老人給食が受けられるかどうか、その２点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　再質問につきましてお答えいたします。

１点目でございます。至誠ホームにおきましては、１日の調理食数が90食でございます。調理日数は365日ということで、３万250食、年間でございます。浅川苑のサービスセンターにおきましては、１日20食、調理日数365日、年間7,300食でございます。かしの木荘につきましては、１日10食、日祭日は除きますので、調理日数は300日、年間3,000食でございます。職員食堂一冨士でございますが、１日35食、月曜日から金曜日までということで、年間245日ということで8,575食。合計いたしまして４万9,125食という内容でございます。

それから、これらの施設において、１食でも追加配食することは可能かどうかという御質問でございますが、その辺、細かくは把握してございませんが、それぞれの施設では既に限界に達しているという状況ではないかと思っております。

それから２点目でございますが、現在待機者が40名おるわけでございますけれども、この実態は、まだ十分調べてございませんので、やはりある程度、非常に希望する方が多いわけでございますので、その配食するかしないかについては、かなりシビアに実態を把握してやっていきたい。本当に食事がつくれないような状況にあるのかどうか、その辺、十分精査していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

最後にこの問題に対する要望を述べまして、この項目につきましては終わりたいと思います。

三多摩全域の老人給食事業を見聞する限り、日野市の老人給食事業はトップクラスであります。保健福祉計画における平成12年度の老人給食対象者は、483人を想定しております。学校給食調理室等地域の施設を有効利用するなどしまして、365日体制の質的充実と、１日３食を目指し、実現するための御努力を最後にお願いをいたしたいと思います。市長の方でもし何かございましたらば、コメントをいただきたいと思いますが、なければ結構です。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　老人給食という言い方でお昼の食事800カロリー程度のものをお届けしようという事業のことでありますが、発想いたしました当時の考え方並びに

一つの取り組みということの内容でございますが、ひとり暮らしで機能障害があって、とにかく自前で調理できないと、こういう方が確かにごく一部ではありますけれど、いらっしゃるわけでありますから、そういうごく最悪の事情にある方々を対象に、１日わずか１回、先ほど、お昼弁当というような言い方をいたしましたけれど、800カロリーという程度の栄養内容、それから材料費は自己負担をしていただく。400円でございます。そういう原則で始めた事業であります。当時、我々は内輪で、「生命維持の給食」だというふうに、最低の議論をした経過があります。したがって今、福祉制度として国あるいは東京都、その他、いわゆる制度としてはない事業でございますので、かなり、しかも附帯経費――附帯経費と申しますのは、配達料であります。配達をなるべくボランティア的な手段に工夫をして、そしてこれになるべく経費をかけない、そういうことにこれからの模索といいましょうか、開発に一番意を注がなければならないと思っております。調理をする拠点というのは、いろんな工夫をしてふやさなければなりませんし、一番いいのは、隣の家庭が隣の家庭に市から材料費と調理費という程度の経費負担でお届けしていただく、これがベースだというふうに思っております。したがいまして、多ければ多いほどいいという事業の内容でもございません。あくまで生命維持のための最低の福祉の仕事だ、という認識でおります。

ようやく近ごろ、東京都の福祉振興事業団、このあたりから若干の経費の援助がいただけるようになった、こういうことでございます。将来数が多くなればなるほど、相当な公費を要するということになりますので、決して安易な取り組みでするわけにはまいりませんので、今相談員と申しておりますけれど、その職員の人たちには、十分その必要な度合いをよく調べさせていただいて、そして一応の対応をする、こういうことてございます。残念ながら今、求めにすべて応じ切れないといいますか、あるいは条件に合わない方もいらっしゃるということでございます。また別の意味では、障害者家庭にも給食をしてほしいという御意見もございます。いろんな意味ですぐれた事業であるだけに、極めてシビアに取り組む必要がある。しかも心持ちといたしましては、一番地域の何といいましょうか、助け合いという心構えが必要だと、こういうことを一応感じております。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。では、これをもちまして、私のこの項目について終わりまして、次に高齢者就業相談日についてということで触れたいと思います。

本格的な高齢社会を迎えようとしているにもかかわらず、近い将来、年金の支給開始年齢が、現在の60歳から65歳へと延ばされることが想定されています。

さて、高齢者の就労には二つの意味があります。一つは、年金の支給年齢の引き上げなどによる生活の経済的基盤を確保するためであり、そしてもう一つのケースは、収入は年金等で一応安定しているけれども、就労することによって、社会参加や生きがいを見出すことを目的とする場合であります。しかし、高齢者には就労するためにも、体力的限界があるかもしれません。そういう場合、その人の体力に見合った就労形態を考えねばならないでしょうし、また、個々の高齢者の持っている技術や、能力にも違いもあります。高齢者の就労の相談、指導には、個々の高齢者にとって、就労の持つ意味をよく把握し、適切な機関をうまく利用することが必要となります。

そこで、２点だけ質問させていただきたいと思います。一つは、現在日野市で開催をしています高齢者職業相談は、第１から第４週までの木曜日午後１時から４時まで行っておりますけれども、開設状況について、利用者あるいは相談事の職種などについて明らかにしていただきたいと思っております。

質問の二つ目であります。先日も触れましたけれども、今完全失業率は2.9％、そして完全失業者は190万人と言われており、深刻な不況が続いております。そういった中だけに、窓口の充実が必要となってきますけれども、充実に向けての具体策が日野市にもしあれば、お示しをしていただきたい、こういうふうに思っております。２点、よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま議員さんの方から御指摘のございました、確かに人生80年の時代を迎えまして、非常に元気なお年寄りがふえております。また、定着しつつあります60歳定年制ですか、これと実態とのずれを実感として受けとめているところでございます。年金の支給開始が、65歳に引き上げの流れが非常に強くなってきております。働く身から見れば、雇用と年金とにすき間があったんでは、非常に困るわけでございます。その不安は大きくはかり知れないものではないかというふうに考えております。また、高齢化問題と申しますと、ともすると、介護、医療、年金といった福祉の側面からの議論がされる場合が非常に多いわけでございますけれども、それもさることながら、むしろ長寿国にふさわしい、高齢者の働く受け皿づくり、これが非常に大きな課題ではないかと思います。御指摘のありましたとおり、私ども昨年調査いたしましたお年寄りのアンケートにより

ましても、生きがいを感じることについては、旅行については35％、その次に多いのが、やはり働くことによって生きがいを感じるということが27％となっていることから、生きがい対策の面からも、高齢者の雇用確保は見逃すことのできない大きな課題ではないかというふうに考えております。

高齢者の就業相談につきましては、東京都の高年齢者就業相談所がその就業相談に合わせまして、公共職業安定所との連携による就業の紹介、あるいはあっせんを促進するものといたしまして、これは財団法人でございます東京都高齢者事業振興財団というところで運営に当たっているのが現状でございます。市のレベルでの対応は非常に難しいわけでございます。就労あっせんということになりますと、なかなか行政レベルではできないし、やはり東京都という広域行政の中で対応は求められているんではないかというふうに考えております。区部あるいは市町村に現在、これら相談所が18カ所設置されております。この都の所管局は労働経済局ということでございます。特に南多摩の日野、町田、八王子、多摩、稲城、これを所管するものといたしまして、東京都八王子高年齢者就業相談所が当たりまして、一方、情報交換等による就業促進を図るべき日野市内高年齢者就業関係機関連絡会議というものを設けてございます。これには市の老人福祉課、あるいは生活文化部の生活課、シルバー人材センター、日野市商工会、社会福祉協議会、あるいは東京都の高齢者事業財団、八王子公共職業安定所と、こういうところで構成されておりまして、これらについてはほとんど情報の交換程度で、年に二、三回の開催ということでございます。

そこで、１問目の、いわゆる日野市の開催状況、利用者、あるいは相談事例等でございますけれども、平成４年度におきましては、福祉センターで44回、そのほか出張ということで２回ほどやりまして、全体では46回、それから求人数は14人、求職者数は268人、就職者数が28人という結果でございます。それから平成５年度でございますが、２月末現在、44回、求人数は20名、それから求職者数は503名、就職者数が31名ということでございます。非常に不透明な景気の動向の中で、人員の削減、あるいは一時帰休等雇用情勢が激しさを反映いたしまして、この就業相談所での求職者数の前年対比といたしましては235人ということで、86.7％の増加を見ております。一方、就職者については、前年の28人に対して31人ということで、わずか6.1％の増にとどまっているのが現状でございます。それから相談事例といたしましては、特に就職希望に伴うものが多くなっておりまして、その中でも事務的な職業と単純労働が、この２職種で全体の58％を占めている状況でございます。

それから２点目の、相談窓口の充実強化でございます。これにつきましては、東京都におきましては高齢者の就業システム、この開発に着手いたしまして、現在建設が進んでおりまして、平成８年ですか、完工開設予定の高齢者就業総合センターというものが設置されます。ここが高齢者の就業相談、これらの核になりまして、区市町村各地域のシルバー人材センター、あるいは特に中小企業団体との連携の中で、事業の展開をしようとしているところでございます。このシステムについては、中小企業の大半が、目下非常に慢性的な人材不足に悩んでおります。この長引く不況影響で、新卒者が、採用者が少なくなったといいましても、中小企業のほとんどが、優秀な人材の採用難が続いているというのが現状じゃないかと思っております。

そこで、いわゆる働く意欲と経験、能力のある高齢者との結びつきをやっていこうというような施策の展開でございます。そういうようなことで、これからも市といたしましては、これら高齢者就業総合センター、こういうところと連携を密にいたしまして、また市としても、そのような相談窓口の充実をも図っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

いただいた資料によりますと、また、今の部長の御説明でも明らかでありましたけれども、高齢者の求職者数は、平成４年度の268人が平成５年度では、時代を反映し、２月末現在で503名に達しております。把握していない３月分を含めますと、多分、平成５年度は550名前後となり、前年度の倍以上の方が就業相談に来庁していることになります。相談日に来庁されている方は週１回ですが、多い日もあれば、少ない日もあると思いますが、１日３時間の相談という枠の中では、１人15分程度しか相談に乗れないことになります。老後の生活、生きがいを親身になって聞き、手助けをするという立場で、日野市が日野市の単独事業としまして窓口をつくっていただきたい、こう思いますが、再質問としてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　窓口相談をぜひつくっていきたいと思いますけれども、やはり市町村レベルでは、なかなか相談に応じるというのみにとどまってしまうんではないか。やはりそれには、東京都の先ほど申し上げました総合センター、こういうところとの連携プレーでやっていかざるを得ないという状況でございます。できるだけ早い時

期に検討を加えまして、窓口の設置に努めていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　最後に一言要望を申し上げまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。この不景気がいつまで続き、いつ景気が回復するかは別としまして、高齢者の方は、年々ふえていくことは確実であります。人生80という環境からしまして、職を求めていかれる方は、今後、さらにふえ続けていくことでしょう。時間に制限されず、十分な相談ができる窓口を拡大し、高齢者の生活と生きる喜びを保障される制度拡大をお願いしまして、この一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって10の２、老後の生活二題について問う（１）老人給食の増配食について（２）高齢者就業相談日の充実についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時52分　休憩

午後４時37分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の１、日野市議会議員選挙（平成６年２月27日執行）をふりかえっての通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　それでは、平成６年２月の27日に行われました日野市議会議員選挙について、主に市長にこの感想、それから政治的な評価等含めてお話をしていただきたいと思うわけです。

これは、なぜこの問題を取り上げているかということですが、私も市会議員第１期からさせていただいていますが、その中の一つの重要なテーマとして、ともすれば政治的な対立を不必要に人間関係の中にまで、個人の隅々な中までしみ込ませてしまう対立の図式があると。ともすればそういうふうな方へ暴走してしまうということで、それでは政治家が世界平和を唱える実質的な資格はない、というテーマのもとでずっとこれは市長に問いかけをさせていただきましたし、また市長も、それなりに御答弁をいただいてきているわけですが、昨年の第９回、12回の議会の中でも、これから行われる選挙につ

いてどういうふうに思うか、ということで市長に質問をさせていただきました。その不必要な政治的な対立が議会にそのまま持ち込まれますから、要するに人間関係を前提にした話し合いの政治ではない、対立的な政治の展開が不幸をもたらしてしまうということが随所に見られておりますから、この問題は、私はしつこいほどですが、テーマとして取り上げさせていただいている次第です。

市長にこれはお尋ねしてまいりますけれども、これは９月の議会で私は、選挙法の関係で質問させていただいた経緯があります。すなわち選挙法の141条では、拡声器の使用について、「候補者１人について１そろいのほかは使用することはできない」、こういう規定であります。前前回の議会の中でも、この法の趣旨をお話をさせていただきました。要するに、同じ条件のもとでなるべく公平な選挙をしていただこうというのが選挙法の趣旨ですから、１人の候補者には何台も車が用意され、スピーカーが用意され、ハンドマイクが用意されている。もう１人の候補者は、まさにこの選挙法の趣旨を守って、１台の車で１そろいのスピーカーで市中の中で街頭演説をしたときに、どういうことになるか。明らかに公平を欠きます。選挙法の中にも、時代の推移によっては、疑問に思われるような制度もありますけれども、しかし、この141条の、なるべく各候補者には、同じような条件のもとで訴えさせていただこうという、いわゆる場を同じような条件にするという規定は、非常に大事な規定であります。民主政治の中でも、選挙制度の根幹をなすような公平を担保するような規定でありますが、これについては残念ながら、じゅうりんをされているようなことが行われてきております。それを踏まえて９月の30日の決議として、議会として決議をいたしました。

それは、日野市議会議員の政治活動等に係る決議ということで、日野市議会議員は、みずからの議会活動、日常活動、並びに選挙活動について、次のとおり決議をする。一つ、政治資金規制法及び公職選挙法を遵守し、クリーンな政治が行われるよう努力する。２．他の市議会議員あるいは予定候補者に対し、殊さらの誹謗中傷ないしは事実の歪曲による攻撃を行わない。当然のことであります。（「当たり前でしょう」と呼ぶ者あり）３番目に、物品販売（パンフレット）等に名をかり、拡声器を利用した実質的な選挙運動を行わず、また行わせない。これを９月の30日に決議をいたしました。この決議案に残念ながら反対した方がいらっしゃる。今、やじの中で「当たり前でしょう」という話がありましたが、その当たり前のことが、どういうふうな言葉で言われてきたかということですが、こういう考えであります。

この決議案は、言論を封じ込めるような決議案だ。それも民主主義を踏みにじるもの

だと、こういうことであります。これは憲法違反のものである、こういうことです。要するに憲法で保障されている言論の地位を奪う決議案だという、こういう認識であります。この決議案を推進した勢力は、まさに金権勢力がこれを手を組んで決議案をしたんだと、こういう認識であります。

で、これは私も昨年の議会のときに、市長に、この決議案についてどういうふうに思われるか、過去の政治行動を見られてどう思うか、ということをお話ししましたらば、議事録にも明白でありますが、「夏井さん、当然のことでしょう」という表現の内容でありました。私は、この考え方ですね、要するにこの９月の30日の、むしろ議員の良識の発露だと思います。この決議に対して、片や一方、こういうふうな、言論を封じ込んで、憲法違反であって、言論弾圧である、民主主義を踏みにじるものだ、というふうなことに対して、市長はどういうふうに思われているか、ということでお話をさせてもらいました。で、市長は「それは当然のことだ。決議というのは、別に異論はない」というお話でした。

それで、私は、この選挙法が守られているかどうか、この辺についての感想を市長に聞きたいんであります。当然、こういうふうな考え方で決議に反対した勢力があるわけですが、この具体的なまちで行われた選挙の中で、残念ながら私は、この決議が、やはりじゅうりんをされたという現実を見ております。特に重大なのは、この141条のこの規定の裏側に、いわゆる罰則規定まで入っております。243条で入っています。罰則規定が具体的に形式犯ではなくて、禁固刑まで入っておりますから、かなり悪質な違反ということになるわけですが、今回の市会議員選挙を通じて、市長はこの決議案が守られたのかどうか、お聞きをしたいと思います。お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市長にということでございますので、答えになるかならないかは別といたしまして、一応お答えをいたします。

私も、選挙の機会を何回か経験をしておるわけでございますし、選挙はどのような、いわゆる選挙戦とか政治戦とか言われるぐらい民主主義の一つの理解を求めるいろんな

手だてがとられるということは承知しております。そして、今具体的に今回の２月27日、６日でしょうか、市議会議員選挙の機会のことを挙げられて、前年の９月末日に第３回定例会で決議された決議文、そのこと等、どういう感想を持つかと、こういうことのようでございます。私は、論評する立場でもございませんし、そう具体的な事例を承知しておるということでもありません。おおむね公職選挙法に基づく正しい選挙活動が行われて、市民もそれにこたえ、当然、地方自体の選挙としてのあるべき姿によって、当選の方々がお決まりになられた、このように承知をしております。特に何かその議決のことと合わせて感じたという事例はございません。それが感想といえば感想でございます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　私は市長に、昭和57年の第３回目のときに、私はこの質問を初めてさせてもらいました。要するに政治的な対立を激化させるような現象があったときに、例えば道路ができたとか、橋ができたとか、その裏側に住民同士との、市民同士との間の政治的な憎悪で地域を切り裂くようなことがあったらば、何のための政治かわからない、という話をさせてもらいました。一番それを大事にすべきではないか、ということも話をさせてもらったわけです。ですから、むしろそれに対して汗を流していただきたい、要するにそうならないような形で汗を流していただきたい、ということを私は再三申し上げているわけですが、今残念ながら市長のお話ですと、私の今のこの話に対して、論評する立場にない、こういうお話なんですね。これは市長、今回の議会が始まったときに、初日ですか、のことを思い出していただきたいんですね。所信表明のときに、論評する立場にない。要するに日野の中の選挙ですね。

で、市長は広報「ひの」の中で、二つの広報で具体的におっしゃっていますよね。今の議会の政治家としての行動というのは、非常に疑問に思われるようなことが多くなってきているんだ。だから、それを間接民主主義を補完するような、直接民主主義で補完するような形のものがいわゆる求められている。だからいろんな行政の委員会の中に直接市民に入っていただいてやるんだ、こういうお話でした。これを議会の方で鋭く話をつかれたらば、いや、これは違います、これは国の話です、日野市の議会の話ではありません、こういう話でした。

ところが、共産党の「赤旗」の新聞の中に、まさに明確にそのことを表現をしている部分も出てきました。これは市長がまさにうそを言っていることが、もうここで明らかになった。そこまで広報「ひの」を使って、いわゆる現在の市会議員の政治活動、議会における政治活動について論評しておきながら、要するに裏政治を行っているじゃない

か、パイプが詰まっているじゃないか、これは要するに弊害ではないか、ということを広報「ひの」でお話になっておいて、そこまで論評する立場をつくっておいて、さらに申し上げると、要するにこれは私が指摘をさせてもらいましたけれど、いわゆる国の政治やなにかについても、政党を軒並み政治理念の偏向である、民意を問わない形でやっている、というふうに、全部の政党を批判するような形のことを広報でお書きになっていて、そういうところでは論評する立場にあるわけですね。国の政治やなにかについての首長という立場を超えた、明らかに誤解に基づく、私がお聞きした、要するに政治理念の偏向とは何だといったら、米の自由化の問題だ、ウルグアイ・ラウンドの関税化の偏向でございますと。そこまで市長は広報「ひの」で市民に自分の考えを論評しておきながら、私の今の大事な、要するに選挙のときの弊害的なマイナスの要素の部分が増幅された形で行われれば、それが議会の中にはね返ってきますよ。いろんな政策決定の中で、猜疑心とか、憎悪とか、偏見とか、そういうものがそのまま持ち込まれてしまって、本当の話し合いの政治というのが阻害されてしまいますよ。だから、それに対しては、長としていわゆる一歩でも明るい日野市をつくっていくためには、そういう労をとらなければいけないんじゃないか、ということを再三申し上げて、市長もそれは賛同します、ということをずっとおっしゃりながら、逆に対立をさせるような、激化させるような、むしろマイナスをさせるようなことを最近おやりになってきている。それで私はお聞きしているわけです。

今の話ですと、論評する立場にない、というのはおかしいんじゃないですか。まさに論評しなきゃいけないんじゃないですか。一般質問できちっとやってくださいよ、あとで。論評する立場にないというのは矛盾でしょう。そこまで論評する立場をとりながら、今の私の話は論評する立場にない、というのはどういうことなのか、大きな矛盾ですよね。それが一つ。

それから、おおむね妥当に行われてきたということは一体、どういうことなのか。こういうことで、今のこの現象を追認する立場でいいのかどうか、市民の人は見てますよ。まさに予算委員会ではありませんけれど、やり得だ、むしろ逆の弊害になってきている、そっちの方が正常じゃないか、というぐらいになってきているということです。一つの例が、要するに政治活動と選挙活動との境目を故意的に超えるような形になってくる。これは議員としての良識の問題でございます、というふうに選管の局長は答えざるを得ないと思いますけれど、しかし、実際に市長は広報で、政治は最高の道徳であるということをあそこまで市民の方にお説教されるぐらいなんだから、あそこまで話をされてい

て、このような簡単なことがどうして論評できる立場にないんですか。これは要するに、日野市の明るい政治風土をつくるという哲学が私はなくて、単に政権維持のために、市長の座を保持するためにそこに固守してしまった言葉ではないかというふうに思うんですけれど、どうですか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま私の記しました広報記事で、おしかりをいただいた機会がございました。私もその当時、十分反省をし、みずからの姿勢を正していきたい、このようにもお答えをいたしております。おしかりの趣旨も大いに反省をすることだというふうにも思っておりますし、それから特に今の御質問に、反論をもってお答えをするという気持ちもございません。民主主義というのは、大変概念としてはすぐれた思想でございますが、現実問題には、まだいろいろな矛盾もまた包蔵するということでございまして、フェアに、そして明るく民主主義のルールがいろいろな行事の中で処理されていく、このことはまた大きな望ましい努力目標だ、というふうに言うべきだと思っております。具体的に何か事例を挙げてそれ以上のことを申し上げる立場でない、ということを申し上げたつもりでございます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○委員（夏井明男君）　今、傍聴の方はどなたもいらっしゃいませんけれども、要するに30人からの議員の背後には、そこへ投票した市民の存在があって、また負託があるわけですけれども、今の市長のお話は、反論していただきたいんですね。討論でいいんです。要するに、余りにも矛盾が多いから、その話を私は提起をしているんです。まず初めに、よく市長は、叱咤激励、御鞭撻という話をいつもされますけれど、まず初めに叱咤がありきじゃないんです。私も先ほどお話ししたとおり、昭和57年ですから、12年ぐらい前からこのテーマを追っているわけです。市長もこれについては、理解を示してきたというふうに私は理解しているわけです。それが市長は逆の方向に行かれているんではないかということを、私は具体的な例を出して話をしているわけです。決して私は、それは、夏井さんのその考え方と同じだよ、要するに明るい政治風土をつくるために、自分も汗を流しているんだよ、そのためにはこうなんだよ、と論証してもらいたいんです。そうすれば私も、ああ、そういうふうな物の見方でこうなんだな、ということで話ができますから、私が一方的にこうだというふうに押しつける立場で、それに賛成しなければ、いわゆるおかしいじゃないかという論法じゃないんです。（「そんな論法だな」と呼ぶ者あり）ですから、会議録やなんかには、市民に提供する場ですから、話をした

中で、どれだけいわゆる市民の方との対話ができているのか、その辺が非常に私は大事なところだと思うんです。確かに情報公開、さらには行政への直接参加という要素も必要でしょうけれど、実際にその部分というのは、必要だろうと思うんです。

だから、会議録にも残っているわけですから、反論する気持ちもないという言い方は、私は非常にずるいと思うんです。要するに対応しているわけですから。反論する必要もないということは、もう対話の拒絶なんですよ。ですから、丁寧にそこの部分を、市長としては、そうではないんだ、こういうことなんです、という話をされるべきだ。どうですか。これは私は、テーマとして追っていることですから、お話をぜひしていただきたい。反論していただいて結構です。お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どうも質問の趣旨が、余り私には理解できないんですが、選挙という間接民主主義手法による代表者を選ぶ手続がある。そして、よりよい政治風土をつくるために、切磋琢磨の機会でもあるということで、何かそれにふさわしくないいろいろな出来事のことがあったという御判断のもとの発言だと思っておりますが、私は具体的に、その事例に思い当たる状況も持っていないものですから、論評する立場にないというふうに申し上げておるわけでありまして、何か議論に乗らないという、ひきょうだとおっしゃいますけれど、それ以上の全体の奉仕者としての市長の立場として、あるいは行政執行の責任者としての市長の立場として、そう市民から問われたことは余り意識しておりません。そういうことですから、特に議論に乗れと言われても、議論に乗る材料もありません。そういうふうに御理解をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　今の市長の認識を聞きました。私は今、話をさせていただいたのは、民主政治の中で非常に民主的な選挙の選び方をするとすれば、要するに、なるべく公平な選挙をしようということが選挙法で担保されている。この選挙法の中では、武器の対等ということが大事だ、それにのっとって各候補には車１台、スピーカーは一そろえ、こういう形になっている。ところが、それは一方では、何台も車を出したり、ハンドマイクを出したりするのは不公平だ。この不公平な選挙制度から出てきたものは、民主政治としておかしいでしょうと。これは市長も、これはそのとおりだという話を、もう前回もされているわけです。この今のお話だと、はっきりわかったんですが、論評する立場にないんじゃなくて、そういう現象は日野の中には、まだ自分では知らない。知らないことを議論、問いかけられても困る、こういうことですね。ですから、それで

は、市長が知らないことですから、ほかにそういうことが行われているということを自分は認識もしていないということですから、これでは確かに、議論になりません。

ですから、今度、いろんな選挙のとき、私が市長を御案内しますから、その現場に。現場に私が御案内して、これが市長そうですよというものを、具体的にお見せしますから、それを見て、ぜひどういうふうに思われるのか。これは夏井さん、仕方がないよ、このぐらいの程度は見逃しても選挙法には触れませんよとか、これは切磋琢磨の中の話ですから、これはしようがないですよとか、そういうふうにおっしゃるかどうか。その現場をよく見ていただいてから、またこの話はさせていただきたいと思います。この件については、認識の違い、要するに認識していないわけですから、話はこれ以上進めることはできませんので、その同じ共通体験をしていただいて、それを評価していただくというふうに次回の宿題として譲りたいということで、この質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって11の１、日野市議会議員選挙（平成６年２月27日執行）をふりかえっての質問を終わります。

一般質問11の２、東京都高齢者福祉施策の補助行政と日野市の対応の通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

○23番（夏井明男君）　この問題につきましては、いわゆる高齢者福祉施策につきましては、今議会でも非常にさまざまな角度から各議員の方から質問もされましたし、またこれ以降の公明党の馬場議員の方からも質問があるわけですが、要するに日野市の福祉施策がどういう特色を持っているのか、東京都における福祉施策ということですから、東京都の福祉施策の特色ということにもなるんですが、その中でも23区、三多摩と基本的な土壌が違いますから、いわゆる三多摩の共通の福祉施策ですね、その中でも日野市の福祉施策はどの辺にあるのか、また、どこへ目指しているのかということを、やはり認識をしていく必要があるだろうということで質問をさせていただくわけですが、その中で東京都の福祉局ですか、の方から毎年、いわゆる高齢者福祉施策市単独事業についての書物が、23区、三多摩含めてどういうふうな状況で展開されているのか、毎年報告が出ております。

で、この報告を見ますと、各市の――東京都の方で補助金を裏づけた施策を打ち出して、それを各市で、それを受けてやる事業と、市によっては、まだそこまで整備されていないということで、東京都の補助事業とタイアップできないというものもあります。また、市によっては、東京都の方で打ち出さない施策を市独自として、単独事業として行うところもありますし、さらには、東京都の施策にいわゆる上乗せをした形で、制度

を展開するということもあります。このいわゆる単独事業の中でも、さらに上乗せをした形のものも、東京都の方では単独事業の中に入れて公表しているわけですが、その辺の実情、現状をまずお話をしていただいて、その次に日野市の特色ですね、どの辺に特色があるのか。特に単独事業の中の上乗せ事業というんでしょうか、そういうところに予算の厚みの高低によって、力の入れぐあいが違っておりますから、その辺の施策を展開されるところから、どの辺に特色があるのか、その辺についてのお話をしていただきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

まず、東京都の補助事業でございますが、東京都の補助事業にもいろいろございまして、東京都の施策として東京都が実施主体となって単独で行っている事業、例えばシルバーパスだとか、あるいは敬老金の支給、そのほかに市町村が実施主体となって行う東京都の補助事業、それからもう一つは、いわゆる国の制度に上乗せをした東京都の補助事業というようなことで、いろいろ補助事業の中、複雑に入り組んでいるわけでございます。それで東京都で市町村が実施主体となり、それに対するいわゆる財政負担を行っていく東京都の補助事業につきましては、かなりの数があるわけでございますが、これらについては大体、おおむね日野市においても実施しているのが現状でございます。

ただ、23区には事例があって、日野市には余り事例がないというような東京都の補助事業については、現在取り入れておりませんが、もしそういうようなものについての事例が出てくるような場面になれば当然、日野市としてもその補助事業をやっていきたいというふうに考えているところでございます。それで、市の単独事業でございますが、これにつきましては、それぞれその地方公共団体の地域性といいますか、特性によりまして、さまざまでございます。日野市でやっている単独事業はほかの市ではやっていない。ほかの市でやっているが、日野市ではやっていないというようなことで、その辺、若干の差はございますけれども、なかなかそれだけをとらえて、レベルがどうだというような議論はなかなか難しいんですけれども、大体は各市とも多かれ少なかれ、共通した単独事業をやっているんではないかというふうに考えております。

そこで、日野市の福祉施策のいわゆる特色ということでございますけれども、本市の福祉施策でございますが、これにつきましては、市民の意識調査、あるいはいろいろな調査によりまして、その動向、ニーズ等を把握しながら進めているわけでございます。また、現在までは、さきに答申を得ております日野市の高齢者福祉施策の体系化、これ

らに基づきまして、施策の展開を図っているところでございますが、平成６年度からは、こういう策定いたしました日野市の保健福祉計画、これをもとに施策の展開を図っていきたいというふうに考えております。

日野市の施策の基本的な考え方でございますが、これは当然のことでございますが、高齢者が安心して暮らせる、それを基本にしておるところでございます。特に特色といたしましては、先ほどの御質問がございましたが、食事の確保、老人給食サービス、あるいは高齢者向けの住宅の整備、シルバーピア、それから在宅サービスの充実ということで、ホームヘルパーの派遣援助、寝たきり老人看護手当、ショートステイ、あるいは老人の福祉施設におきましては、浅川苑の特別養護老人ホーム――公設ですね――同じくサービスセンターの充実ということでございます。また、生きがい対策といたしましては、健康管理施策として、シルバー人材センター、あるいは老人クラブの支援、健康管理手当、入院共済事業、このようなものを行っているわけでございます。そのほか、特に社会福祉法人の支援ということで、日野市独自の社会福祉法人日野市福祉事業団を創設いたしまして、この中では特にケア事業に対する助成を行っているところでございます。市民の視点に立つ施策と展開ということで、これからもこれらを基本に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　今、福祉部長の方から、将来の市の展開の話までしていただいたんですけれども、表現の許される範囲で、もう少し鮮明に具体的な言葉で表現をしていただきたいんですが、と申し上げるのは、今のお話ですと、三多摩各市町村の中の、いわゆるここで高齢者の福祉の話をさせていただいていますが、それぞれの施策を展開していると。ほとんど各市がどうのこうのという、私も、どこの市がすぐれている、すぐれていないという話をさせてもらっているわけじゃありません。それは誤解をしないでいただきたいんですが、今のお話ですと、三多摩の各市の中で行われている事業については、ほぼおおむね日野市も取り組んでいる、遜色はありません。また、東京都の事業、主体的な事業、また日野市が主体的になっているもの、ということでお話があったんですが、もう少し、例えば単独事業の中を見ても、実は事業内容によっては、市の財政的な力の入れ方が違っています。これは福祉部長もよく御存じなことだと思いますが、どれだけのお金をその制度に投入するかという熱意は、財政的な投入量でも一定図れるというふうに思うわけです。ですから、今私は、特色というお話をさせてもらいましたが、どういうところに日野市はいわゆる高齢者福祉の中で力を入れてきたのか、それは

比較をすると、もう歴然としておりますから、その辺の話をもう少ししていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　日野市の単独事業、これが日野市の施策の特色、またそこに重点的に力を入れてきたことになろうかと思います。国の制度、あるいは東京都の補助事業については、これは各市町村ともおおむね取り入れてやっておりますので、特に日野市で力点を置いてやっているというのは、単独事業ではないかというふうに考えております。これにつきましては、特に寝たきり高齢者につきましては、寝たきり老人の看護手当、あるいはホームヘルパーの派遣援助、それから痴呆性のショート、ミドル、それから老人の日常生活用具の貸し付け、これら８件が寝たきり高齢者の対策として実施しているところでございます。

それから、ひとり暮らし高齢者ということにつきましては、お年寄りの入浴料の助成、老人の給食、それから在宅老人ケア、これら３件を単独事業としてやっております。

それから医療につきましては、身障老人の機能回復のための助成、それから在宅老人機能回復訓練、老人入院見舞共済事業、これら４件、これらも単独でございます。

それから健康についてでございますが、これについては、理美容券の交付、あるいは生き生き体操、老人健康教室、高齢者健診、これは健康課で行っているところでございます。そのほか、健康管理手当、健康相談、訪問看護指導というようなことで、健康関係については、単独の７件の事業を実施してございます。

それからもう一つ、生きがいでございますが、これについては、敬老金の年齢の引き下げといいますか、東京都は75歳でございますが、日野市は70歳から74歳までということでやっております。そのほか、敬老大会だとか、敬老祝金、同じくそのほか、ゲートボールの普及、老人農園、それからかしの木学級、それから、これは教育委員会で行っておりますことぶき大学等の生きがい対策、９件行っております。

また、福祉施設の面では、かしの木荘、あるいは福祉センターの運営でございます。これは４件でございまして、おおむね市の単独事業としては35件ということでございます。これらについては、やはり国の制度、あるいは東京都の補助事業をも補完する意味からも、単独事業として取り上げている部分がございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　今のお話で、メニューはわかりましたけれども、その力の今入

れ方、各市町村で鮮やかなぐらいに出ていますが、この問題は大きな問題ですし、福祉計画で、今後に向けてどういうふうに重点施策を展開をするのか、再三お話もいただいていますが、次回にもう少し詳しくお話をお聞きしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって11の２、東京都高齢者福祉施策の補助行政と日野市の対応の質問を終わります。

一般質問11の３、行政の本流の通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

○23番（夏井明男君）　質問をさせていただきます。

特に選挙で選ばれてくる首長の立場と、いわゆるそれを補助する行政職の方の立場と、どういうふうな制度的な仕組みになっているのか、保障されているのか、今さら言うまでもないではないかというふうにおっしゃる向きもあるんですが、非常にこの点では、日野市、実際の運用、制度としては骨枠としてあるにしても、実際的にはかなり変形をしている部分が現象的にはあるんではないかということを思うものですから、改めて日野市の態度を確認しておきたい。特に制度ですから、時代によって、その制度の運用、考え方、解釈は変わってきて私は当然いいと思うんですけれども、どっちの方へ変わっていくのか、どこまで運用の範囲で、許される範囲でおやりになっているのか、その辺が混乱をしてきている部分があるというふうに思いますから、日野市としては、将来的にもこういうことを堅持していきたいんだ、法の趣旨ではこうだけれども、これはむしろ厳格に守るぐらいに進めていきたいとか、この辺の問題については、全国の市町村の動向を見きわめて内容を充実させていきたいとか、さまざまな議論ができるかと思うんですが、その辺、基本的なことで結構ですので、お話をしていただきたいというふうに思います。

まず１点は、いわゆる行政機関の市長の補助機関というんですか、いう立場にいるということですね。で、助役は、市長を補佐する立場なんだということを踏まえますと、特別職の市長、首長ですね、それに同じく特別職の助役、いわゆる一般行政職の一般職員、言葉が不正確かもしれませんが、そういうような形になっている。この場合、これは事実関係がどうかということもあるんですけれども、ですから、こういうふうな図式であれば、市長は直接的にいろいろな補佐を受けて執行するにしても、直接的なことを部長、課長に指示系統を出すようなことというのは、むしろ例外的なものだろう、むしろ助役を通じて行政運営をしていくのが正常なあり方ではないか、というふうに私は認識をしているわけですけれども、この辺、市長及び助役は、どういうふうにこの組織の

基本枠をお考えになっているのか、その辺の話をしていただきたいというのが第１点です。

第２点目は、いわゆる市長の補助機関としての行政機関ですから、そこでの自由裁量にしても、独自性にしても、市長と意見の反するような政策展開も、これはもう政策として個人の考え方を捨てて、補助機関として協力をしていくというのが、これは基本的な枠ですけれども、特に内部的な監査というのが非常に重視をされていますが、その内部的な監査の話ではなくて、実質的に係長、課長、部長、助役または市長という線で、この事業についてはオーケーだよというふうな実質的な行政のシステムがあると思うんですが、この辺、どの辺までいわゆる行政職の良心というんでしょうか、そういうものが反映できるようなシステムになっているのか、どういう点に配慮しているのか、その裏側に身分保障があるわけですが、どういうふうな形になっているのか、その辺のお話をしていただきたい。制度は制度としてありますけれども、むしろ制度よりも、制度を運用する、そこら辺の日野市の伝統、慣行というのがあるわけでしょうから、その辺の話をしていただきたい。特に身分保障とも関係するんですが、ある課の課長さんに、今回の事業については、これは目玉だ、ぜひ計画にのせてもらいたい、それがあなたの役だよと。時と場所、力量によってもそうでしょうし、性格的なものもあるでしょうが、実際にそれに取り組んで、できないというものも私はあると思うんです。そういう場合についての対応というのは、日野市は基本的にどういうふうになっているのか。これは一つの例ですけれども、宿題が与えられて、実際にはそれが達成できなかったというふうな場合、一般論ですが、どういうふうな基本枠で進まれているのか、考えがあれば、お聞きをしたいというふうに思います。

以上、お話をしていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（前田雅夫君）　非常に御質問の内容は難しいわけでございますけれども、第１点目は、市政の業務を遂行するときに、市長から指揮監督、いわゆる指揮が出るわけでございます。それを今お尋ねのお話からすれば、助役を通じ、さらに部長、課長と、そういう順序を追って命令を伝達し、仕事を進めるのが常道ではないか、そういう御質問でございます。確かにそのような理屈も成り立つわけでございますけれども、今のこの自治制度の、市長、助役、それから助役以下は、これは法律の中では補助機関と称しておりますけれども、その補助機関を有効に使う手だて、建前、いわゆる理屈は、今議員さんがおっしゃったようなことも成り立つわけでございますけれども、この補助機関の

助役の職という立場が、これは自治法の152条の第１項でうたわれているわけでございます。この条文を説明するのも、非常に恐縮でございますけれども、簡単に申し上げますと、三つございまして、長の補佐をするということ、それから２番目は、補助機関たる職員の担任する事務監督ということでございます。それからさらに、代理ということで、これは市長が欠けたとき等の代理をするという、その三つがあるわけでございます。

したがって、市長の命を受けて業務を行うわけでございますけれども、実際問題といたしまして、すべての指揮命令を助役を通じて行うというのは、今の業務の内容からすると、まず不可能であろう、というふうに私は考えております。これは、ごく一般的に考えられることでございますけれども、特に自治体等では、市長の命令がいわゆる直接助役あるいは課長に行くという例が、これはかなりあるわけでございます。これは事務管理の面からしますと、バイパスという呼び方をしております。要するに今の複雑多岐にわたる、またいろいろ市民ニーズの多いこの行政を進める中で、この垂直な形の指揮命令ということだけでは、実際に行政運営が現実問題としてできないというふうに私は考えております。

そうすると、それではさっき申し上げましたような、バイパスで市長の命令等が助役を抜いて部長、あるいは部長を抜いて課長にというときにどうするかということでございます。これは、やはり平素の訓練、慣行、それから人間関係、こういったものでフォローをしなければならないということでございます。要するにバイパスで通ったいわゆる理事者の、特に市長の命令というものは、すぐにリターンをしなければいけない、そういうことでございます。言いかえれば、直接課長に指示があれば、その課長は、ごく当然のことであれば、それはそれでいいわけでございますけれども、調査研究をしたり、いろいろ判断を要するというものであれば、その話がすぐに部長あるいは助役に返り、それぞれの指示なり、判断を仰ぐ中で、その事業の内容が固まっていく、命令に対しての対応ができる、そういうことでございます。

これは私ども、今までの長い経験からしまして、ここまで言っていいかどうかわかりませんけれども、いわゆる首長の思想信条が異なりましても、実際問題としては、こういうバイパスということがあり得ることというふうに理解をしております。要はさっき言いましたように、それをいかにスムーズに内部調整をするかということだろうというふうに考えております。いわゆるバイパス的に出た指示が、スムーズに行政としてうまく乗るか乗らないかというのは、やはり助役以下の職員の資質なり、あるいは人間関係なり、そういうものがやはり大きく左右するというふうに考えている次第でございます。

あと２点目以降の問題でございますが、いま少し具体的に御質問いただければ、お答えをいたしたいというふうに考えます。非常に抽象的なお答えになりましたけれども、答弁とさせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　今御答弁をいただきましたけれども、もう一つの公務員の身分保障の問題ですね、いわゆる勤務評定ですか、そういうふうな形の仕事の評価も含めて、係長、課長、部長というふうなシステムがある。また、人事の者についても、自主申告ですか、制度も入っているということですね。それで、具体的には、その仕事の評価によって異動していくということが基本でしょうけれども、これは特に総務部長の方の話だというふうに私、今思って質問しているわけですが、そのいわゆる、特に各課を中心にした仕事の中身の評価と、それを担保する身分保障というのが、どういうふうな形で原則として骨枠ができ上がっているのか。要するにほとんどが慣行で行われる、いわゆる職員課の裁量の中で、何の身分保障、担保もなく動いていく要素の方が強いのかどうか。制度としては、これだけきちっとしたものがあります。ですから、長といえども、まだもう少し私は仕事は残っている、というようなことがどの辺まで言えるのか。どこの仕事も補助機関だから、どこへ行っても補助としての性格があるんだから、あすからもうこっちへ来なさいよといえば、そのまま、わかりましたということで、すぱっといくような形の人事が本流になっているのか、日野市の中では。そうじゃなくて、一つの仕事、課題として与えられれば、それが達成するまで具体的に応援体制があって、させるような形のシステムになっているのか。要するに実際のシステムと現状の、それをバックアップする制度と、今のおっしゃった話、先ほどのお話、まだ続くんですが、それを個人のいわゆる一行政職の一般職員の立場から見て、どのようにそれが展開をしているのかということを、考え方等があるのかということも言いたいんですけれども、どうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

具体的な事例で質問、例えばいたします。それが一つです。今、身分保障の観点から見た行政職の信念というのはどの辺まで貫けるのか、貫けないのか。もうツルの一声で、補助機関なんだから、もうそのまま行ってしまうというふうなものであるのかどうかということです。その話です。

具体的に申し上げると、昨年、これも余りいい話じゃありませんが、いわゆる市長の寄附行為の事例がありました。あの対応、それから実際の実例、展開していった例、市長もまさに、今助役の答弁された、まさにバイパスをそのまま突っ走っていった結果か

なというふうに見ているんですが、あの処理の仕方ですね。どういうふうなのが日野市の常道なのか、さらにまた、去年要するに市長は、専決処分で減俸処分ということでおやりになった。あれもまた異例中の異例ですけれども、あそこまで暴走して、議会でチェックをされて、とどまったという、ああいうふうな暴走の事例を具体的にこう見ていきますと、もう一つ申し上げますと、例えば今回の予算委員会の中で、約3,000万の減額修正の事例がありました。市長はまだ気がつかれていないのかもしれませんけれども、あれは職員のためだと。制度の趣旨を話し合われて、訂正をされていない。ああいうふうに暴走されていくといったときに、最終的には内部で、先ほど助役がおっしゃった、人間関係の問題、慣行の問題をスムーズにさせていく、そういう厚みの中で、制度は制度としてあるけれども、その中でいい仕事をしていこうという人たちの集まりの中で、いい展開で着手していくということもありますけれども、最近見ていますと、議会の方でその暴走を防がなければいけないという場面が、私の記憶では、ずっと数年来続いてきています。で、これは根本的な不信につながるわけですが、議会の方のチェック機能がむしろそこまで暴走してくるのを、これからもまた来るだろうということで予測をしながらやっていかざるを得ないのかどうかですね、これ以上神経を使って。その辺が行政機関として、課とか部とかという組織体はあるにしても、壊れてきているんじゃないか。いわゆる行政の方の立場として、いい仕事をしたいわけですよね。個人の立場を超えても。

私は立派だなと思うのは、要するに我々行政職は、補佐機関です、補助の立場です、補助していく立場なんです、ということを顕示されている。仕事ができる人であればあるほど、そこを個人的な感情と分けて、物の見事にされている方が随分いらっしゃる。だからこそ聞いているんですが、そういう方々の良心的ないい仕事をしていきたいということの結集の中で、要するにどうもこれはおかしいではないかというものが、具体的に細かいことを取り上げると切りがありませんけれども、出てくる。日野市の場合は、他市の方と具体的に私は比較をしませんけれども、中身を聞いていると、かなりその事例が多くなってきているんじゃないか。むしろ議会に上がる前に、自主的な浄化作用ではありませんけれども、制度としてのチェック的なものもあるかもしれませんけれど、それ以上に事実上のチェック的なものが、私はたがが外れてきているんじゃないかということを思うんです。

それで今、先ほど、バイパスの話をされましたけれども、そうすると、この話は、本来的には、いわゆる助役というのは、制度としては、助役を置かなくてもいいというふ

うになっていますから、それで構わないんです、というふうに議論されてしまいますと、ちょっとそれ以上の話はできないんですけれども、助役のいないところはほとんどありませんし、助役が今、随分時代的にも、これは重要なものですから、そういう議論をされないと思いますが、要するに助役というのは、特に今助役は、行政職の内部から上がってくる方がほとんどですね。事実上、首長は選挙で選ばれてきますけれども、政治的な色彩というものをろ過して、一般行政職の中で行政の計画性、その中で解消していく非常に重要な私は立場に今、事実上、いると思うんですね。この制度以上に期待はかかっているというふうに思います。

今回、基本構想を、今また長期計画も、今議会の方で審議をされているわけですが、実際、基本構想にしても、どなたが市長になられても、変わらないものがあるんだ。ですから、今森田市長のもとで基本構想をつくるけれども、これが市長がかわった後で、また基本構想を変えましょうと、そういうものじゃないから、基本構想を今つくっているわけですね。揺れを、時の首長に変わったんではたまりませんから、そこに計画性が出てくるわけで、その計画性をなるべく守っていこうということが、私は行政の本流だろうというふうに思うんです。時代の要請もあるでしょうけれど。だから、選挙をエポックにした変形していく部分、選挙を目当てにした財政計画の裏づけ的なもの、多少、それは私はあると思うんです。国もありますから、ないというのはうそになると思いますけれど、それは日野市では最近、すごくゆがみがかなり私は、計画性、計画性ということでおっしゃっているけれども、ひずみが、ゆがみが出てきているんじゃないかというふうに、今、総論の部分としてお話をさせてもらっています。そのゆがみがどこから出てくるかといえば、やはり私は、内部的なものではないかというふうに思うんです。その辺、制度的にはこういうふうに保障されています。実際に市町村団体のバイパスの話もありましたけれども、本来的にバイパスの話が正しいのがどうかですね。これは助役の人間性とも関係してくると思います。で、助役のところで一心に集めて、それをまた分けていくというのは、これは不可能です。これはもう、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、いわゆるこのバイパスの中身にまさに混乱を極めている部分が――極めているということじゃない、混乱を来していく大きな要素があるんじゃないか。この部分を私は、組織体としてやっていかないと、私が今具体的な事例を出させてもらいましたが、まだほかにもありますけれども、こういう問題が私は噴出をしてくるんじゃないかということで質問をしています。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　私で答えられるところは、満足な答えかどうかわかりませんけれども、答えさせていただきたいと思います。

我々は、一般職の職員でございますけれども、これの身分保障という件でございますけれども、御存じのように我々職員は、一定の試験を受けて、その成績によって採用されて、職員になってくるわけです。ですから、今度職員になれば、勤務成績等によって、昇任したり、昇格したりしていくということが一般的な姿でございます。日野市においても、以前から、これは管理職は別ですけれども、職員については、毎年１回、自己申告というものを行って、提出してもらっております。それは、希望とかいろんな意見を書いて、そして管理職に直接通さずに、職員課に上げるという制度のことで、それは人事異動とかなにかに活用している。もう一つは、管理職による部下の勤務評定をやっております。これを双方合わせて、その職員の異動とか、適正を見ているのが現状でございます。そういうことで、我々職員としては、一つの性格づけという形は、採用されれば、一応終身職としての身分が保障されているということは、言われるわけでございます。

それからよく、私たちは研修で、管理職というものはどういうものだということを、研修を受けたことも何回かございますけれども、確かに管理職というものは、部下もあり、上には理事者というのがいるわけですけれども、理事者は、特に市長さんは、市民の選挙の洗礼を受けて、出てくるわけです。ですから、いろんな公約もなされますし、任期は４年ですから、４年の中で何かをしていくということを市民に訴えて当選してくることがあります。そのような形の中で、我々管理職が、その４年の中で市長さんがやりたいということと、我々職員との現実の中でギャップがあること、その辺の潤滑油をどうするかというのが、我々一般管理職が一番苦労しなきゃいけない点だろう。それをどう職員として理事者の補助職員として仕えていくかということは、やっぱり一番考えなきゃいけないところだということを、よく研修の中では受けたことがございます。そのようなわけで、我々は市長の補助職員として、できるだけ市長の意図するところを補助していかなきゃいけない立場だろうとは思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　　助役。

○助役（前田雅夫君）　　職員の異動の話が出たわけでございますけれども、私はかねがね、役所の仕事を行うというのは、問題の解決であり、また、職員を育てることである。言いかえれば、職員を育てることによって、役所の仕事も能率上がるし、行政目的も達

成できる、市民の期待にも沿えることができる、そういうふうに理念的に考えております。したがって、人事異動につきましても、ただいま総務部長からもお話がございましたけれども、具体的には、自己申告でありますとか、あるいは勤務評定でありますとか、所属長の意見でありますとか、そういったものを総合的に考えて、その職員が将来的に伸びるような、そういう観点を一応基準にして行っているというのが大原則でございます。しかしながら、これだけ1,600人からの職員がいるわけでございますから、全部が全部そういうわけにはいきませんけれども、例外というものもございますけれども、そういう考え方で行っているということでございます。

それから、先ほどの答弁の中で、若干、ちょっと私は、例外的なものを強く申し上げたわけでございますけれども、やはり建前は、夏井議員さんがおっしゃいましたように、市長から助役、助役からまた部長、課長と、こういう形で命令が届くのが、これが一番正しいし、また、ほとんどそういう形である。ただ、例外的には、いわゆるバイパスのような形はある。これはごく一般的にもあるし、それをまた内部でうまく消化不良にならないようにやるのが、我々助役であり、管理職であるというふうに考えて、それを申し上げたということでございます。すべてがバイパスということでは、全くございません。

それから、あと一つ、私の助役の立場から、若干申し上げますと、今のこの日野市の状況を見ましても、業務内容というのは多種多様、非常に奥も深く、いろんな法令が関係してくるわけでございます。すべて私が、下から相談がなくても指示をするということも、実際には不可能な部分もあるわけでございます。また、部下の方から上がってくれば、それなりの助言なり指導なりができるわけでございますけれども、場合によると、現実問題として、そういうものも若干、欠落する部分もあるということでございます。やはり、市民の信託を受けて行政を補助職員として行うわけでございますから、できるだけそういうことがないように、職員一同、一生懸命やっているということでございます。御指摘の点は十分理解をいたしますし、また、今後こういった、私から見ますと、誤解に近いお話だというふうには思うわけでございますけれども、こういうことがないような努力を一層いたしたいというふうに感じたところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　今、私の話で、誤解の部分もあるんではないかということですが、私は、それほど誤解をしていない。むしろ正確に言い当てているんではないかというふうに思っています。先ほど、ゆがみの問題を話をさせてもらいましたが、これは私

の方でこれから論証しなければいけない部分ですから、これは引き続き、非常に大事な部分ですので、取り上げさせていただきたいと思っています。

で、一番哀れな話ですけれども、人間のつくった組織ですから、それも不合理さを含めて仕方がないという部分もあるんですが、それは度が過ぎると許せないという形になりますけれども、ある国のある市の話ですけれども、定年間際の方に、役職をちらつかせて、あなたがこれをやれば、ポストがあるようなないような話を、心にもないようなことを言って、餌でやる姿、また、それをわかったときの怒り、無念さ、これは立場を超えて、私はあると思うんです。そういう現象があるとすれば、これは人事においても、また行政観の誇りからしても、無残やり方ない話だろうというふうに思います。

先ほど、病院長の話がありましたけれども、市長は、これから礼を尽くしますと言ってますけれど、私は、取り戻せないと思います。もう、一線を超えている話だと思います。身近ではそういう話があるわけですけれども、そうなっては、私はもう、人事の邪道だと思うんです。それを制度的にそこまでカバーしろったって、カバーできないわけですから、じゃあ、それをだれがカバーするかといえば、いわゆる行政の自負をされている方々が、本流を走っているという自信のある方が、守り合っていく、行政観の良心を保持していくという戦いを、私は最低限していただかないといけないだろうというふうに思います。これはどこの市でも同じだと思いますけれど、課題としては。

最後に、市長にちょっとお尋ねします。市長にこれは基本的にお尋ねするんですが、今助役のお話ですと、多種多様、非常に複雑な法律も入り組んで、専門化してきている、また複雑化してきているという話ですね。私は、現在の首長のあり方というのはどういうものなのかということは、わからないわけですが、市長の基本的なスタンスとして、なるべく権限を分散をして、任せていくというふうなスタンスの方が、これからの行政のあり方としては、やはり中心的な流れではないか。やはり、市長として直接選挙で選ばれてきて、従来の行政のあり方というのが、時とすれば時代おくれになる部分もある。そういう部分も含めると、まだまだ、直接選挙民から選ばれた首長としての権限を、できるだけ隅々まで回転をさせて、さまざまな行政分野のものについても目を光らせていくのが、やはり市民に対する、負託に対する答えだというふうな基本的な立場、こっちだ、こっちだというふうに私は言えないと思うんですけれども、状況によって、場所によって違うわけですから、具体的には、市長はどちらのスタンスで進まれようとしていくのか、その辺、基本的な考え方を最後にお尋ねをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長という役目をみずからいつも考えるわけでありますが、いわゆる行政組織としての縦の垂直関係、これは日野市では、特に問題があるということは、感じておりません。今御指摘の、なるべくスタンスとしては、組織になるべく本来的な仕事を、みずからの取り組みにゆだねながら、処理、消化していく、予算を執行していくということは、もう、ほとんど大部分だというふうに思っております。

それから、市長としての市民公約、あるいは政治姿勢、これも本来的にあるわけでありますので、それらのまた立案、遂行につきまして、ある程度の取り組みの指示を行うということもあるわけではありますが、大体、現在、日野市の庁内では、私自身の政治姿勢、あるいは政策もかなり理解をされて、市民からの特別な指摘を受けるようなことは滅多にない形で処理できておる、このように感じております。昨年の市長選挙で、まだ当選したばかりでございますので、どなたもあきらめたなんていうことは、私自身は考えておりません。誠心誠意、お務めすることによって、任務を全うしたい、こういう考えであります。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長ですね、今公約の話をされました。また、総務部長も、公約といわゆる行政の計画との兼ね合い、そこで苦労があるんだ、というお話もされました。そのぐらいに私は、公約は大事だと思うんです。いや、実際に達成できないことを公約したら、これはうそになっちゃうんです。この間、小川議員が指摘をされましたけれども、私も歩いたときに、夏井さん、あと５年間で下水道事業完成するんですね、という話なんです。１カ所だけじゃなくて、聞きました、随分、いろんなところから。私は仰天しました。あれは、この間の答弁でも明らかなように、市長は公約しているんですよね。まして今回のような基本構想、長期計画という立派な本になって出てきますと、公約はうそでございます、基本構想、長期計画はこっちが本当でございますという、二枚舌は使えないわけです。

ですから、基本構想、長期計画の中でも、これは具体的には、どこの重点政策ができるのかということを器用に縦分けて、こっちはうそだけれど、こっちは本当だけれどということを、一般市民の方は、そんな選択はしません。ですから、どなたが公約するかによって、私は随分、重さが違うと思います。詐欺ではありませんけれど、白紙に近い詐欺だったら、これは重いですよね。明らかに見えるような、一目でわかるような詐欺だったら軽いですけれど、市長は、長年もう市長をおやりになっている。その立場で、５年間の下水道事業が完成しますなんていうことは、幾ら選挙があったとしても、選挙

に勝とうと思っても、言っちゃいけないことです。結果的にうそなんですから。

ですから、基本構想、長期計画を今やっていますけれども、そういう点では、市長は行政の責任者として、５年間で行政の方に、行政のまさに補助機関の方に、下水道事業をやりなさいという立場なんですよ。それがそのまま言えないし、言わないし、論評する立場でもないという立場をとれば、これはどういう評価かといえば、ずるさなんです、狡猾さなんです。私は、５年間で下水道事業ということは、本当にショックを受けました。しかし、この間の本会議で、あれは目標でございます、努力目標でございます、というお話ですね。市民にそんな話ししたら、怒りますよ。ですから、もう少し責任を感じてもらいたい。そういうことのはね返りがみんな行政機関に来ちゃうんです。まちを歩いてて。市長は、マイクでいっぱい話していることを存じ上げないぐらいにまちを歩いてないから、わからないんです。まちを歩いていれば、そういう声というのは、出てくるということはよくわかると思います。これは皮肉ではないですよ。市長、完全にずれてます。もう少し考えていただきたい。

この問題については、また引き続きさせていただいて、以上で終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって11の３、行政の本流の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は４月の13日、水曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時５分　散会

4月13日　水曜日　（第13日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第13号）

4月13日　水曜日　（第13日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年4月13日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時５分　開議

○副議長（宮沢清子君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問12の１、所信表明及び保健福祉計画について問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

21世紀における本格的な長寿社会への急速な移行に対応すべく、地域における新しい社会福祉システムの構築を目指して、老人福祉法等の一部改正を行い、市町村及び都道府県におきまして老人保健計画を策定するものであります。お年寄りが住み慣れたまちで安心して老後生活を送るためには、いつでもどこでもだれでもが適正な負担で保健福祉サービスを受けるものであります。日野市福祉計画の策定におきましては、職員参加や市民参加及び計画の策定の諸問題につきまして、平成５年度第２回定例会で質問を行ったところでございます。今回は、内容につきまして一部質問をさせていただきます。

第１点の質問としまして、ハード面としての中心的な役割であります高齢者在宅サービスセンターは、日野市地域高齢者住宅計画によりますと、長期的目標として、各中学校区に１カ所とし、当面の目標として４地区の設置を予定されているところであります。計画目標の平成12年までの後期に５館を設置し、７館とする予定と今回の福祉計画ではなっているところでございますが、この設置計画及び地区の区割をどうお考えになっているのか、これについては、余りはっきりした明確なものが出ておりませんので、考え方についてお伺いいたします。

第２点目としまして、お年寄りや体の不自由な方も安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり実現への計画的内容につきましては、第３次基本構想、基本計画等の整合性もなかなか不明確な部分がありますので、これについては、具体的にどういうふうな形で推進されるのかお伺いいたします。

質問３点目としましては、ソフト面としてのお年寄りなどが若い人とともに、地域社会での一員として、生きがいを持って自立した生活を送ることのできる条件整備や余暇環境整備についての基本的な福祉計画に基づいた方向性について、お伺いいたします。

それから、４点目としまして、保健・福祉計画を促進するため、市民の積極的な参加があってこそ、福祉社会が実現可能になることは周知のとおりでございます。計画では、具体的な市民参加をどういうふうな位置づけにしているのか、ちょっと不明な点がありますので、この辺についてもお伺いいたします。

第５点目としましては、保健・福祉計画を実施するに当たりまして、医療、福祉、保健の連帯を図るため、保健と福祉部の組織統合や組織改革、また福祉計画を進めるための各種機構体制、またネットワークについて、この辺についても福祉計画の中では、はっきりした方向性が見出しておりませんので、この辺はどういう方針で進めるのかお伺いいたします。

６点目としましては、第３次基本構想や基本計画、保健・福祉計画に基づく福祉のまちづくりが、全体的な手法が不明確でありますので、全庁的などのような位置づけの中で、今後、整合性を持たせながら進めていくか、とりあえずこの６点についての御質問をいたします。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さんにの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

まず、第１点目のハードの面での高齢者在宅サービスセンターでございます。これの設置計画あるいは区割でございますが、一応、保健・福祉計画におきましては、平成12年までの設置箇所数を表示したところでございます。基本的には、中学校区に１館ということでございますが、その中でも、ショートステイを含んだ規模の大きいものについては、大体、今現在、浅川苑とそれから今回できました栄町の高齢者サービスセンター２館でございますが、できれば、市内に４カ所ぐらいそういう規模の大きいものをつくっていきたいというふうに考えております。そのほかにつきましては、やはり通所に便利なということで、できるだけ地域に配置していきたいということで、その他につきましては、規模の大きいものをあわせまして、中学校区単位で１館ずつ設置の予定でございますが、一応そういうことで現在進めております。

それから、区画については、まだこれといった明確な場所が特定できませんので、とりあえず現段階では、中学校区単位に１館という予定でございます。

それから、２点目のいわゆるソフト面といいますか、生きがいづくりをどう進めるかという御質問ではないかと思いますが、何といいましても、豊かな生活の土台となるのは健康であると言っても過言ではないと思っております。資産やあるいは所得が多くございましても、健康でなければ楽しい豊かな生活を送れないというふうに考えておりま

す。また、健康は個人のみによって、また行政サービスのみによって実現できるものでもございません。やはり、個人の意識と社会環境の整備が相まって実現できるものと考えております。

まずそういうことで、特に保健サービス、健康づくりの支援、あるいは地域医療体制の整備が課題でございます。生活実態調査アンケート結果を見ますと、生きがいを感じるというような中では、特に働くこと、これが24%、それから学習や趣味、これらが22%というようなことで、いずれも働くこと、学習、趣味等が上位を占めております。この生きがい対策につきましては、やはり個人の意識の啓蒙といいますか啓発、それから、シルバー人材センターあるいは老人クラブ活動への支援、また生涯教育の一環としての各種の学習講座の開催など、関係機関と連携を強めまして推進していきたいというふうに考えております。

それから、市民参加の関係でございますが、具体的にどう進めていくのかという御質問ではないかと思いますが、今回、日野市保健・福祉計画の策定に当たりましては、老人あるいは障害者、児童と、関係者の多くの方から、策定に当たってのアンケート項目によりまして、いろいろ御回答いただいております。あわせまして、非常に多くのアンケートと一緒に自由な意見、御要望をいただきまして、また一般市民あるいは団体からも、貴重な多くの御意見、御要望をいただいているところでございます。これらはいずれも基礎資料となる貴重な御意見、御要望でございます。特に、これらは市民のニーズの把握、これに一番の重点を置いているわけでございます。

それから、もう一つはいろいろ市民参加のあり方が問われているわけでございますが、私どもまだ市民参加のあり方について、これといった定着したものを、現在までは持っておりませんでしたが、これらニーズの把握に努めますところのアンケート調査も、これもまさに市民参加ではないかというふうに考えております。

また、これからは、特にいわゆるニーズの把握の市民参加と同時に、地域住民が主体となって活動を進めていくための市民参加、こういうものが非常に大きく求められてきているんではないかと思っております。特に、これからの高齢化社会に向けては、行政のみで対応していくことはなかなか困難でございます。地域の市民それぞれが、それぞれのプランによりまして活動を進めていくということで、これには積極的に市民参加でなく行政参加という形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、5点目の医療と保健、福祉の連携ということで、その体制づくりでございます。これにつきましては、特に計画では、保健、福祉の連携によりますところのト一

タルケアサービスが大きなポイントとなっております。現在の組織体制を見ていますと、制度上から来るところの、いわゆる縦割行政組織的な面があるのではないかということでございます。これは否めない事実でございますが、今後、十分検討を加えた中で体制の見直しを図るとともに、またサービスの提供システム、これらの整備の中におきましても、保健、福祉、医療など相互調整と連携を図って総合化、体系化を推進してまいりたいと思います。現状におきましては、各セクションの連携を密にいたしましては、総合化を推進してまいります。

これに伴いまして、本年度からは、予算的にもお認めいただいたわけでございますが、高齢者のサービス調整連絡会を発足させます。高齢者の多用なニーズに対応した適切なサービスを提供するための組織としての効率的な活用を進めてまいります。そういうようなことで、体制が整うまでは、このような連携の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、福祉のまちづくりの全体的、全庁的な方向でございます。これにつきましては、一応福祉のまちづくりという観点からは、いわゆる交通網のアクセスの改善だとか、高齢者あるいはお年寄りも不便を感じない、そういうふうなまちづくりを進めていこうということで、一応、計画の中にはその推進を盛り込んだところでございますが、総体的なまちづくりということになりますと、御指摘のとおり、今後、全庁的な観点からとらえて、さらに検討を加えていかなければならないと思っております。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。今の答弁を聞きまして、せっかくこの福祉計画を立てた割には、いろんな詰めができていない、また、具体的な方向が見出せていないということを強く感じておったんですけど、非常に残念だな。もう少し具体的な方向性がしっかりしたものが、当然あるべきでありますが、なかったことは非常に残念であります。

第１点の高齢者在宅サービスセンターにつきまして、非常にもう少し市内を中学校区に１館をつくっていくんだということは、これはわかっておるところなんですけど、具体的にこの福祉計画の中でもう少しどういう方向で、在宅福祉の一番メインとなるサービスセンターが、どういう配置の仕方をしながら、どういう地域住民とのかかわり合いを持って、どういうふうに進めていくんだということが、非常に不明確で非常に残念なんですけど、先ほどの答弁の中では、大型館を４館つくっていきたいんだ。そして、そ

の他はそう大きくないの、合わせて中学校区に１館つくっていきたいんだというような趣旨の答弁でありましたが、これ、一番重要な部分ですからもう少し具体的に、区割についてはまだ不明確であるというような答弁がありましたけど、非常にこの区割についても大事な要素ですから、平成12年までどういうふうな基本的な考えの中で、地域にサービスセンターをつくり上げていくんだというような方向性を、もう少し詳しく答弁をお願いしたいと思います。

それから、２点目の福祉のまちづくりということも、非常に重要な要素なんですけど、これについても福祉だけの問題ではありませんし、全庁的な中で対応していかなければいけない問題は、当然でございます。ところが、これについて、今後どういうふうに進めていくんだ。具体的な組織体制の中で、どこが責任を持ってどうまとめ上げて、この福祉のまちづくりをつくり上げていくんだという方向性がないのが非常に残念なんですけど、その辺は、今後どういうふうに進めていくんですかね。福祉をメインとしながら、関係部署とどういう形の中で進めるか、これが、本来であれは、この福祉計画の中でどういう体制にしていくんだということを、本来、明確に方向づけがあってしかるべきなんですけど、その方向すらないのは残念でありますので、その辺、もう少しそれについてお伺いいたします。

それから、３点目の生きがい問題、また余暇問題につきましても、もう少しその辺も非常に重要な課題でございます。この問題は、お年寄りだけの問題ではなく、今の若い世代も必ずお年を召してきますし、この辺はどういう対応をしていくかというのは、非常に大事なことになりますので、この辺はもう少ししっかりした方向づけも見出していただきたいんですね。この辺についても、もう少し突っ込んだことがあれば答弁いただきます。

５点目の組織改革につきましても、少なくともこの福祉計画を進めるにつきましては、そのバックボーンとなる福祉部をもっと充実強化する必要がありますし、特に保健との兼ね合いが出てきますから、この辺は具体的に組織体制を早急に一本化しないと、非常に進めるために障害が出てきますので、この辺、各市もそれぞれ保健関係も福祉の中に取り組んで、それぞれ対応を各市はもう既にしておりますので、日野市ももう少しこの辺については、しっかりした方向性を見出してどう対応していくのか、これを早急にしていただきたいと思うんですね。その辺についての、もう少し答弁をいただきたいと思います。

それと同時に、この福祉計画を策定して、これを実際、運用する場合に、どういうふ

うな庁内で、先ほどサービス調整を設けていきたいというような形がありましたが、もう少し具体的に、組織体制をどう明確にしながら、この福祉計画に基づいて実施していくか、これについてもっとはっきりしたものがないと、せっかくできたものが対応できない、消化不良を起こしますので、この辺、もう少し突っ込んだ方向性を見出していただきたいと思います。

それから、市民参加につきましても、残念ながら今の部長の答弁では納得いかない部分がございます。であるから、そういう今の答弁でありますと、市民のニーズを把握して、そして定着した方法を、現在持っていなんだ。今後、地域住民が主体的に参加できるようなものをつくり上げていきたいんだというような趣旨の答弁かと思うんですけど、そしたら、これをどういう形で具体的に進めていくんだ、その辺のもう一歩踏み込んだ方向性ができませんと何にもなりませんので、その辺、もう少し懇切丁寧なもっとわかる答弁を総体的にいただきたいと思いますので、再度よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　再質問につきまして、お答えしたいと思います。

高齢者在宅サービスセンターでございますけども、これにつきましては、特に今度の保健・福祉計画の中では、在宅福祉サービスを基調とした内容となっております。そういう意味からも、この在宅サービスセンターは、いわゆる地域福祉の中核となる施設でございます。将来的には、ここを拠点にホームヘルパーの派遣等、実施していきたいというふうな構想は持っているわけでございますが、この区割でございます、これにつきましては、中学校区単位ということで御理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、福祉のまちづくりのことでございますけども、これにつきましては、現在、この福祉のまちづくりの整備要綱というのがございます。昭和62年ですか、策定したもので、かなり時間も経過しているわけでございますが、一応これらを基本に進めてまいりたいというふうに考えておりますが、何分にも要綱ということで、なかなか強制力とか実効性がややもすると薄れるわけでございます。そういうようなことで、これら東京都もここで条例化ということで、かなり検討に入ってございます。特に、福祉のまちづくりというのは、日野市だけに限らず東京都全体あるいは日本全国統一した基準でやらなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう意味では、今後、東京都の条例化等も見た中で要綱の見直し等も考えていきたい。特に、そういうようなことで、環境整備につきましては、先ほど申し上げましたが、交通アクセスの改

善、特にこの中では移動手段あるいは関係機関の協力を得ながら低床バスだとかあるいは交通網の整備を図っていかなければいけないと思っております。

そういうことで、要綱につきましては、いわゆる社会的に弱い人々に配慮したまちづくりというのが、基本になろうかと思っております。

それから、３点目の生きがいの余暇でございます。これらについては、やはり生きがい対策の一つとしては場所ですね、場所の提供は、できるだけこれは行政で配慮しなくちゃいけないんじゃないかなと思いますが、やはり基本的には、お年寄りの生きがいの啓発ですか、こういうものを大いに促していくと同時に、今申し上げました場所の提供をしたり、あるいは生涯学習の中でのいろいろな催し物、こういうものを通じて、生きがい対策をつくっていきたいというふうに考えております。

特に、老人クラブとか就労の面ではシルバー人材センター、こういうものへ十分積極的に支援をしていかなければならないんではないかというふうに考えております。

それから、３点目の組織の体制といいますか一本化の問題でございますが、特にこれからは、保健、福祉、医療のこの連携が最も重要な課題として求められているわけでございます。現状では、先ほど申し上げました若干縦割的なところもございますけども、早急に庁内で十分検討いたしまして、これからの高齢化社会に対応できる組織体制に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、この保健・福祉計画に基づきます今後の運営、展開でございますけども、これにつきましては、一応、今回の計画に盛り込んだ目標数値等は平成12年までの、あくまでも達成していきたい目標数値でございます。この目標数値達成のために、これからさらに具体的な財政フレームをつけた財政計画を立てていかなければならないんではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、最後の市民参加でございます。これにつきましては、先ほど定着していないというような回答をしたわけでございますが、市民参加の推進ということで、一般論になりますか、また私の私的な見解になるかもしれませんけども、なかなか市民参加の手法というのは、いろいろあるんではないかというふうに思っております。今回の策定に当たりました、いわゆるアンケート、それから調査委員会の構成、これらも非常に多くの市民の代表的な方たちの御参加をいただいたわけでございますが、これらも市民参加の一つではないかというふうな認識でおります。いろいなケース・バイ・ケースというようなことで、今後、市民参加のあり方を検討していきたいというふうに考えておりますが、先日、市民参加の要綱もできましたので、これらに基づいてやっていかなきゃ

いけないんではないかというふうに思っています。

いずれにいたしましても、これからの行政は、やはり市民の参加の中でやっていかなければ、特にニーズの把握についても、本当に実りのある行政はできないんではないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　では、もう少し具体的に質問させていただきます。

第１点の、高齢者在宅サービスセンターの取り扱いについては、今の答弁では、中学校区単位で設置していくんだということでございますが、この福祉計画では、その辺がうたわれてないんですよね。具体的にどういうような中学校区に１カ所つくるということが、具体的に何にもそれが提示されていないんですけど、一番今回の中でメインとなります在宅の方にとっては、サービスセンターがどこにできるんだ、そして、そのサービスセンターがどう地域とかかわり合いになっていくかということが、非常に重要な部分になっておるんですけど、その一番基本的な部分が、本来、他市のいろいろと老人福祉計画等を見ますと、一番メインの中で区割ということはもう明確にうたわれて、その区割に従いまして、具体的にサービスセンターを何館どこへつくるんだという大きな枠というのが、でき上がってきているわけです。

ところが、日野市の肝心な地域に接した一番大事なサービスセンターの位置づけが、非常に不明確なんです。これについては、何のための福祉計画をつくったかという基本的な部分に、どうしてもかかわってくる問題ですから、もっとこれははっきりしていただきたいんですね。この計画の中では、最終的には後期に５館建設をしていきたい。そして、７館の体制でやっていくんだということは、それは実施計画の中で５館というのは明確になっていますけど、では、この辺は地域ブロックの中でどういうふうにかかわってやっていくのか、この辺はどういう方向でやるのか、もう少し明確にしていただきたい。この基本的な部分がはっきりしなければ、先に進めない大きな問題になってまいりますので、その辺をしっかりしていただきたいと同時に、日野市の日野市保健・福祉計画の特徴というのは、何が一番特徴なんですかね。他市に比べて特徴、どこをメインとしてこの福祉計画を位置づけているか、その辺ちょっとよくわかりにくいので、その辺をあわせてまず２点について、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　１点目の在宅サービスセンターについては、あくまでも私どもの前提となるのが、やはり中学校区単位ということで考えております。したがいま

して、あえて区割等ははっきり明確にしていない点がございましたけども、基本的にはそういう考えで進んでいることでございます。

それから、２点目の日野市の特徴でございますけども、これは各市ともそうでございますけども、やはり行政そのものが国の施策あるいは東京都の施策あるいは、またそれら補完する市の単独事業ということで進めております。そういうようなことで、やはり制度上から来る部分というのが大部分でございますので、なかなか各市ともこれといった特徴というのが出てこないのが現状ではないかと思っておりますが、あえて日野市の特徴と申しますと、ハードの面では、今後計画を進めてまいります多摩川苑福祉ゾーン、これが日野市の福祉行政の中核となるということでございます。それから、もう一つは、直接行政によらないところの、いわゆる社会福祉法人日野市福祉事業団でやっております在宅ケア事業、それから、これは直接福祉にかかわりはございませんけども、やはり同じような事業を進めております女性社会事業協会ですか、こういうようなところの行っております、いわゆる家事援助を主体とした事業、こういうものが、あえて日野市の特徴といえば言えるんではないかなというふうに考えているところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　中学校区単位ということは、あえて云々ということなんですけど、問題は、この中学校区単位というものをどういうふうに設定をしたか、その設定した背景について、もう少しお伺いしたいんですけど、やはり中学校区単位と最初に決めたんであれば、なぜこの福祉計画の中に中学校区単位ということをもっと明確にして、その中でどうして位置づけとして、その地域ブロックの役割というのが展開されないんですかね。見ても、これは全然第三者の人にわからないですよ、これは。一切中学校区単位ということは出てきませんし、それと同時にサービスセンターにあわせて、在宅介護支援センター、これがどういう位置づけになって、先ほどの中では最終的には４館的な部分の答弁だったと思うんですけど、この辺がどういう位置づけの中に、ではこの日野市内の中になるべく均等にというか、付近の中でどういう配置をしていくのか、そこが、ではどこの中学校区になっていくのか、その辺のことも本来であれば、もう少し地域性、中学校単位を中心にした中で、もっと明確にこの中に出てきてもいいんじゃないですかね。そういうことも一切、何らうたわれていないということは、では、この保健・福祉計画は、担当者だけが内容がわかって、あとはだれもわからないという実態になってきますけども、策定する意味が薄れていくんじゃないですかね。この辺について、もう少しわかりやすく具体的にどういう地域になっているのか、答弁をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　サービスセンターの区割とかいろいろ不十分な点もあろうかと思います。また、おわかりにくい点もあろうかと思いますが、これらについては、今後計画の中間点では、全体の見直しをやるよう、いわゆるフォローアップ体制も考えているわけでございますので、その段階で明確にしていきたいというふうに考えております。

それから、中学校区単位というのは、これは厚生省の指導によりまして、やはり在宅サービスセンターあるいはそれに併設されるべき介護支援センターというのは、人口２万人に対して１カ所、あるいは中学校区単位に設置するのが適当ではないかというような、国のそのような指導もございましたので、それらに基づいて、そういう前提で計画を策定したところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　確かに厚生省の一つの設置計画を立てる前提として人口２万人程度ということは、よくわかっております。あくまでも、これは全国的な平均的な数値で厚生省は打ち出していますから、地方とこういう人口の密集地とは若干違いがありますから、それをそのまま導入ではなく、では日野市に当たっては、中学校区がふさわしい場所ともう少し拡大した方がいい、その辺はどう論議をして、この中学校規模ということを厚生省と同じ単位にするというふうに結論を見出したか、この辺についてお聞きしたいんです。

今後、財政的な大変な負担も出て、施設整備についても、予定では５館建設する予定になっておりますけど、かなり大変な負担になりますし、この辺可能かどうかという問題があります。いろんな市を見ますと、それぞれ市の中でブロック性をしいて、そのブロックの中で中学校単位を超えて、もっと事情に合わせた中で、それぞれの市の中でサービスセンター、または支援センターも計画しているところが多いんですよね。ですから、日野市が中学校単位でやるんだということを位置づけた根拠、ただ厚生省云々だけでなく、日野市の特質から見て、それが一番ふさわしいんだという、当然何らかの結論が出たのでそういう方向になったんだと推測をしますので、その辺どういうふうな過程を踏まえて中学校区単位にしたのか、それによって、地域住民にサービスが十分行き届くんだ、また財政的にも一番いいんだというような方向性を当然見出したんでしょうから、その辺について位置づけをお伺いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　サービスセンターの、中学校区単位が適切であるというその根拠でございますが、これについては、あくまでも厚生省の計画策定に当たっての参酌すべき目標数値という中にもございますので、一応２万人に１人、中学校区に１館という基本でもって、今回の計画をつくったわけでございますが、ただいま御指摘のあったように、地域の人口密度あるいはサービスセンターを利用しなくちゃならない虚弱なお年寄りの分布、こういうものは、今後の進展の中で十分考慮していかなければならないと思っております。もちろん足りないところには、中学校単位に１館とは限らず、弾力的に整備は進めていかなければならないというふうに考えておりますが、現状では、とりあえず中学校区に１館という計画を進めていきたいというふうに考えております。

それから、後期で５館ということで、財政的に非常に厳しいんではないかというふうな御指摘でございますが、これについても確かに財政環境が非常に厳しいわけでございます。サービスセンターに限らず、この保健・福祉計画が、本当に12年に達成できるかということになりますと、非常に疑問とするところ、心配とするところもあるわけでございますけども、一応12年までの計画ということで、あえて積極的な計画でもって策定したということでございますので、その点、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　日野市地域高齢者住宅計画につきましては、平成３年３月策定されましたけど、その内容を見ますと、高齢者在宅サービスセンター設置検討対象団地ということで、13の団地が高齢者在宅サービスセンターの設置する可能な団地を示されておるんですけど、そのうちの一つが栄町の都営住宅ということで、今回４月から開設するわけですけど、いろいろとこういう資料を見ますと、本当に使う側の立場に立って、どういう形でサービスセンターをつくり上げていくんだということが、どこにも出てこないんですよね。こんな不思議なことはないと思うんですよ。

それで、特に先ほど答弁がございませんでしたけど、市民センター、これも４館ということですから、２館についてはよくわかりました。あとの体制をどういう形で、市内をできれば時間的な距離的な部分とか人口的な部分を踏まえて、どういう形にサービスセンターと併設しながらやるんだという、その辺が明確にどこにも出てきていないんです。ですから、少なくとも偏らないで総体的にどういうふうに進めていくんだ、これをもっとしっかりした、いろんな職員の皆さんとかいろんな人とよく論議しながら、しっかりしたものをつくり上げていただきたいんです。これが、一番の核になってきますから、この核をしっかり論議しないで、ただ厚生省云々だからというそういう論点では何

にもなりませんので、この辺もう少し積極的に位置づけを明確にしていただきたい。

そして、まず財政的に可能なところを優先的にどういうふうにするんだ、その辺のものをやっていきませんと、後で、財政的に大変でしたから一つ足りませんでしたじゃなくて、その辺の位置づけ、まずどういうふうに分散をしてどこに建てるかによって、この日野市の中をカバーできるのか、そして、それからもう少し分割してどうするんだ、そういう大きな位置づけを持っていくならば、例え財政的に厳しいことがあって、一つどうしても建てられなくてもカバーできる。そういう体制づくりも非常に大事ですから、もちろんすべてつくり上げていくことが、当然一番大事なんですけど、その位置づけですね、どういう形をしていくんだ、その辺が明確になっていないと、すべての基本ですから、これが。その辺、しっかりしていただきたいんです。これが市民参加につながっていくし、すべてにつながっていくんです。

先ほど、市民参加につきましても答弁をいただきましたけど、市民参加にはもう少し明確な位置づけというのをはっきりしていただきたいんです。その辺、先ほどの答弁の中でもケース・バイ・ケースで考えていきたいとかそういうんであれば、非常に残念というか、余りにも行政の対応の中ではお粗末になってしまいます。まして、第２次及び第３次基本構想、基本計画の中で、市民自治、市民参加をメインにうたっているんですから。そんないい加減なことじゃ困るんですよ。

それと同時に、この計画の中でも市民参加、市民の協力ということをメインにうたっているんですよ。それが、具体的な方向性も見出してないなんというのは、とんでもない。ケース・バイ・ケースとかそういうことが出てくること自身が、理解できないわけですよ。

まして、21世紀になりますと、４人のうちの１人がお年寄りになってくるんですね。ですから、市民の積極的な参加がないと、または協力がないと、このお年寄りの社会が大変なことになるんですよ。ですから、今からどう具体的に市民の皆さんに、いろんな情報を提供して知っていただく、そして協力していただく、そして参加してもらう、この辺がしっかりと体制づくりをしませんと、幾ら施設計画をつくったって施設だけやってもだめなんですよ。そこに、人の触れ合いがあり、市民の盛り上がりがあって、初めて、この高齢化社会に対応できるんですよ。その基本的な参加ということが、そういう状況では、これはもうお先真っ暗ですよね。

これについては、もう少し見直し的にこれを検討するとかじゃなくて、最初の基本的な計画をつくる前提の中で論議をして、それを盛り込めて、そして、その盛り込んだ方

針に基づいて積極的にやっていくための基本計画、福祉計画なんですね。その福祉計画のその基本的なことが具体化していない。これは致命傷ですよ。

まず、その辺の２点について、市長の御見解をお伺いいたします。サービスセンターとその３点について。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に納得のいただける答弁に、確かになっていないように思います。国では３年ほど前から、いわゆる高齢者福祉10カ年戦略、いわゆるゴールドプランというものを提唱されて、その具体化に向かって各地域地域が取り組む、こういう状況であります。そして、またそのゴールドプランにはマンパワーが重要だ。御指摘のとおり、それが市民参加に該当する関係があるというふうに理解をいたしております。

日野市の場合、具体的に少し申し上げますと、このたび一つのチャンスがございまして、都営住宅の建設にあわせて栄町サービスセンターを発足させました。つまり、この種のものを８カ所と言っておりますが、拠点づくりをする作業に、これから取り組むわけでありまして、一つは、既に浅川苑に複合させております浅川苑の在宅サービスセンター、それから栄町在宅サービスセンター、その２施設をつくり得た。将来は、用途地域の整合等を図って、多摩川苑福祉ゾーンという部分に、それの中心施設ができるということを目指しておるわけであります。中学校区、たまたま日野市も８校でございますから、ちょうど数の関係では、合うようなことになっておるわけでありまして、しかし、その中学校そのものが、日野市を計画的にその地域を配分したということでもありませんので、したがいまして、おおむね校区に合わせた配置が適当だろう、こういう考え方で臨んでおるということであります。

これから、多摩平の公団住宅の建て替えもあります。また、先日は大坂上都営住宅の建て替えの第２期分に、それらの施設を適合させてもいいんではないかという提案もございました。その答えには、十分検討するというふうにお答えをいたしております。

これから、日野市が市有地、公有地として持ち得ておれば一番幸いでございますけど、なかなか計画的に公有地を持っているという状況でもございません。また、今日、用地を確保するということは莫大な、また経費を伴うことになるわけでありまして、したがいまして、市内にあります大型の公営住宅の建て替え等の際に、そのチャンスがあるというふうに考えてよろしいと思っております。全部公営住宅に併設させるということも、これもまたいかがかということもありますので、何といいましても、多摩川苑福祉ゾー

ンの地域を早く実現できる方向づけをしていきたい、こう考えております。旧七生地域でも、御承知のとおり南平都営あるいはその他の都営住宅も着手されておりますし、そういう公営住宅の建て替えのチャンスに、その用地の中の、あるいは建物の中に栄町サービスセンターと類似した形で位置づけることができれば、かなり具体性が伴ってくるというふうに申し上げられると思っております。

日野市では、早くから福祉事業団を発足させて、管理運営体制も一応方向性はできておるわけであります。それから、マンパワーは既に発足しております福祉事業団の中の、市民参加を願って、今100名の需要に対して約百数十名の供給ができる、こういう事業も到達し得て、現に機能いたしております。それから、先ほど部長がお答えをしておりました、いわゆる日野市女性による社会事業協会、これも女性の社会参加運動の大きな眼目として人材を確保する、そういう目的の役割を十分果たさせていきたい、このように考えております。

第３次基本構想あるいは第３次基本計画、それから、今回の保健・福祉計画、これらはいずれも一つの方向性を示しておるものであります。確かに具体性が欠けるというふうな御指摘に対しましては、用地やこれからの財政あるいはその他のこととあわせて、より一層体系化を図っていくということでありまして、具体性は既にスタートしているということで、あと数施設を年次を置きながらつくっていく、そして、時代の要請にしっかりと的確にこたえていくということは、私は可能だというふうに申し上げていいと思っております。

ハードな面、いわゆる福祉まちづくり指導要綱、これも日野市の開発指導要綱あるいは庁内の組織と、組織のそれぞれ連携によりまして一定の基準を設けておるわけでありますから、方向性としては既にできておるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、生きがいと余暇、いわゆるソフト面につきましては、これはいろんな形で、いわゆる生涯学習的な仕組みをメニューとしてたくさん設けて、そして、いろんな形で参加をしていただく、こういうことが必要だというふうに考えております。確かに保健と福祉を部として分けておるということの問題点もないわけじゃありませんが、福祉部自体がかなり大きな組織でございますし、それから、生活文化部といういわゆる健康行政を行っておりますその二つの部は、相連動し合って機能をますます高くするという関係にあるわけでありますから、福祉部のみにそれらを組織化して、いわゆる縦割行政をますます縦割にしてしまうというよりも、幅広く取り組むということが時代の要請こた

え得る手段ではないかというふうに考えております。

確かに、御質問に対して明確に位置を示したり、年次を示すことができないまどろこしさがおありだと思いますし、御質問に対して、したがって十分納得のできるお答えになっていないということも承知しております。今、申し上げましたようなことをもって、方向性はできている。それに年次計画をつけていくということで、的確な手順を進めていきたい、こう考えておりますので御理解をよろしくお願いいたす次第でございます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　市長がそういう言い方をしますと、またいろんなことを言いたくなるんですけど、まず基本的なことをお聞きいたしますけども、市町村は地域の福祉ニーズ等を適切に把握して、提供すべきサービスや施設の整備目標を定めるとともに、地域福祉推進の方針、体系を明らかにした地域福祉計画を策定し、その具体化を図る必要があるというふうに言われているわけですよ。

今、市長は方向性が間違いない、明確になっているんだというような趣旨の言い方をされているんですけど、先ほどの中学校区についても、これは明確になっていないんですよね。たまたま施設をつくる場合において、土地を取得することが大変お金がかかるし大変なので、たまたま市内に点在している公共住宅、都営住宅なり市営住宅なり、また公団なりを媒体として建てかけていこう、そういうのは検討しているんですね、施設をつくる中で。ところが、その以前にでは、なぜ中学校区なんだ、そういう方向が全然検討してないわけですよ。そして、じゃ市民の皆さんにサービスを公平に提供するためには、どういうふうな手順で市内を点在している８中学校区にどういうふうに建てていくんだという、その手順の方針さえ検討してないんですよね。ただ、あくまでも検討しているのは、高齢者住宅計画について、この建て替えの中に便乗してつくっていくんだという中で、13の市内に点在している場所を提示して、それは確かにあります。でも、その前提となる市民サービスの拠点というのは、どういうふうに市民にサービスを提供していくんだという視点までは、全然方針も何もないわけですよ。これ、市長随分だから……（「うがった取り方をしている」と呼ぶ者あり）市長の言ってる方のが曲がっているんであってね、その方針がみんなが納得できる方針を打ち出して、初めて理解できるわけです。その方針が何ら本に載ってないんですよね。ですから、とんでもないことですよ。その辺、もう少し明確にしていただきたい。そうしないと、この福祉計画をつくる本来の趣旨が半減してしまうんですね。（「厚生大臣に聞けばいい」と呼ぶ者あり）そこのところを、しっかりと市長自身は明確にしていただきたい。

それを市長が勝手に決めるんじゃなくて、やはり職員の知恵を結集して、みんなでまたいろんな専門家の意見を聞きながらつくり上げて、それがこの中に明確にしているのが、本来の福祉計画ですから、それが市長、方針が明確になっていないんですよ。それもあるような言い方をしていく。それは、実際詭弁ですよね、とんでもないことですよ。

それから、先ほど市長も若干触れていただきました問題の中で、福祉整備要綱、福祉のまちづくりについて、整備要綱について市長から答弁がありましたが、これも何度か58年、59年ごろに何回も質問してまいりましたし、そういうものを踏まえながら、やっと福祉整備要綱というのができました。そして、そのできた整備要綱そのものについて、昨年ですか、質問も再度現状に即した整備要綱云々ということで質問をさせてもらったんですけど、その中に特に大きな視点の中では、その施設整備の誘致制度導入ということも質問させていただきましたし、またその第９条の推進体制のいろんな諸問題等についても、具体的な問題を質問させていただきました。特に、施設整備の融資制度、これは非常に重要な部分ですけども、例えば本当に福祉のまちをつくり上げていくんだということであれば、当然、行政の施設はともかくとして、民間の施設に改善していただく、またそういうようないろんな整備要綱に基づいて、お年寄りも障害をお持ちの人も安心して使っていただくようなものをつくり上げるためには、当然資金の問題がありますから、当然、それは融資するなり何らかいろんな制度を盛り込みながら、総体的なまちづくりをしていくということは非常に大事だと思うんですけど、こういう問題についても、この福祉計画の中には何ら触れていないんです。

ですから、福祉整備要綱そのものを、先ほど部長は東京都も条例化の動きがあるということで、その辺を踏まえて見直しをしたいということは言っておりましたが、これはその福祉整備要綱そのものを、もう一度、今までとは違った強い方向でしっかりと見直していく、場合によっては、条例化ということも当然考えなゃいけないし、この辺をしっかりと整備した中で、福祉のまちというものをつくり上げていく一つの大きな要になっていくんですね。

ですから、本来であれば、その辺の検討をするということも、福祉計画の中では明確にしていただきたいんですけど、その辺も何らそういうことも全然触れていない。ただ、それを積極的に推進していくんだというような趣旨のことだけであって、何らその辺のことを言われてないんですね。

ですから、今までいろんな質問をした中で、市長も検討します、当時の担当部長も検討しますというような答弁があるんですけども、全然そういう問題が具体的にこういう

計画の中には取り入れられていかない、これは非常に大きな問題ですよね。その辺、しっかりとまた後ほど当局から答弁いただきたいんですけど、この辺をもっとしっかりと整備要綱をどういうふうに展開していくんだと見直しながら、特に、現在、公共施設の基準に適していない部分は、早急に手直ししていく。民間についても、その辺についての手直しもしくは新しくそういう要綱に沿った形の中で、エレベーターをつくったりエスカレーターをつくったりする場合についての融資制度、この辺はもう明確に方向性を明記をしていただきたいと思います。

特に、まちづくりにつきましての建設審議会におきましても、高齢者や障害者に配慮した建物のつくり方ということの中で、答申をしているんですけど、特にこの中で言われている中では、今、いろんな建物がたくさんある中で、トイレが比較的設置が少ない。特に障害をお持ちの方が使えるトイレがいろんな施設の中にないということで、こういうふうな基礎的な基準というものが、しっかりした一つの基準づくり、また整備、水準をアップできるような諮問をされているんです。ですから、お年寄りになりますとどうしてもトイレも近くなったり、また体が不自由な人も野外へ出ますと、どうしてもそれに対応できるトイレもございませんし、そういうトイレも日野市の公園を初めてとして、公共施設を初めとして、またある程度規模の大きな施設ができるについては、そういうお年寄りや高齢者もできるような、使えるような基礎的な基準を持った方向づけを、これからはもっともっと進めていただきたいし、それをまた建設審議会の中でも、答申の中でも言われているのは、誘導的な数字、やっぱり低利の融資なり、また制度上の優遇措置とか、いろんなものを加味する必要があるんだということは答申しておりますけど、日野市につきましても、この整備要綱に基づいて何らかの対応の仕方というものを考えなければいけないと思うんです。

今まで、建築基準法というのも、昭和26年ですか制定されましたが、これは当然、健常者を中心のまちづくり、要するに安全性だ。そういうものをメインとしてつくるようにしていますので、体の不自由な人、お年寄りという視点がまだまだ残念ながらそういうのが盛り込まれるのが非常に少ない状況でございますので、もっと積極的にこの要綱を見直しながら、いろんな建物、道路も当然だし、公園そのものも新しい発想の中で、高齢化社会にふさわしいような思い切った対応の方針を明確にしながら、福祉のまちと名実ともに言えるようなまちづくりの方向性をもっと明確にしていただきたいし、ただ、これをどこが中心になってどうしていくんだという、その組織的な部分というのをもっと明確にしていただきたいと思います。

そのほかのいろんなたくさん生きがいの問題とか、それから、組織介護の問題、それから、市民参加の問題、その他いろんな問題がたくさん、今内在しているわけですよ。それが、残念ながら日野市の保健・福祉計画の中では、それがすべて不明確のままです。これは新しい方向ですから、全部明確にすることは当然難しいのはよくわかります。だから、それをどういうふうに見直しながら、どういう部署がどういうふうにしていくんだという、その検討方針をしっかり明確にして、そして、逐次定期的に詰めていくという、そういう体制づくりをつくってほしいわけです。

そうすれば、数年後には現在の福祉計画以上にしっかりしたものがつくり上がってまいりますから、その背景づくり。ですから、市長があだこうだと言うことじゃなくて、市長ではなく、職員の中で、またいろんな関係者の意見を聞いたり、場合によっては市民参加、市民の意見を聞きいろんな幅広い対応の中で、いろんな課題があり、この中で、福祉行政の中でも課題は何点か言われております。そして、私が指摘したものを含んで、総体的にそれを具体的に現実化にできるように進めていっていただきたい。その制度づくりを、まず、市長が責任をもって取り組んでいただきたいことを、強く市長にお願いしておきたいと思いますけども、それについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　だんだんと地域福祉の方向を具体化の方向に進めつつあるということではございますが、すべてが、じゃ生き生きとすぐ目に見えて機能するかというと、確かにもどかしい面も多いわけであります。御指摘のことを十分検討いたしまして、要するに能率のある具体性の正しいそういう行政展開を進めていくということでなければいけないと思っております。一層、御指摘のことを十分心しながら取り組んでいくというふうにお答えを申し上げておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ですから、そういういろんな課題なりいろんな諸問題について、具体的にどういうふうな部署がどういうふうにしていくんだ、また全庁的にどうしていくんだという明確なものをつくり上げて、それを早急に議会に提示していただくよう強く市長に望みまして、時間がありませんので、いろんな問題がたくさんあるんですけど、とりあえずこの問題については、これで終わりにさせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって12の１、所信表明及び保健福祉計画について問うの質問を終わります。

一般質問12の２、真の市民参加推進について問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問

を許します。

○22番（馬場繁夫君）　続きまして、市民参加に関連した一般質問をさせていただきます。

今回、市民参加につきましては、要綱等も提示されましたこともありまして、行政報告等で種々の質疑も出ましたので、少し視点を変えて、できるだけ重複を避けながら何点か質問をさせていただきます。

まず第１点目としましては、要綱がなくても、市長の権限で市民参加は十分できることであります。日野市では、第２次、第３次基本構想、基本計画の中で、市民参加を掲げてきておりますが、市民参加の実態が極めて少ない状況であります。市民にお知らせの情報は数多くありますが、市民立案等の情報は大変乏しい現状下であります。そういう中におきまして、日野市市民参加の推進に関する要綱を策定されましたのは、どのような意図があるのか。また、今後この要綱制定を踏まえてどういう具体的な市民参加をされていくのか、これは市長に答弁を求めたいと思います。

第２点目として、日野市では、市民の意識を高揚して、市民の意識を高めるための基本的な行政への参加形態が極めて少ない状況下でありまして、２条の市政の政策立案、施設の運営等について、市民の意見を受け入れるため、広く市民参加の場を設ける等するものであります。今後の具体的な推進計画についてはどうしていくのか、この辺についてもお尋ねいたします。

３点目として、真の市民参加は大切であることは当然であります。行政と市民の信頼関係の中で、真の市民参加ができるとするならば、まず行政における職員参加と自発、能動により自由に発言し行政内の考える機能を高め、日野市の資質を変えていくことが緊急課題かと思いますけども、これについての御見解をお尋ねいたします。

それから、４点目として、市民参加の代表でもあります国や東京都でも要請しているところの自主防災組織の件でございますが、日野市は、残念ながら何度も質問させていただいているところでございますが、この自主防災組織ができておりません。本来、市民参加というものを唱えるならば、この自主防災組織も当然、市民参加の大きな柱になってまいります。この辺については、早急に自主防災組織ができてもおかしくないんではないか、この辺についての見解もお尋ねいたします。

そして、第５点目としては、日野市の消防団、これも大きなボランティアでありますし、言いかえれば、市民参加の形態の一つとも言える日野市の消防団、この日野市の消防団の団長及び副団長を団員の推薦の中から市長が任命することになっておりますが、

今回、副団長が任命されなかったことがございました。個人的な部分のことは除きまして、どういうふうな理由なのか。また、複数の中から今まで団長を選んできた経過がございますが、団員の総意の推薦の趣旨を損なうことでございます。また、団員の中には、今回の市長の、また今までも数名の推薦を市長自身が強要された中で団長を選んできているということは、大変団員の中にも異論、不信感があると聞いておるところでございますが、この辺の見解については、随分市民参加の形態の趣旨から反するのではないかという気がするんですけど、これについての市長の答弁をお伺いします。時間がございませんので、簡単明瞭で結構ですから、ひとつよろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市民参加につきましても、かねていろいろ御提案をいただいておることを承知しております。なかなかそれが、考え方の一致というところに至らない点がありまして、我々もいろいろ工夫をする必要があるというふうに考えております。今回、市民参加の推進に関する要綱をなぜ設けたということでありますが、まさに地方自治体こそ、市民参加の一番身近な関係を持ち得る組織体でございますので、できるだけそういう努力をするという考え方を庁内の約束事として要綱化を図ったということであります。

実際に、条例で審議会の設置あるいは委員の制度等が定められておる選出母体等のこともありまして、なかなか具体的な効果を期待するまでには、いろいろな工夫を要する、このように考えております。

当面なるべく行政側から積極的に、市民公聴会あるいは市民会議というふうな機会を設けて、そして随意に参加の呼びかけをする。その中の、また見識の高い内容のことにつきまして、できるだけまた、引き続き御参加をいただくというふうな関係をつくったらいかがなもんだろうかというふうに考えております。

それから、職員参加は、これは言うまでもありません。職員自身が政策の立案者でもありますので、いわゆる職員の能力を最大限に行政に発揮するということで、いろいろな意見の集約の仕方を図るということは、大切だというふうに考えております。

それから、３番目をちょっと聞き落としたんですが、自主防災組織につきましては、今回、いわゆる防災情報センター、こういう施設を整えて全市に迅速に声でお知らせができる、こういう段階になりました。いわゆる自主防災組織ということにつきましても、市民のいろいろなお考えがあるだろうと思っておりますから、それらをお聞きする中で考えていきたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

それから、消防団が市民参加組織、ボランティア組織である、私も消防出初式等には、そのように訓示の中で申し上げ意識の高揚を図っておるわけでありまして、交通安全も組織としては同じような役割だというふうに、消防団とは組織が違いますけど、ちょうどたまたま交通安全運動の、今期間でもございますし、安全協会の方々にも、そのような地域社会でのボランティア的な活動を評価をし、またお願いをするというふうに申し上げた次第でございます。

ことし、消防団長の任期満了に当たる時期になりました。前任の団長が交代をしたいとおっしゃいますので、新しい消防団長を先日団長１名、副団長２名任命をいたしました。何かその団長の選出で疑問があるやにおっしゃっておりますけど、私は疑問は全くないというふうに承知しております。また、そのように処理したというふうに思っております。１名、消防団の３名副団長がいらっしゃるという慣例が、近ごろつくられてありますので、これは後日の、また消防団の幹部の御協議の中で取り決めていきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　では、先に消防団の方からいきますけど、消防団の団長１名と、副団長３名につきまして、団員の総意をもって団として推薦をされたわけでございますが、残念ながら、副団長１名については市長の承認を得ることが、残念ながら、今回できませんでした。これは、非常に団員が総意という形の中で、上げてきたものをなぜ１名だけ任命しなかったのか、非常に不可解でございます。それと同時に、従来団長を１名決めるために、数名の団長推薦できる人を、市長が消防団に提出資料に行ってきている、これも非常に不可解でございます。これにつきましても、もう少し改めていただきたい、この辺を強く市長にお願いしていきたいところでございます。それについても、また御答弁いただきたいと思います。

それと、４点目の自主防災組織については、今までも数回質問をさせていただきました。今回、趣旨が違いますから、具体的な自主防災組織の中身については話はしませんが、今、市長の答弁の中では考えていきたいというような、ちょっと今までとは違った答弁、要するに少し前進したのかなと喜んでいるところでございますが、もう少し考えいただきたいのは、主体的に防災組織、地域の盛り上がりの中で具体的にできるように積極的に対応していただきたい。そして、こういうものも通しながら、防災について、地域の認識を深めていく、それを通して、また市政に積極的に協力していただく、市民参加の大きな形の中でやりやすい対応でございますが、これは当然、自主防災組織の設

置の運営を市長も進めていただきたい。これは、もう少し突っ込んで市長の答弁をいただきたい。

あと、１点、２点については、ちょっと市長とも認識が違うことがあるんですけど、この辺ちょっと時間がないので、まずこの５点、４点について、先に答弁のほどお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、団長の任期満了に伴って、たしか三期務められた団長が引退をされ、後任に副団長の方を昇格をしていただいた、こういうことでありまして、大体経歴等によって序列に沿った任命をいたしておるというふうに考えておりますので、特別な御指摘は全く受けとめていないところであります。（「３名のうち２人に切ったんだろう」と呼ぶ者あり）そのうち、副団長３名のうちの１名については、これからの推薦に待つというふうにお願いをしております。

それから、自主防災組織につきましては、地域地域いろいろな、またお考えがあるわけでありますので、御意見等を十分承って、取り組みのどういう形がよろしいかということも考えていきたい、このように申し上げたところであります。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

消防団につきましては、これからの推薦を待つということで３名の副団長推薦が、残念ながら１人が市長の了解を得れなかったことですから、先ほどのこれからの推薦を待つということを期待をいたしまして、対応をお願いしたいところでございます。

まして、先ほど申し上げましたように団員の総意をもって推薦をしているということを、十分市長も重みを感じていただきたいと思います。

それに関連して、ちょっとわかりにくい部分がありまして、これについて、今後の対応をお願いしたいと思うんですけども、日野市の消防団条例というのがありまして、この消防団条例を見ますと、２条の中で消防団長及び副団長は、団員の推薦した者の中から市長が任命し、その他の団長は、団長が次の資格を有する者の中より市長の承認を得てこれを任命するという、これが日野市の消防条例です。消防団長及び副団長は団員の推薦した者の中から、市長が任命するというふうになっておるんですけど、ところが、この消防組織法によりますと、消防団長は消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以下の消防団員は市町村長の承認を得て、消防団長が任命するというような形になっているんですけど、これはあくまでも消防法によりますと、団長についてはそうい

うふうな対応になっているんですけど、日野市では団長及び副団長がこういう制度になっているんですか、この辺ちょっとこの消防法の内容とは若干異質にしているんですけど、この辺の対応については、今後もっと整合性を図るべきだと思うんですけど、これについての見解をちょっとお尋ねいたします。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　日野市のたしか消防条例の任命の中には、副団長というのが含まれているわけです。私も他の市を全部条例を調べたわけじゃございませんけども、大きな市で大体私が調べた市の中では、大部分が消防組織法の第15条の５の団長だけを市長が任命するということになっていまして、副団長以下は消防団長が市長の承認を得て任命するというふうになっております。ただ、１市だけは、これはちょっとニュアンスが違いますけども、三鷹市は副団長については消防団長が推薦して市長の任命を受けるというふうになっております。これについても、積極的にもう少し勉強させていただいて、この整合性について検討してみたいと思っています。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

特に整合性が図れるように努力していただきたいと思います。

市民参加については、いろんなとらえ方があるという市長の答弁、なかなか意見が合わないところでございますので、これは改めて別な機会に、この問題についてしっかりと対応なり、また論議をしていきたいと思います。ともかくこの要綱を制定した以上、先ほど市長から答弁がありましたように、職員に約束していくということの答弁がありましたが、やはりこれに即した、都合がいいところだけ云々じゃなく、公平に中立にしっかりとした市民参加ができますようにひとつ強くお願いします。ましてや、これから大変な高齢化社会になりますから、もう市民の参加なくしては、高齢化社会は安心した対応ができる状況ではございませんので、これは本当にしっかりした市民参加ができますような体制づくり、強く市長が対応していただくようにお願いします。

特に、市長の意見云々じゃなく、もっと体制的にしっかりとした市民参加のシステムをつくっていかないと、市長が声をかけて市民参加が動いていくんじゃなくて、それを市長とは別の部分の職員の中で、市民参加をどういうふうな形でするんだというのをしっかりと定義づけて、それを位置づけできるような部署を設けて、そういう組織体制を設けてしっかり検討していただきたい。これを、市長にしっかりとお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　　これをもって12の２、真の市民参加推進について問うの質問を終わります。

一般質問13の１、豊田南口駅前開発と区画整理事業の見通しについて問うの通告質問者、内田勲さんの質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（内田　勲君）　　それでは、豊田南口駅前開発と区画整理事業の見通しについて質問をいたします。

この事業も一部ではありますが、移転計画が実施に移されるなど、具体的な動きが見えてまいりました。しかし、多くの関係者から、うちはいつごろ移転するんだろうかあるいはこの地域はいつ移転するんだろうか、私は移転先について納得していないんですけれども、どうなっているんだろうかとか等々の疑問が出てきておりまして、よく耳にするところでございます。さらには、駅前構想はどうなっちゃってんだろうかとか、まちづくりに向けた地元の声はどう反映できるんだろうか、等々の疑問も出てきております。そこで、まず３点についてお尋ねをいたします。

１点目は、駅前構想と実現に向けての具体的な進め方についてお尋ねをいたします。この中では、さらに３点。１点目が駅前構想を具体的にお聞きしたいと思います。それから、駅前商店街の人たちとの話し合いはどのように進めているのかどうか。さらに、その中でも地権者でない商店主ですね、この方たちとはどんなお話しをしているのかどうか。それから、移転計画の具体案はどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。

それから、大きく２点目が、区画整理事業の進捗状況と今後の見通しでございます。この中では、４点さらにお聞きしたいと思います。一つが進捗状況。それから、２点目が下水道の完成時期。３点目が換地の最終決定。それから、たぬき公園の存続について、この見通しですね、この４点についてお聞きしたいと思います。

それから、大きく３点目は、地元関係者の意見あるいは要望をどのように把握して生かしていくのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　　内田勲さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　お答え申し上げます。

まず、第１点の駅前周辺の整備につきまして具体的にということでございます。御承知のとおり豊田の駅前でございますけれども、日野市の三大商業核の一つという形で位置づけられておるわけでございます。したがいまして、駅前の整備と同時に商業の活性

化を図っていくというのが、一番大事なことであろうというふうに思っております。

現在、区画整理事業の中で計画されております駅前広場に面する街区でまいりますと、六つの街区がございますけれども、このうちの東側の街区につきまして、現在、再開発等の手法によりまして、その中に公共公益施設、商業施設等を含めた複合ビルをつくるという形で、現在計画を進めております。これは駅前の、この２点目の質問にも絡むわけでございますけれども、この周辺の当然商店会の皆さん方、それから、この権利者の皆さん方、こういうものと連携を図っていかなければ、こういう事業はできませんので、そういう中で、現在勉強会または先進市の視察を含めまして、市の方でそういう情報の提供を含めまして進めているというのが現状でございます。当然、現時点では、商業関係でございますので、この区域に入っております権利者には、当然そういうＰＲ等も一部行っておるわけでございますけれども、ある程度、商業関係の方向がまとまってまいりますれば、これから周辺の全体を含めたほかの地域の権利者にも、当然話をしていくということになろうと思います。

それから、移転計画の具体性でございますけれども、現在、換地の指定でございますけれども、全体でいきますと1.4％という形で、非常にまだ換地そのものが、仮換地の指定は低いわけでございますけれども、これは、移転計画または道路の工事、これとあわせながら、仮換地の指定を行っていくということになるわけでございます。これらの具体的な調査でございますが、移転計画の調査でございますけれども、これを今年度、今全体の見直しを行っております。したがいまして、これらを含めまして、今後、各地域ごとのおおよその日時ですか、こういうものは定まってくると思います。

ただ、区画整理事業の場合は、御承知のとおり期間的に非常に長いわけでございます。また、建物の移転の棟数が非常に多いわけでござございます。１棟のその周辺の１街区部分がおくれるという形になりますと、全体にそれが響いてくるという関係がありますので、余り先の方の移転計画をはっきり明確にするということは非常に難しいということでございます。ただ、大枠としてのあれは６年度の中である程度検討していきたいという計画を持っております。

それから、大きな２点目の進捗状況でございますけれども、前段でもちょっとお話ししましたけれども、換地設計につきましては、一部分を除きましてほぼ完了しております。これは、平成４年の３月から５月にかけまして、換地設計のお知らせというのを、各権利者に通知をいたしております。ただ、この中で、先ほども申しましたように、仮換地の指定は、まだ1.4％にとどまっておりますということでございます。これは、今

後、事業の進捗にあわせて順次指定をしていくということでございます。

ちなみに、現在５年度末での事業の進捗状況でございますけれども、事業費ベースでまいりまして7.7%、それから、道路関係でございますけれども9.9%でございます。それから、建物関係でございますけれども、まだ1.4%という状況になっております。

それから、下水道の関係でございますけれども、下水道につきましては、道路につきましては先行で道路工事と同時に管の敷設はいたしております。ただ、この豊田に接続する本管が、まだ接続になっておりません。具体的には万願寺から豊田までの、この区間、下水道の計画でまいりますと都市計画道路３・３・２号線の計画の中に入ることになっておりますけれども、３・３・２号線がまだ具体的になっておりませんので、６年度の予算の中で、この地域の暫定管等につきまして調査をする。これは予算の中でそういうお認めいただいておるものでございますので、６年度の予算の中で、早急に調査を実施していきたい。それで、暫定管等の調査をしていくということでございます。

それから、たぬき公園の関係でございますけれども、原則としては保存をするという形で、現在考えております。ただ、駅前の周辺の整備に絡みまして、集団移転等がどうしてもこの再開発なり、また、単純な区画整理の移転の中で行う場合でも、集団移転というものはある程度考えなければならないというふうに考えております。この場合の、一部分仮設住宅等の、現在場所もございませんので、現在の木、そういうものをできるだけ保存しながら、一時的にはそういう方法の利用もさせていただきたいというふうな考え方は持っております。また、いずれにいたしましても、基本的には、現状を今の状況の中で残していきたいというふうな考え方でございますけれども、駅前の再開発、または集合換地、今後の状況の中で、部分的に利用させていただく場合もあるというふうに考えております。

それから、市民要望につきましては、区画整理事業は今までもお話ししているように、非常にその期間が長いわけでございます。認可を取る前段も相当日数がかかっているわけでございますけれども、今日までもいろんな要望がございました。これらは、すべてある程度御理解をいただいて認可になり、今日に来ているという経過があるわけでございます。したがいまして、今後もこういうふうな市民の要望等につきましては、十分聞き入れまして話し合いの上、できるだけ要望にこたえるような形の努力はしていきたいし、今までもそういう形で対応してきているということでございます。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　ありがとうございました。では、簡単に再質問させていただきます。

まず、駅前構想の件でございますが、これは当初とそんなに大きく変わっていないということですので、結構だと思います。ただ、心配なのは、御承知のとおり、この南口の商店街はそんな大きな商店街じゃございませんので、それぞれのお店の規模が小さいわけですね。しかも、地権者でなくて、お店を借りたりあるいは土地を借りたりして小さな商売をしている人が多いもんですから、そういう人たちが、今、この話し合いから外されちゃっているわけですね。しかも、この方たちが、例えば今、部長がお話しされましたような構想で進んでいったときに、果たして駅前の商店街に残れるかどうかというのが、一番大きな問題だと思うんです。要するに、家賃も上がるでしょうしいろんな意味で、今までと同じような商売ができるかどうかというのをすごく心配しているわけですね。しかも、お店が当然変わりますから、いろんな費用をかけてまで仕事を続けていった方がいいのかどうか。要するに、非常にもう年を取っている方が多いもんですから、ここでいろんな投資をしても、二代目が跡を継がないということであれば、余りここでは金をかけられないということになりますと、あと店をやるのも何年でもないから、今のままでいてほしいという人も多いんですね。ですから、そういう人たちの声をもう少し聞いていかないと、実際にこの構想に沿って具体的に進めようというときに暗礁に乗り上げるんじゃないかな、こんな心配がありますので、ぜひこの点については、細かに話し合いを進めていただきたい、こういうふうに思います。この点についてのお伺いをしたいと思います。

それから、移転計画、まず駅前構想との関係の移転計画なんですが、今言ったような問題も絡みまして、とにかく今の駅前のお店を一たんどいていただいて、それで、複合ビルなどを建てたときに、そこにまた戻ってもらうということだと思うんです。そういう場合にも、それが一番先に来るわけですから、ぜひその点の話し合いをよくしていただいて、移転した場合のお店の補償問題とか、そういうことについてももうそろそろ具体的なものを提示していただければいいなと思うんですが、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、大きな２点目の方では、進捗状況は、前回もお伺いしていますので、そんなに大きくは変わっておりませんけれども、特に換地の件なんですが、換地が部長のお話ですと、99.9％もう確定しているということでございますが、まだまだ、確かにお話し合いとしては、そういうことになっているんでしょうけれども、案は示されておりま

すけれども、市から言われているところでは納得できないという方も非常に多いんですね。私、前回聞いたときに九十何％と聞きましたので、もうそういった問題が解決しているのかと思いましたら、かなりまだ不満といいますか、別なところを要望している人も多いようですので、ちょっとその数字は実態と違うんではないかという気がするんですね。

ですから、もう一度、この換地の件につきましては、関係者と機会を持って話し合いをよくやっていただきたい。こういうことをお願いをしながら、それについて、何かあればお聞きしたいと思います。

それから、下水道の完成時期ですけれども、これは、本会議場あるいは委員会の中でも、市長選のときに、いろいろ期間のことが具体的に出されていまして、それが、やはり地元でも話題になりまして、本当に５年後でできるのかという話があるんですね。ですから、再度お聞きしたんですが、これは、当時言われていたことは間違いであるということでよろしいんでしょうね、もう一度確認したいと思います。私もできるわけないと思っていますけれども、私もそういうことで言い切っておりますので、ぜひ再確認をさせていただきたいと思います。

それから、ちょっと飛ばしましたけど、先ほど部長の話の中にあったかどうかわからないんですが、地下駐車場の件ですね、これが200台収容できる地下駐車場ということで進めておりますけれども、地元の人といろいろ話をしていますと、ちょっと疑問があるんですね。といいますのが、確かに地下駐車場はないよりかあった方がいいんですけれども、本当に200台のスペースをつくって、効率よく使われるのかどうかということなんですね。もちろんそこの駐車場を使う人は地元の人は、そんなに使わないと思うんですね。わざわざそこへ乗って北口へ行ったり、電車に乗って出かけるということはないと思いますので、ある程度、南口から距離を持った方々だと思うんですが、例えば八王子駅へ行く人でしたら、そこへ駐車場に入れて電車で乗っていくかということを考えますと、恐らく、八王子程度では直接行っちゃうと思うんです。それから、北口に買い物に来る人もそこを利用して歩いていくだろうか、こんなふうに考えますと、その地下駐車場はどういう人たちが使われるというふうに、市は見ているのかどうか。特に反対するつもりは全くございませんので、ぜひその辺はどういう層を考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、地元の要望につきましては、最後にお願いしたいと思います。

以上ですが、再質問をさせていただきました。

○副議長（宮沢清子君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　まず、第１点の、要するに駅前関係の地権者につきましては、必ず何らかのそういう話し合い、説明会等の通知が行っているわけでございますけれども、商店関係の占有者等の方々ということでございます。この駅前のこういうお話し合いの窓口となっているのは、商店会とかそういう方たちを窓口として、ある程度交渉、また話し合いをしておるわけでございます。したがいまして、その商店会なりそういうものに属している方につきましては、例えば占有者であろうと借家の方であろうと、すべて連絡が一応行っておるというふうに、私どもは考えております。ただ、その会は強制的に出る会でもございませんので、積極的に関心のある方は、私どもは参画してきていらっしゃるというふうに理解はいたしております。

それと、いま一つは別の会もございます。そういう会を通じても、当然先進市の視察なり勉強会なりにはＰＲもいたしておりますので、ここら辺のところは、再度よく確認はしてみますけれども、そういう方法で現在対応しておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、駅前関係の、私、先ほど地域全体の移転関係のお話しをさせていただきましたけれども、駅前関係の周辺の移転の関係でございます。これは、まず現在は、表はあくまでも区画整理事業でございます。区画整理事業の場合は、原則として引き屋が原則でございます。ただ、この駅前周辺、特にこの周辺を含めまして、先ほども議員さんの方から御質問もございますように、ひとつ共同化というものを同時に進めたらどうだという誘導をしているわけです。したがいまして、この方針が決まってこなければ、その移転のまず積算そのものができないということが一つあるわけです。それが一つと、周辺がある程度用地があいてこなければ、仮にこの人たちが、駅前の新しい街区の人たちがまとまったとしても、その底地に現在、第三者のうちがあるわけですから、これらも移転をしていかざるを得ない、こういう形になるわけでございます。そうしますと、全体を進める上では、まずこの事業の手法がはっきり固まってこないと、なかなかその積算そのものもできないという実態がございますし、そういう意味で、できるだけ早く皆さん方に勉強会なりを進めて、そのまちづくりの手法のＰＲをしているという状況でございます。したがいまして、具体的にどういう時期にどうだというふうなものは、今の時点ではなかなか言い切れないということでございます。

ちなみに、豊田の駅前の進めておる共同化の手法としましては、一般に再開発と、こういうふうに言いますけども、再開発の中には法定の再開発もございます。それから、

優良再開発建築物促進事業もございますし、さらには総合設計という手法もございますし、特定街区事業というふうないろんな手法があるわけです。これらの手法の方法を今、地元の皆さんと一緒に先進地を見ながら勉強しているという状況でございます。

それから、換地の関係でございます。実態は違うんじゃないかという御指摘でございますけれども、確かに現時点で、現在私の方でつかんでおる状況でございますけれども、10名前後の方は換地に対して、最初からまだ理解をしていない方がいらっしゃいます。この方たちにつきましては、今でも接触しながらお話し合い等も進めておるところでございます。ただ、そのほかに、その後になりまして、ここではどうかとかいろんな問題点の提起をされている方もいらっしゃいますので、こういう方たちとは、今後も十分話し合っていかざるを得ないというふうに考えております。

それから、下水道の計画でございますけれども、これは、先ほども申しましたとおり、今年度、暫定的な調査をいたしますので、この暫定の中で方向が定まってまいりますれば、工事そのものはあの区間をつなぐといっても、そんなに2年ぐらいで十分できる工事でございますので、位置、こういうものが固まってまいりますれば、あと費用的な問題だけで処理ができるわけでございます。したがって、現時点で何年ということは、ちょっと申し上げられませんけれども、今年度の調査を待った上で、ひとつ最終的な方向を出していきたいというふうに思っております。

それから、地下駐車場でございます。今、御指摘のように、200台の計画をいたしております。この地下駐車場につきましては、豊田駅、それから日野駅、高幡駅、この3駅の全体の調査を実施しております。これは、現在ある駐車場、または将来この地域を利用するだろうというふうな、いろんな角度から、将来のこの地域における、要するに買い物客、これはあくまでも一般に言う車庫ではないわけですから、不特定の人たちが買い物なり、その地域の活性化のために役立つ特定の人じゃなく、そういう不特定の人たちが使うものというふうな考え方でございます。ちょっと資料を持ってきておりませんけども、たしか豊田のこの地域の中で、そういう方たちの需要が約1,000台前後だったように記憶いたしておりますけれども、その中で、すべてこれは公共で持つわけにはなかなかできません。それで、それをある一定の割合で民間にも補ってもらう。それで、市の公共の中で持つのが200台、こういう形の位置づけをされておりますので、いずれにいたしましても、この駐車場ができますと、駅前の活性化には大きな役に立つというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それでは、もう時間が12時になりましたので簡単にやらせていただきます。

地元の要望についてはいろいろあるんですが、絞りまして何点かだけ、とりあえずきょうの段階ではお願いしたいと思います。

駅前構想の中で、現在あります交番ですが、この交番をぜひ警察官を常駐させた近代的な交番に、ぜひこの際、建て替えをしていただきたい。それから、公民館的な施設も当然そこに入ってくるというふうに聞いておりますけれども、その場合に、ぜひ老人と子供が一緒に安心して触れ合えるようなものを、ぜひつくっていただきたい。

それから、多目的ホールもぜひ入れていただきたい。公共的な施設については、そんなふうにお願いしたいと思います。

それから、地下駐車場のゲート付近には、排ガスの浄化装置、これは必ずつけていただきたいというふうに思います。

それから、駅前の放置自転車の対策、これはもうぜひそういうものを考えた上での駅前広場をつくっていただきたい。

それから、仮称豊南橋でございますけれども、これも大変難しいと思うんですが、できれば、車道も含めた橋をかけていただきたいというふうに思います。

それから、３・３・２号線でございますが、これを平山橋のところから、一番橋から豊田陸橋に行くあの道路ですね。あそこまでの間は比較的早く工事ができるんじゃないかと思うんですね。家も少ないもんですから、この３・２・３号線のその部分だけでも、早期に工事をしていただけれは、非常に交通の流れがいいんじゃないかな。それから、二小の前の細い道の交通量も緩和されるんじゃないかなと思いますので、ぜひ一部開通を早めていただきたい、こんなことをお願いしたいと思います。

それから、現状の中で２点ほど問題があるので、ちょっと考え方をお聞きしたいんですが、駅前の違法駐輪の問題なんですが、まず南口の階段のすぐ左側のところに公衆電話があるんですね。その前に横断歩道があるんですけれども、今、横断歩道を渡ってきて、いざ歩道に乗り上げようというときに、ロープが張ってあるんですね。ロープのほかに三角ポールですね、赤の三角ポールを立てて、それにさらに棒をかけまして、二重に歩道に上がらないようになっているんですね。これは、恐らくそこに自転車を置かせないようにということでやってあると思うんですよ。ところが、歩行者がその横断歩道を渡ってきて、歩道を上がれないわけですから、車道を歩いて駅前の階段に向かうわけですね。何のための自転車を置かせないかということなんですよ。それなら、そこへ自

転車を置かせたって全く同じなんですよ、歩行者の流れは。ですから、確かにロープを張ってありますから、歩道はあいているんですね。あいてるけど、そこが人が通れないんじゃ同じことだと思うんですよ。こういう対策では、本当に困るんですね。恐らく日本中探しても、そういうとこはないんじゃないですか、歩道渡っていった先にロープが張っちゃってあるというのは。で、歩道に歩行者が上がれないというの。自転車が置いてあって歩道が歩けないというんならわかりますけども、これはどこでやっているのか知らないんですが、そういう状況があります。

それから、もう一つ、あの南口の駅前は一方通行の公道と駅前の広場の間に花壇が置いてありますね。これで道路と広場が区別されているんですね。ですから、そこのところに自転車が置かれているんですよ。この花壇を取っ払っちゃって、広場と道路の区別をなくせば、広場のど真ん中に自転車を置く人はいないと思うんですね。ぜひこの点については検討していただきたいんです。

この２点については、時間がありませんので、特にお答えは結構ですけれども、これはいずれにしても問題があると思いますので、検討していただきたいと思います。特に、部長何かあれば、私の方で誤解があればいけないんで何かあればお聞きしたい。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、今全体で10点ございましたけども、まず１点目の交番の件でございますけども、これは、今の駅前広場の中で、ある程度事業の中で計画は進めております。当然、現在の駅前広場が4,000平米あるわけでございますけども、その中に駐輪場、これもその中の一部分を利用した形で、建物を含めた形の立体的なものもある程度考慮はいたしております。ただ、これは事業費の中でそれを賄うわけにいきませんので、用地的にはそういうものも含めた形の検討をしておるということでございます。

それから、公民館、それから老人多目的関係のものでございますけれども、これは、現在計画しております、先ほど言っております再開発の方が進みますと、南北デッキの接続とあわせまして、その中の一部分にこういうものは今後、施設としては検討する余地はあると思います。それだけの用地的な面積はございますので、今後、具体的に何がどういうものが入るということは決まっておりませんけれども、今後、検討の余地はあるんじゃなかろうかというふうに思います。

それから、地下駐の関係でございますけど、排気ガス、こういうものは当然、消防法なりこういう中で義務づけられますので、当然できます。

それから、３・３・２号線の関係でございますけれども、これは区画整理事業の中では用地をあけるのみでございます、事業としては。工事は、国が直轄で行う、こういう分け方になっておりますので、その中で、当然この３・３・２号線に沿った換地が現実に出ているわけでございますので、区画整理事業の中で仮道的なものは、当然設置していく、先に道路が整備されれば仮道も要らないわけでございますけども、その暫定的な道路は整備していく。いずれにいたしましても、あの周辺の中の道路状況が、非常に現状は狭いわけでございますので、そこら辺を含めまして、再度検討はよくさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それでは、ちょっとまだ漏れているのもありますけれども、また個別にお聞きしたいと思いますので、12時過ぎていますので、この質問については以上で終わりたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって13の１、豊田南口駅前開発と区画整理事業の見通しについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時10分　休憩

午後１時20分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の２、通学区域に関する教育委員会等の考え方と市民要望についての通告質問者、内田勲さんの質問を許します。

○21番（内田　勲君）　通学区域に関する教育委員会等の考え方と市民要望について、質問いたします。

子供たちが転校する背景には、父親の転勤であるとか、家やマンションを購入し転居する場合などが考えられます。教育委員会の方針では、転居することによって通学区域が変われば、特例を除き転校せざるを得ないのが現状であります。しかし、これで本当に問題はないのだろうか、こんな疑問があるわけでございます。そのことによって、例えば登校拒否児童などをつくってはいないだろうか。また、そのことによって、子供たちが大きなハンディーを背負ってはいないだろうか、考えさせられることがあるわけで

ございます。この点について、３点お尋ねをいたします。

まず１点目は、学校区域はどのような根拠で決めているのでしょうか。２点目は、越境通学の特例にはどのようなケースがあるのか。これは、市を越えている場合と市内の中でも学校区域を越える場合のことも含めてお願いしたいと思います。それから、３点目につきましては、通学時の安全と通学区域との関係はどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　内田勲さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１点目の通学区域決定の考え方でございます。通学区域というのは、日野市全体のことを考えて、学校の配置をしてあるわけですけれども、今28校ありますけれど、一番理想なのは28校が人口もありますけれども、適正な場所で適正な区分の中で配置されているということなら一番いいんですが、なかなかそうもいきませんけれども、そういう中で、学校の用地の場所とか安全対策とかいろんな条件の中で、区域を設定してございます。

これは、いつごろどういうふうな形になったのかという歴史的な問題はありますけれども、人口急増の時代に、今までは小学校が七生地区に２校と日野に２校ぐらいからだんだんふえまして28になったわけです。中学校もそういうところからふえて８校になったとこなんですが、母体校１校から２校になる場合とか、２校の母体校から１校になるということで、人口急増のときにプレハブでかなりしのげるまでしのいで、クラスがずっと二十何クラスとか、ものすごくふえてまいりました。そういう中で、適正な規模を確保するために通学区域を分けたということでございます。適正の規模というのは、大体18学級と言われていましたが、下の方は12学級から18学級、小学校でいきますと、３クラス三六、十八、１学年が３クラスぐらいの適正な規模というふうに言われております。

そういうことを前提に、通学の場所とかいろいろ考えまして、一つの学校を母体校にして分けていったわけです。なかなかきちっと決められたように分けられませんけれども、そういう形で分けていったわけですが、そのときに、条件としては、児童数の推移、将来の推移ですが、どのぐらいふえていくだろう、それから、どのぐらいの年月で、また平常に戻って減っていくとか、そういう推定をしながら、まず一つはやらなければいけないということと、それから、もう一つは、適正な学校の規模、今言いました学校の規模を考えて、地域を決めなければいけない。それから、児童の生活圏と住民の意向というのがありますので、自治会とかそういうものが割れないように、子供会活動も学校単位であったりしますので、そういう意向もあります。わかりやすい学区の境界線、川

とか、それから道路とか、そういうところでわかりやすいような形でそういう生活圏の問題も十分考慮して、そういう区域を分けました。それから、通学途上の安全確保、これは実際にやって、線路があるから線路のところは切らなきゃいけないとか、そういうこともありますけれども、そういうものは安全確保できれば、地下道をつくったり歩道橋をつくったりするようなことも加えて学区域を決めました。それから、適正な通学距離ですね、距離の問題は、なかなか要するに規模を考えますと、近い学校があるにもかかわらず隣のちょっと遠いところへ行かなきゃいけないという現状もございます。そういう中で分けました。都市構造の将来像ですから、将来どうなるからどうだといって、将来のことをよく考えませんと、１回変わった学校を、また変わってくれという形にならないように配慮をしながら、この７点ぐらいが主な内容で、学区域を決めました。

決めて、日野市立学校通学区域に関する規則というものをつくりまして、その中に地番を入れまして区切ってございます。それが、１番の回答でございます。

それから、２番目の越境通学の特例ということでございますけれども、教育委員会としては、一つの学校運営ですので、同じ区域に必ず同じ人が全部通ってくれるということが理想でございます。ただ、いろんな条件でそちらの方に行けないということがございますので、それを指定されないところに行くという児童の問題でございます。一応、一番問題になっているのは、子供が、やっぱりそこの学校でなければいけないという、子供を第一に考えるということで、児童・生徒の心身上の安全が侵されるような深刻な問題があった場合に、父兄の申し出によって教育委員会がそれを決めるわけでございます。そういう中で、日野市なら日野市の中でそういう区域外というの、区域外指定の変更という名称です。それから、ほかの市との関係では、学校教育の施行令にありますけど、区域外就学ということで多摩市から日野市へ、日野市から多摩市へ、そういう名称で呼んでおります。中の分は指定以外のところということでございます。

その問題なんですが、特例ということですけれども、一応今の問題としては、心身上の問題で今まで慣れた学校から通えないとかあるいはいじめの問題なんか今ありますので、そういう問題でどうしてもこちらの学校でなければだめだとかというような、そういう問題があったときに、教育委員会の方で親の申し出によって協議をして、指定区域に行っていただくというふうなことがございます。そういうところでございます。

それから、３番目のところに移ります。通学時の安全と通学区域についてということですが、これは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、各学校に学校では、今までの学校運営の中で、子供たちをどういう経路で通わせるかという通学の通学路というの

を設けています。これは、図面の上に表示をして、一応教育委員会の方へ全部提出していただいております。そこで、学校の方でも、校外の方の先生と校長先生、全員がそこの安全性を確かめたり、市の方へいろんな形でここはちょっと危険なんで見てくれとかそういう問題とか、地域の方々の要望もございますが、そういう中で、通学路の安全を確保するような形で一定の時期に点検をしながら、通学路を設定しております。

新しく道路ができたり、区画整理、そういうことになりましたときに、その辺の問題で幾つかの例がございますけれども、そこ危ないじゃないかとこの間も予算委員会でちょっと指摘があったんですが、そういう点を地元の要望があったり学校の方にその辺はどうなんだということを言いまして、私の方も点検したりしながら安全を確保するような対策をとっております。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。今の３点につきましては、事前に通告してありますので、それに合った答弁があったわけですけれども、それを聞いておりますと、特にそのことで問題ないんですが、実際にこういうことで、学区を決めたときに問題が起きてないかどうかですね。例えば区域を決めるときに、規模とか児童数の推移とかこういうのはいいんですけれども、そのことによって、例えば登校拒否する子が出てきちゃったとしますね、その場合には、その子については、特例ということで元の学校へ通わせるとか、あるいは別の学校へ通わせるとか、そういうことをするんでしょうけれども、これが、先ほど言いましたように、住居を変えた時点で子供が嫌がっている場合ですね。その場合には、まだ登校拒否じゃないんですね。そのときに市の方に相談に行っても、全くこの特例の中に入らないんですね。実際に、新しいとこへ無理やり行かせて、そういう児童になってから手を打つんですね。ですから、これだけの答弁を聞いていると、あたかも本当に問題ないように見えるんですが、実際にこれに当てはめて行われていることを見ますと、そういったような問題があるんですね。

ですから、もう少し学区域については緩やかに見てもいいんじゃないか。極端な言い方をすれば、後で要望で出しますけれども、こういった区域がない場合にどういう問題があるのか、そういうことも本当に考えてみたのかどうか。長い間、それでやってきていますからやむを得ない点があるんですけれども、最近のように家を建てて越すケースが多いわけですから、そういう中で改めて時代に合った学区域というのは考える必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、実際にはこの形でやられている上で問題と思っている点というのは、

どんな点があるんですか。

○副議長（宮沢清子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　ただいまの質問ですが、学区域の指定によって人数の把握を学校の方で毎年いたします。それで、今40人学級ですので、もちろんそういう中で、人間の入れかわりによって先生の数だとかそういうものを推しはかりながらやりますので、学校側や教育委員会としては、個人的な意見は、ちょっとこちらに置いておきまして、運営上では、一応指定された形で人数をカウントしますので、それで、それによって４月１日現在のその人数によって教員数を決めるわけですから、その辺については決まりの中でやらないと、途中から教員を入れたり途中から出したりことはちょっとできませんので、その辺では困るわけです。

それからもう一つは、学区域を自由学区にした場合どうかといいますと、どれだけどちらの学校へどう行くかという形は、保護者の意向で決まりますので、人数が一定しませんので、非常に教育委員会としてはやりにくいわけです。事前に調査すればいいんじゃないかとかいろいろありますけれど、今までもそういうような自由学区みたいな形で、昔やったところがあるんですが、そういう場合、近い方の学校へどうしても行きたいという人がだんだんふえてきまして、その地区が広がっていったりして、統制がとれなくなってしまうというようなことがございます。ですから、個人的に見れば、個人は、やっぱりそこへ行きたいということで、そちらに行かせるのが一番理想だと思いますし、ここに決まりに出ているように、学校教育法の施行令の中で就学学校の変更の学校長等への通知の中に、やっぱりいろんな児童の心身の安全が侵されるような深刻な悩みを持っている場合には、従来からの学校教育法の８条に規定する学校指定を変えてやれるような、そういうふうなことが載っていますけれども、ですから、そういう条件がきちっとわかっていれば、医師がそういう証明をしたり、そういう健康上の理由によるものなら医師のあれとか、登校拒否なら学校の方の証明とか、そういうことによって指定区域を変更することはできるわけです。ですから、個人、個人、ケース・バイ・ケースであるんですが、兄弟は一緒にそちらに上げなきゃいけないとか、１人具合が悪いから１人を移動させるだけじゃなくて、両方で上げなきゃいけないとか、そういう問題については、できるだけ指定区域に入ってもらいたいという形で、私の方はやります。それは、入ったときはいいんですが、将来にわたって、先ほど申し上げましたけれども、自治会の活動とか近所の人たちとのつき合いの内容もあります。それは特に問題にはしておりませんけれども、そういうこともありますので、個人個人じゃなくて地域の指定の区域です

から、区域の人がみんな同じ学校へ行けるということが、学校教育の上では必要ですので、団体行動ですのでそういう形で考えております。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　今お答えいただきましたけれども、見ている目が教育委員会なり市側の考え方だと思うんですね。これ、立場を変えて子供の方から見れば、果たして今の理由がすべて子供たちが納得できるかどうかなんですね。だれのために集団教育をしてやってるのか、子供たちの育成のためにやっているのに、その子供たちが嫌がることをやろうとしているわけですよね。ですから、大人のための教育ならそれでいいでしょうし、大人の仕事のための学校教育であれば、それでいいと思うんですけれども、やっぱり目的から見れば、子供たちにできるだけ伸び伸びと教育を受けさせるということからなれば、余りそういうとこにこだわる必要ないじゃないかと思うんですね。

それで、要望を３点ばかり申し上げますので、それについての考え方をお聞きしたいんですね。

かなりこれ、乱暴な言い方をしますけども、例えばさっきちょっと言いましたように、学校区域をフリーにした場合、今部長の方から教育委員会がやりにくいと言いましたけども、教育委員会はやりにくくても構わないと思うんですよ、それが子供たちのためになればね。やりにくいんじゃなくて、そのことが子供たちに害を及ぼすというのであれば別ですけども、教育委員会がやりにくくても、私は構わないと思うんですね。それで、フリーにしたとき、そんなに日野市内で考えたときに、いろんな人があっちこっちの学校を希望するとは思えないんですよ。多摩平に住んでいる人が三沢の中学校へ行きたいとか、日野本町にある小学校へ行きたいとかと言わないと思うんですよ。大体その近くの学校へ行きたいと思う人が大半だと思うんですね。で、何かの形で、先ほど言いましたように、住居を変えた人があと一、二年ですから、元の学校へちょっと遠くなるけど、そっちへそのまま通いたいとか、そういうケースだろうと思うんです。

それをこういう形のすべてがもう市内中入り乱れて希望が出てくるような感じにとっているんだと思いますけれども、試しにこういうのもアンケートでとってみたらどうなんでしょうかね、どういう希望が出てくるかですね。

それから、生徒数が偏った場合は、授業ができなくなるということでは困りますけれども、クラスなりが変わった場合には、教員を動かせばいいと思うんですよ。先生をこっちの学校からこっちというの。先生は幾ら動かしたっていいんですよ、職場の変更ですから。先生を動かすのは大変だということで、生徒に枠をかませるというのもどうかな

ということがあるんですね。

それから２点目、一歩譲りまして、それでは先ほど部長が言われたように児童数によって、ある区域を決めますよね。一つ絵ができますね。それと、今度はもう一方、学校の規模としてどうなのか。学校の規模からしたら、こういう区域がいいですよというのをつくりますね。そうしますとオーバーラップするとこ出てくると思うんですね。そうした場合、オーバーラップしたところにいる地域の方だけは、親なり子供の希望に沿って好きな方へ行かせる。要するにフリーゾーンというのがあってもいいと思うんですよ、全くさっき言ったようにフリーですと、問題があるかもしれませんからね。ある部分のとこについてはフリーゾーンをもって学校を決めさせる、これはどうなのかですね。

それから、学校区域の３点目、見直しの件なんですけども、本当に見直しがどんなタイミングでやっているのかというのはよくわからないんですが、確かに短期間でやりますと、お兄ちゃんお姉ちゃんが行った学校と、その妹さん弟さんと違う学校になってしまうということが頻繁におきますけれども、例えば万願寺の地域では、あそこに歩道橋ができたわけですね。あの歩道橋ができる前は、浅川をはさんでいますから、当然浅川の北側の人が南側の潤徳小学校へ行くとかということは無理だと思うんですよ。ところが、あそこに歩道橋ができたわけですね。そのときに、その歩道橋を渡っていけば、すぐその潤徳小学校へ行ける人が、相変わらず今までの学校区域へ行ってるんじゃないですか。あるいは南平のように、京王線の下をくぐれれば、線路の反対側の小学校へ行けるけれども、それがないために、浅川を一番橋を渡って二小の方へ来ているということがありますね。そういうのは、例えば地下道ができた場合に、本当にすぐ対応できるのかどうかですね。そういうのであれば、その地下道をつくる方を早くやっていただければいいと思うんですけれども、そういうふうに本当に見直しというのは、現状の中でタイミングよくやられているのかどうか、その３点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１点目の先生を動かすという件なんですが、教員を動かすということは、３クラスが２クラスになって学級分解をするとかその逆になるとか、年度途中でそういうことがやれるんですけれども、やるということに対する教育上の問題がございます。そういう点があって、日にちを決めて多摩教育事務所と教育長の方から、要するに厳正な人数のチェックが２回、３回にわたって12月、２月、４月ですか、チェックをやって、それで教員の配置がされます。そういう中で、先生を動かすということは、いろんな面で教員の労働条件の面もありますし、それから、子供のクラスの先

生がかわっちゃいますから、そのために３が２になったり、２が３になったりしますとかわりますので、その辺の問題、いろいろ難しい問題がございます。そういうことで、あらかじめ決めておかなければいけない学校運営の問題にも大きな支障が来しますということだと思います。

２番目のフリーゾーンですが、フリーゾーンについては、これは可能なことはあります。人口急増でどんどんふえていたときのフリーゾーンというのは、かなりいろんな面で教員を途中で云々というのはありますけれども、フリーゾーンは先生を動かすことと関係があるんですが、前もってきちっとつかめればいいと思うんですが、これはいろんな形で地元の了解だとか、そういう中で通学区域がすごく遠いとか、こちらの方が先祖が行ってるとか、そういうとこに昔はちょっとフリーゾーンみたいなのがあったんですが、それではまずいということで、やっぱりフリーゾーンでなくしたんですが、そういうことは可能でございます。

それから、区域の見直しですが、これはこれからどんどんやっていかなきゃいけないという内容でございます。

南平については、トンネルをくぐるという学区域の見直し検討委員会の中ではそういうことがうたわれていますが、相当の学区がかかるんですけれども、踏切の手前の方に道路が大きいのができたので、どうしても近い方がということで、踏切を渡れるならば今でもできるんですけれども、今のところ、学区域の見直しの条件としては、トンネルということが一つの例もありますけれども、そういう意味で、これからも学区域の見直しについては検討していく必要があるというふうに思います。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

まず、フリー化についてですけれども、先ほども言ったんですが、先生の労働条件が変わるとかそういうことは、この問題について私は考慮する必要はないと思うんですよ。例えば、子供が学校を変わる場合に、父親の転勤なんかあるわけですね。この父親は、転勤することでかなり労働条件が変わるんですよ。そういう転勤が仕事の上であるわけですね。その影響を受けて子供が転校するわけですよ。例えばそういう場合だとか、さっき言ったマンションを購入して、そうやって、子供を親の都合でもって変わるわけです。その親の都合というのは、将来の子供のことも考えているでしょうけれども、そういうことによって、子供の意思とは関係なく変わるわけですよ。そういうことをしながら、その子供の学校での教育の環境が変わることを余り考えていないんですよ。で、先生の

労働条件が変わる。先生が学校を変わるのなんて、私らの職場異動と同じですよ、転勤であるとかね。民間へ行ったら、そんなのしょっちゅうあるんですよ。例えば、こちらの職場の生産量がふえた、こちらが減ってきた。そのときに、その生産量を変えちゃったら、その働く人を動かさなきゃいけないでしょう。ところが、労働条件が変わっちゃうからといって、生産量そのままやったら、民間なんか持ちますか。（「会社の経営と違うわよ」と呼ぶ者あり）例えば、そういうことを言ってるわけね。わからない人もいますけども、不規則発言のように。私は、例を出して言っただけなんでね。

そういうことで、まず子供のことを考えてもらいたいということを言いたいんですよ。先生の条件とかというのは、先生の条件も、学校がふえちゃったために３クラスに３人の先生がいて６クラスになっちゃった、それを３人で見ろというわけじゃないんですよ。クラスがふえたらふえただけの先生は、少なくなった先生をふやして６人なら６人で見なさい。３クラスが４クラスになったら４人の先生で見てくださいということですから、そんなに大きな労働条件の変更じゃないと思うんですよ。もし、それがまずいとしたら、ただ、動くことだけが問題なんですよね。もともと３人の先生はその学校で働いているんですから、その学校の中での労働条件というのは悪くないはずなんですよね。

ですから、もう少し子供のことを考えて、そういう住居が変わったときに、10人変わったから10人が元の学校へ行きたいとは言わないと思うんですよ。そのうちのごく何割かあるいは１割もいないと思うんですよ。大体の方は住居を変えたら、行った先の学校へ行くと思うんですね。ところが、その中に何人かの方が、どうしても今までの学校へ行きたい。例えば、小さいときからサッカーをずっとやってきまして、中学になって、中学の２年になるときに移らなければならない。移った学校がクラブ活動がない、地域にもそういうサークルがないとなったら、小さいときからサッカーが好きでもう本当に一生懸命やった子が、そこでサッカーをやめなきゃいけないんですよね。そういういろんな事情があると思うんです。そういうことを考えた場合には、もう少しフリーに考えていいんじゃないかなということを言いたいんですね。ですから、決して私は先生の条件がどうのこうのというんじゃなくて、子供のことをもう少し考えた立場から言ってください。先生の労働条件が先に来ないようにしてほしいということを言っているわけで、そこを誤解のないようにしていただきたいと思うんです。

それから、フリーゾーンが前にあったということなんですが、それはきちっと調査かなんかをして問題があるということで取り上げていないということなんですか、その辺がちょっとわからないんで、その点を再質問させていただきたいと思います。お願いし

ます。

○副議長（宮沢清子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　フリーゾーンの問題ですが、大分20年も前の話なんですが、学区域が人口急増する前は学校が少なかったもんですから、さほどいろんな影響がなかったんですね。そして、ちょうど地域が極端なことを言うと、二小と一小の間に少しあったんですが、川辺堀之内という、そして、一小に近い方はそちらに行ってではっきりと境目がなかったんで、そういうフリーゾーンが多少ありました。それから、南平のところに、山のところに少しありました。一応、どんどんどんどん住民がふえてきた段階でいろんな問題が出まして、境がどこだというふうな問題、これは決めなきゃいけないということで、地元の意見を十分聞きまして決定をいたしました、そういうことがございます。そういうことです。

先ほどの先生のこと、ちょっと言わせていただきたいんですが、先生の労働条件とかそういう決まりはあると思うんですね、組合もありますから。子供のことを第一に異動のことはということを、先ほど一番最初に申し上げたとおりなんですが、クラスを変えると40人学級が35人になったり、30人ぐらいいたのが40人になるんですよ、１人動いても、ボーダーラインにある場合はね。そういう場合もあるんです、ない場合もありますけど。そういうものもあるし、いろんな関係があるので、先生をじゃここの学校からこっちへと物みたいに動かすのはちょっとできないですよね、決まりやなにかで、そういうふう。教育長の方へ話をして、カードを返して、そしてまた、別の先生をやるとかいろんなことをやるんですけれども、それは先生の問題はあれなんですけれども、子供の問題でも、クラスの人数が変わってくるんです。45人から40人学級にして、30人、35人とか少ない方が勉強の指導がしやすいとかいろんなことがありますので、子供のためにいろいろ考えて団体行動として教育委員会がやっているので、個人の意見がなかなか受け入れられないというところに、一つの問題があるというふうに思います。ちょっと余計なことでしたけど。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　また、ちょっと気になることを言ったんだけども、先生を物のように動かすなんて、私言ってませんよ。（「いや、ただ……」と呼ぶ者あり）

何と言ったらいいか、とにかく私が言ってるのは、さっきも部長言いましたけれども、１学期、２学期の途中でどんどん見直しをして、１学期の場合は、この学校ある学年が３クラスあった、２学期から１クラスになっちゃった、また、３学期は２クラスになっ

ちゃった、そういうようなことをやれと言ってんじゃないんですよ。何年かに１遍見直すときに、こういうことも取り入れたらどうですかということを言ってるわけね。それを、さっき言った途中でクラスがどう……。そういうふうに極端な話をしているわけ。

私は極端な話をしているわけじゃないんですよ。今は10年に一遍見直ししているんだったら、それを５年にするとかして、しかもそのときに変わるところにはフリーゾーンを設けたらどうか。しかもフリーゾーンにいるからといって、そこの人がばらばらのとこへ行くとは思えない。その中のごく一部の人でしょう。そう言えば、８割方の人は、もうそこで決めた区域で学校へ行くわけですから、そんな大きな問題、１クラスがふえる減るなんてほどないと、私思っているんですよ。仮にあったとしても、５年に一遍の見直しのときに、クラスが減ったところの学校の先生は少なくして、クラスがふえたところの学校には先生をふやしなさいと。そのときに、こちらの学校にいた先生がこちらに動く、それできないんですか、今、物を動かすようにできないと言ったけど、部長が答えたんで部長が答えてくださいよ。

○副議長（宮沢清子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　わかりました、済みません。

先生の動かし方というのは、11月と２月と４月の子供の数によって動かすわけです。ですから、要するに異動のときには都へ行きまして、異動のカードのやりとりでやるわけですから、直接隣の学校と取り引きをするとかそういうことはできませんので、あらかじめ通学区域の個人的な理由で動かすのが早くわかってつかめていれば、もうそれは問題がないんですが、やっぱり切りかえのときにそういう問題が起こると、そういうクラスの問題が起こるということで、ちょっと説明が不足いたしまして失礼をいたしました、そういうことでございます。

ですから、教員はもちろん子供があって教員の配置ですので、そういうことは子供の考え方でやるんですが、ただ、一つは集団の活動ですので個人的な問題を、やっぱりある程度一つの決まりの中に入れておかないと、なかなかうまくいかないというのが現状でございます。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　私がいろいろこう今言ってますけど、すべて要望に沿ってやりなさいと言ってんじゃないんですよ。こういうことについてどうですかと言っているねわけですから、それは頭からできないことばっかりの理由を考えると、そういう話になっちゃうんですよ。だから、先生を動かすことができないというようなことをちょっと言っ

ちゃうわけね。だとか、もう極端に生徒が動くようなことを頭に描いて問題提起するわけですよ。本当にこれ真剣に考えりゃ、もしかしたらこの一部が取り上げられて、生徒にも非常に喜ばれるような形になるかもしれないんですよ。だから、私、そういう姿勢がほしいんですよ。きょう、すぐそのことについて即答しろとも言っていないしね、3年でも5年でも後でも結構ですから、そういうことも十分今後の検討の中に入れていただいて、これが取り上げられればそれでいいなと思って取り上げているんですよ。それを、はなから今のように極端な例ばっかりイメージしてできないことを言えば、先生を物のように動かすとか伝票がどうのこうのって、当たり前でしょう、人を動かすということになればその手続上のことをするのは当たり前です、品物でも伝票きるんですからね。まして、先生に動いてもらうわけですから、その先生のいろんな必要なものをその次の学校へ持っていっていただいたりいろんな手続上のこともするわけでしょう。そんなことは当たり前で、そんなこと言う必要ないんですよ。

教育長にちょっとお尋ねします。今、私、いろいろ提案させていただきましたけれども、そのようなことを今後の教育委員会として検討する価値があるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

内田議員さんもよく御存じだと思うんですけれど、今の教員というのは、都費支弁といいますか、東京都から派遣されてきておる教員というような形をとっておりまして、実際問題、先ほど部長が申し上げましたような形で、年度の初めに大体学校の規模、そういうものが決定される。それに基づいて、東京都の方から学校規模に応じた教員が配置されてくる。途中で児童・生徒数がふえまして、例えば先ほど話がありました40人学級のクラスが41名、生徒が仮にふえたとしても、年度途中で担任の先生がかわるとかあるいはクラスを人数がふえたからといって簡単に分割するとか、そういうことにつきましては、やっぱり教育の系統的な指導上の問題等も含めながら、東京都の教育委員会の方では、年度途中の増減というものについては、極力避けるような指導を教育委員会の方にしてまいります。これは、今度は逆に言って、生徒が仮に少なくなり過ぎた場合でも、そのまんまの学級を維持してその年度の間は続けていくようにと、こんなような形で学校経営というものが進められているというその状況で、今、内田議員さんの方から指摘されておりますフリーゾーンの問題、これらの問題も確かにこれから先の学校というものを考え方た場合には、旭が丘小学校のように800名近い児童数のいる学校もあれ

ば、平山台小学校のように200名を割ってしまいそうな規模の学校も出てきている。そういう中で、学区域の適切な見直し、それに伴っての一定時期ですね、学年進行で学区域を正常化させていくような一定時期の間のフリーゾーンの設定、そういうものを心がけながら、学区域というものが、将来新しい市の状況に応じながら改めていく、このことは確かに大事なことであり、新しい幹線道路やなにかが次々にできてくる中では、そういう際の通学路の問題等とも絡めて十分教育委員会としては検討していかなくてはならない問題である、そういうふうに認識しております。

ただ、先ほど申し上げましたように、出発の時期は年度の初めに、一応統一して対応していく、そういう形でこれからも教育委員会で十分検討していきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

全く今、教育長が言われましたように、クラスの１人ふえた減ったということで、すぐ動かすということではなくて、やっぱりある年次の中で期初めのときに向けて、新学年を迎えるに当たって学区域の見直しをするときに、そういうことを考えてほしいということを言っているわけですから、余り極端なことでなく考えていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ今後、生徒数も、今言われたようにアンバランスになってきた場合に、学校を場合によっては減らさなきゃいけないというような時期も来るかもしれないんですね。そういう場合には、ますますこういうフリーゾーンみたいなのがないと、その学校には残してほしいというのが、強く出ると思うんですね。ある程度、フリーゾーンがあれば、そういうこともスムーズに行く面もあると思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後に、この件について市長のお考えをぜひお聞きしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　小・中学校、義務教育でありますが、地方教育の管理と運営に関する法律、それによって各自治体に教育委員会が組織されておるわけであります。学区の設定あるいは通学区の範囲の決定、これらは教育委員会固有の事務に属するというふうにされております。

学校をふやす際、これまで新設校をつくる際に母体校に残るか、また新設校に進むか、いろいろ地域で議論が発生した経過もあります。私も教育長に自由学区、自由通学の学

区が、つまり自由選択があってもいいではないかあるいは学年進行で区域はこう決定するが、卒業するまでは変更しなくてもいい、そういうような対応があってもいいんではないかという程度のことは、話として行ったことはあります。恐らく学校、管理という立場から言いますと、もちろん教育本位あるいは児童・生徒本位に物を考えるということは、極めて重要な要件ではありますが、義務教育をやっぱり遂行するという意味では、公共のみんなの共通の利益になることをなるべく一つの基準として定めていくということであろうと思いますので、そのあたりの余り教育委員会の見解にとやかく言わず、決定をお任せするということが一番残る手だてだと思っておりますし、これから子供の数が減ってまいりますし、あるいは学校区等の変更もしなきゃならない場合がある。ふえる学校、減る学校、これらの調整もしなきゃなりません。そういうことにつきましては、なるべく意見を広く求めるということと、あわせて一番納得のいく、つまりみんなに理解される、こういう余裕のある対応によって決定をしていくことが必要だ。したがって、なるべく早くそういう問題の打ち出し方は時間を置くだけの余裕を持って取り組むべきことだ、このように言えると思っております。

特に近ごろ登校拒否でありますとか不登校、学校へ行きたくないという子供さんの対応には、恐らく教育委員会あるいは学校、大変苦慮されることだろうと思っておりますので、自由学区にすることによって、その子供の考え方に影響があるということであれば十分配慮すべき課題であろう、このように言えることだと思っておりますが、我々市長部局としては、教育委員会に一任してなるべく口は出さない、教育委員会の進言によって、これからの学区等の編成も尊重していく。そのために必要な交通安全施設あるいは対策、これらについては十分対応しなければならない、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　今、市長の方からもお答えをいただきましたけれども、教育委員会としまして、教育長、ぜひ市長も今、あのような答弁をしておりますので、今後、このような件につきましては、もう少し特例を認める形をとりながら、ぜひ学区域の決定についてはもう一工夫をしていただきたいということを、教育長を通じて教育委員会の方にお願いしたいということを要望しまして、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって13の２、通学区域に関する教育委員会等の考え方と市民要望についての質問を終わります。

一般質問14の１、「第３次基本構想」など諸施策についての通告質問者、佐瀬昭二郎

さんの質問を許します。

〔9番議員　登壇〕

○9番（佐瀬昭二郎君）　それでは、お許しをいただきましたので、通告に基づきまして、第3次基本構想の案と、それに関連する幾つかの問題について質問をいたします。

最初に、第3次基本構想の案について質問いたします。日野市は、今まちづくりを進める上で、非常に大きな節目に当たる時期を迎えていると思います。都市基盤整備の面に限ってみても、今、市内各所で区画整理事業が大々的に進められています。これからも大変広い地域にわたって、幾つもの区画整理事業が実施されることになっています。これらの区画整理事業を通じて、日野市の都市としてのまちの枠組が最終的に形づくられていく、そんな時期を迎えていると思います。

森田市政のもとで進められてきた都市基盤整備、都市環境の整備の流れを振り返るとき、そのまちづくりの営みを特徴づけているのは、何といっても緑と清流を取り戻そうという目標を掲げ続けてきたことです。開発型の行政手法に走らず、自然環境の保全に配慮するという姿勢を貫いてきたわけですけれども、自然環境の保護は、今日では人類共通の課題、世界語となっているといっても言い過ぎではありません。森田市政は、そのスローガンを20年前から掲げてきたわけです。誇るべき歴史の事実だと言わなければなりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

いわば、日野市は今、緑と清流のスローガンのもとに進められてきたまちづくりの総まとめの時期に……（「実態がないんだよ」と呼ぶ者あり）差しかかっているのではないでしょうか。森田市長は、生体系に配慮したまちづくりということを強調されています。（「多摩川はもともとあったんだよ、浅川ももともとあった」と呼ぶ者あり）引き続き緑、清流政策に力を注いでいくという決意の表明であるとともに、都市農業の保全を、これまでにもまして重視していくという決意の表明でもあると受けとめ、高く評価したいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）農地や緑地がどのぐらい確保できるのか、緑地や農地、清流を、これからのまちづくりの中でどのように生かしていくのか、福祉施設、文化施設、スポーツ施設など、市民施設のための用地をどのぐらい確保できるか、多くのことが、区画整理事業を機軸に据えた今後のまちづくりのあり方にかかっています。

日野のまちづくりの現段階をこのようにとらえるならば、第3次基本構想、計画はまことに重要な役割を担うものだと言わなければなりません。（「形だけつくった」と呼ぶ者あり）

そこで、市長に質問いたします。第３次基本構想の案を読んでみましたけれども、基本構想がどのようなまちづくりの段階を担おうとしているのか、この点についての記述は、大変あっさりとしていて、いささか食い足りないという、そんな印象を受けました。そこで、基本構想の記述を補足するというような意味で、市長のこの点についてのお考えを伺いたいと思います。よろしくお答えください。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市のまちづくりの現状ということにつきましては、これはいわゆる高度経済成長期、そして都市に人口集中が激しかったその当時と、よほど様子が違うわけでありまして、人口はほぼ急増時代から比べますと鎮静化をし、そして、日野市の将来像というものも、ほぼ一定の見通しをもって見通せるようになったということだと思っております。したがって、かつては行政が立案をし、あるいは開発企業等を行政が指導するという能力は、法制の上でもあるいは市民自治の上でも、力が弱かったわけでありますけど、今日では、かなりそれらの、いわゆる行政としての指導的権限、また住民意思の自治に対する能力、これらが高まってまいりました。

今、第３次基本構想という新しい時点を迎えようとしているわけであります。つまり第１次基本構想は、急速な都市化を迎えて、むしろ住民が連帯する住宅都市という位置づけでありました。そして、定められた点は、内容で表現された人口増、つまり第１次基本構想、ちょうど昭和47年当時の制定でありますけど、57年、つまり10年後にはもう十七、八万人になる、このように書いてあります。が、実質はせいぜい15万に到達しない程度で終わりました。

それから、第２次基本構想で、人口の想定は16万ないし17万という程度に見通したわけでありますけど、ほとんどその期間は実質的な社会増あるいは自然増においては、むしろ逆に減っていく、こういう期間でございましたので、御承知のとおり現在16万少々をオーバーする程度に到達したということでありまして、第３次基本構想でも、ある時期には、事務レベルでは18万ないし19万というふうな人口を描いたときもありましたけど、その後、いろいろな資料に基づき、東京都のまた将来増も参考になる資料が出てまいりまして、今回提案をしております17万ないし18万という見通しでおります。そういうことで、今日こそ、まさに都市基盤の整備をすべき時期という見解に立ちまして、ここ10年来、やはり基盤整備事業としての都市計画道路あるいは公共下水道、そして、区画整理手法による区画街路のいい環境で市民生活の将来が保障できる、こういうまちづくりを各地に連檐して進めておるという状況であります。

今、申し上げた経過の中で、私に求められたお答えするべきことは、１世紀という将来像以上に何世紀かは十分耐えられるというぐらいな意気込みを持って、そして、いわゆる緑と清流という、これは環境問題のマクロ的な視点からも、あるいは一自治体というミクロの視点からも、可能な限り長く保存を図るということだと思っております。また、福祉や教育のいわゆる人間性のことにも、一番自然の生体系の姿が人間の生活とともに大切だという見解に立っております。

ですから、他市とちょっと比較して違いますのは、余り急速な経済発展を目指さず、基本的な人間と自然の調和のとれるまちづくりの中で、また将来の市民生活に十分寄与できる条件整備をしておくということだと思っております。

そういうことに立ちまして、あらゆる行政施策の要に人間尊重、またお題目のようでありますけど、緑と清流のことを高くうたって市民の共感をいただいておるというふうに認識をいたしております。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎君さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

まさに市長がおっしゃるように、人口の急増期が過ぎて、社会的状況がそういう面では落ち着いてきている。あるいは行政的状況も整ってきている、住民自治という意味での住民の方の力量も高まってきている。将来を見通せる段階が今、来ているというお言葉のとおりだろうと思います。

日野は大変長い歴史を持ったまちですけれども、その長い日野の歴史の流れの中でも、非常に大きな段階というか節目というか、そういう時期を、今迎えているんだろうと思います。まちというのは、多分一たん形をつくってしまえば、それをつくり直すというのは、大変な仕事になると思うので、これから10年、20年も日野のまちづくりというのは、非常に現在住んでいる住民に対する責任が問われているだけじゃなくて、将来の、市長は何世紀にも耐えられるというふうにおっしゃいましたけれど、将来の住民への責任も問われている。また、この日野のまちを営々と築いてきた過去の住民に対する責任も問われている、そんなようなことを踏まえて仕事を進めていただきたいというふうに思います。

基本構想の案は、今議会で継続審議になっています。総務委員会の資料請求に基づいてさまざまな関連資料が出てきておりますので、いろいろな面については、改めて機会を見つけて質問したいと思いますが、あと一つだけ基本構想について質問いたします。それは、想定人口の問題です。言うまでもなく、想定人口はまちづくりを構想し計画化

する上で、最も基本的な数値です。福祉、教育、文化、スポーツ、ごみ・リサイクル、どの分野をとっても、必要とされる行政の規模がそれによって決まっていくのでしょうし、また、土地利用のあり方も、人口をどのレベルで想定するかによってかなり違ってくるはずです。昨年７月15日に広報「ひの」で発表された原案は、想定人口19万人としておりましたが、今議会に提案されている案では17万から18万に修正されております。

この問題について、２点質問いたします。１点目は、想定人口が修正された理由であります。普通に算定すると19万人になるのだけれども、政策的に誘導して人口増を抑えるということなのか。それとも算定の方法そのものを変更したのか、修正した事情を伺いたい。あわせて算定の方法についても教えていただきたい。２点目は、10年後の人口を17万から18万と想定した場合、土地利用の状況がどのように変化すると見込まれているのか。とりわけ、農地がどの程度保全されることになるのか、この点について、昨年度、1993年度、平成５年度のデータがまだ公表されておりませんので、もしお手元にあれば、農地が占める比率と宅地の比率を示していただきたい。それから、10年後のその問題についての見通しを述べていただきたい。御答弁、お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の第１点目は、想定人口の出し方でございますが、御質問にもございましたように、当初私どもでは19万を見込みました。これは、その基礎として国勢調査による人口把握、それとその推移というようなことから19万をはじいたわけでございますが、その後、住民登録人口と申しますか、住民登録基本台帳に載っております人口がここ１年ばかり横ばいあるいはマイナス状況でございます。ことしの４月１日現在でも16万2,000というようなことで、国勢調査人口よりも減ってきておるようなことでございます。そのような中で、19万までどうだろうかというような担当あるいは調査チームでも、ちょっと一部疑問が出ましたので、これをもう一度別の角度から分析いたしました。別の角度と申しますのは、東京都が、やはり東京都全体あるいは市町村あるいは区、そういうようなもののところの人口を５年刻みで将来予測をしてございます。この将来予測人口が、一つが17万、平成15年は17万台でございます。それと、現在、日野市の人口が16万台でございますが、過去第２次基本構想、基本計画の期間の10年間の人口の伸びは、１万4,700人ばかりでございます。全く同じような状況で、これからふえるとかいうようなことは、はっきりは断定できませんけれども、ここ数年の人口横ばい等を見ますと、過去10年の数値以上には、そう伸びはないだろうというようなことで、現在の人口に過去10年の伸びといいますか、１万4,700ほどをプラス

いたしますと、やはり17万台の規模になります。

その二つの点から修正いたしまして、17万から18万というふうに算定がえをいたしたものでございまして、決して人口抑制とかそういうようなことからの変更ではございませんで、あくまでも別のデータをまた取り入れたというようなことでございます。

それから、人口の推定によりまして、いろいろの計画の指針となるわけでございますが、御質問にありましたように、人口によりまして、福祉関係、老人人口あるいは児童の数あるいは教育の児童・生徒、いろいろ市民サービスのソフトの関係では、特に人口がある程度はっきりしませんと、今後のソフトの計画が成り立ちません。そういう意味では、人口の把握はなるべくシビアにとらえなければいけないとは思っております。

ただ、御質問にございました土地利用計画の変化ということでございますけれども、日野市の人口は、一方では都市基盤整備という下水道あるいは緑のマスタープラン、そのほかの都市基盤関係の計画からは、マキシマムを21万1,000人と見ております。これは、ヘクタール当たり約100人というようなことで見ておるわけでございますけれども、そういうような中で、21万1,000人に到達するのはいつの時点かわかりませんが、現在では10年後だと、また17万から18万と見ておりますか、その間の土地利用につきましては、御質問にもありました土地区画整理事業、これが、ただ街区、道路をつくるだけではなく、その区画整理事業の中で住環境づくりもしております。公園を設置したり、あるいは生産といいますか、農業集団地をセットしたりというようなことも考えておりますので、土地利用が変わってはくるかと思いますが、これが10年後どうなるか、あるいは生産緑地の指定が、必ずしも30年ずっと固定するというふうにも考えておりませんので、土地利用については大方が民間市民の土地所有でございますが、これの利用の仕方も把握しなければいけませんが、そのような難しさがある中では、特に１万刻みによりますような土地利用あるいは農地、緑地等の段階では、基本計画の中ではまだそこまで算定しておりません。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

想定人口の総数については、もし政策的に誘導というようなことをお考えになっているんであれば、そのことを是非伺いたいと思っていたわけですが、答弁了承します。

土地利用の問題ですけれども、第３次基本構想の案でも、農地を計画的に保全をしていくというそのことが大変強調されておりました。ぜひ今後の土地利用の推移に対する予測を今後の仕事を進める中で、一日も早く明確にしていただきたい、そのことを要望

したいと思います。

基本構想については以上でおしまいにして、次の問題に移ります。

第３次基本構想案は第２次を引き継いで、都市像を支える三つの要素の一つに、人間尊重、自治参加、連帯のまちということを掲げています。この参加、市民参加の問題について、質問します。

自治体の政策立案や政策を実施する過程に、市民参加の仕組みを組み込むことが必要だという点については、今日共通の理解が幅広く形成されてきていると言ってもよいのではないでしょうか。政策の実施過程については、例えばごみリサイクルの問題を一つ取り上げるだけでも、また福祉の政策を実施していく、そのことを考えただけでもその必要性は明らかです。市民参加のない、ごみリサイクル行政は考えられません。政策実施過程への市民参加、この問題も大きなテーマですが、ここでは政策立案過程に限定して話を進めたいと思います。

価値観の多様化、生活スタイルの多様化が進行し、当然行政サービスに対する市民の要求も多様化してきています。そのような社会の変動に的確に対応し、多様性をしっかり踏まえた行政展開を図るために、市民参加が必要なんだという意見があります。私もそのとおりだと思います。ごみリサイクル問題など、さまざまな行政分野で、政策の実施について市民の協力参加を求めているのだから、その政策の立案過程にも市民が参加できるのは当然だという、市民の権利の視点から市民参加を位置づける考え方もあります。また、地域に蓄積しているさまざまな専門的力量をまちづくりに積極的に活用するという視点からも、市民参加の必要性を指摘することができます。多様な市民運動が日野のまちの中で営まれています。市民運動や自治会など、地域活動の積み重ねの中で、それぞれの運動や活動の領域にかかわる専門的力量が市民の中に蓄積されてきております。また、日本全国を見渡しても、日野市を含む三多摩の地域ほど職業にかかわる専門的力量が集積されている地域はないのではないでしょうか。これらの市民が持っているさまざまな力量を積極的に活用すれば、まちづくりがさらに豊かなものになるに違いありません。そのためにも、市民参加の仕組みを整備していかなければなりません。市民の権利の見地からも、また客観的社会状況の要請という視点からも、さらに市民参加を支える主体的条件の形成という立場からも市民参加が必要であり、また可能になってきていると言えるのではないでしょうか。一日も早い市民参加条例の制定を望むものです。

しかし、一口に市民参加といっても、そのあり様はさまざまです。各種委員会、審議会への市民参加という範囲で考えるのか、あるいは全市民を対象にして意見、提案を組

み上げる仕組みと市民参加型の委員会を組み合わせる方向で考えるのか、随分違ったものになるのではないでしょうか。また、市民参加が責任を持てる範囲についても考えておく必要があります。議会の決定権とかかわる問題ですが、私も市民参加が責任を持てる範囲は政策立案までだろうと考えております。今回、制定された要綱でも、政策立案というふうに限定的にとらえておりますけれども、私もそう考えております。

また、委員会、審議会をどのように構成するのか。例えば、公募性をどうするかなどの面でも十分な検討が必要です。問題は、条例制定に向けた検討をどのように進めるかということですが、私は３月１日に制定された市民参加の推進に関する要綱を、検討作業のために活用できないかと考えております。要綱は、まだ骨格を示したという段階のものですが、逆に言えば、多様な使い方ができるという利点があるとも言えるわけです。ほかのまちのいろいろな試みからも学ぶことを含め、さまざまな検討の方法が考えられると思いますが、何といっても一番いいのは、実際に試してみることではないでしょうか。この要綱を活用し、具体的なテーマを決めて幾つかのタイプの市民参加の仕組みを実践してみる。そして、それぞれの問題点を洗い出し、近い将来の条例制定のためのデータを蓄積する、要綱をこのように活用することが、要綱制定の趣旨を最も生かすことになるのではないかと思います。

そこで、質問いたします。今回制定された要綱と、将来制定されるべき条例との関係について、私は今申し上げたように考えておりますが、この点について、どのようにお考えになっているのか、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　住民自治という地方自治法の精神、これから行きますと市民参加ということが、最近の民主主義の時代の趨勢と言えると思います。御質問にもございましたような、いろいろな市民参加の場があるわけでございますが、当日野市でも、市民参加につきましては、協議会、委員会等への市民参加あるいは市民会議、平和事業市民会議あるいはごみ減量市民会議等で行ってきているところでございます。今回、市民参加の要綱を制定いたしましたのは、これら市民参加につきまして、一定の基準といいますか方向を定めて、それで、その精神のもとに、市のそれぞれの行政分野で、この市民参加を広く広めていくための一つのマニュアルといいますか、方向づけを要綱で制定したものでございます。これの実施について、御質問の中にもいろいろと経験の中で育てていくべきだというような御指摘があったわけでございますが、今年度いろいろな委員会あるいは公聴会等で市民参加を取り入れて、その制度化を図っていきたいと

いうふうには感じております。

また、条例化につきましては、これはそういう市民参加のいろいろなやり方の中で、進めていく中で、その条例化ということが必要な段階には、またその措置をとっていきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　実際に、市民参加条例といったものをつくる場合は、やはり豊かに、市民がその制定過程に参加できなければならないと思います。いま、私が伺ったのはせっかく要綱をつくったのですから、その要綱を実際に使ってみる過程で、さまざまな市民参加のタイプを実際に試みて、どのタイプの市民参加の仕組みには、どういう問題があるのかということを洗い出して、そのデータとして蓄積をする。あるいはそういうことを検討する特別の委員会が必要になるかもしれませんけれども、そのような取り組みをするおつもりがあるかどうかということを伺ったわけです。ぜひ、お答えいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　私どもで先ほど申しましたように、今までも委員会とかそういうような中で全体ではございませんけれども、市民の分野も設けております。これにもっと広く市民を参加させる、あるいはまた女性を参加させるというようなこと、一つ一つに検討を加えまして取り入れ、議員さんのおっしゃるようないろいろな経験をもとに、今後の中で考えていきたいと思っています。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　データを蓄積し経験を蓄積していくためには、それなりの仕組みが必要だと思います。これは要望しておきますけれども、ぜひこれから市民参加要綱を活用していくわけですから、その活用のあり方について、それ自体を検討する仕組みを一方ではつくる必要があると思います。そのことをぜひ検討していただきたい、要望しておきます。

それでは、次の問題に移ります。

市民文化施設、スポーツ施設の整備建設にかかわる問題です。まず、全体的な問題について質問します。日野市は今、中規模の市民文化施設やスポーツ施設を、本格的に建設する時期を迎えております。第3次基本計画の原案にも、幾つもの施設建設が計画されております。市民施設を建設していく場合、当然、実現可能なものから、また可能な場所から建設が進められる、この点については理解できるわけですが、一方では、市民

施設がつくられる地域、どの地域に市民施設が配置されていくのか、あるいは施設の数、また全体として、どのような文化機能、スポーツ機能を日野というまちが備えることになるのかといったことについて盛り込んだ施設配置計画が必要であることも、また事実であります。実に多様な学習研究活動、文化芸術活動が営まれています。また、さまざまなスポーツを楽しんでいる人々がいます。全体的な計画がおおまかなものでもよいから市民に示されていなければ、順次進められる施設の建設に対し、その都度市民の要求が殺到して収集がつかなくなるということも考えられないことではありません。

この問題にかかわる最近の市の取り組みを見てみますと、1990年、平成２年３月に日野市コミュニティー施設等ネットワーク化庁内調整チームによって、「日野市におけるコミュニティー施設のあり方について」という報告が取りまとめられています。この報告は、中学校区を単位とする生活圏を重視して、そこに中規模の市民施設を配置する構想を示すとともに、施設配置計画の必要性について次のように指摘しております。

「児童施設の改善を進め、また新たな市民施設の整備を進めるに当たっては、市民の生活圏の広がりや、市民各層のニーズに適切に対応させていかなければならない。そのためには、地域間の調整や行政の各分野間の調整がますます必要になってきており、体系的、計画的な整備、配置の方針を示す施設整備基本計画の策定が、何よりも重要な課題である」このように言っております。

報告の翌年、1991年３月には、「日野市コミュニティー施設整備基本計画調査報告書」が取りまとめられており、この報告書の末尾に、コミュニティー施設整備基本計画案が示されています。読んでみましたが、この基本計画案は、全体として施設整備に当たっての基本的考え方を示すという段階にとどまっており、具体的な施設配備計画と言えるものには、まだなっていないように思います。

そこで、質問です。施設配置計画を策定する作業を、今後どのように進めていくのか、その見通しについてお答え願います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問にありました文化施設、またはスポーツ施設、これらについて、いかに市民ニーズにこたえていくかということにつきましては、行政の中で、それぞれのセクションで検討しておるところでございます。基本計画の中では、それぞれの分野の計画を総合的に調整する立場でございますが、一つの例でいきますと、直接文化・スポーツではございませんが、つい最近できました保健・福祉計画、これでのサービスセンターの計画というようなことも、前段で答弁もあったわけでございます

が、各分野の施設についてこれを総合的に取りまとめ、どう年次的にあるいは計画的に、また場所も決定していくかという調整が必ず必要であることは間違いございません。ただいま第３次基本構想、基本計画においては、そういうような各分野での、一応計画を一通りは取りまとめました。これをどういうふうに計画、レールを敷いていくかというようなことは、今後の作業を行うわけでございますが、やはり必要度優先度あるいはその地域の事情あるいは財政問題等、いろいろ勘案しまして、できるだけ総合的に整備計画をつくっていきたいというふうに考えておりますが、特に文化施設につきましては、それぞれの一つ一つの目的別単位の施設でなく複合、土地利用もございますし、管理の面もございます。そういうようなことで、複合的なものを考えていきたい。そういう中では、中規模コミュニティーセンターの構想がございますので、その中にできるだけ文化施設も挿入していきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　中学校区というのを一つの生活ゾーン、基本的生活ゾーンとして位置づけて、そこにコミュニティーセンターというか、中規模の市民文化施設を配置していくという、そこまでは私も理解しておるんですけれども、年次計画とそういう一般的な考え方、位置づけとの間におおよそ市内の、例えばこの議会でも豊田南の文化施設であるとか西平山の文化施設であるとか、平山駅前の複合文化施設であるとかという話が出ていますが、そういうのが個々にぽつぽつ問題になるのではなくて、市内全域として見た場合に、一体どのような配置状況になることが見込まれるのか、そのような大まかな絵が見えてこないと、なかなか市民的に将来に向けて、私がほしいと思っている文化施設が、将来的には市内のどこかに備わるんだよという、そんなふうには見えてこないんだろうと思うんです。庁内調整はもちろん大切なんですけれども、それと同時に市民的な合意を形成していくという意味でも、大まかなものでもいいから、いわば中学校区を単位にした施設配備という、施設配備の基本的考え方と、実施計画との間にあるような、そのような、いわば施設配備計画とでも言えるようなものが、ぜひとも必要だと思います。その点について、もう一度御答弁お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　先ほどお答え申し上げましたように、それぞれの分野で計画案を持っております。これを総合的に調整し配備できるものはしていきたい。特にスポーツ施設につきましても文化施設につきましても、やはり場所、特に土地取得がございます。その中で、区画整理区域が優先順位では早くなる場合もありますし、また

別の土地が取得できるというようなことであれば、そちらになると思いますが、いろいろな分野での教育、福祉、保健等の分野での別々な計画を総合的にまとめて調整し、今後の計画づくりを推し進めていきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君）　基本計画の原案を見ましたけれども、市民文化施設という面では、仮称浅川公会堂が具体的な名前として出てきているだけで、市議会の場でも幾つも構想が語られている施設については、具体的に出てきているわけじゃないですよね。ぜひ市民の目から見て、これから、施設的に日野のまちはどんなふうになっていくのかということが見えるような、そういう仕掛けというか関係をぜひつくっていただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。

次に、施設の問題で、具体的な問題について二つ質問いたします。

まず公民館の問題です。第3次基本計画原案では、公民館を建て替える、また新たな公民館を建設する、そのために、それぞれについて検討組織を設置するとされています。ここで言う新しい公民館ですが、これは複数の公民館、分館を建設していくものと理解してよいか。また、分館をまずどの地域で建設することになるのか、見通しがあればお答えいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、公民館の建て替えと分館の設置につきまして、お答え申し上げたいと思います。

現在の中央公民館の建て替えにつきましては、既にこれまでもいろいろと議会での一般質問あるいは予算委員会等でも御指摘いただいておりますが、まず建て替えにつきましては、今建っておりますところの敷地の境界が、いまだ確定されていないために、すぐに建て替えができない状況にあるわけでございます。また、分館の設置につきましても、基本構想の中では、前期のうちに検討をしていくというふうなことで載っているわけでございますが、公民館の担当といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、現在の公民館が旧日野地区、今で言いますと日野本町地区にあるわけでございますが、そのために七生地区や西平山、旭が丘の地区からは遠く離れておりますので、これから生涯学習の社会を迎える中で、高齢者たちにもより近い場所に公民館がありまして、そこで多様な公民館事業が行われることが、最も望ましいというふうに考えております。

したがいまして、担当といたしましては、将来的には複合施設としての公民館的な施設でも結構なわけでございますが、南部地域と旭が丘、西平山の西部地区に1館ずつと

いう構想は考えております。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　全部で３館最終的には、当面整備をしていくという構想をお持ちだというふうに理解してよろしいですね。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答えが不十分でした。まず、今の中央公民館から離れております南部地域に１館、そして、西平山、旭が丘地区の西部地区に１館ということで、２館構想を担当の公民館としては持っているわけでございます。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　分館が２館ということですね。わかりました。

公民館は、今日の社会状況の変動の中の新しい意味合いを持ってきている、新しい役割を期待されているというふうに思います。今日の社会状況の特徴の一つは、人間関係がばらけてきていて、地域において人間関係をつくることがいろいろと難しくなってきている、そういう点にあると言われています。

先日、日野の多摩市との境に近い東の方で住民の方々と懇談する機会がありました。その地域は、古くからの住民の方々もお住まいになっている。それから、ミニ開発で作られた一戸建ての住宅地が散在をしている。その間にはマンションが建っているというふうにモザイク状にまちができていった地域ですけれども、懇談した方々は口々に、地域の問題をみんなで話し合いたいと思っても、なかなか人間関係をつくることが難しいんだ、こんなふうにおっしゃっていました。今、このような地域における人間関係づくりを支援をしていく、そんな仕事が行政に求められていると思います。集会施設をつくって、さあどうぞお使いください、そういうことでは済まないような社会状況が生まれていると言ってもいいかもしれません。やはり、公民館が必要なのだと思います。専門の職員が地域の人々と一緒にさまざまな企画をして、そのことを通じて、地域の人間関係づくりを促していく、そんな仕事にもっともふさわしい場所が公民館なんだろうと思いますが、そこで、教育長に伺いたいと思います。

教育長、今申し上げたような公民館の位置づけについて、どのような御認識をお持ちかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　公民館問題につきましては、佐瀬議員さんと同じような認識を持ちまして、ぜひやはりこれからの生涯学習という観点の中から申しますと、地域の

住民のよりどころといいますか、活動の場面のよりどころというような形で、やはり全市的な形の配置というものが必要になってくる、そういうことを強く認識しております。ただ、そういう状況の中で、当面、それでは公民館活動をどんな形で展開していくかという、その状況の中で、本年度予算の中にも計上させていただいたわけですけれど、いわゆる出前式の公民館活動、これをぜひ平成６年度へ向けて実施していきたい。現在、市が保有しております数多くの公共施設、こういうものを十分活用する方向の中で、日野市全域を幾つかの分区に分けて、将来その分区ごとに公民館が建っていくような方向の過程の中でのとりあえずの方法としては、先ほど申し上げたような方法を考えながら、住民とのコミュニケーション、そういうものをぜひつくり上げていきたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　一つ要望しておきたいんですけれども、先ほどの社会教育部長のお答えの中で、公民館的施設という表現が出てきました。「的」というのは何を意味するのかよくわからないところですけれども、日野には既に中央公民館があって、その分館をつくるということが計画原案にはっきり明記されているのですから、そこのところはあいまいにせずに公民館を建て替える、公民館の分館をつくる、いわば社会教育法や公民館法にしっかりと根拠を持つ施設をつくるということを堅持していただきたい。繰り返しになりますけれども、公民館が持っている役割というのは、ますます重要な意味を持ってきていると思います。ぜひ、今後もより一層公民館の役割を重視して、一日も早く全市的に公民館が施設配備できるように、仕事を進めていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、今教育長がちょっと触れられた移動公民館にもかかわってくるわけけですが、小・中学校施設の地域開放に関する問題について質問します。

スポーツ開放については、随分以前から実施されております。今年度の予算でも、体育館の大規模改造にあわせて、市民のための更衣室、トイレが整備されることになっている。この面で施策の充実が図られていることは、大変結構なことだと思います。しかし、社会教育活動や文化芸術活動の分野への学校開放は、市民からの強い要望があるにもかかわらず、これまで実現してまいりませんでした。子供の数が減って、どの学校でもたくさんの空き教室を抱えています。教育委員会の方では空き教室と言わず余裕教室と言うようですけれども、空き教室は、何よりもまず子供たちのために、学校教育をより充実させるために使われるべきであることは言うまでもありません。各学校とも、例

えばランチルームをつくるなど、さまざまに工夫をしていることも認識しております。

しかし、それでもなお余っている教室があれば、それを地域に開放してもらいたい、こういう市民の皆さんの要望があることは御承知のことと思います。また、放課後や休日に音楽室など特別教室を開放してほしいという要望があることも御承知のことと思います。例えば、音楽室を開放する、あるいは空き教室に防音工事を施して、そこにピアノを置く。そうすれば、新しい施設をつくる以前に、まち中にコーラスなど音楽活動をしている人々に活動の場を保障することができるのではないでしょうか。また、先ほど、教育長は社会の高齢化、生涯学習をどう保障するのかということをおっしゃいましたけれども、高齢者にとっては、文字どおりげた履きで通える場所に、自分たちが学習活動、文化芸術活動に使える空間を必要としているのではないでしょうか。

そのような意味でも、学校の空き教室をあるいは学校の特別教室を積極的に地域に開放していく、そういう施策の展開が今、求められていると認識します。今、日野市で市民文化施設が不足していることは、間違いのない事実だと思います。どのグループも活動の場所を確保するのに苦労しているというのが現状です。先日、公民館に行って、公民館の部屋使用申し込み状況を聞きました。実際に、データでは使った人数が出てくるわけですけれども、断って使えなかった人数がかなりの数にのぼる状況になっている。それだけ公民館活動が、大変発展してきているということのあらわれでもありますから、ぜひそういう市民の自主的な学習活動、文化芸術活動のための場所を提供するために、空き教室の有効利用をもっと考えるべきではないでしょうか。

この点で、今年度から学校開放に関して、新しい取り組みが始まろうとしていることを評価したいと思います。公民館の事業で、先ほど教育長がおっしゃった移動公民館という新規事業が始まります。一般会計予算特別委員会で質問したところ「会場には学校などを使用する」、その表現そのままですが、学校などを使用するとのことでした。社会教育の分野への学校開放に新しい一歩が踏み出されるわけで、高く評価したいと思います。また、第３次基本計画の原案を見ますと、２カ所で学校開放について言及しています。原案の44ページ教育環境の整備のところでは、余裕教室の有効活用は地域開放もあわせて検討するとあり、また余裕教室整備ということも言っております。また、56ページ生涯学習の推進では、余剰教室、図書館などの学校教育施設の開放を推進すると、もう少し積極的な取り組みの意欲を示しています。学校開放に向けたこれらの動きについても評価したいと思います。

そこで、質問いたします。３点質問します。

１点目、移動公民館は本年度は講座を実施するために、一時的に教室を使用するということのようですけれども、来年度以降継続的に教室を確保し、自主的な社会教育活動、文化芸術活動に対しても活動の空間を提供する、そのような構想を持っているかどうか。

２点目、余裕教室の有効活用等に関する基本計画原案は、いずれも検討という位置づけになっております。当然、検討するための委員会がつくられ検討作業が進められるんだと思いますが、余裕教室の地域開放を検討する際、特別教室の開放についてもあわせて検討すべきだと考えますが、その点についてはどうか。

３点目、地域開放の検討作業に社会教育活動、文化芸術活動を営んでいる市民が参加できるようにすべきだと考えるが、その点はどうか。このたび、制定された市民参加要綱は市政のあらゆる分野に市民参加を促すために、この要綱がつくられたのだとうたっていますが、ぜひこの問題テーマについても、市民参加の検討の委員会、組織をつくって検討を進めるべきだと思いますが、その点についても伺っておきます。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、３点につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、第１点目の移動公民館でございますが、来年度以降も継続するのか、あるいは５年度の一時的なものなのかという御質問でございますが、移動公民館の構想につきましては、分館ができるまでというようなことを考えてございますので、６年度、７年度以降も続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、余裕教室等を市民に開放する場合、特別教室等もあわせて開放するのかということでございますが、この件につきましては、何市か余裕教室等を社会教育の場面あるいは特別教室の音楽等に開放している市がございますが、その一つの市としては武蔵野市が条例をつくりまして、余裕教室の開放の中に特別教室も開放するということをうたっております。したがいまして、日野市でも今後、余裕教室等の社会教育分野に対ます開放につきましては、あわせて特別教室等の音楽室等が主に利用されると思いますが、特別教室の開放につきましても、学校教育に支障のない範囲で、原則的には開放していくという考えで今後進んでまいりたいというふうに考えております。

それから、地域の市民参加でございますが、当然、余裕教室等あるいは学校の施設を開放する場合においては、先ほど申し上げましたとおり、なるべく近いところで社会教育活動ができるということが、やはり市民にとっては一番いいことでございますので、進んで参加をしていただけるような方法を講じてまいりたい、このように考えておりま

す。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　ちょっと質問の趣旨と答弁がずれたところがあるようなので、再質問いたします。

特に３点目なんですが、つまり余裕教室あるいは特別教室を含めてという明確なお答えがあったので、大変結構なことだと思うんですが、そういう学校施設を地域に開放することを、これから検討していくというふうに基本計画の原案は位置づけているわけですね。ですから、当然、これから学校施設を開放する場合、これまで随分以前から市民からは、そういう学校施設の開放に対する要望があるにもかかわらず、これまでできてこなかった以上、何かさまざまな問題があるに違いないわけですけれども、そういう地域開放にかかわる、実現する上での問題点を洗い出して、どのような地域の開放の仕方をするのが、市民のニーズに一番合うのかというようなことも含めて、検討作業が進むんだろうと思うんですが、その検討作業に市民が参加できるような、いわば委員会のようなものをつくって検討作業を進めるおつもりがあるのかどうか、ぜひそうしてもらいたいというのが、質問の趣旨です、３点目の。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　これから、学校教育部等ともあるいは学校現場等もあわせまして、いろいろと検討のそういうふうな席をつくっていきたいというふうに考えておりますが、当然、教育委員会の方で協議をいたしまして、使用する市民の方の御意見も聞けるような方法がとれればとってまいりたい、このように考えます。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　ぜひ、その点は文化活動や社会教育活動、そしてまたスポーツ活動、行っているさまざまなタイプの活動があると思いますので、そのあたりの多様性も十分配慮して、市民が継続的にその検討に加われるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

それから、第１点にかかわってなんですが、非常に明快に特別教室も開放する方向で仕事を進める、こう言い切られたので、大変うれしいと思っているんですが、これまで特別教室については、なかなか難しい面があるという話を、私聞いておりました。その点で、非常に踏み切られた御答弁であったので、ぜひさらに一日も早い実現を目指して仕事を進めていただきたい、そんなふうに思います。

最後に、これは簡単な質問ですが、緑、清流政策について質問します。

日野市水辺環境整備計画が策定されて、ことし３月に発表されました。日野市全域の用水などにかかわる親水化計画であり、非常に意欲的なものだと思います。ぜひ着実に実施に移していっていただきたいと思います。この計画について、３点質問します。

１点目、厳しい財政状況がこのところ続いていて、なかなかさまざまな計画を実施に移していくということについて、まとまった話はしづらいと思いますけれども、計画をどのように実施していくのか、おおよその見通しをお聞かせいただきたいというふうに思います。

２点目、現在既に仕事が始まっている向島用水、それから、旧程久保川河川敷の整備について、今後の見通しはどうか、これは少し具体的な問題で質問いたします。

３点目、この計画を実施する場合、今、例に挙げた向島用水や旧程久保川河川敷の場合には問題はないんだろうと思うんですけれども、日野市全域のことですから、例えば西平山の地域、豊田の地域あるいはこの日野駅の周辺の地域の用水の整備を考えていく場合、区画整理事業計画の中に用水の親水化計画を組み込んでいく、そういう必要が出てくると思います。たくさんの場所でそういう必要が出てくる場合があると思いますが、そのあたりの連携がどうなっているのか。いわば、そういう区画整理事業というものを柱にして、そこに親水化計画の仕事を組み込んでいくような調整の仕組みはあるのかどうか。あるいは恐らく産業経済政策とかかわって、農地保全の計画も今後つくられていくと思いますが、そのような計画を区画整理の計画の中に組み込んでいくというようなことが必要になってくると思いますが、そのあたりの連携はどうなっているのかについて教えていただきたいと思います。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　水辺環境整備計画につきましては、身近な自然環境でもある用水路等の水辺整備についてのマスタープランとして、平成３年度４年度事業で策定をいたしました。今後の用水路の新設、つけかえ改修等含む日野市の水辺環境整備事業については、すべてこの整備計画に基づいて事業の進展を図っていくことになります。本計画におきましては、基本理念として、ふるさとの日野の原風景を求めてということで、水辺のある田園町並み景観の保全、創造、あるいはまちづくりと一体になった水路の再生と復権、水量の確保と浄化、そして湧水の活用などなど７項目を基本方針として定めたものであります。

御指摘の財政状況の中での実施に移す見通し、これにつきましては、その速度が多少年度によって早くなる遅くなるということはあるかもしれませんけれども、基本方針と

して定めたこの水辺環境整備計画にのっとって、整備を進めてまいりたいと思っております。

それから、具体的な仕事として、向島用水につきましても、この水辺環境整備計画の理念を実現する実施に写した具体的な事例であります。今年度を最終年度として整備が完了いたします。程久保川の利用計画につきましても、これは今後、境界の確定の問題等各種まだ問題点として残っている部分があります。東京都と協議をしながら、この計画を着実に進めてまいりたいと考えております。

それから、最後に区画整理事業等との連携の問題であります。この水辺環境整備計画には、いろんな所管の調整を図った上で、一応、その成案としてまとめたものであります。区画整理事業あるいは道路事業等で、この用水、水辺がかかわりあるものについては、この方針に基づいて実現を図っていくことになります。事業ごとに、それぞれこの水辺環境整備計画の主管部局との調整、連携を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　佐瀬昭二郎さん。

○９番（佐瀬昭二郎君）　１点だけ要望しておきたいと思います。

２点目にかかわることですが、旧程久保川河川敷の整備に関する計画が、もう既に発表されております。かなり立派な整備後の絵が描かれておりますが、現在まで進められていた整備された場所を見ますと、計画とは随分顔が違っているというのか、経済状況が変動して難しい面があるということは理解できるわけでありますから、最初の計画どおりすべてがいかなければならないということもないわけですけれども、一つ気になっているのは、まだ手がつけられていない程久保川の下流域です。百草橋のすぐ近くに農業公園的な顔を持った公園を、程久保川河川敷の整備にあわせてつくるという計画と、それから、多摩川との合流点にほとんど近いところに、スポーツ的機能を持った空間をつくるというようなことが、この程久保川河川敷、旧河川敷の整備計画の中に組み込まれていたと思いますが、これは御存じのように百草、落川の地域というのは、公園などの都市施設がまだまだ不足している地域ですから、ぜひもともとの計画にできるだけ近い形で実現するために仕事を進めていただきたい。この点を一つ要望して、私の一般質問をおしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって14の１、「第３次基本構想」など諸施策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時９分　休憩

午後３時44分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、どんな名前でも消費税の増税には反対せよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　通告に従いまして、一般質問３件行わせていただきます。

どんな名前でも消費税の増税には反対せよという立場から、質問をいたします。この３月定例議会中に、細川内閣が総辞職の動きになるとは、どこでも予測されていなかったと思います。細川総理大臣が永田町の玄人主義に抵抗するということで、アマチュア主義ということで名乗り出てまいりました。あるいは生活者重視であるとか、政治改革とか、そういう呼び込みで登場されましたけれども、今までの永田町以上の玄人ぶりではないかと思います。佐川の１億円事件もどんぶり勘定で知事選にも使用したと、元秘書がマスコミに証言をする段階となってまいりました。週間新潮などによりますと、佐川から合計32億円ももらっていたんではないかという報道も出るようになってまいりました。記者会見で辞職会見をしたときに、新疑惑をみずから発表いたしましたけれども、これは佐川マネーの疑惑の拡大を防ぐめくらましではないかという見方が広がっています。政界では、赤旗新聞が４月６日、７日、８日と連続して疑惑の新事実をスクープしたために、それが致命傷だったのではないかと言われている部分もあるわけでございます。

細川首相の改革というのは何であったのか。財界やマスコミが持ち上げておりますけれども、改革どころのことではなく、本当に国民に悪政を押しつける８カ月間となっていたわけでございます。政治改革と称するものも、憲法の民主的な原則を踏みにじる政治改悪でありました。評価しない人が世論調査でも多いわけでございます。また、ガットの合意についても、国民をだまして国会の決議を踏みにじって自由化へ踏み出してしまいました。食料に対する国民の不安は、高まるばかりでございます。また、侵略戦争の発言についても、私自身は侵略戦争、間違った戦争だったと思うと、昨年、発言がございましたけれども、その後ついにそれを否定するような方向になって、結局侵略戦争

の責任を問わない自民党政治の継承ということの立場に陥ってしまいました。

本日取り上げます消費税が、また大問題でございます。（「どうするんだ、かわりのものを」と呼ぶ者あり）消費税は税率をアップするという方向を発表して、国民の大きな世論の批判にあって一たん取り下げましたけれども、辞職表明をしてからも、きのうもまた、この括弧つきの税制改革という名前で、消費税率のアップをせよと、後継内閣に責任を押しつけようとしてきております。このような悪い総理大臣でありましたので――よいものは長いほどいいわけでございますけれども――日本共産党が就任早々から指摘した、そのときにやめていれば、日本国民はもっと幸せだったと思っております。

消費税をめぐる後継内閣などの動きもいろいろと出ております。渡辺元副総理、一時後継者の名前が出ましたけれども、消費税率はアップする。10日発売されました「新保守革命」という本の中で、最低でも５％にはしたいと明言をしております。このような中で、今度の新しい政権づくりについて、また国民が永田町の密室での政権構想であるということで、全然どんな内閣になるかわからないという声が強いわけでございます。しかし、どの名前が上がった人も、消費税率については上げよ、そういうような傾向がほとんどはっきりといたしております。連立維持しても、既に社会党が条件つきながら消費税増税に柔軟な構えを見せていると、きょうの一般新聞にも報道がなされております。また、連立が組みかえられた場合も、やはり消費税率は７％に引き上げるという動きが強い。特に新生、公明、日本新党各党や渡辺氏の方針はそうであるというふうに、きょうの一般新聞も見抜いて、そういう報道をいたしております。

そしてまた、政府税制調査会の加藤会長もきのう記者会見を行いまして、消費税率アップはもとより、地方消費税の導入についてワーキンググループというものをつくり、この検討をして６月ごろ税調の答申に反映させるということを明らかにしているわけでございます。

食糧品の非課税だけでもしてほしい、もう税率アップは当然反対である。市民の声は圧倒的多数がそういう方向でございます。現在でも年間12万円、１世帯当たり税率アップになると30万円前後の負担増になる消費税率アップを許さないという声は、大きいわけでございます。

こういう中で、政府が税率アップは困るけれども、福祉税の財源ならよいではないかとか、政府も今、財政に困っている、協力がほしいなどという大宣伝がなされております。そういう中でも、ＮＨＫの世論調査では、国民福祉税であっても反対が54％と強いわけでございます。日本共産党は、国民負担をふやさなくても、消費税率のアップをし

なくても財源は十分にあるという政策を発表して、国民の皆さんとともに頑張っているわけでございます。

政府の宣伝がいかにうそであるか、その本質を見抜くことが必要であるというふうに思います。高齢化社会のことを、日野市議会も含めましていろいろと宣伝しています。高齢化社会が到来するのは、もちろん事実でございます。しかし、高齢化社会を支える力というものはどうであるのか。政府の数字の使い方では、現在、5.1人で１人の高齢者を支えている。しかし、これが2020年ごろになると、2.1人で高齢者を支える。だから、大変だというこういう数字を大いに宣伝しております。しかし、多くの学者が指摘しておりますように、これは65際以上の人口を20歳から64歳の人口で単純に割った数字の計算であります。ですから、いろいろの科学者は、そういうやり方では、高齢者を支える力というものが正しく見られていない。

政府の数字によっても、もう一つの数字が出ております。それは、全人口を就業者で割る。こういうふうにいたしますと、1990年でも1.89、収入がある人たちが支えている人口は1.89人、これは2020年になっても1.87と変わらないわけでございます。さらに、現在の社会保障制度を進めて、経済成長が大体２％から３％に進むというふうに仮定をして、社会保障の負担を現在、会社が５、労働者５という負担割合を、会社７、労働者３にするなどしていくこと、こういうような社会の進展の中で、高齢者を支える力というものは、現在も将来もほとんど変化がない、こういう基本的な立場をごまかして、政府が高齢化社会が来れば大変だという数字に使っていることは、許せないのではないでしょうか。消費税が高齢化社会のためだということを宣伝されましたが、実施されていない、そういう事実は見れないわけでございます。税調会長の加藤会長も、なぜああいう宣伝をしたかということについて、ああ言えば一般の人にはわかりやすいから、消費税の本来の意義はそういうものではない。

きょうの一般新聞の報道を読みましても、新生、公明、日本新党や渡辺氏は消費税の使途は福祉に限定せず、さまざまな財政需要にこたえる財源となる、このように方向を示しているわけでございます。また、消費税率を上げる理由として、この数年の地方財政の収入が厳しいという状況がありますが、ここをとらえて地方自治体の財源にするという宣伝もされ、先ほど申し上げましたような税調の中に、税源部会の設置という動きも出ているわけでございます。私ども地方自治体の住民が住民要求を実現してくれというと、財源がない、地方消費税に賛成してください、こういう方向に国民を引っ張ろうとする、そういうこれも大きな今の政府、財界などの一つの宣伝、また仕掛けであるわ

けでございます。これも、許したら大変なことになります。福祉目的税ということで、財源を福祉に限定する消費税となります。ということになりましても、今度は福祉の要求をすればするほど消費税率をアップしなければいけない、こういうわなに国民をはめ込もうとするものであるわけで、これも国民のサイドから考えれば、許すことができないわけでございます。

また、直間比率が今違う、直接税が72.6％だ、間接税は27.4％しかないではないか、これを同じにしようなどという宣伝もありますが、これも結局は財界やいわゆる大金持ち、年収１億円とかそういう大金持ちにプラスになる考え方でありまして、今困っている国民のサイドから考えれば、直間比率を短縮する道は道理にかなった方法であるわけでございます。今、３人世帯、奥さんは仕事をしないという家庭ですと、免税点が140万円です。これは、明らかに憲法第25条の考えに反するものではないでしょうか。その証拠には、３人世帯、現在、生活保護基準は大体224万4,552円となっているわけてございますので、そういう点からも、この免税点を生活保護の基準あるいはそれ以上に引き上げることによって、直間比率はぐんと近づいてくるということになるわけです。そういうところに目をつけて、国民が願う方向で真の意味の税制改革をしなければならない、そういうふうに私は考えているわけであります。そういう立場から、本日は質問を申し上げました。

先ほど申し上げました国民に増税をしないで、10兆円台の財源を確保する具体策、このことについては、先ほどの予算案、賛成討論でも申し上げましたけれども、再度、簡単に項目だけ紹介をいたしたいと思います。

ゼネコンの浪費をなくして公共事業費を節減する。マスコミに登場した大手ゼネコンの元役員たちの事実の表明でも言われておりますように、政治家に渡すのは事業費の１％以下ということはない。多くても３％以上ということは、またないということで、１％から３％が政治資金に流れている。また、見積もり額もゼネコンの要求で高くなっているのが日本の現状である。こういうふうにいろいろの報告が出されております。この１割を減らすだけでも、全国で４兆円の財源が生まれます。また、大企業への補助金の特定、これを縮小廃止することによって3,000億円。軍事費、これも世界は全部減額でおりますが、日本だけが今年度も１％近くふやそうとしております。この軍事費を不用不急を削りまして半減するだけでも、２兆3,000億円の財源が出てくるわけでございます。また、国債を政府は毎年12兆円払っておりますが、これの金利を下げさせることによっても２兆円の節減は直ちに借りかえ、こういう方向によって実現することができる

わけです。また、大企業に優遇されております不公平税制、６種類の引当金、22種類もの準備金、これに適正課税をすることによって6,000億円の増収をすることができます。また、最近グループ形態に大企業がなっております。このトップ企業などに税金が軽い仕組みにメスを入れただけでも3,000億円。また、さらに研究をして、法人税にも緩やかな累進制を導入いたしますと、さらに6,000億円、そして、バブルの主犯である銀行に巨額の免税をしておりますが、この誤った政策を中止すれば6,000億円。また償却資産の年数が国際的に見ても、日本は異様に短いわけでございますので、この耐用年数を平均２割延長していく、こういうことでも5,000億円の収入が政府の方に入ってまいります。また、多国籍企業の税逃れ、いわゆるタックスヘーブン、これに適正に課税することで6,000億円、また海外子会社の税額控除、これを縮小廃止して3,000億円、年所得5,000万円以上の大金持ちと言われる方々に、本来の優遇措置を排除することによりまして２兆円程度の増収ということになります。

このように10兆円を超える財源を確保するちゃんとした方策があるわけでございますので、こういう道を進んで財源を確保していく。国民や市民、また地方自治体が困るような税制は行わない、そういうことが必要であると思います。しかし、政局がどうなるにいたしましても、消費税率を上げようという傾向が強いわけであります。そういう中で、しからば、どうやって消費税率のアップを抑えるか。これは国民世論以外にないというふうに思います。

第２問目で質問をします低家賃の政策に関連したところでも申し上げようかと思いますが、私はきのう自治会住民の皆さんと一緒に、家賃問題で国会に出かけてまいりました。自治会の代表の人が建設大臣秘書官に会いまして聞きましたことの報告があったわけでございます。世論というのは非常に大きい。皆さんが集めてくださる署名は、全部蓄積して、建設省の倉庫の中に保管をしてある。建設省では、集計をしてこれをコンピューターに入れて、毎年その署名が多いか少ないか、そういうことも政策の判断に、実はしているんですよという趣旨の話があったそうでございます。

今、消費税率アップについては、圧倒的多数の国民が反対をしているわけでございます。この国民合意というものを高めていく、このことが必要だという立場で、きょうはこの質問をいたした次第でございます。具体的な質問を２点だけ申し上げます。

第１点は消費税率アップということがあるときに、地方自治体にはどういう不利益というものが押し寄せようとしているのか、もし調べたことがあれば御答弁いただきたいと思います。第２点は、地方自治体こそ――地方自治体と申しますと、地方議会、地方

の首長、こういう世論に意見を発表する手だてがあるわけでございます。この地方自治体としても、消費税率アップには反対をしていく、国民世論を形成する中心になっていくことが必要だというふうに思うわけでございますけれども、日野市として、そういう立場を表明をしていただけないか。また、これは市長になろうかと思いますけれども、答弁があればで結構でございますが、細川総理の辞任表明に関連する地方自治体首長としての見解があれば、一言申し上げてくだればと思います。お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の第１点でございますが、消費税アップが市に与える影響でございますが、これは市民も一緒でございますが、特に市の関係では歳出予算にいろいろ影響してまいります。物品の購入、工事請負、委託料、いろいろな歳出項目にかかわるものが、今まで消費税が現在では３％加算してございますが、これが１％でも２％でも上がりますれば、それだけ市の負担は出てまいります。ただ、金額については、ちょっと今手元に持っておりません。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、税法で５年ほど前に消費税の制度が設けられ、いろいろな物議を醸しながら、今まで推移いたしております。質問の要点は、地方自治体としてあるいは地方自治体の首長として、どういう態度をとるかということを端的に問われておるというふうに思っております。この、いわゆる消費税は、制定当時からいろいろ問題をはらみ、とりわけ低額所得の方々に逆進性の税率となって、大変生活を圧迫するということが適当でない理由の大きな位置を占めてきたというふうに思っております。また、内税とか外税とかいう税制そのものの性格にも紛らわしさ、あるいは生活優先と言われながらも、なお、医療の面あるいは生活の面等に、かなり市民生活を圧迫する要素が、現実の姿にあるというふうに承知いたしております。

したがいまして、最近、１日で一応取りやめにはなりましたが、国民福祉税という名前で、しかも７％という税率を用いて、いわゆる直間比率を理由にしあるいは税源の確保、したがって、国の歳入を高く確保したい、こういうことが絶えずいろいろな形となって、政府自身から取り組まれ、また政治の場でも大きく議論の対象になっておるという状況は、我々の一番懸念をすることの一つであります。

いろいろ理由は唱えられておりますが、いわゆる日野市、特に憲法を市政に生かし市民の命と暮らしを守るという私どもの行政の立場におきましては、市民生活をかなり困

惑をさせ、かつまた自治体財政にもかなりの金額でもってマイナス影響があるということから考えましても、当然反対であるということの立場をとらなければならないというふうに思っております。

地方自治体の責任者として、国の政策に余り言及することはいかがかとは思う面もあるわけでありますけど、もしアンケートあるいは世論のような形で問われることがあれば、はっきりと反対をしたい、またそのような機会に臨んでは意見書等も当局に提出をする責任があるというふうに感じております。（「賛成」と呼ぶ者あり）質問に対しまして、極めて端的、率直にお答えをしておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　再質問を１点だけいたします。

今まで、地方自治体が財源で困ったときに、さまざまな手だてである程度の政府による責任で補塡がなされておりました。例えば1977年、78年、84年と、所得税減税がございましたが、これは政府で補塡をするという立場を、一応貫いていたわけでございます。ところが、今回の所得税減税では、それをしない。地方自治体の借金で賄わせようとする地方債の発行を方針と政府はしております。そして、２月24日、25日の全国都道府県総務部長会議というところで、森政務次官が大蔵省とも既に合意したというような方向で、地方消費税というのを創設するという趣旨の発言をしております。こういう方向になりますと、本当に困ってくるわけでございます。そういう折から、もし財政担当者や関係者によるそういう地方自治体の市町村クラスの会合などがあった際に、意見交換の場があったら、日野市ではそういうことは困るということを表明した方がいいというふうに考えますけれども、担当部長がいらっしゃれば、一言感想を述べていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　今年度行われます所得税、住民税減税は、前にも御説明の機会がありましたけれども、当市への影響は25億から26億円相当でございます。これにつきましては、議員さんからの御指摘もございましたように減収補塡債という起債でカバーするというような、今方向づけがされております。この減収あるいは市の財政に及ぼすいろいろな国の施策等が出てまいりますわけでございますが、これの情報等について担当者会議等がありますれば、それぞれの実態あるいは意見を表明する機会があれば、その旨表明したいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどのお答えの中で、ちょっと言い落としたわけでありますが、ことしのまだ予算は、政府においても暫定予算ということで年間予算が決定せず、またごく中途的な手段として、平成６年度１年間の、いわゆる所得税減税が行われておる。そして、今、担当部長がお答えしましたとおり、所得税減税による地方自治体の直接の減収といいましょうか、税収減に対しましては補塡債を認める、こういうふうに言われてはおりますが、これは１年で終わる性質ではないはずでありまして、平成６年、１年間のみの、いわゆる所得税減税という形にはなっておりますが、今までのこの問題の経過から言いますと、恐らくかなり長期にわたる考え方がある。その補い手段として、国民福祉税という名前に変えた７％税率アップを行って、そして入りと出のバランスをとる、こういうことがまだ決着がついておりません。したがいまして、極めて中途半端な状況にある、そのことから考えても、もう全くゆゆしき問題だというふうに認識せざるを得ないわけでありまして、我々もまだこの所得税減税の帰趨はどうなっていくか。ある階層には有利であり、そのことが何か景気浮揚の大きな手段に政策的に扱われるという趣旨もあるようでありますけど、そのような国民の生活を不安にしながら景気浮揚を図るというような政策は、本来妥当な政策とは国民に理解されないだろう、このようにも思うわけでありまして、御指摘のとおりの別の税制改正の手段もあると思いますし、それから、今の予算編成を大きく御指摘のような形に組みかえれば、かなり財源は確保できる（「そうだ」と呼ぶ者あり）ということでありますから、それらの方法に依存をしながら、国民生活に不安を与えない形で、いわゆる国政の運営、とりわけ高齢化社会を乗り切っていくという決意こそ、国民の一番大切な課題ではないかというふうに認識しておりますことを、一言つけ加えてお答えにしておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　意見を申し上げて、第１問の質問を終わりにしようと思います。

これからの地方財政、これを守る、市民の暮らしを守るという場合に、私は市長以下、本当に日野市の理事者、幹部職員、全職員の皆さんが税制のことについて、より一層真剣に取り組んでいただく、そして、それぞれの部署で市民本位の立場からの解決をするために尽くしていただくように願う次第でございます。

今、部長から答弁がありましたように、減税措置による減収が25億円、不況という理由によって、日野市大企業、一流企業ばかりでございます、この26社の法人税が平成元年あたり23億円、24億円と年間日野市に納めておりました。これが、平成５年では11億

円に減りまして、半分以上13億円も日野市は減収になっております。両方合わせますと、ゆゆしき事態はさらに一層深刻化するわけでございます。これにもかかわらず、さきの新年度予算では、森田市長が一般質問等でも予算委員会でも答弁をしておりますように、１種類の公共料金も引き上げず市民本位の方向で頑張る予算編成をつくったし、またこれからも、ある意味では楽天的な立場で、市民要求、市民本位という立場で財政運営をしていきたい、こういう発言は、恐らく私は市民が高く評価をするものと確信をしているわけでございます。

ですから、このような財政の状況のときには、いたずらに数字いじりで経常収支比率をせめてみたりあるいは人員削減、賃金ダウン、こういう方向で地方自治体を見るということは行き過ぎであるというふうに思うわけでございます。私は、むしろ政府が行っている公共料金の引き上げ、所得税減税を上回る年間１世帯当たり10万円以上の公共料金の負担増にもなってきてしまっております。こういう状況を少しでも繰り延べるあるいは見送る、こういうことをさせることによって市民の暮らしを守る。

また、職場では賃上げを要求しなければなりません。きょうの新聞にも４現業の賃上げ回答が出ておりますが、昨年よりも1,810円も低い回答であった。労働組合は、これを中央労働委員会に調定を申請するが、調定は不調で仲裁になるのではないかと一般紙も書いております。

また、日野市内でも、例えばどこもことしは思うとおりの働く人たちの賃上げ回答はなかったわけです。しかし、そういう中でも労働者の皆さんが、例えば東芝全体でございますけれども、内部留保が9,127億円ある。これの5.2％を取り崩すだけでも、１人当たり３万5,000円のベースアップができる。富士電機でも、内部留保が1,093億円ある。この8.5％を取り崩すだけで、一律3.5万円の賃上げができるではないか、そういう意見を表明して頑張っているわけであります。その他も、もっともっとあります。もっとひどい松下電気などは、1.4％取り崩しただけでも３万5,000円の賃上げができるわけでございます。

こういう方向に我々が目を向け、また景気のアップについても、いたずらな大企業本位ではなく、中小零細企業があるいは勤労国民が潤う方向での景気回復をさせる。そして、政府に対しては、消費税率のアップ反対あるいは地方財政への地方交付税等の改善、そして、財政自主権を、やはり確立する運動をしなければいけないのではないか。1970年代の石油ショックのときは、そういう運動を地方自治体がいたしました。今度は、あの石油ショックを超える不況が長引いているわけでございますので、もう一度そういう

原点に返って、地方自治体が頑張るときではないかというふうに考えるわけでございます。

地方自治体の首長も、いろいろの場所で頑張っておられるように聞いております。さきの逗子市長、富野前市長なども住民自治という雑誌に意見を発表いたしまして、今の政府が新ナショナリズムで、そういう国家で地方の自主性を壊そうとしている。これからは、地方自治の責任は重いというような発言をされておりますので、ひとつ日野市も頑張っていただきたいというふうに考えるわけでございます。

最後に、最初申し上げました細川総理の辞職表明に関係する今後でございます。いずれの勢力が政権をとっても、現状では自民党政治の枠内であるというところに、国民の要求が解決しない、その真の原因があるわけでございます。やはり、これを解決していくには、私ども国民がどうしてもあらゆる場所で世論を盛り上げていくことが必要で、そして、その世論を盛り上げる一つの大きな方法として、実際に証明されたのが、私は日野市の市長選挙とことしの市議会議員選挙であったというふうに思います。

つい昨年暮れの12月議会までは、このような立場で発言をする市会議員は四、五名でございました。それが、今度は９名から10名を超えるような状況に、日野市議会でも変化が起こってきております。（「共産党がそんなにいるのかよ」「みんな共産党かよ」「共産党は亜流政権だ」「よくわかった、おれ」と呼ぶ者あり）こういう国民の流れ、日本共産党と革新無党派、そういう人たちが力を合わせていくということが、今後の地方自治の発展にとっても、また国政の発展にとっても、素晴らしい明るい方向を示しているのではないか、こういうふうに考えるわけでございます。国民にとって、ほとんど違いのない保守二党という選択では、不毛の道しか見えません。本当の革新的な対案を示せる勢力、それはやっぱり日野市の市長選、そして今度の市議選において、その展望を大きく全国に、私は示したものではないか。さきの佐瀬議員の質問なども聞いて、そういう感想をより一層強くした次第でございます。

以上で、この件は終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって15の１、どんな名前でも消費税の増税には反対せよと問うの質問を終わります。

一般質問15の２、年金生活者への低家賃政策を更に充実せよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　公団住宅の家賃問題などを中心にして、住宅政策について絞った形で質問をいたしたいと思います。

日野市に公団住宅がたくさんございます。今回、住都公団が家賃値上げというものを申請をいたしました。提出先は建設省でございます。当初は、３室9,000円に物価上昇率を加えて9,700円の１カ月当たりの家賃値上げという提案でございました。自治会などとの話し合いの中で、これが若干変化をいたしましたが、３月30日に申請された内容は、３室当たり月9,000円、２室8,000円、１室7,000円というものでございます。これは、今の市民の暮らしから考えまして、特に賃貸住宅に住む多数の日野市民の実際状況から考えまして、本当に耐えることができない家賃値上げ案であるわけでございます。

私は、昨日住民の皆さんと、第１問で申し上げましたとおり、国会にあるいは建設省に住民要望を携えてみんなで伺ってまいった次第でございます。国会の第１議員会館、第１会議室には緊急の行動でございましたけれども、全国の82団地、団地代表246人が結集をいたしました。日野市からも三つの大きな団地から10名を超える自治会代表の人たちが参加をされておられました。数週間でございましたが、この値上げ申請に反対する緊急の署名というものが、日野市など全国で集められまして35万6,676人の署名が積み上げられたわけでございます。こういう状況の中で、先ほどの閣議で、特に建設大臣等を中心にして、公共料金の値上げがし過ぎではないか、そういう意見交換があったというのでございます。公団住宅家賃も公共料金の一つでございますので、これも含めて見直しをしなければいけないという趣旨の見解なども表明があったという情報でございます。自治会代表並びに団地住民の皆さんの要求は見送れということでございまして、見直すということではないのでございますけれども、国民の声が、やはり政治を動かす一例に今なりつつある、こういう状況でございます。

このとき、突然細川総理が辞任を表明されまして、今、各大臣は身の処し方をいろいろ考えているらしい状況でございました。私どもの集会に対しまして国会議員が10名以上出席して、団地住民の声を直接聞いてくれたわけでございます。残念ながら、後継大臣のいろいろなやりとりということで、各党とも緊急の会議で拘束されておりまして、現場に来た現職衆議員は日本共産党の方が２名で、あとは秘書の方々でございました。しかし、意見は全部聞いて帰っていただいたわけでございます。そして、住民の意見は、よくわかるという趣旨の各党の意見表明などもございました。こういう状況で、私どもとしては、この問題については建設大臣が今度総辞職するときに、印は押さないで次の内閣に任せるようにという要請などをしてきたところでございます。

そういう意味では、明日、日野市議会に提案されます家賃値上げ反対に関する意見書というものが、非常に重要な役割を果たします。三多摩では、既に３月中に多くの市議

会で、また区議会で、また全国の地方議会で家賃値上げ反対の趣旨の意見書が採択され、これも建設大臣に届いているというお話でございました。日野市議会もその点で、住民の意にこたえていく、このことが重要ではないかというふうに考えるわけでございます。

先日は、毎日新聞にも、住都公団の家賃値上げ問題が大きく取り上げられまして報道されておりました。ほかの新聞もいろいろと取り上げております。本当に今、公団住宅等では、年金生活者というものがふえてまいりまして、全国的には4割ぐらいの方々が年金生活者になっている。当然でございます。昭和30年代から建設が始まった公団住宅でございます。これらは、もちろん都営住宅、都の住宅供給公社、あらゆる公共住宅にそういう状況が出ているわけでございますので、この年金生活者の方々の住宅政策に対する関心というものは、非常に強いわけであります。公団住宅の自治会が、住民の皆さんに自由な気持ちで葉書を国会議員と建設大臣に送りましょうという運動の提起があったわけでございます。建設大臣、党派を問わずすべての全国会議員に数万通の手書きの葉書が寄せられたということで、今、国会議員の中で一つの話題になっているということでございますが、その葉書の中には、本当に涙の出てくるような厳しい生活、つき合いも切り詰める、食費まで切り詰めるという世帯が多い状況にあります。そういう中で、どういうふうに公共的な住宅はこたえていくべきかという立場で、日野市の住宅政策について質問をいたしたいと思います。

日野市は、高齢者の皆さんに対する住宅政策が進んでいるというふうに思うわけでございます。私も高く評価いたしたいと考えております。高齢者住宅、福祉の点でも、新年度予算8,930万円が既に予算化されました。そのほかにも公共住宅に対する施策が市営住宅を初め豊富でございます。また、生活保護世帯の住宅扶助費も国の制度でもございますけれども、1億3,483万円の予算化がなされて生活困窮世帯を救っているわけであります。こういう点を高く評価しているわけでございますけれども、現在、日野市の高齢者に対する住宅政策というものはどんな種類があって何世帯あるか、また、それを応募したときには何倍ぐらいの比率で住民が応募に来ているか、このことを第1問としてお答えいただきたいと思います。

第2点は、これは住都公団だけではございません。都の住宅に対してでもございますが、日野市として、この住宅事情の中で家賃値上げは非常によくないのではないか、そういうような何らかの意見表明というものをしていただけないか、住民はそういうことまでをも望んでおります。

第3点は、今後の日野市の新たな住宅政策についての考えがあればお示しをいただき

たい。私は、この高齢者住宅の政策はどんな仕組み、システムでも結構です。市営住宅を今、持っておりますこの世帯数ぐらいには、その規模までは高齢者住宅の政策というものを広げていかなければ需要に応じ切れないのではないか、こういうふうに考えますので、政府にあるいは都に要望するとともに、日野市でも努力をしていただきと思うわけでございます。以上３点、ダブるような質問ではございますけれども、お答えいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉サイドからの住宅政策でございます。高齢者向け住宅の確保ということでございますが、平成２年に日野市地域高齢者住宅計画を策定いたしました。この計画では、将来にわたっては住宅550戸を確保していきたい。この中では、現在実施しております民間住宅の一括借り上げ、これは170戸、都営住宅建て替え等で210戸、公団公社で130戸、市営住宅で40戸ということで、これら合計いたしまして550戸を目標に整備を進めているところでございます。

現在、高齢者住宅一括借り上げでございますが、これにつきましては、現在67世帯確保してございます。この応募状況でございますけども、当初の平成３年ですか建設いたしましたときには、やはりこの制度のＰＲといいますか、なかなか行き届かない面もございまして、応募状況はそれほど高くございません。ちなみに平成２年に建設いたしました２カ所については、１カ所は応募状況は1.0倍、もう１カ所は1.7倍ということでございます。その翌年につくりました２棟については、単身者用では１カ所、2.9倍あるいは1.2倍というような状況でございます。また、単身以外の世帯ということになりますと、３倍というような応募数でございます。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　市営住宅関係の高齢者対策について、簡単にお答え申し上げます。

市営住宅は、現在建て替え中の高幡台団地、建て替え戸数58戸のうち高齢者の単身住宅１ＤＫでございますけど、これが18戸、それから世帯向けの住宅２ＤＫが８戸、それから生活相談員の住宅１戸を建設中でございます。また、構造的にも、高齢者が住みやすいような加齢対応型と申しますか、その導入もしますし、またエレベーターもすべて設置していきたいと思います。

また、将来の計画につきましても、東光寺団地におきましても建て替え時に、これは平成９年から10年に向けて建て替えるわけですけれども、79戸のうち高齢者向けの住宅

を、今26戸建設する計画を立てているところでございます。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　私の方からは、都営住宅の関係をお答えいたします。

都営住宅の建設あるいは建て替えに伴いましては、市はその中に高齢者住宅を取り入れるように要望しております。現在は、栄町二丁目の都営住宅153戸のうち24戸が高齢者向けというような状況になっております。高齢者単身者向けが18戸、それから、世帯向けが６戸というようなことでございます。競争率は、単身用が14.5倍、世帯用が18.7倍というような高い倍率となっております。

今後は、現在建設中の落川都営住宅、これには29戸を予定しております。また、さらに計画中の大坂上都営住宅には40から50戸ぐらいの高齢者住宅を要望しているという現状でございます。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

今の答弁をあわせますと、私が現在で要望している高齢者向け専用住宅といいますか、そういう形の方向の展望が、日野市では、だんだんと見出せるということが言えるかと思います。高齢者の皆さんの現状を申し上げますと大変であります。先ほど、ＰＲが不足しているのではないかというお話もございました。高齢者の皆さんは、もともと一人立ちして入居する場合に、民間のアパートなどを探します。ほとんどが高齢者を民間のアパート、マンションは断る。相当な保証人がいれば別でございますが、なかなか入居ができない、そういう中であきらめているという方々も多いわけでございます。また、行動力が非常に減退いたしておりまして、いろいろ資料を市役所にもらいに来たり、あるいは広報を見逃したり、そういうことがいろいろ重なりまして、なかなか思い切って単独で入居することに至らないということなどがあるわけでございます。そういう点をひとつ改善をして、今後さまざまな形で高齢者の方々に接触をされ、不安を解消していくという方向になれば、さらに一層高齢者の低家賃住宅への希望はふえていく、そういうふうに考えます。

特に日野市の場合は、多摩平団地が昭和30年代、そして、高幡、百草両団地が昭和40年代、ちょうど今60歳を超えて70代前後に突入するという時代に差しかかっております。このふえ方は、年々１世帯、２世帯がふえていくというのではなくて、50、100というような形で急速に対象世帯がふえていくという状況にございます。そういう点で、今後一つは、具体的な手だてをし、また計画もさらに一層広げていただくようにお願いをい

たしたいと思います。

最後になりますが、今の点と加えまして、公団等に対する日野市からの何らかの接触の機会に家賃値上げというものは、日野市民の生活にとってプラスにならない、こういう趣旨を申し上げていただけないかという要望について、もし市長から答弁があればお願いしたいと思います。

と申しますのは、公団居住者、供給公社、都営住宅みんな自治会をつくって家賃値上げ反対運動をいたしております。しかし、政府等は非常に冷たい態度であるわけでございます。公団住宅について申し上げますと、全国60万世帯ほどが建設をされております。これの家賃減免制度はどうかというと、昭和53年度の家賃値上げの際は23世帯しか救済されなかったわけであります。毎年、そのような状況で、現在でも運動が実りましたけれども、300世帯前後というような数しか救済をされない。つまり、減免の限度額を年々上げていくものですから対象世帯がなかなか出てこないという、そういうやり方を建設省や住都公団はとっております。さらに、運動を居住者の皆さんが強めるというのは当然でございますけれども、そういう側面を見て、日野市としても、何らかの住宅減免政策、こういうことも考えるべきではないか。今まで、強い積極的な答弁はなかったわけでございますけれども、今後、積極的に検討する課題ではないかと思います。

建て替え団地の問題も話題になっております。東京都内では、建て替えの場合は１ＤＫ新家賃10万円、３ＤＫで15万円前後、リロケーションという住宅の制度も取り込んでおります。これでも１ＤＫで６万、７万、２ＤＫですと８万ぐらいという家賃を示しているわけでございまして、今、年金生活で困っている方々、年金生活者は最低月１人３万5,000円程度の月収に相当するわけでございます。現在の70代前後の方は月収10万円前後の方が大多数でございますので、そういう点を考えた場合の家賃ということは、非常に厳しいものがあるわけでございますので、関係先に自治体としてもいろいろの点で物を申していただく、また減免制度にもさらに枠を広げていただく、そういうことが必要ではないかと思うわけでございますけれども、最後に、市長からもし答弁あればお願いいたしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　細川内閣のもとで幾多の公共料金がもう連日のように値上げをされている状況を、国民は全く驚いておるということではないかと思います。郵便料金も上がりましたし、それから交通費、いろいろと値上げが実施されております。また、計画もあるようであります。（「公共料金大丈夫ですか、日野は」と呼ぶ者あり）１週

間ほど前でありますけど、道路公団の八王子事務所の職員の方が来られて、いわゆる中央道等の値上げをしたいからという説明がありました。向こうの事情はいろいろ言われておりましたが、私どもが自治体の長として結構ですとかわかりましたなどという回答をするはずはない。道路のいかに料金を上げないかということを、道路公団がむしろ説明をされるべきではないか。我々の市では３キロにも近い区間の中央道があるわけでありまして、これにはいずれ課税をしたいと思っておるというふうにお答えをして、それぞれの立場の意見交換をする機会を持ちました。

それから、今御指摘のいわゆる住宅公団の家賃、これも認可制であるところを見ますと、公共料金ということに当たるようであります。いろいろの理由はあるに違いありませんが、居住費でありますとかあるいは食糧、日常の生活資材、これらすべて国民生活の一つの水準をつくる要素でありますから、収入とそれからそれらの支出が、やはり一定の安定したバランスが置かれるべきであるというふうに、市民生活の立場からは、我々も考えるわけでありまして、公共料金の値上げ反対ということは、恐らくそれぞれの立場の方々の値上げの理由が理解できない、そういうことから起因するものだと思いますし、日野市内にはそういう、また市民がたくさんおいででありますので、そのような説明がなされる機会がありましたら、進んで日野市民の意思を伝え、市の行政としても安易に承認はできないという意思は、お伝えしておきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

私も建て替え後の公団住宅というのを見学いたしてまいりました。そこは、賃貸住宅に分譲と賃貸を一緒に建て替えた神奈川県のある団地でございます。自治会が住民運動を十分に組織できなかったと、そこの居住の方々はおっしゃっておりました。それを、本当に切実に感じた次第です。賃貸住宅は高齢者のお部屋が２ＤＫというのを見ましたけれども、２ＤＫとは名ばかりで１室は３畳半ということで14階建て、そして、もう100世帯近いところに狭いエレベーターが１台、庭も狭くなり木も削られ、本当に冷たい情景といいますか、やっぱり稼ごうという、そういう市場経済を導入するような公団住

宅の設計になっていたわけでございます。やはり、公共住宅である以上は、そういう市場民間住宅の経営方針を適用するというのではなくて、やはり公共的な立場から、住宅水準を考えてもらわなければいけない、これを感じたわけでございます。

そして、公団住宅が家賃が上がれば、市営住宅も国の補助事業でございますので、きっと家賃値上げをしろという指導が来るでしょうし、民間アパート、マンションも値上げの理由になるわけでございますので、ぜひ地方自治体でも住民の立場で頑張っていただくよう重ねてお願いいたしまして、この件は終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって15の２、年金生活者への低家賃政策を更に充実せよと問うの質問を終わります。

一般質問15の３、バス便の改善と「日野駅行き」バス停に屋根がけをの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　バス便についての質問を行います。

日野市は、ミニバスを中心とするバス便の改善で、都内でも先進的な市として、内外から注目をされているのは御承知のとおりでございます。これを前提といたしまして、具体的な質問を行いたいと思います。

従来までも、私を初め多数の市会議員がバス便の改善については、一般質問で問題提起をされてまいりました。それらの、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。ミニバスの運行について改善される点、努力された点、見通しなどについてお答えいただきたいと思います。

またもう一つは、多摩センター行きの新設路線についてはいかがか、この点についてお答えをいただきたい。また、市役所便の改善についてはいかがかお答えをいただきたい。そして４点目、これをひっくくって第１問としたいんですけれども、高幡不動駅前、日野駅行きバス停の屋根がけについても、何度も問題提起はしておりますが、いろいろ理由があって実現しておりません。今後の見通しについて、御答弁いただきたいと思います。

以上の点について、私は２月、京王帝都本社に伺いまして、いろいろと交渉もいたしてまいりました。それぞれの理由で検討するとは申しておりますけれども、具体的な回答は、この点については見ることはできなかったわけでございますけれども、その中には、日野市と相談をするという問題もございましたので、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

第２点は、きょう、私が問題を投げかけるという点での質問でございますので、検討

をしていただければ結構でございますが、また、答弁があれば答弁もお願いいたします。それは、京王帝都といろいろ話し合いをする中で、バス運営事業に対する困難性が、京王側から経営上の立場から主張がありました。もちろん京王全体としては、不動産、商業関係、鉄道、こういうさまざまな総合的な関係で利益を上げているわけでございますけれども、バス部門は運行上の今の交通事情、運転手不足、そういうことなどでなかなか経営が大変である。そういう中で、もし自治体が補助金を出していただけば、いろいろな点で、今後改善できる点もあるという趣旨の問題提起などもあったわけでございます。もちろん、交通事業は公共事業でございますので、政府が責任を持ってそういうバス事業の面倒も見るべきでありますし、一定の面倒は見ております。もっともっとそういう点の政府の立場からの支援活動が必要かなということも考えたわけであります。しかし、日野市としても、日野市公営でバスを運行いたしますと、これまた大変な難事業、企業の経営になってまいります。そういう点で、折衷的にいろいろの点を考えていいという側面もあるかと思うわけでございます。

第２点は、こういうことについて具体的な問題提起が双方からなされれば、努力してみようというお気持ちがおありかどうか。現在でも、既に多額の補助金を年間支出されておりますので、厳しい状況であると思いますけども、御答弁お願いいたしたいと思います。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　ミニバスの運行時間の延長でございますけれども、現在、私どもは不便地域へのミニバス設置というようなことに力点を置いてやってまいりました。なおかつ、現在、運行しております３路線につきましても、その利用の実態等を調査して、今後の改善についての問題点といいますか、問題点を調査し改善について検討しておるところでございます。

御質問にありました運行時間の延長でございますけれども、これは、当然増便ということで車両あるいは人件費の問題等も出てまいります。お話にもありましたように、バス運営の経営難というような中では、なかなか難しい問題でありますけれども、現在、高幡から南平を通って日野駅までいく便を検討中でございますが、この便がはっきり具体化いたしました後は、内容充実というようなことで京王帝都といろいろ折衝をしていきたいというふうに思っております。

また、御質問にもございました多摩センター行きのバスでございますけれども、これ

につきましても、以前、竹ノ上議員さんからの要望がございました。京王帝都にはこのことについても要望いたしておるところでございますが、モノレール等の競合などもありまして、一応検討させてほしいというような段階でございます。

それから、市役所便の増便でございますが、現在、高幡から実践女子大、つまり市役所経由のバスがございますけれども、これのほかに、ただいま申し上げました高幡から南平を通って日野駅というようなミニバスコースが実現いたしますれば、市役所便も、それだけ高幡方面からの便がよくなろうかというふうに思っております。

また、高幡不動駅前の日野行きバスの屋根かけでございますけれども、これについても前から御要望がございましたので、バス会社の方とは折衝いたしておるところでございます。バス会社の方としましては、高幡区画整理、特に駅前広場等の関係がありますので、その動向を見極めて、まだ時間がかかるようであればまた検討したいし、駅広が近いうちに変わるんであれば、またそれを待つというような状況をにらんでいるようなことでございます。

それから、バス事業に対しての運営難でございますが、これについては、たしか現在の3路線につきましても、あるいはこれから南平路線を設置するにつきましても、財政的な補助が必要になってきております。そのような中で、バスの改善につきまして京王側と折衝している中では、やはり赤字負担を市に要望しておるところでございますので、どの点までができるかどうかというようなことは、具体的にそれぞれ詰めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　市長の方でもし答弁なければ、意見を要望して終わりにしたいと思いますが、ございますか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　独占免許ですから、なるべく自主運行で市民要望にこたえていただく、これが一番の基本線だと、いつも申し立てております。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、最後に要望を申し上げたいと思います。

第1点目の点でございます。新設路線については、京王の努力、住民の努力、市の努力、この三つが肝要でございます。過去、3路線はそのようにして、希望どおり実現をしてきたわけでございますので、その点での市の努力という点を要望しておきたいと思います。

それから、もう一つは、増便については新設路線ということも各地で望むわけでございます。例えば、多摩センター方面についても、ミニバス方式などによる解決策ということで解決ができれば、モノレールができた際の京王側への打撃というものは少ないわけでございますので、そういう点にも着目をして、今後の交渉をしていただければと思います。そして、現在8時台から6時前後というこの時間帯を、前後1時間ぐらいほど延ばすという研究工夫で交渉をしていただきたい。今、市長の方の答弁ももっともでございますので、そのように京王がすべきでございますけれども、自治体としての意見交換、努力があれば、何らかの形で経済問題が解決をして時間帯の延長、こういう方策もまた見出せるのではないかと思うわけでございますので、今後、研究工夫をしていただきたい、こういうふうに思うわけです。

それから、バス停の件です。これにつきましては、駅広ができ上がるということになりますと、まだまだ数年かかることになります。そういうことで、もう非常に乗客数がふえているんですよね、で、梅雨時もやってまいります。そして、またバスの本数も少ないため待ち時間も長い、こういうことになっている場所でございます。これについては、ぜひ京王と市と歩道が狭いというのであれば警察当局とそれから、あそこの住友銀行など向こうの商業関係者、この四者が研究工夫すれば、あれだけの道幅があれば必ずできるというふうに思いますので、ひとつ御努力を強く要望をいたしておきたいと思います。

それでは、以上、要望申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって、15の3、バス便の改善と「日野駅行き」バス停に屋根がけをの質問を終わります。

一般質問、16の1、区画整理事業の進め方を問うの通告質問者、天野輝男さんの質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。区画整理の事業の進め方を問う、この種の質問をずっと8年以上も続けさせていただいておりますが、日野市の区画整理事業の進め方が、どこも同じような形で進んできております。そして、このようなところに問題が出てきているように、私は感じておるわけであります。バブルの崩壊とともに経済の神話が崩れました。土地さえあれば、銀行は融資しましたが、土地に関する不良物件が多いために、日野市におかれましても区画整理事業を通して、かつては保留地を処分するならば、すべて事業費が算出できたときがありまし

た。それが、できなくなっているのが現状なわけであります。そして、この留保地が処分できないからという中で、この区画整理事業というものをおくらせるということは私はまかりならぬ、このように思うわけであります。そして、これらの事業を、私は総合的に、やはり見直すべきときが来ておるのではないかということを感じておるものの一人であります。そして、現在ですと、市の施行の区画整理事業すら年々ふえておるわけであります。そして、その中で、当然市の施行の区画整理事業でありますれば、この事業費もふえてきて当然なわけであります。その当然な部分がふえてこない、こういうところに、私は日野市の問題があるということを感じておるわけであります。

そして、昨年度万願寺第２区画整理事業、東町の区画整理事業が認可がとれました。そして、この事業は１年間事業を延ばすという説明を受けたわけであります。私は、事業認可をとって、そして進めていく限り、やはりそこには公共の施設というものが来ているわけで、この地域には都道３・４・８号線、またモノレールの促進があるわけです。この事業費については、やはり盛んに努力してもらう、そしてこの位置づけをとる、そして事業費を確保するということが、私は好ましいと思うわけであります。そして、予算書を見ても、このあたりの予算が計上になっていないのであります。そのあたりをまず私は、事業認可をとって、その中に事業が認められている以上、この都道の部分についての事業費は、当然ここに載せていただいていいと、私は思っておるわけです。そのあたり、どのような形で都道３・４・８号線についてはお考えなのか、この事業費が１年間延びた、延びた中には、その事業費が入ってない、このあたりをとりあえずお答え願えないでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　今年度の予算の中での３・４・８号線、都市計画道路モノレール路線でございますから３・４・８号線のことかと思いますけれども、３・４・８号線の路線につきましては、事業計画の中に都市計画道路につきましては、補助金という形で計上されているわけです。ただ、これはあくまでも補助金なり交付金でございますので、その用地が確保された段階で、東京都から補助金として交付される。今の時点では、まだ事業着手したばかりでございますので、その用地そのものはあいておりません。したがいまして、予算の中にもそういうものは計上されてこない。

ただ、総枠の中でそれ以外の事業費もございますので、わずかでございますけれども、予算書の中には多少載っておると思いますけども、それは部分的にあいている箇所につ

いて、その都度補助金の対応をしていくという内容のものでございます。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　この都道の３・４・８号線には、下水の本管、多摩川幹線が入る形になっておるわけであります。そして、私はこの都道の中に多摩川中央幹線の本管をいけていただける、そういう中から見ましたら、この用地があがらなければ、負担金が受けられないという形であるようですが、一日も早くこれらの事業を行う、そして完成させるということになりますと、やはり前もってこの部分の事業については、もっと積極的に取り組んでもいいのではないか。また部分的には買っておるという形でありますが、やはりこのような中の努力が、私はちょっと足りないのじゃないか、このように思うわけでありますが、いかがでありますか。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　道路用地でございますけれども、事業計画上は、道路の位置はもう定まっておるわけでございます。しかし、それはあくまでも図面上で線として残っておる状況でございますので、現地はすべてが民地、うちがあったりそういう形であるわけです。これを移転なり、または除去していって、初めてその道路用地があいてくる。その前段として、まず必要なのが御承知のとおり仮換地が必要になってくるわけです。現在、仮換地のその作業を行っている段階でございます。

それで、万願寺第２につきましては、当初はもうことしの３月に発表という形でおりましたけれども、こういう社会情勢でございますの中で、事業費等を含めまして、全体を今、見直しをしている、こういう関係で換地の発表が１年おくれます、こういうことでございます。したがいまして、換地が発表された段階では、当然この用地をあけるような全面的に努力をしていくということでございます。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、社会状況の変化に伴ってこの事業が延びた、こういう説明というのは、当然東京都の方からあったわけでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　都からあるとかないとかじゃなくて、市の方のこの事業の中でそういう見直しをしている、こういうことでございます。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　だから、私は先ほどから言っているように、ここのところは多摩川中央幹線が入ってくるんだから、日野市の状況はどうあったとしても、やはり東京

都の方にはねばり強くお願いしていくのが筋じゃないですか、こう言っているわけですよ。それはいかがなんですか。日野市の状況で判断、それはわかっているんですよ。だから、１年間延びたというのは、日野市の状況だけで延ばしたのかなということを思っていたから、あえてこれ質問しておるわけですから。だから、私はこのような問題は、日野市はどうあれ、補助金というのは、また交付金というものは、やはりそれなりに努力すればいただけるわけですから、事業計画の中に入っているわけですから。だから、その部分を取っていただきたい、こういうお願いをしているわけです。いかがですか。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　区画整理事業の、まず一つ補助金をいただく段階といたしまして、すべて道路の場合は――普通の道路の場合は買収相当額に対する金額を補助対象としてくれますよ、こういうことになっているわけですね。ですから、その用地が買収相当額ですから、道路用地があいて東京都にその用地を渡すと同時に、対象のお金をいただく、こういう内容になるわけです。したがって、その前段で、先ほど申し上げましたように、換地が決まらない限りは、その用地は個人の土地ですから、個人名義になっているわけですから、その用地を渡すことができないというのが、まず一つあるわけです。したがって、今、事業の方ではできるだけ換地の発表を早くするような作業は進めておりますということでございます。

したがって、今年度につきましては、まだ換地がそういう状況でございますので、直接その用地費相当額の補助金の対象にはなってこないということでございます。

それと、都の方へそういうふうなお話をということでございますけれども、用地があく時点では、もう見通しがついてくれば、当然その前年度で来年度はこの箇所をあけるからこれだけの補助金をくださいよと言う申し出するわけでございます。あくまでも、事業者側からそれはアクションを起こしていかなきゃいけないというものでございます。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　だから、私は先ほどから申し上げているように、この民地の仮換地だって、もう区画整理事業の認可を受けていらっしゃるわけですから、当然、仮換地を一日も早くあける作業を続けてくるということが大切ではないのかなということを言っているわけです。だから、それが社会状況がどうあれ、日野市の財政がどうあれ、そんなことよりも、やはりこの仮換地をあける努力をしないで補助金をもらうということはできないわけですから、それを私はやってほしかったなということをお願いをしておるわけです。

そして、この部分の社会情勢のことしだったけど、そうすると、今これから作業を進めるならば、この仮換地が来年までに間違いなくできるという保証があるわけでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　仮換地でございますので、設計そのものは間違いなくできるわけです。ただ、問題はそれをオープンした時点で、これは全権利者に同時にお見せするわけですから、その時点でどの程度の意見が出てくるかというのが、これが一つのその先の最終の決まる日程が予測される。したがって、まだそういう段階ではございませんので、何とも言えないんですけども、一般的に今までやっております豊田とか高幡、こういう地域を参考にしますと、換地を発表した時点では、相当の数の、豊田の場合は約800件ぐらいですか、件数で言うとそのぐらいの意見が出てくる。これを全部整理をして個々に再度お話しをし、また説得できるものは説得し、それで変更していくものは変更していく、こういう形で最終的に現段階で豊田の場合は、10名ぐらいがまだ残っていますよ、こういう段階にあるわけです。指定をする段階では、こういう経過を踏んだ上ですべて行うということでございます。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　大体わかりましたけれども、しかしながら、私はこの仮換地に定めるまで、特に私はこの今までの経過を見て、豊田のことを今、参考になりまして800件もの意見を調整するから時間がかかるということでありました。土地を仮換地をして、そして、当然多くの地権者がいることですから、この意見を一つにまとめるという、その作業というのは大変全力を注いで努力しなければ、こういうものは解決しないなということはわかるわけであります。

しかしながら、先ほどから申しておりますように、この地域には、下水のことが一番かかってきておるわけですね。そういうことを考えたら、もっと積極的にこれらの仮換地をいかにしたらできるのか、もっと努力する必要があるのではないかということを申し上げておるわけです。努力は努力として認めるものの、もっと積極的に進めるならば、このような問題はもっと具体的になるのかどうか、そのあたりをやはりある程度目安がないと、私も私の周りの人に説明ができませんから、このあたりを意見は意見として聞くとしても、ある程度目安を平成の何年後にはできるんだというような、もっと具体的なものがちょっと必要なんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この都市計画道路３・４・８号線につきましては、今議員さんが御指摘のように、日野市の下水道計画の路線であり、さらにモノレールの路線であるわけです。そこで、モノレールは９年度開通、こういう目標で現在進んでおります。したがいまして、遅くとも７年から８年には、この用地がある程度見通しをつけてこなければ、モノレールそのものも事業がおくれてくる、こういうことになります。そこで、この路線につきましては、東京都とも現在、この事業とは別途に協議をしているわけですけれども、その用地を借り上げをしていきたい。その借り上げる方法として、当然費用が絡んでまいります。ただ、今、区画整理事業の場合は、そういう費用を前もって支出することは非常に困難でございますので、そういうふうな費用について、東京都が別途に負担をしてくれ、それによって我々も全面的に協力して、先に用地をあけるような努力をしていきたいという形で、今協議を進めております。

ただ、まだ東京都も財政上、非常に厳しいということで、そういう中での協議でございますので、まだ最終の結論には至っておりませんけども、方向としては、最終的にはそういう方向でいくのかなというふうな感触は持っております。では、間違いないかと言われると、今のところは、まだ合意に達しておりませんので何とも言えませんけれども、そういう形で努力をしているということで御理解していただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、平成９年度にモノレールを通す。そして、モノレールを通すための都道、またその用地をあけなきゃいけないから、見通しとしては平成７年から８年にかけて、どうにかこの道路用地が確保できるように東京都と協議中である、このような形でよろしいでしょうか。

そう言えば、大体納得しなきゃいけないと思いますが、やはり最初に私が申し上げていますように、これらの道路に私どもが住んでいるところを下水道の問題がかかっておりますから、ぜひ東京都と協議を重ねながら、これらの問題が一日も早く解決できるように仮換地をし、そして、道路用地として東京都へ認めていただきながら、これらの用地を取得していただきたい、このように思うわけであります。よろしくお願いいたします。

そして、私は今現在、日野市の中の区画整理事業というのは６カ所行われておるわけであります。そして、たまには東京都や国の方で聞いてみますと、日野市の職員が余り来てないんだという見解があるわけですね。そして、私はこうして時間もかかり、予算も日野市の中の予算が大幅にかかるわけです。こういう事業に対しては、もっと私は日

野市の職員の対応が問題になってくるのではないかなと思うわけであります。そして、日野市の職員の皆さんの能力を結集して、初めてこれらの事業がもっと具体的になってくると思うんであります。そして、ぜひ今、万願寺、東町、この地域の区画整理につきましても、事業認可を受けても１年間延ばさなければならない、１年間延ばせば、それは二、三年延びてしまう可能性もあるわけでありますから、その中で、やはり担当官を決めて、その人が積極的に任されて、そして国や東京都の方にこの話を具体的に進めていくということが必要である。そして、その熱意というものは、私は地元に帰ってきて地権者に、こういう形で私たちはやっております、これらのことをぜひ認めてほしいという説明をするならば、私は日野市の対応に対しても認めていただける部分が、多分多くあると思うわけです。ぜひそのように、私はしていただきたいなあということを強く感じておるわけであります。ぜひそのようにお願いいたします。

そして、こうして日野市の中の区画整理事業も一番盛りには大体59億からの予算を計上していたわけですが、この辺で下がってきまして、ことしで大体35億円ぐらい、事業がふえていながら35億円も下がっておる。それは、事業が終わった部分があるだろうし、新規の部分だからまだお金はかからない、そう言えばそれまでであります が、やはりこの区画整理事業というものは、一般財源からもかかるし、そして、先ほど申し上げましたように、保留地を処分しようとしても、今、国土法の金額では、この土地が動かない、こういう状況でありますから、私は、この区画整理事業の中の事業計画の見直しをすべきときが来ているのではないかなということを感じるわけであります。

そして、私が再三申しておりますところの豊田南区画整理事業の中から、仮称人道橋を計画しておるわけであります。この人道橋も、事業費は豊田南区画整理事業費の中から捻出して、そしてその事業費に充てるということであります。私は、こうして事業費がこの保留地を処分しようとしても、思うように処分できない、国土法以下で。そしてこの事業費を確保するということが、こういう大変な時期に来ておりますので、また10年待てば景気が回復するか、こんなことも当てになりませんから、私はそれだったら、やはりこれらの人道橋についても、車道を通すなりして、この予算の確保をするということが大切じゃないか、このように思うわけです。そして、事業費の確保となりますと、それなりの努力をしなければ、これらの見直しということは大変難しい部分があるかもわかりませんが、その部分は、やはり地権者の皆さんと相談しながら、それこそ請願を出すとかいうような形の中で、これらの対応をするということは必要じゃないかなということを、私は思うわけであります。

そして、あくまでもこれは人道橋でいくんだというのか、地権者の皆さんにお諮りをして、これらの部分の見直しをしていただけるのかどうか、このあたりの見解がありましたら教えていただけないでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず豊南橋の件でございますけれども、豊南橋の事業費でございます。これは豊田の区画整理で、ただいま負担する、こういうふうなお話でございましたけども、これは事業費ではございません。別途の事業でございます。豊田の区画整理と整合させながら進める事業ということで、費用的には全く別でございます。

それから、今計画されております橋そのものは人道橋でございます。前後の取りつけ状況もありますけれども、これはこの橋そのものは、浅川親水計画の中で位置づけられた橋でございますので、その中でも歩道橋という形で位置づけられております。したがいまして、区画整理事業の方の計画もそれに合わせた、整合した歩道橋という位置づけの中での事業となっております。したがって、現時点では見直し等につきましては、なかなか難しいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　今の説明ですと、豊田南の事業費から出すんじゃない、整合性を持ってこの豊南橋はつくるという形の説明でありましたけれども、そうしますと、この豊南橋については、かつて万願寺のふれあい橋、あれをつくったときには万願寺の区画整理事業のうちの中から事業費が、私、出たと思うんですよね。そうすると、説明がちょっとよく理解できないんですが、整合性を持たせるということは一般会計の中から、またいずれにしても、この事業の豊南橋についての事業費は、では豊田南の事業費から出ないということは、これは当然国や都から補助金が出ないわけですから、日野市の中の一般会計予算の中から捻出をするのか、そういう形の中で多分出てくるんだろうと思うんですよね。それで、かつて万願寺のふれあい橋については、万願寺の区画整理事業費の中から事業費を捻出して13億強出したわけです。そういう形で出したわけですが、そうすると、この豊南橋の人道橋については、どこから事業費を出そうとしておるのか、このあたりちょっと教えていただけないでしょう。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　今年度の予算には反映されておりませんけれども、一般会計の道路橋梁費の中で計上すべきものと考えております。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、道路橋梁費というのは日野市の中の一般財源の中で確保して、それを使うという形でよろしいですか。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　一般財源を考えております。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　道路橋梁費といっても、道路をつくるための費用であるということですが、人道橋については、やはり自主財源でやらなければならない。この自主財源があり余っているなら、私はあえて、こんな質問する必要ないわけですよ。まして、だんだんこの一般財源も細っているときに、何でこの道路橋梁費があるから使うといっても、私はこのようなものにこの人道橋をつくるための費用を全部つぎ込んでしまうというのは、納得できない市民の一人なわけであります。

だから、このような部分につきまして、私は少なくとも見直すところは見直しながら、予算を確保することが必要じゃないですかということを言っておるわけであります。このあたりで市長の見解がございましたら、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財政厳しい折にその財源について、一番有利な手段を考えるということは当然でございます。ただ、豊南橋の場合は、これは都市計画道路ではありませんし、いわゆるソフトを期待する親水橋、こういう位置づけでございますので、財政状況を十分勘案しながら実現を図っていくということになるわけであります。一番橋も、これは都市計画道路ではございませんが、市道に属する橋であります。今、あの道路関係を南では南平区画整理事業で幅員の確保を進めております。いずれ一番橋のかけ替えということについて取り組まなければならない、こういう事情にあることもあわせて、つまり市内に市内交通の一つの要衝でもございますし、また市内の日野市の特徴をなしております浅川について、日野市民生活の上の大きな親水的位置づけをするということも大切な政策でございますので、それらを適切に財政を確保しながら進めていく、こういうことがお答えをできる内容であるというふうに申し上げておきたいと思います。

御指摘のところの、特に下水道という事業に伴いまして３・４・８号線、都の当局の実現のための大きな、またお願いもしていかなければなりません。そういうことにつきましての御指摘は、今までどおり職員も一生懸命にやっておりますけど、私どももこの議会が終わりましたら、ぜひ当局にいろいろな形での働きかけをさせていただきたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　この豊南橋については、都市計画道路ではないからという市長からの説明でありました。確かに親水公園、浅川の親水計画、これらを見たときに確かに人道橋、今一つできて、また二つ目をつくるというその夢は夢として、私はちょっと今、市長が一番橋のお話も出て、市道で幅員を広げる、これも補助金を受けないでつくるような話しぶりでありますけれども、そのあたりが補助金を受けないでつくるのかどうか、車道のつく橋は補助金なりつくということを聞いておるわけです。それが、日野市の財源だけでこの一番橋もつくるということであるのかどうか、そういうことは私はないと思うわけですね。

だから、そういう面で、私は少なくとも将来的には、この豊南橋につきましても多摩動物園の南平の方の出口を考えているというようなことも聞いておりますし、豊田南平のそれこそ区画整理が終われば、何キロもない部分の道路であっても、この車道があれば、バスの運行、またはほかのものも当然考えられると思うわけです。そういう中から、私はこれらのものを用意してた方がいいんじゃないかな、このように思いますので、あえてこれを質問しておるわけであります。

そして、今市長が言われました一番橋、これは日野市の市道だからという形の説明があったわけですね。そして、市道であっても、やはり車が通るということであるならば、何らかの補助対象になると思うんですが、これいかがなんでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一番橋は補助対象になる橋梁でありますので、できるだけ多くの国費あるいは都費に依存をしたい、そのようなまた協議もぜひ進めていきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そういうことで、車道が通ればなんらかの補助対象になるわけですから、やはり豊南橋につきましても、どういう橋になるかはともかくとして、車道も通るような形の計画が私は必要じゃないか、このように思うわけであります。そして、これらのことにつきましては、地元の人も人道橋だけではといって小さい声で反対している人は多いわけです。だから、少なくともももう少しよく説明をしていただきたいと思うんですね。この道路の性格、そして人道橋、そして、これらの道路に対しては、人道橋であるがゆえに、日野市の一般財源の中から繰り入れて、これらの事業を進めるというようなことも、やはりわかりやすく説明すべきであると私は思うんです。そして、市

民の地権者の皆さんが人道橋で結構ですよという形であるならば、何も私が反対する理由は何もないわけですから……（「反対してたの」と呼ぶ者あり）反対してるんです。日野市の財源がかかり過ぎると、私は思うわけです。ぜひその部分をもっと地域の皆さんと、これらのものをよく話しながら、そしてもう一回事業計画を立ててしまったから変更できないんだと、そんな愚かなことを考えないで、少なくとも車道が通る橋に計画していただきたいということをお願いをしておきます。（「反対してたら通らせない」と呼ぶ者あり）

そのように、私は日野市の中の区画整理事業を見てまいりまして、私は専門家じゃありませんから詳しいことはわかりませんけれども、こういう形の中で努力をすることによって、そして、財政を確保して一日も早く事業を進めていくということが、私は日野市にとりまして一番必要なことである、大切なことであると思うわけであります。そして、国や東京都の方ともっと綿密な協議を続けていただきたい、そして、その中で人間がお互いにおつき合いして話し合いを持っていけば、だんだんお互いの気持ちを理解していただけると思うんです。その気持ちを大切にして、そして、これらの事業を進めていただきたい、このように思うわけであります。

また、西平山の国道の掘り割りだって、もう地域の皆さんが再三言って、私ども再三、この話はいたしました。そして、これらの掘り割りの件についても42メーターの堀り割りではもう地域が二分されてしまう。だから、この部分はぜひ堀り割りにしないで、ふたをかけるなりトンネルで工事をしてほしいという要望がありました。私どもこれは再三やってまいりました。そして、日野市の中ではもっと来てほしいんだ。国の方に話し合いに来てほしいということを言っておるわけです。また、この間の特別会計の予算委員会の中で、河内課長の説明だと、まだ3年間あるからという形の中の説明がありました。既にもう八王子の方は協議が終わって、今までは掘り割りだった、八王子の工法もですね。それがトンネル工法に変わってきているんです。それは、やはりその都度働きかけて、そして、日野市の理解をしていただいて、初めてそれが認められるものであると、私は思うわけです。だから、そのような努力をぜひしていただいて、市民の要望である、そういう一つ一つの区画整理の中での問題を解決していただきたいなということを強くお願いをするものであります。ぜひこれらの問題を一刻も早く、地域の皆さんとともに取り上げていただいて、これらの事業が進行することを期待しまして、これらの質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって16の1、区画整理事業の進め方を問うの質問を

終わります。

一般質問16の２、交通網の不便地域のミニバスの運行を問うの通告質問者、天野輝男さんの質問を許します。

○16番（天野輝男君）　日野市内には交通機関の不便な地域があります。そして、至急に改善されなければならない地域があるようであります。特に多摩丘陵地域の高低差の大きい地域の住民で、高齢化が進み歩行が困難な老人がふえておるということを聞いております。かつて南平の鹿島台にバスの運行計画がありました。そして、停留所の問題でこの問題がつぶれてしまったようであります。（「まだつぶれてないわよ」と呼ぶ者あり）

この地域に隣接しております三井台の皆さんは、ミニバスの運行を大変望んでおります。確かに、この地域は大変交通機関の不便な地域であります。この地域を分譲するに当たりまして、バスの運行ということが、当時考えられたと聞いておるわけであります。そのことを、行政側では三井台団地の中のバスの運行というものを聞いておるかどうか、このあたりからちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　ミニバス路線につきましては、お話にありましたように鹿島台について10年ほど前に一度話がございました。そのときは、その計画が頓挫したわけでございますが、昨年からことしにかけて、何とか通すというようなことで、今、地元で協議しておるところでございます。

御質問にありました三井台団地でございますけれども、三井台団地は昭和30年代につくられた鹿島台団地に続く団地でございますが、当時、バスが通るというようなお話でございましたが、私どもの方でいろいろ調べて見ましたけれども、そのような内容については実態がつかめておりません。ただ、開発会社といたしますと、土地を分譲するについて、いろいろな利便といいますか、そういうようなことでは話が出る場合も往々にしてあるわけですが、先ほど申しましたように、市としてのいろいろな調査の中ではその実態がつかめておりませんので、よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そうしますと、土地を売るときに、売る側でバスの運行ということを言ったのかもわからないですよね。しかしながら、私、ここをちょっと歩いて通ってみたら確かに急な

勾配であって、そして、下水の管を入れかえているようで、もう道路はでこぼこだし、そして急な勾配で、確かに急なところは手すりにつかまらなきゃ歩けないような部分も見られるわけですね。そして、このところはちょうど高幡不動駅と多摩動物園の中間的なところにありますから、全く交通の不便なところなわけであります。そして、ミニバスの運行を、もし至急考えていただけるならば、やはりこの地域の皆さんの家族が車に乗せてお使いや駅に送っていったりなんかするのは、多分できると思いますけれども、なかなかお年寄りがあの急勾配な坂道を上ったり降りたりするということは、だんだんだんだん厳しい状況になってきているということを聞いておりますので、ぜひこの地域にミニバスが通るものであるならば検討していただきたいな、このように思うわけですが、いかがですか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　三井台団地の方の交通不便の解消のミニバスということでございますが、現在、協議しております鹿島台を通ってみなみが丘を経由して日野駅へ向かう、この路線の中で、三井台団地にやや近いといいますか隣接しております鹿島台団地の尾根といいますか、一番上までは行きませんが、その近くまでいくという計画の中では、三井台団地の方に歓迎されているというようなことでございます。

それから、たしか丘陵地につきましては、急勾配で交通も危険ですし、またお年寄りに限らず歩行するのにもかなりのエネルギーを使うわけでございますが、バス路線といたしましては、例えミニバスでございましても、やはりある一定の幅員といいますか、が必要でございますし、またこの三井台のところにつきますと、かなり急勾配でございます。したがいまして、中型車両といいますか大型車両、それが通行することは可能でございますけれども、バス停を設けるというようなことでは、勾配があるところにはバス停は設けられないという一つの基準がございます。４％以上の勾配ですと無理だというようなことがございます。そういう中でも、現在、鹿島台あるいはみなみが丘についても、勾配のある坂道のところにはバス停が設けられないというようなことでの話をしておるわけでございますが、いろいろな道路状況がバスを通すような状態あるいはバスの退避所といいますか、バスがある程度停留所として場所が確保できるようであれば、検討課題ということにはなろうかと思います。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そうしますと、三井台団地の方には急勾配であるからバス停は考えられない。ただ、

ちょうどあそこの鹿島台から上がっていったところの、一番高いところは平らな土地があいているんですよね。あれまだ三井台で持ってんじゃないでしょうかね。ああいうところを寄附してもらえれば一番いいわけですよね。そういう中で、私は、そうしますとこの計画というのは、三井台団地の方は急勾配のために、確かにとまれるような余地はないですね、下へおりちゃうかなんかしませんとですね。そうしますと、今、鹿島台がちょっと問題になっているわけですよね。そして、多分あそこで、私は知らないで都議会議員の選挙で4年前にやってましたら、この公園、バスを反対している人たちがみんな出てきて怒られちゃったときがありましたから、相当猛烈に反対していると思うんですね、あの地域は。その反対している人を押し切って、ここにバス停をつくるということは、大変困難な部分があるんじゃないかな、このように思うわけです。それが、今、鹿島台の皆さんにお話しをして、そのときの話の中では、うちの前にバスをとめてもらっちゃ困るんだよと、その道路が幅員が広いもんですからね、ここにバスとまったらいいと、こう言ったら、そしたら怒られちゃったわけですね。だから、この平らなところで、幅員の広い道路のところにとめないという形になると、やはりあの地域もなかなか、バスがとまるようなところはないんじゃないでしょうか。バス停留所の計画があの近くに実際あるわけでしょうか、そのあたりいかがですか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　鹿島台につきましては、現在、地元自治会といいますか住民と協議中でございますけれども、2カ所の部分について、一応バス停が設置できるだろう。ただ、いろいろプライバシーの問題だとか騒音、排気ガス等の問題がございまして、一部にも反対の意見がありますので、この調整を図っていきたいと思っています。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　自治会で話をして、何人か反対しておるようだけれども、2カ所にとまるわけですね、バスがね。そうしますと、この2カ所の少し反対している人がいるけれども、協議を続けていくことによって何とか見通しが立つ。その見通しが立つのは、またせっかちな話で申しわけないけれども、大体ことしのうちに話がつくようなめどがあるんでしょうかね。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　今議会にも反対の陳情が一部出ております。そのようなことで、若干その反対と賛成とでお互いに今エスカレートしているようなふうに感じております。したがいまして、もうちょっと時間はかかるのではないかと思います。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、私が申し上げますように、あの三井台の団地のてっぺんにちょうど土地が40坪ぐらいあいていますよね。ああいうところを何とかお話ができるかどうか、やっぱり考えてみる必要があるんじゃないかと、私はあそこに行きまして感じたわけなんですが、土地まで買って土地を安く確保して、そこにバス停をつくるというような考えは全くないのかどうか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　現在は、京王帝都と、それから地元自治会、それと行政、それから警察、そういうようなところで、もうルートといいますか路線は一応決まっております。バス停の問題だけが残っておるということでございます。

○副議長（宮沢清子君）　天野輝男さん。

○16番（天野輝男君）　反対者もいるようでありますし、反対者がいるからできないというんじゃ、余り無策過ぎると思うんですね。ぜひ私は、実際にあそこに行ってあの急勾配なところを、一番近いところは随分急な勾配なわけですよね。そこを通って上に上がってくる。そのお年寄りのことを考えましたら、私はこれらのところにバスならバスを通して、お年寄りが自分で自由に駅へ出たり、また買い物をしたりできるようなことを考えてあげることが必要じゃないかということを強く感じておるわけであります。そして、路線が決まっているということでありますから、ぜひこれらのところにミニバスの運行をしていただきたいと思います。

そして、日野市の中にはまだまだ道路が未解決なまま不便な箇所がたくさんあります。やはり、その地域の不便箇所のミニバス、また交通機関が不便な地域のことを地域は、やはり区画整理が完成して、そして大きなバスが運行できるようになるまでは、もっともっとこれらの問題を市民要望として取り上げて解決してあげることが、市民にとって最もふさわしいことではないかということを、強く感じておるわけであります。どうぞそのような形で、なお一層の努力をしていただけることを要望いたしまして、これらの質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって16の２、交通網の不便地域のミニバスの運行を問うの質問を終わります。

一般質問17の１、難聴児童のために普通校へ集団補聴器の設置を、一般質問17の２、児童扶養手当は18歳以上でも高校在学中なら援助の拡充を、一般質問17の３、公共事業（住宅等）を定期借地権で推進をの通告を私、宮沢清子がいたしましたが、都合により

これ取り下げます。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時２分　散会

4月14日　木曜日　（第14日）

平成6年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第14号）

4月14日　木曜日　（第14日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	大崎茂男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	土方重男君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	堀辺美子君	書記	永野裕子君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　本間ムツ子君

速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年4月14日（木）

午前10時開議

日程第　1　一般質問

（継続審査議決）

日程第　2　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　3　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　4　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　5　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　6　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　7　請 願　第６－10号　公園建設に関する請願

（議案上程）

日程第　8　議員提出議案第１号　住宅・都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書

日程第　9　議員提出議案第２号　細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書

日程第　10　議員提出議案第３号　地方分権の推進に関する意見書

追加日程第１　会議の閉会

本日の会議に付した事件

日程第１から第10及び追加日程第１まで

午前10時９分　開議

○議長（福島盛之助君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問18の１、学校給食等、公給食へ日野産の米・小麦を！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（執印真智子君）　　それでは質問させていただきます。

ここに来まして、お米屋さんの前に消費者が並んでいるというような一時の米騒動も少し落ちついてきたように思われますが、スーパーなどで米袋を見ても、ブレンド米が多いという状況です。これを目にするたび、消費者の選ぶ権利は、一体どこへ追いやられたのかと思う毎日です。

消費者として、近くでとれた、安全の確認できるものを食べたいという思いは依然としてだれしもあると思いますが、もしそれがかなわなくとも、子供たちや病人にはせめて安全の確認できるものを食べさせたいと思うのは、人間として当然の願いではないでしょうか。

米の安全性についてはいろいろ言われておりますけれども、日本子孫基金というところが調査をしました結果によりますと、アメリカのお米の２割以上からシロアリ駆除剤が検出されているということです。これは1993年10月、アメリカ、カナダ、オーストラリアのスーパーで販売されていたもの93品目のお米を入手して検査をした結果だということなんですが、クロルピリホスというシロアリ駆除剤が検出をされていて、お米には許可をされていないんだけれども、倉庫の床下にまかれたものが入ったのではないかという調査が出ているそうです。アメリカは、このクロルピリホスというものの取り締まりに入っておりますので、そうしますと、家畜に食べさせても違法ということになっていくので、恐らく日本に入ってくるだろう。日本が危険なお米の捨て場になっていくのではないかというような話も一部では聞かれております。このお米の中にコクゾウ虫50匹を入れておきますと、１週間後に17匹が死んだということも同じように、日本子孫基金のそういった結果が出ているんですけれども、これを考えていきますと、長い目で見ると、大変な負荷を次の世代に押しつけようとしているのではないか、というふうに私は考えます。

その視点に立ちまして、４点質問させていただきます。この質問は、先日、ほかの議員の方の質問とも重なっておりますので、簡単に答えていただければ結構です。

１点目は、公給食での国産米の確保の現状と今後の見通し。

２点目は、公給食での小麦、お米の安全性をどんなふうにとらえているのか。これは現状のものですね。

それから３点目、公給食での米飯給食の現状と今後の見通し。

それから、これは将来的なものになっていくと思いますが、日野の水田事業の育成と、日野でとれたお米や小麦を公給食に利用する見通しと、現状での問題点について伺います。私たち市民は、現在学校給食に地元の野菜が入れられていることを、大変高く評価をしているわけです。地産地消、その地方でとれて、その地方で消費をしていくという地産地消のまちを目指していきたいというふうに思っているわけですが、日野市は、以前は「東京の穀倉地帯」と呼ばれて、東京で一番お米がとれたところだったというふうに伺っております。都市化によりまして、水田も現在は約50ヘクタールほどしか残っていないということですし、日野市での小麦の生産はほとんどない状況というふうに思いますけれども、水田の育成、その裏作としての小麦生産の働きかけも含めて、将来的な展望をお聞きしたいと思います。また、そしてそれを、市立または私立の保育園、学校給食、老人給食などに優先的に供給をするような、そういった政策については、現在どのようにお考えでしょうか。

以上、４点お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子の質問について答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１番の、公給食での国産米の確保の状況と今後の見通しでございます。昨年の冷害の影響によって、米の作柄は昨年、作況指数75、収穫量は800万トンを割り込む戦後最悪の状況ということが伝えられています。この不足する米を補うために政府は、最大215万トンの外国産米を輸入することとした、という報道がございました。しかし、農林水産省では、このような状況下でありますが、昨年11月までの学校給食米は、国内産を確保するということで言明をしております。

ただ、この時期に、政府米の集荷が極めて厳しい状況であることから、供給は国内産の自主流通米で対応するということにしています。昨年度以降に向けての取り組みについては、総理府が発表した「食生活、農村の役割に関する世論調査」というのがありまして、それでは４人に３人が、米などの基礎的な食料は外国産に比べて割高であっても、国内産が安定的に供給されることが望ましいと考えられているという結論が出ておりましたが、日本の伝統的食糧である米、特に児童生徒が食べる学校給食米には国産米を確保するよう、引き続き関係機関に要望してまいりたいと考えております。

２番についてですけれど、２番は、公給食での小麦、米の安全性でございます。学校給食で利用する米や小麦、パン、めんは、学校給食会からの供給物資となっています。この物資は、政府援助により、米にあっては政府米の45％の値引きが、また小麦は、100グラム21銭の補助を受けております。100グラムで21銭です。円の下の銭です。この物資は、日本体育学校保健センター及び当学校給食会で年間を通じて食品添加物や農薬等の理化学検査と微生物検査を実施しており、この結果では、問題がない旨報告がされております。当市の学校給食では、安全な食づくりを目指し、無添加食品の使用、原材料から手づくり給食、また地場野菜の使用などを行っておりますが、今後も、食の安全に十分留意し、学校給食をつくってまいりたいと思います。

３番の質問でございます。３番は、公給食での米飯給食の現状と今後の見通しでございます。現在、米飯給食は週２回、実施をしております。昨年度の米の購入量は、全体で約90トン程度となっております。この米飯給食は栄養のバランスもよく、また、大変児童生徒に好まれております。現在の学校給食の献立は、国民栄養調査の結果に基づいた東京都の食品構成基準により作成しております。この食品構成基準では、米は児童１人１食当たり平均34グラムとしており、これを平均２から３回程度の計算となっています。したがって、今後ともこれらを基準に、児童生徒に給食の提供をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　　４点目の御質問にお答えをいたします。

水田事業の育成に関しましては、生産緑地保全育成事業というものがございまして、これは市単独で農業施設、農機具等ですね、そういうものの補助を、２分の１の補助ということを行っています。また、優良集団農地育成事業という事業におきましては、農用構築物、また運搬具、トラックとか、また農用資材等に対しまして、これは都で２分の１、市で４分の１というような補助事業がございます。それから、水田の営農活性化対策事業というのがございまして、これは米の生産調整、転作等に対する事業でございます。それから農業用水の維持管理事業ということで、これは市単独でございますが、用水組合の経費の補助、総経費の約70％の補助を行っている。こういうようなことが育成事業としては行っているところでございます。

それから、日野産米、日野でできる米、小麦を公給食に利用する見通しにつきましては、という件でございます。結論から申し上げますと、非常に難しいということが思わ

れます。それは、現在市内で生産される米は、多目に見積もって約180トン程度と考えられています。このうち、30トンほどが政府の買い上げのお米となりまして、残りのうちの一部が自主流通ルートに乗るほか、大部分は自家用として使用されているのが実態であります。小麦につきましては、市内で多目に見て10トンの生産量というふうに思われています。学校の給食におきましては、年間80から90トンの米が必要というふうに言われています。日野産米だけではとても量的にまず賄えない、現在は。ということが言えると思います。

ただ、学校給食における体験、教育上の地元米の利用などということにつきましては、経常的には無理でしょうけれども、臨時的なものでしたら、賄えるんじゃないかというふうに、また入手もできるんじゃないかというふうに考えております。

問題点の最後の方でございますけれども、お米を生産するのに、農家の方の収入とのかかわりがあります。農家の立場でいきますと、この水田の大幅に減少している理由でございますが、10アール当たり――１反と申しましょうか、10アール当たりの売り上げ額で見ますと、政府への売り渡しが１斗米で９万6,000円ぐらいになります。これではほかのナシだとかブドウ、またそういうものに対しての20分の１ぐらいの金額でございます。また、野菜をつくるのに比較しても、本当に比べ物にならないほどの金額。それから日野の１戸当たりの農家の水田面積が14アール、１反ちょっとということでしょうか、そうしますと、１戸当たりが、お米の収入が１年間つくって十三、四万でしょうか、そんな状況にあるという、これが、非常に農家がやっていけないという大きな問題が一つあるわけでございます。

なお、東京都が平成５年度に策定いたしました東京農業振興プランでは、水田の保全と農業用水施設の整備事業が盛り込まれておりますが、東京都といたしましても、かなり力をこのことには入れていることでございます。水田保全の調査研究を開始しておりますので、市と地元農家もこの調査研究に協力をして今もおりますが、一日も早くよい方法でこの保全方策が、保全の施策が生まれるよう期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉部関係の給食の状況をお答えしたいと思います。

まず、国産米の確保の現状でございますが、大体、保育園といたしましては、平均月50キロ、国産米を購入してございましたけれども、４月に入りまして、５キロほどのわずかな量きり確保できておりません。そのようなことから、今後、５月からは、少なく

とも10キロから15キロぐらい確保したいということで、これから米穀組合と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。今までは月３回の米飯給食でございましたけれども、そのような事情から、月２回に減らしているというような現状でございます。特に保育園の場合には、ゼロ歳から５歳ということで、非常に対象者が幼少ということで、現状の安全性を確認できない現状では、一切外国産米は使いたくないということでございます。特にゼロ歳、離乳食等については、これは国産米は欠かせないものでございますので、これだけは何としてでも確保していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、高齢者の施設あるいは老人給食関係でございます。老人給食につきましては、既にブレンド米を使用しております。これもやはり、配食の場合には時間もかかりますので、ブレンド米としてもジャポニカ米ですか、これのブレンド米を使用しているところでございます。それから、浅川苑の入所者につきましては、できるだけ国産米で維持していこうということで頑張っているんですが、そろそろブレンド米に入っていくんではないかというふうな感じでございます。

それから２点目の、小麦、米の安全性でございますけれども、実際には小麦も輸入食品ということでございますが、精米として輸入されるお米と違いまして、粒というんですか、粒として輸入し、また製粉いたしますので、農薬の残留も、ないとは言いませんけれども、微量ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それぞれの現場で、担当の方が大変な思いをして、今回のこのお米の件に対応していらっしゃることがわかりまして、それにつけても何とかしていきたいというふうにまた思っているわけですけれども、今回のこのお米の騒動というのは、凶作というよりも、これまでの減反政策ですとか、備蓄計画にやはり誤りがあったというふうに考えますので、日本の農業を考える上で大変大きなきっかけとするべき問題であったというふうに思います。また、政府がやむなしというふうに受け入れました米の部分開放も、今後、市民生活にどういう影響を与えるのかというのが想像できたと思うんですね。

本当に今お話を伺ったように、保育園で現場もとても大変な思いをしている。そこで、せめて離乳食だけはというふうに、そう思ってくださることには大変感謝をいたしますけれども、とにかく公の給食、体の弱い人、小さい人が犠牲になっていくということが

わかってきたというふうに思います。それは、日本の国内でも弱者にしわ寄せがいくということははっきりしているわけですけれども、世界的にも弱い人へのしわ寄せというのが行われていると思います。

ここでお米が輸入されることによりまして、米の国際市場というのは1,100万トン輸出されているうち、日本が170万トンを輸入するということですので、価格変動が起きている。バングラデシュの方が書いたものをちょっと読みましたけれども、バングラデシュ、お米が主食で、お米のほかにはあんまりおかずも食べない。貧しい人はお米しか食べないという中で、こういう状況になってくると、国が輸出をしてお金を稼ごうということになってきて、現地の人にはなかなか食べるものが口に入りにくくなるという、そういう状況があるんだ。日本はお米が例えばとれなくても、パンでもうどんでもおそばでも、食べるものがあるじゃないか、というように書かれたものを読みまして、私たちもこの国内では大騒ぎをしておりますけれども、もっと命にかかわる苦しさを抱えた国がまたここで出てきたのかなというふうに感じているところです。

それでまた、お米の自給を守るということは、本当の意味での国際貢献になっていくというふうに思いますし、それから天候に左右をされます農産物をほかの国に頼っていくということは、大変不安定なことだというふうに思います。いつ輸入されなくなってもしようがないという、そういう事態なんだというふうに思います。

それから、水田農業の衰退というのは、環境破壊を招いていくというふうに思います。日本の水田の治水能力は約1,000万トンということで、お米を生産するだけではなくて、毎年6,000億円の治水費用を節約するというふうに言われているんだそうです。

それからまた、文化、伝統の継承につながっていくというふうに考えておりますが、先ほど保育園の関係でも、大変苦労されている例が出されたんですけれども、武蔵野市では、なるべく国産米を使うということを市でも現場でもやっていて、ちょっとお話を伺いましたところ、市立保育園９園のうち１園だけが完全に国産米の確保ができているということなんです。これはどういうふうにしたかというと、たまたま長野県の低農薬の生産者と提携をしていたところから、いつも入れていたということで、そこだけは完全に、今回こういう問題が起きても、国産米の確保ができているということなので、この辺については、市も働きかけをしていきまして、市内のお米屋さんも、そういう国内の生産者と提携をしていくようなところをふやしていくことが必要なのではないかなというふうに思いますが、保育園の担当の方として、このあたりの働きかけをこれからされていくお考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、今学校給食の方では、文部省もそうですし、東京都も国産米を使っていくという、そういう方針でいるわけですけれども、４月６日の新聞には――毎日新聞ですね――「米のコメ輸出、学校給食に狙い」ということで、業者が対日戦略をつくるという記事が載っておりました。

これによりますと、最高品質のカリフォルニア米を日本に輸出して、学校給食でもアメリカの米を食べてもらおうということで、ウルグアイ・ラウンドを通じて日本の市場開放に成功した米国の米業界が５日までに、こんな〝対日コメ輸出戦略〟を策定したということで、全米精米業者協会のグレーブス専務理事が明らかにしたところによると、戦略の第１は「最高品質のカリフォルニア米を日本に十分輸出できる体制を維持する」こと。米業界は日本のコメ不足騒動を通じて米国米への需要に自信を深めており、最高級米で日本への一層の売り込みを図ることにした。

第２に重視するのは、米国のコメを知ってもらう努力。特に全米精米業者協会では学校給食に米国産米を導入することに焦点を合わせ、全国の校長に米国産米のよさを知ってもらうにはどうかしたらよいかを検討、日本の食糧庁とも３月から協議を始めたという。

第３に日本が最低輸入義務受け入れに伴い導入を検討している売買同時入札制度を評価、この制度が円滑に実施できるよう協力していく方針という、こういう記事が載っておりまして、今は国産米というのが確保されているわけですけれども、何かこう、ひたひたと子供たちの学校現場というのがまた、市場にされようとしているのかなというふうに感じているんです。ですから、日野市としても、今後ともしっかりとした方針を持ち続けることが、国産米でやっていくんだということが、食べさせるということだけではなくて、環境を守るとか、それから将来的に日本の農業を守っていくとかいう、そういう視点も持ちながら、しっかりとした方針を持ち続けることが私は大事だというふうに思っておりますが、そこは今どのように考えていらっしゃるでしょうか。

以上２点、再質問いたします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　現在のところでは、11月まではそういうふうになっていますけれども、今後とも国産米を使えるように今、都の学校給食会などに働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま質問者の方から御提言ございました、いわゆる国産米を確実に継続購入できる、そういう方策を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、特に保育園等の場合におきましては、公立保育園もそうですが、私立の保育園も、やはり日野市が措置した児童ですので、その辺、格差のないような方法をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　わかりました。なかなかもっと大きな力が加わってまいりますので、大変になってくるかというふうに思いますけれども、ぜひ、その辺を守っていっていただきたいというふうに思います。

それで、日野産のお米とか小麦についてなんですけれども、今のお答えの中では、大変難しいということで、農家の方が食べているものまでとって食べるわけには当然いかないというふうには思うんですけれども、学校によりましては、お米を入れて食べてみたところもあるというようなお話も伺っておりますので、地場野菜と同じような取り扱いというか、考え方で少しずつ入れてみるというのもまた、一つの方策としていいのではないかなというふうに思っております。

それで、私ども、市民の方にアンケートをとりまして、今の状況では、日野産のお米や小麦を使うのは大変難しいわけなんですけれども、日野のお米について市民がどんなふうに考えているのかということで、アンケートをとったんです。２月に112名の方から集まりましたけれども、まず、お米の自由化について賛成というのが16名・14％、反対というのが77名・69％、その他が17名・15％、無回答が２名・２％でした。主な理由としましては、賛成としては、「消費者が買うときに選択すればよい」「国産米も必ずしも安全ではない」「日本の農業開発はおくれている」「価格が安い」というのがありました。それから反対については、「安全性に疑問」11名、これが一番多かったんです。「日本の農業を守る」７名、「環境を守る」２名、「自給自足の原則」２名、あとは「価格が不安定になる」「味の問題」「国の安全保障の問題」、そういった意見が寄せられております。

それから日野のお米を食べることについてというのでは、賛成が95名・85％、反対が３名・３％、その他13名・11％、無回答１名・１％というふうになっています。その理由としては、賛成の中には、「地域の農業を守る」「自給自足の原則」「環境保全のため」「安心である」「安全ならよい」「子供が意識して食べられる」それから「農薬や

保存の管理に目が届く」「農業の活性化」「地域内自給を進める」「身近な人がつくったものを食べる（生産者のわかる関係こそが望ましい）」「運搬コストの節約」「緑地保全になる」というのが、日野のお米を食べることに賛成についての意見で、反対についての意見は、「都市化の進んだところでの米作は、農薬のほかに環境汚染の影響が大きいのではないか心配」それから「用水が安全ではない」ということで、これは自分たちがどういう水を出してしまうのかというところにかかってくると思うので、私たち市民の側の責任でもあるというふうに思いますけれども、こういった答えが出されております。

そしてそのあと、日野のお米を食べるために必要なことは何かという問いに対しましては、「水をきれいにする」「消費者と結びついた、計画生産、計画消費」「低農薬でつくる」「農家の声を聞き、農業を守る（後継者）」「食べ続ける、責任ある消費の仕方」「店で売る、ＰＲ」「消費者の声を聞く」「農地の確保・保護」「学校関係者、行政の理解と協力」「農家への税制面での優遇」「農家の働きに見合った収入」「農業従事者への理解」という回答が寄せられています。

次に小麦については、日野でもほんのわずかしかつくられていないということですし、日本自体の自給立も大変低いので、現状では、とても全国の学校給食に対応できないのが現実だろうというふうには思いますけれども、しかし、地域によっては、北海道の洞爺町でしたか、地域の小麦をパンにしているという、そういう報告もありますけれども、こういうふうに国内のものが使えないというのは、国の食糧とか農業に対する考え方が間違い続けてきたことの結果だろうというふうに思います。

また、この小麦については、先ほど、安全だろうというようなお話があったわけですけれども、日本子孫基金、先ほども出ましたけれども、ここが全国から学校給食のパンを集めて検査をしています。そのうち184個集まったそうなんですけれども、かなり反響があったということで、そのうち４分の３のパンから殺虫剤が検出されたという報告がされております。混入ルートというのを調べておりましたらば、学校給食のパンは小麦の外皮に近い部分を原料としている二等粉というのを使ってることがわかったんだそうです。給食予算を切り詰めるために、安い二等粉をブレンドして原料にしていたことがその原因ではないかということで、市販のパンの方が殺虫剤に関しては安心であったという、そういう結果が出たわけです。

いろいろ今の状況、それから市民の考えなどもお話をさせていただきまして、とても厳しい状況にあるし、都市化が進んで、私もこの日野に越してきたわけですから、いろ

んな複雑な思いはありますけれども、とにかく都市農業も育成して、日本の農業を守っていかないことには、それは結局は、私たちのところに返ってくるだろうというふうに思っています。このまま放っておけば、日本の農業は後継者がいないということで、内部から崩壊をしていくだろうというふうに思うんですが、私たち市民も、食べ続けることで頑張りながら、農業を続けていっていただくということが大事になってくるだろうなというふうに思っています。

これは、こういった状況で農業が衰退していく中で、生き生きと元気に農業を経営して、後継者もお嫁さんもいるという農家の方を日本各地に求めて歩いた京大の飯沼二郎さんという方が、共通する三つの条件ということで挙げられていることなんですが、一つ目が複合経営、そして二つ目が精神的余裕のある小経営、それから3番目が経営を支える産直ということで、これは、国の目指す方針とは全く別のことなんです。私は今、生活クラブ生協という生協に入っておりますけれども、都内の農家約100軒の方と、こういった形で産直で提携をしておりますけれども、その産直をしている専業農家の方が、「今の農政と逆のことをしてきたから、ここまで頑張れた」ということを口にしていたということを聞いたことがあります。

これから市として、これは市長にお尋ねをしたいんですけれども、一つ目には、水田のつくり回しの奨励や水田保全のために助成することはお考えにならないか。二つ目として、南平小の水田、これは本当に子供たちが米のできるところが見えるというぐらいのつくられ方でしかないというふうに思いますけれども、こういった学校農園の利用、それから市民農園に水田も入れる考えはないかどうかということ。それから、水質改善の検討、これはもちろん、水を出す側の市民とか、それから事業者がどういうふうに取り組んでいくかということではあるんですけれども、市として、この改善についての検討はどんなふうに考えていらっしゃるか、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたび、昨年の異常気象に伴って、国内の米の生産が20％近く少なかったということから発生をして、まさに米の流通、あるいは消費者の立場、いろんなことで一気に矛盾を噴き出したという貴重な経験を国民として味わったわけであります。いろいろな視点の指摘、あるいは考え方、あるいは対応策、いろいろ論議のまださなかにあるということだと思いますけれど、本来、国民の主食である米穀を、何か国際流通の一つの商品として位置づけたという考え方がもしあるとすれば、まず根本的な間違いはそこから始まっていると言うべきではなかろうかと思います。

したがいまして、日本の今の言われるところの、食料品の自給率30％とも言われ、50％とも言われておるわけでありますが、とにかく半ばを割っているという状況でありますから、考え方におきましても、国論を二分、三分していると言っていいだろうと思います。

今、日野市内の、特に公共給食の現場、あるいは市民生活の立場、そして、なるべく安心できる米を確保するために、国内産のこともちろんでありますし、何か地場生産である程度の対応をしてはどうか、こういう御指摘だと思うわけでありますが、日野市が行政として、この建前としては、国が食管行政、食糧管理法、そして食糧庁という役所があって、まさに米に関しては特に、すべてその仕組みの中で生産、あるいは蓄積・保管、あるいは流通、そしてまた消費と、いろいろな仕組みの中がしっかり固定化されておるという状況でありますので、地方自治体の行政がどの程度関与できるか。まさに無力そのものだと言うべきではなかろうかと思っております。その中でも、できるだけの工夫をして、市民生活の、特に食生活の安全確保、あるいはそのための生産や流通に多少なりとも関与するという努力もまた、あるべきだろうと思っております。米の不作が今後なお続くというふうに見ることも、これもまた無理かもしれませんし、それから国のいわゆる減反制度、生産調整ですが、これが改められるというふうにも聞いておりません。本当は、つくりたい人は最大限つくる、これが自由というものであるはずでありますが、米の場合は、まさにそれを手を縛り、足を縛っている、こういう状況であります。

したがって、確かに日本の生産性が低いために、価格は高い。外国の米と比較すると、１対５だというぐらいにも言われるわけでありますから、そのあたりから生まれるところの矛盾、本来、農業、特に米づくりは、自然を相手の仕事ですから、１日の日照時間を左右する仕組みのつくり方は、他の栽培野菜等には使われておるわけですけれども、米にはやっぱり春夏秋冬の季節に合った、そういう条件の中でのみ生産されるということだと思いますので、せめて半分は国内で自給を図る、こういう姿勢が望ましいと言えるかと思っております。（「市長、おかしいですよ」と呼ぶ者あり）いや、食糧全部ですよ。今、直接の御質問に答える範囲では、ちょっと、どうすればいいかというすぐにお答えのできる発想が生まれてまいりません。したがいまして、今日野市が政策としてとっております、なるべく農のあるまちづくり、あるいは水をきれいにする努力、そういうことの中で、ある程度の自給関係のごく基礎的な改善には寄与できる、こう思いますので、それなりの努力をしてみたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　　ありがとうございました。

お米についての考え方が同じだったんで、大変安心をいたしましたけれども、これからは、絶えず兵糧攻めに遭うことを覚悟しなくてはならないだろうというふうに思っています。小麦とか大豆とか牛肉、オレンジで、国内の畑作ですとか、畜産、果樹がつぶれていっているというふうに思います。私の知っている人も、北海道で酪農をしておりますけれども、牛肉の自由化によって、子牛の値段が下がってしまいまして、それが現金収入だったわけですけれども、それが半分になってしまうということで、大変生活が苦しくなってきた。弱い酪農家は、続けていけないんじゃないかというふうに実感をしています。また、外国からたくさんの食べ物が入ってくることによって、化学物質過敏症というような、そういった病気も広がっているというふうにも聞いております。今、日野のまちの中に農のあるまちづくりということで市長もおっしゃったように、私たち市民も、これまでの経済優先ではない、そういう社会とかまちづくりをするために、努力をしなくてはいけないだろうというふうに思いますので、今後とも市の御努力をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって18の１、学校給食等、公給食へ日野産の米・小麦を！の質問を終わります。

一般質問18の２、リサイクル条例制定後のゴミ減量状況を問うの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君）　　それでは質問します。

昨年６月、清掃条例の全面改正がなされて、いわゆるリサイクル条例が制定されました。10月１日施行で、その後約半年になろうとしておりますので、この間の動きについてお尋ねをいたします。

まず１点目、リサイクル条例では、大規模事業者への減量義務がうたわれておりますが、現在の進みぐあいはいかがでしょうか。

第２点目、廃棄物減量等推進審議会は、どのように進んでいるでしょうか。審議会のメンバー、また、今年度の諮問はどういったものを考えているのでしょうか。また、審議会の公開についてはぜひ保障すべきだと思いますが、これについてはどうお考えでしょうか。

３点目、昨年10月からモデル地区をつくって、瓶、缶など７種類のリサイクルを始めておりますが、回収の状況はいかがでしょうか。また、モデル地区で回収をしてみての

問題点、それをどんなふうに解決しながら回収地域を広げてきたのかということ、また、今後の見通しをどのようにとらえていらっしゃるかをお尋ねいたします。

４点目、このリサイクルについては、多くの市民の協力が得られなければ、大幅なごみ減量には結びつかないというふうに思いますが、これまでモデル事業を始められるときに、その地域の方々にどのようなＰＲをなさったでしょうか。市民へのＰＲについては、広報の紙面などでは目にしておりますけれども、そのほかにどんなやり方をしてきたのか、それをお尋ねしたいと思います。

５点目、平成６年度予算で「一般廃棄物処理基本計画策定」が計上されておりますが、この中身について、どういうものなのか、お答えできる範囲でお願いをいたします。また、審議会との兼ね合い、関係性はどうなっていくのか、これもあわせてお答えできる範囲でのお答えをお願いをいたします。

それから６点目といたしまして、さまざまなリサイクル、それからリサイクル条例後の動きで、日野市は毎年25％のごみ減量が課せられているわけですけれども、今後とも達成できる見通しがあるのかどうかをお尋ねいたします。

以上６点、よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　それでは、順次お答え申し上げます。

まず１点目の、大規模建築物所有者に対する減量の働きかけでございますけれども、本年２月から一般廃棄物管理表、これを、つまりマニフェスト、これを提出するというような形で指導してまいりました。所有者に対しまして、既に説明会が終わり、現在４月１日からは、処理計画書の提出、これは５月31日までに提出をしていただくということになりますが、減量計画書、あるいは、その翌年になりますと、減量報告書になりますけれども、これの報告を求めるということ、それからそれぞれ事業所、大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者、これを選任をしてほしい、こういうことでお願いをしたところでございます。

それから２点目の、審議会でございますけれども、これは条例規則にございますように、15名の審議会の委員さんをお願いをしました。現在既に、12月の25日に第１回審議会を開催し、２回目は４月に入りまして開催したところでございます。

内容といたしましては、当面する短期的な課題といたしまして、ここで審議をお願いし、御意見を伺いたいのは、最終処分場に搬入いたしますごみ減量、これを中心といたしまして、廃棄物の処理及び再利用の促進のあり方、こういうことにつきまして御意見

を伺いたいというところで、お願いをしたところでございます。メンバーにつきましては、規則のとおりの15名の者でございますが、市議会の方からも２名の御選出をいただいたところでございます。

それから、この審議会の公開ということでございますが、決して私どもとして、これは前にもお答えいたしましたけれども、秘密会でやるというような性格のものではないわけでございまして、お求めがあれば、審議会の委員さんの中で御協議をいただいて、傍聴なり認めていきたい、このように思っているところでございます。特にこのことついて、秘密会的にやろうとか、非公開でやるというような特定した考えは持ってございません。

次に３点目でございますが、モデル事業はどのような形で成果が出ているか、こういうことでございます。御承知のとおり、昨年10月１日に条例が改正されまして、それを機会といたしましょうか、私どもとして、一つのきっかけといたしまして、10月１日から資源物を分別して収集する仕組みをとりました。今までのところ、３月末で146トンほどの資源物がおかげさまで回収できましたけれども、その中でいろいろ問題点ということで、なかったかという御質問でございます。私ども、今現在は、これはもっと申し上げておきますけれど、モデル事業として昨年度は行いました。本年度は、60％から70％の地区を該当地区として進めていくということになっておりますし、そのように今準備を進めているところですが、これは60％から70％の地区が広がれば、これはもう発展的に、継続発展させながら、本格事業という位置づけを６年度はしていきたい、このように思っています。

それで、この問題点ですけれども、これは電話等でも、距離の問題とか、それから時間帯の問題とか、いろいろ御意見もございました。それらにつきましては、やはり一つ一つの状況、条件、これらを検討いたしまして、今後対応していくということになろうかと思います。おかげさまで現在、リサイクルの協同組合、これが大変協力していただいています。もちろん、今現在、23％の地区がリサイクル、分別収集しておりますけれども、その地区の皆さん方の深い関心で成果が上がっておるわけでございますが、このことも踏まえながらも、さらに継続発展ということでございますが、そのリサイクル事業の協同組合と、それから私どもとは、常に情報交換しながら、例えば、余りＰＲが足りないということであれば、最近では、前日に広報車を回すというようなことも始めました。そのようなことは話し合いの中から出てきた。それから一升瓶、あるいはビール瓶、これらを全くカレットでなく、リターンナブルにすべて再利用していくんだという

方向も、この話し合いの中から決まったと、こんなことでございまして、モデル地区、これだけの事業を進めますと、いろいろ御意見もございますので、それらのいい点をとりながら、継続、さらに拡大していきたい、こんなように思っています。

それから、４点目でございますけれども、市民の協力要請の仕方、こういうことでございますが、当然、ステーション方式をとりますと、地区の自治会長さん、あるいは最近では、推進委員さん、これも自治会で御報告をいただいているところがございますので、そういう方との協力を得ながら、場所、あるいは回収の仕組み、このようなものを決めていきたいと思っています。

そのＰＲの仕方といたしましては、まず広報では当然のことながら、該当地区の自治会、各戸にですね、自治会長さんにお願いしまして、各戸にビラといいましょうか、手づくりでございますけれども、私どもでパンフレットをつくりまして、お願いをしております。

それから５点目の、500万円の基本計画の中身でございますけれども、ごみ処理の基本計画と申しますのは、日野市で定めます、地方自治法で定めますところの基本構想、これに基づいてごみ処理計画を立てる。そのごみ処理計画はどういうことかといいますと、人口の推計はさりながら、ごみ量の想定をいたします。で、ごみ量の想定をし、それをどのような形でこれを処理していくのか、あるいは最近におきますところでは、もう処理の問題でなくて、減量の問題、再利用の問題、この施策、これの住民意識、あるいは市民への関心の度合い、このようなことをすべて情報として取り入れながら、このごみ処理の基本計画を策定していこう、こういうように思うところでございます。

それから６点目の、25％の問題でございますが、この25％と申しますのは、最終処分場への持ち込み量が各市割り当てをされました。それがどのような形で今後クリアしていくかということになるわけでございますが、平成４年度は、かなりの貢献度がございました。平成５年度、つい最近、３月31日でございますが、割り当て量としましては、１万1,437立法メートルございましたが、実際に持ち込んだ量は１万468トンということで、現段階ではまだトンでございますが、これを見かけ比重と申しましょうか、これを立米にかえますと、去年は大体0.9から0.95でございましたので、これがさらに下回るかな。したがいまして、平成５年度も、日の出町に持ち込む割り当て量につきましては、一応クリアできているという見通しが立っております。

以上、６点について御説明いたしましたけれども、いずれにいたしましても、この25％の減量は、第２処分場ができましても、このパーセンテージといいましょうか、減量

はさらに続けていかなければならないものということで、リサイクル事業をさらに進める必要があろう、このように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

１点目につきましては、今、処理計画書を出させて、実施をさせていくということなので、わかりました。

それから２点目については、ごみ減量、リサイクルのあり方を諮問していくということなんですが、ここでやる、審議会でやるものと、一般廃棄物処理基本計画策定の中でやっていくものについては、整合性を持たせなければいけないんだろうというふうに思うんですが、その辺は、進み方が何というんでしょうか、ちぐはぐにならないようにしていくことが必要なのかなというふうに思うんですが、その関係性というのをもう一度、ちょっと聞かせていただけたらというふうに思うんです。

それと、あと審議会の公開については、お答えの中にもあったように、これは条例の審議のときに、民主主義の社会であるし、個人のプライバシーに関することではないので、公開はもう当然である、というようなお答えがあったというふうに私も記憶しているんですけれども、場所の問題ですとか、それからメンバーがよければ、というような、そういうようなお答えだったんですけれども、これはぜひ、市として公開が原則だということで、しっかりと公開というのをしていっていただきたいんですね。本当に秘密にしておくものではないというふうに思いますので、これはもっと積極的に公開について進めていっていただきたいというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

それから３点目につきましては、さまざま検討を重ねながら今進めているということなんですけれども、なかなかそれが市民には見えにくいというところがあるんですね。それで、今、お話の中でもありましたけれども、私の方も市民の方に聞いてみましたけれども、やっぱり回収ポイントが少な過ぎる、遠過ぎて出しにいけない、遠いと何往復もしなくてはいけないので、車を持っていればいいけれども、ちょっとお年を召した方が何回も運ぶには、回収の場所が遠過ぎる、というような意見が出ております。

ですから、今のような設定の仕方で、例えば、ことしから本格事業だということで進めていくわけですけれども、進めていったとしても、集まり方が、このままのやり方だと、本当に私たちが意図するところとは変わってきてしまうのではないかな、というふうに思っておりますので、そのさまざま検討しつつ、変えながらやっているんだという

ふうに思いますけれども、もっときめ細かいやり方を今後はしていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

このままだと、実際にモデル地区でやっている人も、だんだん出す人が減っているような気がするというような声も聞いているんですね。それと、またあと、モデル地区をつくったときに、振興住宅街だとか、商店街だとか、それから古くからの住宅地というように、その地域の特性を見るためにモデル地区をつくった、というようなお答えだったというふうに思いますけれども、もっと地域性を重視した広げ方というものもしていかなければいけないのではないかと思いますが、それはいかがでしょうか。

それから4点目につきましては、一生懸命広報をしていらっしゃるというのもわかりますし、広報車を回しているというような、そういうやり方もしているということなんですけれども、今も申し上げたのと重なってしまうんですけれども、事業のことは知っているけれども、ボックスが近いと、だんだん出すのが面倒になってしまう。それから、隔週の収集なので、つい出し忘れてしまうというような、そういう意見もあったんです。例えば情報誌の発行ですとか、それからリサイクルカレンダーというようなものですとか、またはオレンジボックスに瓶、缶は資源回収に出しましょうとかいうふうに、グリーンボックスもそうなんですけれども、そういったこともやりながら、進めていくことが必要だというふうに思いますが、そこは今されているのかどうか。されていないのであれば、今後やる考えがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

5点目につきましては、先ほど審議会の部分と重ねて質問させていただきましたので、関係性についてお答えをください。

それから6点目につきまして、今何とか25%のごみ減量が達成をされているということなんですけれども、これまでモデル地区の件についても話してきたのと同じように、やはりボックスの方が近いと、そこに捨ててしまう。そういうような問題も出てきていると思いますので、ボックス収集の見直しということが必要ではないかというふうに考えています。

市民の方にアンケートをとりましたところ、ボックス収集に賛成というのが84%、反対というのが9%ということで、これは、簡単便利にならされてきた市民の責任というのと、それからそういう方法を導入してやり続けている市の責任というふうに、半々というふうに思いますけれども、谷戸沢などの最終処分場や現在のごみについて、多くの情報を持っている市の責任として、積極的に見直すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

またさらに、それにつながりまして、自区内処理という件に関しまして、昨年９月の一般質問でも提案をしまして、大変難しいというお話をいただいているわけですけれども、多少の研究はしていただいたのかなというふうに思いますので、その件をお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、基本計画のものと、それから審議会との関連ということでございますが、当然、私どもとしては、基本計画を策定する過程の中では、十分に審議会の方へも中間報告もしながら、また御意見も承っていきたい、このように思っているところでございまして、関係は十分深いものがあるという御認識をいただければと思います。

それから２点目でございますけれども、モデル事業の問題にいろいろお話ありました。距離の問題、それから時間的な問題、それから回数の問題、これはあろうかと思います。距離の問題につきましては、私ども、今現在、350メートルのメッシュでステーションを定めていこう、このように計画をしているところでございまして、これが全体的に広がっていきますと、これはある程度の解決が見られるのではなかろうか。ただ、おおよその350メートルでございますので、特にまたそれらは、その地区の実情の中で、考慮はしていける、このように思っているところでございます。

それから、広報ＰＲの仕方で、かなりリーフレットとか、いろいろ御提言がございます。私どもといたしましても、現在、リサイクル課の職員が手づくりで、32ページにわたるハンドブックですが、これを今作成しております。これは全戸に配布をしていきたい。これは自治会長さんあるいは推進委員さんにも御協力をお願いしながら、ＰＲに努めていきたい、このように思っています。このＰＲの仕方につきましては、これでいいというものがございませんが、回数を繰り返しながら、また、手段も変えながら、いろんな機会を使いながら、ＰＲの仕方を考えていきたい、また実践をしていきたい、このように思っております。

それから、最後になりましょうか、自区内処理の問題でございますが、これは当然、25％の問題等の絡みでもございます。以前にも議会でお答えいたしましたけれども、廃棄物の自区内処理は、これは市として当然持たなければならない考え方の基本でございますが、ただ、この現状、何度も申し上げておりますけれども、これだけ市街化された地区で、どのような形で100％の自区内処理が可能なのか、これは大きな課題になろう

かと思いますが、例えばプラスチックなどについては、もう最終処分場には持っていかない、あるいはガラス類については持っていかない、それから焼却灰については、別の建築資材にしていく、このような一つ一つの施策、こういうようなものの研究の中から、自区内処理という最終目標、これに達成できるのかな、こんなふうに今思っております。

それで、日野市の一般処理の施策の体系でいきますと、やはりここでいいますのは、長期的な課題の中でこの自区内処理は解決をしていく問題だとも思いますし、この短期的な課題、これはまた一つ一つの行政の責務とか、市民の責務、あるいは事業者の責務、これらをいろいろな形で責任を持っていただきながら、ごみの減量を進めるわけでございますが、当面は、最終処分場への持ち込み量を減量するということで、審議会の方へ、その減量施策をお願いしているところでございますが、将来、その次あたりには、そのような収集方法、例えば先ほど、ダストボックスの問題が出ましたけれども、こういうものについても、御意見を賜りながら、進めていきたい、このように思うところでございます。

いずれにしましても、最終処分ということになりますと、大変大きな財政投資も必要ですし、場所的な問題、それから中間処理施設の問題、すべてに絡んでまいりますので、大きな課題になりますけれども、やはり自区内処理ということは念頭に置きながら、ごみ行政、あるいは再利用行政を進めていくべきだ、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　審議会の公開の件のお答えがなかったんで、お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　審議会の公開につきましては、先ほど申し上げましたけれども、秘密会という形で開くものではございません。ただ、通常、市で設置しております審議会の状況、あるいは東京都のいろいろな審議会がございまして、それらの情報もいただきましたんですが、積極的な公開ということはどういう内容なのか、ちょっと理解が難しいんですが、私どもとしては、秘密会でないものですから、ぜひ必要な方は、先ほどもちょっと質問者の方からございましたけれども、場所の問題もございますけれども、公開はしていきたいというか、秘密会ではないという意見で、すべて市にございますいろいろな審議会と同じような扱いでいきたい、このように思っているところでご

ざいます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　わかりました。

条例の審議のときには、もっとすっきりとした、公開するのは当然ですというようなお答えだったので、ちょっと通ってしまうと、違うのかなというような感じは持ちましたけれども、ぜひこれは約束をしたことなので、積極的にお願いをしたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、最後に市長にお聞きして、簡単にお答えをいただきたいんですけれども、４月３日にゴミセッションというのが、一橋大学の講堂で行われました。その中で、谷戸沢の第１処分場ですね、ゴムシートが破れた八王子の処理場と全く同じ工事が行われているという事実があったこと、それからゴムシートのすぐ下の集水管の水質検査の公開が、住民との約束であるのに発表されていないことなどが報告をされていました。

これは、365万人のごみを１カ所に押しつけて、日の出町の１万6,000人の町民にだけ我慢しなさい、と言っているのと同じことだというふうに考えられるわけです。政治というのは、たった１人の弱者にも手を差し伸べ、光を当てるものであるというふうに思いますが、今のごみの始末の仕方というのは、それに逆行しているというふうに思います。ごみを出している側として、市長にこの問いかけをすることも胸が痛むことではあるんですけれども、今のごみ処理の仕方は、市長の憲法を守って、人権を守るという姿勢と相反するのではないかというふうに考えますが、その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　縄文時代から、人類のごみ捨て場は必ず生活の周辺にあったはずであります。そして、都市化という異常な変化の現状の中で、また生活水準の高まり、あるいは経済情勢の一面的進歩、こういうことによって、大量生産、大量消費方式の経済社会になっておるという背景が、ごみ問題をますますクローズアップさせたということだと思っております。

御質問に対しまして、原則としては、なるべく家庭でもごみを出さないという新しい意識による一つの考え方、それから地方自治体といたしましても、いつも申し上げますように、他地区に御迷惑をかけない、公害を外に押し出さない、こういう原則こそ一番

問題解決の背景でなければならない、というふうに考えております。いろいろ今、いわゆるリサイクル方式というのが、この問題を解決する一番有力な手段だということに気がついたといいましょうか、その取り組みにだんだん進みつつあるわけでありまして、条例の改正そのものが、そのことを物語っているわけでありまして、今環境部長からお答えをしておりますとおり、新しい条例に向けて、一番最初に取り組むべき諮問機関、審議会と言っておりますけれど、これの15名委員会だと思っておりますが、一番有能な方々にお願いをすることができたというふうに考えております。そして、形式的ではありますが、文書によって今諮問をいたしております。そういう基本的な論議の面と、実務的な担当者の、また関係の方々の御努力によりまして、だんだんと方向が具体的に見出せつつあるというふうに受けとめております。

御質問の大原則につきましては、自区内処理ということを最大限の目標にして取り組むべき、まさに解決の一番の原則だというふうに考えております。それから、日野市が今採用しておりますダストボックス方式、これはこれなりに、特に作業する方々の労働安全衛生という見地では、大変評価もされておるわけでありますので、その方式も十分役割を果たしつつ、いわゆるリサイクル、分別ということに一層の御協力をお願いをする、こういうことによって、当面の状況の打開に最優先をして取り組むということが、今の私どもの行政課題であるというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　今のごみ処理の仕方が、市長の憲法を守り、人権を守るという姿勢と相反するのではないかという、そこら辺でもう少しお話し合いができるといいというふうに思っておりますが、時間の都合もありますので、今回はここまでにいたします。また再度の機会をつくりたいというふうに思いますが、いろんなお答えがある中で、今のＰＲの仕方を見ても、まだまだ手ぬるいのではないかなというふうに思っております。職員の方が一生懸命やっているのはもちろん、十分わかっているわけですけれども、もっと人員もきちっと確保する、そして職員が市民と対話をしながらリサイクルを進めていくという、そういう状況をつくっていかなくてはいけないのではないかというふうに思っています。今そういうふうにしていくことが、環境を守るための大きな力となっていくというふうに考えますので、さらに積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって18の２、リサイクル条例制定後のゴミ減量状況

を問うの質問を終わります。

一般質問19の１、町の中に重度障害者の生活施設を！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（中谷好幸君）　　４年ぶりの質問です。よろしくお願いいたします。

1983年から1992年の国際障害者の10年間を振り返りますと、国民世論と運動の大きな高揚によって、障害者を取り巻く環境は大きく前進した面があります。しかし、掲げられた完全参加と平等という目標から見て、まだ端緒を切り開いたものに過ぎないと思われます。

とりわけ、この国際障害者の10年間は、ちょうど日本では、いわゆる臨調行革路線、開発優先政治が行われた時期と一致します。その結果、ノーマライゼーションのかけ声とは逆に、障害者の参加と平等ということが阻まれる面も生まれてきたことを指摘せざるを得ません。きょう取り上げる重度障害者の生活施設の問題も、その一つであります。

都の福祉局が出している平成５年度心身障害者福祉施策の概要によれば、知的障害者の入所施設、精神薄弱者福祉法第21条５項に基づく精神薄弱者更生施設は、55カ所あり、4,329人の方が入所されています。このうち経営主体が東京都となっているものは、いわゆる都の直営ですけれども、５施設で、昭和55年（1980年）の日の出の福祉園を最後に、直営の施設は開設されていません。そのほかに、1984年に練馬福祉園、1992年に調布福祉園が、公設民営という形で開設されましたけれども、残りの48施設はいずれも民設民営、いわゆる純粋の民営、福祉法人によって設立運営されている施設であります。

問題は、その所在地であります。東京都内に設置されている施設は、20カ所に過ぎません。残りの35カ所の設置は、都外、県外に設置されています。どこに設置されているかと調べましたけれども、一番多いのは秋田県７施設、次が千葉県６施設、以下栃木、山梨、長野、群馬、山形、静岡、青森、福島等になっています。地価の高騰のもとでは、民間の力で用地を都内に確保することはほとんど不可能になり、遠くへ遠くへと追いやられているわけであります。

最近よく使われるノーマライゼーションの言葉は、もともとデンマークとかスウェーデンで使われ出した言葉で、そもそもの意味は、施設に入所している知的障害者に対して、できる限り普通に近い生活をする、毎日の生活様式や条件を社会一般の標準にできる限り近づけるという意味だそうであります。障害者が親元を遠く離れた施設、いくら自然環境がよいといっても、人里から遠く離れた施設に入所しなければならないこの傾

向が、障害者の10年間にむしろ加速されたわけであります。しかも施設の設立や運営の責任は、行政からできる限り切り離され、民間にゆだねられる方向で進みました。ここに障害者の10年のもう一つの側面があります。

日野市は、国や都の臨調行革路線のもとでも一貫して市民の願いや運動にこたえ、市民の暮らしを守ることを最優先にして、福祉の施策を発展させてまいりました。あの特養ホーム浅川苑は、まさに臨調行革のあらしの中で、三多摩初の公立の特養ホームとして開設されたものであります。障害者福祉にしても、障害者の10年間で、次々と新しい施策が前進しました。最初の年の1983年には、市立病院の障害者歯科が開設され、1985年には、つばさ学園の開設、1987年には、日野共同作業所からはくちょう学園への発展や、あるいは車いすタクシーが導入されました。1990年には、障害者用の市営住宅が向川原市営に開設され、障害者年の最後の1992年には、グループホームが開設されました。そのほか、この間、障害者の父母の運動で、すずかけの家や、たんぽぽの家、虹の家、おちかわ屋などの施設の設立が相次ぎ、市による助成も始まったところであります。私は、こうした施策の前進を踏まえ、その一層の発展を願う立場より、重度の知的障害者の施策に絞って質問をしたいと思います。

先日、主として重度の知的障害者が通われる通所施設、すずかけの家のお母さんからお話を聞く機会がありました。さまざまな要望をお聞きしたのですけれども、最も痛切な願い、要望というのは三つありました。一つは、障害者を持つお母さんの送り迎えが、親の高齢化とともに、大変な負担になっているということであります。送迎のための運転手さんを配置する、そのために助成していただけないか、ということを訴えられました。宮から平山のすずかけの家まで通われている方は、高幡までバスで行って、高幡から南平まて電車、南平から徒歩で施設へと、約１時間かかるそうであります。旭が丘から通われている方は、豊田までと、そこから平山までバスに乗って、そして施設まで徒歩で、全体として50分かかるということです。送り迎えとも、親は往復になるわけですから、送迎のための拘束時間は１日この４倍、３時間からあるいは４時間以上かかるということになります。毎日３時間から４時間を子供の送迎で拘束されますと、家事にしても仕事にしても、まとまった時間がとれないということになります。大変なのは、親が風邪をひくなど病気になったときであります。家に子供がいても、休むことも、病院に出かけることもできない。さりとて、子供を施設に送り出すこともできないという事態になります。すずかけの家のお母さん方は、50代、60代がほとんとであります。障害者の子供だけでなくて、自分の親の介護もしなければならないという年代に差しかかっ

ています。高齢化とともに、体を悪くすることが大変多くなっているということであります。送迎のための運転手の配置、このために、ぜひ助成をしていただきたい。障害者の親の負担を少しでも軽くするために、ぜひお願いをしたいのですけれども、いかがでしょうか。これが一つの質問です。

二つ目は、障害者の緊急一時保護についてです。これは制度としてはあるけれども、重度障害者には十分機能していないようであります。すずかけの家のお母さん方は、親戚や知人の冠婚葬祭に、一切出席をしたことはない。このようにみんな訴えられました。現在の緊急一時保護制度のもとでは、１泊２日の申請をしても、保護してもらえるかどうかは１月たたないとわからない。１月先にならないと、結果がわからないわけですから、結婚式の通知が来ても、欠席としか返事を出すことはできない。葬式の場合は、もっと急ですから、とても出席できない。自分の実の親の死に目にも会うことはできなかった。こういうふうなことを訴えられたわけであります。高齢者についても、緊急一時保護というのがあるわけですけれども、老人福祉課の方に聞いてみました。ショートステイは一般に予約制ですけれども、緊急の場合は、１週間前でも、あるいは３日、４日前でも、特に大変な場合は、１日前でも受け入れるというふうなことを説明されていました。ただし、市内の施設があいていない場合は、市外の施設になるというふうなことでありますけれども、そういう状況であります。なぜ、障害者にこれができないのか。結局、障害者を受け入れる施設が少ないということに尽きるわけであります。重度の障害者を一時保護で受け入れる場合、一定の設備、例えば医療施設だとか、専門のスタッフが必要であります。そのような一時保護の施設が市内に存在しないことが、重度の障害者の親はお葬式にも出られない、こういう事態を生み出しているわけでありますけれども、これを解決するためには、入所施設をつくるということが必要になっているわけですけれども、当面、例えば老人ホームや、ケアセンターの開設が相次いでいるわけですけれども、お年寄りと同じようにこのような場所を使って緊急一時保護ができないのかどうか、このことについて質問したいと思います。

３番目は、表題のとおりの重度障害者の入所施設、これを町の中につくれないかということであります。

すずかけの家のお母さん方からは、まだ親が元気なうちに、子供が入所できなくてもいい、しかし、子供が一生生活できるところを見届けておきたい、というふうに訴えられました。東京都の精神薄弱者更生施設の実態については、冒頭に述べたとおりですけれども、私は先日、その一つ、八王子の施設を見学させていただきました。そこで、そ

の施設長よりお話を聞く機会がありました。この施設は、３年前に、障害児を持つ父母が中心になって、八王子市内に約4,000平米の用地を購入して、自分たちで法人をつくり、開設されたものであります。そこの施設長のお話では、開設に至るまでの親の負担は並み大抵のことではなかったということであります。経済的負担だけで見ても、例えば今、東京を離れた地方では、こういう施設をつくるための親の負担というのは、用地が安いので、１人自分の子供を大学に入れるぐらいの負担で済むということであります。しかし今、東京でこの施設をつくるために親が負担をしなければいけないのは、普通のサラリーマンの退職金をすべてはたくぐらい、そのぐらい必要だということであります。そして今後は、民間の力で用地を確保し、都内にこうした施設を開設することは、ほとんど不可能ではないか。個人の犠牲が余りにも大き過ぎる、というふうに言われました。この施設には、定員50名のところ、500名の応募があったということであります。施設も見学させていただきましたけれども、障害者の皆さんが明るく、家庭的な温かい雰囲気の中で生活されている様子がわかり、31名おられる職員の士気も大変高いものであるということを、印象づけられました。すばらしい施設が、大変な個人の犠牲によって成り立っていることに感銘を受けるとともに、政治の貧困に改めて怒りを覚えたわけであります。

すずかけの家のお母さんたちは、今すぐ入所できなくても、日野市内にできるという見通しができれば、それだけでも安心だ、というふうに言っておられました。ぜひ、重度の知的障害者の生活施設、これをつくる展望を切り開きたいと思います。このことについて、市のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、３点について質問させていただきます。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、お答えいたします。

第１点目の、送迎にかかる保護者の負担が大きいということで、その保護者の負担軽減ということで、その助成でございますが、養護学校卒業後の社会参加の場といたしましては、これら生活実習施設は非常に大きい役割を果たしているんではないかというふうに考えております。現在、市内におきましては、いわゆる民設の通所訓練施設は７施設でございます。障害の種類や程度、希望等が異なりますが、各施設で通所により授産事業、あるいは訓練事業、地域のデイサービス事業を実施しているわけでございます。送迎につきましては、重度の施設につきましては送迎車がございます。中程度の施設になりますと、これはやはり、通所そのものが訓練の一環ということで、送迎なしの通所

ということになっておるのが現状でございます。

特に今御指摘のございましたすずかけの家でございますが、ここは知的障害２度の方で、７名の方が現在通所しているわけでございます。すずかけに限って申しますと、たしか送迎の車は、１台あろうかと思います。たしか寄贈された車だと思いますが、どうしても重度の障害ということになりますと、保護者も一緒に車で送迎するとしても、一緒に乗らなくちゃならないというような状況もございます。そういうようなことで、もし運転される方がいれば、そういう人たちの何らかの助成はしていかなくてはいけないんじゃないか、というふうに考えております。また、施設が、必ずしも重度だけと限らず、軽度の方も、重度の方も混在している施設もございますので、その対応も今後考えていかなければいけないんですが、何らかの助成の対応が必要ではないか、というふうに強く認識しているところでございます。今後、十分検討してまいりたいというふうに考えます。

それから２点目の、緊急の一時保護でございます。今御指摘のように、１カ月もかかるというようなことを一つのケースとして挙げられたわけでございますが、御指摘のとおり、非常に入所定員といいますか、少ないことから、なかなか余裕がないということから、相当の時間待ちをされるという場合もございます。そういうようなことで、特にこの一時保護につきましては、病院の保護、あるいは施設の保護、あるいは在宅の保護というようなことで、東京都におきましていろいろの制度があるんですけれども、いずれにいたしまても、定員が非常に少ないというようなことから、非常に御不自由を感じているんではないかというふうに考えております。

そこで、日野市としては、こういう都の制度を補うために、知的障害者の保護といたしまして、身近な市内の施設で対応しているのが現状でございます。平成３年度より青い鳥作業所におきまして、また平成５年度よりは、多摩平に設置いたしました第二こばと寮、これは生活寮でございますが、ここの施設を利用いたしまして、緊急の一時保護を行っているところでございます。保護の日数としては、月５日以内、１回の利用は２泊までというような比較的きめ細かな内容となっております。そういうようなことで、東京都の制度、あるいは市の制度の活用によりまして、これからも在宅の知的障害者の援護をしていきたいというふうに考えております。

それから、特別養護老人ホームなどでの緊急な受け入れはできないかどうかという御質問でございますが、御承知のとおり、特別養護老人ホームにおきましては、老人福祉法に基づく施設というようなことで、設備運営については、かなり厳しい基準が定めら

れておりますので、現状ではなかなか、障害者の受け入れをするということまでは困難ではないかというふうに考えております。

それから３点目の、更生施設を市内につくれないかどうかということでございます。知的障害者の更生施設は、18歳以上の精神薄弱者を入所または通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う精神薄弱者法に基づく施設で、入所施設と通所施設があるわけでございます。通所施設につきましては、都内に12カ所、定員といたしましては538名。設置主体としては、区が７施設、市が２施設、法人が３となっております。日野市には、御承知のとおりはくちょう学園がございます。入所施設におきましては、全国でまだ52カ所ということで、定員も4,041名ということでございます。この設置主体としては、東京都が７、法人が45となっております。更生施設の、いわゆるこの入所施設でございますが、これは設備あるいは運営に関する基準がございまして、施設の敷地面積は建築面積の３倍以上でなければならない。そのほかにも、いろいろ細かい設備基準、あるいは職員の配置基準が定められております。入所施設の規模といたしましては、30人以上の人員を入所させる規模が決められておりまして、現状では、市町村の設置は、全くございません。経営主体は、親を中心とした法人でつくることは、社会福祉法人、現在ございます精神薄弱者育成会のように、親を中心として法人を設立した団体もございます。日野市内の障害者運動を進める親の中心、法人をつくることは可能でございますが、ただいま申し上げました、設立の条件が非常に厳しいというようなことから、なかなか困難な状況にございます。特に保護者たちが中心となって、社会福祉法人を設立するためには、今申し上げました、それぞれの運営基準等をクリアしていくということと、定員30名以上ということになりますと、かなり規模の大きいということになりますので、できれば、ある程度大規模な組織といいますか、そういうような法人組織を持って当たるんであれば、まだ容易性があろうかと思いますけれども、規模の小さい保護者たちの団体で法人化をしていこうというのに非常に難しさがあるんではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　御答弁を踏まえ、再質問をしたいと思います。

まず、送迎のための運転手、そのために、配置するために助成をしていただきたいという要望に対しましては、事態については認識を持っているし、検討したい、という御答弁をいただいたと思います。ある障害者のお母さんは、障害児の親というのは時計を

離せないんだ、というふうにおっしゃっておられました。私、送迎と言えば、子供を保育園に十数年間、送り迎えしたんですが、保育園までは５分間という大変短い時間だったんですが、しかし、子供が小学校へ入りますと、本当に解放された気持ちになったんですけれど、障害者のお母さんというのは、自分が幾ら高齢化しても、自分の子供は卒業できないわけであります。時間に毎日追い回されているお母さんのためにぜひ、余り検討に時間をかけないで、早くこれを実現していただきたいというふうに思います。積極的に答弁いただいたんですが、早くやっていただけるのかどうか、率直にもう１回、御返答いただきいと思います。

二つ目に、緊急一時保護の問題です。相当な時間待ちがあるということをお認めいただきました。日野市として、青い鳥第二こばと寮を使っての緊急一時保護を始めたところだ、というふうな御返答もいただいたわけですけれども、重度障害児にとって、この日野市の施策は、十分機能を果たしていないようであります。なぜかといいますと、重度障害者の場合、なかなか預かっても扱いが大変だということであります。食事がうまく飲み込めないで、１時間もかけなくてはいけない。たびたび発作が起こる。あるいはおしっこの面倒、一人一人みんな性格が違う。それをのみ込んでないと、対応ができないということがあるそうであります。また、設備の点でも、人にお預けするわけですけれども、今の施設には医療施設もない、広さも十分じゃない、こういうふうな実態があるので、お母さん方は、とても預けるには忍びない。そうなりますと、結局、冠婚葬祭の案内があっても、あきらめざるを得なくなるというのが実態だそうであります。やはり、施設がしっかりした設備があって、専門スタッフが配置されている、そういうところでないと、重度障害者に限って言えば、緊急一時保護というのは、できないということであります。

先ほど、特養ホームについて、あるいはケアセンターについてどうか。制度的に、大変難しいというふうなお話がありましたけれども、例えば身障者の一時保護については、日野市でも市立病院を使っているというふうな例があるわけですね。ぜひ、制度的に難しい問題があるかと思うんですけれども、制度をまたいでやれる方法はないのかというふうなことに、ぜひ知恵を絞っていただきたい。このことを要望します。どう考えるか、お答えいただきたいと思います。

それから、生活者入所施設についてです。なかなか市町村単独でやるということは、難しい施策である、というふうな御返答をいただきました。私も確かに、市の単独事業でやるというのは大変なことではないかなというふうには思うわけですけれども、しか

し、障害者を抱えるお母さん方が、それでもみずからの力で施設を実際につくっておられるという努力が、いろんなところでやられているわけですね。ですから、市としてそれ対して、大きな援助をするということはできるのではないかと思います。町の中につくるという点で言えば、一番大きな問題は、用地の問題です。先日視察をいたしました施設にしても、50人の入所定員で4,000平米、これはかなり狭いんだ、というふうにおっしゃっていました。4,000平米の中に生活棟が６棟、管理、食堂棟が２棟、それから集会所を現在建設中で、残りのスペースで鶏を飼ったり、シイタケを栽培する。要は生活棟だけでなくて、労働やその他のスペースが必要であるわけですから、これは大変な用地が必要なわけです。

私、一つの考え方として、今、多摩川苑福祉ゾーンというようなことが言われていますけれども、この一角に組み込むことはできないのか。そうすれば、例えば労働の場だとか、その他のスペースについてはかなりの節約ができるというふうなことも考えられるのではないか。多少用地が狭くても、成り立つのではないかというようなことも考えます。それから例えば、七生丘陵の緑地が、今相続の問題などで揺れていますけれども、緑地や農地を守るという目的と合わせて、この中に緑地や農園を持った施設をつくるようなことができないのかどうなのか。そういう形で用地を確保できないのかというようなことも考えます。いずれにしても、用地を確保するということは大変なんですけれども、ここら辺のことについていかがお考えかということを、質問したいと思います。

また、経営主体の問題があります。先ほど、市町村では無理だ。日野市は、老人ホームの公設民営という形でやられているわけですけれども、これも実際には、直営ということで、市の財政負担はかなりのものであるということは事実だと思います。そこまでいかなくても、例えば市で用地を援助する、できるだけの援助をするから、お母さん方で、また障害者運動の皆さんで法人をつくる運動をやってほしい、こういう呼びかけをできないのかどうなのか。お母さん方だけには任せておかない、こういうふうな呼びかけをして、お互いにこの運動をつくり上げる、そういう努力ができないかというようなことも、今私、考えているところですけれども、こうした問題についてのお考えについて質問したいと思います。

最後の生活施設の問題については、テーマの問題でもありますので、できたら市長からお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　１点目の、送迎のための運転手に対する助成、早急な対応

ということでございますが、いろいろ財政的な面もございますし、そのようなことからもですけれども、できる限り早急な対応を考えていきたいというふうに考えます。努力していきたいと思っております。

それから、緊急の一時保護でございますけれども、特別養護老人ホーム、老人施設での障害者の緊急一時保護、これはなかなか難しい、制度的に本当に難しい面がございます。そういう中でも、少しでも可能性があれば、その辺を今後探っていきたいというふうに考えております。

また、在宅の保護でございますけれども、御指摘のありましたように、障害者ということで、だれでもが介護できるという問題ではございません。そんなことで、私の方では、現在そういう方たちの介護者ということで、登録制度をとってございます。現状では、知的障害の場合には38人、身体障害については14人、合計しまして52名の介護人の登録を受けているわけでございます。これらについては、それぞれの保護者が登録をされているということでございまして、日帰りの介護であれば、この範囲で対応できるわけでございますけれども、長期ということになりますと、なかなか難しい面もございます。できるだけ先ほど申し上げました２カ所の緊急一時保護施設で何とか努力してまいりたいというふうに考えております。なお一層のレベルの充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の生活寮といいましょうか、特に法人化のことについての運動、このことの部分について一応お答えをいたします。

保護者並びにその障害の当事者が、幼かった時期から、だんだん成長されて、保護者は高齢化に入り、また、障害の当事者も、成人になった。そういう状況の中で、将来に対して、ますます安心を確保しておきたい、こういう御意見を今何回か、その関係の団体から伺っております。私は、用地の提供のことも考える、それから、どうしても経営主体という日本流のといいましょうか、社会福祉法人、この仕組みに依存をして、そして公的な援助が得られる、いわゆる安心の確保と、それからそういうためには、どうしても法人化の経営主体をつくる必要をつくづく感じております。そのことについて、用地、それからいわゆる理事会を設けなきゃなりませんので、その理事になる人材の方々、また、その運動のかなめになるエネルギーを絶えず持ち続ける、そういう働きかけが、我々行政自身のためにも必要だ、ということをお話をいたしまして、だんだんと具体化

を進めていこう、このようなことに取り組みつつあるということだけお答えをし、その後のいろんな、特に運動体の説得力のある継承活動、これが必要だということをつくづく感じております。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございました。

ぜひ、積極的な取り組みをお願いしたいと思いますし、私も引き続き、この問題で頑張っていきたいと思います。

最後になるんですけれども、岩波新書で「障害者は、いま」という本が出てまして、大野智也さんという人の本ですけれども、この中でこういうふうな詩が引用されております。京都の大照学園という障害者の施設にいた浦田一子ちゃんという少女が書いた詩だそうです。――「せんせい　「かあさんのうた」うたわんといて　このうたきくとなみだがでてくる　おうちにかえりとうなる　おかあちゃんにあいたい　おばあちゃんにあいたい　かなしいうたや」――こういうふうな「母の日」に書いた障害者の子供の詩だそうであります。

日野市から県外の施設に出かけられている障害者は六十数人だというふうに聞いています。しかし、もう県外の施設も、定員オーバーをし、今申し込んでも入所はできないというふうな事態だそうであります。待機者が都内では800人以上、恐らくもっといるんではないかと言われています。その800人、待機されている障害者は、どのような生活をされているのでしょうか。あるいは圏外に入所されている方々よりも、もっと大変な生活を送られているかもしれません。障害者の施策の前進を強く願って、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって19の１、町の中に重度障害者の生活施設を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時１分　休憩

午後２時39分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の２、一小学校区に一児童館を！の通告質問者、中谷好幸君の質問を許し

ます。

○10番（中谷好幸君）　一小学校区に一児童館を！という質問を通告させていただきました。

現在までに日野市では、５館の児童館が設置されています。当初の１中学校区１児童館の目標を達成するためには、あと３館設置が必要ですから、１小学校区１児童館をという質問は、ちょっと先走りかなというふうに思ったんですけれども、いろいろ最近の資料を見てみますと、決して先走った要求でないというふうに思ったわけです。

例えば、昨年夏、厚生省が、厚生省の諮問機関である「子供の未来21」プラン研究会が報告書を発表しています。その中で児童館の積極的な再評価と、計画的整備がうたわれています。このように述べています。

児童館の配置については、児童館的な役割を果たし得る他の社会資源と合わせて、子供たちが歩いて通うことができる距離、すなわちおおむね小学校区に１カ所程度の整備を目標とすべきと考える。こういうふうに厚生省の諮問機関も言い出し始めているわけであります。もっとも厚生省の方の計画では、１中学校区に１児童館を設立されるのは、全国的に言えば、2020年という未来になっているわけですから、この提言に裏づけがあるわけではありません。また、報告書では、このような積極的な施策の提言もあるわけですけれど、一方では、児童福祉の分野に民間活力の導入だとか、あるいは児童福祉を市町村に行政を移管すると、国の責任をあいまいにするという主張も散見しますので、そのまま受け取るということもできないわけでありますけれども、しかし、児童館の役割を見直し、１小学校区に１児童館の目標を掲げ始めたということは、注目されてよいのではないかと思います。

なぜ、今、このように、児童福祉が、あるいは児童館が見直され、重視されることになったんでしょうか。一つには、国際的な流れがあります。ことしは、国連が提唱する国際家族年に当たります。社会の基礎単位である家族構造が変化し、この機能が低下しつつあると認識し、各国政府や非政府組織に対して、家族を重視し、それを支援するようなさまざまな行動を呼びかけているところであります。また、先日国会で承認され、今政府が批准の作業に入っている子どもの権利条約があります。子供を親や行政、社会の共同によって保護するだけでなくて、権利行使の主体としてとらえる視点が打ち出されています。言いかえれば、保護が必要な児童の措置を意味する福祉、ウエルフェアからすべての子供がよりよい文化を享受されるという自己実現の保障、ウエルビーイングという国際的な流れが生まれています。国内的な事情もあります。第１に、幼年人口の

減少であります。将来の労働力を確保する。少子化が親の希望によってではなくて、子育ての条件が整っていないということによって生まれていることを、政府や財界も危機感を持ち始めている反映でもあります。また、社会的、経済的環境の変化、自然環境の悪化などによって、家族や地域の教育力が低下しているという問題があります。さらに、学校週５日制、受験競争のますますの低年齢化など、学校教育に関する問題も生まれています。こうしてにわかに児童福祉、その中でも児童館の役割が再評価されるに至ったと思うわけであります。

日野市におきましても、児童福祉について言えば、保護を必要とする児童に対する措置を重点に置いた行政が展開されてまいりました。まず、人口急増に対して、絶対的に不足した保育所、公立保育所を中心に設置して対応してきたことや、放課後児童の対策として、１小学校区１学童クラブの方針でこれまでに21学童、ほぼ希望者が全員入所できるという体制をつくり上げてきたこと、これは高く評価されるものであります。

一方、児童館については、１中学校区１児童館の配置を目標に、施設整備が図られ、さまざまな実績を積んでまいりましたけれども、率直に言って、今日の社会的要請にこたえられる水準には至ってないのではないかと思われます。私は、各児童館の対象別、月別利用状況表というのを見せていただきました。この一覧表を見ますと、幾つかの問題が見えてまいります。例えば、みさわ児童館の昨年４月からことし２月までの利用者数は、併設の学童クラブの使用者数を除いて、１万5,400人であります。開館日数は11カ月で271日でありますから、１日平均56.87人が利用されていることになります。児童館の利用者は、幼児から小学生、中学生、高校生までいますから、利用の目的はそれぞれ異なります。こうした中で、児童館のスペースから見ても、また、配置されている職員数、現在職員は、事務職員１人を含めて３人で対応しているわけでありますけれども、人員配置から見ても、１日の平均56・87人の利用というのは、もう人数的には、限界に近い数字ではないかと思います。これが一つです。

二つ目に、みさわ児童館は、中学校区の利用となっておりますから、みさわ児童館の場合、地元の八小のほかに、潤徳小、三沢台小、四小の学区の子供たちが利用することになっているわけであります。学区別に、どのように利用されているのかということについて見てみます。集計は小学生だけしかありませんので、小学生について見ますと、八小の児童の利用が88.6％、約90％でほとんどを占めています。次が潤徳小で７％、四小、三沢台小の学童の利用は、１％、２％台ということになります。これは、ある意味では当然の話で、ほかの児童館の集計表を見ても、事情は余り変わりありません。児童

館の設置されている小学校区の児童が圧倒的に多く利用しているということであります。このことは、たとえ１中学校区に１児童館が設置されるようになったとしても、児童館が十分に利用できるのは、その設置された学区の小学校の児童が中心になってしまう、このことを示しているのではないかと思います。

三つ目に、みさわ児童館の利用者について、階層別に、幼児、小学生、中学生、高校生を含む大人という階層別に見てみますと、一番多いのが小学生で50.9％、次に幼児で18.7％、高校生を含む大人が16.2％、中学生が14.2％となっています。これをどう見るかということですけれども、いろいろ見方があると思うんですけれども、私には、中学生や高校生がこれだけ児童館を利用しているということは、意外でした。児童館の先生によれば、小学生のときに児童館を利用した子供が、中学、高校とつながって、リーダーとして育っていくということもあるということであります。しかし、現状では、中学生、高校生を対象とした取り組みは、ほとんどできないというお話でした。児童館は遊ぶところであります。成績をつけたり、子供を管理することはありません。よく、中高生の居場所がないというようなことを言われますけれども、児童館は規模は小さくても、中高生のよいたまり場になる可能性がある、このことを示しているのではないかと思います。さらに言えば、施設の内容、事業の内容をもっと充実させれば、中高生にとっても、学校教育の場では果たせない、よい役割が果たせるのではないかということを、このことは、数字は示しているのではないかと思います。

そこで、質問をさせていただきたいと思います。第１に、地域の中で児童館が果たす役割や期待が、今述べたように大きくなっています。日野市では最初の児童館、ひらやま児童館だと聞いていますけれども、これが開設されてから20年以上になり、実績も積み上げられてきました。職員も、児童厚生員という形で専門職員が配置されているわけですけれども、職員の皆さんも、その中でさまざまな経験を蓄積されてまいりました。この時点に立って、改めて日野市の児童館は、今後どういう役割を果たしていくのか、配置計画はどういうふうにあるべきか、また、施設の内容や事業の内容はどうあるべきか、こうした基本的な考え方を検討し、市として、児童館の長期計画や、設置運営方針を策定すべきではないかと思いますけれども、いかがでしょう。その際、経験を蓄積した職員の知恵を結集するとともに、国や都の設置運営要綱には定められている児童館運営委員会、これがまだないと聞いているわけですけれども、こういうものを設置し、市民や子供たち自身の声を反映させていく、そのことが大事になっていると思いますけれども、いかがでしょうか。

二つ目に、児童館の配置計画についてお聞きしたいと思います。先ほども述べましたけれども、児童館はその性格からしても、もともと１小学校区に１児童館設置を目標とすべきだと考えますけれども、いかがでございましょうか。

あわせて、現在の市の設置計画についても、お聞きしたいと思います。日野市の保健福祉計画、３月にいただきましたけれども、この中では、平成６年から８年度で３館、平成９年から12年度に３館、あわせて６館の新設を打ち出しています。また、基本計画の原案には、夢のある児童館、これは大型児童館のことだと思いますけれども、この建設の構想も示されています。さらに、多摩川苑福祉ゾーンの総合福祉センターに児童施設を設置する、このようなことも報告書の中に見受けられます。こうした市の現在持っている計画の考え方や、内容について御説明をいただきたいと思います。

三つ目に、現在の施設の事業や内容について、具体的に幾つか質問したいと思います。児童館には、小型児童館と児童センターがあるということを初めて知りました。違いは主として、設備、機能の問題で、小型児童館に体力増進を図ることを目的とした特別の指導機能を有するものが児童センターだ、このように国の、あるいは都の要綱では定められています。児童センターは日野では、三沢と旭が丘の児童館がそれに当たり、ホールなどの若干の運動施設が備わっています。しかし、実際には、施設はあっても、特別の指導機能が発揮されているとは言えないのではないかと思います。例えば、ホールを利用したスポーツの事業計画を立てるにしても、特別の予算がついていないというようなことがあると聞きました。児童センターでの体力増進事業計画を立てるということ、また、そのために若干でも予算をつけるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

あわせて、三沢児童館では、屋上を利用してローラースケートがやられてきました。ところが最近、やられておりません。聞くところによりますと、屋上のさくが修繕しないと危険な状態にあるからだということであります。この改善ができないのかということについてお聞きしたいと思います。

児童厚生員の配置については、国基準では２名以上、都基準では４名以上となっており、国、都も体力増進指導については専門知識を有する者を配置するというふうになっています。児童館の機能の向上、事業の拡大のためには、増員が必要だと思います。現在、国基準はクリアしているわけでありますけれども、せめてあと１名児童厚生員をふやせないか、また、中高生の対応を進めるためにも、男性の児童厚生員、スポーツなどの専門知識を持った職員を配置すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

以上、大きく分けて三つの点について質問させていただきます。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、近年、非常に都市化、あるいは家族化の進展、また出生率の低下、女性の社会進出、あるいは過激な受験競争ですか、こういうようなことから、児童とあるいは家庭を取り巻く環境が非常に変化、著しくしています。児童の健全育成上、無視し得ない多くの問題が生じているのが現状でございます。したがいまして、これから、これらの変化に対応すべき環境の整備が強く求められているところでございます。

そこで、御質問の第１点でございますが、児童館の役割でございますが、これにつきましては、言うまでもなく、健全な遊びを通じまして、児童の集団並びに個別指導、あるいは地域の子供会等の地域組織活動の育成、あるいは要請が主な児童館の役割でございます。

また、児童館の設置基準でございますけれども、望むべき設置目標としては、御指摘のあったとおり、児童が徒歩で安全に通える行動範囲というふうに考えておりますが、現状では、日野市におきましては、１中学校区に１館を目標として現在５館が設置されているところでございます。未設置のところにつきましては、第二中学校区、七生中学校区、大坂上中学校区の３カ所でございますが、大坂上中学校区につきましては、神明三丁目にほぼ設置が確定がされているところでございます。残りの二つの中学校区についても、積極的に設置の方向で押し進めていきたいというふうに考えております。それから現状では、いわゆる児童センター、規模の大きいものですね、体育施設といいますか、運動施設のあるところ、これは三沢、旭が丘の２カ所でございますが、そのほかのひの、あるいは平山、百草台、この３施設につきましては、小型の児童館というような位置づけでございます。

それから施設の内容、あるいは事業の内容でございますが、施設の内容につきましては、集会室、遊戯室、図書室、あるいは事務室ということで、国基準では185平米以上ということになっております。また、東京都の基準におきましては、プラスの育成室ということで、これらは特に学童クラブの育成室というような意味合いでございます。そういうようなことから、遊戯室、図書室を除きましては、供用してもいいというようなことでございます。小型の児童館におきましては、330平米以上ということでございますが、児童センターにおいては450平米以上という東京都の基準でございます。施設的には、十分とは言えませんけれども、一応充足をしているというのが現状でございます。

それから、事業の内容でございますが、もちろん、遊びを中心とした活動事業内容になってございます。遊び場としての自由活動、自由利用、あるいはプログラムによる遊びの活動でございます。イベント、集い、あるいはグループ遊び等でございまして、これらについては、随時参加というようなことで事業の展開を図っているところでございます。

それから、運営のあり方でございますけれども、ただいま御指摘のありました運営委員会の設置でございますが、現在、設置はされておりません。各市とも設置されているところは少ないんじゃないかと思っていますけれども、これからの地域の児童福祉施設ということで、やはり地域のニーズを反映させる、これが非常に重要ではないかと思っております。また、一方では、大人だけの発想ではなく、これからは子供たちの発想も十分取り入れていくということで、この運営委員会などの設置が当然必要になってくるんではないかというふうに考えております。今後、この運営委員会の設置については、内部で十分課題として受けとめ、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、２番目でございますが、児童館の配置、これは１小学校区１児童館ということでございます。確かに望ましい設置目標となりますと、児童が徒歩で安全に通える行動範囲ということから、当然のことでございます。小学校区に１施設が本当に望ましいというふうに考えております。そこで、先ほど、現状の設置状況を申し上げましたけれども、３中学校区がまだ未設置ということで、まずこれを早期に設置をしていきたいというふうに考えております。その次に、やはり必要なところと申しますと、特に地域的には、第四小学校の区域、あるいは滝合小学校の区域、東光寺三小地域の区域が非常に整備的にも急がれる地域ではないかというようなことで、その整備に進めていきたい。当面としては、中学校区に１施設、それから特に必要な、今申し上げました３地域の整備が必要ではないかというふうに考えております。今回、策定いたしました日野市の保健福祉計画におきましては、前期、後期合わせまして６館の整備目標を設定しているところでございます。また、多摩川苑の福祉ゾーンの児童施設の考え方でございますが、これは将来的な展望でございますが、ゾーンの大部分は、高齢者対策のための施設が占めますので、ややもしますと、閉鎖的なゾーンになることが懸念されますので、できれば老人障害者、児童等の交流も図れるような施設といたしまして、総合福祉センター、その構想を持っているところでございます。この総合福祉センターの一部を児童福祉施設としていきたいというふうに考えておりますが、まだ内容的な面につきましては、具体的なところまではまだコンクリートされてないのが現状でございます。

それから、日野市の第３次基本構想の中の基本計画の大型児童館構想といたしましては、おのおの児童館の核的な性格を有する児童館といたしまして、例えばプラネタリウム等の設備を備えた、いわゆる夢のある性格ですか、そういうようなことを含めての大型の施設建設を展望しているところでございます。

それから３点目の、児童センターのホールを利用した体力増進事業を展開するための予算の関係でございます。三沢児童館、あるいは旭が丘児童館については、額としては多少ではございますけれども、体育教材としての予算配分を特別に配慮しているところでございます。今後さらに充実に向けて努力してまいります。

それから、三沢児童館の屋上のローラースケートの施設改修でございますけれども、以前は、屋上でローラースケートをしていた時期がございました。その中で、腕の骨折事故等が発生したため、中止をいたしまして、現在に至っているというような状況でございます。施設的には、利用使用が構造的にも可能でございます。そんなことで、安全を配慮した中で今後進めていかなければならないんではないかなというふうに考えております。特に屋上使用ということになりますので、現在、屋上に上がるには、外の非常階段というんですか、その階段を上がっていかなければ、屋上に到達できないというようなことで、その上り下りにも危険性、安全性が要求されるわけでございますので、その辺も合わせて点検し、修理して、安全体制が整えば、そのような検討もしていきたいというふうに考えております。

それから最後でございますが、増員の関係でございます。児童館の職員の配置につきましては、東京都の地区児童館運営要領に準じまして、市の基準として配置しているところでございます。東京都の基準では、１館当たり４名以上というふうになっております。市におきましては、職員の週休２日制の導入によりまして、週休要員１名を増加した中で、６名配置となっているところでございます。特に今年度は、男性の児童厚生員も採用しているところでございますけれども、御指摘にあったように、やはり体育運動施設等のある、いわゆる児童センター等においては、体力増進事業、これらを中心とした活動をしていかなければならないんじゃないかというようなことで、今後、この辺についても、体制の整備について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　幾つか要望し、また再質問したいと思います。

長期計画運営方針を今つくるべきではないかという質問に対しては、お答えはなかったわけですけれども、今福祉部長もお話されましたように、児童福祉計画では、今後、７年間に６館の配置使用という非常に積極的な方向を打ち出されているわけであります。これができれば、１小学校区１児童館まではいきませんけれども、二つの小学校区１児童館というふうになるわけであります。質的にも今大きな飛躍を迎えるときであるというふうに思います。児童館運営委員を設置し、子供たちや地域の意見を反映させるということは当然のことですし、これはぜひ、早くやってほしいわけでありますけれども、今、一つ一つの児童館だけではなくて、全体の児童館の長期計画、運営方針というものも、これまでの経験、蓄積、今の情勢を踏まえて、改めて練り直していただきたい。このことを要望しておきたいと思います。

体力増進事業への予算化ですけれども、体育教材など、一定の予算措置をしているということでしたけれども、数字は言われませんでした。数字は言われなくて結構なんですけれども、本当にささやかなものだと思います。ぜひ、一層充実させていただきたいというふうに思います。例えば三沢児童館で今度、卓球教室をホールを利用して事業を始めようということでありますけれども、その講師への謝礼も出せないで、ボランティアでお願いをするというような事態もあるようであります。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

施設の改修に関連して、ローラースケートのことについて質問しましたけれども、骨折というような事故が起こって、それ以来、安全対策の必要を感じて今閉めているんだということだったと思います。恐らくローラースケートというのは、もともとそういう事故が起こりやすいスポーツで、それを承知でやってるわけであります。そういうことが起こるだろうと思います。ぜひ、利用可能なわけですけれども、早く安全対策を行って、子供たちは楽しみにしているわけですから、手だてを講じていただきたい、このことを心からお願いします。

児童厚生員の配置についてであります。なかなか難しい面もあると思いますけれども、しかし、男性児童厚生員の募集を始めたということですから、積極的に評価をしたいと思います。

あわせて、これは１点だけ質問したいと思うんですけれども、児童館で事務職員が１名と、児童厚生員が２名という配置になっているんですけれども、いわゆる館長代理というんでしょうか、係長さんが事務職に大体なっているのではないかと思います。積極的に児童厚生員を、せっかく配置されている人数が少ないわけですから、館長さんに登

用していくという形でも、当面、定数そのままでも改善ができるのではないかというふうに思いますけれども、この点についてお聞きしておきたいと思います。

あわせて、市長にもお考えをお聞きしておきたいと思います。児童館について、私は長期計画運営方針を練り直せというふうに要望しましたけれども、というのは、児童館の問題というのは、きょう時間の関係で述べられませんでしたけれども、いろいろほかにも議論すべきことがたくさんあります。

例えば今、子育て相談事業ネットワークづくりというのがこの議会でも予算で説明がありましたけれども、その核となるのは、やはり児童館ではないかと思います。単に相談を受けるだけでなくて、父母や子供、地域一体となって具体的な手を差し伸べることができるのは児童館、そういう機能をこれからは持っていかなければならないんではないかと思います。こういうような点も議論をする必要がありますし、中高生を対象にした事業もほとんど機能していない。ここら辺のことについてどうしていくのか。中高生の今たまり場がないと言いましたけれども、コンビニエンスストアだとか、カラオケボックスがたまり場になっているというような事態もあると聞きますけれども、そういう現状を考えると、これも大変切実な問題だと思います。また、先ほど午前中も質問いたしましたけれども、障害児童の対応なども出てきているわけであります。児童館については、配置があればそれでよいという時代は過ぎていまして、やはり市として、長期計画や、設置や運営方針を市民参加で練り上げていく時期に来ているのではないかと思います。この点についての市長の見解を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　職員の配置の関係でございますが、それぞれの施設の施設長におきましては、事務職員が施設長を兼ねているということでございます。したがいまして、これからは、必ずしも事務職でなくても、いわゆる教員の資格、あるいは保母の資格を持っていれば、児童厚生員になれるわけでございますので、そういう中でいわゆる館長ですね、これらについても、こういうような職員をこれからもどんどん登用していきたいというふうに考えております。いずれにしても、そういうようなことも考慮いたしまして、体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　児童福祉法に準拠して、いわゆる保育所、それから低学年時の学童クラブということにつきましては、今まで随分、市民運動の要請もございましたことと、また、人口急増期の子供さんが多い、過去の時代の経験からいいますと、かな

り取り組みに努めてきたというふうに思っております。

きょうの質問のテーマでございます、いわゆる児童館、このことについて議会で論ぜられたことは比較的少ないんではないかと思っております。したがいまして、我々の認識も、必ずしも十分ではなかったと思いますし、今回、いろいろな観点からの提起をいただきまして、先ほど部長がお答えしておりますとおり、取り組みを新たにしていかなければならないというふうに感じたところであります。議論する趣旨ではございませんが、子供は風の子という、なるべく野外で活動する、屋内施設よりも野外の活動に機会を多くするということが、むしろ子供にはふさわしいのではないかというふうに考えておりました。そのあたりのまた論議もしていただきながら、施設のこともございますし、また、体制づくりのこともあると思っております。そのことを新たな課題として取り組んでいきたいと思っております。

少々、我々の問題として考えておりますのは、比較的可能性のことを考えまして、例えば、すぐ空き教室が使えないだろうかというような連想になってくるわけでありますけれど、本来、学童クラブあるいは児童館にいたしましても、学校とは一応場所を分けて、したがって登下校後、あるいは休みの日ということで、教育の施設とはちょっと縁の離れたところがいいというふうには聞いておるわけでありますが、なかなかこれも場所を確保するのに困難がございます。高い専門化の観点から、また課題として取り組みを進めていかなきゃならない、このように伺ったところであります。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございます。

子供は風の子だというお話がありまして、そのとおりだと思います。ただ、児童館も本来、外で遊べるような施設と、それから屋内の施設と、そういうふうな合わさったような、そういう児童館が望ましいんですけれども、今のところ、狭い敷地の中に閉じ込めるという、むしろ貧しい実態があるんではないかというふうに思うんです。大型児童館の計画もあると思いますけれども、そうした中身も含めて積極的に対応していただきますようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって19の２、一小学校区に一児童館を！の質問を終わります。

一般質問20の１、文化、スポーツ施策の充実についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　　文化、スポーツ施策の充実について質問をいたします。

文化、スポーツ施策の当面の課題、取り組みの現状については、昨年の12月定例会におきまして、文化・スポーツ対策特別委員会から中間報告が行われ、スタンドつき野球場や、総合体育館の建設、中学校へのナイター施設の設置、さらには、都立美術館の誘致、豊田南と西平山への多目的の複合文化施設の建設計画など、今後の文化、スポーツ施策の主なものについて簡潔に述べられていますが、文化、スポーツの振興については、市民の自主的な活動を尊重しながら、行政として、その諸条件を整備していく必要性について、一般質問などを通じて、これまでにもさまざまな提言や議論がなされてきたところであります。

御承知のように、これまで革新日野市政のもとで、市民の期待と要求にこたえて、緑と文化の市民都市を目指して、文化、スポーツ活動の充実発展に努力が払われてまいりました。全国一と高く評価されている図書館のサービス活動、全市57カ所への適正配置された地区センター、市民会館を中心とした生活・保健センターや、東部会館、勤労青年会館、さらには、七生公会堂や市民ギャラリーなど、文化施設が計画的に建設されてまいりました。また、スポーツ施設では、南平の体育館や、市民の森・スポーツ公園、二つの温水プール、市民プールの改築、中学校５校への夜間照明施設の設置、その他乗鞍高原の日野山荘、八ケ岳山荘への大成荘の建設など、豊かな人間性を育てる緑と文化の市民都市づくりが着実に進められつつあります。

私のきょうの質問は、文化、スポーツ活動に一層発展をさせる立場から、学生や勤労青年の楽器演奏など音楽活動に対して、市の施策として積極的に助成すべきではないかということを中心に行います。

私の手元に、この２月の下旬に、多摩南吹奏楽団の皆さんから、市長にあての陳情書が提出されておりますけれども、その写しがございます。これを中心に質問をしたいと思うわけでありますけれども、簡単な内容ですので、読み上げて紹介をしたいと思います。

私たちの吹奏楽団は、日野市内を活動拠点にして、結成して２年半たちました。これも日野市東部会館ができ、練習ができる場所を提供していただいたおかげと、感謝をしております。しかし、活動に力を入れれば入れるほど、現在の我々の力だけではどうにもならない面が幾つか目につくようになりました。我が吹奏楽団の発展のためのみならず、日野市の音楽文化発展のためにも、以下のことを陳情したいと思います。５点、要

望事項が書かれております。

一つは、市内のコンサートホール、及びその他の練習できる施設に、個人で購入、管理が困難な大型打楽器を常に使用できるように、その場に設置してほしい。２点目は、楽器（吹奏楽）を練習したり、演奏会が開けるような場所の使用料が無料もしくは格安で使用できるような環境をもっとふやしてほしい。３点目は、個人で保管または運搬が困難な大型楽器などが保管できる場所をできるだけよい条件で整えてほしい。４点目は、演奏会などを行うときに、楽器などを運搬するための車両を貸してほしい。５点目として、市の公民館やその他の楽器練習ができる場所に大人数にも対応できるだけの譜面台を設置してほしい。

極めてささやかな要求でありますけれども、しかし、無収入の学生を中心とした皆さんの文化活動、そこから来る切実な要求であります。陳情書の内容を紹介しながら、具体的な質問をしていきたいと思います。

１点目は、市民会館や、あるいは七生公会堂など主な施設での楽器演奏、あるいは音楽活動を通じての施設の利用状況は、どんな状況なのか、まず１点、伺いたいと思います。

２点目は、今の陳情書にもありましたけれども、大太鼓やドラムセット、あるいはマリンバなど、大型打楽器の貸し出し制度が実施できないだろうか。主要な施設に配置ができないかということであります。

それから３点目は、会場の使用料でありますけれども、無収入の学生が中心のグループであります。過日もある議員が、学割の減免の要望が質問として出されましたけれども、これは、ぜひ通り一遍の要望ということでなしに、積極的にひとつ受けとめて、御答弁いただきたいと思います。

それから４点目は、大型楽器の保管場所の設置でありますけれども、ピアノは主要な施設にはほぼ完備はされております。しかし、ピアノ並みの大型楽器はほかにもあるわけで、それを練習のために持ち運ぶということは大変な労力、そしてお金もかかるわけでありますけれども、大きな会場の施設には、何とかこうした大型楽器の保管場所が設置できないだろうか。

それから５点目は、演奏会などを行う際、楽器を運搬する車の貸し出し、あるいは運搬費の助成ができないかどうか、それから主要な施設に譜面台を設置をし、貸し付けてほしい、こういう要求に対して、どう対応できるか、お答えいただきたいと思います。

それから６点目は、余裕教室の活用についてであります。私は91年の12月議会で、社

会教育活動への積極的な活用について提言をいたしました。音楽活動に対しての開放や、あるいは障害者の体操室として活用できないか、あるいは地域の子供会や老人クラブなどの諸活動に対しても、この余裕教室の活用ができないかということを提起をいたしました。検討いたします、という回答が返ってきていたわけでありますけれども、改めてこの余裕教室の積極的な活用について、もう一度質問をしたいと思います。

御承知の教育委員会が中心になりまして、余裕教室活動検討委員会が設置をされ、既に６年前にその検討の結果が報告書としてまとめられております。その努力に対して、改めて心から敬意を表したいと思いますし、その努力を多としたいところでありますけれども、その余裕教室活用検討委員会がまとめた報告書、かなり長文であります。その基本的な考え方の部分だけ読み上げてみたいと思います。ちなみに、今市内の小中学校の余裕教室は、小学校152教室、中学校52教室、合わせて204の教室が余裕教室として、直接の事業にかかわりないといったら語弊ありますけれども、直接の事業ではない目的に使われております。いわゆる余裕教室でありますけれども、このまとめられた報告書の余裕教室活用の基本的な考え方の一部を紹介したいと思いますが、余裕教室については、学校における教育、学習活動の質的向上のために活用するということが１項あります。２番目として、学校が属する地域社会の要請にこたえて、地域センターとしての役割を果たし、特にその地域の社会教育的、文化的な面での市民活動にこたえるために活用する。

以上、二つの主なねらいとして、計画的に活用を図っていく。学校施設であるから、当然前者のための活用計画が優先する。つまり、学校教育のための活用が優先する。これは当然だと思います。学校本来の目的である教育学習活動の充実を犠牲にした地域開放ということはあり得ない。しかし、一方で、かたくなに門戸を閉ざし、地域開放に消極的であっては、今後ますます求められてくる家庭や地域社会との連携の強化を妨げることになる。この二つを相互に関連し合うものとしてとらえていく必要があろう、こういうふうに基本的な考え方がまとめられているわけであります。

既に６年が経過をいたしております。部分的な活用については、この前の一般質問での際、御答弁いただきました。しかし、いわゆる一般市民を対象とした地域の社会教育活動を充実させていく、こういう立場からの一般開放はいまだに実現されていないのが実情であります。昨年４月、文部省から余裕教室活用指針が各都道府県委員会に通知をされました。全国で昨年の５月現在、５万2,000の余裕教室があると言われております。例えば日野の場合、200を超す教室が、いわゆる空き教室、余裕教室としてあるわけで

すから、仮にそのうちの３割を一般開放したとしても、60を超す活動の場が提供できることになるわけであります。

そこで、お聞きしたいわけですが、こうした基本的な考え方がまとめられたこの余裕教室活用検討委員会、学校長５名、それから教頭が５名、それから教育次長初め教育委員会関係が７名、合わせて17名が１年間かかって鋭意検討した結果がまとめられ、そして６年が経過をいたしました。何回も議会の場でこの余裕教室の活用が強調されてきているわけでありますけれども、この間、この方針に沿って、どう具体化が図られたのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

７点目ですけれども、若干スポーツの関係に触れておきたいと思います。国鉄の東官舎跡地が、今ばら線が張られて、空き地となっております。ここをグラウンドとして一般開放してほしいという要求が市民から出されております。今、あの跡地はどうなっているのか、当面、市当局として、どうあの空き地を活用しようとしているのか、この機会に伺っておきたいと思います。

それから８点目は、河川敷のグラウンドに関連してですが、多摩川のかつてグラウンドとしてソフトボールなどに活用されてきたその敷地の部分が、建設省の工事のために、使用ができない状況になっております。工事の状況、そして今後、かつて使われていた河川敷のグラウンドがどう復活されるのか、この点についての見通しを伺いたいと思います。

以上、とりあえず８点について質問をいたします。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま８点の御質問をいただきました。それぞれの部にまたがっておりますので、それぞれから御答弁いたしますが、まず、社会教育関係に関係いたします１点目と、それから最後の８点目につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず１点目の、楽器演奏など音楽活動での施設の利用状況でございますが、まず中央公民館につきましては、楽器演奏等で年間、延べでございますが、平成５年度におきまして615回、地下のホール、あるいは講座室、実習室等で利用してございます。それから中央福祉センターでは延べ115回、それから湯沢福祉センターにおきましては45回、この３館につきましては、いずれも無料でございます。続きまして市民会館でございますが、市民会館では、音楽的な、これは本番あるいはリハーサルを含んでおりますが、市民会館の大ホールでは148回、それから小ホールでは153回、それから七生公会堂では

137回というふうになっております。それでは市民会館のもう一つの練習場でございますが、練習室の使用につきましては、合唱、声楽などで86回、それから楽器練習で209回というふうになっております。それからさらには、生活文化の関係でございますが、勤労青年会館の方では、オーケストラ、バンド練習合わせまして12回、それから生活・保健センターでは、これもオーケストラ、バンド練習合わせまして78回、それから東部会館では、同じくオーケストラ、バンド練習合わせまして181回で使用しております。この公民館福祉センター以外は有料となっているわけでございます。以上が、１点目の御質問の施設の利用状況でございます。

それから、最後の９点目でございますが、私どもの関係いたします多摩川の河川敷のグラウンドは、工事のため使用できない状態になっておりますが、そのことにつきましてお答えを申し上げます。多摩川グラウンドにつきましては、根川の浄化施設をグラウンド部分に建設しておりますので、野球場が３面、昨年から使用できない状況になっております。下流のＣ面につきましては、本年６月までの工期でございましたが、これを早めていただきまして、４月から使用できる状態になりました。しかしながら、上流のＡ面、これは従来、少年野球、ソフトボール等で使っておりましたＡ面、そして軟式野球で使っておりましたＢ面につきましては、工事がなお継続しておりますので、来年３月まで使用できない状況になっております。そこで現在、軟式野球等は多摩川のグラウンドが主体となっておりますので、当面御不便をおかけしておりますから、今年度の軟式野球大会等にその大会の運営が危惧されているところでございますが、幸い、市内の企業や大学等の御理解で、グラウンドが使用をさせていただくようになりましたので、これらの大会の運営等には支障がないものと考えております。なお、ソフトボール等につきましては、学校開放あるいは浅川スポーツ広場の活用によって運営してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　２点目、３点目、４点目、５点目につきまして、生活文化部にかかわりのある関連のことでお答えをしたいと思います。

まず２点目の、大型打楽器の貸し出し制度の件でございますが、市民会館には和太鼓でございますけれど、大太鼓が１台備えつけてございます。貸し出しで有料でございますが、単位が１回1,000円ということになっています。しかし、今まで使用の実績がございません。ドラムとかマリンバなどの洋太鼓類につきましては、管理の難しさと、そ

れから場所をとるという問題がございます。現施設では、このような目的に使える倉庫等が当初から設計がなかったために、スペースがないということが実態でございます。新しい施設をつくるか、また、何かを改造するときとかにこのことを、その要望があれば、検討していかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えています。

それから３番目の、会場の使用料の減免の件でございます。生活文化部で所管しているものについては、みんな有料となっているわけでございますが、市民会館や生活・保健センターにつきましては、条例で減免規定がございません。団体で利用する場合には、１人当たりの使用料は多分、50円か100円程度と思います。無収入の学生ということで、理解はできることですけれども、若干の負担をしていただきたいということでこの条例できていますので、ぜひ、御理解と御協力をいただきたいというふうに思っております。

それから４点目の、大型楽器の保管場所ですが、やはり２点目でお答えしたと同じように、各施設とも現段階では、保管する場所がないのが実態でございます。希望者に応じて、今後の課題であるというふうに思います。

それから５点目でございますが、譜面台を設置して貸し出しできないかという件でございますが、市民会館には今、譜面台が60台用意してございます。七生公会堂には30台これも附帯設備として設置してあります。館内での使用につきましては、貸し出しを行っております。有料で50円ということになっておりますが、以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　楽器などを運搬するための庁用車を貸してほしいという質問でございます。これは庁用車を貸してほしいということかと思いますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

御存じのように、庁用車の貸し出しにつきましては、日野市の車両管理規定に基づきまして、職務上、必要に応じまして、職員を対象に貸し出しているのが現在でございます。ですから、庁用車の使用は、公務上のみに使用が許されている。他の使用は目的としてないのが現在の姿でございます。また、これに伴いまして、自動車保険につきましても、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済組合の適用を受けております。市が所有する、また管理する車両を市の職員が公務中に使用して事故が発生したときのみ保険の対象になっているという内容でございます。ですから、これは、この保険は安うございますし、それからすべてを保障するという内容のものでございます。全国の市がこの共済会に入っているんです。これらのことをちょっと状況を勘案しますと、現状の中では、市民のグループの方に貸し出しするのは、現状としてはちょっと難しいんじゃない

かと思います。

そこで、例えば市民活動の一つとして、演奏会、また音楽だけでなくて、演劇等ほかの活動もあると思いますけれども、こういう人たちに市の庁用車を貸し出しすることになると、やっぱり新しい視点で検討をしていかなければならないんじゃないかと思います。行政財産を不特定一般市民に貸し出しするのができるかどうかということも、きちんと検討しなきゃいけない内容になります。また、できたとしたら、どの範囲まで、どの規模まで、どういうグループ、個人まで貸し出しするのかということも検討させていただきたいと思います。それからまた、使用できたとして、無料にするのか、少なくともガソリン代ぐらいは支払っていただけるのかということ等もあると思います。それから自動車保険についても、今ありましたこの保険では入れませんから、こういうものについても、十分検討して、できるかできないかということを庁内で検討させていただきたいということで御理解願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　余裕教室と楽器演奏、練習場所として開放できないかという内容ですが、先ほど御質問ありましたように、昭和62年度に余裕教室の検討委員会が開かれまして、その中で、学校における教育、学習活動の質の向上、学校が属する地域社会の要請にこたえる役割という二つの柱で計画的に活用を図ることが述べられまして、それに向かって進めてまいりました。現在、学校施設の開放に当たっては、管理面を含めて十分な整備がまだ図られておりませんので、今後は、この報告書並びに国が策定している余裕教室の活用指針を踏まえて、学校の大規模改修事業、改善、営繕工事で余裕教室の転用を図り、その中で地域利用の考えを含めて検討してまいりたいと考えております。その検討後におきましても、学校をまず優先ということで、ランチルーム、その他余裕教室の中で改造してまいりました。その中でも市民に開放できる施設も二、三つくっておりますが、今後とも、開放ができるように努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の第７点目でございますが、国鉄の東官舎跡地の件でございます。この土地は現在、国鉄清算事業団の所有になっておるところでございますが、国鉄清算事業団としては、今までが国有地ということから、その売却につきましては、公共団体を優先して売却しておるところでございます。したがいまして、市

としても、公共的使用を目的といたしまして、国鉄清算事業団から買収するというような約束をいたしておりまして、これを分割して購入していくというような状況でございます。平成４年度に全体の9,000平方メートルの中の1,000平方メートルを平成4年度に買いました。それで、引き続き平成５年度につきましては、2,000平方メートルを土地開発公社がいずれも買収してございます。その国鉄清算事業団との契約の中では、その主要目的を多目的広場ということで位置づけてございます。ただ、9,000平米ございますので、西平山土地区画整理事業との関連から、これに保留地等を加えて、将来的な面積を予定しておるわけでございますが、いずれにいたしましても、当面は多目的広場ということで買収してございますので、一定の規模に市の所有になれば、これを、この土地について、その使用について具体的に検討してまいりたいと思っています。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

市長には最後に締めくくりで御答弁いただきたいと思いますが、まず最初の１点目の使用状況について、各施設の状況を御答弁いただきました。たまたまこの各会場、施設、管理している主管課が違うということもあって、まとめられた資料が必ずしも統一していません。比較的資料として数値的に比較しやすい資料は、市民会館と七生公会堂、これまで８年間の使用状況が数値的に出ております。これをちょっと使用目的別に整理をしてみました。こういう結果が出ております。市民会館の大ホール、昭和61年度から平成５年までの間８年間に、大ホールは3,333回使われております。このうち、楽器演奏等音楽に使われたのが1,380回41.4％、その次に多いのが、講演会等680回20.4％、演劇が15.7％、舞踊が12.1％、映画が7.2、その他3.0と、こうなっております。つまり、圧倒的に音楽活動に利用されていることが明らかになっております。小ホールはどうかといいますと、８年間に2,958回使われ、そのうち音楽に1,498回50.6％、講演等が23％、その他省略します。つまり半分以上は、音楽に使われている。七生公会堂はどうかといいますと、2,266回、このうち音楽には63.5％、圧倒的に演奏会等音楽に利用されております。その次が七生公会堂の場合は、舞踊が12.9、講演等が10.8、こういう利用率になっております。ここで強調したいことは、あれこれの文化活動の中で、音楽が最もこうした施設の利用率が高いということを強調したいわけであります。したがって、社会教育、文化活動、その中でも音楽に占める割合、大変大きなものがあるということであります。したがって、施策もそういう観点から目的意識的に取り組んでいく必要があるかと思います。

この１点目の質問は、意見にとどめておきますが、２点目の大型打楽器等の貸し出し、それから保管場所の設置、これについては場所をとるからということで、つまりその場所がないということです。場所をとらない小さな楽器なら、あえてこういう要求は出ないわけで、つまり自宅に置くこともできない、持ち運びもできないからこそ、何とか行政側として場所を確保してほしい、あるいは高校生や大学生などが、こうした大型な楽器を自分で買いそろえるということは不可能だ。何とか文化活動の一環として、施策の一環として、それを備えてほしい、こういう要求であります。つまり、ピアノ等が主要な施設に必ず設置されている。同じ意味合いで、何とか検討してほしい、こういう要求であります。場所をとるからだめだというんでは、これは全く答えにならないんじゃないかというふうに思います。これは仮に、その今ある施設内にそういうスペースがなければ、例えばスチールの物置等、工夫によっては設置、その気があれば設置できるんじゃないかと、こう思います。この点について、再度お答えをいただきたいと思います。

それから、使用料の減免ですが、条例の減免規定がないからということで、御理解いただきたいという答弁です。これは減免規定がないのを百も承知で質問しているわけで、その条例の範囲内でお答えいただくんでは、質問の意味がないわけで、これは学生など無収入のグループに対して、もう少し配慮した対応ができないだろうか、こういう投げかけであります。例えば、老人福祉の点で会場費を見てみますと、老人いこいの家は、１日休養してわずか300円であります。福祉センターは、１人が１日、朝昼晩通して利用してわずか90円でありますし、団体で施設を借りても900円であります。つまり、お年寄りに対して、福祉の立場からこうした安い料金が、他の会場と比較して安い料金が設定され、それだけの配慮がされているわけであります。そういう意味で、私はこの文化活動、とりわけ音楽活動に、若者の活動が大変今後も期待されるわけで、そういう意味では、特別の配慮があっていいのではないか。減免規定がないからだめだというんでは、これは答弁になりません。きちんと要求にこたえて、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

それから、楽器の運搬ですが、演奏会などというふうに限定していますので、多分、年に一度か二度という、大変限られた回数かと思います。そうしょっちゅうしょっちゅうプロじゃありませんから、演奏会をやっているわけでありません。そこで、ひとつ私なりに提起したいわけですが、かつて市民バスが日野にはありました。たしか50キロ範囲だったと思いますけれども、それぞれの市民団体が目的に沿って申し込めば、ただでバスを利用できました。もちろん、市の職員による運行でありますけれども、こういう

こともかつてはされていましたし、例えば自治会や子供会などが夏場、キャンプに行こうという場合、公民館に行けば、なべやかまや飯ごうや、その他さまざまなキャンプ用品が備えられて、貸し付けられます。これもかつて私も、子供会、自治会活動をやったときに、大いに利用させていただいた一人でありますけれども、こういった貸し出し制度が一、二の例ですけれども、あります。これはやはり、新しい観点で、視点で検討していただく必要があるのではないかと思います。今ある庁用車は、職員だけを対象に貸し出しているんだということだけでは、私は、ちょっと答弁にはならないんじゃないかと思うんで、その点をもうちょっと、若者の要求にこたえる立場でひとつお答えいただきたい、こう思います。

それから７点目の、余裕教室の活用でありますけれども、この前も同じ答弁をいただきました。検討いたします、ということであります。この点は、先ほども強調しましたけれども、１年間、17名の教育委員会の、相当すぐれた能力の職員、学校長も含めて17名が鋭意検討されて、まとめられた報告書であります。これに沿って、その後もちろん検討されたと思いますけれども、６年たって今なお、これから検討しますということでは、何を検討してきたのかと、こう私は言いたいわけです。これはわかりますよ。これは、学校教育に支障のない範囲で社会教育にも活用するということで、学校教育にまず第一義的な重点を置いて、余裕教室を活用すると、残ったのを社会教育に振り分けるといいますか、そういう考え、これは決して間違いではありません。そういう一つの基本的な考えに基づいて検討がされるわけであります。しかし、200を超す余裕教室があって、いわゆる一般的な開放が１教室も実現されていないというのは、いかがなものでしょうかと、私は言いたいんです。ここは何回質問しても、おんなじような答弁が返ってくるようじゃ、何のために質問に立ったかわかりません。これはひとつ教育長から答弁をいただきたいと思いますし、最後は市長に、ちょっとまとめの答弁をいただきます。

それから８点目の、国鉄東官舎跡地をグラウンドとして一般開放できないか、こういうことであります。9,000平方メートルのうち3,000平方メートルを買収したということであります。私は、多目的広場という目的をはっきりさせて、年度を追って買い足しているという状況です。全部買い取ってから開放するんでは、３年も４年も先へ行ってしまうと思うんです。これは国鉄の清算事業団にかけ合って、新年度から利用できるように、そういう条件が切り開けないかということを、私は聞きたいわけであります。その点まで御答弁いただかなければ、何のための質問かわからない、こういうことになりますので、再質問をいたします。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　学校の空き教室関係の問題等含めまして、私の方から若干お答えさせていただきたいと思うんですけれど、今米沢議員さんの方からお話のありました、音楽室の開放の問題、これらも、かつて日野二中、あるいは日野四中等で、これは卒業生を主体とした形ではございましたけれど、ぜひ、今言った楽器の練習をしたいんだということで、学校の音楽室を貸してもらえないかという話がございまして、お話にありましたように、学校の授業等に支障のない範囲の中で、学校の理解と協力を得ながら、継続的にその音楽室を開放していた時期も、確かに二中とか四中等にはございました。ただ、現在、それが継続的に行われていないという現実も確かでございまして、現状の学校の機械警備等の問題等とも絡んで、現在では取りやめられて、日曜日とか土曜日とか、夜間の利用とか、そういうものが、体育館とかあるいは校庭、そういうものを抜かして取りやめられているというのが現状でございます。

それで先日、佐瀬議員さんの質問の際にも、ちょっと質問にお答えする形で申し上げたんですけれど、本年度から移動公民館というような形で構想を持ちまして、やはり、私、こういう施設の開放等が十分行われないという現実の一つに、いわゆる世話役といいますか、地域の世話役をしてくださる方、これが責任者と学校との間に立ちながら仲立ちをしていく、このことがやっぱり、継続的にそういう学校施設等を開放していく上では、どうしても必要なんじゃないか。音楽室に限らず、調理室だとか、陶芸教室といいますか、陶芸教室等も大変盛んに行われているわけですけれど、陶芸窯を使っての利用とか、そういうような面につきまして、単に公民館一つに頼るのでなくて、地域的にそういう施設がいろんな形で活用されるということ、このこと自体が、前回も申し上げましたように、生涯学習社会を支えていく力として、どうしても必要なんじゃないか。学校の施設ですと、当然、その使用料等もかかりませんし、もし学校の方にそういう形で、大変継続的に学校と使用団体との信頼関係、そういうものができてまいりますれば、先ほどから話のございます、大きな打楽器等の収納場所等も空き教室の一部をお借りしながら、収納できるような方法もできてくるんじゃないか。こんな点も含みながら、本年度、教育委員会として、全力を挙げまして、学校開放の問題と絡めながら、この移動公民館、このものを何とか充実したものにしていきたい、こんな決意でおりますので、ぜひ１年間、様子を見ていただきたいと思うんです。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　　１点目、２点目の再質問でございます。現状、スペースがないということでお答えいたしまして、私どももこのことで、プレハブのことも当然考えたり一応いたしましたが、今現在保管している楽器につきましては、保管中常に湿度の問題等のコントロールをしなければいけない楽器があります。仮にプレハブでつくったとしたら、預ける方が相当心配があるんじゃないかというふうにまず思います。これは音が変わっちゃうという問題があろうかと思います。私どもの方も、中でどの程度のスペースが生み出せるかということは、これから検討はしてみたいと思っているんですけれども、実態としては今、倉庫等が、年々重なったものでいっぱいになっているということを担当からも伺い、私も現実に見ているところでございます。それでも、さらに、そういうところを改造できるかどうかということについては、検討はしたいと思います。しかし、お預かりするという形になりますと、これは備えつけでしたら１セットということでしたら、例えばドラムでしたら、グランドピアノ１台ぐらいのスペースでいいかと思いますが、グループグループがみんなそれぞれ楽器はお持ちになっていまして、自分のものを使いたいということで、お預かりということになりますと、これはすごいスペースが必要になるかというちょっと心配がございます。

それから、減免の件で、市民会館の立場でお答えしたので、減免規定がないということで私がお話ししましたが、この問題を解決するとしたらば、この事業が公民館事業であるか、また社会教育事業であるかということの位置づけまたは必要性によって、その事業からの補助金とか、またその事業の関連であるということで使用料を一たんそこの担当課で組んでいただくとかいう形をすれば、対応はできるかと思いますが、市民会館等の直接では、そういう措置はできないということでお答えをさせていただきました。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　先ほど、庁用車の貸し出しのことでお答え申し上げました。私の方の認識としては、いわゆる楽器を運ぶということで庁用車は使えませんよということの範囲で、ちょっとお答え申し上げたわけでございます。先ほどちょっと質問者の方が言われますように、日野市にはマイクロバスというのがあるわけです。これは28人まで乗れるわけです。それで、この中の使用の中に、教育及び社会福祉等の事業で、市が主催または共催するというものに限っては使用としてもいいですよ、というふうな規定はあるわけです。このことを米沢議員さんはおっしゃっているんだと思います。ですから、楽器も乗せ、それでその演奏者も一緒にそのマイクロバスを使用して、そして会場へ行くんだということで、その申請をしていただいて、そういう文化活動ならば、きっ

と市の主催か、少なくとも共催になっているはずですから、そういうことを御利用になっていただければ、マイクロバスは使っていただいて結構だと思います。そういうことでありまして、普通の庁用車には使えませんよということでございます。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　国鉄の東官舎跡地の件でございますけれども、先ほど御答弁いたしましたように、国鉄清算事業団の土地でそれを分割して購入しているという今段階でございますが、これを早期に一般市民に開放するというようなことの御質問ですが、現在一部購入しておりますのは、市の土地というか、土地開発公社の土地でございます。したがいまして、土地開発公社が直接これを市民にということにつきましては、できませんので、市の方に移管がえというようなことが必要なわけでございます。それで、国鉄清算事業団あるいは土地開発公社の名義のままこれを使うということでございますと、やはり市民に開放するには、市の公の施設として、それぞれの手続をとって開放することになろうかと思いますので、公の施設、あるいは土地を一たん市が借りるというような形をとっての手続が必要かと思いますので、関係間の調整で検討していってみたいというふうに思っています。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問に対しての答弁をいただきました。時間もあれですから、ぼちぼち市長にまとめの答弁をいただきたいと思いますが、今のやりとりを直接お聞きになって、市長も感じておられると思いますけれども、何か新しい施策をやる場合には、必ず内部矛盾が起きます。積極的な施策であればあるほど、矛盾が伴うわけでありまして、したがって、事務当局はそれを避けようとする。条例がこういう規定であります、これまでの実績はこうであります、条件はこうでありますということで、結局、よくよく聞いてみると、答えようとしないといいますか、そういうことにどうも終始している感じがいたします。それは新しい施策を細かなことですけれども、一歩踏み出そうとすれば、必ずやっぱり矛盾が伴うわけで、それを乗り越えてこそ、施策の前進があると私は思うんです。

それで、楽器の設置、それから保管場所の設置などについては、今後新しく建てるこれからの市民施設があるわけで、こういう新しい建設計画には必ずこういうことも十分念頭に置いて、設計の段階からひとつ留意をしていただきたい、こう思います。時間的なあれがありますので、会場の使用料、それから楽器の運搬等、市が主催する文化祭等に参加をする、こういう前提での申し込みであれば、検討の余地があっていいんじゃな

いかと、こういう気もいたしますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

それから、余裕教室の活用でありますけれども、もうくどいことは言いません。ただ、例えば一つの例として、現在使用している教室よりも、余裕教室の数の方が多いという学校もあります。余裕教室の方、つまり空き教室の方が多い学校ですらなお、１教室も開放されてないという状況があります。これは、学校長が責任を持って学校を管理するということから、なかなか踏み切れないという側面があります。この前、市長の答弁では、その直接の責任者である学校長に対して、市長なりの配慮をした答弁がされています。簡単ですが、ちょっと紹介しておきますと、「特に学校の校長さん方には、その気になっていただき、これが一番のもとではないかと思います。じかに校長とお話のできる機会も、教育委員会とともに、青少協のメンバーになっていただいた意図はそういうところに置きたい。こういうことでございますので、今後、校長管理はある程度分離をする。責任を解除する。これがまた、施設としての模様がえ等を行っていくに必要な面になっていくだろうと思っておりますので、これから何ならば具体的に、あるいは多少年次的に、地域別にそういう施策を行っていく、そういう時期に到達したんではなかろうか、このように感じております」というふうに前回、御答弁をいただいております。

先ほど、教育長も言っておりました。余裕教室の一般開放には、それなりの条件整備が必要だと。その一つとして、機械警備の問題がちょっと触れられました。確かに私は、ただ開放しろ、開放しろと言うだけでは、学校側でもすぐに踏み切れないという状況があると思います。あれこれ開放するには、どういうネックがあるのか、何が障害になっているのかは、担当としてはわかるはずで、その辺を条件整備で言えば、予算化の伴うそういう整備も当然先行しなければ、学校側も開放に踏み切れないということもあるわけで、その点については、ぜひ今後、積極的に、社会教育面での活用を大きく踏み出す上で、ぜひ積極的にやる気で検討していただきたい、こう思うんです。もう６年も経過して、なお検討しているという状況では、十年一日のごとく、一歩も前へ進まないという状況があります。ぜひ、そういう点では、今のやりとりを踏まえて、最後に市長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なかなかまとめた答弁は難しい面もございますが、要するに既成の管理概念では市民要望にこたえ切れない、こういうところの指摘の一つであるというふうに受けとめております。特に今までの行政には、若者行政という領域がほとん

ど欠落しております。大学生という、いわゆる学生という方々には、本来は大学自身、そのキャンパスの中である程度の対応をすべきだろうと思います。しかし、まちに出てくると、どのように扱っていいかということが、全くまだ整っていないと思います。今の御指摘、特に大きい楽器等を用いたそういう練習の場がない、あるいは発表の場がない、そういうことをたびたび聞いております。こういう時代でありますから、１機能１施設ということには難しいわけでありますので、いろいろ工夫をし、また知恵を絞って、それなりに何らかの解決をしていくという取り組みがまた、新しい行政の範疇になってくるというのが当然だと思っております。

ごく部分的なお答えをするといたしますならば、市民プール、今市民プールの管理は、シーズン以外は警備管理をしているだけというもったいない状況でありますから、何か工夫がないだろうかということが考えられます。これもまた機能的に考えると、いろいろまた問題もあるようであります。

それから、議会にも既に御審議をいただいた範囲でありますが、生活課、その中の勤労者行政、今度、今まで大企業の組織労働者の方々には、至れり尽くせりの文化、スポーツ対応が、いろんな形で行われておるわけでありますが、中小企業、つまり未組織勤労者、この方々に対して、今まで互助会というごく施策の限定された範囲の行政がございましたが、今度勤労福祉センターという名前に変わりまして、新しい取り組みに向かうことになっております。市として、生活安定ということが主なる理由になるかと思っておりますけれど、生活課にレクリエーション行政を担当させております以上は、それらの範疇において、そしていわゆる未組織、あるいは若者の方々も含めて、何らかの対応を考えなければならない、このように指摘されたというふうにも理解するわけであります。いろいろ工夫すれば、何らかの対応も生まれてくると思っておりますので、若干時間も貸していただきますとともに、また、そういう新しい取り組みのスタイルも考案をして、なるべく的確な対策を打ち出せる、こういう体制づくり、あるいは行政の新しい取り組みということを検討したい、こう思っております。

今まで、勤労青年会館という集会施設を豊田の多摩平側駅前に持っておるわけでありまして、本来は、あそこが中心になって、いろいろ勤労青年に対します施策のことを考えるべきだと思っておりますが、これもまた単純に貸し出し施設のみで終わっている状況でもありますので、それらの新しい発想の中で、いわゆる若者行政、そして今までどちらかというと、暴走族とかなんとかいう言い方で粗末に扱われてきている人たちに、もっと市民としての意識も持っていただける。そして、一役それぞれ地域社会に買って

いただく、こういうことが大切だろうと思っておりますので、そのような考え方も取り入れて、取り組みを進めていきたい。そういうことでもって、総括のお答えにさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　どうもありがとうございました。

学生や勤労青年など若者たちが生き生きと活動し、生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、社会教育施策の一層の充実や諸条件の整備など、文化、スポーツ活動の前進のために、今後とも積極的に対応されますよう強く要望して、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって20の１、文化、スポーツ施策の充実についての質問を終わります。

一般質問20の２、南部病院の用地確保と今後のとり組みについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　南部病院の用地確保と今後の取り組みについて質問をいたします。残り時間20分ですので、簡潔に質問をいたします。

南部地域に総合病院をつくる会の結成総会が開かれたのは、1987年２月28日、ちょうど７年が経過をしております。このたび、病院用地が確保され、地域医療計画の見直しによって、病院建設の最大の障害となっていたベッド規制の枠が外され、医療体制の確立に向け、明るい展望が切り開かれ、安心して暮らせる環境を願う多くの市民の期待が一層高まってきております。具体的な質問に入る前に、簡潔にこの７年間の主な取り組みを振り返ってみたいと思います。日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願の署名運動がスタートしたのが、1987年４月でありました。半年後の９月に、１万4,285名の連署をもって同請願が市議会に提出をされております。そして1988年６月25日に、入院ベッド確保に関する意見書が市議会で採択をされ、関係機関に送付をされております。そして２日後の６月27日には、森田市長から鈴木都知事にあてて要望書が提出をされております。日野市がいかに地域医療体制が希薄なのか、ベッドの増床が必要なのかが、ここで改めて強調されたわけであります。そして同じ年、1988年の９月に、さきに提出されていた請願が市議会で採択をされております。そして同じ月に、病院をつくる会の代表と、日野市医師会との意見交換、話し合いが２度にわたって行われております。そして1989年２月には、森田市長とつくる会の代表が、都の衛生局長に申し入れを行っております。都が地域医療計画を策定するに当たって、日野市の実情を十分考慮するように申し入れたわけであります。そして1989年12月に、都知事あて、ベッド規制

反対の要望書が、１万8,139名の署名を添えて提出をされております。さらに、1992年の８月、南部地域総合病院の建設促進の陳情書が、１万4,434人の署名を添えて森田市長に提出をされております。さらに、1993年６月に、実情を無視した現行の医療圏設定を見直し、必要な病床数の確保を求める要望書を都知事に提出をいたしております。この日応対した都の衛生局総務部の渡部企画担当参事は、衛生局は、日野市の実情は十分理解しており、誠意を持って対応しますと、このときに回答をいたしております。そしてさらに、1993年11月に、つくる会の代表村松都議、日本共産党市議団が、都の衛生局と対都交渉を行っております。地域医療計画を見直し、南多摩医療圏において、1,000を超す増床を認める、こういう回答を得たわけであります。

こうした７年にわたる病院をつくる会を中心とした地域ぐるみの住民運動と、市長初め、市当局の積極的な取り組みによって、地域医療計画の見直しによるベッド規制の緩和と、病院用地の確保が実現をされてまいりました。病院建設の最大の障害であったベッド規制が外され、困難を極めた用地の確保が実現をし、いよいよこれから計画の具体化への第一歩が踏み出されるわけでありますけれども、この機会に３点、質問をいたします。

１点は、用地の提供を条件に、病院建設について日野市医師会に意向を打診しているというふうに伺っております。これは、単に呼びかけて、返事を待つのではなくて、積極的に具体的な協議に入る必要があるのではないか。あの用地の周辺の条件整備、どのように行政側が取り組みつつあるのか。そして、医師会がもし医療機関をあそこに設置する場合には、具体的にどういう条件が必要なのか、などについて、詰めた話し合いが必要かと思います。この点について、当面どう考えておられるのか、１点伺いたいと思います。

２点目は、医師会があの潤徳の西側、全農用地の、いわゆる病院用地への医療センターといいますか、病院建設にその意向がないとした場合にはどうするのか。私はむしろ、市立総合病院の分院の開設の可能性を追求できないだろうか。２点目を伺いたいと思います。

それから３点目は、市民参加による協議会の設置でありますけれども、病院をつくる会の当初の請願文にも明記されておりますけれども、住民の生活と要望に密着した医療、地域に根差した住民の健康に責任を持つ医療機関の早期実現のために、これまで運動を進めてまいりましたけれども、こうした住民側の要求運動を積極的に受けとめて、当面、こうした条件が開かれた今日のこの時点で、改めて市民参加による協議会を設置をして、

積極的な検討を進める構想、計画の具体化が今求められていると思います。

この３点について質問をいたします。残り時間13分であります。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　南部病院につきましては、御質問にもございましたように、用地の確保から始まりまして、医師会との交渉といいますか、話し合いまで現在来ております。用地の確保につきましては、全農との土地の交換というようなことでございます。高幡の区画整理地域内にある市有地、あるいは土地開発公社用地、または保留地等を含めまして、交換をする段取りになっております。ただ、この手続につきましては、都市計画的な土地区画整理上の手続がまだ残っておりますので、全農との即交換契約にはまだ至ってないところでございます。しかしながら、土地確保のめどがつきましたことから、日野市の医師会の方に一応市の南部病院についての構想をお話しし、医師会の理解と協力を求めておるところでございます。医師会におきましては、この市の考え方につきまして、役員会といいますか、検討委員会を設立いたしまして、検討を加えておる状況でございます。市と市の用地確保、それから市の構想について、さらに医師会と話を詰めるようなことで、今月にもまた医師会と市の方とで協議を進めていく状況になっておるところでございます。

で、医師会に打診しておりますことは、医師会が病院を設立、経営していただけないだろうかというようなことが、まず第１点でございますけれども、それが困難な場合につきましては、医療法人を誘致することについての協力をお願いすることになろうかと思います。

市民参加による協議会の考えにつきましては、どういう病院を要求するか、欲しいかというようなことにつきまして、もう少し土地の面積、あるいは医師会の意向が定まった時点で、そういうようないろいろな関係者の意見を取り入れていく協議会的なものは考えていきたいというふうに思っています。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市長から答弁をいただきたいと思いますが、今部長の答弁では、医師会に病院を建設をし、また経営していく意思がなければ、医療法人の誘致を考えたい、ということが言われました。これは、先ほど私、申し上げましたが、市立病院の建て替え計画がもちろんこれから具体化するわけでありますけれども、市民の要求としては、むしろ総合病院の分院という可能性の追求ができないかという期待もあります。この点について、市長として、どう今の時点で考えられているか、１点。

それから、市民参加による協議会の設置でありますけれども、私は、これまでの７年間の運動の経過からいって、そしてようやく用地も確保でき、最大の障害であったベッド規制の枠が外れたということからいって、市民参加の協議会の設置を急いで、少なくとも１年以内くらいには南部の医療体制の確立について、一定の方向や構想がまとめられるというくらいの早いテンポが必要ではないか、こう考えております。市長のもちろん任期、あと３年でありますけれども、３年いっぱいかかってたんじゃしようがないんじゃないかと思っております。この点では、大いに精力的な取り組みが求められているんではないかと思いますし、つくる会の運動もそういう立場から、せっかく展望が開けた今日の状況を踏まえて、さらに一層、精力的な運動を展開していこうということで、改めて先日の総会でも決意を固め直したところであります。

市長からの答弁を求めます。残り時間７分であります。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　企画財政部長が答えた以上のことを今、そう多くをまだ具体的にお答えするだけの内容になっていない、こう思っております。ようやく用地についてのめどができた。しかし、これからのまたことにつきましても、十分経費もかかることでありますし、テンポを急ぐとともに、また慎重に行って、間違いのない、そういう進め方をいたしたい、こう思っております。医師会に対しましては、議会が終わりましたら早速、協議を始めて、一番、１段階の方向づけをしていきたい、こう思っております。

質問にありました、市立病院の経営の中に置くということは、かなり無理が伴いますので、ひとつ別の機能で、つまり医療法人というような形の機能によって、日野市周辺の医療体制を整え、また、いろんな形で二次医療、三次医療というふうな関係の整備をしていきたい、こう考えておるところであります。医療の事業も、随分これからも変化することだというふうに思われます。

ただ、南部に医療施設が希薄だという事情はますます進んでいく可能性が十分ございますので、市民要望にこたえるとともに、特に南部の方々に安心のできる一次診療、二次診療の、そういった施策を進めていきたい、こう考えております。もちろん、テンポを早めるということでありますので、なるべく早く方向性を見出す、その努力を直ちに進めていく考えであります。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

最後に一言意見を述べて、終わりたいと思います。森田市長が鈴木都知事に提出をした要望書の中でも、改めて強調されておりますけれども、日野市の医療体制は、老人病院、精神病院を含めて6病院、一般病床は538床、人口10万人当たり354.6で、国の基準の約50%と、大幅に下回っています。浅川以南の地域は、面積、人口で約40%に当たり、甚だしく医療希薄の地域である。病床数は184床がすべて老人病床であり、開業医も少なく、極端に低水準を示している。したがって、市民意識調査でも、地域医療への要望が極めて多くなっていると指摘をいたしております。これまでにも、何回となく強調されておりましたけれども、引き続き南部地域にとっては、医療体制の確立という問題は深刻な、切実な要求であります。行政課題の第一の重点課題である、と私は認識をいたしております。あれこれあるまちづくりの課題の中でも、とりわけ目的意識的にこの課題を追求していくことが、行政側にとっても、あるいは議会としても、運動を進めている市民自身にとっても、同様であります。今後とも引き続き、この課題をともに追求をして、実現を目指したい、このことを付言して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって20の2、南部病院の用地確保と今後のとり組みについての質問を終わります。

一般質問20の3、滝合橋北側道路の改修についての通告質問者、米沢照男君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時49分　休憩

午後5時14分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、学校における「空き教室」の利用についての通告質問者、菅原直志

君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　　無会派の菅原直志です。

まず、理事者の皆さんに一つお願いがあります。質問に対してできるだけ簡潔に答弁いただけるように、私、お願いしたいので、お互いに早目、早目の議事進行を考えるようにお願いを申し上げます。

まず一つ目なんですが、空き教室の有効利用についてということがあります。その前に、ちょっとだけ、私、ここに今、詩を持ってきています。プリントなんですけれどもね。このプリント、内容が「青春」という詩です。原作、サミュエル・ウルマンさんという方です。この詩、森田市長がお好きだということで、４階の秘書室の方にも張られておりますので、このことからちょっと入っていこうかと思っております。ちょっと読んでみます。

「青春」、原作、サミュエル・ウルマン。「青春とは人生の或る期間を言うのではなく心の様相を言うのだ。優れた創造力、逞しき意志、炎ゆる情熱、怯懦を却ける勇猛心、安易を振り捨てる冒険心、こう言う様相を青春と言うのだ。年を重ねただけで人は老いない。理想を失う時に初めて老いがくる。歳月は皮膚のしわを増すが情熱を失う時に青春はしぼむ。苦悶や、狐疑や、不安、恐怖、失望、こう言うものこそ恰も長年月の如く人を老いさせ、精氣ある魂をも芥に帰せしめてしまう。年は70であろうと、16であろうと、その胸中に抱き得るものは何か。曰く驚異への愛慕心、空にきらめく星辰、その輝きにも似たる事物や思想に対する欽仰、事に處する剛毅な挑戦、小児の如く求めて止まぬ探究心、人生への歓喜と興味。

人は信念とともに若く　疑惑とともに老ゆる。

人は自信とともに若く　恐怖とともに老ゆる。

希望ある限り若く　失望とともに老い朽ちる。

大地より、神より、人より、美と喜悦、勇氣と壮大、そして偉力の霊感を受ける限り人の若さは失われない。これらの霊感が絶え、悲嘆の白雪が人の心の奥までも蔽いつくし、皮肉の厚氷がこれを固くとざすに至ればこの時にこそ人は全くにおいて神の憐みを乞うる他はなくなる。」――これが「青春」という詩です。

さて、ここで市長に質問があります。市長は、今、青春をどのように感じられていますか。お願いします。

○議長（福島盛之助君）　　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今、お読み上げになったサミュエル・ウルマンという方の青春という詩については、最近、国内で適当な翻訳文が出て図書にもなり、また額などの形で、老人の激励に大変役立っているというふうに思っております。そういうことです。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございました。お互いに青春を感じながら、この議会を進めていきたいものだと思っております。

では、本題に入ります。空き教室の有効利用についてです。これについては、前回、昨日です、佐瀬議員、そして本日も米沢議員の方から御質問がありましたので、これもできるだけ簡潔に私の方も進めさせていただきたい、そのように考えます。

私たちの社会生活にとって、教育の問題は本当に大切なものであります。生涯教育という言葉に代表されるように、私たちが生きている間は常に勉強の連続であり、だからこそ社会生活が正常に営まれているのだ、そのように思います。

私たちの学習に対する欲求は、例えば知識を得ることであり、例えば人間関係を広げ、人生を豊かにすることではないでしょうか。そして、全体の奉仕者として社会の中に位置づけられている行政側の責任として、私は市民の学習に対する欲求、豊かな人生設計のための欲求に対して、最善の努力をもってその環境を提供していくべきである、そのように考えております。今回の質問は、その基本に沿って行わせていただきます。

今回の定例会中にも議題に上りましたが、市内の地区センターの利用、または女性センターの利用に対する要望が数多くなされているということがわかりました。地区センターの数が少ないこと、または決して適正な配置とは言えないと言いがたくなってきた、そういった最近の情勢、または女性センターの設計上の問題点、これは例えば、会議室の間仕切りがはっきりとされていないことであったり、トイレが1階のフロアにしかない、そういったことであると思います。こういったことが挙げられます。これは、とりもなおさず市民の要求に行政が対応できないでいることの一つの例だと思います。この問題は、確かに建物のこと、ハード面の対応なので一朝一夕にできることではない、そのようなことも理解しております。しかし、前段で述べたように、これら市民の皆さんの要求は、社会的にも当然の流れであり、行政側としてはせめてソフト面で何らかの対応を図っていくべきものではないか、そのように考えます。これら市民の皆さんの公共施設を中心としたスペースの確保、それの要求に対して、日野市としてどのような見解をお持ちなのでしょうか。

先ほども生涯教育の時代だということに触れました。現代社会の中で最も注目すべき

課題の一つに、子供たちの教育、これが挙げられます。次代を担う子供たちの教育は、その本人たちの問題であるとともに、大人たちの生涯を決定する重要なファクターとなります。日野市内には、御存じのように20の小学校、八つの中学校があります。教育長を初めとする関係者の皆さんの日々の御努力、それははかり知れないものではないかと敬意を払っております。

さて、この学校教育の中で、近年、ある一つの波が襲ってきております。それは子供たちの減少という問題です。日野市内の小学校における傾向だけを追ってみても、平成元年には１万1,099名いました学童年齢の子供たちは、昨年の平成５年度の調査では、9,423名、1,676名の減です。このことによって出てくる問題の一つに、学校の教室が余っている。「空き教室」という言葉で私は表現しております。余裕教室という呼び方もあるかと思いますが、同じ見解で私はおります。この空き教室の問題が挙げられます。ベビーブームを経て、人口の増加に備えてつくられた小・中学校の校舎ですから、確かに学童の減少につれて教室があいてくるのは当然といえると思います。また、今後、第３次のベビーブームを見据えて学童の増加を見越したこの教室のダブつきをよしとする考え、それもあるかと思います。しかし、普通に考えて、この空き教室は非常にもったいない話だと思います。空き教室が実際にどのような使われ方をしているのかを知りたいと思っております。

さて、そこで質問です。これらの空き教室の実態を簡潔に、まず教えていただきたい。そして、それら空き教室はどのように使われているのでしょうか。これが第１点です。

そして第２点目、空き教室の使用頻度、これはどの程度なのでしょうか。この２点について、まず御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　余裕教室ということで言わせていただきたいと思いますが、保有教室から認可教室を差し引いたものが余裕教室ということです。余裕教室の数になりますけれども、平成５年度では小学校が152、中学校では52室、計で204室という余裕教室があるということでございます。

平成５年度までの一時転用状況は、学習指導等の学校教育に重点を置いた図書室、資料室、展示室、特別室等に、また児童生徒の生活交流のスペースとしては、児童会議室、ランチルーム、クラブ室等に転用されております。

さらに学校教育施設以外の使い方としては、学童クラブ、研究施設として使用されており、また学童施設、研究施設、まあ学童クラブとは違います、使用されております。

また、開放可能な施設についての使用は、該当校で使用許可を出しております。

教室を使用している学童施設は、具体的に申し上げますと、三小、六小、平山小、三沢台小、高幡台小です。

研究施設、潤徳小学校では研究施設として使用しております。

開放可能な施設としては、滝合小の会議室、平山小の和室、百草台小の和室、高幡台小の和室。

使用頻度ということですが、開放可能な施設の使用は、第一義的には学校教育にあり、残りの時間を施設開放しております。滝合小の会議室の使用状況をちょっととってみますと、平成６年３月22日現在で、１月が14件、２月が16件、３月が９件。学校関係では、１月が14件、２月が15件、３月が９件。地域が１件ということで……これは数字が同じで済みません。学校関係で使って、地域は１回ということで、地域の使う頻度は余り使われておりません。その他学校については、申し出があった場合は使用要件を満たせば、その都度、使用が可能ということです。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　となると、私が今聞いた限りで判断するのは、開放可能な教室はあるということだ、そしてそれに対する開放をしているということですね。そして、そこまでちょっと確認させていただきたいと思います。そして、その使用実績も実際にあるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

今回、私が訴えておりますのは、この空き教室、余裕教室といわれますが、その有効利用についてです。今回の議会中に提出されました第３次日野市基本計画に載っている文章、この中から私、感じているところなんですが、余裕教室について述べている欄があります。これを私なりに要約してみます。余裕教室の有効利用については、昭和63年３月に提出された余裕教室活用委員会の答申に沿って、余裕教室を特別教室、ランチルームなどの構内利用から地域開放への利用拡大をしていく、そのように私は理解しております。私は、この姿勢を高く評価いたしております。

さて、ここで私なりに質問をさせていただきます。私の手元にある資料の中で、例えば今回の余裕教室をどのように使っていきますかと、各小学校または中学校の振り分けの表がございます。その中に、例えば会議室を三つ持っている学校があったりするんです。または、ＰＴＡ室と称した会議室、こういうものも別途持っています。普通に考えてみて、そんなに学校の中で会議室が必要なのかと思うんです。例えば職員会議、それ

を別な場所でやりましょう、それはいいと思います。ただ、そんなにスペース的に余裕がない、そのような状態ではないはずなんです。となると、私は二つ三つの余裕教室、開放可能な教室以外にも、開放できる、そのような施設はたくさんあるのではないか、もう少し詰めてその使用頻度も見ていけば、そのような検討は可能じゃないかと考えております。その点について、どのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思っております。

とりあえず、それでお願いします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校の自主的な運営を主体に開放のことは検討をしておるわけですけれども、余裕教室の活用は既存の学校施設を全体としてどう活用していくかという問題であります。それで、学校の方でその問題、クラスルームとして使用される部分の学年ごとのまとまりの確保とか、学校内の位置やクラスルームの連続性、利用面や運営面での関係の深い部屋、スペースとのつながりや動線等、学校全体の配置を考慮して余裕教室以外の部屋の配置を見直して、残った部屋を有効活用するということですので、いろんな面では、そういう今おっしゃられたような形で、学校の方と一つ一つ学校が当たって、これはどうであるかということになれば、その部屋はあけられるということも可能だと思います。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　先ほどの米沢議員との一般質問の中から、私なりに考えて、そして、また再質問させていただきます。

基本は、わかりました。そして、学校開放について、学校というか、教室開放については、その使用のあり方、または使用する側と貸す側の信頼関係が大切である、そのようなことも先ほどの話の中であったと思います。

今、市民の方々が求めているのは、確かに音楽関係、そういったサークルをしたい、それには音楽室が必要ですということもあるかと思います。または陶芸教室を開きたい、そのようにモノを使用する、モノの設備が必要である、そういった要望も確かにあるかもしれない。

ただ、それと並行して考えられるのは、会議室の箱が一つあればできる、そのようなサークルもたくさんあると思うんです。市民団体の一つの発表の場として、学校の教室を借りたいという要望は確かにあると思います。または、地区の方々の集まりをその学校の教室の中でやりたい、例えばそれは夜であれば、学校のその箱さえ確保できればい

いと思うんです。そういったところの見方から、学校の教室の開放される可能性はないのかと思います。そういったことに対してはどのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　先ほどもちょっと教育長の方から話がありましたが、管理上の問題で、管理の責任者である校長と地域開放とのかかわりが、きちっとした責任をとれるような体制になれば可能であると思います。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　その管理上の問題で危惧されていること、それは何でしょうか、お願いします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　一つの問題としては、会議室として使用する場合の、その会議室だけを使って原状に復帰するような、そういう使用の仕方だと思いますが、一応、開放型、開放する場合のところでは、一時転用というのと恒久転用がありますので、会議室とする場合には施設を少し直すようにということで指針の中にも出ておりますけれども、そういう中におけるかぎの管理、あるいはほかの教室につながっておりますので、その辺との問題であると思います。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　となると、これらの問題が、ちょっとまとめさせていただきますと、管理上の問題というのは、例えば会議室だけを使う、そしてその後、復旧が、例えば市民団体が使えば、その市民団体の人がもとに戻せば問題がないということだと思います。または、ほかの教室とつながっていますと、そうなるとまたさまざまな問題が出てくるかもしれない、そのような危惧もあるんだろうかというふうな気がしました。

また、一時転用と恒久転用という言葉もありました。これらについても、確かにそのとおりだと思います。

それでは、そこからまた関連の質問をさせていただきます。

この昭和62年から教室の開放についての議論は、かなり深くなされていると思うんです。それを今まで１回もやってないという、そのような答弁の仕方だと、そのようなニュアンスのお話しか今いただいてないと思うんです。ならば、今まで、過去何回か、学校の教室を開放した例があると思うんです。それらの経験を生かして、もっと発展的に対応していかなければ、これはいつまでたっても教室の開放はなされないんじゃないか、

そのように考えるんですけれども、そのあたりの議論はされているんでしょうか。されていれば、そのあたり、何らかのお答えをいただければと思います。

お願いします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　63年度に出された学校開放の検討委員会の中では、学校教育の分野と、社会教育の分野と、二つの、２本の柱ということで内容をやっておりまして、そして余裕教室を改良して一般へも貸し出せるような、お金をかけて恒久的な施設を設置してまいりました。

そして検討委員会をその間にどういう形で開いているかということでございますが、検討が終わった後は担当課の内部で大規模改造にあわせて、それの開放ができるような、例えばことしの中でも小学校の体育館のところに、外でも使えるトイレとか、そういうような形、大規模にあわせてランチルームも、単独でつくったものもありますが、補助金がらみでつくったところもございます。そういう形で進めてきておりますので、検討委員会については――その後内部では検討していますが、検討委員会はもうそれで終了していますので、やっておりません。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

となると、ちょっと具体的に、事例があったかどうかだけ教えていただきたいんですが、以前、教室を開放した場合、問題はあったんですか。そのあたり、お伺いしたいんですけれども。そのあたりのコメントが全く今ないので、問題があったのならば教えてください。なければ、ないと教えてください。

お願いします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　特にあったということは聞いていないわけです。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　その答えから聞くと、では、できるということだと思うんですよ。それで、例えば一つだけでもいいから、一つの教室でもいいから、例えば、ことしからやってみるとか、または９月以降から実験的にやってみるとか、来年からやってみるとか、そのような形で実験的にやらないと、検討、検討と言われますけれども、それじゃ何の発展もないのではないか、そのように考えます。そのあたり、これから具体的

に一つでもやれるような検討の余地があるかどうかだけ、ちょっとお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　今、問題になっていますけれども、移動公民館の問題もありますので、近日中にその辺の具体的な打ち合わせをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

それでは、私なりに簡単にまとめさせていただきますと、市民の要望があるのだから、そしてその検討にはもう６年の歳月をかけているのだから、それならば一つでも実験的にでもいいから、その教室の開放に向けての検討を始めること、そして実際にやってみる、そのようなことをこれから始められればなと私なりに思います。そのようなことを一つ、要望させていただきたい。

そしてまた、もう一つあるんですけれども、この教室開放、先ほどから一時転用または恒久転用という言葉が使われています。一時転用は、一時的に教室をその目的のために転用します、恒久転用は、改造をして、そしてその目的に見合った施設をつくります、ということに理解しております。

例えば、南平高校があります。この南平高校などは将来的な生徒減少に向けて、その校舎全体を老人ホームにも転用できるような設計をされております。この南平高校の転用できる、その施設というのは、非常に高く評価できると思います。今、この日野市の中、そして社会的状況の中で、一般市民または社会が学校の施設に求めているものは、例えば一般のサークル活動、または碁や将棋、または音楽サークルのような、そのようなサークル活動、市民団体、彼らだけが学校の教室を求めているのではないと思うんです。

私は、ちょっと極端な話かもしれないんですが、高齢者の方々のデイケアサービスの施設を、その学校の空き教室の中、例えば１階のフロアーの片隅というか、一角につけられないか、そのようにも考えております。

例えば小学校というのは、小学校の学区がございますね、その学区というのは、小学校の１年生でも歩いていける距離、そのような形で学区が規定されているのではないか、そのように理解している中で、高齢者の方々も集まれる一つの集会場を学校の教室の中につくった場合に、高齢者の方々も通いやすい、そのような地域のコミュニティができるのではないか、そのように考えております。空き教室の有効利用の中に高齢者のサー

ビス施設をつくれないだろうか、そのように考えておりますが、その点ちょっと、検討している場合は、それなりの検討の内容を教えていただきたい。そして、検討の余地があるのならば、そのあたりも御答弁いただきたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　現在のところは検討しておりませんが、教室の使い方としては、学校で使う場合には１年生が１階というふうに、２階、３階というふうに使っていて、なかなか１階をあけるという、そういう場を設定しないと、１階にお年寄りを置くというのもできないと思いますが、今後、検討に当たっては、そういう問題を配慮しなきゃいけないと思います。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

今回、私が訴えてきたのは、空き教室の利用、つまり小学校や中学校を子供たちだけが集まる施設として見るのではなく、大人も、また高齢者の方々も集まれる地域コミュニティ創造の場、そのように考えられないかということを訴えてきました。それは、私たち大人たちに向けた行政のサービス提供の場としての意味合いだけではなくて、子供たちにも必ずやよい影響があるのではないか、そのように思っております。確かにさまざまな摩擦はあるかもしれません。しかし、それらを乗り越えていくその気持ち、そしてその行動、それが大切なのではないか。

今、小学校、または中学校、特に中学校の教育の現場は非常に荒廃していると聞いております。昨年、１年間の校内暴力の発生件数は過去最高と言われてもおります。私の中学時代、十何年前なんですが、校内暴力などの問題がマスコミで大きく取り上げられた時代でした。テレビでは、例えば金八先生での校内暴力の件、またはスクールウォーズというテレビもございましたが、子供たちがガラスをバットや、または足で割ったりする、そのような光景が頻繁に見られた、そのような時代でした。しかし、その時代よりも今の方が、校内暴力または校内の事件の発生件数が多いというのは、それはマスコミが単に取り上げないだけで、私たちは知らないだけで、実際の現場はもっともっと荒廃しているのだ、そのような傾向を私は感じずにいられません。そのような時代の中で、だからこそ私は、この学校教育の場を大人や、そしてまた高齢者の方々がみんな集まっていく地域コミュニティの創造の場にかえていく、その性格をかえていくこと、そういったことでこの問題を切り抜ける一筋の光になるのではないか、そのように考えます。

それでは、今後、ますますの議論または検討の発展、そして実際に実験的にもこの教

室の開放のことを諮られることを希望して、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって21の１、学校における「空き教室」の利用についての質問を終わります。

一般質問21の２、福祉のまちづくりに向けての通告質問者、菅原直志君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問21の３、水道水についての通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。菅原です。

今回は、飲料水について、お話しさせていただきます。

最近の調査研究の中でわかってきたことなんですけれども、私たちが普段口にしている飲料水が非常に危険な状態に陥っているといわれております。各家庭では、浄水器またはミネラルウォーターを購入し、それぞれ対策を図っております。これらの飲料水の問題について、東京都の水道局の見解は、次のとおりです。「現在の飲料水は塩素消毒を初めとするさまざまな消毒を行っており、それらの検査結果から検出される数値は基準値を下回っております。世間では飲料水の危険性が取りざたされていますが、それは杞憂であり、水道行政としては安全な水を提供しております」こういうお話でした。しかし、実際のところはどうなのでしょうか。

昨年12月に、水質基準が改定されました。この水質基準改定は、実に35年ぶりのことでありました。ちなみに、この水質基準、昭和32年に初めて制定され、翌33年から施行されたものでありまして、戦後の復興期に制定されたこの水質基準が、それから全く改定されなかったということは、本当に信じがたいことではないかと思っております。

昭和35年当時、東京都の人口は941万6,000人、昨年は1,187万6,000人です。1.3倍にふえております。日野市の人口をこれに照らし合わせてみました。昭和35年、４万3,394名おりました。平成５年は16万3,150人、実に3.8倍にふえております。人口の急増、そしてそれとともに戦後の産業復興、そして高度経済成長期を経て、日本の、または日本人の生活環境が大きく変化してきたことは、皆さん万人が認めるところだと思います。それに伴って、私たちの健康的な生活を崩す事件も多発してまいりました。人口の増加、生活排水の増加、ごみの増加、これらによる川の水の汚染、または私たちの飲料水の汚染、これは比例しております。それだけ少しずつ、少しずつ悪くなってきた、そのように考えております。そしてそれは、現在の水道行政または浄水行政では、なかなか賄い切れないのではないか、そのような危惧を抱いているのが私の立場です。

それにもかかわらず、日本の水道行政は、私たちの飲料水に対する根本的な調査研究

作業を推進しようとする努力を怠ってきたのではないか、そのようにも考えます。だからこそ健康に生活することを願う市民の間に、浄水器やミネラルウオーターがはやっていくのではないか、そのように考えます。その傾向は、まさしく市民の政治不信または行政不信、水道不信につながっているのではないでしょうか。

さて、ここで、質問させていただきます。私は、今、トリハロメタンという物質について、気をつけて見させていただいております。このトリハロメタン、私は昨年の８月から独自で日野の水質検査を行わせていただいているんですが、現在のところ、基準値を下回っている数字が出されております。安心している状態なんですが、このトリハロメタンは、発がん性があるといわれている物質です。塩素消毒の過程の中から、副生成物として出されるこのトリハロメタンについて、この日野市でも独自にある程度の調査をしていくべきではないか、そのように考えています。

この点について、どのように考えていらっしゃるか。そして実際にこのトリハロメタンの調査を行っているのならば、その調査研究方法ですね、そういったことまで簡単に教えていただきたいと思います。

お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（土方重男君）　ただいまのトリハロメタンにつきましての市内の含有率の調査について、どのような方法で行われているかということでございますが、ただいまも御質問の議員さんからもお話しありましたように、御承知のことではございますが、当市の水道については、昭和49年に東京都の都水道局に統合いたしまして、受託水道事業として今日に至っております。

なお、従前の水源につきましては、現在も稼働しているところでございます。

都市24市町でございますが、当市同様受託水道事業となっているのが実情でございます。まだ未統合市が５市ございますが、そこにおきましても自己の水源では不足されるということもございまして、都の水道の分水を受け、水道事業が行われているのが実情でございます。したがいまして、東京都全体が都水道系になっているのが現在でございます。

このような状況におきまして、都水道局では常に、先ほどもお話がありましたように、より安全な水道水を供給するために、区内で42カ所、多摩地区では72カ所で水質検査を、検査項目に従いまして毎日検査、あるいは毎月検査、そして定期検査をそれぞれ実施している状況でございます。

ちなみに、当市内の水道水中のトリハロメタン等の水質検査については、各浄水場水系に従いまして給水栓から採取いたしまして、昨年でございますが、平成５年度でございますが、５月、８月、11月、２月の、年４回の定期検査を実施いたしております。

ちなみに、平成５年度の各浄水系のトリハロメタンの含有率でございますが、基準値に対しましての含有率でございますが、次のように申し上げます。

大坂上浄水場水系でございますが、これは採取場所でございますが、新坂上公園でございます。４回の平均値が、先ほども申し上げましたとおり、水質基準に対する割合でございますが、100分の１でございます。

多摩平の浄水場水系でございますが、これは多摩平第一公園でございますが、４回の平均が100分の10でございます。

三沢浄水系でございますが、京王桜ケ丘の車庫でございますが、これが100分の18でございます。

南平の、こちらは配水所とも申しますが、ほほえみ公園で採取いたしまして、４回の検査の結果は検出が認められておりません。

また、東京都の方からの浄水でございますが、東村山の浄水所関係でございますが、これは末端でございますが、八王子市の平岡町でございます。そこで年平均が100分の25という結果が出ております。

このような結果におきましては、先ほども議員さんの方からもお話がありましたように、４分の１以下となり、したがいまして、都の方でも安全な水道水であると申し上げているところであります。

なお、トリハロメタン等の検出の試験方法につきましては、法的にもガスクロマトグラフ方法によって行われているのが現在の試験方法でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　　ありがとうございます。

このトリハロメタンの問題は、これからもまだまだふえてくる可能性がある、そのように訴えている学者の方もいらっしゃいますので、逐一追っていくべきではないか、そのように考えております。

このトリハロメタン、10万人の方が70年間、同じ水道水を飲み続けたときに、１人または２人の方が発がんする、そのような研究結果もございます。しかし私は考えてみますと、複合汚染という言葉があるように、この水だけを飲めば、確かに危険性としては

少ない。しかし、私たちが食べているもの、そして私たちが吸っている空気、そういったものは何らかの形で自分たちの体を汚していく、侵していく、危険性をはらんでいるのが、今の現代の食べ物でございます。そこに、この発がん性物質でありますトリハロメタンが入ってきた場合に、その倍率というか、その危険性は増殖されていくことは、これは目に見えた事実です。だからこそ私は、現在、この水質基準、どのような基準でなっているかは、詳しくは存じ上げませんけれども、もっともっと突っ込んで考えていく、そして行政側でもそのような体制をとるような準備をしていくべきではないか、そのように考えずにいられません。

今月の初め、このトリハロメタンを除去しますという機械も発売されました。25万円だということだったんですけれども、そういったものが出てくるということは、それだけ社会のニーズが出てきた、市民の方々が危険だという認識をされてきた、そのようなことも言えると思うんです。

地方自治の責任論の話を、ちょっとだけお話しさせていただきます。

地方自治法第１編、総則の第２条、地方公共団体の法人格、事務、自治行政の基本原則の中で述べられている文言です。地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康、及び福祉を保持すること、これが地方自治の責任である、そのように明記されております。このトリハロメタンだけではないかもしれないんですけれども、私たちが普段、そしてなかなか選ぶ権利がなく口にしている水道水、または食べ物、こういったものに対する行政側の確実な安全の確保、そして危険であるということがわかった時点で、市民の皆さんに広報する、そのような責任、こういったことが今後、考えていかなければいけない、それが真っ当な市民へのアプローチではないか、そのように考えております。

それでは、これで水道水についての質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって21の３、水道水についての質問を終わります。

一般質問21の４、ガン検診制度についての通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○３番（菅原直志君）　三つ目です。

昨年の12月、タレントの逸見政孝さんが、がんでお亡くなりになられました。その報道に対して、過去にがんと闘った著名人の方からたくさんの激励の言葉、これらが贈られたことは、皆さんの記憶に新しいことだと思います。そして、その後、彼の半生を描いた本や、闘病生活を著した本が出版され、それぞれ売れております。この傾向は、単に逸見さんが有名人だったからだけではなくて、日本全体ががんという病気に対して非

常に敏感になっていることを表している、その現象の一つではないでしょうか。このことにも代表されるように、今、私たちの生活を脅かしているものの一つとして、がんの恐怖が挙げられます。

平成４年度の日野市内での死亡者数、総数で749名おりました。そのうちがんによる死亡者数は246名でございます。実に３人に１人の方が、がんで亡くなられております。この現実は、例えば、今回私たちが座っているこの議会、30の席、このうちの10名ががんで亡くなりますよ、そういうことです。または、１年間、365日、そしてがんで亡くなられる方は246名です。（「右か左か」「全員死亡」と呼ぶ者あり）３日のうち２日間は、がんで亡くなられる方が出ている。ほとんど毎日のように日野市内でがんで亡くなられている、そのようなことも言えるのではないでしょうか。だからこそ、このがんに対する対応策、日野市として積極的な対応を図っていかなければいけない、そのように考えます。

皆さんも御承知のように、日野市内でも現在、これらのがんに対する検診制度はございます。平成６年度一般会計の予算の中には、健康審査事業経費という名称で、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん、そして喉頭がんの六つの検診制度が制定されております。新しく喉頭がんの検診が盛り込まれたことは高く評価できることだと思います。しかし、実際に市民の皆さんが積極的に受診しているかというと、少々の疑問が残ります。

さて、ここで質問させていただきます。これらの検診制度に対して、行政側としてはどのような問題点、または課題があるか、そのようなことをお伺いします。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　受診率が低いという御指摘でございまして、数字の上で確かに低くなっているのが実情でございます。一つは、私どもも勤め先で検診をいたしますが、そういう方々と、そうでない、お勤めでない方とかのはっきりした数との問題が確実につかめない。それから会社で受けて、もう１回市の方で応募でも受ける、また受けない方というようなことがありまして、数字の上ではなかなか確かなものがつかめないということが一つ、まずございます。

この問題点でございますが、今も申し上げましたが、率、表でもお示しをしてありますけれども、58年から、例えば胃がんの検診をずっとやってきていますが、当初は1.6、また1.9、2.2、平成４年度では3.4まで受診率は上がってはきております。今も申し上

げましたように、社保または共済組合とかで、お勤め先で、お勤めをしている方とのバランスのものがなかなかつかめないので、この数字を正確に出せないという一つの問題がまずございます。

また、受診者率につきましては、年々、人数におきましてもふえているのが実態としてつかんでおるところでございます。

以上、そんな状況が今現在のところでございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

問題は、受診率が低いということだと思います。そして、なかなか実態がつかめないのは、やはり、例えば企業で受けられる方もいるであろう、その辺でわからない、という御答弁だったと思います。

しかし、では実際に数字を見ていたときに、これは「統計ひの」、日野市から出ている資料から抜いてきた数字です。平成5年度の版なので、平成4年度の検診結果です。例えば胃がんは、対象者が7万9,716名いらっしゃいました。対して受診者が2,695名です。受診率はわずかに3％。そのほかの検診制度についても、数字には大差がありません。大腸がんに対しては11.6％、これががん検診の中で一番高い数字なんです。肺がんに至っては0.5％です。200人に1人しか受けてないんです。

全体の数字も計算してみましたところ、延べ人数で32万253名の登録というんですか、とらえて、これは延べ人数なのでかなり多くなりますけれども、それに対して受診者数ということで見ると、1万8,686名で、5.83％です。100人いたら、5人ないし6名しか、がん検診を受けてないという数字が出ております。

この数字を見ただけでも、例えば企業で検診をしているであろうとか、またはどこかで個人的に検診しているであろうとか、そういうレベルではないんじゃないか。これは完全に私の一方的な考えではありますが、がんの恐怖を感じながらも、何ら積極的な対応策を講じることができずにいる市民の方々がたくさんいるのではないか。がんは恐いねとお茶の間で話しながらも、それでも、がん検診があるということを例えば知らない、またはがん検診に行きずらい、または面倒くさいから行かない、そういった方々がかなりの人数いらっしゃるんじゃないか、そのように考えております。その見解に対して、理事者の方々の方ではどのように思われますか。二つ目の質問をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまのお示しをいただきました数字等でございま

すが、まず、企業とか地方公共団体の職員等におきましても、検査している項目がそれぞれ違うことがあろうかと思います。胃がんとか肺がん、肺がんなんかの場合には、胸のレントゲンというようなことで、どこの会社でもほとんどのところがこの部門はやろうかと思います。そういう点で、ここでの受診率が低いんではないかというふうに感じております。

大腸がんにつきましては、比較的まだやってないところも、小さい会社やなんかであろうか、そんなようなことがここに出てきているのではないかと感じています。ＰＲまたは個人への連絡等につきましては、これは十分、今よりさらに一層やらなきゃならないというふうには感じております。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　今、今後、広報活動をある程度やっていく必要がある、そのような御答弁をいただいたことで安心しているところはございます。

私も、やはりそのように思います。もっともっとがん検診制度に対して、市の行政側として広報活動をやっていかなければいけないと思うんです。最初に示したように、今、３人のうち１人はがんでお亡くなりになっている、そんな時代なんです。だからこそ私は、あえてこの場で、広報活動をもっともっと広げていって、そしてだれもがいつでも受けられる、そのようながん検診制度をつくる必要がある、そのように考えます。

再質問をさせていただきます。このがん検診制度の広報活動をしていく考えは、本当にあるんでしょうか。そしてまた、このがん検診制度についての、この検診制度のもっともっと確立を目指した中で、そのような政策を考えていく準備はあるのでしょうか。

この２点について、お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　受診率のアップのための方策として、今現在でも、これ、勧奨等によりますＰＲを実施しているんですが、市の広報で４月１日号につきましては、２面全部を使いまして年間の保健事業の紹介の中で、検診の内容、それから募集期間等を周知しているところでございます。

また、健康だよりによりまして、これを庁内の窓口とか、また保健所、市内の医療機関、郵便局等、公共機関等におきまして、これも市民にＰＲをしております。

それから市民の健康の集い、これは年に１回行うわけですが、こういうところで開催時に各事業の中でＰＲを行っている。また、さらに、一番個人に、個々の人にわかるように、年１回でございますが、年齢の節目と申しまして、35歳のとき、40歳のとき、45

歳、50歳、55歳、60歳の方には、個々にはがきで御通知を申し上げているところでございます。今後もこのような通知を申し上げるとともに、広報等で大きく取り上げてＰＲをしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

もう一つの方の、検診制度をもっともっと拡大していく点については、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今年度から、初めて喉頭がんの検診を追加をいたしました。今後、肝がん、膵臓がん、肝臓がんとかですね、こういうようなことにも徐々に検討をして、できるだけ検診が行き渡るように考えてはいきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

最後に、ちょっとまとめさせていただきます。第３次の日野市基本計画にも、このがん検診制度、そして成人病を大もとに取り囲んだところの健康に対する、衛生面に対する施策をしていきますと、そのようなことも載っております。今回の検診制度の受診率がなかなかアップしていないこと、それはやはり行政だけの責任ではなく、市民の側の意識を高めること、これをどんどん訴えていかなければいけないこと、それも理解できます。そういったところから、やはりこのがん検診制度についてはもっともっと突っ込んだ議論をなされていくことを求めます。

行政の中で、時々見られる悪循環というか、傾向なんですけれども、制度だけをつくって、その制度の、つくりましたということに安住している、そのようなきらいが全くないとは言えないと思うんです。もしかしたら、このがん検診制度の件についても、制度はつくりました、広報ひのにも載せました、健康だよりにも載せました、しかし受診者がふえないのは、それはなぜなんだろう。そこで議論がとまってしまっては、せっかくつくった検診制度の意味がないかもしれない。そのあたりをもう少し頑張って研究していただいて、そしてだれもが、そしていつでも検診を受けられる、がん検診制度の創設に向けて一緒に頑張っていければなあ、そのように思います。

行政というのは、全体の奉仕者だと私は考えております。だからこそ、その道のプロであれ、そのような声も聞かれます。せっかくのよい制度だから、その積極的な市民へ

のアプローチを通して市民の健康と、そして衛生を守る日野のまちづくりに向かって頑張っていただきたい、そのように思います。

以上で終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって21の４、ガン検診制度についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時18分　休憩

午後７時21分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、駅周辺の今後の駐輪場建設計画を問う！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして、私も青春を感じながら一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私は、平成５年、第１回定例会において「放置自転車対策は抜本的な対策で対処せよ」とのタイトルで一般質問をさせていただきました。この質問の答弁の中で、放置自転車対策の基本的な考え方について、まず第一の柱として駐輪場整備、第二には、駅前等から保管場所等に移動する処置、第三には、ＰＲと誘導策、このような答弁がございました。

今回、自転車法が昨年の12月に大改正になっていると思いますので、その後の取り組みも含めて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、自転車法の改正について、主な改正点と自治体の取り組みについて教えてください。

○議長（福島盛之助君）　田原茂君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律、いわゆる自転車法の改正が、平成５年12月22日に公布され、６カ月以内に施行されることになりました。改正の趣旨は、原動機付自転車も含めて放置自転車に対する措置について、法的な根拠が従来、希釈であったという反省に立って、より実効性を持た

せるための改正であります。

主な改正点としましては、まず原動機付自転車、いわゆるミニバイクも対象とすることができる。いわゆる移動等の処理の対象にすることができる。従来は、日野市の場合は条例でこれも含めておりましたが、法的な根拠を明らかにしたものであります。

２番目が、駐輪場の設置に関する地方公共団体及び道路管理者の責務規定を明確にしたこと、３番目が、駐輪場の設置に関する鉄道事業者の地方公共団体への協力体制及び協力義務を明確にしたこと、さらに４番目として、放置自転車の規定を、相当期間放置された自転車から駐輪場以外に置かれている自転車等で直ちに移動できる、いわゆる即移動ができるという定義を規定したこと、５番目が、保管した自転車等で返還できないものは市区町村の条例で売却または処分ができる旨の規定をしている、これは大変大きい規定であります。それから、告示の日から６カ月を経過してもなお返還できない自転車等の所有権が市町村に帰属する旨の規定が設けられたこと、それから撤去、保管、工事、売却、その他実務にかかわった費用は当該自転車等の利用者の負担とすることができたこと、さらに、その額は条例で定める旨の規定が設けられた。その他、総合計画を策定できる旨の規定、あるいは重要事項を調査、審議する自転車等駐車対策協議会を条例で設ける旨の規定ができる、等々であります。

これら法改正を踏まえて、条例改正も含めた新たな対応を行う必要があると考えており、現在、その準備を行っているところであります。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

主なものとして７点ほどがあったように思います。特にこの中で特徴的と思われるのは、いわゆる鉄道事業者の協力義務規定が、きちっと項目を設けて規定が入ったんだということだろうと思います。随分抵抗もあったようでありますが、きちっと法令に規定されたということは、ある意味では画期的なことだと思います。従来のように、改札から入った人のみが責任の対象であるといっていたようでありますけれども、もうそのような言い方は通じないということで、今後、鉄道管理者等へのいわゆる協力要請を強気でしていっていただきたいと思っているところでございます。

また、その次の中で特徴的と思われるのは、撤去料、保管料の利用者の負担という項目が新たに法令に明記をされたことだろうと思います。今、多くの自治体で、この撤去料というのを徴収しております。そのことに対して法的な根拠を与えたものと思います。

近隣市でも、八王子や多摩市、あるいは立川等でも撤去料は恐らく徴収していると思います。

日野市では、今後、撤去料徴収の問題を、この法改正と相まってどのようにお考えになっているのか。また、もし撤去料を徴収しないとすれば、放置自転車の問題をどのように対処していこうとされているのか、これを次にお聞きをしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　従来、この移動等の実費徴収にかかわる費用の徴収については、やはりいろんな設備面、その他の条件整備もあわせて、法的な根拠が希薄であるという、そういうような側面もありました。ここで、法的な根拠が明らかになった以上、これを前提に改正を込めて考えてまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　改正も含めて前向きに検討をするということでしょうか。前回の質問の中では、保管場所はまだまだ日野市では整っていないということで、かなり難しいという御答弁であったように記憶していますが、その辺の、保管場所との関係で、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　駅ごとにいろんな条件の違いがあります。しかし、条例の中で根拠づけてやる場合には、運用の中である程度対策も可能であろうかと思います。各種、重点的な対応の中で考えていかざるを得ない、そんな時期に来ているのではないかと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

恐らく今の状態では、一律、保管場所がきちっとまだ整備されていない段階では、一律全体的にというのは、かなり難しいんだろうなというふうに思っているところです。ですから、私も前回の質問の中でも御提案というか、お願いかたがたしたことは、特にお年寄りとか障害者の方、そのような方々が直接に被害を被るような、いわゆる点字ブロックの周辺、点字ブロックの上はもちろんのこと、その周辺であるとか、あるいはまた、バス停の屋根の下にぬくぬくと自転車がおさまっていて、人が、利用する人間がごそっと雨に濡れているという、この状態はやっぱり一日も早く解消していかなければならない、こんなことを前回のときに要望を含めて、こんなところを含めて、こういうと

ころからまず重点的、集中的というんでしょうか、やっていっていただきたい、こんなことを前回の一般質問の中でお願いかたがた御提案をさせていただいた、こんな経過がございます。

そんな意味では、今回、この法改正を含めて保管料の徴収ということをやるんであれば、このような重点的、集中的に行いながら、日野市の姿勢として撤去料を取っていくんだよということをまた、そういう特に悪質な放置自転車に対しては態度をきちっとここで日野市としての明確な意思表示をしていく、こんなことが大事なんだろうというふうに思っているんですが、その辺の集中的、重点的ということで行っていくということについての、先ほどちょっと明確な御答弁がなかったように思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　そのようなつもりで検討してまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

ぜひそのような形で、特にお年寄りとか体の不自由な方々がそのような被害を被ることのないように、一日も早くそのような市としての抜本的な、ある意味での一つの施策というものを展開していただきたい、このことを強くまた要望させていただきたいと思います。

次に、このような、いわゆる撤去料等々、放置自転車の対策としては、当然のことながら同時に駐輪場の建設も一日も早く多くの、１台でも多くの駐輪場が必要であるということは言うまでもありません。

そこで、豊田駅と日野駅についての駐輪場の絶対数の不足の状況と、それに見合う２駅についての駐輪場建設計画、これがございましたら、現時点での状況及び計画を教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　平成５年11月現在の調査では、日野駅への自転車の乗り入れ台数は3,900台余りあります。このうち駅周辺への放置自転車数は670台程度とカウントされます。駐輪場は、市営が７カ所、民営が２カ所、あきが120台程度であって、すべての駐輪場がいっぱいになったとしても約500台分は不足という勘定になります。

このうち、日野駅東側は３カ所、収容台数は809台となっております。

豊田駅への乗り入れ台数は6,400台余り。このうち駅周辺への放置台数は1,850台であ

ります。駐輪場は市営が８カ所、民営が８カ所、あきが160台程度でありますので、1,700台が不足という勘定になります。

日野駅東側方面における今後の駐輪場計画でありますが、改札口が甲州街道側に接している現在の駅の形態では、駅前に駐輪場用地を確保することが非常に困難であります。長期的には駅舎の建て替え、あるいは改札口の変更、自転車駐車スペースの確保等について、鉄道事業者の協力が不可欠と考えております。

また、現在の状況の中で、できる限りあいている用地の確保、現在の駐輪場の改修による収容台数の増加を図ってまいりたいと考えております。

豊田駅周辺の今後の駐輪場計画につきましては、豊田駅南口の区画整理事業の進捗の中で本格的な駐輪場が整備されるまでの間、公共用地等を有効的に利用して駐車スペースの確保を図ってまいりたい、そのように考えております。

北口につきましては、駐輪場に適した空地が現実にほとんどなく、用地確保も非常に難しい状況であります。したがって、今ある駐輪場はほとんど平面的な利用にとどまっておりますので、これを立体２層式にするなどして収容台数をふやしていく、そんなような考え方を持っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

いずれにしても日野駅、豊田駅、現状の中では大変厳しい状況だということは、私も十分、承知をしております。ただし、また、こういう今の体制を見ますと、やっぱりかなりの台数があるんだなというのが、まざまざと感じておりますけれども、かといって、難しいからといって、手をこまぬいているわけにはまいりません。

そこで、先ほどの法改正でもありましたけれども、やはりＪＲとか、あるいはまた東京都の協力というものをこれから強力に要請をしていかなければならない、こんなふうに思っているところでございます。特にＪＲ豊田駅前、北口については、空き地はない、そしてまた、であるがゆえに今の駐輪場ですか、整備協会等でやっているところを立体化というようなお話だったというように今、受けとめておりますけれども、やはりＪＲあるいは都道ということを考えますと、かなり可能性が出てくるというふうに思うんです。

例えば、今の豊田北口であれば、ぱっと見た感じですと、本当に今の豊田駅は段差になっていますよね、段差というか、下に北口が下がっていく、こんな状態ですので、今

の状態ですと、かなり今の駅舎の屋根等の空間を使うと、かなり立地的にはうまい駐輪場ができるんじゃないか、こんなようにも思っております。

あるいはまた、北口のロータリーのところは、都道であります。あそこを地下駐車場とか、こんなことがこれからますますＪＲまたは東京都との連携で、模索をしていかなければいけない部分だろう、こんなふうに思っているところでございます。これについては、こんな提案も含めて、今後ＪＲとか、あるいは東京都についてのそういう要望というのは、どのような御決意でいらっしゃるのか、また、先ほどの具体的な点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　豊田駅北のロータリー、あるいは都道、技術的には不可能ではないかと思います。ただ、多摩平、豊田の南北のまちづくりの体制なり形態がある程度はっきりした段階で、駐輪場も含めた鉄道敷地の利用ということを、促進を図る必要は感じております。

また、そのような方向で協議もし、鉄道事業者とも相談をしながら、少しでも駐車スペースの確保という問題を取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ぜひＪＲあるいは東京都等に、先ほどの法改正でも協力をしなきゃいけないというような、かなりの文言も規定をされたということでもあります。どうか、北口で、さっきちょっと申し上げるのを忘れたんですが、臨時駐車場に使っている都道の、あそこの歩道の部分においてもパーキングポストを設置してもらうとか、こんなことも当然考えられることではないかというふうに思っているところでございます。

次に、日野駅でございますけれども、先ほど、常時670台ほどの自転車が放置をされている、こんなお話がございました。これは恐らく670台のほとんどは日野駅東側、つまり線路より立川側で、かつ甲州街道より南側、この辺の地域に私は集中しているんではないかと思っております。

先日も神明三丁目の高速道路のわきに住んでいる方から、高速道路の下の周辺に放置自転車がふえて困る、通るのに狭く、車が来ると大変危険な状態であるという、おしかりの声をいただきました。ましてこの日野駅東側、甲州街道よりも南側、こんな地域においては、第一小学校の隣に今一つ駐輪場があるだけであります。さらに、この日野駅東側から駅を利用される人たちは、新しくできた立体の日野駅西駐輪場、これは大坂上の踏み切りが封鎖されているために、なかなか利用できないのが実態であります。よっ

て、ぜひともこの東側地域における駐輪場建設、これは本当に今、これの地域の人たちのかなりの要望というか、強い希望として今上がってきております。

どうか、日野駅東側の甲州街道より南側の駅周辺、駅周辺は難しいというようなお話でもありましたが、やや神明の方に上がった部分においても多少私はまだ余地があるというか、可能性があるんじゃないかというふうにも思っておりますので、この辺のところを中心にというか、重点的に、どうか駐輪場建設を急いでほしいと思っているところでございます。

これは要望としてお願いをしておきたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたしますけれども、今、市が土地を借りている駐輪場にしている場所、幾つか当然あるわけでございますが、聞く話によりますと、そのうちの幾つかが次の更新の手続きのときには返してもらいたいというわさ話が幾つかあったりしています。また、相続の関係で手放さなければいけない事情となっている場所等々、結構便利に使われている駅前等の駐輪場が閉鎖される可能性があるということも聞いているところでございますが、そこで、市として今駐輪場として借りているこのような土地について、少しずつでもいいから買収をしていくというような計画はあるのかどうか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　駐輪場のいわゆる問題の解決は、かなり今まで困難をしておる実情でありますが、法改正の趣旨に即してだんだんと現実的な整理をしていくことが、やはり解決の順序だというふうに考えております。

今御指摘の、借地をしている駐輪場のことで、多分、持ち主の方から、その土地の用途が進められたり、あるいは相続法に伴って処分をしたい、こういう御意向も生まれてくる可能性は十分ありますが、今、土地事情のことから言いますと、なかなか土地を買うということに積極的に対応しがたい一面もあります。いろいろ工夫をいたしまして、必要な面積を確保するということには、あらゆる努力をしていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

これ以上、駐輪場を減らさないためにも、ある程度長期的な展望に立たざるを得ませんけれども、必要なところについてはある程度の買収計画なども立てていっていただきたいと思っているところでございます。

最後に、また１点だけこれも市長にお聞きしますけれども、これからの放置自転車対策を考えますと、今、放置自転車対策に携わっている職員が非常に私は少ないというか、足りないというか、現実には今、１名の職員でやっているんじゃないかと思うんです。その１名も、カーブミラーだとか街灯だとか、そんな仕事をやりながらやっているということで、非常に、もちろん少ない人数の職員で最大の効果を上げるというのも当然のことでございますけれども、今後の撤去料の問題も含めてやっていくとか、ＪＲ等へのいろんな要請も含めて、常日ごろそういう要請行動として考えますと、やはり今の１人でやっていくということは無理があるのかということを感じているところでございます。多少、この自転車対策についての放置自転車対策、駐輪場建設も含めての、これの職員のちょっとスタッフを強化する必要があるんではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　スタッフの強化ももちろん必要だと思いますし、一番困っておりますのは、現場の作業に当たっていただく労務の方がなかなか確保しがたい、こういう事情もあるわけでありますが、なるべく市民の方々とトラブルを起こさない、こういう説得力のある対応もまた大切でありますので、そのあたりのことを十分配慮していきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

他市を見ますと、本当に放置自転車対策課なんていうのがあったりして、かなり重点的というか、力を入れてやっているのが結構多いんです。そんな意味で、ちょっと日野市の場合、極端にスタッフが少ないというか、足りないという感じを受けているもんですから、ぜひまたそれも考えていただいて、抜本的な対策、また駐輪場建設についても、ＪＲや都にしっかりとした協力要請をしていくということをまたしながら、１台でも多くの駐輪場建設についての努力をしていただきたい、このことをお願いして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって22の１、駅周辺の今後の駐輪場建設計画を問う！の質問を終わります。

一般質問22の２、日野市立総合病院の建て替えは16万市民の願いである「救急医療・高度医療」を兼ね備えた病院に！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○12番（田原　茂君）　さて、日野市立総合病院の建て替えの問題は、今、市民の皆様

が最も関心を持って見詰めている問題でございます。一体いつできるのか、どういう規模になるのか、どこにできるのか等々、二転三転する市長の病院構想にいら立ちにも似た市民の皆様の声が広がっております。そこで、今回、この市立病院の建て替えの問題を取り上げ、現時点での病院の建て替え構想の市側の見解と市民要望とのすり合わせをする中で、より市民要望に近い病院建設を目指していきたいと思っているところでございます。

まず初めに、病院事務長にお伺いをいたしますけれども、市民からの投書とか、あるいは直接聞く話とかいうことでの、市民の方々で実際に病院建設について望んでいる一つの声というんでしょうか、そんなものがございましたら、また建て替えの問題に関して、ちょっと、どんなものがあるか、教えて……御紹介していただければと思うんです。

○議長（福島盛之助君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

投書箱あるいは電話相談、あるいは直接お越しになられる患者さんもいるわけですけれども、ソフトの面につきましては、いわゆる看護婦、ドクターの接遇の問題もあるわけですけれども、最近の傾向の相談、苦情等は、やはりハードの面の、いつごろ病院ができるのか、このような老朽化の中にということとあわせまして、せめて日野管内における救急車に乗った場合は市立病院へ行きたい、そういう転院の相談が多いわけでございます。

と申しますのは、残念ながら現体制においては、例えば眼科の先生が当直の場合は受け入れできない状態でございますので、せめて、あるいはＩＣＵ、ＣＣＵという高度機器も受け入れ体制、ございませんので、どうしても遠いよその病院へ行ってしまう。そうすると、その後の転院によってよそへ流れるわけでございますから、そういった患者の高度医療機器、またそれの受け入れ体制、またそれに伴う受け入れのベッド等についての相談があるわけでございます。最近の新しい傾向かといえると思います。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

私も市民の方々から多くいただきました御要望が、やはりそのようなものでございました。まさしくこのような救急医療、高度医療ができる病院ということが、市民の大多数の方々が望まれている病院像ではなかろうかと思っているところでございます。まず、このような観点に立ちながら質問をさせていただきたいと思います。

市長は、今のところ多摩平の４－３ブロックに建て替えをしようと御提案をされているように認識をしております。そこで、この４－３ブロックにおける主な問題点について、整理しておきたいと思います。

まず第１点目は、多摩平支所の問題であります。多摩平支所は廃止にしてしまうのか、廃止にする場合、代替措置は何か考えているのか、利用されている住民の方々への了解、理解はどのように得ようとしているのか、これが第１点目であります。

第２点目、消防署の多摩平出張所の移転計画はどうなっているか。

３点目、社教センターの移転計画はどうなっているか。

この３点について、まず教えてください。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問にありましたように、現在、市では、市立病院の建て替えを多摩平四丁目３番地ブロックに構想として持っております。御質問にありました多摩平支所の廃止、あるいは消防署、社会教育センターの問題があるわけでございます。

先般、調査いたしました病院の基礎調査報告書では、この移転問題までは具体的に立ち入っていなかったわけでございますが、その後、市の行政内部で関係管理職が集まりまして、この問題を検討いたしました。それで、既存施設についての一つの内部的な方向づけはしてございます。

御質問にあります多摩平支所の廃止につきましては、３年前に市議会の方に廃止について御提案申し上げたことがございますが、このときはやはり市民への対応が十分でないというようなことがございまして、結果的には廃止というようなことには至らなかったわけでございますが、昭和61年の行財政調査会の一つの報告、あるいは多摩平三丁目４番地ブロックの土地利用等から考えますと、やはり多摩平支所のあり方をもう一回検討をすべきではないかと思っております。

それで、市立病院の建て替えを４－３ブロックに充てるとすれば、多摩平支所あるいは消防署、いろいろな問題がございます、幼稚園、保育園、これらについてどうしていくかということで、病院の建て替えに対する専門といいますか、専従の職員を置き、それから各行政分野でこの既存施設のあり方等、移転するかというようなことを議論していかなければならないかと思っておりますが、多摩平の廃止につきましては、住民サービスの中の特に総合窓口というような機能が現在ございませんので、その総合窓口についてどうするか、現在の状態でよろしいかどうかというようなことも検討し、また、御

質問にありましたような代替も検討し、存続するか、廃止にするか、規模を変えるかというようなことも、今後の検討課題ということで、まだ私の方の段階では、廃止というようなところまでの結論には至っておらないところでございます。

ただ、次に消防署の移転でございますが、これは病院建設の構想以前に、平成元年から消防署を平山地区に移転したいという考えがございまして、消防庁と協議を進めてまいったわけでございますが、西平山の土地区画整理事業の中に土地を確保いたしまして、ここに移転をするというようなことで、地元説明会も行ってきたわけでございますが、まだ地元の了解まで至ってないわけですが、これにつきましては、ここで改めて地元説明会にまた入ろうと思っておりますが、地元の自治会長の役員構成がまだここで決まっておりませんので、新たな自治会の役員さんが決まった段階で、この消防署の移転について、また説明会をし地元の了解をとるようなことを進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、社会教育センターにつきましては、基礎調査報告書では、第２期工事分というようなことになっておりますが、しかし２期だからゆっくりしていいということではございませんで、当初から具体的にその扱いを決めておく必要があろうかと思います。現在、社会教育センターの賃貸契約は平成10年10月に切れることになっておりますが、切れるから、ただそれで返してほしいということにもならないかと思います。そういう中では、やはり代替の土地、あるいは施設の助成、そういうようなことも考えていかなければならないかと思いますが、この多摩平四丁目３番地の案は、多摩平四丁目３番地にある既存施設の建て替えをも含めて、病院の現在ある敷地との交換というような大きな考えの中から出てきたものですので、社会教育センターも場所の問題がまだ決まりませんけれども、その原点に行けば、現在ある病院のところに土地を用意するのが一般的な考えであろうかと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

かなり難しい問題を包含しながら、しかしながら市の対応としてまだまだ煮詰まっていないところが明らかになったわけでございます。平成３年の３月議会で、たしか多摩平支所の廃止の問題ということが今思い出されるわけでございますけれども、あのときは市民への対応というよりも、むしろ市長の方の提案で、豊田駅の等価交換で得た市有地の中に出張所的なものを設けるということの、ある意味では代替案を言いながら、それができなかったということがあって、そんな意味での（「つぶしたんじゃない」と呼

ぶ者あり）、いや、そうじゃないですよ、あれは。つぶしたんじゃないんです。提案そのものがずさんだったんですよ。それを思い出していただきたいと思います。そんな意味で、市民の対応というよりも、市長の計画のずさんさの中での代替措置等も何ら形あるものが出されていないということでの反発があったと思います。

そのときは何人かの議員がやっぱり一般質問で取り上げておりました。その中で一つ言えるのは、統廃合という意味では賛成である、しかしながら、今回の提案については余りにもずさんであり、代替処理が何ら提示をされていないという、そういう約束をしておきながら提示をされていない、こんなことでの廃止を強行しようとしたという、こんなことが計画的にあったということでありますので、この問題についても、その縛りがまだ当然残っております。そんな意味では、かなりこれも市民感情からしても大変難しい問題ではないかというふうに思っているところでございます。

また、消防署の移転についても反対者がいらっしゃるということでありますね。もうこれからいろいろ対策協議会等々の対応ということでもあるんでしょうけれども、二十数名の反対者がいらっしゃるというようなことも聞いておるわけでございますが、これについてもかなりの難しい問題があるなということを感じております。

また、社教センターについても、２期工事で行われるということはあったとしても、当然それはもう、２期工事といっても今から対策を練っておかなければ当然できない問題でありますので、それを考えますと、先ほども部長の方からもちょろっと出たように、やはり当然こちら側の一方的な事由で移転をしてもらうという、こんなことであれば、当然のことながら土地とともに、その建物もある程度面倒を見なければいけないんだろう、こんなことも当然出てくる問題であるというふうに思っております。そうすれば、またその建物等で何億というお金がかかるのかということも考えざるを得ないというところで考えますと、当然これはまた別な意味での議論になるのではないかというふうにも思っているところでございます。

こんなことを考えてまいりますと、一つずつこんなことの点検というか、問題点を洗ってみますと、かなりこの４－３ブロックにおいてはハードルが高いのではないかということを感じているわけであります。

また、先ほどのような問題が幾つかある中で、当然いつまでたっても結局はかけ声だけで建て替えのめどが立っていかないという現状があるわけであります。

現に市長は、昨年の12月議会において、平成７年には予算計上をして何らかのスタートを期していきたい（「そうだ。はっきり言った」と呼ぶ者あり）と、明確に、わずか

4カ月ちょっと前に、この議場ではっきりと発言をしているわけであります。しかし現実は、本年度、10億円の積立金も見合わせている。また、調査費と称して500万円の計上をしてお茶を濁しているという、こんなことで本当に平成7年から何らかのスタートができるんでしょうか。南多摩医療圏の病床数がふえたからといっても、早くきちっとした計画だけでもきちっと出さなければ、市立病院に病床数の枠が回ってくるかどうかもわからないという、こんな状況でございます。

ここで市長に、一度、お尋ねしておきます。この4－3ブロックでは、先ほどのように何点かの結構ハードルの高い問題があります。これらの問題についてどう考えておられるのか、それでも市長は、この4－3ブロックに平成7年から何らかのスタートができると今思っているのかどうか、そしてなぜ10億円の積立金をしなかったのか、これの理由を含めて教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御指摘をいただきました。一々胸に十分こたえる課題であります。御指摘のことを配慮しながら取り組みを進めていきたい、こうお答えをするのが現状の立場でございます。

今年度、調査費も計上いたしておりますとおり、具体的な調査の見通しをある程度、方向づけを行いまして、一歩一歩と確実な前進を図っていく考えであります。

これまで積み立ててきた建て替え基金も、ことしはなぜ詰めなかったかということに対しましても、財政の事情ということで今までもお答えをしたつもりでもございますし、それで何か責めが全うできるというふうには考えておりませんので、いろいろな方策を講じ、総合的な、具体的にまた前進に合わせながら取り組みを進めていきたい、こう考えております。ことしの大きな仕事として、なるべく早く見通しを持ちたい、こう考えておりますことだけを申し上げて、大変不十分だろうと思っておりますけれど、お答えにさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　かなり弱気に市長、なっているような感じがいたしますね。

本当に市長の答弁は、いつもポーズというか、本当に形だけというんでしょうか、そんなことが非常に感じられてなれません。（「ポーズじゃない。」と呼ぶ者あり）冷静に考えればそうじゃないんでしょうかね、恐らく。そう感情的にならずにですね。私はそうと思いますよ。冷静に考えればそうですよね、本当に。

だって、10億円積んでいくということで市長は姿勢として今まで提案をしてきたんで

す。ですから本当に建てる気があれば、何が今財政的に困難であっても、行政側として、市長として、何が今必要なのかという、市民の要望に対して今何が本当に必要な事業なのかということを、市長、考えてないんじゃないでしょうか。この財政事情がどうあったとしても、今、この市立病院の建て替えというのは16万市民が一日でも早く高度医療、救急医療ができる病院を建ててほしいというのが、私はある意味では最大の今、市民の要望の最重要、また最初に取り組んでいかなければならないという、こんな事業ではないか、こんなふうに思っているわけでございますが、それを資金的に、財政的にも苦しいからという理由だけで、お金がなければ当然できないこの事業を、10億円を積んでこない、今回、積んでないということは、まさしく市長がこの日野市立総合病院の建て替えに対して、やる気がないんだということを断じてもいいんじゃないでしょうか。こんなことを強く私は思っているところでございます。

いずれにいたしましても、この４－３ブロックでは余りにも問題が多過ぎるということを、まず指摘をさせていただきます。

そしてまた、次に、根本的な問題ですが、この４－３ブロックでは果たして大多数の市民の皆様が要望している救急医療、高度医療の機能を兼ね備えた病院ができるのかどうか、根本的なところですけれども、この辺を教えてください。お答えをしてください。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　医療の施設につきましては、御案内のように、第１次医療といいますか、プライマリーケア、診療所、開業医さんの施設がございます。２次医療といたしまして、入院施設があります一般的な病院、それから、それ以上の高度医療、あるいは救急医療を備えたものが３次医療というふうに言われております。

御質問にありました高度医療あるいは救急医療の件でございますが、この４－３ブロックの敷地は9,440平方メートルでございまして、都市計画上の容積率等からいきますと、１ベッド当たり60平方メートルと換算いたしまして300の病院が可能となっております。

それで、高度医療の病院は、一般的には大学病院、あるいは国立、あるいは県立といいますか、都立、県立等がその役割を持っておるところが多いわけでございますが、それに近い医療につきましては、自治体病院で300から500ぐらいのベッド規模の病院がございます。したがいまして、300のベッドで一応一通りの医療施設、スタッフはそろうというふうに判断しておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　いま一つわからないんですが、今、言葉の上では救急医療、高

度医療に近いようなものができるというような御答弁だったかという感じがするんですが、それでは具体的にお聞きしますけれども、例えば、夜中に子供さんが腹痛を起こした、どうしても医者にかからなければいけないというこのときに、すぐ診てもらえる、そういう病院になるんでしょうか。

そしてまた、いわゆる先ほど病院事務長がおっしゃったようなＩＣＵ、ＣＣＵ、このようなものを取り入れた病院になるんでしょうか。

または、ＭＲＩというような最先端医療機器などを入れられるような、こんな病院になるんでしょうか。こういう具体的な質問としては、どうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　お話にありました、子供が夜間、救急というようなことの件でございますけれども、救急医療につきましては、１次救急といいますか、救急指定病院ということは許可は取り、受け入れ体制はできます。しかし、どんな疾病に対しても救急を受け入れるかというような、受け入れられるような病院と申しますと、やはり救急・救命センターというスタッフなり施設が必要でございます。近くでは、三鷹の杏林大学、あるいは青梅の市立病院等がございますけれども、そこであれば一通りの病気を一応救急で診るということになりますが、300、400規模の病院のスタッフでいきますと、やはり救急の受け付けはいたしますものの、スタッフが全診療科目に備えるというような配置ができませんので、やはり現在の病院ですと１人の当直ですが、少なくとも２人、３人ぐらいは置けますが、そこに小児科のドクターがいない場合には、やはり近隣の救急指定で小児医が待ち構えているところにお願いするというようなことになろうかと思います。ですから、オールマイティーの救急医療ということは難しいと思います。

それから、お話にございましたＩＣＵとかＭＲＩでございますが、これは300規模の病院では設置することはできます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

そうしますと、救急指定病院ではあっても、本来の救急医療にはならないということでしょうか。これが一番大事な私は点だと思うんですけれども、やはり市民の皆様から今一番苦情が多いのは、子供さんなどが夜に急に腹痛を起こした場合でさえも、市立病院へ電話をすると「きょうは耳鼻科だからだめです」と、いとも簡単に冷たく断られてしまうという、この辺のところが非常に、何のための市立病院なのかという、こんな投

げかけが今一番多く寄せられているところであります。まして、ちょうど今、建て替えの時期でありますので、市民の方々は、そういう意味で、どうせつくるんだったらそういう夜間でも何でも、どんな病気でも診てもらえる病院にしてもらいたい、これはやっぱり市民の方々の一番切なる病院建て替えについての願いであります。

また、高度医療については、多少そういった機器は入るというようなお話ではございますけれども、やはり300床程度では、ある程度の無理があるんだろう、こんなことを思わざるを得ません。

先ほど青梅市立病院の話も出ましたけれども、３年ほど前に私どもが議員の研修会で講師として院長に来ていただきました。そのときに、青梅市立病院の院長は、いわゆる公的病院の使命、これはもう当然、自分の自治体病院を意識してだと思いますが、公的病院の使命は、救急医療、高度医療を行うことだ、と言い放ちました。全くそのとおりだと強く共鳴してお聞きした記憶がございます。

そのように、やはり公的病院であれば救急医療、高度医療を目指すべきであります。最初は300床程度であっても、やがて増築ができ得るような、そのような場所を私は再度、求めるべきではないでしょうかと御提案をさせていただきます。

それとともに、今後の高齢化社会を考えますと、病院がやはり保健福祉医療の中核にならなければなりません。また、在宅福祉の中核にならなければなりません。寝たきりにならないために、リハビリを中心としたいわゆる老人保健施設としての中間施設もつくらなければなりません。３年ほど前に、我が会派は兵庫県の伊丹市へ行って、この中間施設を見てまいりました。そのとき、担当者の方が、市立病院と併設をすべきだったと、つくづく言っておりました。国民健康保険の適用の問題、医師の問題等々、とにかく併設が望ましいということでございました。話は戻りますけれども、在宅福祉のもう一つの機能として、在宅サービスセンターなども併設ができれば、文字どおり保健福祉医療の一体となった施策が実行できるわけであります。

今、国や都も、保健福祉医療の一体となった在宅福祉政策を打ち出しております。したがって、このような病院と中間施設と在宅サービスセンターなどが併設されたような施設をもしつくるということになれば、かなりの補助金等も援助してくれるのではないかと、こんなことも思っているところでございます。

したがいまして、今の４－３ブロックでの市立病院の建て替え構想が暗礁に乗り上げているのであれば（「まだ乗り上げていない」と呼ぶ者あり）、少なくとも私には暗礁に乗り上げているように見えるのですが、ここで180度の方向転換をし、救急医療、高

度医療を目指せる、かつ中間施設等を併設できる、そのような場所を改めて求めるという作業をしていくべきじゃないのか、こんなことを市長に再度お伺いしますが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　配慮を尽くすということは言うまでもありませんが、現在は私どもとしては四丁目３番地ブロックを予定地として検討をするという作業を、可能性を求めて進めておるということで、お答えをいたしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　なかなか厚い壁があるようでありますけれども……。

先ほどから申し上げているように、やはり病院が中核となっての保健福祉、政策の展開とともに、さらに言うならば、病診連携というか、ホームドクター制を確立をしていく中で、やがて各中学校区にできるであろう在宅サービスセンターの中で、地域のお医者さんが訪問医療をしていく、このような将来構想を描きながら病院の位置づけをしていかなければならないのではないかと思うわけであります。ですから、最初から場所ありきではなくして、こういう施設、こういう規模にするためにはどこに建てたらいいのかという、この発想の転換を今こそ図るべきではないのか、このことを強く市長に（「オープンに、みんなで論議しなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）投げかけをさせていただきたい、こんなように思っているところでございます。

よく、この予定地について、かつても議論が出ました浅川スポーツ広場、あるいはまた多摩平団地の建て替えの際に、公団から、ある意味ではかなりの土地を拠出をさせるとか、こんなことも当然考えられるわけでございます。場合によっては今の多摩川苑福祉ゾーンについても、この病院をうまく位置づけるということも当然可能性としては残っているわけでございますので、その辺のところについての再度の御検討というか、お考えというものを、どうか今、４－３ブロックが前進をしないのであれば、そういったところにやはり可能性を見つけて模索をするということが、私は大事な時期なのじゃないか。なおかつ、先ほど申し上げたような保健福祉医療といったものを考えると、そういう将来的な構想を考えると、まさしくその方向が今必要なのではないかと強く思うわけでございます。

もう一度、市長の、この例えば浅川スポーツ・公園、スポーツ広場、多摩平台団地の建て替えの際の土地を提供してもらうとか、あるいはまた多摩川苑福祉ゾーンに病院の位置づけができないのか、こんなことを再度、市長、どう思いますか。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　現状は、お答えしておるとおりであります。それぞれの今、御提言のあった場所は、既に用途を決定しておるということで、御理解をいただいておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　　かたくなな態度が……浅川スポーツ広場といったって、これは中学校用地として、たしかとってあったと思っておりますけれども、果たして今のこの状況で、中学校の土地が、まあ中学校そのものが必要なのかということも、やはり議論をする、今、時期ではないかと思っているところでございます。そんなことを含めて、そうかたくなな態度をとらずに、どうかこの問題は大変重要な問題であるがゆえにこれは各議員も取り上げている問題でございます。本日は、問題提起的な形にならざるを得ませんでしたが、今後も角度を変えて、この市民要望の角度から再度お聞きする機会を持ちたいと思っております。どうか、きょうの問題提起を重く受けとめていただき、方針転換を図るべく御検討をお願いしたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって22の２、日野市立総合病院の建て替えは16万市民の願いである「救急医療・高度医療」を兼ね備えた病院に！の質問を終わります。

一般質問23の１、市立総合病院の建て替えについて問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（奥住日出男君）　　きょう、午後、同じような質問が目白押しで、大変お聞きにくいかと思いますけれども、簡潔に進めますので、若干の時間をいただきたいと思います。

ただいま田原議員の方から質問された内容に大きく関与していますので、ダブりを省きまして、私なりに絞って質問させていただきます。

この市立総合病院の建て替え問題、さかのぼりますと昭和61年の９月、ちょうど今から８年前ですか、病院の方から調査依頼をいたしまして、建て替えについての調査依頼をして、それが翌年の昭和62年６月に我々議員の手元に、その結果がまいりました。62年の６月でございます。それから年月がたちまして、一昨年、平成４年９月に、やはり基礎調査をいたしまして、昨年の３月に私どもの方に、この調査結果が出されたということで、過去９年間に二度出されております。

その内容というのは、何ら変わらない。すなわち昭和62年６月に私どもの手元に来た内容というのは、市立病院長、いわゆる三田さんの名前で来たわけでございますけれども、そのときの要旨というのが、病床数は300床にする、診療科目も16診療科目。それで、昨年出された結果が、やはり同じような300床、診療科目が12ですか、違うところが１点だけ、それは建設費の問題。昭和62年に出されたときには300床の病院を建てて６階建てで65億円、昨年出されたのが189億という、３倍というような巨費になっているわけでございます。

先ほどの田原議員とのやりとりで、市長が一定の方向づけをして一歩一歩前進を図っていきたい、時間はかかるけれどもなるべく早く実現をしたいんだということを申されました。一歩一歩前進を図っていくということであれば、あれほどの大きな事業でございますから、なぜ昭和62年のときに真剣にやらなかったのか。聞くところによると、かなりの、当時で300万ぐらいかかったんですかね、それが立派な資料がほごにされてしまって、昨年出された調査結果、当時出された調査報告書の約半分の大きさですね、これだと。半分の大きさ。もちろんお金がかかっているんです。これは市長名で私どもの手元に来た。前回のは病院長名で来たという、そこが違うんですけれども、市立病院を建て替えるんだということが、もう長年言われてきて、耳が痛くなるほどこの議会の中でも多くの議員がやりとりをやってきた。過去８年間にわたって。その都度、やる気があるのかないのか、よくわからない。そんな状況で来たわけです。きょうは、はっきりと、その辺の熱意、やる気があるのかどうかをお聞きしたい。

昨年の３月に私どもの手元に来た、この調査報告書、これは各機関に配布をされました。どういうことで配布されたか。これは、早期具体化への協力のお願いなんです、この案内書を読みますと。ぜひ御理解をしていただきたい、事業の早期具体化に協力を願いたいということで、これが配布をされている。当然、医師会を初め関係機関は前向きに検討してきたわけでございますけれども、ちょうど１年経過いたしました。先ほども田原さんとのやりとりの中で、既存の施設についての移転計画等々の質問がございましたけれども、この１年間、市当局としては、この問題について何をどう進めてきたのか、まず１点、お伺いしたい。きちっと御答弁をお願いしたいと思います。

ダブりますけれども、私も当然、今年度の基金の積立金10億円が削られる、しかも２月１日の人事異動では、病院特別参事がポストがなくなる、これは、やる気がないんだな、こういうような気持ちになって、市民も、それがちょうど選挙の時期でしたから、その話をしましたら、非常にがっかりしていた。

そうかと思うと、一方では、ある政党の方が、我々の政党以外は全部、この病院建設に反対をしているような、こんなことを言っている。大変問題がある（「もっとはっきり党の名前を言え」と呼ぶ者あり）。こういうことを聞きまして、私も、その党の名前を出しながら市議選を戦いました。私どもは、反対はしておりません。きちっと市立病院を建て替えなきゃいかぬ、こういうことをやってきたわけです。しっかりとした指針がないもんですから、どうなるんですか、どう進めていくんですかということを、やりとりやってきた。にもかかわらず、１年たっても、この基礎調査結果の報告書の進展が一向に見られない。これを配って、皆さん待っていますけれども、当局としては何をどうしてきたのか、まずそれを１点。

もう１点は、昨年の12月に東京都の保健医療計画についての見直しが出されました。この資料によりますと、南多摩保健医療圏の一般病床の必要病床数、1,165不足しているということです。当然、日野市としても総合病院の建て替え問題を検討しているわけですから、この計画を早急に出すべきであるというふうに考えますけれども、その辺の意気込みをお伺いしたい。

といいますのは、第３次基本計画の中で、いろいろと意見を集約しております。この中で、病院問題、地域医療体制の充実ということで、２ページにわたって意見が出されているんですけれども、この意見に対してほとんどの方が、建て替えてほしいということです。担当課の回答としては、建て替えます、ということを言っている。それと、建て替えるには都の保健計画、いわゆる保健医療計画、これがはっきりと出ないんで、出た時点で建て替えについて具体的に検討するという、こういう回答をしています。それと、病院建設に当たっては、市民、行政、医師、学識経験者等からなる地域保健協議会というのがありますけれども、そこら、病院審議会等で検討をしていきたいということを、こういう市民の意見に対しては答弁をしています。

私が言いたいのは、ことしの３月７日に、ちょうど選挙が終わった後ですけれども、地域保健医療協議会が開催をされました。そのときに、医師会の方々から、南部地域の話と同時に、医療圏の一般病床の必要病床数が1,165不足している、日野市としては早いもの勝ちだから早く計画書を出した方がいいですよという、こういうある医院の方が意見を出しました。それに対して市長の答弁は、協議会、いわゆる地域保健協議会の方から意見書を提出してみてはどうですかという、全くの他力本願。本当に行政としてやる気があるんであれば、それに渡りに船とばかりに、ぜひやりたいから協力してほしいということになるんでしょうけれども、意見書を提出してほしいというようなことを言っ

ている。ですから、担当課が南部の医療圏のベッド数がこのように変わってきた、それによって見直される、そのときにやると言っている。ところが、行政のトップは、そういう地域保健協議会を大事にしていると言いながらも、なにか、ちょっと消極的な答弁が出たんで、本当にやる気があるのかどうかということの、ちょっと懸念したわけですけれども、その辺がどうなのかどうか。

それと、昭和63年に、この議会の中に市立病院等対策特別委員会が設置をされました。かなりの年数が経過しているわけですけれども、この対策委員会、病対の位置づけ、これをどういうふうに評価しているのか。事あるごとに病院対策委員会の何か意見等を出すと、地域保健協議会があるからと、そちらをどうも重要視している。そちらの方で話を聞くと、なにかそこでも消極的である。こういうことを聞くと、本当に執行部としてやる気があるのかどうか、疑いを持つという、こんな感じをしたわけでございます。

こんな経過がずっと来て、昨年の12月に御案内のように市立総合病院の早期建て替えにかかわる決議案、これが全会一致で本会議で可決をしている。一連の今までずっと申し上げてきたこの動きの中で、執行部として本当に市立総合病院の建て替えをやる気があるのかどうか、まずお考えをお聞きしたいと思います。

簡単で結構ですから、やるのか、やらないのか、それだけお答えください。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今まで紆余曲折があったということも反省いたしております。ぜひやりたいと考えておりますので、ひとつ、議会の議決に基づいて、ぜひやらせていただきたいというふうに申し上げて、決意表明をさせていただきます。（「何年たっているんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　やるという決意表明を、今、出されました。若干、確認をさせていただきます。

それでは、昨年の基礎調査報告書、これが出されて、先ほど田原議員とのやりとりの中で、企画財政部長が、支所の問題と消防署の問題、社教センターの問題について、話をされましたけれども、全くあの内容は、解決しているとは思えない。なにか今回の、大変失礼な言い方で、怒らないでくださいよ、私の実感ですけれども、通告した質問に対しての答弁のような感じがしたんです。ですから１年も経過したわけですから、当然、自信を持って、今市長の決意を受けるんであれば、担当部としては、この１年間、我々はこういうことをしてきた、庁内ではこういうことをしてきたということが出されてし

かるべきです。ですから、今の市長のやりたい、やる、やらせてくれという、こういう決意表明は私は高く評価しますけれども、それに対して担当部としてはどんなような形で、市長が今、決意表明をするまでの間、どんな動きがあったか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　昨年３月の調査報告書を作成以降の件でございますけれども、先ほどの田原議員さんの御質問にも若干触れましたけれども、市役所の関係部署といいますか、既存施設があります関係部署の管理職10名によりまして、一応この既存施設の扱いをどうするかというようなことで、７月と８月にかけて検討いたしました。そして、一つ一つの施設について、どうしたらいいかというようなことの方向は、一応その中では出ております。あとは、それをどう実行していくかということになろうかと思います。

あとは、先ほども申しましたように、専門の準備室といいますか、そういうようなものを設け、あるいは財政的な裏づけもして実行するわけでございますが、一方、そのほかに東京都にはベッド既成が緩和されましたことにもよりまして、市としてはこういう計画があるというようなことを東京都にも申し上げておるところでございます。

また、地域保健協議会についても、この構想について一応お話をした経過がございます。あとは、条件整備をしていくということになろうかと思います。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　今、市長と部長の方から、経過とその決意を受けたんですけれども、問題は、これからどうするかです。どういうふうに進めていくのか。もう、余りにも長過ぎたんで、質問する方も白けているんです、聞いていると。それじゃいけませんから、我々はやっぱり要望する側ですから、頑張らなきゃいけないんですけれども、地域保健協議会で、今、財政部長が話をしてあるというふうにしました。確かに私もその場で聞きましたけれども、そのやりとりが非常に白けちゃうんです。何となく燃えないものがあるんですよ、そのやりとりの中に。というのは、もう医師会の先生方というのは何でも承知していますから、かなりトーンダウンしたようなやりとりになってしまう。ですから、本当に市長がどうしてもやるんだ、建て替えるんだよ、というような意気込みがあるんであれば、人間ですから、目を見て、口をききながら、よしこれはやる気があるな、というような形になるんでしょうけれども、どうも、いまいち、そういうあれが見えてこなかったということですから、今、決意を聞いたわけですけれども、そ

れはもう市長がやる、やらせてくれ、ということですから、それはやってください。ぜひそれはやってもらわないと困るんで、ぜひそれはもう一日も早くやってもらいたい。

問題は、具体的に、今後どんなふうにやるとか、それをはっきりと、いつごろ、どうするのか、そこを、もうそういう意気込みでやるわけですから、これから検討するということはもうないでしょうから、少なくともう、平成、ことしは6年ですから、もう来年には基本設計をつくったり、実施計画に向けて当然やるんでしょうから、その辺の日程をぜひ、意気込みがあるんですから、お聞きをしたいというふうに思います。

具体的な計画等について、御答弁いただけませんか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　病院建て替えは、一応多摩平四丁目3番地ブロックを予定し、どういうふうに進めていくかというような手順につきましては、持ち合わせておりますけれども、それのまだ日程とか、財政的なことについては、まだ申し上げられる状況ではございません。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　まだ申し上げられませんということは、まだ何も考えていないのか、ある程度、考えはあるけれども今発表できないというのか、どちらなんですか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　一応手順として、先ほど申しましたように、これとこれを一つずつ片づけていくというような手順については、スケジュールといいますか、そういうようなプログラムについては持っておりますが、それをどの時点から手をつけるかというところまでは、やはり、どうも申し上げられない。

特に、財政的なもの、あるいは議員さんの中からの御発言の中で、やはり規模とか内容とか、そういうようなこともございますし、そういうようなものをさらに今年度の調査で検討をしていきたいというような考えを持っておるわけでございます。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　規模とか内容とか、今年度の調査でというんですけれども、昨年の3月にこういう調査結果が出たんですよ。何だったんですか、この基礎調査は、これは。300床というものもあるし。それで、東京都に今、話をするということ、ですからもう、これ、調査結果が出たんでしょう、これが基本になるんじゃないんですか、これが。（「それは選挙の時間稼ぎだよ」と呼ぶ者あり）大変なことですよ、もしこれが選挙の時間稼ぎとか、そういうふうになったら。大変なことですよ、これは。

それで、市長にちょっとお伺いしますけれども、あした発行のこれ、広報ひのです。あしたの発行ですね、広報ひの。これが私どものポストに入っていたんですが、この中で、市民参加シリーズ、市民公聴会という、かぎ括弧で「開催」ということになっています。５月14日、午前10時から市役所の５階の505会議室において、内容は、市立病院についてというテーマなんです。それで、市民公聴会を開催するというんです。これ、何やるんですか、ここで。ですから、こういうことがどんどん出ると、市民の方というのは、今まで市立病院、みんながこれ建て替えるんだ何だかんだと言っていたけれども、あれは選挙用だったのかという方もいるでしょうし、受け取り方がね、ですからああ、これから市立病院についていろいろやるのかなという、これからがスタートかなというような、そういう見方もいるし、申し込みが４月28日までになっていますから、かなりの方がこれ、参加すると思うんです。ですから、どんなふうにこれがやられるのか。ですから、こういう公聴会の位置づけ、あるいは議会にある市立総合病院対策特別委員会の位置づけ、さらには、地域保健協議会、医療協議会です、こういったそれぞれの機関があるわけですから、何かこう、ばらばらやっているような気がしてならないんです。

今言ったまとめとして、いわゆるこれから、今、企画財政部長は、調査費、ことし500万ですか、計上されましたね、あれでさらに方向づけをしたいということですけれども、ですから何を方向づけするのか。またこれがどっかへ行っちゃうのか。これを参考に当然するんでしょうけれども、では今まで１年間、これ、何をやっていたのかということになるんです、議会で貴重な時間を費やして。これから何やるんですか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　これからさらに一歩進めまして、その４－３ブロックへの300床規模の病院の、どちらかというとソフトの面と、それから基本設計へ向けての調査ということでございます。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　平行線で、時間がただただ経過をするのみですから、もう集約に入りますけれども、結局、何か公聴会にしろ、こういう病院の問題にしろ、議会がこれだけ一生懸命みんなやっているわけです。委員会まで開催したり、質問やったり、その都度、こういうやりとりをやってきて、何年もかかってやってきている。病院問題なんていうのは、１党１派でできるもんじゃないんですよ、これは。党派を超えて本当に真剣でなきゃいけない。それを、あの党、自分たちの党以外はみんな反対しているとか、そういうことをどんどん言ってきている。自分たちがやらせないようにしている。

（「そんなこと、やってないわよ」と呼ぶ者あり）事実なんだから、これは。やっているんだから、そういうことをはっきり。ですから、そういう事業じゃないんですよ、病院問題というのは。200億近いお金をかけるわけですから、ですからもっと執行部側も真剣に、私は真剣じゃないとは言いません。ですけれど、今までのやりとりを聞いていると、何かその場をうまく時間が経過すればいいなというような感じのやりとり（「そんなことない」「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）いや、そうですよ、本当に。ですから、本当に真剣になって考えてほしいということを、これ、要望します。

それで、市立病院のことで今回は質問をしたわけでございますけれども、南部地域の問題も、本来ならば、あっちへ行ったりこっちへ行ったりして三転四転してきたわけでございますけれども、この間にはいろんな事実があったんですよ。私も共産党さんの赤旗に、高幡、いわゆる南部地域に病院建設反対している１人だと名前を書かれたの。ですから私は共産党さんに「顔写真を入れてくれ。名前だけじゃわかんないから、ぜひ次回からは顔写真を入れてＰＲをお願いします」ということを要望したんですけれども、反対していないんですよ、我々は。ですから具体的にどうなんですかという、そこのところが消えちゃっているもんですから、その間のやりとりが見えないもんだから、あるところをとって反対だ、何だかんだという、こういうことがずっと今まで来ている。（「特別委員会の趣旨にそぐわない」と呼ぶ者あり）そんな問題じゃないんですよ。やはり市民が主権者であるんであれば、やはりこういう大事業というのは本当にもう議会が真剣になってやらないかぬ。こういうことなんです。

ですから南部地域の病院問題だって、市長が二眼レフ構想を出す前に、これは昭和61年に交通便利なところに病院を誘致したいという、これがスタートですね、市長のスタート。それで、翌年の昭和62年には南平駅の近くにつくりたいという、こういうことを言った。そうしたらば、それを聞いた町田市内のある病院長さんが、ちょうど私はそのとき市立病院の対策特別委員長をやっていたもんですから、そういう話を聞いたんで、ぜひ病院を建設したい、市長に会わせてほしい、ということで参りました。これが、そのときの資料なんです。速達で来たんです。全部書いてあるんです、この中に。こういう規模の病院をつくりたいという。これは平成元年の２月、このときには病床数は250床、診療科目は９科目、2,000坪の土地も用意しましたという、こういうことで来たんです。私も大変いい話だからということで、市長に面会をしていただきましたら、そのときの市長の答弁というのは、いずれ病院誘致について公募するからそのときに応募してみてください、こういうことだったんです。それが平成元年の２月です。

ところが、その後、そのときにやっていれば間に合ったんですよ。今回の、昨年の12月の見直しの５年前ですから。ところがそういうことで、公募するどころか何もしないでずっと今まで経過している。ですから、我々議会の、議会人というのは一生懸命になってそういうことをやっている。ですから執行部側も、やはり真剣にそういうことを考えていただいて、少なくともこの病院問題というのは大事業ですから、今の市長の決意、これをぜひ短期間に、短時間で仕上げていただいて、ぜひこの場で、我々が質問する前に市長の方から、行政報告でも何でもいいですから「この病院問題についてはこのようにする、こういう計画を立てました」ということをはっきり出していただきたい。

このことを要望して質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって23の１、市立総合病院の建て替えについて問うの質問を終わります。

次に、日程第２、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第３、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第４、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研

究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第５、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第６、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－10号、公園建設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－10号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６－10号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決し

ました。

これより議員提出議案第１号、住宅都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君）　住宅都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書案でございます。案文は、お手元に配付いたしてございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１号、住宅都市整備公団の家賃大幅値上げに関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第２号、細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○10番（中谷好幸君）　細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書でございます。案文については、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２号、細川首相の佐川疑惑解明を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第３号、地方分権の推進に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○27番（小山良悟君）　議員提出議案第３号、地方分権推進法の制定を求める意見書案でございます。提案の趣旨はお手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第３号、地方分権の推進に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際、「会議の閉会」の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、「会議の閉会」の件を日程に追加し、議題にすることに決しました。

「会議の閉会」を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会議に付議された事件はすべて議了しました。よって会議規則第７条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議なしと認めます。よって今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

午後８時53分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会臨時議長	旗野行雄
日野市議会議長	福島盛之助
署名議員	天野輝男
署名議員	板垣正男
署名議員	江口和雄
署名議員	佐藤洋二